

特別会計に関する法律案参照条文

○ 財政法（昭和二十二年法律第三十四号）（抄）

第十三条 国の会計を分つて一般会計及び特別会計とする。

② 国が特定の事業を行う場合、特定の資金を保有してその運用を行う場合その他特定の歳入を以て特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合に限り、法律を以て、特別会計を設置するものとする。

第十四条の三 歳出予算の経費のうち、その性質上又は予算成立後の事由に基き年度内にその支出を終らない見込のあるものについては、予め国会の議決を経て、翌年度に繰り越して使用することができる。

②（略）

第二十条（略）

② 衆議院議長、参議院議長、最高裁判所長官、会計検査院長並びに内閣総理大臣及び各省大臣（以下各省各庁の長という。）は、毎会計年度、第十八条の閣議決定のあつた概算の範囲内で予定経費要求書、継続費要求書、繰越明許費要求書及び国庫債務負担行為要求書（以下予定経費要求書等という。）を作製し、これを財務大臣に送付しなければならない。

第二十八条 国会に提出する予算には、参考のために左の書類を添附しなければならない。

一 歳入予算明細書

二 各省各庁の予定経費要求書等

三 前前年度歳入歳出決算の総計表及び純計表、前年度歳入歳出決算見込の総計表及び純計表並びに当該年度歳入歳出予算の総計表及び純計表

四 国庫の状況に関する前前年度末における実績並びに前年度末及び当該年度末における見込に関する調書

五 国債及び借入金に関する前前年度末における実績並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込及びその償還年次表に関する調書

六 国有財産の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込に関する調書

七 国が、出資している主要な法人の資産、負債、損益その他についての前前年度、前年度及び当該年度の状況に関する調書

八 国庫債務負担行為で翌年度以降に亘るものについては前年度末までの支出額及び支出額の見込、当該年度以降の支出予定額並びに数会計年度に亘る事業に伴うものについてはその全体の計画その他事業等の進行状況等に関する調書

九 継続費についての前前年度末までの支出額、前年度末までの支出額及び支出額の見込、当該年度以降の支出予定額並びに事業の全体の計画及びその進行状況等に関する調書

十 その他財政の状況及び予算の内容を明らかにするため必要な書類

第三十一条 予算が成立したときは、内閣は、国会の議決したところに従い、各省各庁の長に対し、その執行の責に任ずべき歳入歳出予算、継続費及び国庫債務負担行為を配賦する。

② 前項の規定により歳入歳出予算及び継続費を配賦する場合には、項を目に区分しなければならない。

③ 財務大臣は、第一項の規定による配賦のあつたときは、会計検査院に通知しなければならない。

第三十五条 (略)

② 各省各庁の長は、予備費の使用を必要と認めるときは、理由、金額及び積算の基礎を明らかにした調書を作製し、これを財務大臣に送付しなければならない。

③ 財務大臣は、前項の要求を調査し、これに所要の調整を加えて予備費使用書を作製し、閣議の決定を求めなければならない。但し、予め閣議の決定を経て財務大臣の指定する経費については、閣議を経ることを必要とせず、財務大臣が予備費使用書を決定することができる。

④ 予備費使用書が決定したときは、当該使用書に掲げる経費については、第三十一条第一項の規定により、予算の配賦があつたものとみなす。

⑤ (略)

第三十六条 予備費を以て支弁した金額については、各省各庁の長は、その調書を作製して、次の国会の常会の開会后直ちに、これを財務大臣に送付しなければならない。

② 財務大臣は、前項の調書に基いて予備費を以て支弁した金額の総調書を作製しなければならない。

③ 内閣は、予備費を以て支弁した総調書及び各省各庁の調書を次の常会において国会に提出して、その承諾を求めなければならない。

④ 財務大臣は、前項の総調書及び調書を会計検査院に送付しなければならない。

第三十八条 (略)

② 歳入歳出の決算は、歳入歳出予算と同一の区分により、これを作製し、且つ、これに左の事項を明らかにしなければならない。

(一) 歳入

- 一 歳入予算額
- 二 徴収決定済額 (徴収決定のない歳入については収納後に徴収済として整理した額)
- 三 収納済歳入額
- 四 不納欠損額
- 五 収納未済歳入額

(二) 歳出

- 一 歳出予算額
- 二 前年度繰越額
- 三 予備費使用額
- 四 流用等増減額

- 五 支出済歳出額
- 六 翌年度繰越額
- 七 不用額

第四十二条 繰越明許費の金額を除く外、毎会計年度の歳出予算の経費の金額は、これを翌年度において使用することができない。但し、歳出予算の経費の金額のうち、年度内に支出負担行為をなし避け難い事故のため年度内に支出を終らなかつたもの（当該支出負担行為に係る工事その他の事業の遂行上の必要に基きこれに関連して支出を要する経費の金額を含む。）は、これを翌年度に繰り越して使用することができる。

第四十三条 (略)

② (略)

③ 各省各庁の長は、前項の規定による繰越をしたときは、事項ごとに、その金額を明らかにして、財務大臣及び会計検査院に通知しなければならない。

④ 第二項の規定により繰越をしたときは、当該経費については、第三十一条第一項の規定による予算の配賦があつたものとみなす。この場合においては、同条第三項の規定による通知は、これを必要としない。

第四十五条 各特別会計において必要がある場合には、この法律の規定と異なる定めをなすことができる。

○ 国債整理基金特別会計法（明治三十九年法律第六号）

第一条 国債整理基金ヲ置キ其ノ歳入歳出ハ一般ノ会計ト区分シ特別会計ヲ設置ス

② 国債整理基金ハ国債ノ償還発行ニ関スル費途ニ使用スルモノトス

第二条 国債整理基金ニ充ツヘキ資金ハ毎年度一般会計又ハ特別会計ヨリ之ヲ国債整理基金特別会計ニ繰入ルヘシ

② 前項繰入額ノ中国債ノ元金償還ニ充ツヘキ金額ハ前年度首ニ於ケル国債総額ノ百分ノ一・六ニ相当スル金額トス

③ 前項ノ国債総額ノ計算ニ際シ割引ノ方法ヲ以テ発行シタル国債ニ付テハ発行価格ヲ以テ額面金額ト看做ス

④ 前二項ノ規定ノ適用ニ付テハ財務省証券其ノ他ノ融通証券、借入金及一時借入金並ニ割賦ノ方法ヲ以テ償還スル交付国債ハ之ヲ国債ト看做サス

第二条ノ二 国債ノ元金償還ニ充ツル為前条又ハ他ノ法律ニ依ル繰入額ノ外割引ノ方法ヲ以テ発行シタル国債ノ前年度首ニ於ケル未償還分ノ発行価格差減額ヲ発行ノ日ヨリ償還ノ日迄ノ年数ヲ以テ除シタル額ニ相当スル金額ヲ毎年度一般会計又ハ特別会計ヨリ国債整理基金特別会計ニ繰入ルヘシ

② 前条第四項ノ規定ハ前項ノ場合ニ付之ヲ準用ス

第二条ノ三 国債ノ元金償還ニ支障ナカラシムル為前二条又ハ他ノ法律ニ依ル繰入額ノ外必要ニ応ジ予算ヲ以テ定ムル金額ヲ一般会

計又ハ特別会計ヨリ国債整理基金特別会計ニ繰入ルベシ

第三条 国債借換ニ依ル募集金其ノ他ノ収入金ハ直接ニ之ヲ国債整理基金特別会計ニ編入スヘシ

第四条 国債整理基金ハ国債ヲ以テ保有シ又ハ財政融資資金ニ預託シ之ヲ運用スルコトヲ得
②前項ノ運用ハ日本銀行ヲシテ之ヲ取扱ハシム

第五条 政府ハ各年度ニ於ケル国債ノ整理又ハ償還ノ為必要ナル額ヲ限度トシ借換国債（当該年度内ニ償還スベキモノヲ含ム）ヲ起スコトヲ得
②前項ニ規定スル当該年度内ニ償還スベキ借換国債ノ募集金ハ国債整理基金特別会計ノ歳入外トシテ之ヲ国債整理基金ニ編入スベシ
③国債整理基金ハ第一項ニ規定スル当該年度内ニ償還スベキ借換国債ノ償還ノ為国債整理基金特別会計ノ歳出外トシテ使用スルコトヲ得

第五条ノ二 政府ハ翌年度ニ於ケル国債ノ整理又ハ償還ノ為予算ヲ以テ国会ノ議決ヲ經タル額ヲ限度トシ借換国債ヲ起スコトヲ得

第六条 政府ハ国債ノ円滑ナル償還發行ノ為国債ノ利子額（割引ノ方法ヲ以テ発行シタル国債ニ付テハ發行価格差減額ニ相当スル金額）ヲ基準トシテ財務大臣ガ定ムル金額ヲ政府ニ支払フコトヲ約スル者ニ対シ当該金額ニ相応スルモノトシテ当該国債ノ元金償還ノ金額（割引ノ方法ヲ以テ発行シタル国債ニ付テハ發行価格ヲ以テ計算シタル金額）ニ付一定ノ方法ニ依リ計算シタル金額ノ支払ヲ約スルコトヲ得

②前項ノ規定ニ依ル収入金ハ之ヲ国債整理基金特別会計ニ編入スベシ
③第一項ノ規定ニ係ル事務ハ財務大臣ノ定ムル所ニ依リ日本銀行ヲシテ之ヲ取扱ハシム

第七条 国債整理基金ノ運用ヨリ生スル損益ハ本特別会計ノ所属トシテ整理スルモノトス

第八条 国債整理基金ニシテ毎年度内ニ使用セサルモノハ翌年度へ繰越スヘシ

②国債整理基金特別会計ノ毎年度歳出予算ニ於ケル支出残額ハ遞次繰越使用スルコトヲ得

第九条 内閣ハ毎年国債整理基金特別会計ノ予算ヲ調製シ一般会計ノ予算ト共ニ之ヲ国会ニ提出スヘシ

第九条ノ二 本会計ノ収入支出ニ関スル規程ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

附 則

第十条 本法ハ明治三十九年度ヨリ之ヲ施行ス

第十一條 本法施行前一般會計ニ收入シタル借換國債ノ募集金ニシテ本法施行ノ日ニ於ケル現在額ハ之ヲ本特別會計ニ繰入ルヘシ
②明治三十八年度一般會計ニ於テ前項借換國債ノ募集金ヲ以テスル國債償還ノ歳出予算ニ於ケル支出残額ハ之ヲ本特別會計ニ繰越スヘシ

第十二條 償金特別會計法ハ明治三十八年度限り之ヲ廃止ス
②償金特別會計ニ屬スル現金、有価証券及他ノ會計トノ計算ハ國債整理基金特別會計ニ歸屬スルモノトス

第十三條 第二條第四項ノ規定ノ適用ニ付テハ米穀証券ハ之ヲ食糧証券ト看做ス

第十四條及第十五條 削除

第十六條 日本たばこ産業株式会社法（昭和五十九年法律第六十九号）附則第十條ノ規定ニ依リ政府ニ無償譲渡セラレタル日本たばこ産業株式会社ノ株式ノ總數ノ二分ノ一ニ当タル株式及日本電信電話株式会社法（昭和五十九年法律第八十五号）附則第三條第十ニ項ノ規定ニ依リ政府ニ無償譲渡セラレタル日本電信電話株式会社ノ株式ノ總數ノ三分ノ二ニ当タル株式ハ國債ノ元金償還ニ充ツベキ資金ノ充實ニ資スル為一般會計ヨリ無償ニテ國債整理基金特別會計ニ所屬替ヲ為スモノトス

第十七條 日本国有鉄道清算事業團ノ債務ノ負担ノ軽減を図るために平成二年度において緊急に講ずべき特別措置ニ關する法律（平成二年法律第四十五号）第二條第一項ノ規定ニ依リ政府ニ譲渡セラレタル帝都高速度交通營團ニ對スル持分（以下出資持分ト稱ス）ハ國債ノ元金償還ニ充ツベキ資金ノ充實ニ資スル為一般會計ヨリ無償ニテ國債整理基金特別會計ニ所屬替ヲ為スモノトス

第十八條 國債整理基金特別會計ニ所屬スル株式及出資持分ノ処分（当該株式ニ係ル新株ノ引受權ノ譲渡ヲ含ム）次項ニ於テ之ニ同ジ（一）ニ因ル收入金並ニ國債整理基金特別會計ニ所屬スル株式及出資持分ニ係ル配当金ハ之ヲ國債整理基金特別會計ニ編入スベシ
②國債整理基金ハ第一條第二項ノ規定ニ依ルモノノ外國債整理基金特別會計ニ所屬スル株式及出資持分ノ管理（当該株式ニ係ル新株ノ引受權ノ行使ヲ含ム）及処分ニ關スル費途ニ使用スルコトヲ得

○ 食糧管理特別會計法（大正十年法律第三十七号）

第一條 食糧ノ需給及價格ノ安定ノ為ニスル食糧及飼料需給安定法（昭和二十七年法律第三百五十六号）第三條ニ規定スル飼料需給計画ニ基キ政府ノ買入ルル輸入飼料（以下輸入飼料ト謂フ）ノ買入、売渡、交換、貸付、交付、加工、製造及貯蔵並米穀等及麦等ノ輸入ニ係ル納付金ノ受入ニ關スル一切ノ歳入歳出ハ之ヲ一般會計ト区分シ特別會計ヲ設置ス

第一條ノ二 本會計ハ之ヲ国内米管理勘定、国内麦管理勘定及輸入食糧管理勘定（以下食糧管理勘定ト謂フ）並輸入飼料勘定、業務勘定及調整勘定ニ区分ス

第二條 本會計ニ於テ食糧及輸入飼料ノ買入代金以外ノ經費ヲ支弁スル為必要アルトキハ政府ハ本會計ノ負担ニ於テ借入ヲ為スコト

ヲ得

第三条 本会計ニ於テ食糧及輸入飼料ノ買入代金ノ財源ニ充ツル為必要アルトキハ政府ハ本会計ノ負担ニ於テ一年内ニ償還スヘキ証券ヲ発行シ又ハ同期間内ニ償還スヘキ借入ヲ為スコトヲ得

② 本会計ニ於テ食糧及輸入飼料ノ買入代金ノ支払上一時現金ニ不足アルトキハ政府ハ本会計ノ負担ニ於テ当該年度内ニ償還スヘキ証券ヲ発行シ又ハ同期間内ニ償還スヘキ一時借入ヲ為スコトヲ得

第四条 前条第一項ノ規定ニ依リ発行スル証券又ハ借入ルル借入金ノ借換ノ為政府ハ一年内ニ償還スヘキ証券ヲ発行シ又ハ同期間内ニ償還スヘキ借入ヲ為スコトヲ得其ノ借換ニ付亦同シ

② 前項ノ規定ハ前条第二項ノ規定ニ依リ発行スル証券又ハ借入ルル一時借入金ノ借換ニ付之ヲ準用ス此ノ場合ニ於テ前項ノ規定中一年内トアルハ当該年度内トス

第四条ノ二 本会計ノ負担ニ属スル証券、借入金及一時借入金ノ限度額ニ付テハ予算ヲ以テ国会ノ議決ヲ経ベシ

第四条ノ三 政府ハ食糧及輸入飼料ノ買入代金ノ支払ニ付其ノ事務ノ一部ヲ銀行（日本銀行ヲ除ク）、農林中央金庫又ハ農業協同組合ニ委託スルコトヲ得

② 政府ハ日本銀行又ハ農林中央金庫ニ対シ食糧及輸入飼料ノ買入代金ノ支払ニ必要ナル資金ヲ交付スルコトヲ得

③ 農林中央金庫ハ農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第五十五条ノ規定ニ拘ラス食糧及輸入飼料ノ買入代金ノ支払ニ関スル事務ヲ行フコトヲ得

第五条 本会計ノ負担ニ属スル証券（第三条第二項及第四条第二項ノ規定ニ依リ発行スル証券ヲ除ク）及借入金ノ償還金、証券、借入金及一時借入金ノ利子並証券ノ発行及償還ニ関スル諸費ノ支出ニ必要ナル金額ハ毎年度国債整理基金特別会計ニ之ヲ繰入ルヘシ

第六条 食糧管理勘定ニ於テハ夫々国内産米穀（其ノ製品ヲ含ム）、国内産麦及此等以外ノ国内産主要食糧並輸入ニ係ル主要食糧ノ売渡代金、米穀等及麦等（飼料用ヲ除ク）ノ輸入ニ係ル納付金、主要食糧ノ需給及び価格ノ安定に関する法律（平成六年法律第一百十三号）第十七条第二項ノ規定ニ依ル償還金、調整勘定ヨリノ受入金其ノ他附属雑収入ヲ以テ其ノ歳入トシ此等ノ買入代金並買入、売渡、交換、貸付、交付、加工、製造、貯蔵及運搬ニ関スル諸費、同条第一項ノ規定ニ依ル米穀安定供給確保支援機構ニ対スル貸付金、業務勘定及調整勘定ヘノ繰入金其ノ他附属諸費ヲ以テ其ノ歳出トス

② 前項ニ定ムルモノノ外国内米管理勘定ニ於テハ輸入食糧管理勘定ヨリノ受入金ヲ以テ其ノ歳入トシ輸入食糧管理勘定ニ於テハ国内米管理勘定ヘノ繰入金ヲ以テ其ノ歳出トス

③ 前項ノ国内米管理勘定ヘノ繰入金ハ同勘定ニ於ケル備蓄ニ係ル損失ヲ補填スル為輸入食糧管理勘定ニ於ケル輸入ニ係ル米穀等ノ売買ニ因リ生ズル利益ノ額及米穀等ノ輸入ニ係ル納付金ノ額ヲ合計シタル額（輸入ニ係ル米穀等ノ売買ニ因リ損失アルトキハ米穀等ノ輸入ニ係ル納付金ノ額ヨリ其ノ損失ノ額ヲ控除シタル額）ヲ国内米管理勘定ニ於ケル備蓄ニ係ル損失ノ額ヲ限度トシテ予算ノ定ムル所ニ依リ輸入食糧管理勘定ヨリ之ヲ繰入ルルモノトス

第六条ノ二 輸入飼料勘定ニ於テハ輸入飼料ノ売渡代金、麦等（飼料用ニ限ル）ノ輸入ニ係ル納付金、調整勘定ヨリノ受入金、一般会計ヨリノ受入金其ノ他附属雑収入ヲ以テ其ノ歳入トシ輸入飼料ノ買入代金、輸入飼料ノ買入、売渡及交換ニ関スル諸費、業務勘定及調整勘定ヘノ繰入金其ノ他附属諸費ヲ以テ其ノ歳出トス

②前項ノ一般会計ヨリノ受入金ハ予算ノ定ムル所ニ依リ輸入飼料勘定ニ生ズル損失ヲ補填スル為一般会計ヨリ之ヲ繰入ルルモノトス

第六条ノ三 業務勘定ニ於テハ食糧管理勘定、輸入飼料勘定及調整勘定ヨリノ受入金其ノ他附属雑収入ヲ以テ其ノ歳入トシ本会計ノ事務取扱及施設運営ニ関スル諸費、調整勘定ヘノ繰入金其ノ他附属諸費ヲ以テ其ノ歳出トス

第六条ノ四 第六条ノ五第一項ノ一般会計ヨリノ受入金ニ相当スル金額及第八条ノ三ノ規定ニ依ル組入金ニ相当スル金額ヲ以テ調整勘定ノ資金（以下調整資金ト謂フ）トス

第六条ノ五 調整勘定ニ於テハ一般会計ヨリノ受入金、証券（第三条第二項及第四条第二項ノ規定ニ依リ発行スル証券ヲ除ク）ノ発行収入金、借入金並食糧管理勘定、輸入飼料勘定及業務勘定（以下本条ニ於テ他勘定ト謂フ）ヨリノ受入金其ノ他附属雑収入ヲ以テ其ノ歳入トシ他勘定ヘノ繰入金、証券（第三条第二項及第四条第二項ノ規定ニ依リ発行スル証券ヲ除ク）及借入金ノ償還金並証券、借入金及一時借入金ノ利子其ノ他附属諸費ヲ以テ其ノ歳出トス

②前項ノ一般会計ヨリノ受入金ハ予算ノ定ムル所ニ依リ調整資金ニ充ツル為一般会計ヨリ之ヲ繰入ルルモノトス

③第一項ノ他勘定ヘノ繰入金ハ当該勘定ニ於ケル経費ノ財源トシテ調整勘定ヨリ之ヲ繰入レ又ハ調整勘定ニ於ケル経費ノ財源トシテ他勘定ヨリ繰入レタル受入金ノ返還金ニ係ルモノトシテ調整勘定ヨリ之ヲ繰入ルルモノトシ同項ノ他勘定ヨリノ受入金ハ調整勘定ヨリ他勘定ヘ繰入レタル繰入金ノ返還金ニ係ルモノトシテ当該勘定ヨリ之ヲ受入レ又ハ調整勘定ニ於ケル経費ノ財源トシテ他勘定ヨリ之ヲ受入ルルモノトス

第六条ノ六 農林水産大臣ハ毎年度本会計ノ歳入歳出予定計算書及国库債務負担行為要求書ヲ作製シ之ヲ財務大臣ニ送付スヘシ

第六条ノ七 本会計ノ歳入歳出予算ハ歳入ニ在リテハ其ノ性質ニ従ヒ之ヲ款及項ニ区分シ歳出ニ在リテハ其ノ目的ニ従ヒ之ヲ項ニ区分ス

第六条ノ八 内閣ハ毎年度本会計ノ予算ヲ作成シ一般会計ノ予算ト共ニ之ヲ国会ニ提出スヘシ

②前項ノ予算ニハ左ノ書類ヲ添付スヘシ

- 一 歳入歳出予定計算書及国库債務負担行為要求書
- 二 前前年度ノ各勘定ノ損益計算書、貸借対照表及財産目録
- 三 前年度及当該年度ノ各勘定ノ予定損益計算書及予定貸借対照表
- 四 国库債務負担行為ニシテ翌年度以降ニ亘ルモノニ付キ前年度迄ノ支出額及支出額ノ見込並当該年度以降ノ支出予定額

第六条ノ九 食糧及輸入飼料ノ買入数量ノ増加其ノ他避クベカラザル事由ニ因リ生ジタル予算ノ不足ヲ補フ為歳出予算ニ予備費ヲ設クルコトヲ得

第七条 本会計ノ各勘定ニ於テ支払上余裕アルトキハ財政融資資金ニ之ヲ預託スルコトヲ得

第八条 本会計ノ各勘定ノ決算上剰余アルトキハ当該各勘定ノ翌年度ノ歳入ニ之ヲ繰入ルヘシ

第八条ノ二 食糧管理勘定ニ於ケル毎年度ノ損益計算上ノ利益又ハ損失ハ之ヲ調整勘定ニ移シ整理スベシ
②業務勘定ニ於ケル毎年度ノ損益計算上ノ利益又ハ損失ハ政令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ調整勘定ニ移シ整理スベシ

第八条ノ三 前条ノ整理ヲ為シタル後調整勘定ニ利益又ハ損失アルトキハ其ノ利益ノ額ヲ第六条ノ四ノ調整資金ニ組入レ又ハ其ノ損失ノ額ヲ限度トシテ当該資金ヲ減額シ処理スルコトヲ得

第八条ノ四 輸入飼料勘定ニ於ケル毎年度ノ損益計算上ノ利益ハ積立金トシテ之ヲ積立ツベシ

②輸入飼料勘定ニ於ケル毎年度ノ損益計算上ノ損失ハ積立金ヲ減額シ之ヲ整理スルモノトス但其ノ損失額中当該整理ヲ為シ得ザル部分ノ金額ハ損失ノ繰越トシテ之ヲ整理スベシ

第八条ノ五 農林水産大臣ハ毎年度歳入歳出予定計算書ト同一ノ区分ニ依リ本会計ノ歳入歳出決定計算書ヲ作製シ之ヲ財務大臣ニ送付スヘシ

第八条ノ六 内閣ハ毎年度本会計ノ歳入歳出決算ヲ作成シ一般会計ノ歳入歳出決算ト共ニ之ヲ国会ニ提出スヘシ

②前項ノ歳入歳出決算ニハ左ノ書類ヲ添付スヘシ

- 一 歳入歳出決定計算書
- 二 当該年度ノ各勘定ノ損益計算書、貸借対照表及財産目録
- 三 債務ニ関スル計算書

第九条 本会計ニ於テ支払義務ノ発生シタル歳出金ニシテ当該年度内ニ支出済ト為ラサリシモノニ係ル歳出予算ハ之ヲ翌年度ニ繰越使用スルコトヲ得

②前項ノ規定ニ依ル繰越ニ付テハ財政法第四十三条ノ規定ニ拘ラス財務大臣ノ承認ヲ經ルコトヲ要セス
③農林水産大臣第一項ノ規定ニ依ル繰越ヲ為シタルトキハ財務大臣及會計検査院ニ之ヲ通知スヘシ

第十条 本法ノ実施ノ為必要ナル手續其ノ他ノ事項ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

附 則

- ①本法ハ大正十年度ヨリ之ヲ施行ス
- ②政府ハ本会計ノ負担ニ属スル証券ノ内四十五億円ヲ限り一般会計ノ負担ニ移スコトヲ得

③前項ノ規定ニ依リ一般会計ノ負担ト為リタル証券ノ借換ノ為政府ハ公債ヲ発行スルコトヲ得
④食糧確保臨時措置法（昭和二十三年法律第八十二号）ノ規定ニ依ル農業調整委員会ニ関スル費用ノ負担金ハ昭和二十三年度ニ限
リ本会計ノ所屬トス

⑤政府ハ当分ノ内食糧管理法の一部を改正する法律（昭和二十七年法律第五十八号）附則第二項ノ規定ニ基ク政令ノ定ムル所ニ依
ル同項ノ麦ノ売渡ニ因リ生ズル損失ヲ補填スル為予算ニ定ムル金額ノ範囲内ニ於テ一般会計ヨリ本会計ノ輸入食糧管理勘定ニ繰入
金ヲ為スコトヲ得

⑥政府ハ其ノ保有ニ係ル昭和四十二年以降昭和四十五年以前ニ生産セラレタル米穀及昭和五十年以降昭和五十三年以前ニ生産セラレ
タル米穀ニシテ配給ノ用ニ供スル数量ヲ超過セルモノヲ其ノ定ムル計画ニ基キ加工食品ノ原材料ノ用其ノ他食糧以外ノ用（飼料用
ヲ含ム）ニ供スル為売渡シ又ハ輸出ヲ目的トシテ売渡スコトニ伴ヒ本会計ノ国内米管理勘定ニ生ズル損益計算上ノ損失トシテ政令
ノ定ムル所ニ依リ算定シタル金額（次項ニ於テ過剰米処分損失ト謂フ）ヲ補填スル為一般会計ヨリ同勘定ヘ繰入金ヲ為スモノトス
此ノ場合ニ於ケル繰入金ハ当該売渡ヲ為シタル年度以降七箇年度内ノ期間ニ於テ毎年度予算ノ定ムル所ニ依リ計画的ニ之ヲ繰入ル
ルモノトス

⑦過剰米処分損失ハ前項ニ規定スル毎年度ノ繰入金ヲ以テ之ヲ整理スルモノトシ其ノ損失中当該整理ヲ為シ得ザル部分ノ金額ハ第八
条ノ第二項ノ規定ニ拘ラズ本会計ノ国内米管理勘定ノ損失ノ繰越トシテ之ヲ整理スベシ

○ 漁船再保険及漁業共済保険特別会計法（昭和十二年法律第二十四号）

第一条 漁船損害等補償法ニ依ル特殊保険再保険事業等及漁業災害補償法ニ依ル漁業共済保険事業ヲ經營スル為特別会計ヲ設置シ其
ノ歳入ヲ以テ其ノ歳出ニ充ツ

第二条 本会計ハ之ヲ漁船普通保険勘定、漁船特殊保険勘定、漁業共済保険勘定及業務勘定ニ区分ス

第三条 漁船普通保険勘定ニ於テハ漁船損害等補償法ニ依ル普通保険再保険事業、漁船船主責任保険再保険事業及漁船積荷保険再保
険事業ニ関スル再保険事業經營上ノ再保険料、同法第三百三十九条第四項（同法第三百三十九条ノ第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム
）ノ規定ニ依ル一般会計ヨリノ受入金、積立金ヨリ生ズル収入、借入金及附属雑収入ヲ以テ其ノ歳入トシ同事業經營上ノ再保険金
、同法第四百四十条ノ規定ニ依ル交付金、再保険料ノ還付金、借入金ノ償還金及其ノ利子、一時借入金ノ利子其ノ他ノ諸費ヲ以テ其
ノ歳出トス

第三条ノ二 漁船特殊保険勘定ニ於テハ漁船損害等補償法ニ依ル特殊保険ニ関スル再保険事業經營上ノ再保険料、積立金ヨリ生ズル
収入、借入金及附属雑収入ヲ以テ其ノ歳入トシ同事業經營上ノ再保険金、再保険料ノ還付金、借入金ノ償還金及其ノ利子、一時借
入金ノ利子其ノ他ノ諸費ヲ以テ其ノ歳出トス

第三条ノ三 漁業共済保険勘定ニ於テハ漁業災害補償法ニ依ル漁業共済保険事業經營上ノ保険料、同法第三百九十五条第二項（同法第
百九十五条ノ第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ依ル一般会計ヨリノ受入金、積立金ヨリ生ズル収入、借入金及附属雑
収入ヲ以テ其ノ歳入トシ同事業經營上ノ保険金、同法第三百九十六条第二項ノ規定ニ依ル交付金、保険料ノ還付金、借入金ノ償還金

及其ノ利子、一時借入金ノ利子其ノ他ノ諸費ヲ以テ其ノ歳出トス

第三条ノ四 業務勘定ニ於テハ漁船損害等補償法第四百一条第二項及第四百十三條並ニ漁業災害補償法第九十六條ノ二ノ規定ニ依ル一般會計ヨリノ受入金並ニ附属雑収入ヲ以テ其ノ歳入トシ漁船損害等補償法ニ依ル特殊保険再保険事業等及漁業災害補償法ニ依ル漁業共済保険事業ノ業務ノ執行ニ要スル經費及其ノ他ノ諸費ヲ以テ其ノ歳出トス

第三条ノ五 漁船普通保険勘定、漁船特殊保険勘定又ハ漁業共済保険勘定ニ於テ決算上剰余ヲ生ジタルトキハ政令ノ定ムル所ニ依リ当該勘定ノ積立金トシテ之ヲ積立ツベシ

② 漁船普通保険勘定、漁船特殊保険勘定又ハ漁業共済保険勘定ニ於テ決算上不足ヲ生ジタルトキハ当該勘定ノ積立金ヨリ之ヲ補足スベシ

③ 業務勘定ニ於テ決算上剰余ヲ生ジタルトキハ之ヲ翌年度ノ歳入ニ繰入ルベシ

第四条 漁船普通保険勘定、漁船特殊保険勘定又ハ漁業共済保険勘定ニ属スル經費ヲ支弁スル為必要アルトキハ政府ハ当該勘定ノ負担ニ於テ借入金ヲ為スコトヲ得

② 前項ノ規定ニ依リ借入金ヲ為スコトヲ得ル金額ハ漁船普通保険勘定又ハ漁船特殊保険勘定ニ於テハ再保険料ヲ以テ再保険金及再保険料ノ還付金ヲ支弁スルニ不足スル金額ヲ限度トシ漁業共済保険勘定ニ於テハ保険料ヲ以テ保険金及保険料ノ還付金ヲ支弁スルニ不足スル金額ヲ限度トス

第五条 各勘定ニ於テ支払上現金ニ余裕アルトキハ之ヲ財政融資資金ニ預託スルコトヲ得

第六条 漁船普通保険勘定、漁船特殊保険勘定又ハ漁業共済保険勘定ニ於テ支払上現金ニ不足アルトキハ当該勘定ノ負担ニ於テ一時借入金ヲ為スコトヲ得

② 前項ノ規定ニ依ル一時借入金ハ当該年度内ニ之ヲ返還スベシ

第七条 漁船普通保険勘定、漁船特殊保険勘定及漁業共済保険勘定ノ積立金ハ財政融資資金ニ預託シ之ヲ運用スルコトヲ得

第八条 内閣ハ毎年度本會計ノ予算ヲ作成シ一般會計ノ予算ト共ニ之ヲ国会ニ提出スベシ

第九条 漁船普通保険勘定、漁船特殊保険勘定又ハ漁業共済保険勘定ノ毎年度歳出予算ニ於ケル支出残額ハ之ヲ翌年度ニ繰越使用スルコトヲ得

第十条 本會計ノ収入支出ニ関スル規程ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

附 則

- ① 本法ハ昭和十二年度ヨリ之ヲ施行ス
- ② 漁船乗組員給与保険法（以下給与保険法ト謂フ）ニ依ル漁船乗組員給与保険ニ係ル再保険事業ノ經理ハ当分ノ間第一条ノ規定ニ拘ラズ之ヲ本会計ニ於テ行フモノトシ其ノ歳入ヲ以テ其ノ歳出ニ充ツ
- ③ 本会計ニ前項ノ再保険事業ノ經理ヲ明確ニスル為第二条ノ規定スル各勘定ノ外漁船乗組員給与保険勘定ヲ設ク
- ④ 漁船乗組員給与保険勘定ニ於テハ漁船乗組員給与保険ニ係ル再保険事業經營上ノ再保険料、積立金ヨリ生ズル収入、借入金、給与保険法第二十九条ノ規定ニ依ル納付金及附属雑収入ヲ以テ其ノ歳入トシ同事業經營上ノ再保険金、再保険料ノ還付金、借入金ノ償還金及其ノ利子、一時借入金ノ利子其ノ他ノ諸費ヲ以テ其ノ歳出トス
- ⑤ 業務勘定ニ於テハ第三条ノ四ノ規定ニ依ルモノノ外給与保険法第三十五条ニ於テ準用スル漁船損害等補償法第四百三条ノ規定ニ依ル一般会計ヨリノ繰入金及漁船乗組員給与保険ニ係ル再保険事業ノ業務ノ執行ニ要スル經費ヲ以テ夫々其ノ歳入及歳出トス
- ⑥ 第三条ノ五第一項及第二項、第四条乃至第七条並ニ第九条ノ規定ハ漁船乗組員給与保険勘定ニ付之ヲ準用ス
- ⑦ 当分ノ間業務勘定ニ於テハ第三条ノ四ニ規定スルモノノ外漁船損害等補償法附則第三項ノ規定ニ依ル一般会計ヨリノ受入金ヲ以テ其ノ歳入トス
- ⑧ 漁船損害補償法の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第四十六号）附則第五項ノ規定ニ依ル交付金ニ相当スル金額ハ漁船普通保険勘定ノ積立金ヨリ之ヲ同勘定ノ歳入ニ繰入レ同項ノ規定ニ依ル交付金ヲ以テ同勘定ノ歳出トス
- ⑨ 漁船損害補償法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第五十五号）附則第三項ノ規定ニ依ル交付金ニ相当スル金額ハ漁船普通保険勘定ノ積立金ヨリ之ヲ同勘定ノ歳入ニ繰入レ同項ノ規定ニ依ル交付金ヲ以テ同勘定ノ歳出トス
- ⑩ 漁船損害等補償法の一部を改正する法律（平成十一年法律第四十六号）附則第五条ノ規定ニ依ル交付金ニ相当スル金額ハ漁船普通保険勘定ノ積立金ヨリ之ヲ同勘定ノ歳入ニ繰入レ同条ノ規定ニ依ル交付金ヲ以テ同勘定ノ歳出トス

○ 森林保険特別会計法（昭和十二年法律第二十六号）

第一条 森林保険事業ヲ經營スル為特別会計ヲ設置シ其ノ歳入ヲ以テ其ノ歳出ニ充ツ

第二条 本会計ニ於テハ保険料、積立金ヨリ生ズル収入、借入金及附属雑収入ヲ以テ其ノ歳入トシ保険金、保険料ノ還付金、無事戻金、借入金ノ償還金及其ノ利子、一時借入金ノ利子、事業取扱費其ノ他ノ諸費ヲ以テ其ノ歳出トス

第三条 本会計ニ於テ決算上剰余金ヲ生ズルトキハ之ヲ積立ツベシ
 ② 本会計ノ歳計ニ不足アルトキハ積立金ヨリ之ヲ補足スベシ

第四条 本会計ニ属スル經費ヲ支弁スル為必要アルトキハ政府ハ本会計ノ負担ニ於テ借入ヲ為スコトヲ得
 ② 前項ノ規定ニ依リ借入ヲ為スコトヲ得ル金額ハ純保険料ヲ以テ保険金及保険料ノ還付金ヲ支弁スルニ不足スル金額並ニ保険料中無事戻金ニ充ツル金額ヲ以テ無事戻金ヲ支弁スルニ不足スル金額ヲ限度トス

第五条 本会計ニ於テ支払上現金ニ余裕アルトキハ之ヲ財政融資資金ニ預託スルコトヲ得

第六条 本会計ニ於テ支払上現金ニ不足アルトキハ本会計ノ負担ニ於テ一時借入ヲ為スコトヲ得
②前項ノ規定ニ依ル一時借入金ハ当該年度内ニ之ヲ返還スベシ

第七条 本会計ノ積立金ハ財政融資資金ニ預託シ之ヲ運用スルコトヲ得

第八条 内閣ハ毎年度本会計ノ予算ヲ作成シ一般会計ノ予算ト共ニ之ヲ国会ニ提出スベシ

第九条 本会計ノ毎年度歳出予算ニ於ケル事業費ノ支出残額ハ之ヲ翌年度ニ繰越使用スルコトヲ得

第十条 本会計ノ収入支出ニ関スル規程ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

附 則

①本法ハ昭和十二年度ヨリ之ヲ施行ス

②一般会計ハ当分ノ内毎年度予算ノ定ムル金額ヲ本会計ニ繰入ルルコトヲ得

○ 厚生保険特別会計法（昭和十九年法律第十号）

第一条 健康保険事業（老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）ノ規定ニ依ル拠出金及国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）ノ規定ニ依ル拠出金並ニ介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）ノ規定ニ依ル納付金ノ納付ヲ含ム以下之ニ同ジ）及厚生年金保険事業（国民年金法（昭和三十四年法律第四百一十一号）ノ規定ニ依ル拠出金ノ負担ヲ含ム以下之ニ同ジ）ヲ經營スル為並ニ児童手当ニ関スル政府ノ經理ヲ明確ニスル為通ジテ一ノ特別会計ヲ設置シ一般会計ト区分シテ經理ス

第二条 本会計ハ之ヲ健康勘定、年金勘定、児童手当勘定及業務勘定ニ区分ス

第三条 健康勘定ニ於テハ健康保険事業經營上ノ保険料、一般会計ヨリノ受入金、印紙をもつてする歳入金納付に關する法律（昭和二十三年法律第四百十二号）第三条第三項ノ規定ニ依ル納付金、健康保険法（大正十一年法律第七十号）ノ規定ニ依ル拠出金、事業運営安定資金ヨリノ受入金、事業運営安定資金ノ収入、借入金及附属雑収入ヲ以テ其ノ歳入トシ同事業經營上ノ保険給付費、老人保健法ノ規定ニ依ル拠出金、国民健康保険法ノ規定ニ依ル拠出金、介護保険法ノ規定ニ依ル納付金、事業運営安定資金ヘノ繰入金、借入金ノ償還金及利子、一時借入金ノ利子其ノ他ノ諸費並ニ同事業ノ業務取扱ニ關スル諸費、療養所費、保健事業費、福祉事業費又ハ當繕費ニ充ツル為ノ業務勘定ヘノ繰入金及保健事業ニ關スル經費ニ充ツル為ノ一般会計ヘノ繰入金ヲ以テ其ノ歳出トス

第四条 削除

第五条 年金勘定ニ於テハ厚生年金保險事業經營上ノ保險料、一般会計、船員保險特別會計及国民年金特別會計基礎年金勘定ヨリノ受入金、積立金ヨリノ受入金、積立金ヨリ生ズル収入、年金積立金管理運用独立行政法人ヨリノ国庫納付金、厚生年金保險法（昭和二十九年法律第一百五号）第八十五条の三ノ規定ニ依ル厚生年金基金又ハ企業年金連合会ヨリノ徴収金、確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第十三条第一項ノ規定ニ依ル解散厚生年金基金等ヨリノ徴収金、業務勘定ヨリノ受入金、積立金ヨリノ受入金並ニ附属雑収入ヲ以テ其ノ歳入トシ同事業經營上ノ保險給付費、国民年金特別會計基礎年金勘定ヘノ繰入金其ノ他ノ諸費、同事業ノ福祉施設費若ハ営繕費、年金積立金管理運用独立行政法人ヘノ出資金若ハ交付金又ハ独立行政法人福祉医療機構ヘノ交付金ニ充ツル為ノ業務勘定ヘノ繰入金並ニ厚生年金基金及企業年金連合会ヘノ負担金ヲ以テ其ノ歳出トス

第五条ノ二 児童手当勘定ニ於テハ児童手当交付金及児童育成事業費ニ充ツル為ノ業務勘定ヨリノ受入金、児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第二十条第一項第二号乃至第五号ノ者ヨリノ拋出金、同法第十八条第一項、第二項及第四項ノ規定ニ依ル一般会計ヨリノ受入金、積立金ヨリノ受入金、積立金ヨリ生ズル収入、借入金並ニ附属雑収入ヲ以テ其ノ歳入トシ児童手当交付金、借入金ノ償還金及利子、一時借入金ノ利子、児童手当ノ業務取扱費、児童育成事業費其ノ他ノ諸費並ニ児童手当及児童育成事業ニ係ル拋出金ノ徴収ニ関スル諸費ニ充ツル為ノ業務勘定ヘノ繰入金ヲ以テ其ノ歳出トス

第六条 業務勘定ニ於テハ健康保險事業ノ業務取扱ニ関スル諸費、療養所費、保健事業費、福祉事業費又ハ営繕費ニ充ツル為ノ健康勘定ヨリノ受入金、厚生年金保險事業ノ福祉施設費若ハ営繕費、年金積立金管理運用独立行政法人ヘノ出資金若ハ交付金又ハ独立行政法人福祉医療機構ヘノ交付金ニ充ツル為ノ年金勘定ヨリノ受入金、健康保險事業及厚生年金保險事業ノ業務取扱ニ関スル諸費ニ充ツル為ノ一般会計ヨリノ受入金、児童手当法第二十条第一項第一号ノ事業主ヨリノ拋出金及当該拋出金ノ徴収ニ関スル諸費ニ充ツル為ノ児童手当勘定ヨリノ受入金、独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第六十六号）第十六条第四項ノ規定ニヨル納付金並ニ附属雑収入ヲ以テ其ノ歳入トシ此等ノ事業ノ業務取扱及当該拋出金ノ徴収ニ関スル諸費、健康保險事業ノ療養所費、保健事業費、福祉事業費及営繕費、厚生年金保險事業ノ福祉施設費及営繕費、年金積立金管理運用独立行政法人ヘノ出資金及交付金、独立行政法人福祉医療機構ヘノ交付金、年金勘定ヘノ繰入金並ニ児童手当交付金及児童育成事業費ニ充ツル為ノ児童手当勘定ヘノ繰入金ヲ以テ其ノ歳出トス

第七条 健康勘定ニ事業運営安定資金ヲ置キ同勘定ヨリノ繰入金及次条第一項ノ規定ニ依ル組入金ヲ以テ之ニ充ツルモノトス
②前項ノ健康勘定ヨリノ繰入金ハ予算ノ定ムル所ニ依リ繰入ルルモノトス
③事業運営安定資金ハ健康保險事業經營上ノ財源（健康保險事業ノ保健事業費及福祉事業費ニ充ツル為ノ業務勘定ヘノ繰入金ヲ含ム）ニ充ツル為必要アルトキハ予算ノ定ムル所ニ依リ健康勘定ノ歳入ニ繰入ルルコトヲ得

第七条ノ二 健康勘定ニ於テ決算上剰余ヲ生ジタルトキハ事業運営安定資金ニ組入ルベシ
②健康勘定ノ歳計ニ不足アルトキハ事業運営安定資金ヨリ之ヲ補足スベシ

第七条ノ三 事業運営安定資金ノ受払ハ財務大臣ノ定ムル所ニ依リ健康勘定ノ歳入歳出外トシテ經理ス

第八条 年金勘定ニ於テ決算上生ズル過剰ハ当該勘定ノ積立金トシテ之ヲ積立ツベシ

② 確定給付企業年金法第百十四条第五項ニ規定スル有価証券ノ価額トシテ算定シタル額ハ政令ノ定ムル所ニ依リ年金勘定ノ積立金トシテ積立テラレタルモノト看做ス

③ 年金勘定ノ歳計ニ不足アルトキハ当該勘定ノ積立金ヨリ之ヲ補足スベシ

④ 年金勘定ノ積立金ハ厚生年金保険事業ノ経営上ノ財源ニ充ツル為必要アルトキハ予算ノ定ムル所ニ依リ年金勘定ノ歳入ニ繰入ルルコトヲ得

第八条ノ二 児童手当勘定ニ於テ決算上剰余ヲ生ジタルトキハ政令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ同勘定ノ積立金トシテ積立テ又ハ同勘定ノ翌年度ノ歳入ニ繰入ルベシ

② 児童手当勘定ニ於テ決算上不足ヲ生ジタルトキハ政令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ同勘定ノ積立金ヨリ補足スベシ

③ 児童手当勘定ノ積立金ハ政令ノ定ムル所ニ依リ児童手当交付金又ハ児童育成事業費ノ財源ニ充ツル為必要アルトキハ予算ノ定ムル金額ヲ限り同勘定ノ歳入ニ繰入ルルコトヲ得

第九条 業務勘定ニ於テ決算上剰余ヲ生ジタルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ事業運営安定資金並ニ年金勘定及児童手当勘定ノ積立金ニ組入レ又ハ業務勘定ノ翌年度ノ歳入ニ繰入ルベシ

② 業務勘定ニ於テ決算上不足ヲ生ジタルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ事業運営安定資金並ニ年金勘定及児童手当勘定ノ積立金ヨリ補足スベシ

第十条 健康勘定ニ属スル経費ヲ支弁スル為必要アルトキハ政府ハ同勘定ノ負担ニ於テ借入金ヲ為スコトヲ得

② 前項ノ規定ニ依リ借入金ヲ為スコトヲ得ル金額ハ保険料ヲ以テ保険給付費、老人保健法ノ規定ニ依リ拋出金、国民健康保険法ノ規定ニ依リ拋出金及介護保険法ノ規定ニ依リ納付金並ニ療養所費、保健事業費又ハ福祉事業費ニ充ツル為ノ業務勘定ヘノ繰入金及保健事業ニ関スル経費ニ充ツル為ノ一般会計ヘノ繰入金ヲ支弁スルニ不足スル金額ヲ限度トス

第十一条 削除

第十一条ノ二 児童手当勘定ニ属スル経費ヲ支弁スル為必要アルトキハ政府ハ同勘定ノ負担ニ於テ一年内ニ償還スベキ借入金ヲ為スコトヲ得

② 前項ノ規定ニ依リ借入金ヲ為スコトヲ得ル金額ハ被用者ニ係ル児童手当交付金ニ充ツル為ノ一般会計ヨリノ受入金及一般事業主ヨリノ拋出金ヲ以テ当該児童手当交付金及児童育成事業費ヲ支弁スルニ不足スル金額ヲ限度トス

第十二条 各勘定ニ於テ支払上現金ニ余裕アルトキハ之ヲ財政融資資金ニ預託スルコトヲ得

② 健康勘定又ハ児童手当勘定ニ於テ支払上現金ニ不足アルトキハ当該勘定ノ負担ニ於テ一時借入金ヲ為シ又ハ国庫余裕金ヲ繰替使用スルコトヲ得

③ 前項ノ規定ニ依リ一時借入金又ハ繰替金ハ当該年度内ニ之ヲ返還スベシ

第十三条 事業運営安定資金及児童手当勘定ノ積立金ハ財政融資資金ニ預託シ之ヲ運用スルコトヲ得

②年金勘定ノ積立金ハ厚生年金保険法第四章の二ノ規定ノ定ムル所ニ依リ運用スルコトヲ得

第十四条 内閣ハ毎年度本会計ノ予算ヲ作成シ一般会計ノ予算ト共ニ之ヲ国会ニ提出スベシ

第十五条 本会計ノ収入支出ニ関スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附 則

第十六条 本法ハ昭和十九年度ヨリ之ヲ施行ス

第十七条 健康保険特別会計法、労働者年金保険特別会計法及船員保険特別会計法ハ之ヲ廃止ス但シ昭和十八年度分ニ付テハ仍其ノ効力ヲ有ス

第十八条 簡易生命保険及郵便年金特別会計ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ厚生年金保険法第七十五条ノ規定又ハ之ニ準ズル他ノ法律ノ規定ニ基ク勅令ノ適用ニ関シ必要アル場合ニ於テ本会計ニ繰入金ヲ為スコトヲ得

②前項ニ規定スル繰入金ハ本会計ノ年金勘定ノ歳入トシ簡易生命保険及郵便年金特別会計ノ年金勘定ノ歳出トス

第十八条ノ二 年金勘定及児童手当勘定ノ各積立金中第九条第一項ノ規定ニ依リ業務勘定ヨリ組入レラレタル金額ニ相当スル部分ハ当分ノ間予算ノ定ムル金額ヲ限り厚生年金保険事業ノ業務取扱並ニ児童手当及児童育成事業ニ係ル抛出金ノ徴収ニ関スル諸費ニ充ツルタメ業務勘定ニ繰入ルルコトヲ得

第十八条ノ三乃至第十八条ノ五 削除

第十八条ノ六 政府ハ本会計ノ健康保険事業ノ福祉事業費ニ充ツルタメ必要アルトキハ当分ノ間一般会計ヨリ予算ノ定ムル金額ヲ限り業務勘定ニ繰入ルルコトヲ得

第十八条ノ六ノ二 平成十年年度ヨリ平成十五年迄ノ各年度ニ於ケル第五条及第六条ノ規定ノ適用ニ付テハ第五条中「同事業ノ福祉施設費若ハ営繕費」トアルハ「同事業ノ業務取扱ニ関スル諸費、福祉施設費若ハ営繕費」ト第六条中「厚生年金保険事業ノ福祉施設費若ハ営繕費」トアルハ「厚生年金保険事業ノ業務取扱ニ関スル諸費、福祉施設費若ハ営繕費」トス

第十八条ノ七 政府ハ本会計ノ健康勘定ノ歳入不足ヲ補填スルタメ必要アルトキハ昭和三十年年度及昭和三十四年度以降六箇年度間毎年度一般会計ヨリ十億円ヲ限り同勘定ニ繰入ルルコトヲ得

第十八条ノ八 健康勘定ノ負担ニ於テ為ス借入金ニ付テハ昭和四十九年度以降ニ於テハ当分ノ間第十条ノ規定ニ拘ラズ次項乃至第八項ノ定ムル所ニ依ル

- ② 政府ハ健康勘定ノ昭和四十八年度末ニ於ケル借入金ニ係ル債務ヲ弁済スルタメ必要アルトキハ同勘定ノ負担ニ於テ借入金ヲ為スコトヲ得
- ③ 政府ハ健康勘定ノ昭和五十四年度末ニ於ケル借入金ニ係ル債務（前項ノ債務ヲ除ク）ヲ弁済スルタメ昭和五十九年度迄ノ間ニ限り必要アルトキハ同勘定ノ負担ニ於テ借入金ヲ為スコトヲ得
- ④ 政府ハ健康保険法等の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第七十七号以下五十九年改正法ト称ス）附則第三十三条第五項ノ規定ニ依リ健康勘定ニ帰属シタル五十九年改正法附則第三十二条ノ規定ニ依ル改正前ノ第二条ノ規定スル日雇健康勘定ノ昭和五十九年度末ニ於ケル借入金及健康勘定ニ於テ生ジタル旧日雇労働者健康保険法（昭和二十八年法律第二百七号）ニ基ク日雇労働者健康保険事業ニ係ル損失ニ相当スル額トシテ政令ヲ以テ定ムルモノニ係ル債務ヲ弁済スルタメ必要アルトキハ同勘定ノ負担ニ於テ借入金ヲ為スコトヲ得
- ⑤ 前三項ニ定ムルモノノ外政府ハ健康保険法第六十条第七項ノ規定ニ依ル一般保険料率ノ引上（保険給付ノ内容ノ改善又ハ診療報酬ノ改定ヲ伴フモノニ限ル）ニ拘ラズ引上ゲラレタル年度ニ於ケル健康勘定ノ歳計ニ不足ヲ生ズル虞アル場合ニ於テ一年内ニ保険料ヲ以テ其ノ償還ヲ為シ得ルコト明ナルトキハ当該不足スル金額ヲ限り同勘定ノ負担ニ於テ借入金ヲ為スコトヲ得
- ⑥ 第二項乃至前項ニ定ムルモノノ外政府ハ健康保険法第六十条第五項ノ保険給付ノ内容ノ改善又ハ診療報酬ノ改定ノ行ハレザル年度ニ於テ健康勘定ノ歳計ニ不足ヲ生ズル虞アルトキハ当該不足スル金額ヲ限り同勘定ノ負担ニ於テ一年内ニ償還スベキ借入金ヲ為スコトヲ得
- ⑦ 前項ノ規定ニ依リ借入ルル借入金ノ借換ノタメ政府ハ一年内ニ償還スベキ借入金ヲ為スコトヲ得其ノ借換ニ付亦同ジ
- ⑧ 第三項ノ規定ニ依リ借入ルル借入金ニ係ル債務ハ昭和六十年年度末迄ニ弁済ヲ為スベシ
- 第十八条ノ九 政府ハ昭和四十八年度以前ニ健康勘定ニ於テ生ジタル損失ノ額トシテ政令ヲ以テ定ムルモノニ対応スル借入金ノ償還及当該借入金ニ係ル経費トシテ政令ヲ以テ定ムルモノノ支払ノ財源ニ充ツルタメ当分ノ間一般会計ヨリ予算ニ定ムル金額ヲ限り同勘定ニ繰入ルルコトヲ得
- 第十八条ノ十 政府ハ旧日雇労働者健康保険法ニ基ク日雇労働者健康保険事業ニ係ル損失ニ相当スル額トシテ政令ヲ以テ定ムルモノニ対応スル借入金ノ償還及当該借入金ニ係ル経費トシテ政令ヲ以テ定ムルモノノ支払ノ財源ニ充ツルタメ当分ノ間一般会計ヨリ予算ニ定ムル金額ヲ限り健康勘定ニ繰入ルルコトヲ得
- 第十八条ノ十一 政府ハ昭和六十一年度ヨリ昭和六十三年度迄ノ間（以下特例期間ト称ス）ニ於ケル各年度ニ係ル国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号以下六十年改正法ト称ス）附則第七十九条ノ規定ニ依ル国庫負担ニ付テハ当該各年度ニ於テ一般会計ヨリ当該各年度ニ係ル同条ノ規定ニ依ル国庫負担金ノ額ノ二分ノ一ニ相当スル額ヲ下ラザル範囲内ニ於テ予算ニ定ムル額ヲ年金勘定ニ繰入ルベシ
- ② 政府ハ前項ノ措置ニ因リ将来ニ互ル厚生年金保険事業ノ財政ノ安定ガ損ハルコトナキ様特例期間経過後ニ於テ国ノ財政状況ヲ勘案シツツ特例期間ニ於ケル各年度ニ係ル六十年改正法附則第七十九条ノ規定ニ依ル国庫負担金ノ額ト前項ノ規定ニ依ル繰入金ノ額トノ差額ニ相当スル額及前項ノ規定ニ依ル国庫負担金ノ繰入ノ特例措置ナカリセバ年金勘定ニ於テ生ズベカリシ運用収入ニ相当スル額ヲ一般会計ヨリ年金勘定ニ繰入ルベシ

第十八条ノ十二 政府ハ平成元年度ニ係ル六十年改正法附則第七十九条ノ規定ニ依ル国庫負担ニ付テハ平成元年度ニ於テ一般会計ヨリ同年度ニ係ル同条ノ規定ニ依ル国庫負担金ノ額ノ二分ノ一ニ相当スル額ヲ下ラザル範圍内ニ於テ予算ニ定ムル額ヲ年金勘定ニ繰入ルベシ

② 政府ハ前項ノ措置ニ因リ将来ニ互ル厚生年金保険事業ノ財政ノ安定ガ損ハルコトナキ様平成二年度以後ニ於テ国ノ財政状況ヲ勘案シツツ平成元年度ニ係ル六十年改正法附則第七十九条ノ規定ニ依ル国庫負担金ノ額ト前項ノ規定ニ依ル繰入金ノ額トノ差額ニ相当スル額及同項ノ規定ニ依ル国庫負担金ノ繰入ノ特例措置ナカリセバ年金勘定ニ於テ生ズベカリシ運用収入ニ相当スル額ヲ一般会計ヨリ年金勘定ニ繰入ルベシ

第十九条 特別保健福祉事業ニ関スル政府ノ經理ハ当分ノ間第一条ノ規定ニ拘ラズ之ヲ本會計ニ於テ行フモノトス

② 前項ノ特別保健福祉事業（以下特別事業ト称ス）トハ国民保健ノ向上及老人福祉ノ増進ヲ目的トシテ国民ノ老後ニ於ケル健康ノ保持及適切ナル医療ノ確保ヲ図ル為特別保健福祉事業資金ノ運用利益ヲ財源トシテ行フ左ニ掲グルモノヲ謂フ

一 社会保険診療報酬支払基金ガ行フ老人保健法第六十四条第三項ニ規定スル老人保健関係業務ニ対スル政令ヲ以テ定ムル補助ニシテ予算ノ範圍内ニ於テ行フモノ

二 健康保険事業ノ管掌者タル政府ガ納付スル老人保健法ノ規定ニ依ル拠出金ノ一部ニ充ツル為予算ノ範圍内ニ於テ行フ健康勘定ヘノ繰入

三 船員保険事業ノ管掌者タル政府ガ納付スル老人保健法ノ規定ニ依ル拠出金ノ一部ニ充ツル為及船員保険事業ノ福祉事業費ノ内政令ヲ以テ定ムルモノニ充ツル為予算ノ範圍内ニ於テ行フ船員保険特別會計ヘノ繰入

③ 前三号ニ掲グルモノノ外健康保険事業ノ保健事業及福祉事業其ノ他ニ係ル財政上ノ措置ニシテ政令ヲ以テ定ムルモノ

④ 第一項ノ規定ニ依リ特別事業ニ関スル政府ノ經理ヲ本會計ニ於テ行フ場合ニ於テ業務勘定ニ於テハ第六条ノ規定ニ依ルモノノ外資

金ニ充ツル為ノ一般会計ヨリノ受入金、資金ヨリノ受入金及特別事業ニ係ル附属雑収入ヲ以テ其ノ歳入トシ資金ヘノ繰入金、特別

⑤ 第一項ノ規定ニ依リ特別事業ニ関スル政府ノ經理ヲ本會計ニ於テ行フ場合ニ於テ健康勘定ニ於テハ第三条ノ規定ニ依ルモノノ外業務勘定ヨリノ受入金ヲ以テ其ノ歳入トス

第十九条ノ二 資金ニ充ツル為必要アルトキハ一般会計ヨリ予算ノ定ムル金額ヲ限リ業務勘定ニ繰入ルルコトヲ得

② 資金ニハ前項ノ規定ニ依ル一般会計ヨリノ受入金ニ相当スル金額ヲ業務勘定ヨリ繰入ルベシ

第十九条ノ三 特別事業ニ要スル経費ニ充ツル為資金ヨリ予算ノ定ムル金額ヲ限リ業務勘定ニ繰入ルルコトヲ得

② 前項ニ規定スル繰入金ノ額ハ当該繰入金ヲ為ス年度迄ニ生ジタル資金ノ運用利益金及当該年度ノ前年度迄ニ第十九条ノ六第一項ノ規定ニ依リ資金ヘ組入レタル金額ノ合計額ニ相当スル金額（当該前年度迄ニ前項又ハ同条第一項ノ規定ニ依リ業務勘定ニ繰入レタル金額アル場合ニ於テハ其ノ合計額ヲ控除シタル金額ニ相当スル金額）ヲ限度トス

第十九条ノ四 政府ハ厚生年金保険事業ノ長期的安定ヲ確保スル為必要アルトキハ特別事業ノ必要性ヲ勘案シツツ業務勘定ヨリ資金ノ金額ヲ限度トシテ予算ノ定ムル金額ヲ限り年金勘定ニ繰入ルルコトヲ得

②前項ノ規定ニ依リ繰入金ヲ為ストキハ年金勘定ニ於テハ第五条ノ規定ニ依ルモノノ外業務勘定ヨリノ受入金ヲ以テ其ノ歳入トス

③第一項ノ規定ニ依リ繰入金ヲ為ストキハ当該繰入金ニ相当スル金額ヲ資金ヨリ業務勘定ニ繰入ルベシ

④第一項ノ規定ニ依リ繰入金ヲ為シタルトキハ当該繰入金額ガ第十八条ノ十一第二項又ハ第十八条ノ十二第二項ノ規定ニ依リ一般会計ヨリ年金勘定ニ繰入レラレタルモノト看做ス

⑤前項ノ規定ノ適用ニ付テ必要ナル事項ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

⑥一般会計ヨリ第十八条ノ十一第二項及第十八条ノ十二第二項ノ規定ニ依リ一般会計ヨリ年金勘定ニ繰入ルベキ金額ノ合計額ニ相当スル金額ガ年金勘定ニ繰入レラレタル場合（第四項ノ規定ニ依リ繰入レラレタルモノト看做サレル場合ヲ含ム）ニ於テ資金ニ残額アルトキハ政府ハ特別事業ノ必要性ヲ勘案ノ上業務勘定ヨリ当該残額ヲ限度トシテ予算ノ定ムル金額ヲ限り一般会計ニ繰入ルルコトヲ得

⑦前項ノ規定ニ依リ繰入金ヲ為ストキハ第三項ノ規定ヲ準用ス

第十九条ノ五 資金ノ受払ハ財務大臣ノ定ムル所ニ依リ業務勘定ノ歳入歳出外トシテ經理ス

第十九条ノ六 業務勘定ニ於テ毎会計年度ノ第十九条第四項ノ規定ニ依ル歳入額ヨリ当該年度ノ同項ノ規定ニ依ル歳出額ヲ控除シテ剰余ヲ生ジタルトキハ之ヲ資金ニ組入レ不足ヲ生ジタルトキハ之ヲ資金ヨリ補足スベシ

②第十九条第一項ノ規定ニ依リ特別事業ニ関スル政府ノ經理ヲ本会計ニ於テ行フ場合ニ於ケル第九条ノ規定ノ適用ニ付テハ同条中「決算上」トアルハ「毎会計年度ノ歳入額（第十九条第四項ノ規定ニ依ルモノヲ除ク）ヨリ当該年度ノ歳出額（同項ノ規定ニ依ルモノヲ除ク）ヲ控除シテ」ト読替フルモノトス

第十九条ノ七 資金ハ財政融資資金ニ預託シ之ヲ運用スルコトヲ得

第二十条乃至第二十二条 削除

第二十三条 第五条ノ規定ニ拘ラズ当分ノ間私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）附則第十七項ノ規定ニ依ル本会計ノ負担金並ニ国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）附則第十九条、国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第五十二号）附則第十六条第二項、昭和四十年法律第百一十号）附則第十條、地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第五十三号）第百三十八条及第百四十三条の二十二第一項、昭和四十二年法律第百五十五号）附則第十條、昭和四十二年法律第百五十五号）附則第十二條、昭和四十二年法律第百五十五号）附則第十四條、昭和四十二年法律第百五十五号）附則第十五條、昭和四十二年法律第百五十五号）附則第十六條並ニ昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改正に関する法律（昭和四十九年法律第九十五号）附則第十六條並ニ昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改正に関する法律（昭和四十八年法律第四百四号）附則第七項ノ規定ニ依ル本会計ヨリノ交付金ハ年金勘定ノ歳

出トス

第二十四条 年金勘定ニ於テハ第五条ノ規定ニ依ルモノノ外当分ノ間厚生年金保険法附則第十八条第一項ノ規定ニ依ル拠出金、厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第十九条、第二十条及第五十四条ノ二第一項ノ規定ニ依ル納付金並ニ厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度ノ統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第一百一号）附則第二十条ノ規定ニ依ル納付金ヲ以テ其ノ歳入トス

○ 農業共済再保険特別会計法（昭和十九年法律第十一号）

第一条 農業共済再保険事業及農業共済再保険事業ヲ經營スル為特別会計ヲ設置シ其ノ歳入ヲ以テ其ノ歳出ニ充ツ

第二条 本会計ハ之ヲ再保険金支払基金勘定、農業勘定、家畜勘定、果樹勘定、園芸施設勘定及業務勘定ニ区分ス

第二条ノ二 再保険金支払基金勘定ニ於テハ一般會計、農業勘定、家畜勘定、果樹勘定及園芸施設勘定ヨリノ受入金並ニ其ノ運用ニ伴ヒ生ズル利子収入ヲ以テ其ノ歳入トシ農業勘定、家畜勘定、果樹勘定及園芸施設勘定ヘノ繰入金ヲ以テ其ノ歳出トス

② 前項ノ規定ニ依ル一般會計ヨリノ受入金ハ予算ノ定ムル所ニ依リ農作物共済及畑作物共済、家畜共済、果樹共済又ハ園芸施設共済ニ関スル異常災害ノ發生ニ伴フ農業勘定、家畜勘定、果樹勘定又ハ園芸施設勘定ニ於ケル再保険金（農業災害補償法第四百一条ノ七ノ保険金ヲ含ム以下同ジ）ノ支払財源ノ不足ニ充ツル為ノ財源トシテ之ヲ繰入ルルモノトス

③ 第一項ノ規定ニ依ル農業勘定、家畜勘定、果樹勘定又ハ園芸施設勘定ヘノ繰入金ハ予算ノ定ムル所ニ依リ農作物共済及畑作物共済、家畜共済、果樹共済又ハ園芸施設共済ニ関スル異常災害ノ發生ニ伴フ農業勘定、家畜勘定、果樹勘定又ハ園芸施設勘定ニ於ケル再保険金ノ支払財源ノ不足ニ充ツル為之ヲ繰入ルルモノトス

第三条 農業勘定ニ於テハ農作物共済及畑作物共済ニ関スル再保険事業（農業災害補償法第四百一条ノ四ノ保険事業ヲ含ム以下同ジ）經營上ノ再保険料（同法第四百一条ノ六ノ保険料ヲ含ム以下同ジ）、一般會計及再保険金支払基金勘定ヨリノ受入金、積立金ヨリ生ズル収入、借入金並ニ附属雑収入ヲ以テ其ノ歳入トシ同事業經營上ノ再保険金、同法第十三条（同法第十三条ノ六ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ依ル交付金、再保険料ノ還付金、借入金ノ償還金及利子、一時借入金ノ利子其ノ他ノ諸費ヲ以テ其ノ歳出トス

第四条 家畜勘定ニ於テハ家畜共済ニ関スル再保険事業經營上ノ再保険料、一般會計及再保険金支払基金勘定ヨリノ受入金、積立金ヨリ生ズル収入、借入金並ニ附属雑収入ヲ以テ其ノ歳入トシ同事業經營上ノ再保険金、農業災害補償法第十三条ノ六ニ於テ準用スル同法第十三条ノ規定ニ依ル交付金、再保険料ノ還付金、借入金ノ償還金及利子、一時借入金ノ利子其ノ他ノ諸費ヲ以テ其ノ歳出トス

第四条ノ二 果樹勘定ニ於テハ果樹共済ニ関スル再保険事業經營上ノ再保険料、一般會計及再保険金支払基金勘定ヨリノ受入金、積立金ヨリ生ズル収入、借入金並ニ附属雑収入ヲ以テ其ノ歳入トシ同事業經營上ノ再保険金、農業災害補償法第十三条ノ六ニ於テ準

用スル同法第十三条ノ規定ニ依ル交付金、再保険料ノ還付金、借入金ノ償還金及利子、一時借入金ノ利子其ノ他ノ諸費ヲ以テ其ノ歳出トス

第四条ノ三 園芸施設勘定ニ於テハ園芸施設共済ニ関スル再保険事業経営上ノ再保険料、一般会計及再保険金支払基金勘定ヨリノ受入金、積立金ヨリ生ズル収入、借入金並ニ附属雑収入ヲ以テ其ノ歳入トシ同事業経営上ノ再保険金、農業災害補償法第十三条ノ六ニ於テ準用スル同法第十三条ノ規定ニ依ル交付金、再保険料ノ還付金、借入金ノ償還金及利子、一時借入金ノ利子其ノ他ノ諸費ヲ以テ其ノ歳出トス

第五条 業務勘定ニ於テハ農作物共済、畑作物共済、家畜共済、果樹共済及園芸施設共済ニ関スル再保険事業ノ業務取扱ニ関スル諸費ニ充ツル為ノ一般会計ヨリノ受入金及此等ノ事業ノ業務取扱ニ関シ生ズル収入ヲ以テ其ノ歳入トシ此等ノ事業ノ業務取扱ニ関スル諸費ヲ以テ其ノ歳出トス

第六条 再保険金支払基金勘定ニ於テ決算上剰余ヲ生ジタルトキハ之ヲ翌年度ノ歳入ニ繰入ルベシ

② 農業勘定ニ於テ決算上剰余ヲ生ジタルトキハ当該年度迄ノ再保険金支払基金勘定ヨリノ受入金ノ合計額ニ相当スル金額（前年度迄ニ同勘定ヨリ再保険金支払基金勘定ニ繰入レタル金額アル場合ニ於テハ其ノ合計額ヲ控除シタル金額ニ相当スル金額）ニ達スル迄ノ金額ハ之ヲ再保険金支払基金勘定ニ繰入ルモノトシ猶残余アルトキハ政令ノ定ムル所ニ依リ農業勘定ノ積立金トシテ之ヲ積立ツベシ

③ 前項ノ規定ハ家畜勘定、果樹勘定又ハ園芸施設勘定ニ於テ決算上剰余ヲ生ジタル場合ニ付之ヲ準用ス

④ 農業勘定、家畜勘定、果樹勘定又ハ園芸施設勘定ニ於テ決算上不足ヲ生ジタルトキハ当該勘定ノ積立金ヨリ之ヲ補足スベシ

第六条ノ二 前条第二項ノ規定ニ依リ農業勘定ノ剰余金ヲ再保険金支払基金勘定ニ繰入レタル場合ニ於テ当該繰入金額ガ同項ノ当該年度迄ノ再保険金支払基金勘定ヨリノ受入金ノ合計額ニ相当スル金額（前年度迄ニ農業勘定ヨリ再保険金支払基金勘定ニ繰入レタル金額アル場合ニ於テハ其ノ合計額ヲ控除シタル金額ニ相当スル金額）ニ達セザルトキハ其ノ差額ニ相当スル金額ニ達スル迄ノ金額ハ之ヲ農業勘定ノ積立金（当該年度ノ決算上前条第四項ノ規定ニ依リ補足スベキ金額アル場合ニ於テハ其ノ金額ヲ補足シタル後ノ積立金）ヨリ再保険金支払基金勘定ニ繰入ルベシ

② 前項ノ規定ハ前条第三項ニ於テ準用スル同条第二項ノ規定ニ依リ家畜勘定、果樹勘定又ハ園芸施設勘定ノ剰余金ヲ再保険金支払基金勘定ニ繰入レタル場合ニ付之ヲ準用ス

第七条 業務勘定ニ於テ決算上剰余ヲ生ジタルトキハ之ヲ翌年度ノ歳入ニ繰入ルベシ

第八条 農業勘定、家畜勘定、果樹勘定又ハ園芸施設勘定ニ属スル経費ヲ支弁スル為必要アルトキハ政府ハ当該勘定ノ負担ニ於テ借入金ヲ為スコトヲ得

② 前項ノ規定ニ依リ借入金ヲ為スコトヲ得ル金額ハ農業勘定、家畜勘定、果樹勘定又ハ園芸施設勘定ニ於テ再保険料ヲ以テ再保険金及再保険料ノ還付金ヲ支弁スルニ不足スル金額ヲ限度トス

第九条 各勘定ニ於テ支払上現金ニ余裕アルトキハ之ヲ財政融資資金ニ預託スルコトヲ得

② 農業勘定、家畜勘定、果樹勘定又ハ園芸施設勘定ニ於テ支払上現金ニ不足アルトキハ当該勘定ノ負担ニ於テ一時借入金又ハ再保険金支払基金勘定ニ属スル現金ノ繰替使用ヲ為スコトヲ得

③ 前項ノ規定ニ依ル一時借入金又ハ繰替使用金ハ当該年度内ニ之ヲ返還スベシ

第十条 農業勘定、家畜勘定、果樹勘定及園芸施設勘定ノ積立金ハ財政融資資金ニ預託シ之ヲ運用スルコトヲ得

第十一条 内閣ハ毎年度此ノ會計ノ予算ヲ作成シ一般會計ノ予算ト共ニ之ヲ国会ニ提出スベシ

第十二条 農業勘定、家畜勘定、果樹勘定又ハ園芸施設勘定ノ毎年度歳出予算ニ於ケル支出残額ハ之ヲ翌年度ニ繰越シ使用スルコトヲ得

第十三条 本會計ノ収入支出ニ関スル規程ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

附 則

第十四条 本法ハ昭和十九年度ヨリ之ヲ施行ス

第十五条 農業再保険特別會計法及家畜再保険特別會計法ハ之ヲ廃止ス但シ昭和十八年度分ニ付テハ仍其ノ効力ヲ有ス

第十六条 農業再保険又ハ家畜再保険ノ各特別會計廃止ノ際之ニ属スル積立金、未經過再保険料及支払備金ハ之ヲ本會計ニ帰属セシメ夫々農業勘定又ハ家畜勘定ノ所属トス

② 前項ニ規定スルモノノ外農業再保険又ハ家畜再保険ノ各特別會計廃止ノ際之ニ属スル権利義務ハ之ヲ本會計ニ帰属セシメ夫々農業勘定、家畜勘定又ハ業務勘定ノ所属トス

第十七条 農業再保険又ハ家畜再保険ノ各特別會計ノ昭和十八年度歳出予算ニシテ翌年度ニ繰越ヲ要スルモノハ之ヲ夫々本會計ノ農業勘定又ハ家畜勘定ニ繰越シ使用スルコトヲ得

第十八条 昭和十八年法律第二十二号中左ノ通改正ス

第一条 第二項及第三条 第二項中「農業再保険特別會計」ヲ「農業家畜再保険特別會計」ニ改ム

第十九条 農業保險ノ保険料国庫負担金等ノ交付ニ関シテハ昭和十八年度分ニ付テハ前条ノ規定ニ依ル昭和十八年法律第二十二号第一条 第二項及第三条 第二項ノ改正規定ニ拘ラズ仍従前ノ例ニ依ル

第二十条 削除

第二十一条 農業災害補償法第五十条の三第一項ノ交付金ハ第四条ノ規定ニ拘ラズ当分ノ間家畜勘定ノ歳出トス

第二十二条 農業災害補償法及び農業共済基金法の一部を改正する法律（昭和五十三年法律第五十七号）附則第三項ニ規定スル再保険事業ノ經理ハ第一条ノ規定ニ拘ラズ之ヲ本会計ニ於テ行フモノトス

第二十三条 前条ノ再保険事業ノ経営上ノ歳入歳出及業務取扱ニ関スル歳入歳出ハ夫々本会計ノ農業勘定、園芸施設勘定及業務勘定ノ所屬トス此ノ場合ニ於テ第三条中「再保険事業（農業災害補償法第四十一条の四ノ保険事業ヲ含ム以下同ジ）経営上ノ」トアルハ「再保険事業並ニ第二十二條ノ再保険事業ノウチ畑作物共済ニ係ルモノノ経営上ノ」ト、「同事業経営上ノ」トアルハ「此等ノ事業経営上ノ」ト、
「交付金」トアルハ「交付金」トアルハ「交付金、農業災害補償法及び農業共済基金法の一部を改正する法律附則第三項ノ規定ニ依リ仍従前ノ例ニ依ルコトサル畑作物共済及び園芸施設共済に關する臨時措置法（昭和四十八年法律第七十九号）第二十七條第二項ノ規定ニ依ル畑作物共済ニ係ル交付金」ト、第四條ノ三中「再保険事業経営上ノ」トアルハ「再保険事業及第二十二條ノ再保険事業ノウチ園芸施設共済ニ係ルモノノ経営上ノ」ト、
「同事業経営上ノ」トアルハ「此等ノ事業経営上ノ」ト、
「交付金」トアルハ「交付金、農業災害補償法及び農業共済基金法の一部を改正する法律附則第三項ノ規定ニ依リ仍従前ノ例ニ依ルコトサル畑作物共済及び園芸施設共済に關する臨時措置法第二十七條第二項ノ規定ニ依ル園芸施設共済ニ係ル交付金」ト、第五條中「再保険事業」トアルハ「再保険事業並ニ第二十二條ノ再保険事業」ト読替フルモノトス

第二十四条 第二条ノ第一項ノ規定ニ依ル一般會計ヨリノ受入金ハ同條第二項ノ規定ニ依ルモノノ外予算ノ定ムル所ニ依リ第二十二條ノ再保険事業ニ係ル畑作物共済又ハ園芸施設共済ニ關スル異常災害ノ發生ニ伴フ農業勘定又ハ園芸施設勘定ニ於ケル再保険金ノ支払財源ノ不足ニ充ツル為ノ財源トシテ之ヲ繰入ルルモノトス
② 第二條ノ第一項ノ規定ニ依ル農業勘定又ハ園芸施設勘定ヘノ繰入金ハ同條第三項ノ規定ニ依ルモノノ外予算ノ定ムル所ニ依リ第二十二條ノ再保険事業ニ係ル畑作物共済又ハ園芸施設共済ニ關スル異常災害ノ發生ニ伴フ農業勘定又ハ園芸施設勘定ニ於ケル再保険金ノ支払財源ノ不足ニ充ツル為之ヲ繰入ルルモノトス

○ 農業経営基盤強化措置特別會計法（昭和二十一年法律第四十四号）

第一条 農業経営基盤の強化に資するための農地保有合理化措置、農業改良資金助成法（昭和三十一年法律第百二号）第三条の規定による貸付け及び青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成七年法律第二号）第十九条第一項の規定による前項の「農地保有合理化措置」とは、次に掲げるものをいう。

一 自作農創設のため政府の行う土地、権利又は立木、工作物その他の物件（以下「農地等」という。）の買収、使用、売渡し、賃貸等

二 農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第四条第二項に規定する農地保有合理化事業その他の農地保有の合理化に関する事業に係る財政上の措置で政令で定めるもの

- 第二条 この会計においては、農地等の売渡代金及びその利子、農地等の賃貸料、前条第二項第二号の財政上の措置として行われる貸付金の償還金、農業改良資金助成法第十四条第二項の規定による償還金（同法第十六条第一項及び第二項の規定による納付金を含む。次項において同じ。）、青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法第十九条第三項の規定による償還金、一般会計からの繰入金、借入金並びに附属雑収入をもつてその歳入とし、農地等の買収代金、次条の規定による他の会計への繰入金、農地等の使用料、補償金、前条第二項第二号の財政上の措置に要する費用（貸付金を含む。）、農業改良資金助成法第三条の規定による都道府県に対する貸付金、事務取扱費、借入金の償還金及び利子、一時借入金の利子その他の諸費をもつてその歳出とする。
- ② 前項に規定する農業改良資金助成法第十四条第二項の規定による償還金の額に相当する金額は、前項に規定する同法第三条の規定による都道府県に対する貸付金の財源に充てるものとする。ただし、都道府県が行う同条に規定する事業の実施状況に照らしてその必要がないと認められるに至つたときは、当該必要がない。
- ③ 第一項に規定する青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法第十九条第三項の規定による償還金の額に相当する金額は、第一項に規定する同法第十九条第一項の規定による都道府県に対する貸付金の財源に充てるものとする。ただし、都道府県が行う同法第十八条第一項に規定する事業の実施状況に照らしてその必要がないと認められるに至つたときは、当該必要がないと認められる範囲内の金額については、この限りでない。
- ④ 第一項に規定する一般会計からの繰入金は、予算で定めるところにより、繰り入れるものとする。

第三条 毎年度における農地等の売渡代金及び利子の合計額に相当する金額に、当該年度までに他の会計の所属からこの会計の所属に移した農地等で売り渡したものの受入価額の、当該年度までに売り渡した農地等の受入価額に対する割合を乗じて得た額に相当する金額は、毎年度この会計から当該会計にこれを繰り入れるものとする。

第四条 削除

第五条 借入金の償還金及び利子並びに一時借入金の利子の支出に必要な金額は、これを毎年度国債整理基金特別会計に繰り入れるものとする。

第六条 この会計において支払上現金に余裕があるときは、これを財政融資資金に預託することができる。

第七条 この会計において支払上現金に不足があるときは、この会計の負担で、財政融資資金若しくは日本銀行から一時借入金をし、又は国庫余裕金を繰替使用することができる。

② 前項の規定による一時借入金又は繰替金は、当該年度の歳入を以てこれを償還しなければならない。

③ 前項の場合において、当該年度の歳入減少のため一時借入金又は繰替金を償還することができないときは、政府は、その償還できない金額を限り、この会計の負担で財政融資資金又は日本銀行から借入金をすることができない。

④ 前項の規定による借入金は、一年以内にこれを償還しなければならない。

第八条 この会計において決算上剰余を生じたときは、これを翌年度の歳入に繰り入れるものとする。ただし、当該剰余金から政令

で定める金額を控除した金額は、予算で定めるところにより、一般会計の歳入に繰り入れることができる。

第九条 内閣は、毎年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、国会に提出しなければならない。
② 前項の予算には、当該年度及び前年度における農地等の売渡し及び買収に関する計画表を添付するものとする。

第十条 この会計の収入支出に関する規程は、政令でこれを定める。

附 則

この法律施行の期日は、勅令でこれを定める。

○ 国有林野事業特別会計法（昭和二十二年法律第三十八号）

第一条 国有林野事業を国有林野の有する公益的機能の維持増進を基本としつつ企業的に運営し、その健全な発達に資するため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

② この法律において、国有林野事業とは、国有林野の管理経営に関する法律（昭和二十六年法律第二百四十六号）第二条に規定する国有林野の管理経営の事業及びその附帯業務をいう。

③ この会計においては、前項の事業に係る経理のほか、次の事項に関する経理を行うものとする。

一 治山事業で国が施行するもの（以下「直轄治山事業」という。）

④ 次項各号に掲げる事業に係る第五項第一号又は第二号に掲げる事業で国が施行するものの管理

一 前項第一号の治山事業とは、次の各号に掲げる事業をいう。

一 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十一条に規定する保安施設事業

二 地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第五十一条第一項第二号に規定する地すべり地域又はぼた山に関して同法第

三条又は第四条の規定によつて指定された地すべり防止区域又はぼた山崩壊防止区域における地すべり防止工事又はぼた山崩壊

防止工事に関する事業

⑤ 次の各号に掲げる事業は、前項の規定にかかわらず、治山事業に含まれないものとする。

一 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和二十五年法律第六十九号）又は公共土木施設災害復

旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）の規定の適用を受ける災害復旧事業

二 前号の事業の施行のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるため、これと合併して行う新設又は改良

に関する事業その他同号の事業以外の事業であつて、再度災害を防止するため、土砂の崩壊等の危険な状況に対処して特に緊急

に施行すべきもの

第二条 この会計は、農林水産大臣が、法令の定めるところに従い、これを管理する。

第三条 この会計においては、従来の国有林野（北海道における国有林野を含む。）の事業に属する土地、森林、原野、建物、工作

物、機械その他の設備、貯蔵物品等の資産及び将来この会計に所属する資産の金額をもつて資本とする。

② 第四条 この会計の経理は、現金の収納又は支払の事実にかかわらず、財産の増減及び異動の事実に基づいて行う。
この会計に属する資産及び負債については、政令の定めるところに従い、その内容を明らかにしなければならない。

② 第五条 この会計において、国有林野事業に係る事業施設費を支弁するため必要があるときは、この会計の負担において、公債を發行し、又は借入金を行うことができる。

② 前項の規定による公債及び借入金の限度額については、予算を以て、国会の議決を経なければならない。

② 第六条 この会計において、国有林野事業に係る運転資金に充てるため必要があるときは、この会計の負担において、一時借入金をし、又は融通証券を発行することができる。

② 前項の規定する一時借入金及び融通証券は、当該年度内にこれを償還しなければならない。ただし、歳入不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額を限り、この会計の負担において、借入金をし、又は融通証券を発行することができる。

③ 前項ただし書の規定による借入金及び融通証券は、一年以内に償還しなければならない。

④ 第一項の規定による一時借入金及び融通証券の限度額については、予算を以て、国会の議決を経なければならない。

第七条 前二条に規定する公債、借入金、一時借入金及び融通証券の起債、償還等に関する事務は、財務大臣がこれを行う。

第八条 この会計の負担に属する公債及び借入金の償還金及び利子、第六条第二項ただし書の規定による融通証券の償還金、一時借入金及び融通証券の利子並びに公債及び融通証券の発行及び償還に関する諸費の支出に必要な金額は、毎会計年度、これを国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

第九条 次に掲げる金額は、予算の範囲内において、一般会計からこの会計に繰り入れるものとする。

一 国有林野（国有林野の管理経営に関する法律第二条に規定する国有林野をいう。以下この条において同じ。）のうち森林法第二十五条第一項又は第二項の規定により保安林として指定された森林その他の公益的機能が高い森林（次号において「公益林」という。）における松くい虫の駆除又はそのまん延の防止、標識の設置その他の森林保全に要する経費で政令で定めるものに相当する金額

二 前号に掲げるもののほか、国有林野における森林法第二十五条第一項又は第二項の規定による保安林の指定のための調査に要する経費その他の公益林の管理に関する事務に要する経費で政令で定めるものに相当する金額

三 森林法第七条の二第一項の規定に基づく森林計画の作成に要する経費に相当する金額

四 国有林野を利用して行う森林及び林業に関する知識の普及並びに林業技術の指導に要する経費で政令で定めるものに相当する金額

五 国有林野の管理経営上重要な林道の開設に要する経費その他の国有林野事業に係る事業施設費で政令で定めるものに相当する金額

六 直轄治山事業に関する費用で国庫が負担するもの及び第一条第三項第二号の事業に関する事務取扱費の額に相当する金額

② 前項第六号の規定による繰入れは、予算の範囲内において、政令で定めるところにより行うものとする。

第十条 直轄治山事業に係る地方公共団体の負担金は、この会計の歳入とする。

第十一条 農林水産大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出の予定計算書、繰越明許費要求書及び国庫債務負担行為要求書を作成し、これを財務大臣に送付しなければならない。

第十二条 この会計の歳入歳出予算は、歳入にあつては、その性質に従つて款及び項に、歳出にあつては、その目的に従つて項に区分する。

第十三条 内閣は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、これを国会に提出しなければならない。

② 前項の予算には、次の書類を添付しなければならない。

一 歳入歳出の予定計算書、繰越明許費要求書及び国庫債務負担行為要求書

二 前々年度の損益計算書、貸借対照表及び財産目録

三 前年度及び当該年度の予定損益計算書及び予定貸借対照表

四 前々年度の直轄治山事業に係る事業実績表

五 前年度及び当該年度の直轄治山事業に係る事業計画表

六 国庫債務負担行為で翌年度以降にわたるものについてはその前年度までの支出額及び支出額の見込み、当該年度以降の支出予定額

並びに数会計年度にわたる事業に伴うものについてはその全体の計画その他事業等の進行状況の調査

第十四条 この会計において、毎会計年度の損益計算上利益を生じたときは、次項の規定により繰り越した損失をその利益の額をもつてうめ、なお残余があるときは、政令で定めるところにより、これを利益積立金及び特別積立金に組み入れて整理するものとする。

② この会計において、毎会計年度の損益計算上損失を生じたときは、利益積立金の額からその損失の額に相当する額を減額して、これを整理するものとする。ただし、その損失の額が利益積立金の額を超過するときはその超過額を、利益積立金がないときはその損失の額を、それぞれ損失の繰越しとして整理するものとする。

第十五条 この会計において、毎会計年度、前年度からの持越現金（特別積立金引当資金に属するものを除く。）のうち歳出の財源に充てることのできる金額（前年度から繰り越された歳出予算の財源に充てるべき金額を除く。）があるときは、当該金額のうち、特別積立金の残高に相当する金額から特別積立金引当資金の残高に相当する金額を控除した金額に達するまでの金額を、当該年度末までに、特別積立金引当資金に組み入れなければならない。

② 特別積立金引当資金は、林業の振興のために必要な経費その他の経費の財源に充てるものとしてこの会計から一般会計に繰り入れる場合に限り、予算の定めるところにより、使用することができる。

③ 前項の規定により特別積立金引当資金を使用したときは、特別積立金の額からその使用した額に相当する額を減額して整理する

ものとする。

第十六条 農林水産大臣は、歳入歳出予定計算書と同一の区分により、この会計の歳入歳出決定計算書を作成し、これを財務大臣に送付しなければならない。

第十七条 内閣は、毎会計年度この会計の歳入歳出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算とともに、これを国会に提出しなければならない。

② 前項の歳入歳出決算には、次の書類を添付しなければならない。

- 一 歳入歳出決定計算書
- 二 当該年度の損益計算書、貸借対照表及び財産目録
- 三 当該年度の直轄治山事業に係る事業実績表
- 四 債務に関する計算書

第十八条 この会計において、支払義務の生じた歳出金で、当該年度内に支出済みとならなかったものに係る歳出予算は、これを翌年度に繰り越して使用することができる。

② 前項の規定による繰越しは、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四十三条の規定にかかわらず、財務大臣の承認を経ることを要しない。

③ 農林水産大臣は、第一項の規定による繰越しをしたときは、財務大臣及び会計検査院に通知しなければならない。

第十九条 この会計において、支払上現金に余裕があるときは、これを財政融資資金に預託することができる。

② 特別積立金引当資金に属する現金は、財政融資資金に預託して運用することができる。

③ この会計において、国有林野事業に係る運転資金に充てるため必要があるときは、農林水産大臣は、財務大臣の承認を経て、第六条第一項の規定による一時借入金（借入れ又は融通証券の発行に代え、特別積立金引当資金に属する現金の繰替使用をすること）ができる。

④ 前項の規定により繰替使用をした金額は、当該年度内に、これを特別積立金引当資金に返還しなければならない。

第二十条 国有林野事業及び直轄治山事業の運営に妨げのない限り、この会計の負担において、一般の委託により、森林の管理経営、木材の加工若しくは林業に関する機械施設の工作又は林業に関する試験、検査及び調査をすることができる。

第二十一条 この法律の施行に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

附 則

第一条 この法律は、昭和二十二年四月一日から、これを施行する。

第二条 従来の国有林野（北海道における国有林野を含む。）の事業に属する負債は、これをこの会計に帰属せしめる。

第三条 財産税等収入金特別会計に所属する資産のうち従来帝室林野の事業の用に供したものについては、これを無償を以て、この会計の所属に移すことができる。

第四条 従来の帝室林野の事業に属する資産及び負債で国に引継がれたものは、これをこの会計に帰属せしめる。

第五条 この会計において、事業施設費以外の国有林野事業に係る事業費を支弁するため必要があるときは、当分の間、この会計の負担において、借入金をし、又は融通証券を発行することができる。

② 前項に規定する借入金及び融通証券は、一年内にこれを償還しなければならない。

③ 第一項に規定する借入金及び融通証券の限度額については、予算をもつて、国会の議決を経なければならぬ。ただし、その限度額は、この会計の資産に属する製品の当該年度末現在における在庫見込額から前年度末現在における在庫額を控除して得た金額を超えてはならない。

④ 第一項に規定する借入金及び融通証券の起債、償還等に関する事務は、財務大臣が、これを行う。

⑤ 第一項に規定する融通証券の償還金の支出に必要な金額は、毎会計年度、これを国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

第六条 特別積立金引当資金（以下「資金」という。）の使用については、当分の間、第十五条第二項の規定にかかわらず、次に定めるところによる。

一 資金は、独立行政法人緑資源機構法（平成十四年法律第百三十号）第十一条第一項第六号の業務の財源に充てるものとしてこの会計から独立行政法人緑資源機構に出資する場合に、予算の定めるところにより、使用することができる。

二 資金は、前号に定めるところによるほか、同号に定める使用を妨げない範囲内において、林業の振興のために必要な経費その他の経費の財源に充てるものとしてこの会計から一般会計に繰り入れる場合に、予算の定めるところにより、使用することができる。

② 前項第一号の規定により資金を使用したときは、その使用した額に相当する額を特別積立金から利益積立金に組み替えて整理するものとし、同項第二号の規定により資金を使用したときは、その整理については、第十五条第三項の規定を準用する。

第七条 日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）第七条第六項の規定により産業投資特別会計社会資本整備勘定からこの会計に繰り入れを行う場合における第九号の規定の適用については、同号中「金額」とあるのは、「金額（日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）第七条第六項の規定により産業投資特別会計社会資本整備勘定から繰り入れられる金額を除く。）」とする。

第八条 日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法第七条第六項の規定により産業投資特別会計社会資本整備勘定からこの会計に繰り入れを行った場合においては、当該繰入金をこの会計に繰り入れた会計年度

及びこれに続く五箇年度以内に、当該繰入金に相当する金額（次条の規定により繰入れを行った場合においては、当該繰入金に相当する金額を控除した金額）に達するまでの金額を、予算で定めるところにより、この会計から産業投資特別会計社会資本整備勘定に繰り入れるものとする。

② 前項の規定により繰入れを行う場合においては、当該繰入金に相当する金額を、一般会計からこの会計に繰り入れるものとする。

第九条 日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法第七条第六項の規定による産業投資特別会計社会資本整備勘定からの繰入金額が、同項に規定する当該公共的建設事業であつてこの会計において経理されるものの当該年度において要した費用（当該年度において国が負担した費用に限る。）を超過する場合においては、当該超過額に相当する金額は、翌年度において同項の規定による産業投資特別会計社会資本整備勘定からの繰入金額から減額し、なお残余があるときは、翌々年度までにこの会計から産業投資特別会計社会資本整備勘定に繰り入れるものとする。

○ 船員保険特別会計法（昭和二十二年法律第二百三十六号）

第一条 船員保険法による船員保険事業（老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）の規定による拠出金及び国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）の規定による拠出金並びに介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）の規定による納付金の納付を含む。以下同じ。）を運営するため、特別会計を設置し、その歳入を以てその歳出に充てる。

第二条 この会計は、厚生労働大臣が、法令の定めるところに従い、これを管理する。

第三条 この会計においては、保険料、一般会計からの受入金、積立金からの受入金、積立金から生ずる収入、借入金及び附属雑入をもつてその歳入とし、保険給付費、老人保健法の規定による拠出金、国民健康保険法の規定による拠出金、介護保険法の規定による納付金、厚生保険特別会計年金勘定への繰入金、独立行政法人福祉医療機構への補助金、借入金の償還金及び利子、一時借入金、金の利子、業務取扱費、療養所費、福祉事業費、営繕費その他の諸費をもつてその歳出とする。

第四条及び第五条 削除

第六条 この会計において、保険給付費、老人保健法の規定による拠出金、国民健康保険法の規定による拠出金及び介護保険法の規定による納付金を支弁するため必要があるときは、この会計の負担において、借入金をなすことができる。

第七条 厚生労働大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出予定計算書を作製し、これを財務大臣に送付しなければならない。

第八条 この会計の歳入歳出予算は、歳入の性質及び歳出の目的に従つて、これを款及び項に区分する。

② 前項の予算には、左の書類を添付しなければならない。

第九条 内閣は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、これを国会に提出しなければならない。

- 一 歳入歳出予定計算書
- 二 前前年度の損益計算書及び貸借対照表並びに前前年度末における積立金明細表
- 三 前年度及び当該年度の予定損益計算書及び予定貸借対照表

第十条 この会計において、支払上現金に余裕があるときは、これを財政融資資金に預託することができる。

第十一条 この会計において、支払上現金に不足があるときは、この会計の負担において、一時借入金を行なうことができる。

② 前項の規定による一時借入金は、当該年度内に、これを償還しなければならない。

第十二条 第六条に規定する借入金及び前条に規定する一時借入金の借入及び償還に関する事務は、財務大臣が行う。

第十三条 厚生労働大臣は、毎会計年度、歳入歳出予定計算書と同一の区分により、この会計の歳入歳出決定計算書を作成し、これを財務大臣に送付しなければならない。

第十四条 内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算とともに、国会に提出しなければならない。

② 前項の歳入歳出決算には、歳入歳出決定計算書、当該年度の損益計算書、貸借対照表、当該年度末における積立金明細表及び債務に関する計算書を添付しなければならない。

第十五条 この会計において、決算上剰余金を生じたときは、政令の定めるところにより、これを積立金として積み立て、又は翌年度の歳入に繰り入れなければならない。

② この会計において、決算上不足を生じたときは、政令の定めるところにより、積立金からこれを補足する。

③ この会計の積立金は、船員保険事業の経営上の財源に充てるため必要がある場合には、予算で定める金額を限り、この会計の歳入に繰り入れることができる。

第十五条の二 この会計において、一般会計から受け入れた金額（船員保険法第五十八条ノ二の規定による補助金として受け入れた金額を除く。）が、当該年度における同法第五十八条の規定による国庫負担金の金額を超過し、又は不足する場合においては、当該超過額に相当する金額は、翌年度において同条の規定による国庫負担金として一般会計から受け入れる金額から減額し、なお余りがあるときは翌翌年度までに一般会計に返還し、当該不足額は、翌翌年度までに一般会計から補てんするものとする。

第十六条 この会計の積立金は、財政融資資金に預託して、これを運用することができる。

第十七条 この会計において、支払義務の生じた歳出金で、当該年度の出納の完結までに支出済とならなかったものに係る歳出予算は、これを翌年度に繰り越して使用することができる。

② 前項の規定による繰越は、財政法第四十三条の規定にかかわらず、財務大臣の承認を経ることを要しない。

③ 厚生労働大臣は、第一項の規定による繰越をなしたときは、財務大臣及び会計検査院に通知しなければならない。

第十八条 この法律の施行に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

附 則

第十九条 この法律は、昭和二十二年十一月一日から、これを適用する。但し、この法律中普通保険勘定に関する部分並びに第二十条及び第二十五条の規定は、公布の日から、これを施行する。

第二十条 削除

第二十一条 第二十四条の規定施行の際厚生保険特別会計船員勘定に属する積立金その他の権利義務は、これをこの会計に帰属せしめ、普通保険勘定の所属とする。

第二十二条 厚生保険特別会計船員勘定の昭和二十二年度の歳入歳出は、これをこの会計の普通保険勘定に移して決算を行うものとする。

② 前項の規定による決算の作成については、当該歳入及び歳出に係る予算並びに収納済歳入額及び支出済歳出額は、これをこの会計の歳入及び歳出の予算並びに収納済歳入額及び支出済歳出額に含めて作成することができる。

第二十三条 第二十四条の規定施行の際厚生保険特別会計業務勘定に属する船員保険事業に関する権利義務は、これをこの会計に帰属せしめ、普通保険勘定の所属とする。

② 厚生保険特別会計業務勘定の昭和二十二年度における決算上の剰余金で船員勘定の積立金となるべきものは、同年度の決算終了の際、この会計に帰属せしめ、普通保険勘定の所属とする。

第二十四条 厚生保険特別会計法の一部を次のように改正する。

第一条中「、厚生年金保険事業及船員保険事業」を「及厚生年金保険事業」に改める。

第二条中「、船員勘定」を削る。

第五条 削除

第六条中「船員保険事業ノ業務取扱ニ関スル諸費、療養所費、福祉施設費又ハ営繕費ニ充ツル為ノ船員勘定ヨリノ受入金、」を削り、「、厚生年金保険事業及船員保険事業」を「及厚生年金保険事業」に、「、厚生年金保険事業ノ福祉施設費及営繕費並ニ船員保険事業ノ療養所費、福祉施設費及営繕費」を「並ニ厚生年金保険事業ノ福祉施設費及営繕費」に改める。

第八条中「又ハ船員勘定」を削る。

第九条中「、年金勘定及船員勘定」を「及年金勘定」に改める。

第十一条 削除

第十三条中「、年金勘定及船員勘定」を「及年金勘定」に改める。

第十四条 内閣ハ毎年度本会計ノ予算ヲ作成シ一般会計ノ予算ト共ニ之ヲ国会ニ提出スベシ

第二十五条 従前の厚生保険特別会計法の規定は、厚生保険特別会計業務勘定の昭和二十二年度の決算上の剰余金については、前条の規定施行の後でも、なお、その効力を有する。

第二十六条 政府は、この会計の保険給付費のうち療養の給付、療養費、家族療養費、傷病手当金、分娩費、出産手当金、育児手当金、配偶者分娩費、葬祭料及び家族葬祭料に要する費用（船員法の規定による災害補償に相当するものに要する費用を除く。）の財源の一部に充てるため必要があるときは、昭和三十年度及び昭和三十四年度以降五箇年度間、毎年度、一般会計から二千五百万円を限りこの会計に繰り入れることができる。

② 前項の規定により一般会計からこの会計に繰入が行われた場合においては、第十五条の二中「船員保険法第五十八条ノ二の規定による補助金として受け入れた金額」とあるのは、「船員保険法第五十八条ノ二の規定による補助金として受け入れた金額」と読み替えるものとする。

第二十七条 厚生保険特別会計法（昭和十九年法律第十号）第十九条第一項の規定により特別保健福祉事業に関する政府の経理を厚生保険特別会計において行う場合においては、第三条の規定によるもののほか、厚生保険特別会計業務勘定からの受入金をもつてこの会計の歳入とする。

○ 国庫余裕金の繰替使用に関する法律（昭和二十四年法律第六十三号）

（国庫余裕金の繰替使用）

第一条 融通証券（食糧管理特別会計法（大正十年法律第三十七号）第三条第二項の証券を含む。以下同じ。）を發行し、又は一時借入金をすることができ、この旨の定めのある特別会計において、その会計の負担で融通証券を發行し、又は一時借入金をする必要があるときは、これに代え、国庫余裕金を繰り替へ使用することができる。

2 前項の規定は、国庫余裕金を繰り替へ使用することができる旨の定めのある特別会計には適用しない。

（融通証券又は一時借入金の期限前償還）

第二条 融通証券を發行し、又は一時借入金をすることができ、この旨の定めのある特別会計の負担で融通証券を發行し、又は一時借入金をしている場合においては、国庫余裕金を繰り替へ使用して、支払期限の到来していない融通証券又は一時借入金を償還することができる。

（繰替金の償還期限）

第三条 第一条第一項又は前条の規定による繰替金は、当該年度内に償還しなければならない。

（繰替金の支払元受高への加算）

第四条 第二条に規定する特別会計における支払元受高は、第一条第一項又は第二条の規定による繰替金を加えた額とする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

○ 国立高度専門医療センター特別会計法（昭和二十四年法律第九十号）

（設置）

第一条 国立高度専門医療センターの円滑なる運営とその経理の適正を図るため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

2 この法律において「国立高度専門医療センター」とは、厚生労働省に置かれる国立高度専門医療センターをいう。

（管理）

第二条 この会計は、厚生労働大臣が、法令の定めるところに従い、管理する。

（基金）

第三条 この会計においては、独立行政法人国立病院機構法（平成十四年法律第九十一号）附則第十一条第一項、第三項及び第四項の規定によりこの会計に帰属した資産の価額から負債の価額を控除した額に相当する金額をもつて基金とする。

2 前項の基金の金額は、第十五条第一項又は第二項の規定による整理が行われることにより増減するものとする。

（歳入及び歳出）

第四条 この会計においては、病院収入、一般会計及び積立金からの受入金、積立金から生ずる収入、借入金並びに附属雑収入をもつてその歳入とし、経営費、施設費、看護師養成費、借入金の償還金及び利子、一時借入金の利子その他の諸費をもつてその歳出とする。

（歳入歳出予定計算書及び国庫債務負担行為要求書の作製及び送付）

第五条 厚生労働大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出予定計算書及び国庫債務負担行為要求書を作製し、財務大臣に送付しなければならない。

（歳入歳出予算の区分）

第六条 この会計の歳入歳出予算は、歳入にあつてはその性質に従つて款及び項に区分し、歳出にあつてはその目的に従つて項に区分する。

（予算の作成及び提出）

第七条 内閣は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、国会に提出しなければならない。

2 前項の予算には、次の書類を添付しなければならない。

- 一 歳入歳出予定計算書及び国庫債務負担行為要求書
- 二 前々年度の損益計算書、貸借対照表及び財産目録
- 三 前年度及び当該年度の予定損益計算書及び予定貸借対照表
- 四 国庫債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度までの支出額及び支出額の見込み、当該年度以降の支出予定額並びに数會計年度にわたる事業に伴うものについてはその全体の計画その他事業等の進行状況の調書
- 五 第九条の規定による借入金の借入れを予定する年度にあつては、その借入れ及び償還の計画表

(余裕金の預託)

第八条 この会計において、現金に余裕があるときは、財政融資資金に預託することができる。

(借入金)

第九条 この会計において、施設費を支弁するため必要があるときは、この会計の負担において、借入金をすることができる。

2 前項の規定による借入金の限度額については、予算をもつて、国会の議決を経なければならない。

(一時借入金及び繰替金)

第十条 この会計において、支払上現金に不足があるときは、この会計の負担において、一時借入金をし、又は国庫余裕金を繰替使用することができる。

2 前項の規定による一時借入金又は繰替金は当該年度内に償還しなければならない。

3 第一項の規定による一時借入金及び繰替金の限度額については、予算をもつて、国会の議決を経なければならない。

(国債整理基金特別会計への繰入れ)

第十一条 この会計の負担に属する借入金の償還金及び利子並びに一時借入金の利子に相当する金額は、毎会計年度、国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

(借入金及び一時借入金の借入及び償還事務)

第十二条 第九条に規定する借入金及び第十条に規定する一時借入金の借入及び償還に関する事務は、財務大臣が行う。

(歳入歳出決定計算書の作成及び送付)

第十三条 厚生労働大臣は、毎会計年度、歳入歳出予定計算書と同一の区分により、この会計の歳入歳出決定計算書を作成し、財務大臣に送付しなければならない。

(歳入歳出決算の作成及び提出)

第十四条 内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算とともに、国会に提出しなければならない。

2 前項の歳入歳出決算には、歳入歳出決定計算書、当該年度の損益計算書、貸借対照表及び財産目録並びに当該年度末における積

立金明細表及び債務に関する計算書を添付しなければならない。

(利益及び損失の処理)

第十五条 この会計において、毎会計年度の損益計算上利益を生じたときは、これをこの会計の基金に組み入れて整理するものとする。

2 この会計において、毎会計年度の損益計算上損失を生じたときは、その損失については、この会計の基金を減額して整理するものとする。

(剰余金の積立て等)

第十六条 この会計において、毎会計年度の決算上剰余金を生じたときは、これをこの会計の積立金として積み立てなければならない。ただし、歳出の翌年度への繰越額に相当する金額は、翌年度の歳入に繰り入れるものとする。

2 この会計の積立金は、この会計の歳出の財源に充てるため必要がある場合には、予算で定める金額を限り、この会計の歳入に繰り入れることができる。

(積立金の運用)

第十七条 この会計の積立金は、財政融資資金に預託して、運用することができる。

(支出未済額の繰越)

第十八条 この会計において、支払義務の生じた歳出金で、当該年度の出納の完結までに支出済みとならなかったものに係る歳出予算は、翌年度に繰り越して使用することができる。

2 前項の規定による繰越しについては、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第四十三条の規定は、適用しない。

3 厚生労働大臣は、第一項の規定により繰越しをしたときは、財務大臣及び会計検査院に通知しなければならない。

4 第一項の規定により繰越しをしたときは、その経費については、財政法第三十一条第一項の規定により予算の配賦があつたものとみなす。

(一般会計からの繰入れ)

第十九条 政府は、この会計の歳出の財源に充てるため必要があるときは、予算の範囲内において、一般会計からこの会計に繰入金を行うことができる。

(実施規定)

第二十条 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

(施行期日)

- 1 この法律は、昭和二十四年七月一日から施行する。
- 2 この法律施行の際、一般会計所属の資産で国立病院経営の用に供せられているものは、政令の定めるところにより、この会計に引き継がれるものとする。
- 3 (産業投資特別会計社会資本整備勘定からの繰入れ等)
日本電信電話株式会社株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号)第七条第六項の規定により産業投資特別会計社会資本整備勘定からの繰入れを行う場合におけるこの会計の歳入及び歳出については、第四条中「一般会計及び積立金からの受入金」とあるのは「一般会計及び積立金からの受入金、日本電信電話株式会社株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号)第七条第六項の規定による産業投資特別会計社会資本整備勘定からの繰入金」と、「借入金の償還金及び利子」とあるのは「借入金の償還金及び利子、附則第四項及び第六項の規定による産業投資特別会計社会資本整備勘定への繰入金」とする。
- 4 日本電信電話株式会社株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法第七条第六項の規定により産業投資特別会計社会資本整備勘定からの繰入れを行つた場合においては、当該繰入金をこの会計に繰り入れた会計年度及びこれに続く五箇年度以内に、当該繰入金に相当する金額(附則第六項の規定により繰入れを行つた場合においては、当該繰入金に相当する金額を控除した金額)に達するまでの金額を、予算で定めるところにより、この会計から同勘定に繰り入れるものとする。
- 5 前項の規定により繰入れを行う場合においては、当該繰入金に相当する金額を、一般会計からこの会計に繰り入れるものとする。
- 6 日本電信電話株式会社株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法第七条第六項の規定による産業投資特別会計社会資本整備勘定からの繰入金の額が、同項に規定する当該公共的建設事業であつてこの会計において経理されるものの当該年度において要した費用(当該年度において国が負担した費用に限る。)を超過する場合においては、当該超過額に相当する金額は、翌年度において同項の規定による同勘定からの繰入金額から減額し、なお残余があるときは、翌々年度までにこの会計から同勘定に繰り入れるものとする。

○ 貿易再保険特別会計法(昭和二十五年法律第六十八号)

(設置)

- 第一条 貿易保険法(昭和二十五年法律第六十七号。以下「法」という。)による政府の再保険に関する経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

(管理)

- 第二条 この会計は、経済産業大臣が、法令の定めるところに従い、管理する。

(資本)

- 第三条 この会計においては、次条に規定する一般会計からの繰入金に相当する金額をもつて資本とする。

(歳入及び歳出)

第四条 この会計においては、一般会計からの繰入金、再保険料、法第六十一条第一項の規定により納付される回収金（以下「回収金」という。）、法第十六条第一項及び第六十一条第二項の規定により納付される納付金、借入金並びに附属雑収入をもつてその歳入とし、再保険金、事務取扱費、借入金の償還金及び利子、一時借入金及び融通証券の利子、融通証券の発行及び償還に関する経費、独立行政法人日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）への出資金その他の諸費をもつてその歳出とする。

2 前項に規定する一般会計からの繰入金は、予算の定めるところにより、この会計の資本に充てるため繰り入れるものとする。

（歳入歳出予定計算書の作製及び送付）

第五条 経済産業大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出予定計算書を作製し、財務大臣に送付しなければならない。

2 前項の歳入歳出予定計算書には、左の書類を添付しなければならない。

一 前年度の貸借対照表及び損益計算書

二 前年度及び当該年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書

（歳入歳出予算の区分）

第六条 この会計の歳入歳出予算は、歳入の性質及び歳出の目的に従つて、款及び項に区分する。

（予算の作成及び提出）

第七条 内閣は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、国会に提出しなければならない。

2 前項の予算には、第五条第一項に規定する歳入歳出予定計算書及び同条第二項各号に掲げる書類を添付しなければならない。

（利益及び損失の処理）

第八条 この会計において、毎会計年度の損益計算上生じた利益又は損失は、翌年度に繰り越して整理するものとする。

2 前項に規定する損益計算の方法については、政令で定める。

（剰余金の繰入）

第九条 この会計において、毎会計年度における歳入歳出の決算上剰余金を生じたときは、これをその翌年度の歳入に繰り入れるものとする。

（歳入歳出決定計算書の作製及び送付）

第十条 経済産業大臣は、毎会計年度、歳入歳出予定計算書と同一の区分により、この会計の歳入歳出決定計算書を作製し、財務大臣に送付しなければならない。

2 前項の歳入歳出決定計算書には、当該年度の貸借対照表及び損益計算書を添付しなければならない。

（歳入歳出決算の作成及び提出）

第十一条 内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算とともに、国会に提出しなければならない。

2 前項の歳入歳出決算には、前条第一項に規定する歳入歳出決定計算書並びに同条第二項に規定する当該年度の貸借対照表及び損益計算書を添附しなければならない。

(借入金)

2 前項の規定により借入金をすることができるときは、この会計の負担において借入金をすることができ、この規定により納付される納付金をもつて当該年度の再保険金を支弁するに不足する金額を限度とする。

(余裕金の預託並びに一時借入金及び融通証券)

2 この会計において支払上現金に余裕があるときは、財政融資資金に預託することができる。又は融通証券を発行することができる。

3 前項の規定による一時借入金及び融通証券は、当該年度の歳入をもつて償還しなければならない。

4 第二項の規定による一時借入金及び融通証券の限度額については、予算をもつて国会の議決を経なければならない。

(起債、償還等の事務)

第十三条 第十一条の二第一項の規定による借入金並びに前条第二項の規定による一時借入金及び融通証券の起債、償還等に関する事務は、財務大臣が行う。

(国債整理基金特別会計への繰入)

第十四条 第十一条の二第二項の規定による借入金の償還金及び利子、第十二条第二項の規定による一時借入金及び融通証券の利子並びに融通証券の発行及び償還に関する諸費の支出に必要な金額は、毎会計年度、国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

(支出未済額の繰越)

第十五条 この会計において支払義務の生じた歳出金で、当該年度の出納の完結までに支出済とならなかったものに係る歳出予算は、翌年度に繰り越して使用することができる。

3 第一項の規定により繰越をしたときは、当該経費については、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第三十一条第一項の規定による予算の配賦があつたものとみなす。

(実施規定)

附 則

第十六条 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

- 1 (施行期日)
この法律は、輸出信用保険法施行の日から施行する。
- 2 (借入金)
当分の間、第十一条の二の規定によるほか、同条の規定による借入金に係る債務を弁済するため必要があるときは、この会計の負担において借入金を行うことができる。
- 3 (限度額)
各年度において、前項の規定による借入金の当該年度末現在における残高は、第一号から第六号までの金額の合計額に政令で定める割合を乗じて得た金額から第七号の金額を控除して得た金額を限度とする。
 - 一 貿易保険法の一部を改正する法律（平成十一年法律第二百二号。以下「改正法」という。）による改正前の法による貿易保険の保険契約（輸出手形保険にあつては、保険関係。以下同じ。）であつて政府が当該保険契約に基づく保険金の支払に關して債権を取得したもののうち、政府が輸出貨物の代金等の回収又は荷為替手形上の権利の行使をし得るよう外国の政府が国際約束に基づき必要な措置を講じ又は講ずることが確実に認められる保険契約に係る保険金として政令で定めるものうち、当該年度末までに支払われたものの額の合計額
 - 二 前号の国際約束で定めるところにより政府が受領する利子として政令で定めるものうち、同号に規定する当該年度末までに支払われた保険金に係るものの額の合計額
 - 三 改正法による改正前の法による貿易保険の保険契約であつて改正法附則第九条の規定によりなお従前の例によることとされたもののうち、当該保険契約に基づき保険金の支払を受けた被保険者が改正法による改正前の法第十一条、第十七条、第二十六条第一項、第三十六条、第四十一条、第四十五条又は第五十条の規定に基づく輸出貨物の代金等の回収又は荷為替手形上の権利の行使をし得るよう外国の政府が国際約束に基づき必要な措置を講じ又は講ずることが確実に認められる保険契約に係る保険金として政令で定めるものについて、改正法附則第十条第一項の再保険関係に基づき当該年度末までに支払われた再保険金の額の合計額
 - 四 前号の国際約束で定めるところにより当該被保険者が受領する利子として政令で定めるものうち、同号に規定する当該年度末までに支払われた再保険金に係るものの額（改正法附則第十条第三項の規定に基づき政府に納付される部分に限る。）の合計額
 - 五 法による貿易保険の保険契約であつて日本貿易保険が当該保険契約に基づく保険金の支払に關して法第二十五条において準用する商法（明治三十二年法律第四十八号）第六百六十二条の規定により債権を取得したもののうち、日本貿易保険が輸出貨物の代金等の回収又は荷為替手形上の権利の行使をし得るよう外国の政府が国際約束に基づき必要な措置を講じ又は講ずることが確実に認められる保険契約に係る保険金として政令で定めるものについて、法第五十七条第一項又は第二項の再保険の契約に基づいて成立した再保険関係に基づき当該年度末までに支払われた再保険金の額の合計額
 - 六 前号の国際約束で定めるところにより日本貿易保険が受領する利子として政令で定めるものうち、同号に規定する当該年度末までに支払われた再保険金に係るもの額（法第六十一条第一項の規定に基づき政府に納付される部分に限る。）の合計額
 - 七 第一号、第三号又は第五号に規定する当該年度末までに支払われた保険金又は再保険金に係る回収金のうち、当該年度末までに政府に納付されたものの額の合計額（適用関係）

4 附則第二項の規定による借入金に関する第十三条及び第十四条の規定の適用については、第十三条及び第十四条中「第十一条の二第一項」とあるのは、「第十一条の二第一項及び附則第二項」とする。

○ 外国為替資金特別会計法（昭和二十六年法律第五十六号）

（設置）

第一条 政府の行う外国為替等（外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条第一項に規定する対外支払手段及び外貨証券並びに外貨債権（外国において又は外貨をもつて支払を受けることができる債権（同項第十三号に規定する債権をいう。）をいう。以下同じ。）並びに特別引出権（国際通貨基金協定第十五条に規定する特別引出権をいう。以下同じ。）並びに対外支払の決済上必要な金銀地金をいう。以下同じ。）の売買（国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律（昭和二十七年法律第九十一号）第十七条の規定による取引を含む。以下同じ。）及びこれに伴う取引（国際通貨基金とのその他の取引を含む。）を円滑にするために外国為替資金を置き、その運営に関する経理を一般会計と区分して特別に行うため、特別会計を設置する。

（管理）

第二条 この会計は、財務大臣が、法令の定めるところに従い、管理する。

（外国為替資金）

第三条 外国為替資金は、予算の定めるところにより一般会計から繰り入れる繰入金をもつて充てる。

（外国為替資金補足のための一時借入金及び融通証券）

第四条 外国為替資金に属する現金（本邦通貨たる現金をいう。以下同じ。）に不足があるときは、この会計の負担において、一時借入金をし、又は融通証券を発行して、一時これを補足することができる。

2 前項の規定による一時借入金及び融通証券の限度額については、予算をもつて、国会の議決を経なければならない。

3 第一項の規定による一時借入金及び融通証券は、一年内に償還しなければならない。

（外国為替資金の運営）

第五条 外国為替資金は、外国為替等の売買に運用するものとする。

2 財務大臣は、外国為替等の売買及びこれに伴う取引上必要があると認めるときは、外国為替資金に属する外国為替等（特別引出権を除く。）を銀行等（外国為替及び外国貿易法第十六条の二に規定する銀行等をいう。以下同じ。）及び外国にある外国銀行（以下「金融機関」という。）に対して預入し、若しくは貸し付け（貸越しの契約に基づく場合を含む。以下この項において同じ。）し、又は同資金に属する現金を金融機関に預入し、若しくは貸し付けることができる。

3 財務大臣は、外国為替等の売買及びこれに伴う取引上必要があると認めるときは、この会計の負担において、金融機関から、外国為替等（特別引出権を除く。以下この項において同じ。）の預入を受け、若しくは外国為替等を借り入れ（借越しの契約に基づく場合を含む。）、若しくは外国為替手形の引受若しくは金融機関の外国為替等に係る債務の保証をし、又はこの会計の負担にお

いて、金融機関から現金の預入を受け、若しくは借越しの契約に基づいて現金を借り入れることができる。

4 財務大臣は、外国為替等の売買及びこれに伴う取引上必要があると認めるときは、この会計の負担において、金融機関から外国為替等（特別引出権を除く。以下この項において同じ。）の寄託を受け、又は金融機関に外国為替等を寄託することができる。

5 外国為替資金に属する外国為替等及び現金は、国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律第二条の規定による国際通貨基金に対する出資及び基金通貨代用証券（同法第五条第一項に規定する基金通貨代用証券をいう。以下同じ。）の償還に充てることができる。

6 外国為替資金に属する現金は、国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律第十一条第二項に規定する貸付けに充てることができる。

7 この会計において、外国為替資金に属する現金に余裕があるときは、これを財政融資資金に預託することができる。

（外国為替資金の運営の事務の委託）

第六条 財務大臣は、前条の規定による外国為替資金の運営に関する事務を、日本銀行に取り扱わせることができる。

2 日本銀行は、財務大臣の指示するところに従い、前項の規定により財務大臣から取扱いを委任された事務の一部を銀行等に取り扱わせることができる。

（外国為替等の売買に伴う損益の処理）

第七条 外国為替等の売買に伴って生じた利益は、この会計の当該年度の歳入に組み入れ、外国為替等の売買に伴って生じた損失は、この会計の当該年度の歳出をもって補てんする。但し、補てんのためのこの会計の当該年度の歳出予算額が当該補てん額に対して不足するときは、当該不足額は、翌年度において補てんするものとする。

2 前項の規定による利益及び損失の計算の方法並びに当該利益の繰入及び当該損失の補てんの時期は、政令で定める。

（外国為替等の価額の改定及びこれに伴う損益の処理）

第八条 外国為替資金に属する外国為替等（特別引出権並びに特別引出権をもつて表示される外貨証券及び外貨債権を除く。以下この条において同じ。）の価額は、外国為替相場（外国為替等のうち金地金以外のものについては外国為替及び外国貿易法第七条第一項の規定により財務大臣が定める基準外国為替相場又は裁定外国為替相場をいい、金地金については財務大臣の指定する価額とする。以下同じ。）に変更があつたときは、政令で定める場合を除き、変更後の外国為替相場により改定するものとする。

2 前項の規定による外国為替等の価額の改定に基いて生ずる利益又は損失は、外国為替資金の評価益又は評価損として整理するものとする。

3 外国為替資金に属する特別引出権及び特別引出権以外の資産で特別引出権をもつて表示されるものの価額並びに当該価額の改定及びこれに伴う損益の処理については、政令で定める。

（歳入及び歳出）

第九条 この会計においては、第七条第一項の規定による利益の組入金、外国為替資金の運営に基く収益金（外国通貨をもつて表示されるもの又は特別引出権若しくは金地金によるものについてはその円貨代り金とし、国際通貨基金協定第五条第九項の規定による報酬を含み、第七条第一項に規定する利益を除く。以下同じ。）、第十二条の二の規定による一般会計からの繰入金、積立金か

ら生ずる収入、第十八条第二項但書の規定による借入金及び融通証券の発行に因る収入金並びに附属雑収入をもつてその歳入とし、事務取扱費、事務委託費、外国為替資金の運営に要する経費（外国通貨をもつて表示されるもの又は特別引出権若しくは金地金によるものについては、その円貨代り金。以下同じ。）^{（第十八条第二項但書の規定による借入金及び融通証券の償還金、一時借入金、借入金、融通証券及び基金通貨代用証券の利子、融通証券及び基金通貨代用証券の発行及び償還に関する経費、第七条第一項の規定による損失の補てん金並びに附属諸費をもつてその歳出とする。）}

（歳入歳出予定計算書の作製）

第十条 財務大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出予定計算書を作製しなければならない。

（歳入歳出予算の区分）

第十一条 この会計の歳入歳出予算は、歳入にあつては、その性質に従つて款及び項に、歳出にあつては、その目的に従つて項に区分する。

（予算の作成及び提出）

第十二条 内閣は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、国会に提出しなければならない。

2 前項の予算には、左の書類を添附しなければならない。

- 一 歳入歳出予定計算書
- 二 前年度の貸借対照表及び損益計算書
- 三 前年度及び当該年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書

（一般会計からの繰入れ）

第十二条の二 政府は、この会計の収入支出の状況により必要があると認めるときは、予算の範囲内において、一般会計からこの会計に繰入金をすることができる。

（決算上の剰余の処理）

第十三条 この会計において、毎会計年度の歳入歳出の決算上、当該年度における第七条第一項の規定による利益の組入金、外国為替資金の運営に基づく収益金、前条の規定による一般会計からの繰入金、積立金から生ずる収入及び附属雑収入の収納済額の合計額（以下「収納済額の合計額」という。）から当該年度における事務取扱費、事務委託費、外国為替資金の運営に要する経費、一時借入金、借入金、融通証券及び基金通貨代用証券の利子、融通証券及び基金通貨代用証券の発行及び償還に関する経費、第七条第一項の規定による損失の補てん金並びに附属諸費の支出済額と当該年度における第二十二条第一項の規定による歳出金の翌年度への繰越額との合計額（以下「支出済額等の合計額」という。）を控除して残余があるときは、予算の定めるところにより一般会計の歳入に繰り入れる金額を除く外、これをこの会計の積立金として積み立てるものとする。

（決算上の不足の処理）

第十四条 この会計において、毎会計年度の歳入歳出の決算上、収納済額の合計額が支出済額等の合計額に不足するときは、これを

前条に規定する積立金から補足する。

第十五条 財務大臣は、毎会計年度、歳入歳出予定計算書と同一の区分により、この会計の歳入歳出決定計算書を作製しなければならない。

(歳入歳出決定計算書の作製)

第十六条 内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算とともに、国会に提出しなければならない。

(歳入歳出決算の作成及び提出)

- 2 前項の歳入歳出決算には、左の書類を添附しなければならない。
 - 一 歳入歳出決定計算書
 - 二 当該年度の貸借対照表及び損益計算書

(余裕金及び積立金の預託)

第十七条 この会計において、歳出の支払上現金に余裕があるときは、これを財政融資資金に預託することができる。

(一時借入金、借入金及び融通証券の起債並びに外国為替資金等に属する現金の繰替使用)

第十八条 この会計において、歳出の支払上現金に不足があるときは、この会計の負担において、一時借入金をし、若しくは融通証券を発行し、又は外国為替資金若しくは第十三条に規定する積立金に属する現金を繰替使用することができる。

2 前項の規定による一時借入金、融通証券及び繰替使用金は、当該年度の歳入をもつて償還しなければならない。但し、歳入不足のため償還できないときは、その償還することができない金額を限り、この会計の負担において借入金をし、又は融通証券を発行することができる。

3 前項但書の規定による借入金又は融通証券は、一年内に償還しなければならない。

第十九条 削除

(国債整理基金特別会計への繰入)

第二十条 第四条第一項の規定による一時借入金及び融通証券の利子、基金通貨代用証券の利子、第十八条第一項の規定による一時借入金及び融通証券の利子、同条第二項但書の規定による借入金及び融通証券の利子及び償還金並びにこの会計の負担に属する融通証券及び基金通貨代用証券の発行及び償還に関する諸費の支出に必要な金額は、毎会計年度、国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

第二十一条 削除

(支出未済額の繰越)

第二十二條 この会計において、支払義務の生じた歳出金で、当該年度の出納の完結までに支出済とならなかつたものに係る歳出予算は、翌年度に繰り越して使用することができる。

2 財務大臣は、前項の規定により繰越をしたときは、会計検査院に通知しなければならない。

3 第一項の規定により繰越をしたときは、当該経費については、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第三十一条第一項の規定による予算の配賦があつたものとみなす。

(金銀地金の取得)

第二十三條 この会計において取得することができる金銀地金は、対外支払の決済上必要なものに限る。

(会計の運営に関する事務の委託)

第二十四條 財務大臣は、第六条に規定する事務の外、この会計の運営に関する事務を日本銀行に取り扱わせることができる。

2 前項の場合において、財務大臣は、外国為替資金の運営に要する経費の支払に必要な資金を日本銀行に交付することができる。

(実施規定)

第二十五條 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

1 この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。

2 外国為替特別会計法（昭和二十四年法律第二百二十七号）は、廃止する。

3 外国為替特別会計の昭和二十五年年度分の収入支出並びに昭和二十四年度及び昭和二十五年年度の決算に関しては、なお従前の例による。

4 外国為替特別会計において、一時借入金、借入金及び融通証券の利子、融通証券の発行及び償還に関する経費、事務取扱費、事務委託費並びに附属諸費につき、昭和二十五年年度中に支払義務の生じた歳出金（以下「支出決定済歳出金」という。）で、当該年度の出納の完結までに支出済とならなかつたものに係る歳出予算は、この会計に繰り越して使用することができる。

5 第二十二條第二項及び第三項の規定は、前項の規定による繰越について準用する。

6 この法律施行の際外国為替特別会計に属する資産（現金及び未収金債権を除く。）及び負債（支出決定済歳出金に係るものを除く。）は、外国為替資金に帰属するものとする。

7 外国為替特別会計の昭和二十五年年度の出納の完結（以下「出納の完結」という。）の際同特別会計に属する現金のうち支出決定済歳出金に係る負債で出納の完結までに弁済を終らなかつたもの（以下「繰越負債」という。）の額に相当する金額を除いたもの及び出納の完結の際同特別会計に属する未収金債権は、出納の完結の際外国為替資金に帰属するものとする。

8 繰越負債は、出納の際の完結の際この会計に帰属するものとし、同特別会計の歳出をもつて弁済するものとする。

9 出納の完結の際外国為替特別会計に属する現金のうち繰越負債の額に相当するものは、その際この会計の歳入に繰り入れるものとする。

- 10 旧外国為替特別会計法第十四条第四項但書の規定により借り入れ、又は発行した借入金又は融通証券でこの法律施行の際償還未済のものは、第四条第一項の規定により当該借入又は発行の日において借り入れ、又は発行した一時借入金又は融通証券とみなす。但し、当該借入金又は融通証券の額は、同条第二項の規定による一時借入金及び融通証券の限度額の計算には算入しないものとする。
- 11 旧清算勘定その他の諸勘定の残高に関する請求権の処理に関する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の議定書第二条の規定に基づき、日本国がインドネシア共和国に対して有する一億七千六百九十一万三千九百五十八アメリカ合衆国ドル四十一セントの額の請求権を放棄したことにより外国為替資金に生じた損失については、当該請求権の額を同議定書の効力発生の日における基準外国為替相場（外国為替及び外国貿易法第七条第一項の基準外国為替相場をいう。）で換算した金額に相当する金額を、外国為替資金の金額から減額して整理するものとする。
- 12 政府は、アジア開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律（昭和四十一年法律第三百三十八号）第二条の規定によりアジア開発銀行に対して行なう出資の財源に充てるため、昭和四十一年度から昭和四十五年までの間において、総額百八十億円を限り、外国為替資金から一般会計に繰り入れることができる。
- 13 政府は、昭和四十一年度の一般会計の歳出の財源に充てるため、同年度において、百六億九千二百万円を限り、外国為替資金から一般会計に繰り入れることができる。
- 14 財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定第二議定書第二条の規定に基づき、大韓民国から日本国と大韓民国との間の清算勘定の残高四千五百七十二万九千三百九十八合衆国ドル八セントに係る各年の賦払金の全部又は一部について同条の要請があつた場合（同議定書第六条の規定によりその要請があつたものとみなされる場合を含む。）において、当該賦払金の支払が行なわれたものとみなされることにより外国為替資金に生ずる損失は、外国為替資金の金額から減額して整理するものとする。
- 15 〇 財政融資資金特別会計法（昭和二十六年法律第一百号）

〇 財政融資資金特別会計法（昭和二十六年法律第一百号）

第一条 財政融資資金の運用に関する歳入歳出を一般会計と区分して経理するため、特別会計を設置する。

（設置）

第二条 この会計は、財務大臣が、法令の定めるところに従い、管理する。

（歳入及び歳出）

第三条 この会計においては、財政融資資金の運用利殖金、第十一条第一項又は第十二条の規定による公債の発行収入金及び借入金、第十三条第一項の規定による繰替使用金（同条第二項ただし書に規定する償還することができない金額に限る。）及び借入金、第十三条第一項の規定による財政融資資金からの受入金並びに附属雑収入をもつてその歳入とし、財政融資資金預託金の利子、財政融資資金の運用損失金、運用手数料、事務取扱費、財政融資資金法（昭和二十六年法律第一百号）第九条第一項の規定による一時借入金及び融通証券の利子、第十一条第一項又は第十二条の規定による公債及び借入金の償還金及び利子、第十三条第二項ただし書の規定に

よる繰替使用金の償還金、第十四条第一項の規定による財政融資資金への繰入金、公債及び融通証券の発行及び償還に関する経費並びに附属諸費をもつてその歳出とする。

(歳入歳出予定計算書の作成)

第四条 財務大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出予定計算書を作成しなければならない。

(歳入歳出予算の区分)

第五条 この会計の歳入歳出予算は、歳入の性質及び歳出の目的に従つて、款及び項に区分する。

(予算の作成及び提出)

第六条 内閣は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、国会に提出しなければならない。

2 前項の予算には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 歳入歳出予定計算書

二 前々年度の貸借対照表及び損益計算書

三 前年度及び当該年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書

(利益及び損失の処理)

第七条 この会計において、毎会計年度の損益計算上生じた利益又は損失は、翌年度に繰り越して整理するものとする。

(決算上の剰余及び不足の処理)

第八条 この会計の毎会計年度の決算上、当該年度の歳入の収納済額（次項において「収納済額」という。）から当該年度の歳出の支出済額と第十八条第一項の規定による歳出金の翌年度への繰越額のうち支払義務の生じた歳出金であつて当該年度の出納の完結までに支出済みとならなかつたものとの合計額（次項において「支出済額等」という。）を控除して剰余があるときは、これをこの会計の積立金として積み立てるものとする。

2 この会計の毎会計年度の決算上、収納済額が支出済額等に不足するときは、その不足する金額は、前項に規定する積立金から補足するものとする。

(歳入歳出決定計算書の作成)

第九条 財務大臣は、毎会計年度、歳入歳出予定計算書と同一の区分により、この会計の歳入歳出決定計算書を作成しなければならない。

(歳入歳出決算の作成及び提出)

第十条 内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算とともに、国会に提出しなければならない。

2 前項の決算には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 歳入歳出決定計算書
- 二 当該年度の貸借対照表及び損益計算書
- 三 当該年度末における運用資産明細表

(公債及び借入金)

第十一条 財政融資資金において運用の財源に充てるため必要があるときは、この会計の負担において、公債を発行し、又は借入金をすることができる。

2 前項の規定による公債及び借入金の限度額については、予算をもつて、国会の議決を経なければならない。

(公債の発行限度及び借入金の借入限度の繰越し)

第十二条 前条第二項の規定により国会の議決を経た金額のうち、当該年度において発行又は借入れをしなかつた金額があるときは、当該金額を限度として、かつ、財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律(昭和四十八年法律第七号)第三条の規定によりその翌年度において運用することができる金額の範囲内で、当該翌年度において、公債を発行し、又は借入金をすることができる。

(財政融資資金の繰替使用)

第十三条 この会計において、支払上現金に不足があるときは、財政融資資金を繰替使用することができる。

2 前項の規定による繰替使用金は、当該年度の歳入(第八条第二項に規定する積立金からの補足を含む。以下この項において同じ。)をもつて償還しなければならない。ただし、歳入不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額を限り、一年内に償還することができる。

(財政融資資金への繰入れ等)

第十四条 第十一条第一項又は第十二条の規定により公債を発行し、又は借入金をしたときは、当該公債の発行収入金又は当該借入金に相当する金額を財政融資資金に繰り入れるものとする。

2 この会計において、前項の公債又は借入金の償還金があるときは、当該償還金に相当する金額を財政融資資金からこの会計の歳入に繰り入れるものとする。

(国債整理基金特別会計への繰入れ)

第十五条 財政融資資金法第九条第一項の規定による一時借入金及び融通証券の利子、第十一条第一項又は第十二条の規定による公債及び借入金の償還金及び利子並びにこの会計の負担に属する公債及び融通証券の発行及び償還に関する諸費の支出に必要な金額は、毎会計年度、国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

(国債整理基金特別会計法の適用に関する特例)

第十六条 第十一条第一項又は第十二条の規定による公債及び借入金については、国債整理基金特別会計法(明治三十九年法律第六号)第二条第二項、第二条ノ二第一項、第五条第一項及び第五条ノ二の規定の適用においては国債とみなさない。

(利子の支払事務の委託)

第十七条 財務大臣は、日本銀行に財政融資資金預託金の利子の支払を取り扱わせることができる。
財務大臣は、前項の規定により日本銀行に財政融資資金預託金の利子の支払をさせる場合においては、その利子の支払に必要な資金を日本銀行に交付することができる。

(支出残額の繰越し)

第十八条 この会計において、毎会計年度の歳出予算における支出残額は、翌年度に繰り越して使用することができる。
財務大臣は、前項の規定により繰越しをしたときは、会計検査院に通知しなければならない。
第一項の規定により繰越しをしたときは、当該経費については、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第三十一条第一項の規定による予算の配賦があつたものとみなす。

(実施規定)

第十九条 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

附 則

- 1 この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。
 - 2 左に掲げる法律は、廃止する。
大蔵省預金部特別会計法（大正十四年法律第十三号）
 - 3 一般会計歳出の財源に充つる為大蔵省預金部特別会計より為す繰入金に関する法律（昭和十二年法律第十号）
 - 4 大蔵省預金部特別会計の昭和二十五年年度の収入支出並びに昭和二十四年度及び昭和二十五年年度の決算に関しては、なお従前の例による。
 - 5 大蔵省預金部特別会計の昭和二十五年年度の出納の完結（以下「出納の完結」という。）の際同特別会計に属する資産及び負債は、出納の完結の際この会計に帰属するものとする。
 - 6 出納の完結の際大蔵省預金部特別会計に属する積立金の額に相当する金額は、第八条第一項の規定によりこの会計の積立金として積み立てられたものとみなす。
 - 7 退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律（昭和二十五年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。
- 第一条中「大蔵省預金部特別会計」を「資金運用部特別会計」に改める。

○ 産業投資特別会計法（昭和二十八年法律第二百二十二号）

(設置)

第一条 産業の開発及び貿易の振興のために国の財政資金をもつて投資（出資及び貸付けをいう。以下同じ。）を行うことにより国

2 民経済の発展と国民生活の向上に資するとともに、その経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。この会計においては、前項に掲げる目的を達成するため、産業投資特別会計の貸付の財源に充てるための外貨債の発行に関する法律（昭和三十三年法律第七十八号）第一条第一項及び外貨公債の発行に関する法律（昭和三十八年法律第六十三号）第一条第一項の公債（以下「外貨債」という。）の発行による収入金、米国防日援助見返資金特別会計からの承継資産から生ずる収入金、特定物資納付金処理特別会計からの繰入金、第三条の二に規定する資金（以下「資金」という。）からの受入金、一般会計からの歳入への繰入金等を財源として、投資を行うものとする。

（管理）

第二条 この会計は、財務大臣が、法令の定めるところに従い、管理する。

（資本）

第三条 この会計においては、米国防日援助見返資金特別会計の廃止の際における同会計の資産の価額から負債の金額を控除した額、緊要物資輸入基金特別会計法等を廃止する法律（昭和二十九年法律第六号）附則第五項及び第十一項の規定によりこの会計に帰属した現金、特定物資納付金処理特別会計からの繰入金、特定物資納付金処理特別会計法等を廃止する法律（昭和三十三年法律第八号）附則第四項の規定によりこの会計に帰属した現金、経済援助資金特別会計法及び余剰農産物資金融通特別会計法を廃止する法律（昭和四十三年法律第二号）附則第三項の規定によりこの会計に帰属した資産の金額から負債の金額を控除した額、一般会計からの資金及び歳入への繰入金に相当する額並びにこの法律施行の日の前日における一般会計の日本開発銀行及び日本輸出入銀行に対する出資金の額と、附則第十七項の規定によりこの会計に所属した資産に相当する額との合計額から千七百六十四億円及び産業投資特別会計法の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第四百十八号）附則第二項の規定により一般会計に帰属する貸付金の元金の額を控除した額に相当する金額をもつて資本とする。

（資金）

第三条の二 この会計においては、投資の財源の一部を補足すべき原資の確保を図るため資金を置き、一般会計からの繰入金及び資金の運用利益金をもつてこれに充てる。

2 前項に規定する一般会計からの繰入金は、予算の定めるところにより、繰り入れるものとする。

3 資金は、予算の定めるところにより使用するものとする。

（資金の経理方法）

第三条の三 資金の受払は、財務大臣の定めるところにより、この会計の歳入歳出外として経理するものとする。

（資金の運用及び運用利益金の処理）

第三条の四 資金は、財政融資資金に預託して運用することができる。

2 前項の規定により運用利益金を生じたときは、当該利益金は、資金に編入するものとする。

（歳入及び歳出）

第四条 この会計においては、外貨債の発行による収入金、資金からの受入金、一般会計からの繰入金（資金への繰入金を除く。）
、出資に対する配当金、出資の回収金、貸付金の償還金及び利子、この会計に帰属する国庫納付金並びに附属雑収入をもつてその
歳入とし、出資の払込金、貸付金、外貨債の償還金及び利子、一般会計への繰入金、一時借入金、外貨債の発行及び償還に
関する諸費並びにその他の諸費をもつてその歳出とする。
2 前項に規定する一般会計からの繰入金は、予算の定めるところにより、この会計の資本に充てるため繰り入れるものとする。
3 第一項に規定する一般会計への繰入金は、予算の定めるところにより、繰り入れるものとし、当該繰入金に相当する額は、第八
条の規定による積立金の額から減額して整理するものとする。

（歳入歳出予定計算書の作製）
第五条 財務大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出予定計算書を作製しなければならない。

（歳入歳出予算の区分）
第六条 この会計の歳入歳出予算は、歳入にあつては、その性質に従つて款及び項に、歳出にあつては、その目的に従つて項に区分
する。

（予算の作成及び提出）
第七条 内閣は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、国会に提出しなければならない。
2 前項の予算には、左の書類を添附しなければならない。
一 歳入歳出予定計算書

- 二 前年度の貸借対照表及び損益計算書
- 三 前年度及び当該年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書
- 四 前年度及び当該年度の投資の計画表並びに外貨債の発行を予定する年度にあつては、その発行及び償還の計画表

（損益の処理）
第八条 この会計において、毎会計年度の損益計算上利益を生じたときは、これを積立金に組み入れて整理し、損失を生じたときは
、積立金を減額してこれを整理するものとする。

（剰余金の繰入）
第九条 この会計において、毎会計年度の決算上剰余金が生じたときは、当該剰余金を翌年度の歳入に繰り入れなければならない。

（歳入歳出決定計算書の作製）
第十条 財務大臣は、毎会計年度、歳入歳出予定計算書と同一の区分により、この会計の歳入歳出決定計算書を作製しなければなら
ない。

（歳入歳出決算の作成及び提出）

第十一条 内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算とともに、国会に提出しなければならない。

2 前項の歳入歳出決算には、歳入歳出決定計算書並びに当該年度の貸借対照表及び損益計算書を添附しなければならない。

(余裕金の預託)

第十二条 この会計において、支払上現金に余裕があるときは、財政融資資金に預託することができる。

(一時借入金)

第十三条 この会計において、支払上現金に不足があるときは、この会計の負担において、一時借入金をすることができる。

2 前項の規定による一時借入金は、当該年度内に償還しなければならない。
3 第一項の規定による一時借入金の限度額については、予算をもつて、国会の議決を経なければならない。

(国債整理基金特別会計への繰入)

第十四条 外貨債の償還金及び利子、一時借入金の利子並びに外貨債の発行及び償還に関する諸費は、毎会計年度、国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

(支出未済額の繰越)

第十五条 この会計において、毎会計年度の歳出予算における支出残額は、翌年度に繰り越して使用することができる。

2 財務大臣は、前項の規定による繰越をしたときは、会計検査院に通知しなければならない。

3 第一項の規定による繰越をしたときは、当該経費については、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第三十一条第一項の規定による予算の配賦があつたものとみなす。

(実施規定)

第十六条 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 米 国 対 日 援 助 見 返 資 金 特 別 会 計 法（昭和二十四年法律第四十号）は、廃止する。

3 米 国 対 日 援 助 見 返 資 金 特 別 会 計 の 昭 和 二 十 七 年 度 及 び 昭 和 二 十 八 年 度 の 決 算 に 関 して は、な お 従 前 の 例 に よ る。

4 この法律施行の際米 国 対 日 援 助 見 返 資 金 特 別 会 計 に 属 する 資 産 及 び 負 債 は、この法律施行の際、この会計に帰属するものとする。

5 昭 和 二 十 八 年 度 に お ける 米 国 対 日 援 助 見 返 資 金 特 別 会 計 の 歳 出 予 算 の うち、この法律施行の際までに支出済とならなかつたものは、この会計に移して使用することができる。

6 大 蔵 大 臣 は、前 項 の 規 定 に よ り 米 国 対 日 援 助 見 返 資 金 特 別 会 計 の 歳 出 予 算 を 移 した と き は、こ れ を 会 計 検 査 院 に 通 知 し な け れ ば 不 可 能 である。

- 7 附則第四項の規定によりこの会計に帰属した米国対日援助見返資金特別会計の運用資産のうち、国債及び大蔵省証券、食糧証券その他の政府の発行する短期証券（以下「短期証券」という。）は、昭和二十九年三月末日まで、この会計において保有することができる。
- 8 この会計において、支払上現金に余裕があるときは、昭和二十八年九月末日までの間を限り、資金運用部資金法（昭和二十六年法律第百号）第三条の規定にかかわらず、当該余裕金をもつて、短期証券を一時保有することができる。
- 9 附則第四項の規定によりこの会計に帰属した現金、同項の規定によりこの会計に帰属したその他の資産から生ずる収入金及び当該資産の処分代金（短期証券の処分代金については、その買入価額に達するまでの価額に相当する部分を除く。）並びに前項の規定により保有する資産から生ずる収入金は、この会計の歳入とする。
- 10 附則第四項の規定によりこの会計に帰属した短期証券の買入価額に相当する金額は、この法律施行の際、この会計の歳入とみなして整理するものとする。
- 11 この法律施行の際一般会計が日本輸出入銀行及び日本開発銀行に対して有する出資に係る権利は、この法律施行の際、この会計に帰属する。
- 12 政府は、昭和三十一年度において、一般会計から、三百億円を限り、この会計の資金に繰り入れることができる。
- 13 政府は、昭和三十四年度において、一般会計から、五十億円を限り、この会計の歳入に繰り入れることができる。
- 14 政府は、昭和三十五年において、一般会計から、百二十億円を限り、この会計の歳入に繰り入れることができる。
- 15 政府は、昭和三十七年度において、一般会計から、三百五十億円を限り、この会計の歳入に繰り入れることができる。
- 16 政府は、昭和三十七年度において、この会計の投資の財源の一部に充てるため、一般会計から、二百三十億円を限り、この会計の歳入に繰り入れることができる。
- 17 日本たばこ産業株式会社法（昭和五十九年法律第六十九号）附則第十条の規定により政府に無償譲渡された日本たばこ産業株式会社株式の総数の二分の一に当たる株式及び日本電信電話株式会社法（昭和五十九年法律第八十五号）附則第三条第十二項の規定により政府に無償譲渡された日本電信電話株式会社の株式の総数の三分の一に当たる株式は、この会計の資本の充実に資するため、一般会計から無償でこの会計に所属替をするものとする。
- 18 〇 交付税及び譲与税配付金特別会計法（昭和二十九年法律第百三号）

（設置）

第一条 地方交付税及び地方譲与税の配付に関する政府の経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

（管理）

第二条 この会計は、総務大臣及び財務大臣（以下「所管大臣」という。）が、法令で定めるところに従い、管理する。

（歳入及び歳出）

第三条 この会計においては、第四条の規定による一般会計からの繰入金、地方道路税、石油ガス譲与税に充てられる石油ガス税、自動車重量譲与税に充てられる自動車重量税、航空機燃料譲与税に充てられる航空機燃料税及び特別とん税の収入、第十三条第三

項ただし書の規定による一時借入金金の借換による収入金並びに附属雑収入をもつてその歳入とし、地方交付税交付金（地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号）による地方交付税の交付金をいう。）、地方譲与税譲与金（地方道路譲与税法（昭和三十年法律第百十三号）による地方道路譲与税の譲与金、石油ガス譲与税法（昭和四十年法律第百五十七号）による石油ガス譲与税の譲与金、自動車重量譲与税法（昭和四十六年法律第九十号）による自動車重量譲与税の譲与金、航空機燃料譲与税法（昭和四十七年法律第十三号）による航空機燃料譲与税の譲与金及び特別とん譲与税法（昭和三十二年法律第七十七号）による特別とん譲与税の譲与金をいう。）並びにこれらに関する諸費、第十三条第一項の規定による一時借入金の利子、同条第三項ただし書の規定により借換をした一時借入金金の償還金及び利子並びに附属諸費をもつてその歳出とする。

（一般会計からの繰入金）

第四条 政府は、毎会計年度、予算で定めるところにより、当該年度における所得税及び酒税の収入見込額のそれぞれ百分の三十二、法人税の収入見込額の百分の三十四、消費税の収入見込額の百分の二十九・五並びにたばこ税の収入見込額の百分の二十五に相当する金額の合算額に当該年度の前年度以前の年度における地方交付税法による地方交付税に相当する金額で、まだこの会計に繰り入れていない額を加算し、又は当該合算額から当該前年度以前の年度において当該地方交付税に相当する金額を超えてこの会計に繰り入れた額を控除した額に相当する金額を、一般会計からこの会計に繰り入れるものとする。

第五条 削除

（歳入歳出予定計算書の作製）

第六条 所管大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出予定計算書を作製しなければならない。

（歳入歳出予算の区分）

第七条 この会計の歳入歳出予算は、歳入にあつては、その性質に従つて款及び項に、歳出にあつては、その目的に従つて項に区分する。

（予算の作成及び提出）

第八条 内閣は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、国会に提出しなければならない。
2 前項の予算には、歳入歳出予定計算書を添附しなければならない。

（剰余金の繰入）

第九条 この会計において、毎会計年度の決算上剰余金を生じたときは、これを翌年度の歳入に繰り入れなければならない。

（歳入歳出決定計算書の作製）

第十条 所管大臣は、毎会計年度、歳入歳出予定計算書と同一の区分により、この会計の歳入歳出決定計算書を作製しなければならない。

(歳入歳出決算の作成及び提出)

第十一条 内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算とともに、国会に提出しなければならない。

2 前項の歳入歳出決算には、歳入歳出決定計算書を添附しなければならない。

(余裕金の預託)

第十二条 この会計において、支払上現金に余裕があるときは、財政融資資金に預託することができる。

(一時借入金及び繰替金)

第十三条 この会計において、支払上現金に不足があるときは、この会計の負担において、一時借入金をし、又は国庫余裕金を繰替使用することができる。

2 前項の規定による一時借入金及び繰替金の限度額については、予算をもつて、国会の議決を経なければならぬ。

3 第一項の規定による一時借入金及び繰替金は、当該年度の歳入をもつて償還しなければならない。ただし、歳入不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額を限り、一時借入金の借換をすることができる。

4 前項ただし書の規定により借換をした一時借入金は、翌年度内に償還しなければならない。

(国債整理基金特別会計への繰入)

第十四条 前条第一項の規定による一時借入金の利子並びに同条第三項ただし書の規定により借換をした一時借入金の償還金及び利子の支出に必要な金額は、毎会計年度、国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

(支出残額の繰越)

第十五条 この会計において、毎会計年度の歳出予算における支出残額は、翌年度に繰り越して使用することができる。

2 所管大臣は、前項の規定による繰越をしたときは、会計検査院に通知しなければならない。

3 第一項の規定による繰越をしたときは、当該経費については、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第三十一条第一項の規定による予算の配賦があつたものとみなす。

(実施規定)

第十六条 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行し、昭和二十九年分の予算から適用する。

(交通安全対策特別交付金の経理等)

第二条 道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）附則第十六条第一項の規定による交通安全対策特別交付金の交付に関する政府の経理は、当分の間、第一条の規定にかかわらず、この会計において行うものとする。

2 前項の規定により交通安全対策特別交付金の交付に関する政府の経理をこの会計において行う場合においては、第二条の規定にかかわらず、この会計は、内閣総理大臣、総務大臣及び財務大臣が、法令で定めるところに従い、管理する。

3 前項の場合において、この会計の管理に関する事務は、政令で定めるところにより、会計全体の計算整理に関するものについては総務大臣が、その他のものについてはその他のものうち交付税及び譲与税配付金勘定に係るものにあつては内閣総理大臣及び総務大臣が行うものとする。

4 第一項の規定により交通安全対策特別交付金の交付に関する政府の経理をこの会計で行う場合においては、この会計は、交付税及び譲与税配付金勘定並びに交通安全対策特別交付金勘定に区分する。

5 第一項の規定により交通安全対策特別交付金の交付に関する政府の経理をこの会計で行う場合においては、第三条及び第四条中「この会計」とあるのは、「交付税及び譲与税配付金勘定」とする。

（交通安全対策特別交付金勘定の歳入及び歳出）

第三条 交通安全対策特別交付金勘定においては、道路交通法第百二十八条第一項（同法第百三十条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定により納付された反則金及び同法第百二十九条第一項の規定により納付された反則金に相当する金額（以下この条において「反則金等」という。）の収入並びに附属雑収入をもつてその歳入とし、同法附則第十六条第一項の規定による交通安全対策特別交付金、同法第百二十九条第四項の規定による返還金、同法第百二十七条第一項後段に規定する通告書の送付に要する費用に相当する額として都道府県に支出される支出金、過誤納に係る反則金等の返還金及び附属諸費をもつてその歳出とする。

2 第十三条の規定は、交通安全対策特別交付金勘定については、適用しない。

（交通安全対策特別交付金に係る読替規定）

第四条 附則第二条第一項の規定により交通安全対策特別交付金の交付に関する政府の経理をこの会計において行う場合には、第六条中「所管大臣」とあるのは「内閣総理大臣、総務大臣及び財務大臣」と、第七条中「歳入歳出予算は」とあるのは「歳入歳出予算は、交付税及び譲与税配付金勘定並びに交通安全対策特別交付金勘定に区分し、各勘定において」と、第九条中「この会計」とあるのは「各勘定」と、「翌年度の歳入」とあるのは「当該各勘定の翌年度の歳入」と、第十条中「所管大臣」とあるのは「内閣総理大臣、総務大臣及び財務大臣」と、第十二条中「この会計」とあるのは「各勘定」と、第十五条第一項中「この会計」とあるのは「各勘定」と、同条第二項中「所管大臣」とあるのは「内閣総理大臣、総務大臣及び財務大臣」と、「会計検査院」とあるのは「財務大臣及び会計検査院」とする。

（交付税及び譲与税配付金勘定における借入金）

第五条 交付税及び譲与税配付金勘定においては、平成十八年度から平成三十八年度までの各年度において、地方交付税交付金を支弁するため必要があるときは、平成十八年度にあつては五十二兆二千八百二十億五千三百九十八万七千円（以下「平成十八年度分の借入金限度額」という。）、平成十九年度から平成三十八年度までの各年度にあつては平成十八年度分の借入金限度額から次の年度の欄に掲げる当該年度までの各年度に應ずる同表の控除額の欄に定める額（同表の控除額の欄の第一欄から第四欄までに定める金額の合算額をいう。）を順次控除して得た金額を限り、予算で定めるところにより、同勘定の負担において借入金をする

ことができる。

年 度	控 除 額		
	地方交付税法附則第四条第一項第七号の額に相当する借入金限度額に係るもの	地方交付税法附則第四条第一項第八号の額に相当する借入金限度額に係るもの	地方交付税法附則第四条第一項第九号の額に相当する借入金限度額に係るもの
平成十九年度	一兆二千五百六十九億円	二千三百九十一億円	二兆三千二百八十一億円
平成二十年度	一兆三千四百五十五億円	二千九百五十七億円	二兆七千一百一億円
平成二十一年度	一兆五千三百五十一億円	三千七百四十九億円	三兆六百一十一億六千万円
平成二十二年度	一兆七千四百九十三億六千七百五十万円	四千六百五十一億二千万円	三兆六百二十二億四千万円
平成二十三年度	六千五十七億円	三千五百五十八億円	二兆九千三百五十二億五千万円
平成二十四年度	七千五百五十七億円	三千九百十五億円	二兆九千六百五十八億円
平成二十五年度	七千六百十五億円	四千三百八億円	三兆三百三十五億千万円
平成二十六年	八千三百七十六億円	四千七百三十七億円	二兆九千二百二十九億三千五百五十万円
平成二十七年	九千二百十六億円	五千二百八億円	二兆三千四百三億七千九百万円
平成二十八年	一兆百三十五億三千五百七十九万円	五千七百二十九億二千九百万円	一兆七千六百八十一億四千九百万円
平成二十九年度	七千五百九十三億三千三百五十万円	四千九百七十一億八千八百万円	一兆四千六百二十二億二千五百五十万円
平成三十年	五千九百九十八億円	四百二十二億四千百万円	一兆三千三百二十八億四千万円
平成三十一年	四千二百八十八億円	三千二百五十二億三千四百万円	九千九百七十七億三千四百万円
平成三十二年	三千四百四十四億円	二千二百六億六千五百万円	八千五百六十五百万円
平成三十三年	千七百二十八億五千万円	千三十五億円	五千五百五十億円
平成三十四年			二千三百二十三億円
平成三十五年			二千四百二十八億円
平成三十六年			三千七百三十七億円
平成三十七年			三千九百五億円
平成三十八年			四千八十億二千万円

- 2 前項の規定による借入金は、一年内に償還しなければならない。
- 3 第一項の規定による借入金の利子の支払に充てるため必要がある場合には、予算で定める金額を限り、一般会計から交付税及び譲与税配付金勘定に繰り入れることができる。
- 4 交付税及び譲与税配付金勘定において、第一項の規定による借入金をしたときは、その償還金及び利子の支出に必要な金額は、

これらの支出を要するときにおいて国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

(一時借入金の子)

第六条 昭和四十七年度から平成十八年度までの各年度に限り、第十三条第一項の規定による一時借入金の子の支払に充てるため必要がある場合には、予算で定める金額を限り、一般会計から交付税及び譲与税配付金勘定に繰り入れることができる。

(借入金等の利子の繰入れの特例)

第六条の二 平成十九年度から平成三十二年までの各年度に限り、当該各年度における地方交付税法附則第四条の二第一項第四号に掲げる額のうち、次に掲げる一時借入金又は借入金に係る当該各年度における利子の支払に充てるため必要な額に相当する額を、一般会計から交付税及び譲与税配付金勘定に繰り入れるものとする。

一 次号の借入金に係る債務の弁済に起因する当該年度の第十三条第一項の規定による一時借入金

二 当該年度の前年度の附則第五条第一項の規定による借入金のうち、地方交付税法附則第四条の二第五項の規定に基づき当該年度から平成三十三年までの各年度分の交付税の総額に相当する額の借入金

三 当該年度の附則第五条第一項の規定による借入金のうち、地方交付税法附則第四条の二第五項の規定に基づき当該年度の翌年度から平成三十三年までの各年度分の交付税の総額に相当する額の借入金(平成三十二年度にあつては、同項の規定に基づき平成三十三年度分の交付税の総額に相当する額の借入金)

2 平成三十三年度に限り、同年度における地方交付税法附則第四条の二第一項第四号に掲げる額のうち、次に掲げる一時借入金又は借入金に係る同年度における利子の支払に充てるため必要な額に相当する額を、一般会計から交付税及び譲与税配付金勘定に繰り入れるものとする。

一 次号の借入金に係る債務の弁済に起因する平成三十三年度の第十三条第一項の規定による一時借入金

二 平成三十二年度の附則第五条第一項の規定による借入金のうち、地方交付税法附則第四条の二第五項の規定に基づき平成三十三年度分の交付税の総額に相当する額に相当する額の借入金

第六条の三 平成十九年度から平成三十二年までの各年度に限り、当該各年度における地方交付税法附則第四条の二第一項第四号に掲げる額のうち、次に掲げる一時借入金又は借入金に係る当該各年度における利子の支払に充てるため必要な額に相当する額を、一般会計から交付税及び譲与税配付金勘定に繰り入れるものとする。

一 次号の借入金に係る債務の弁済に起因する当該年度の第十三条第一項の規定による一時借入金

二 当該年度の前年度の附則第五条第一項の規定による借入金のうち、地方交付税法附則第四条の二第六項の規定に基づき当該年度から平成三十三年までの各年度分の交付税の総額に相当する額の借入金

三 当該年度の附則第五条第一項の規定による借入金のうち、地方交付税法附則第四条の二第六項の規定に基づき当該年度の翌年度から平成三十三年までの各年度分の交付税の総額に相当する額の借入金(平成三十二年度にあつては、同項の規定に基づき平成三十三年度分の交付税の総額に相当する額の借入金)

2 平成三十三年度に限り、同年度における利子の支払に充てるため必要な額に相当する額を、一般会計から交付税及び譲与税配付金勘定に繰り入れるものとする。

- 一 次号の借入金に係る債務の弁済に起因する平成三十三年度の第十三条第一項の規定による一時借入金
- 二 平成三十二年度の附則第五条第一項の規定による借入金のうち、地方交付税法附則第四条の二第六項の規定に基づき平成三十二年分の交付税の総額に加算する額に相当する額の借入金

第六条の四 平成十九年度から平成二十九年度までの各年度に限り、当該各年度における地方交付税法附則第四条の二第一項第四号に掲げる額のうち、次に掲げる一時借入金又は借入金に係る当該各年度における利子の支払に充てるため必要な額に相当する額を、一般会計から交付税及び譲与税配付金勘定に繰り入れるものとする。

- 一 次号の借入金に係る債務の弁済に起因する当該年度の第十三条第一項の規定による一時借入金
- 二 当該年度の前年度の附則第五条第一項の規定による借入金のうち、地方交付税法附則第四条の二第七項の規定に基づき当該年度から平成三十年分までの各年度分の交付税の総額に加算する額の借入金
- 三 当該年度の附則第五条第一項の規定による借入金のうち、地方交付税法附則第四条の二第七項の規定に基づき当該年度の翌年度から平成三十年分までの各年度分の交付税の総額に加算する額の借入金（平成二十九年度にあつては、同項の規定に基づき平成三十年分分の交付税の総額に加算する額に相当する額の借入金）
- 2 平成三十年分限りに、同年度における地方交付税法附則第四条の二第一項第四号に掲げる額のうち、次に掲げる一時借入金又は借入金に係る同年度における利子の支払に充てるため必要な額に相当する額を、一般会計から交付税及び譲与税配付金勘定に繰り入れるものとする。
- 一 次号の借入金に係る債務の弁済に起因する平成三十年度の第十三条第一項の規定による一時借入金
- 二 平成二十九年度の附則第五条第一項の規定による借入金のうち、地方交付税法附則第四条の二第七項の規定に基づき平成三十二年分の交付税の総額に加算する額に相当する額の借入金

（一般会計からの繰入金）

第七条 第四条の規定による一般会計からの繰入金の額（前三条の規定に基づき繰り入れられる額を含む。）は、平成十八年度にあつては第四条の規定により算定した額に地方交付税法附則第四条第一項第二号から第六号までに掲げる額の合計額を加算した額とし、平成十九年度及び平成二十年度にあつては第四条の規定により算定した額に第一号から第三号まで、第五号及び第六号に掲げる額の合計額を加算した額とし、平成二十一年度にあつては同条の規定により算定した額に第一号から第六号までに掲げる額の合計額を加算した額とし、平成二十二年度から平成三十年分までの各年度にあつては同条の規定により算定した額に第一号から第四号まで及び第六号に掲げる額の合計額を加算した額とし、平成三十一年度から平成三十三年分までの各年度にあつては同条の規定により算定した額に第一号から第三号まで及び第六号に掲げる額の合計額を加算した額とする。

一 前三条の規定に基づき、当該年度に一般会計から交付税及び譲与税配付金勘定に繰り入れられる額

二 次の表の上欄に掲げる当該各年度に応ずる同表の下欄に定める地方交付税法附則第四条の二第五項の規定により各年度分の交付税の総額に加算する金額

年 度	金 額
平成十九年度	一兆二千五百六十九億円
平成二十年度	一兆三千四百五十五億円

年度	金額
平成二十一年度	一兆五千三百五十一億円
平成二十二年度	一兆七千四百九十三億六千七百五十万円
平成二十三年度	六千五百五十七億円
平成二十四年度	七千六百五十七億円
平成二十五年度	七千六百五十七億円
平成二十六年	八千三百七十六億円
平成二十七年	九千二百七十六億円
平成二十八年	一兆百三十五億三千五百九十九万円
平成二十九年	七千五百九十三億三千三百五十万円
平成三十一年度	五千二百九十八億円
平成三十二年	四千二百八十八億円
平成三十三年	三千四百四十四億円
平成三十四年	千七百二十八億五千円

三 次の表の上欄に掲げる当該各年度に应ずる同表の下欄に定める地方交付税法附則第四条の二第六項の規定により各年度分の交付税の総額に加算する金額

年度	金額
平成十九年度	二千三百九十一億円
平成二十年度	二千九百五十七億円
平成二十一年度	三千七百四十九億円
平成二十二年	四千六百五十一億二千円
平成二十三年	三千五百五十八億円
平成二十四年	三千九百五十八億円
平成二十五年	四千三百八十八億円
平成二十六年	四千七百三十七億円
平成二十七年	五千二百八十七億円
平成二十八年	五千七百二十九億九千九百九十九万円
平成二十九年	四千九百七十一億八千八百九十九万円
平成三十年	四千二百二十二億四千九百九十九万円
平成三十一年	三千二百五十二億三千四百九十九万円
平成三十二年	二千二百六十六億六千九百九十九万円
平成三十三年	千三百五十五億円

四 次の表の上欄に掲げる当該各年度に应ずる同表の下欄に定める地方交付税法附則第四条の二第七項の規定により各年度分の交

付税の総額に加算する金額

年 度	金 額
平成二十一年度	五十五億円
平成二十二年	六十一億円
平成二十三年	六十七億円
平成二十四年	七十三億円
平成二十五年	八十一億円
平成二十六年	八十九億円
平成二十七年	九十八億円
平成二十八年	百零七億円
平成二十九年	百一十八億円
平成三十年度	百三十億円

五 次の表の上欄に掲げる当該各年度に应ずる同表の下欄に定める地方交付税法附則第四条の二第八項の規定により各年度分の交付税の総額に加算する金額

年 度	金 額
平成十九年度	二千六百億円
平成二十年	二千二百億円
平成二十一年度	千四百億円

六 次の表の上欄に掲げる当該各年度に应ずる同表の下欄に定める金額

年 度	金 額
平成十九年度	三千六百五十一億円
平成二十年	五千五百十七億千四百八十八万九千円
平成二十一年	七千二百七十七億円
平成二十二年	六千八百九十九億円
平成二十三年	六千四百七十五億円
平成二十四年	六千四百七十五億円
平成二十五年	五千三百四十八億円
平成二十六年	四千六百六十四億円
平成二十七年	四千四百六十四億円
平成二十八年	三千三百七十八億円

平成二十九年 度	二千八百三十二億円
平成三十年 度	二千二百五十四億円
平成三十一年 度	千七百二十三億円
平成三十二年 度	千六百六十九億円
平成三十三年 度	五百八十八億円

(地方特例交付金に係る繰入れ)
 第七条の二 地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律(平成十一年法律第十七号)第三条に規定する地方特例交付金の総額は、毎会計年度、一般会計から交付税及び譲与税配付金勘定に繰り入れるものとする。

(交付税及び譲与税配付金勘定の歳入及び歳出の特例)
 第八条 附則第五条第一項の規定による借入金又は同条第三項、附則第六条若しくは前条の規定による一般会計からの繰入金は、それぞれその借入れをした年度又はその繰入れをした年度における交付税及び譲与税配付金勘定の歳入とし、地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律による地方特例交付金又は附則第五条第一項の規定による借入金の償還金及び利子は、その支出をした年度における交付税及び譲与税配付金勘定の歳出とする。

○ 自動車損害賠償保障事業特別会計法(昭和三十年法律第三百三十四号)

(設置)

第一条 自動車損害賠償保障法(昭和三十年法律第九十七号。以下「法」という。)による自動車損害賠償保障事業に関する政府の経理を明確にするため、自動車損害賠償保障事業特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

(管理)

第二条 この会計は、国土交通大臣が、法令の定めるところに従い、管理する。

(歳入及び歳出)

第三条 この会計においては、法第七十八条の規定による自動車損害賠償保障事業賦課金(以下「賦課金」という。)、法第八十二条第一項の規定による他の会計からの繰入金、同条第二項の規定による一般会計からの繰入金、法第七十六条の規定に基づく権利の行使による収入金、法第七十九条の規定による過怠金、借入金及び附属雑収入をもつてその歳入とし、法第七十二条第一項及び第二項の規定による支払金(以下「保障金」という。)、借入金の償還金及び利子、一時借入金の利子、業務取扱費その他の諸費をもつてその歳出とする。

(歳入歳出予定計算書の作成及び送付)

第四条 国土交通大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出予定計算書を作成し、財務大臣に送付しなければならない。
 2 前項の歳入歳出予定計算書には、次の書類を添付しなければならない。

- 一 前前年度の貸借対照表及び損益計算書
- 二 前年度及び当該年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書

(歳入歳出予算の区分)
第五条 この会計の歳入歳出予算は、歳入にあつては、その性質に従つて款及び項に、歳出にあつては、その目的に従つて項に区分する。

(予算の作成及び提出)
第六条 内閣は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、国会に提出しなければならない。
2 前項の予算には、第四条第一項に規定する歳入歳出予定計算書及び同条第二項の書類を添付しなければならない。

(利益及び損失の処理)
第七条 この会計において、毎会計年度の損益計算上生じた利益又は損失は、翌年度に繰り越して整理するものとする。

(剰余金の繰入れ)
第八条 この会計において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じたときは、これを翌年度の歳入に繰り入れるものとする。

(歳入歳出決定計算書の作成及び送付)
第九条 国土交通大臣は、毎会計年度、歳入歳出予定計算書と同一の区分により、この会計の歳入歳出決定計算書を作成し、財務大臣に送付しなければならない。
2 前項の歳入歳出決定計算書には、当該年度の貸借対照表及び損益計算書を添付しなければならない。

(歳入歳出決算の作成及び提出)
第十条 内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算とともに、国会に提出しなければならない。
2 前項の歳入歳出決算には、前条第一項に規定する歳入歳出決定計算書並びに同条第二項に規定する当該年度の貸借対照表及び損益計算書を添付しなければならない。

(余裕金の預託)
第十一条 この会計において、支払上現金に余裕があるときは、これを財政融資資金に預託することができる。

(借入金)
第十二条 この会計に属する経費を支弁するため必要があるときは、この会計の負担において借入金をすることができる。
2 前項の規定により借入金を行うことができる金額は、賦課金及び法第八十二条第一項の規定による他の会計からの繰入金をもつて保障金を支弁するのに不足する金額を限度とする。

(一時借入金)

第十三条 この会計において、支払上現金に不足があるときは、この会計の負担において、一時借入金をすることができる。

2 前項の規定による一時借入金は、当該年度の歳入をもつて償還しなければならない。

(借入金及び一時借入金の借入及び償還の事務)

第十四条 前二条の規定による借入金及び一時借入金の借入及び償還に関する事務は、財務大臣が行う。

(国債整理基金特別会計への繰入れ)

第十五条 第十二条第一項の規定による借入金の償還金及び利子並びに第十三条第一項の規定による一時借入金の利子に相当する金額は、毎会計年度、国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

(支出未済額の繰越)

第十六条 この会計において、支払義務を生じた歳出金で、当該年度の出納の完結までに支出済とならなかつたものに係る歳出予算は、翌年度に繰り越して使用することができる。

2 国土交通大臣は、前項の規定による繰越をしたときは、財務大臣及び会計検査院に通知しなければならない。

3 第一項の規定による繰越をしたときは、その経費については、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第三十一条第一項の規定による予算の配賦があつたものとみなす。この場合において、同条第三項の規定による通知は、必要としない。

(実施規定)

第十七条 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(再保険事業等に関する政府の経理の経過措置)

2 自動車損害賠償保障法及び自動車損害賠償責任再保険特別会計法の一部を改正する法律(平成十三年法律第八十三号。以下「改正法」という。)附則第二条第一項の規定によりなその効力を有することとされた改正法第一条の規定による改正前の自動車損害賠償保障法(以下「なお効力を有する旧自賠法」という。)の規定に基づく再保険関係及び保険関係に係る自動車損害賠償責任再保険事業及び自動車損害賠償責任共済保険事業(以下「再保険事業等」という。)並びに法附則第四項の自動車事故対策計画(以下「自動車事故対策計画」という。)に基づく法附則第五項の規定による交付並びに出資及び貸付け並びに補助に関する政府の経理は、当分の間、第一条の規定にかかわらず、この会計において行うものとする。

3 前項の規定により自動車事故対策計画に基づく法附則第五項の規定による交付並びに出資及び貸付け並びに補助に関する政府の経理をこの会計において行う場合においては、この会計は、保障勘定及び自動車事故対策勘定に区分する。

4 前項に規定する自動車事故対策勘定（以下「自動車事故対策勘定」という。）においては、平成十四年四月一日における当該勘定の資産の金額から同日における当該勘定の負債の金額を控除した額に相当する金額をもつて基金とする。

5 前項の基金の金額は、附則第八項又は第九項の規定による整理が行われることにより増減するものとする。

6 自動車事故対策勘定においては、附則第十項に規定する当該勘定の積立金からの受入金、当該積立金から生ずる収入、自動車事故対策計画に基づく法附則第五項の規定による納付金及び附属雑収入をもつてその歳入とし、自動車事故対策計画に基づく法附則第五項の規定による交付金並びに出資金及び貸付金並びに補助金、保障勘定への繰入金、一時借入金の利子その他の諸費をもつてその歳出とする。

7 前項に規定する保障勘定への繰入金は、予算で定めるところにより、自動車事故対策計画に基づく法附則第五項の規定による交付金並びに出資金及び貸付金並びに補助に係る業務取扱費に充てるための金額を繰り入れるものとする。

8 自動車事故対策勘定において、毎会計年度の損益計算上利益を生じたときは、これを当該勘定の基金に組み入れて整理するものとする。

9 自動車事故対策勘定において、毎会計年度の損益計算上損失を生じたときは、その損失については、当該勘定の基金を減額して整理するものとする。

10 自動車事故対策勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じたときは、これを当該勘定の積立金として積み立てなければならぬ。ただし、歳出の翌年度への繰越額に相当する金額は、当該勘定の翌年度の歳入に繰り入れるものとする。

11 自動車事故対策勘定の積立金は、当該勘定の歳出の財源に充てるため必要がある場合には、予算で定める額を限り、当該勘定の歳入に繰り入れることができる。

12 自動車事故対策勘定の積立金は、財政融資資金に預託して、運用することができる。

13 附則第二項の規定により同項に規定する政府の経理をこの会計において行う場合においては、第三条中「この会計」とあるのは「保障勘定」と、「過怠金」とあるのは「過怠金、自動車損害賠償保障法及び自動車損害賠償責任再保険特別会計法の一部を改正する法律（平成十三年法律第八十三号。以下「改正法」という。）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとした改正法第一条の規定による改正前の自動車損害賠償保障法（以下「なお効力を有する旧自賠法」という。）第四十六条（なお効力を有する旧自賠法第五十条第一項において準用する場合を含む。）の規定による納付金、なお効力を有する旧自賠法第五十一条の規定による一般会計からの繰入金、附則第三項に規定する自動車事故対策勘定からの繰入金」と、「借入金の償還金」とあるのは「なお効力を有する旧自賠法第四十条第一項の規定による再保険の再保険金及び同条第二項の規定による保険の保険金、なお効力を有する旧自賠法第四十五条第二項（なお効力を有する旧自賠法第五十条第一項において準用する場合を含む。）の規定による返還金、借入金の償還金」と、「業務取扱費」とあるのは「法の規定による自動車損害賠償保障事業、なお効力を有する旧自賠法の規定に基づく再保険関係及び保険関係に係る自動車損害賠償責任再保険事業及び自動車損害賠償責任共済保険事業並びに法附則第四項の自動車事故対策計画に基づく法附則第五項の規定による交付並びに出資及び貸付け並びに補助に係る業務取扱費」と、第四条第二項中「次の書類」とあるのは「各勘定に係る次の書類」と、第七条及び第八条中「この会計」とあるのは「保障勘定」と、第八条中「翌年度」とあるのは「当該勘定の翌年度」と、第九条第二項中「当該年度」とあるのは「各勘定の当該年度」と、第十一条中「この会計」とあるのは「保障勘定」と、第十三条第一項中「この会計」とあるのは「各勘定」と、この会計の」とする。

14 (保険料等充当交付金の交付に関する政府の経理の経過措置)

法附則第七項の規定による保険料等充当交付金(以下「保険料等充当交付金」という。)の交付に関する政府の経理は、保険料等充当交付金の交付が完了する年度までの間、第一条及び附則第二項の規定にかかわらず、この会計において行うものとする。

15 前項の規定により同項に規定する政府の経理をこの会計において行う場合には、附則第三項中「前項」とあるのは「前項及び附則第十四項」と、「補助」とあるのは「補助並びに法附則第七項の規定による保険料等充当交付金の交付」と、「及び自動車事故対策勘定」とあるのは「自動車事故対策勘定及び保険料等充当交付金勘定」とする。

16 前項の規定による読替後の附則第三項に規定する保険料等充当交付金勘定においては、附則第十八項の規定による読替後の附則第十項に規定する当該勘定の積立金からの受入金、当該積立金から生ずる収入、なお効力を有する旧自賠法第四十条第一項の規定による再保険の再保険料及び同条第二項の規定による保険の保険料(以下「再保険料等」という。)、なお効力を有する旧自賠法第四十六条(なお効力を有する旧自賠法第五十条第一項において準用する場合を含む。))の規定による納付金、なお効力を有する旧自賠法第五十一条の規定による一般会計からの繰入金及び附属雑収入をもつてその歳入とし、保険料等充当交付金、なお効力を有する旧自賠法第四十条第一項の規定による再保険の再保険金及び同条第二項の規定による保険の保険金、なお効力を有する旧自賠法第四十五条(なお効力を有する旧自賠法第五十条第一項において準用する場合を含む。))の規定による再保険料等の払戻金及び返還金、保障勘定への繰入金、一時借入金、利子その他の諸費をもつてその歳出とする。

17 前項に規定する保障勘定への繰入金は、予算で定めるところにより、当該勘定における保障金の支払財源に充てるため再保険料等のうち政令で定める金額並びに再保険事業等及び保険料等充当交付金の交付に係る業務取扱費に充てるための金額を繰り入れるものとする。

18 附則第十四項の規定により同項に規定する政府の経理をこの会計において行う場合においては、附則第四項中「とあるのは」という。及び同項に規定する保険料等充当交付金勘定(以下「保険料等充当交付金勘定」という。))と、附則第八項から第十二項までの規定中「自動車事故対策勘定」とあるのは「自動車事故対策勘定又は保険料等充当交付金勘定」と、附則第十三項中「附則第二項」とあるのは「附則第二項及び次項」と、「同項」とあるのは「これらの項」と、「過怠金、自動車損害賠償保障法及び自動車損害賠償責任再保険特別会計法の一部を改正する法律(平成十三年法律第八十三号。以下「改正法」という。))の附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされた改正法第一条の規定による改正前の自動車損害賠償保障法(以下「なお効力を有する旧自賠法」という。))第四十六条(なお効力を有する旧自賠法第五十一条の規定による一般会計からの繰入金、附則第三項に規定する場合を含む。))の規定による納付金、なお効力を有する旧自賠法第五十一条の規定による一般会計からの繰入金、附則第三項に規定する自動車事故対策勘定からの繰入金」と、「借入金の償還金」とあるのは「なお効力を有する旧自賠法第四十条第一項の規定による再保険の再保険金及び同条第二項の規定による保険の保険金、なお効力を有する旧自賠法第四十五条第二項(なお効力を有する旧自賠法第五十条第一項において準用する場合を含む。))の規定による返還金、借入金の償還金」と、「自動車損害賠償責任共済保険事業、附則第三項に規定する自動車事故対策勘定及び保険料等充当交付金勘定からの繰入金」と、「補助」とあるのは「補助並びに法附則第七項の規定による保険料等充当交付金の交付」とする。

19 (保険料等充当交付金勘定の権利義務の帰属等)

保険料等充当交付金の交付が完了する年度の末日における保険料等充当交付金勘定に所屬する権利義務は、附則第三項に規定する保障勘定に帰属するものとする。この場合において、保険料等充当交付金勘定の当該年度の歳入歳出の決算上剰余金又は当該勘定の積立金があるときは、同項に規定する保障勘定の翌年度の歳入に繰り入れるものとする。

20 保険料等充当交付金の交付が完了する年度における保険料等充当交付金勘定の経費の金額のうち、第十六条第一項の規定による繰越しをするものは、附則第三項に規定する保障勘定に繰り越して使用することができる。

○ 特定国有財産整備特別会計法（昭和三十二年法律第十六号）

（設置）

第一条 国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法（昭和三十二年法律第十五号）第五条に規定する特定国有財産整備計画の実施による特定の国有財産の取得及び処分に関する経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

（管理）

第二条 この会計は、財務大臣及び国土交通大臣（以下「所管大臣」という。）が、法令で定めるところに従い、管理する。

2 この会計の管理に関する事務は、政令で定めるところにより、会計全体の計算整理に関するものについては財務大臣が、その他のものについては、所掌事務の区分に応じ、財務大臣又は国土交通大臣が行なうものとする。

（歳入及び歳出）

第三条 この会計においては、特定国有財産整備計画の実施により処分（他の会計に対し有償で行う所管換、所属替その他の所属の移動を含む。以下同じ。）をすべき国有財産その他この会計に所属する資産の処分による収入金、借入金、第十三条第三項ただし書の規定による一時借入金、借換えによる収入金及び附属雑収入をもつてその歳入とし、特定国有財産整備計画の実施により取得すべき庁舎その他の施設の用に供する国有財産の取得に要する費用、借入金の償還金及び利子、一般会計への繰入金、同項ただし書の規定により借り換えた一時借入金の償還金、一時借入金の利子、事務取扱費並びにその他の諸費をもつてその歳出とする。

2 前項に規定する一般会計への繰入金は、予算で定めるところにより、繰り入れるものとする。

（歳入歳出予定計算書等の作成及び送付）
第四条 所管大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出予定計算書、繰越明許費要求書及び国庫債務負担行為要求書（以下「歳入歳出予定計算書等」という。）を作成し、財務大臣に送付しなければならない。

（歳入歳出予算の区分）
第五条 この会計の歳入歳出予算は、歳入にあつては、その性質に従つて款及び項に、歳出にあつては、その目的に従つて項に区分する。

（予算の作成及び提出）
第六条 内閣は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、国会に提出しなければならない。

2 前項の予算には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 歳入歳出予定計算書等
二 国庫債務負担行為で翌年度以後にわたるものについての前年度末までの支出額及び支出額の見込み、当該年度以後の支出予定

額並びに数会計年度にわたる事業に伴うものについてはその全体の計画及びその進捗状況等に関する調書

(剰余金の繰入れ)

第七条 この会計において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じたときは、これを翌年度の歳入に繰り入れるものとする。

(歳入歳出決定計算書の作成及び送付)

第八条 所管大臣は、毎会計年度、歳入歳出予定計算書と同一の区分により、この会計の歳入歳出決定計算書を作成し、財務大臣に送付しなければならない。

(歳入歳出決算の作成及び提出)

第九条 内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算とともに、国会に提出しなければならない。

2 前項の歳入歳出決算には、次に掲げる書類を添附しなければならない。

- 一 歳入歳出決定計算書
- 二 債務に関する計算書

(余裕金の預託)

第十条 この会計において、支払上現金に余裕があるときは、これを財政融資資金に預託することができる。

(借入金)

第十一条 この会計において、特定国有財産整備計画による特定の国有財産の取得に要する費用を支弁するため必要があり、かつ、当該特定国有財産整備計画の実施により処分をすることとなつた国有財産の処分による収入金をもつて償還することができる見込みがあるときは、政令で定めるところにより、当該収入金の収入見込額の範囲内で、この会計の負担において、借入金をすることができる。

2 前項の規定による借入金の限度額については、予算をもつて、国会の議決を経なければならない。

(借入限度の繰越し)

第十二条 この会計において、借入金の借入れについて国会の議決を経た金額のうち、当該年度において借入れをしなかつた金額があるときは、当該金額を限度として、かつ、歳出予算の繰越額の財源として必要な金額の範囲内で、翌年度において、前条第一項の規定による借入金をすることができる。

(一時借入金等)

第十三条 この会計において、支払上現金に不足があるときは、この会計の負担において、一時借入金をし、又は国庫余裕金を繰り替えて使用することができる。

2 前項の規定による一時借入金及び繰替金の限度額については、予算をもつて、国会の議決を経なければならない。

3 第一項の規定による一時借入金及び繰替金は、当該年度の歳入をもつて償還しなければならない。ただし、歳入不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額を限り、一時借入金の借換えをすることができるとする。

4 前項ただし書の規定により借り換えた一時借入金は、その借換えをした日から一年内に償還しなければならない。

(借入金及び一時借入金の借入れ及び償還の事務)

第十四条 第十一条第一項の規定による借入金及び前条の規定による一時借入金の借入れ及び償還に関する事務は、財務大臣が行なう。

(国債整理基金特別会計への繰入れ)

第十五条 第十一条第一項の規定による借入金の償還金及び利子、第十三条第一項の規定による一時借入金の利子並びに同条第三項ただし書の規定により借り換えた一時借入金の償還金及び利子の支出に必要な金額は、毎会計年度、国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

(一般会計との間における所管換等)

第十六条 特定国有財産整備計画の実施により処分をすべき国有財産で一般会計に所属するものは、政令で定めるところにより、この会計に所管換又は所属替をするものとする。

2 この会計において、特定国有財産整備計画の実施により取得した国有財産のうち庁舎その他の施設の用に供すべきものは、各省各庁の長(国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第四条第二項に規定する各省各庁の長をいう。)の所管に属する国有財産とするため、政令で定めるところにより、一般会計に所管換又は所属替をするものとする。

3 次の各号に掲げる場合には、この会計と一般会計との間において無償として整理するものとする。

一 前二項の規定により所管換又は所属替をする場合

二 第一項の規定によりこの会計に所管換又は所属替をした国有財産をその処分が行なわれるまで引き続き一般会計において使用させる場合

三 特定国有財産整備計画を実施するため必要がある場合において、一般会計に所属する国有財産をこの会計において使用させるとき。

四 特定国有財産整備計画の変更その他当該計画の実施に関し政令で定める事情が生じた場合において、この会計又は一般会計に所属する国有財産につき、政令で定めるところにより、それぞれ一般会計又はこの会計に所管換若しくは所属替をし、又は使用をさせるとき。

4 一般会計とこの会計との間において所管換をする場合には、国有財産法第十二条の規定は、適用しない。

(実施規定)

第十七条 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

附 則

3 2 1

この法律は、公布の日から施行する。
昭和三十二年度分の予算については、第八条第二項第二号に掲げる書類の添附は、要しないものとする。
大蔵省設置法（昭和二十四年法律第四百四号）の一部を次のように改正する。
第四条中第五十七号を第五十八号とし、第三十一号から第五十六号までを一号ずつ繰り下げ、第三十号の次に次の一号を加える。
三十一 国有財産特殊整理資金の管理にすること。
三十一 国有財産特殊整理資金の管理にすること。
八 国有財産特殊整理資金の管理にすること。
第十五条第二項中「第五十二号及び第五十三号」を「第五十三号及び第五十四号」に改める。
第十六条第二項中「第五十四号から第五十六号」を「第五十五号から第五十七号」に改める。
第二十九条中「第四十号」を「第四十一号」に改める。

○ 国営土地改良事業特別会計法（昭和三十二年法律第七十一号）

（設置）

第一条 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号。以下「法」という。）により国が行う土地改良事業の工事（土地改良施設の管理を含む。以下「土地改良工事」という。）に関する経理を一般会計と区分して行うため、特別会計を設置する。
2 この会計においては、前項に定めるもののほか、土地改良工事の施行上密接な関連のある工事（国が委託に基づき施行するもの（以下「受託工事」という。）及び法第二条第二項各号に掲げる事業に関する調査で国が行うもの（以下「直轄調査」という。））に関する経理を行うものとする。

（管理）

第二条 この会計は、農林水産大臣が、法令で定めるところに従い、管理する。

（歳入及び歳出）

第三条 この会計においては、第五条の規定による一般会計からの繰入金、土地改良工事に係る法第九十条の規定による負担金及びその利息、土地改良工事に係る法第九十条の二の規定による徴収金、受託工事に係る納付金、第十四条第一項の規定による借入金、法の規定に基づき国が施行する埋立て又は干拓の工事によつて生じた用地の売払代金及び貸付料、土地改良工事によつて生じた土地改良施設に係る法第九十四条の四の二第二項の規定による共有持分の付与の対価、旧八郎潟新農村建設事業団法（昭和四十年法律第八十七号）第二十七条第五項の規定による納付金、同法第四十四条の規定による負担金及びその利息並びに附属雑収入をもつてその歳入とし、土地改良工事に要する費用、受託工事に要する費用及び直轄調査に要する費用（これらの費用のうち北海道又は沖縄県で行う工事又は調査に係る職員の給与に要する費用その他の事務費を除く。）第十四条第一項の規定による借入金、償還金及び利子、当該埋立て又は干拓の工事によつて生じた用地で売り払うものの法第九十四条の規定による管理及び処分のために直接要する費用、当該共有持分の付与に伴う法第九十四条の四の二第三項の規定による交付金、第六条第一項から第三項までの規定による一般会計への繰入金並びに附属諸費をもつてその歳出とする。

（歳入及び歳出並びに資産及び負債の区分整理）
第四条 この会計においては、歳入及び歳出並びに資産及び負債を土地改良工事、受託工事その他の政令で定める区分の別（以下「工事別」という。）に区分して整理しなければならない。

（一般会計からの繰入れ）

第五条 土地改良工事に要する費用（直轄調査に要する費用を含む。）で国庫が負担するものの金額（政令で定める金額を除く。）及び当該土地改良工事に要する費用のうち法第九十条の規定により都道府県に負担させる費用の全部又は一部で政令で定めるものに相当する金額は、予算の範囲内において、一般会計からこの会計に繰り入れるものとする。
2 前項の規定により繰り入れる金額は、政令で定めるところにより、工事別に区分して繰り入れるものとする。

（他会計への繰入れ）

第六条 土地改良工事に係る法第九十条の規定による負担金及びその利息の額のうち、前条の規定により同条第一項の政令で定める費用に相当する金額として一般会計からこの会計に繰り入れた金額に対応するものは、当該負担金及びその利息の収納後、遅滞なく、政令で定めるところにより、この会計から一般会計に繰り入れるものとする。
2 第十二条第一項第二号の規定による繰入金に相当する額は、政令で定めるところにより、この会計から一般会計に繰り入れるものとする。
3 受託工事に係る納付金の額のうち、当該工事について一般会計において支弁した経費の額のうち政令で定める額に相当する金額は、当該納付金の収納後、遅滞なく、この会計から一般会計に繰り入れるものとする。
4 第十四条第一項の規定による借入金の償還金及び利子の額に相当する金額は、工事別に区分して、この会計から国債整理基金特別会計に繰り入れるものとする。

（歳入歳出予定計算書等の作成及び送付）

第七条 農林水産大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出予定計算書及び繰越明許費要求書を作成し、財務大臣に送付しなければならない。
2 前項の歳入歳出予定計算書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
一 前年度の事業実績表、借入金の借入及び償還実績表並びに受益者負担金に係る債権の発生及び回収実績表
二 前年度及び当該年度の事業計画表、借入金の借入及び償還計画表並びに受益者負担金に係る債権の発生予定及び回収計画表
3 前項の添附書類は、工事別に区分して作成するものとする。ただし、同項第二号に掲げる書類で当該年度に係るものについては、この限りでない。

（歳入歳出予算の区分）

第八条 この会計の歳入歳出予算は、歳入にあつては、その性質に従つて款及び項に、歳出にあつては、その目的に従つて、項に区分する。

（予算の作成及び提出）

第九条 内閣は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、国会に提出しなければならない。

2 前項の予算には、第七条第一項に規定する歳入歳出予定計算書及び繰越明許費要求書並びに同条第二項各号に掲げる書類を添付しなければならない。この場合においては、同条第三項の規定を準用する。

(予算の配賦)

第十条 この会計の歳入歳出予算の配賦は、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第三十一条第二項の規定によるほか、工事別に区分して行うものとする。

(収入金の使途)

第十一条 この会計の工事別の区分に应ずる収入金は、次条及び第十二条に定めるもののほか、当該区分に应ずる費用の財源に充てるものとする。この場合において、その収入金のうち当該費用の財源に充てる必要がない剰余を生じたときにおける当該剰余の処理については、政令で定める。

(特別徴収金等の使途)

第十一条の二 土地改良工事に係る法第九十条の二の規定による徴収金及び旧八郎潟新農村建設事業団法第二十七条第五項の規定による納付金は、土地改良工事に要する費用で国庫が負担するものの財源に充てるものとする。

(土地の売払代金等の使途)

第十二条 埋立又は干拓の工事によつて生じた用地の売払代金及び貸付料は、次の各号の順序に従い、当該各号に掲げる費用の財源に充て、なお残余があるときは、土地改良工事に要する費用で国庫が負担するものの財源に充てるものとする。

一 当該用地の管理及び処分のために直接要する費用（当該費用の財源に充てるための借入金があるときは、当該借入金の償還金及び利子）

二 第十四条第一項の規定による借入金の償還金及び利子並びに一般会計への繰入金で政令で定めるもの

2 土地改良工事によつて生じた土地改良施設に係る法第九十四条の四の二第二項の規定による共有持分の付与の対価は、土地改良工事に要する費用で国庫が負担するもの及び当該共有持分の付与に伴う同条第三項の規定による交付金の財源に充てるものとする。

(予備費の使用)

第十三条 この会計の予備費は、当該年度の工事別の歳入予算の額をこえる歳入の収納済額に相当する額（当該年度において当該工事別の区分に应じ既に使用した予備費の額に相当する額を除く。）を限度として、工事別に使用することができる。

(借入金)

第十四条 この会計において、土地改良工事に要する費用のうち法第九十条の規定により都道府県に負担させる費用の全部又は一部で政令で定めるもの並びに埋立て又は干拓の工事によつて生じた用地で売り払うべきものの管理及び処分のために直接必要な費用の財源に充てるため必要があるときは、政令で定めるところにより、この会計の負担において、工事別に借入金を行うことができる。

- 2 前項の規定による借入金の限度額については、予算をもつて、国会の議決を経なければならぬ。
- 3 土地改良工事に係る法第九十条の規定による負担金及びその利息で、第一項の規定による借入金に対応するものは、当該借入金の償還金及び利子の財源に充てなければならない。

(借入限度の繰越)

- 第十五条 この会計において、借入金の借入について国会の議決を経た金額のうち、当該年度において借入をしなかつた金額があるときは、当該金額を限度として、かつ、歳出予算の繰越額の財源として必要な金額の範囲内で、翌年度において、前条第一項の規定による借入金をすることができぬ。

(国庫余裕金の繰替使用)

- 第十六条 この会計において、支出のための支払上現金に不足があるときは、第十四条第一項及び第二項の規定により借り入れることができぬ金額に相当する額（既に借り入れている借入金の額に相当する額を除く。）を限度とし、政令で定めるところにより、国庫余裕金を繰替使用することができぬ。

- 2 前項の規定による繰替金は、当該年度の歳入をもつて償還しなければならない。
- 3 前項の規定による繰替金の償還の財源は、工事別の区分に応じてした借入金をもつて充てるものとする。

(借入金の借入及び償還の事務)

- 第十七条 第十四条第一項の規定による借入金の借入及び償還に関する事務は、財務大臣が行う。

(歳出の支出制限)

- 第十八条 この会計においては、工事別の区分による歳出の金額を支出するには、当該区分による歳入の収納済額（国庫余裕金を繰替使用しているときは、当該繰替金の額を加算した額）をこえてはならない。

(歳入歳出決定計算書の作成及び送付)

- 第十九条 農林水産大臣は、毎会計年度、歳入歳出予定計算書と同一の区分により、この会計の歳入歳出決定計算書を作成し、財務大臣に送付しなければならない。

- 2 前項の歳入歳出決定計算書には、工事別に作成した次に掲げる書類を添附しなければならない。

- 一 当該年度の事業実績表
- 二 借入金の借入及び償還実績表
- 三 受益者負担金に係る債権の発生及び回収実績表

(歳入歳出決算の作成及び提出)

- 第二十条 内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算とともに、国会に提出しなければならない。

- 2 前項の歳入歳出決算には、前条第一項に規定する歳入歳出決定計算書及び同条第二項各号に掲げる書類を添附しなければならない。

4 前項の規定により繰入れを行う場合においては、当該繰入金に相当する金額を、一般会計からこの会計に繰り入れるものとする。

5 日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法第七条第六項の規定による産業投資特別会計社会資本整備勘定からの繰入金額が、同項に規定する当該公共的建設事業であつてこの会計において経理されるものの当該年度において要した費用（当該年度において国が負担した費用に限る。）を超過する場合には、当該超過額に相当する金額は、翌年度において同項の規定による同勘定からの繰入金額から減額し、なお残余があるときは、翌々年度までにこの会計から同勘定に繰り入れるものとする。

○ 道路整備特別会計法（昭和三十三年法律第三十五号）

（設置）

第一条 道路整備事業（道路整備費の財源等の特例に関する法律（昭和三十三年法律第三十四号）第三条第一項の規定により、揮発油税の収入額に相当する金額及び石油ガス税の収入額の二分の一に相当する金額をその実施に要する国が支弁する経費に充てることとされている同法第二条に規定する道路の新設、改築、維持及び修繕（以下「道路の整備」という。）に関する事業で国が行うもの並びに道路の整備に関する事業に要する費用についての国の負担金その他の経費の交付及び資金の貸付けをいう。以下同じ。）に関する政府の経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

2 この会計においては、前項に定めるもののほか、道路の整備に関する事業で国が行うものに密接に関連のあるものであつて、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十八条第一項に規定する道路の占用に関する工事、同法第五十八条第一項に規定する道路に関する工事若しくは道路の維持又は同法第五十九条第一項に規定する他の工事に該当するものうち国以外の者がその費用の全額を負担し、国が直轄で施行するもの（以下「附帯工事」という。）及び国が委託に基き施行するもの（以下「受託工事」という。）に関する経理をも行うものとする。

（管理）

第二条 この会計は、国土交通大臣が、法令で定めるところに従い、管理する。

（歳入及び歳出）

第三条 この会計においては、次に掲げる収入及び附属雑収入をもつてその歳入とする。

一 次条の規定により地方道路整備臨時交付金の交付に要する費用の財源に充てられる揮発油税の収入

二 第四条の規定による一般会計からの繰入金

三 道路法第四十九条若しくは第五十条第一項、第二項本文若しくは第三項、道路の修繕に関する法律（昭和二十三年法律第二百八十二号）第二条第三項ただし書、高速自動車国道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二十条第一項、共同溝の整備等に関する特別措置法（昭和三十八年法律第八十一号）第二十二條第一項、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律（昭和四十一年法律第四十五号）第六条第一項、電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第二十二條第一項若しくは第三項又は沖繩振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第百六条第五項の規定に基づく都道府県等の負担金（以下「地方負担金」という。）

四 道路法第三十一条第一項、第五十四条の二第一項、第五十五条第一項、第五十八条第一項、第五十九条第一項若しくは第三項

若しくは第六十二条、高速自動車国道法第二十条の二若しくは第二十一条第一項、共同溝の整備等に関する特別措置法第二十条第一項若しくは第二十一条又は電線共同溝の整備等に関する特別措置法第七条第一項（同法第八条第三項において準用する場合を含む。）、第十三条第一項若しくは第十九条の規定による国以外の者の負担金を含む。）、第十三条第一項の規定により国土交通大臣が徴収する受益者負担金

五 道路法第六十一条第一項の規定により国土交通大臣が徴収する受益者負担金

六 受託工事に係る納付金

七 第十条第一項の規定による借入金

八 道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第二十条第一項、踏切道改良促進法（昭和三十六年法律第九十五号）第九

条第一項、幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和五十五年法律第三十四号）第十一条第一項若しくは第十三条の四第一項、

民間都市開発の推進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第六十二号）第五条第一項、民間資金等の活用による公共施設等の

整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第十七号）第十三条第一項又は都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号

）第三十条第一項の規定による貸付金の償還金

九 独立行政法人土木研究所法（平成十一年法律第二百五号）第十四条第三項の規定による納付金

十 出資に対する配当金

十一 この会計に所属する株式の処分による収入

2 この会計においては、次に掲げる費用及び附属諸費をもつてその歳出とする。

一 道路整備事業に要する費用、附帯工事に要する費用及び受託工事に要する費用（これらの事業及び工事のうち国が北海道又は

沖縄県で行うものに係る職員の給与に要する費用その他の工事事務費その他第五条第一項の規定による一般会計への繰入金に相

当する費用を除く。）

二 第十条第一項の規定による借入金の償還金及び利子

三 第五条第一項の規定による一般会計への繰入金

（揮発油税の収入の帰属）

第三条の二 揮発油税の収入のうち道路整備費の財源等の特例に関する法律第五条第二項に定める額に相当するものは、同項に規定

する地方道路整備臨時交付金の交付に要する費用の財源に充てるため、毎会計年度、この会計の歳入に組み入れるものとする。

（一般会計からの繰入）

第四条 道路整備事業（道路整備費の財源等の特例に関する法律第五条第二項に規定する地方道路整備臨時交付金の交付を除く。）

に要する費用で国が負担するもの並びに第十条第一項の規定による借入金の償還金及び利子の金額は、政令で定める金額に相当す

る金額を除くほか、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、一般会計からこの会計に繰り入れるものとする。

（他会計への繰入）

第五条 道路整備事業又は附帯工事に係る国以外の者の負担金及び受託工事に係る納付金のうち、当該事業又は工事について一般会

計において支弁した政令で定める経費の額に相当する金額は、当該負担金又は納付金を収納した年度内において、この会計から一

般会計に繰り入れるものとする。

2 第十条第一項の規定による借入金の償還金及び利子の額に相当する金額は、この会計から国債整理基金特別会計に繰り入れるも

とす。

この会計から国債整理基金特別会計に繰り入れるも

とす。

とす。

とす。

とす。

とす。

とす。

とす。

のとする。

(歳入歳出予算計算書等の作成及び送付)

第六条 国土交通大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出予算計算書、繰越明許費要求書及び国庫債務負担行為要求書（以下「歳入歳出予算計算書等」という。）を作成し、財務大臣に送付しなければならない。

2 前項の歳入歳出予算計算書には、次に掲げる書類を添附しなければならない。

- 一 前前年度の事業実績表並びに前年度及び当該年度の事業計画表
- 二 国庫債務負担行為で翌年度以後にわたるものについてはその前年度末までの支出額及び支出額の見込み、当該年度以後の支出予定額並びに毎会計年度にわたる事業に伴うものについてはその全体の計画及びその進捗状況等に関する調書

(歳入歳出予算の区分)

第七条 この会計の歳入歳出予算は、歳入にあつては、その性質に従つて款及び項に、歳出にあつては、その目的に従つて項に、それぞれ区分する。

(予算の作成及び提出)

第八条 内閣は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、国会に提出しなければならない。

2 前項の予算には、第六条第一項に規定する歳入歳出予算計算書及び同条第二項各号に掲げる書類を添附しなければならない。

(予備費の使用)

第九条 この会計の予備費は、当該年度の予見し難い必要に基く道路整備事業の財源に充てるための特別の収入その他政令で定める収入の収納済額に相当する額を限度として、使用することができる。

(借入金)

第十条 この会計において、道路整備事業に要する費用の財源に充てるため必要があるときは、政令で定めるところにより、この会計の負担において、借入金をすることができる。

2 前項の規定による借入金の限度額については、予算をもつて、国会の議決を経なければならない。

(借入限度の繰越)

第十一条 この会計において、借入金の借入について国会の議決を経た金額のうち当該年度において借入をしなかつた金額があるときは、当該金額を限度として、かつ、歳出予算の繰越額の財源として必要な金額の範囲内で、翌年度において、前条第一項の規定による借入金をすることができる。

(国庫余裕金の繰替使用)

第十二条 この会計において、支出のための支払上現金に不足があるときは、第十条第一項の規定により借り入れることができる金額に相当する額（既に借り入れている借入金の額に相当する額を除く。）を限度として、国庫余裕金を繰替使用することができる。

- 2 前項の規定による繰替金は、当該年度の歳入をもつて償還しなければならない。
- 3 前項の規定による繰替金の償還金の財源は、借入金をもつて充てるものとする。

(借入金の借入及び償還の事務)
第十三条 第十条第一項の規定による借入金の借入及び償還に関する事務は、財務大臣が行う。

(歳入歳出決定計算書の作成及び送付)

第十四条 国土交通大臣は、毎会計年度、歳入歳出予定計算書と同一の区分により、この会計の歳入歳出決定計算書を作成し、財務大臣に送付しなければならない。

- 2 前項の歳入歳出決定計算書には、次に掲げる書類を添附しなければならない。
 - 一 当該年度の事業実績表
 - 二 債務に関する計算書

(歳入歳出決算の作成及び提出)

第十五条 内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算とともに、国会に提出しなければならない。

- 2 前項の歳入歳出決算には、前条第一項に規定する歳入歳出決定計算書及び同条第二項各号に掲げる書類を添附しなければならない。

(剰余金の繰入)

第十六条 この会計において、毎会計年度における歳入歳出の決算上剰余を生じたときは、当該剰余金は、翌年度の歳入に繰り入れるものとする。

(余裕金の預託)

第十七条 この会計において、支払上現金に余裕があるときは、これを財政融資資金に預託することができる。

(実施規定)

第十八条 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十三年度分の予算から適用する。
2 昭和三十三年度分以前の一般会計の道路の整備に関する費用に係る予算(その繰越に係るものを含む。)により取得した機械その他の資産で法第二条の道路整備五箇年計画に基き国が行う道路の整備に関する事業に引き続き使用する必要のあるものその他一般会計に属する資産及び負債で当該予算に係るものは、政令で定めるところにより、この会計に帰属するものとする。

- 3 昭和三十三年分の道路事業に係る地方財政再建促進特別措置法（昭和三十年法律第九十五号）第十七条又は東北開発促進法（昭和三十三年法律第十号）第十二条第二項若しくは第三項の規定に基く国の負担金等に要する費用は、この会計の昭和三十三年度分の道路整備事業に要する費用とする。
- 4 第六条第二項第一号若しくは第二号又は第八条第二項の規定により道路整備特別会計の予算に添付すべき前前年度又は前年度に係る書類は、昭和三十三年度分（前前年度に係る当該書類については、昭和三十四年度分を含む。）の予算に限り、その添付を要しないものとする。
- 5 昭和三十三年度分以前の予算（その繰越に係るものを含む。）により国が施行した道路の整備に関する事業に係る地方負担金及び地方債証券に関しては、第十条第四項の規定は、適用しない。
- 6 道路整備緊急措置法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第五十二号）による改正前の道路整備緊急措置法第三条の規定により、揮発油税の収入額に相当する金額を同法第二条の道路整備五箇年計画の実施に要する経費で国が支弁するものの財源に充てて行なつた道路整備事業（昭和三十五年以前年度のこの会計の予算で昭和三十六年度以後の年度に繰り越したものにより行なう道路整備事業を含む。）は、第一条第一項に規定する道路整備事業に含まれるものとする。
- 7 道路整備緊急措置法等の一部を改正する法律（昭和三十九年法律第三十四号）による改正前の道路整備緊急措置法第三条の規定により、揮発油税の収入額に相当する金額を同法第二条の道路整備五箇年計画の実施に要する経費で国が支弁するものの財源に充てて行なつた道路整備事業（昭和三十八年度以前の年度のこの会計の予算で昭和三十九年度以後の年度に繰り越したものにより行なう道路整備事業を含む。）は、第一条第一項に規定する道路整備事業に含まれるものとする。
- 8 道路整備緊急措置法等の一部を改正する法律（昭和四十二年法律第五十二号）第一条の規定による改正前の道路整備緊急措置法（以下「改正前の法」という。）第三条の規定により、揮発油税の収入額に相当する金額及び石油ガス税の収入額の二分の一に相当する金額を改正前の法第二条の道路整備五箇年計画の実施に要する経費で国が支弁するものの財源に充てて行なつた道路整備事業（昭和四十一年度以前の年度のこの会計の予算で昭和四十二年以後の年度に繰り越したものにより行なう道路整備事業を含む。）は、第一条第一項に規定する道路整備事業に含まれるものとする。
- 9 道路整備緊急措置法等の一部を改正する法律（昭和四十五年法律第六十三号）第一条の規定による改正前の道路整備緊急措置法（以下「改正前の法」という。）第三条の規定により、揮発油税の収入額に相当する金額及び石油ガス税の収入額の二分の一に相当する金額を改正前の法第二条の道路整備五箇年計画の実施に要する経費で国が支弁するものの財源に充てて行なつた道路整備事業（昭和四十四年度以前の年度のこの会計の予算で昭和四十五年以後の年度に繰り越したものにより行なう道路整備事業を含む。）は、第一条第一項に規定する道路整備事業に含まれるものとする。
- 10 道路整備緊急措置法等の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第三十六号）第一条の規定による改正前の道路整備緊急措置法（以下「改正前の法」という。）第三条の規定により、揮発油税の収入額に相当する金額及び石油ガス税の収入額の二分の一に相当する金額を改正前の法第二条の道路整備五箇年計画の実施に要する経費で国が支弁するものの財源に充てて行なつた道路整備事業（昭和四十七年度以前の年度のこの会計の予算で昭和四十八年度以後の年度に繰り越したものにより行なう道路整備事業を含む。）は、第一条第一項に規定する道路整備事業に含まれるものとする。
- 11 道路整備緊急措置法及び奥地等産業開発道路整備臨時措置法の一部を改正する法律（昭和五十三年法律第十六号）第一条の規定による改正前の道路整備緊急措置法（以下この項において「改正前の法」という。）第三条の規定により、揮発油税の収入額に相当する金額及び石油ガス税の収入額の二分の一に相当する金額を改正前の法第二条の道路整備五箇年計画の実施に要する経費で国が支弁するものの財源に充てて行なつた道路整備事業（昭和五十二年以前年度のこの会計の予算で昭和五十三年以後の年度に繰り越したものにより行なう道路整備事業を含む。）は、第一条第一項に規定する道路整備事業に含まれるものとする。

12 繰り越したものにより行う道路整備事業を含む。)は、第一条第一項に規定する道路整備事業に含まれるものとする。

13 道路整備緊急措置法及び奥地等産業開発道路整備臨時措置法の一部を改正する法律(昭和五十八年法律第二十一号)第一条の規定による改正前の道路整備緊急措置法(以下この項において「改正前の法」という。)第三条の規定により、揮発油税の収入額に相当する金額及び石油ガス税の収入額の二分の一に相当する金額を改正前の法第二条の道路整備五箇年計画の実施に要する経費で国が支弁するものの財源に充てて行った道路整備事業(昭和五十七年度以前の年度のこの会計の予算で昭和五十八年度以後の年度に繰り越したもの)により行う道路整備事業を含む。)は、第一条第一項に規定する道路整備事業に含まれるものとする。

14 旧道路整備五箇年計画に係る道路整備事業に要する費用の財源に充てるため第十条第一項の規定により借り入れられた借入金及び昭和六十三年三月三十一日までに生じた当該借入金の利子(同日までに償還され、又は支払われたものを除く。)は、改正法の施行の時に於いて、一般会計に帰属させるものとする。

15 道路整備緊急措置法及び奥地等産業開発道路整備臨時措置法の一部を改正する法律(平成五年法律第十六号)第一条の規定による改正前の道路整備緊急措置法(以下この項において「改正前の法」という。)第三条の規定により、揮発油税の収入額に相当する金額及び石油ガス税の収入額の二分の一に相当する金額を改正前の法第二条の道路整備五箇年計画の実施に要する経費で国が支弁するものの財源に充てて行った道路整備事業(平成四年度以前の年度のこの会計の予算で平成五年度以後の年度に繰り越したもの)により行う道路整備事業を含む。)は、第一条第一項に規定する道路整備事業に含まれるものとする。

16 道路整備緊急措置法及び奥地等産業開発道路整備臨時措置法の一部を改正する法律(平成十年法律第三十三号)第一条の規定による改正前の道路整備緊急措置法(以下この項において「改正前の法」という。)第三条の規定により、揮発油税の収入額に相当する金額及び石油ガス税の収入額の二分の一に相当する金額を改正前の法第二条の道路整備五箇年計画の実施に要する経費で国が支弁するものの財源に充てて行った道路整備事業(平成九年度以前の年度のこの会計の予算で平成十年以後の年度に繰り越したもの)により行う道路整備事業を含む。)は、第一条第一項に規定する道路整備事業に含まれるものとする。

17 社会資本整備重点計画法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十五年法律第二十一号)第五条の規定による改正前の道路整備緊急措置法(以下この項において「改正前の法」という。)第三条の規定により、揮発油税の収入額に相当する金額及び石油ガス税の収入額の二分の一に相当する金額を改正前の法第二条の道路整備五箇年計画の実施に要する経費で国が支弁するものの財源に充てて行った道路整備事業(平成十四年度以前の年度のこの会計の予算で平成十五年以後の年度に繰り越したもの)により行う道路整備事業を含む。)は、第一条第一項に規定する道路整備事業に含まれるものとする。

18 道路法附則第四項若しくは第五項、道路の修繕に関する法律第三条第一項、土地区画整理法(昭和二十九年法律第九十九号)附則第二項若しくは第五項から第九項まで、道路整備特別措置法附則第七條第一項、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法(昭和三十一年法律第七十二号)附則第三項、共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二項、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律附則第五項、沖繩振興特別措置法附則第六條第二項、民間都市開発の推進に関する特別措置法附則第十條第一項又は電線共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二條第一項若しくは第二項の規定による無利子の貸付け(土地区画

整理法附則第二項若しくは第五項から第九項まで又は民間都市開発の推進に関する特別措置法附則第十五条第一項の規定による無
 利子の貸付けについては、道路の整備に関する事業に要する費用に係るものに限る。以下同じ。及び道路整備特別措置法附則第
 八条に規定する貸付金の貸付け並びに道路法附則第八項若しくは第九項、道路の修繕に関する法律第三条第四項、土地区画整理法
 附則第十三項から第十五項まで、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法附則第六項、共同溝の整備等に關
 する特別措置法附則第五項、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律附則第八項、沖繩振興特別措置法附則第六條第八項又は
 電線共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二条第五項若しくは第六項の規定による国の補助又は負担（土地区画整理法附則第
 十三項から第十五項までの規定による国の補助又は負担については、道路の整備に関する事業に要する費用に係るものに限る。以
 下同じ。）に関する政府の経理は、当分の間、第一条の規定にかかわらず、この会計において行うものとする。

前項の規定により同項に規定する政府の経理をこの会計において行う場合又は日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用に
 よる社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）第七条第六項の規定により産業投資特別会計社会
 資本整備勘定からこの会計に繰入れを行う場合における第三条及び第四条の規定の適用については、第三条第一項第二号中「第四
 条の規定による一般会計からの繰入金」とあるのは「第四条又は附則第二十一項若しくは第二十四項の規定による一般会計からの
 繰入金、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八
 十六号）第七条第五項又は第六項の規定による産業投資特別会計社会資本整備勘定からの繰入金」と、同項第八号中「道路整備特
 別措置法（昭和三十一年法律第七号）第二十条第一項」とあるのは「道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第二十条第
 一項若しくは附則第七条第一項」と、「民間都市開発の推進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第六十二号）第五条第一項」
 とあるのは「民間都市開発の推進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第六十二号）第五条第一項若しくは附則第十五条第一項」
 と、「又は都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第三十条第一項」とあるのは「都市再生特別措置法（平成十四
 年法律第二十二号）第三十条第一項、道路法附則第四項若しくは第五項、道路の修繕に関する法律第三条第一項、土地区画整理法
 （昭和二十九年法律第十九号）附則第二項若しくは第五項から第九項まで、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する
 特別措置法（昭和三十一年法律第七十二号）附則第三項、共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二項、交通安全施設等整備事
 業の推進に関する法律附則第五項、沖繩振興特別措置法附則第六条第二項又は電線共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二條
 第二項若しくは第二項」と、同条第二号中「繰入金」とあるのは「繰入金、附則第二十項、第二十二項、第二十三項又は第
 二十五項の規定による産業投資特別会計社会資本整備勘定への繰入金及び道路法附則第八項若しくは第九項、道路の修繕に關する
 法律第三条第四項、土地区画整理法附則第十三項から第十五項まで、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置
 法附則第六項、共同溝の整備等に関する特別措置法附則第五項、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律附則第八項、電線共
 同溝の整備等に関する特別措置法附則第二条第五項若しくは第六項又は沖繩振興特別措置法附則第六條第八項の規定による補助金
 又は負担金」と、第四条中「の交付」とあるのは「の交付、道路法附則第四項若しくは第五項、道路の修繕に関する法律第三条第
 一項、土地区画整理法附則第二項若しくは第五項から第九項まで、道路整備特別措置法附則第七條第一項、積雪寒冷特別地域にお
 ける道路交通の確保に関する特別措置法附則第三項、共同溝の整備等に関する特別措置法附則第七條第二項、交通安全施設等整備事業の
 推進に関する法律附則第五項、沖繩振興特別措置法附則第三項、共同溝の整備等に関する特別措置法附則第十五條第一
 項又は電線共同溝の整備等に関する特別措置法附則第六條第二項、民間都市開発の推進に関する貸付け及び道路整備特別措置法附則
 第八条に規定する貸付金の貸付け並びに日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に關する特別
 措置法第七条第六項に規定する当該公共的建設事業で同項の規定により産業投資特別会計社会資本整備勘定からこの会計に繰り入
 れられる金額をもつてその費用に充てるもの」とする。

20 道路法附則第四項若しくは第五項、道路の修繕に関する法律第三条第一項、土地区画整理法附則第二項若しくは第五項から第九項まで、道路整備特別措置法附則第七條第一項、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法附則第三項、共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二項、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律附則第五項、沖繩振興特別措置法附則第二條第二項、民間都市開発の推進に関する特別措置法附則第十五條第一項又は電線共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二條第一項若しくは第二項の規定による無利子の貸付金及び道路整備特別措置法附則第八條に規定する貸付金の償還（返還を含む。）に相当する金額をこの會計から産業投資特別會計社会資本整備勘定に繰り入れるものとする。

21 道路法附則第八項若しくは第九項、道路の修繕に関する法律第三条第四項、土地区画整理法附則第十三項から第十五項まで、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法附則第六項、共同溝の整備等に関する特別措置法附則第五項、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律附則第八項、沖繩振興特別措置法附則第六條第八項又は電線共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二條第五項若しくは第六項の規定による国の補助又は負担を行う場合には、当該国の補助又は負担を行う年度に、当該国の補助又は負担を行う金額に相当する金額を一般会計からこの會計に繰り入れるものとする。

22 日本電信電話株式会社株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法第七條第五項の規定による産業投資特別會計社会資本整備勘定からの繰入金の額が、当該年度における道路法附則第四項若しくは第五項、道路の修繕に関する法律第三条第一項、土地区画整理法附則第二項若しくは第五項から第九項まで、道路整備特別措置法附則第七條第一項、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法附則第三項、共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二項、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律附則第五項、沖繩振興特別措置法附則第六條第二項、民間都市開発の推進に関する特別措置法附則第二條第十五條第一項又は電線共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二條第一項若しくは第二項の規定による無利子の貸付金及び道路整備特別措置法附則第八條に規定する貸付金の合計額を超過する場合には、当該超過額に相当する金額は、翌年度において日本電信電話株式会社株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法第七條第五項の規定による同勘定からの繰入金額から減額し、なお残余があるときは、翌々年度までにこの會計から同勘定に繰り入れるものとする。

23 日本電信電話株式会社株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法第七條第六項の規定により産業投資特別會計社会資本整備勘定からの繰入金に相当する金額（附則第二十五項の規定により繰入れを行った場合に繰り入れた會計年度及びこれに続く五箇年度以内に、当該繰入金に相当する金額）を、予算で定めるところにより、この會計から同勘定に繰り入れるものとする。

24 前項の規定により繰入れを行う場合には、当該繰入金に相当する金額を、一般会計からこの會計に繰り入れるものとする。

25 日本電信電話株式会社株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法第七條第六項の規定による産業投資特別會計社会資本整備勘定からの繰入金に相当する金額が、同項に規定する当該公共的建設事業であつてこの會計において經理されるもの当該年度において要した費用（当該年度において国が負担した費用に限る。）を超過する場合には、当該超過額に相当する金額は、翌年度において同項の規定による同勘定からの繰入金額から減額し、なお残余があるときは、翌々年度までにこの會計から同勘定に繰り入れるものとする。

26 日本道路公団等民営化関係法施行法（平成十六年法律第二百二號）第三十七條第四號の規定による廃止前の本州四国連絡橋公団法（昭和四十五年法律第八十一號）附則第十四條第一項の規定による無利子の貸付けに関する政府の經理は、当分の間、この會計において行うものとする。

27 前項の規定により同項に規定する政府の経理をこの会計において行う場合における第三条第一項第八号の規定の適用については、同号中「踏切道改良促進法（昭和三十六年法律第九十五号）第九条第一項」とあるのは、「踏切道改良促進法（昭和三十六年法律第九十五号）第九条第一項、日本道路公団等民営化関係法施行法（平成十六年法律第二百二号）第三十七条第四号の規定による廃止前の本州四国連絡橋公団法（昭和四十五年法律第八十一号）附則第十四条第一項」とする。

28 民間都市開発の推進に関する特別措置法附則第十五条第二項の規定による無利子の貸付けに関する政府の経理は、当分の間、この会計において行うものとする。

29 前項の規定により同項に規定する政府の経理をこの会計において行う場合における第三条第一項第八号の規定の適用については、同号中「民間都市開発の推進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第六十二号）第五条第一項」とあるのは、「民間都市開発の推進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第六十二号）第五条第一項若しくは附則第十五条第二項」とする。

30 日本道路公団等民営化関係法施行法第五十六条の規定による改正前の東京湾横断道路の建設に関する特別措置法（昭和六十一年法律第四十五号）第三条第一項の規定による無利子の貸付けに関する政府の経理は、当分の間、この会計において行うものとする。

31 前項の規定により同項に規定する政府の経理をこの会計において行う場合における第三条第一項第八号の規定の適用については、同号中「幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和五十五年法律第三十四号）第十一条第一項若しくは第十三条の四第一項」とあるのは、「幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和五十五年法律第三十四号）第十一条第一項若しくは第十三条の四第一項」とする。

日本道路公団等民営化関係法施行法（平成十六年法律第二百二号）第五十六条の規定による改正前の東京湾横断道路の建設に関する特別措置法（昭和六十一年法律第四十五号）第三条第一項」とする。

○ 治水特別会計法（昭和三十五年法律第四十号）

（設置）

2 第一条 治水事業で国が施行するものに関する政府の経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

一 この会計においては、前項に定めるもののほか、次の事項に関する経理を行うものとする。

（一） 直轄治水事業（治水事業で国が施行するもののうち次項第四号に規定する多目的ダム建設工事以外のものをいう。以下同じ。）に密接な関連のある工事その他治水のため特に必要のある工事（国土交通大臣が委託に基づき施行するもの（以下「治水関係受託工事」という。）及び同号に規定する多目的ダム建設工事に密接な関連のある工事）で国土交通大臣が委託に基づき施行するもの（以下「多目的ダム関係受託工事」という。））

二 次項第一号に規定する河川、同項第二号に規定する砂防設備（砂防法（明治三十年法律第二十九号）第三条ノ二の規定により砂防設備に関する規定が準用される天然の河岸を含む。）又は同項第三号に規定する地すべり防止区域内にある地すべり防止施設に係る第四項第一号及び第二号に掲げる事業（以下「災害復旧事業等」という。）並びに海岸法（昭和三十一年法律第一百一号）第二条第一項に規定する海岸保全施設（港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第三項に規定する港湾区域（以下この号において「港湾区域」という。）及び同法第五十六条第一項の規定により都道府県知事が公告した水域（以下この号において「公告水域」という。）に係る海岸保全区域内にあるものを除く。）に関する工事で国土交通大臣が施行するもの並びにこれらの事業又は工事に密接な関連のある工事で国土交通大臣が委託に基づき施行するもの管理並びに河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第九条第一項又は海岸法第三十七条の二の規定により国土交通大臣が行う一級河川又は海岸保全区域（港湾区域、港湾隣接地域及び公告水

- 一 域に係る海岸保全区域を除く。）の管理（災害復旧事業等を除く。）に関する政令で定める事務
 - 三 次項第一号から第三号までに掲げる事業（第四項の規定に該当するものを除く。）で都道府県知事が施行するものに係る負担金又は補助金の交付及び次項第一号に掲げる事業（第四項の規定に該当するものを除く。）で市町村長が施行するものに係る負担金又は補助金の交付
 - 四 次項第五号に掲げる事業（第四項の規定に該当するものを除く。）で独立行政法人水資源機構が施行するものに係る交付金の交付
 - 五 次項各号に掲げる事業（第四項の規定に該当するものを除く。）に係る民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第十三条の規定による無利子の貸付け
 - 六 次項第一号から第三号までに掲げる事業（第四項の規定に該当するものを除く。）の施行に必要な土木に係る建設技術に関する調査、試験、研究及び開発並びに指導及び成果の普及で独立行政法人土木研究所が実施するものに係る出資金の出資又は交付金若しくは施設の整備のための補助金の交付
- 3
- 一 前二項の「治水事業」とは、次に掲げる事業で、国が施行するもの、都道府県知事又は市町村長が施行し、かつ、これに要する費用の一部を国が負担し、又は補助するもの、独立行政法人水資源機構が施行し、かつ、これに要する費用を国が交付するもの及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第十三条の規定による無利子の貸付けに係るものをいう。
 - 二 河川法第三条第一項に規定する河川（同法第百条の規定により同法の二級河川に関する規定が準用される河川を含む。）に関する事業（第四号及び第五号に該当するものを除く。）
 - 三 砂防法第一条に規定する砂防設備に関する事業
 - 四 地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第五十一条第一項第一号又は第三号口に規定する地すべり地域又はぼた山に關して同法第三条又は第四条の規定によつて指定された地すべり防止区域又はぼた山崩壊防止区域における地すべり防止工事又はぼた山崩壊防止工事に関する事業
 - 五 特定多目的ダム法（昭和三十二年法律第三十五号）第二条第一項（沖繩振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第一百七条第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する多目的ダムの建設工事（以下「多目的ダム建設工事」という。）に関する事業
 - 六 独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第百八十二号）第十二条第一項第一号及び第二号イ並びに附則第四条第一項に規定する業務に該当する事業
- 4
- 一 次に掲げる事業は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する治水事業に含まれないものとする。
 - 二 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）の規定の適用を受ける災害復旧事業
 - 三 前号の事業の施行のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるため、これと合併して行う新設又は改良に関する事業その他同号の事業以外の事業であつて、再度災害を防止するため、土砂の崩壊等の危険な状況に対処して特に緊急に施行すべきもの
 - 三 地震による地盤の変動のため必要を生じた河川に関する事業で政令で定めるもの

（管理）
 第二条 この会計は、国土交通大臣が、法令で定めるところに従い、管理する。

(勘定区分)
第三条 この会計は、治水勘定及び特定多目的ダム建設工事勘定に区分する。

(治水勘定の歳入及び歳出)

第四条 治水勘定においては、次に掲げる収入及び附属雑収入をもつてその歳入とする。

- 一 第七条第一項の規定による一般会計からの繰入金及び第八条第一項の規定による特定多目的ダム建設工事勘定からの繰入金
 - 二 河川法第五十九条、第六十条第一項若しくは第六十三条第一項、砂防法第十四条第二項（同法第三条ノ二において準用する場合を含む。）若しくは第十七条、特定多目的ダム法第三十三条、地すべり等防止法第二十八条又は沖縄振興特別措置法第一百七十五条（同法第九項において準用する場合を含む。）の規定による負担金で直轄治水事業に係るもの
 - 三 第一条第二項第四号に規定する事業に係る独立行政法人水資源機構法第二十一条第三項又は第二十二条第三項の規定による都道府県の負担金及び同法第二十四条第二項の規定による納付金
 - 四 河川法第六十六条から第六十八条まで、第七十条第一項若しくは第七十条の二第一項、砂防法第十六条、公害防止事業費事業者負担法（昭和四十五年法律第百三十三号）第五条又は水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律（平成六年法律第八号）第十四条第一項の規定による負担金
 - 五 治水関係受託工事に係る納付金
 - 六 第一条第三項各号に掲げる事業（同条第四項の規定に該当するものを除く。）に係る民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第十三条の規定による貸付金の償還金
 - 七 独立行政法人土木研究所法（平成十一年法律第二百五号）第十四条第三項の規定による納付金
- 2 治水勘定においては、次に掲げる費用及び附属諸費をもつてその歳出とする。
- 一 直轄治水事業及び治水関係受託工事に係る費用（国が北海道又は沖縄県で行なうこれらの事業又は工事に係る職員給与に要する費用その他の事務費を除く。）
 - 二 第一条第二項第二号に規定する事業、工事又は事務、多目的ダム建設工事及び多目的ダム関係受託工事に係る事務費（国が北海道又は沖縄県で行なうこれらの事業、工事又は事務、多目的ダム建設工事及び多目的ダム関係受託工事に係る事務費を除く。）
 - 三 第一条第二項第三号に規定する事業に係る国の負担金及び補助金
 - 四 第一条第二項第四号に規定する事業に係る国の交付金
 - 五 第一条第三項各号に掲げる事業（同条第四項の規定に該当するものを除く。）に係る民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第十三条の規定による貸付金
 - 六 第一条第二項第六号に規定する調査、試験、研究及び開発並びに指導及び成果の普及に係る国の出資金、交付金及び施設の整備のための補助金
 - 七 第九条第一項の規定による一般会計への繰入金

(特定多目的ダム建設工事勘定の歳入及び歳出)

- 一 第七条第二項の規定による一般会計からの繰入金
- 二 河川法第六十条第一項若しくは第六十三条第一項又は沖縄振興特別措置法第一百七十五条第五項の規定による負担金で多目的ダム建

設工事に係るもの

- 三 特定多目的ダム建設工事第七條第一項又は第九條第一項の規定による負担金及び河川法第六十七條又は第六十八條の規定による負担金で多目的ダム建設工事に係るもの
 - 四 第十五條の二第一項の規定による借入金
 - 五 多目的ダム関係受託工事に係る納付金
- 2 特定多目的ダム建設工事勘定においては、次に掲げる費用及び附属諸費をもつてその歳出とする。
 - 一 多目的ダム建設工事及び多目的ダム関係受託工事に要する費用（工事に関する事務費を除く。）
 - 二 第八條第一項の規定による治水勘定への繰入金
 - 三 第九條第一項の規定による一般会計への繰入金
 - 四 第十五條の二第一項の規定による借入金の償還金及び利子
 - 五 特定多目的ダム法第十二條の規定による還付金

（特定多目的ダム建設工事勘定の歳入及び歳出等の整理）

第六條 特定多目的ダム建設工事勘定においては、歳入及び歳出並びに資産及び負債を工事別その他の政令で定める区分（以下「工事別等の区分」という。）に従つて整理しなければならない。

（一般会計からの繰入れ）

- 第七條 直轄治水事業に関する費用及び第一條第二項第四号に規定する事業に係る交付金で国庫が負担するもの、第一條第二項第二号に規定する事業、工事又は事務に関する事務費、同項第三号に規定する事業に係る負担金及び補助金並びに第四條第二項第五号に規定する貸付金の額に相当する金額は、毎会計年度、一般会計から治水勘定に繰り入れるものとする。
- 2 多目的ダム建設工事に關する費用で国庫が負担するものの額に相当する金額は、毎会計年度、一般会計から、工事別等の区分に従つて、特定多目的ダム建設工事勘定に繰り入れるものとする。
- 3 前二項の規定による繰入れは、国が北海道又は沖縄県において行なう事業、工事又は事務に關する事務費の額その他政令で定める額に相当する金額を除き、予算の範囲内において、政令で定めるところにより行なうものとする。

（特定多目的ダム建設工事勘定からの治水勘定への繰入れ）

- 第八條 多目的ダム建設工事又は多目的ダム関係受託工事に關する事務費の額に相当する金額は、毎会計年度、工事別等の区分に従つて、特定多目的ダム建設工事勘定から治水勘定に繰り入れるものとする。
- 2 前條第三項の規定は、前項の規定による繰入れについて準用する。

（他会計への繰入れ）

第九條 第一條第二項第一号に規定する受託工事に係る納付金のうち、当該工事について一般会計において支弁した政令で定める経費の額に相当する金額は、当該納付金を収納した年度内において、治水関係受託工事に係るものにあつては治水勘定から、多目的ダム関係受託工事に係るものにあつては、工事別等の区分に従つて、特定多目的ダム建設工事勘定から、それぞれ一般会計に繰り入れるものとする。

2 第十五条の二第一項の規定による借入金の償還金及び利子の額に相当する金額は、工事別等の区分に従つて、特定多目的ダム建設工事勘定から国債整理基金特別会計に繰り入れるものとする。

(歳入歳出予定計算書等の作成及び送付)

第十条 国土交通大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出予定計算書、繰越明許費要求書及び国庫債務負担行為要求書（以下「歳入歳出予定計算書等」という。）を作成し、財務大臣に送付しなければならない。

2 前項の歳入歳出予定計算書等には、次に掲げる書類を添附しなければならない。

一 前年度の事業実績表、借入金の借入れ及び償還実績並びに特定多目的ダム法第七条第一項の規定による負担金（第十五条の二第一項の規定による借入金の償還金及び利子の財源に充てられるものに限る。次号及び第十六条第二項において同じ。）に係る債権の発生及び回収実績表

二 前年度及び当該年度の事業計画表、借入金の借入れ及び償還計画並びに特定多目的ダム法第七条第一項の規定による負担金に係る債権の発生予定及び回収計画表

三 国庫債務負担行為で翌年度以後にわたるものについての前年度末までの支出額及び支出額の見込み、当該年度以後の支出予定額並びに数会計年度にわたる事業に伴うものについてはその全体の計画及びその進行状況等に関する調書

3 前項各号の書類のうち特定多目的ダム建設工事勘定に係るものは、工事別等の区分に従つて作成するものとする。ただし、同項第二号の書類で当該年度に係るものについては、この限りでない。

(歳入歳出予算の区分)

第十一条 この会計の歳入歳出予算は、治水勘定及び特定多目的ダム建設工事勘定に区分し、各勘定において、歳入にあつては、その性質に従つて款及び項に区分し、歳出にあつては、その目的に従つて項に区分する。

(国庫債務負担行為の区分)

第十二条 この会計の国庫債務負担行為は、治水勘定及び特定多目的ダム建設工事勘定の区分に従い、更に特定多目的ダム建設工事勘定にあつては工事別に、その必要の理由を明らかにし、かつ、これをする年度及び債務負担の限度額を明らかにし、また、必要に応じ、これに基づいて支出をすべき年度、年限又は年割額を示さなければならない。

(予算の作成及び提出)

第十三条 内閣は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、国会に提出しなければならない。

2 前項の予算には、第十条第一項の規定する歳入歳出予定計算書等及び同条第二項各号に掲げる書類を添附しなければならない。この場合においては、同条第三項の規定を準用する。

(特定多目的ダム建設工事勘定の予算の執行)

第十四条 特定多目的ダム建設工事勘定の予算で、その項又は目が工事別等の区分によつていないものの配賦は、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第三十一条第二項の規定によるほか、工事別等の区分により行なうものとする。

2 特定多目的ダム建設工事勘定の工事別等の区分に応ずる収入金は、当該区分に応ずる費用の財源に充てるものとする。この場合

において、その収入金のうち当該費用の財源に充てる必要がない剰余を生じたときにおける当該剰余の処理について必要な事項は、政令で定める。

3 特定多目的ダム建設工事勘定において、工事別等の区分による歳出予算の金額を支出するには、当該区分による歳入の収納済額をこえてはならない。

(予備費の使用)

第十五条 治水勘定の予備費は、当該年度の予見し難い必要に基づく経費の財源に充てるための特別の収入その他政令で定める収入の収納済額に相当する額を限度として、使用することができる。

2 特定多目的ダム建設工事勘定の予備費は、当該年度の予見し難い必要に基づく経費の財源に充てるための特別の収入その他政令で定める収入の収納済額で工事別等の区分によるものに相当する額を限度として、工事別等の区分に従って使用することができる。

(借入金)

第十五条の二 特定多目的ダム建設工事勘定において、多目的ダム建設工事に要する費用のうち、特定多目的ダム法第四条第三項後段の規定により多目的ダムの建設に関する基本計画を変更して定められるダム使用権の設定予定者が負担すべき負担金（政令で定める期間における多目的ダム建設工事に要する費用に係る部分に限る。）の額に相当する費用の財源に充てるため必要があるときは、政令で定めるところにより、特定多目的ダム建設工事勘定の負担において、工事別等の区分により借入金をすることができ、前項の規定による借入金の限度額については、予算をもつて、国会の議決を経なければならぬ。

3 特定多目的ダム法第七条第一項の規定による負担金で、第一項の規定による借入金に対応するものは、当該借入金の償還金及び利子の財源に充てなければならない。

(借入限度の繰越し)

第十五条の三 特定多目的ダム建設工事勘定において、借入金の借入れについて国会の議決を経た金額のうち、当該年度において借入れをしなかつた金額があるときは、当該金額を限度として、かつ、歳出予算の繰越額の財源として必要な金額の範囲内で、翌年度において、前条第一項の規定による借入金をすることができる。

(借入金の借入れ及び償還の事務)

第十五条の四 第十五条の二第一項の規定による借入金の借入れ及び償還に関する事務は、財務大臣が行なう。

(歳入歳出決定計算書等の作成及び送付)

第十六条 国土交通大臣は、毎会計年度、歳入歳出予算計算書と同一の区分によるほか、特定多目的ダム建設工事勘定にあつては工事別等の区分に従つて、この会計の歳入歳出決定計算書を作成し、財務大臣に送付しなければならない。

2 前項の歳入歳出決定計算書には、次に掲げる書類を添附しなければならない。

一 当該年度の事業実績表

二 借入金の借入れ及び償還実績表

三 特定多目的ダム法第七条第一項の規定による負担金に係る債権の発生及び回収実績表

四 債務に関する計算書
3 第十条第三項本文の規定は、前項各号の書類について準用する。

(歳入歳出決算の作成及び提出)
17 第十七条 内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算とともに、国会に提出しなければならない。
2 前項の歳入歳出決算には、前条第一項に規定する歳入歳出決定計算書及び同条第二項各号に掲げる書類を添附しなければならない。

(剰余金の繰入れ)
18 第十八条 治水勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余を生じたときは、これを翌年度の歳入に繰り入れるものとする。
2 特定多目的ダム建設工事勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余を生じたときは、これを工事別等の区分により翌年度の歳入に繰り入れるものとする。

(余裕金の預託)
19 第十九条 治水勘定において、支払上現金に余裕があるときは、財政融資資金に預託することができる。
2 特定多目的ダム建設工事勘定において、工事別等の区分に応ずる支払上現金に余裕があるときは、当該区分に従つて、財政融資資金に預託することができる。

(実施規定)
20 第二十条 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十五年度の予算から適用する。
2 特定多目的ダム建設工事特別会計法(昭和三十二年法律第三十六号)は、廃止する。
3 特定多目的ダム建設工事特別会計の昭和三十四年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。
4 昭和三十四年度以前の年度の一般会計の直轄治水事業若しくは直轄伊勢湾等高潮対策事業の施行又は第一条第二項第三号に規定する事業若しくは工事の管理に関する予算(昭和三十五年度に繰り越したものを含む。)に係る一般会計所属の資産及び負債は、政令で定めるところにより、この会計の特定多目的ダム建設工事特別会計の廃止の際同会計に属する資産及び負債は、政令で定めるところにより、この会計の特定多目的ダム建設工事勘定に帰属するものとする。
5 特定多目的ダム建設工事特別会計の廃止の際同会計に属する資産及び負債は、政令で定めるところにより、この会計の特定多目的ダム建設工事勘定に帰属するものとする。
6 旧特定多目的ダム建設工事特別会計法第十四条第一項の規定による借入金で昭和三十四年度に係るものについて同条第二項の規定により国会の議決を経た金額のうち、同年度において借入れをしなかつた金額があるときは、昭和三十五年度において、当該金

額を限り、かつ、昭和三十四年度の多目的ダム建設工事のうち昭和三十五年度に繰り越して施行するものに係る経費の財源として必要な金額の範囲内で、特定多目的ダム建設工事勘定の負担において、工事別等の区分に従つて借入金を行うことができる。

7 前項の規定による借入金、特定多目的ダム建設工事の利息並びに第五項の規定により特定多目的ダム建設工事勘定に帰属した地方債証券及び前項の昭和三十五年度に繰り越して施行する多目的ダム建設工事に係る地方債証券の償還金及び利子は、特定多目的ダム建設工事勘定の歳入とし、第五項の規定により同勘定に帰属した旧特定多目的ダム建設工事特別会計の借入金及び前項の規定による借入金、特定多目的利子は、同勘定の歳出とする。

8 地方負担金（旧特定多目的ダム建設工事特別会計法第三条に規定する地方負担金をいう。以下同じ。）で昭和三十四年度以前の年度の予算により施行した多目的ダム建設工事（昭和三十五年度に繰り越して施行するものを含む。）に係るもの及び特定多目的ダム法第八条の利息並びに前項の規定する地方債証券の償還金及び利子は、同項に規定する借入金の償還金及び利子の財源に充てるものとし、当該財源に充ててなお残余があるときは、その残余の額は、多目的ダム建設工事に関する費用のうち国庫が負担するものの財源に充てなければならぬ。

9 第七項に規定する借入金の借入れ又は償還に関する事務は、大蔵大臣が行なう。

10 第七項に規定する借入金の償還金及び利子の額は、工事別等の区分に従つて、特定多目的ダム建設工事勘定から国債整理基金特別会計に繰り入れるものとする。

11 第十条第二項又は第十三条第二項の規定によりこの会計の歳入歳出予定計算書等又は予算に添附すべき前年度の事業実績表又は前年度の事業計画表は、昭和三十五年度分（前前年度の事業実績表については、昭和三十六年度分を含む。）に限り、これらの規定にかかわらず、その添附を要しないものとする。

12 この会計の昭和三十六年度又は昭和三十七年度の歳入歳出予定計算書等又は予算には、第十条第二項又は第十三条第二項に規定する書類のほか、昭和三十六年度分にあつては、工事別等の区分に従つて作成した前年度の借入金の借入れ及び償還計画表並びに地方負担金に係る債権の発生予定及び回収計画表を、昭和三十七年度分にあつては、工事別等の区分に従つて作成した前年度の借入金の借入れ及び償還実績表並びに地方負担金に係る債権の発生及び回収実績表を添附するものとする。

13 この会計の昭和三十五年度の歳入歳出決算書又は歳入歳出決算には、第十六条第二項又は第十七条第二項に規定する書類のほか、工事別等の区分に従つて作成した地方負担金に係る債権の発生及び回収実績表を添附するものとする。

14 昭和三十七年度に限り、第四条及び第五条の規定にかかわらず、次項の規定による一般会計からの繰入金並びに第四条第一項第三号に掲げる負担金及び納付金は、この会計の特定多目的ダム建設工事勘定の歳入とし、同条第二項第四号に掲げる交付金は、同勘定の歳出とする。

15 昭和三十七年度に限り、第一条第二項第五号に規定する事業に係る交付金で国庫が負担するものの額に相当する金額は、第七条第一項の規定にかかわらず、一般会計から、工事別等の区分に従つて、特定多目的ダム建設工事勘定に繰り入れるものとする。この場合においては、同条第三項の規定を準用する。

16 特定多目的ダム建設工事勘定の昭和三十七年度の歳出予算における第一条第二項第五号に規定する事業に係る交付金の経費の金額のうち財政法第十四条の三第一項の規定により翌年度に繰り越して使用することができるものは、その使用は、治水勘定において行なうことができる。

17 独立行政法人水資源機構法第十四条第四項の規定により独立行政法人水資源機構がその業務として行う事業（これと密接な関連を有する工事を含む。）で国土交通大臣が行つていたものに関する特定多目的ダム建設工事勘定に属する資産及び負債のうち、同第五項及び第六項の規定により独立行政法人水資源機構が承継した権利及び義務以外のものは、政令で定めるところにより、治水

○ 港湾整備特別会計法（昭和三十六年法律第二十五号）

（設置）

2 第一条 港湾整備事業で国が施行するものに関する政府の経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

一 この会計においては、前項に定めるもののほか、次の事項に関する経理を行うものとする。

一 直轄港湾整備事業（港湾整備事業で国が施行するものうち次号に規定する特定港湾施設工事等以外のものをいう。以下同じ。）に密接な関連のある工事その他港湾の整備のため特に必要のある工事である工事で国土交通大臣が委託に基づき施行するもの（以下「港湾整備関係受託工事」という。）

二 特定港湾施設工事等（特定港湾施設整備特別措置法（昭和三十四年法律第六十七号）第二条に規定する特定港湾施設工事、企業合理化促進法（昭和二十七年法律第五号）第八条第四項の規定に基づき事業者にその工事に要する費用の一部を負担させて国土交通大臣が施行する港湾工事、公害防止事業費事業者負担法（昭和四十五年法律第三十三号）第二条第二項に規定する公害防止事業である港湾工事で国土交通大臣が施行するもの及び港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四十三条の十において準用する企業合理化促進法第八条第二項の規定に基づき事業者にその工事に要する費用の一部を負担させて国土交通大臣が施行する開発保全航路に関する工事並びにこれらの工事に関連して施行する港湾整備事業で政令で定めるものをいう。以下同じ。）に密接な関連のある工事である国土交通大臣が委託に基づき施行するもの（以下「特定港湾施設関係受託工事」という。）

三 一般会計所属港湾関係工事（港湾法第二条第五項に規定する港湾施設の災害復旧に関する工事、次項第一号に規定する政令で定める事業の工事及び海岸法（昭和三十一年法律第一百一号）第二条第一項に規定する海岸保全施設（港湾法第二条第三項に規定する港湾区域、同法第三十七条第一項に規定する港湾隣接地域及び同法第五十六条第一項の規定により都道府県知事が公告した水域に係る海岸保全区域内にあるものに限る。）の新設、改良又は災害復旧に関する工事で国土交通大臣が施行するもの並びにこれらの工事に密接な関連のある工事で国土交通大臣が委託に基づき施行するものをいう。以下同じ。）の管理

四 空港整備特別会計所属空港関係工事（空港整備法（昭和三十一年法律第八十号）第二条第一項に規定する空港その他の飛行場で公共の用に供されるものの新設、改良又は災害復旧に関する工事で国土交通大臣が施行するもの及び当該工事に密接な関連のある工事で国土交通大臣が委託に基づき施行するもののうち政令で定めるものをいう。以下同じ。）の管理

五 港湾整備事業で港湾管理者が施行するものに係る負担金又は補助金の交付

五の二 港湾整備事業で次項第二号に規定するものに係る補助金の交付

六の二 次項第四号の港湾整備事業を行う者に係る貸付け

六の二 次項第四号の二の港湾整備事業を行う者に係る貸付け

七 港湾整備事業で特定外貿埠頭の管理運営に関する法律（昭和五十六年法律第二十八号）第三条第一項の規定により国土交通大臣が指定した法人が施行するものに係る貸付け

八 港湾整備事業で次項第五号に規定するものに係る貸付け

九 港湾整備事業で次項第六号に規定するものに係る貸付け

十 港湾整備事業で次項第七号に規定するものに係る貸付け

3 前二項の「港湾整備事業」とは、次に掲げる事業をいう。

一 港湾施設の建設又は改良の事業（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）の規定の適用を受

ける災害復旧事業の施行のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるためにこれと合併して行う事業その他政令で定める事業を除く。）及びこれらの事業以外の事業で港湾その他の海域における汚泥その他公害の原因となる物質の堆積の排除、汚濁水の浄化その他の公害防止のために行うものであつて、国土交通大臣が施行するもの及び港湾管理者が施行し、かつ、これに要する費用の全部又は一部を国が負担し又は補助するもの

二 広域臨海環境整備センター法（昭和五十六年法律第七十六号）第十九条第一号の規定により広域臨海環境整備センターが行う廃棄物埋立護岸の建設又は改良の事業

三 特定外貿埠頭の管理運営に関する法律第三条第一項の規定により国土交通大臣が指定した法人が施行する外貿埠頭の建設又は改良の事業

四 港湾法第五十五条の七第一項の規定による国の貸付けに係る特定用途港湾施設の建設又は改良の事業

四の二 港湾法第五十五条の八第一項の規定による国の貸付けに係る特定国際コンテナ埠頭を構成する港湾施設の建設又は改良の事業

五 民間都市開発の推進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第六十二号）第五条第一項の規定による国の貸付けに係る港湾施設の建設又は改良の事業

六 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第十七号）第十三条第一項の規定による国の貸付けに係る港湾施設の建設又は改良の事業

七 都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第三十条第一項の規定による国の貸付けに係る港湾施設の建設又は改良の事業

八 港湾法第四十三条の六の規定により国土交通大臣が施行する開発保全航路の開発及び保全の事業

九 港湾法第五十条の二第一項の規定による電子情報処理組織の設置及び管理の事業

（管理）
第二条 この会計は、国土交通大臣が、法令で定めるところに従い、管理する。

（勘定区分）
第三条 この会計は、港湾整備勘定及び特定港湾施設工事勘定に区分する。

（港湾整備勘定の歳入及び歳出）
第四条 港湾整備勘定においては、次に掲げる収入及び附属雑収入をもつてその歳入とする。

一 第七条第一項の規定による一般会計からの繰入金、空港整備特別会計法（昭和四十五年法律第二十五号）第十一条第一項の規定による空港整備特別会計からの繰入金及び第八条第一項の規定による特定港湾施設工事勘定からの繰入金

二 港湾法第四十三条の五第一項、同法第四十三条の九第二項において準用する同法第四十三条の二、第四十三条の三第一項若しくは第四十三条の四第一項、同法第五十二条第二項、北海道開発のためにする港湾工事に関する法律（昭和二十六年法律第七十

三号）第三条第二項において準用する同法第二条第一項又は沖繩振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第百八条第四項の規定による負担金で、直轄港湾整備事業に係るもの

三 港湾整備関係受託工事に係る納付金

- 四 港湾法第五十五条の七第一項の規定による貸付金の償還金
- 四の二 港湾法第五十五条の八第一項の規定による貸付金の償還金
- 五 特定外貿埠頭の管理運営に関する法律第六条第一項の規定による貸付金の償還金
- 六 民間都市開発の推進に関する特別措置法第五条第一項の規定による貸付金の償還金
- 七 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第十三条第一項の規定による貸付金の償還金
- 八 都市再生特別措置法第三十条第一項の規定による貸付金の償還金
- 二 港湾整備勘定においては、次に掲げる費用及び附属諸費をもつてその歳出とする。
 - 一 直轄港湾整備事業及び港湾整備関係受託工事に関する費用（国が北海道又は沖縄県で行うこれらの事業又は工事に関する職員の給与に要する費用その他の事務費を除く。）
 - 二 一般会計所属港湾関係工事、空港整備特別会計所属空港関係工事、特定港湾施設工事等及び特定港湾施設関係受託工事に関する事務費（国が北海道又は沖縄県で行うこれらの工事に関する事務費を除く。）
 - 三 港湾整備事業（第一条第三項に規定する港湾整備事業をいう。以下同じ。）で港湾管理者が施行するものに係る負担金及び補助金
- 三の二 広域臨海環境整備センター法第二十六条第一項の規定により広域臨海環境整備センターに対し交付する補助金
- 四の二 港湾法第五十五条の七第一項の規定による貸付金
- 四の二 港湾法第五十五条の八第一項の規定による貸付金
- 五 特定外貿埠頭の管理運営に関する法律第六条第一項の規定による貸付金
- 六 民間都市開発の推進に関する特別措置法第五条第一項の規定による貸付金
- 七 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第十三条第一項の規定による貸付金
- 八 都市再生特別措置法第三十条第一項の規定による貸付金
- 九 港湾法第五十五条の七第一項の規定による一般会計への繰入金

（特定港湾施設工事勘定の歳入及び歳出）

- 第五条 特定港湾施設工事勘定においては、次に掲げる収入及び附属雑収入をもつてその歳入とする。
 - 一 港湾法第四十三条の九第二項において準用する同法第四十三条の二、第四十三条の三第一項若しくは第四十三条の四第一項、同法第五十二条第二項、同法第五十五条の六、北海道開発のためにする港湾工事に関する法律第三条第二項において準用する同法第二条第一項、沖縄振興特別措置法第八十条第四項、特定港湾施設整備特別措置法第四条、港湾法第四十三条の十において準用する企業合理化促進法第八条第二項、同法第八条第四項又は公害防止事業費事業者負担法の規定による負担金で、特定港湾施設工事等に係るもの
 - 二 特定港湾施設関係受託工事に係る納付金
 - 三 特定港湾施設工事勘定においては、次に掲げる費用及び附属諸費をもつてその歳出とする。
 - 一 特定港湾施設工事等及び特定港湾施設関係受託工事に関する費用（これらの工事に関する事務費を除く。）
 - 二 特定港湾施設工事等及び特定港湾施設関係受託工事に関する費用（これらの工事に関する事務費を除く。）
 - 三 港湾整備勘定への繰入金

（特定港湾施設工事勘定の歳入及び歳出等の整理）
第六条 特定港湾施設工事勘定においては、歳入及び歳出並びに資産及び負債を工事別その他の政令で定める区分（以下「工事別等の区分」という。）に従つて整理しなければならない。

（一般会計からの繰入れ）

第七条 直轄港湾整備事業に関する費用で国庫が負担するもの、一般会計所属港湾関係工事に関する事務費、港湾整備事業で港湾管理者が施行するものに係る負担金及び補助金、広域臨海環境整備センター法第二十六条第一項の規定により広域臨海環境整備センターに対し交付する補助金並びに港湾法第五十五条の七第一項及び第五十五条の八第一項、特定外貿埠頭の管理運営に関する法律第六条第一項、民間都市開発の推進に関する特別措置法第五条第一項並びに民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第十三条第一項の規定による貸付金の額に相当する金額は、毎会計年度、一般会計から港湾整備勘定に繰り入れるものとする。

2 特定港湾施設工事等に関する費用で国庫が負担するものの額に相当する金額は、毎会計年度、一般会計から工事別等の区分に従つて、特定港湾施設工事勘定に繰り入れるものとする。

3 前二項の規定による繰入れは、国が北海道又は沖縄県において行なう事業又は工事に関する事務費の額その他政令で定める額に相当する金額を除き、予算の範囲内において政令で定めるところにより行なうものとする。

（特定港湾施設工事勘定からの港湾整備勘定への繰入れ）

第八条 特定港湾施設工事等及び特定港湾施設関係受託工事に関する事務費の額に相当する金額は、毎会計年度、工事別等の区分に従つて、特定港湾施設工事勘定から港湾整備勘定に繰り入れるものとする。

2 前条第三項の規定は、前項の規定による繰入れについて準用する。

（一般会計への繰入れ）

第九条 港湾整備関係受託工事及び特定港湾施設関係受託工事に係る納付金のうち、当該工事について一般会計において支弁した政令で定める経費の額に相当する金額は、当該納付金を収納した年度内において、港湾整備関係受託工事に係るものにあつては港湾整備勘定から、特定港湾施設関係受託工事に係るものにあつては、工事別等の区分に従つて、特定港湾施設工事勘定から、それぞれ一般会計に繰り入れるものとする。

（歳入歳出予定計算書等の作成及び送付）

第十条 国土交通大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出予定計算書、繰越明許費要求書及び国庫債務負担行為要求書（以下「歳入歳出予定計算書等」という。）を作成し、財務大臣に送付しなければならない。

2 前項の歳入歳出予定計算書等には、次に掲げる書類を添附しなければならない。

- 一 前年度の事業実績表並びに前年度及び当該年度の事業計画表
- 二 国庫債務負担行為で翌年度以後にわたるものについての前年度末までの支出額及び支出額の見込み、当該年度以後の支出予定額並びに数会計年度にわたる事業又は工事に伴なうものについてはその全体の計画及びその進捗状況等に関する調査

3 前項各号の書類のうち特定港湾施設工事勘定に係るものは、工事別等の区分に従って作成するものとする。ただし、当該年度の事業計画表については、この限りでない。

(歳入歳出予算の区分)
第十一条 この会計の歳入歳出予算は、港湾整備勘定及び特定港湾施設工事勘定に区分し、各勘定において、歳入にあつては、その性質に従つて款及び項に区分し、歳出にあつては、その目的に従つて項に区分する。

(国庫債務負担行為の区分)
第十二条 この会計の国庫債務負担行為は、港湾整備勘定及び特定港湾施設工事勘定の区分に従い、更に特定港湾施設工事勘定にあつては工事別に、その必要の理由を明らかにし、かつ、これをする年度及び債務負担の限度額を明らかにし、また、必要に応じ、これに基づいて支出をすべき年度、年限又は年割額を示さなければならない。

(予算の作成及び提出)

第十三条 内閣は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、国会に提出しなければならない。
2 前項の予算には、第十条第一項に規定する歳入歳出予定計算書等及び同条第二項各号に掲げる書類を添附しなければならない。この場合においては、同条第三項の規定を準用する。

(特定港湾施設工事勘定の予算の執行)

第十四条 特定港湾施設工事勘定の予算で、その項又は目が工事別等の区分によつていないものの配賦は、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第三十一条第二項の規定によるほか、工事別等の区分により行なうものとする。

2 特定港湾施設工事勘定の工事別等の区分に必ず収入金は、当該区分に必ず費用の財源に充てるものとする。この場合において、その収入金のうち当該費用の財源に充てる必要がない剰余を生じたときにおける当該剰余の処理について必要な事項は、政令で定める。

3 特定港湾施設工事勘定において、工事別等の区分による歳出予算の金額を支出するには、当該区分による歳入の収納済額をこえてはならない。

(予備費の使用)

第十五条 港湾整備勘定の予備費は、当該年度の予見し難い必要に基づく経費の財源に充てるための特別の収入その他政令で定める収入の収納済額に相当する額を限度として、使用することができる。

2 特定港湾施設工事勘定の予備費は、当該年度の予見し難い必要に基づく経費の財源に充てるための特別の収入その他政令で定める収入の収納済額で工事別等の区分によるものに相当する額を限度として、工事別等の区分に従つて使用することができる。

(歳入歳出決定計算書の作成及び送付)

第十六条 国土交通大臣は、毎会計年度、歳入歳出予定計算書と同一の区分によるほか、特定港湾施設工事勘定にあつては工事別等の区分に従つて、この会計の歳入歳出決定計算書を作成し、財務大臣に送付しなければならない。

2 前項の歳入歳出決定計算書には、次に掲げる書類を添附しなければならない。

一 当該年度の事業実績表

二 債務に関する計算書

3 第十条第三項本文の規定は、前項の書類について準用する。

(歳入歳出決算の作成及び提出)

第十七条 内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算とともに、国会に提出しなければならない。

2 前項の歳入歳出決算には、前条第一項に規定する歳入歳出決定計算書及び同条第二項各号に掲げる書類を添附しなければならない。

(剰余金の繰入れ)

第十八条 港湾整備勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余を生じたときは、これを翌年度の歳入に繰り入れるものとする。

2 特定港湾施設工事勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余を生じたときは、これを工事別等の区分により翌年度の歳入に繰り入れるものとする。

(余裕金の預託)

第十九条 港湾整備勘定において、支払上現金に余裕があるときは、財政融資資金に預託することができる。

2 特定港湾施設工事勘定において、工事別等の区分に应ずる支払上現金に余裕があるときは、当該区分に従つて、財政融資資金に預託することができる。

(実施規定)

第二十条 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

附 則

1 この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。

2 特定港湾施設工事特別会計法(昭和三十四年法律第六十八号)は、廃止する。

3 特定港湾施設工事特別会計の昭和三十五年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。

4 昭和三十五年以前年度の一般会計の直轄港湾整備事業の施行又は一般会計所属港湾関係工事の管理に関する予算(昭和三十六年度に繰り越したものを含む。)に係る一般会計所属の資産及び負債は、政令で定めるところにより、この会計の港湾整備勘定

又は特定港湾施設工事勘定に帰属する。

5 特定港湾施設工事特別会計の廃止の際同会計に属する資産及び負債は、政令で定めるところにより、この会計の港湾整備勘定又は特定港湾施設工事勘定に帰属する。

- 6 前項の規定によりこの会計の港湾整備勘定又は特定港湾施設工事勘定に帰属した地方債証券（港湾法に基づく港務局の発行する債券を含む。以下同じ。）の償還金及び利子は、それぞれその帰属した勘定の歳入とし、同項の規定によりこれらの勘定に帰属した旧特定港湾施設工事特別会計の借入金及び利子は、それぞれその帰属した勘定の歳出とする。
- 7 前項に規定する地方債証券の償還金及び利子は、同項に規定する借入金の償還金及び利子の財源に充てるものとし、その財源に充ててなお残余があるときは、その残余の額は、直轄港湾整備事業又は特定港湾施設工事等に関する費用のうち国庫が負担するものの財源に充てなければならぬ。
- 8 第六項に規定する借入金及び利子の額は、大蔵大臣が行なう。
- 9 第六項に規定する借入金及び利子の額に相当する金額は、特定港湾施設工事等に係るものにあつては、特定港湾整備勘定から、それぞれ国債整理基金特別会計に繰り従つて特定港湾施設工事勘定から、その他の工事に係るものにあつては、港湾整備勘定から、それぞれ国債整理基金特別会計に繰り入れるものとする。
- 10 特定港湾施設工事特別会計の昭和三十五年度分の歳出予算の経費の金額のうち財政法第十四条の三第一項又は第四十二条ただし書の規定により翌年度に繰り越して使用することができるものがあるときは、その使用は、特定港湾施設工事等に係るものにあつては特定港湾施設工事勘定において、その他の工事に係るものにあつては、港湾整備勘定において行なうものとする。
- 11 第十条第二項又は第十三条第二項の規定によりこの会計の歳入歳出予定計算書等又は予算に添附すべき前年度の事業実績表及び前年度の事業計画表は、昭和三十六年度分（前前年度の事業実績表については、昭和三十七年度分を含む。）に限り、これらの規定にかかわらず、その添附を要しないものとする。
- 12 港湾整備緊急措置法の一部改正する法律（昭和四十年法律第二十三号）による改正前の港湾整備緊急措置法第三条に規定する港湾整備五箇年計画に係る港湾整備事業で国が施行したもの（昭和三十九年度以前の年度のこの会計の予算で昭和四十年以後の年度に繰り越したものにより国が施行する港湾整備事業を含む。）は、第一条第一項に規定する港湾整備事業で国が施行するものを含むものとする。
- 13 港湾整備緊急措置法の一部を改正する法律（昭和四十三年法律第八十八号）による改正前の港湾整備緊急措置法第三条に規定する港湾整備五箇年計画に係る港湾整備事業で国が施行したもの（昭和四十二年以前年度のこの会計の予算で昭和四十三年以後の年度に繰り越したものにより国が施行する港湾整備事業を含む。）は、第一条第一項に規定する港湾整備事業で国が施行するものを含むものとする。
- 14 港湾整備緊急措置法の一部を改正する法律（昭和四十六年法律第五十七号）による改正前の港湾整備緊急措置法第三条に規定する港湾整備五箇年計画に係る港湾整備事業で国が施行したもの（昭和四十五年以前年度のこの会計の予算で昭和四十六年度以後の年度に繰り越したものにより国が施行する港湾整備事業を含む。）は、第一条第一項に規定する港湾整備事業で国が施行するものを含むものとする。
- 15 港湾整備緊急措置法の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第五十号）による改正前の港湾整備緊急措置法第三条に規定する港湾整備五箇年計画に係る港湾整備事業で国が施行したもの（昭和五十年以前年度のこの会計の予算で昭和五十一年度以後の年度に繰り越したものにより国が施行する港湾整備事業を含む。）は、第一条第一項に規定する港湾整備事業で国が施行するものを含むものとする。
- 16 港湾整備緊急措置法の一部を改正する法律（昭和五十六年法律第三十四号）による改正前の港湾整備緊急措置法第三条に規定する港湾整備五箇年計画に係る港湾整備事業で国が施行したもの（昭和五十五年以前年度のこの会計の予算で昭和五十六年度以後の年度に繰り越したものにより国が施行する港湾整備事業を含む。）は、第一条第一項に規定する港湾整備事業で国が施行するものを含むものとする。

もの含まれるものとする。

17 港灣整備緊急措置法の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第五十一号）による改正前の港灣整備緊急措置法第三条に規定する港灣整備五箇年計画に係る港灣整備事業で国が施行したもの（昭和六十年度以前の年度のこの会計の予算で昭和六十一年度以後の年度に繰り越したものにより国が施行する港灣整備事業を含む。）は、第一条第一項に規定する港灣整備事業で国が施行するものに含まれるものとする。

18 当分の間、海上物流の基盤強化のための港灣法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第三十八号）附則第五条に規定する貸付金の償還金は、第四条第一項の港灣整備勘定の歳入とする。

19 港灣法附則第十五項から第十七項まで若しくは第二十七項、北海道開発のためにする港灣工事に關する法律附則第七項、奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第八十九号）附則第七項又は沖繩振興特別措置法附則第六條第一項の規定による無利子の貸付けに關する政府の經理は、当分の間、第一条の規定にかかわらず、この会計において行うものとする。

20 前項の規定により同項に規定する政府の經理をこの会計において行う場合又は日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用に由る社会資本の整備の促進に關する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）第七條第六項の規定により産業投資特別会計社会資本整備勘定からこの会計に繰入れを行う場合における第四条及び第七條第一項の適用については、第四条第一項第一号中「の規定による一般会計からの繰入金」とあるのは「又は附則第二十四項の規定による一般会計からの繰入金、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用に由る社会資本の整備の促進に關する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）第七條第五項又は第六項の規定による産業投資特別会計社会資本整備勘定からの繰入金」と、同項第四号中「港灣法第五條の七第一項」とあるのは「港灣法第五條の七第一項」と、同項第七号中「港灣法第五條の七第一項」とあるのは「港灣法第五條の七第一項」と、同項第八号中「一般会計への繰入金」とあるのは「一般会計への繰入金及び附則第二十一項、第二十二項、第二十三項又は第二十五項の規定による産業投資特別会計社会資本整備勘定への繰入金」と、第七條第一項中「負担するもの」とあるのは「負担するもの（日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用に由る社会資本の整備の促進に關する特別措置法第七條第六項の規定により産業投資特別会計社会資本整備勘定から港灣整備勘定に繰入れられる金額をもつて充てるものを除く。）」と、「事務費」とあるのは「事務費（日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用に由る社会資本の整備の促進に關する特別措置法第七條第六項の規定により産業投資特別会計社会資本整備勘定から港灣整備勘定に繰り入れられる金額をもつて充てるものを除く。）」とする。

21 港灣法附則第十五項から第十七項まで若しくは第二十七項、北海道開発のためにする港灣工事に關する法律附則第七項、奄美群島振興開発特別措置法附則第七項又は沖繩振興特別措置法附則第六條第一項の規定による無利子の貸付金の償還（返還を含む。）以下この項において同じ。）を受けた場合においては、当該償還の日の属する年度に、当該貸付金の償還金（返還金を含む。）に相当する金額を港灣整備勘定から産業投資特別会計社会資本整備勘定に繰り入れるものとする。

22 日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用に由る社会資本の整備の促進に關する特別措置法第七條第五項の規定による産業投資特別会計社会資本整備勘定から港灣工事に關する法律附則第七項、奄美群島振興開発特別措置法附則第七項又は沖繩振興特別措置法附則第六條第一項の規定による無利子の貸付金の合計額を超過する場合には、当該超過額に相当する金額は、翌年度において

日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法第七条第五項の規定による産業投資特別会計社会資本整備勘定からの繰入金額から減額し、なお残余があるときは、翌々年度までに港湾整備勘定から産業投資特別会計社会資本整備勘定に繰り入れるものとする。

23 日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法第七条第六項の規定により産業投資特別会計社会資本整備勘定から港湾整備勘定に繰り入れを行った場合には、当該繰入金を港湾整備勘定に繰り入れた会計年度及びこれに続く五箇年度以内に、当該繰入金に相当する金額（附則第二十五項の規定により繰り入れを行った場合には、当該繰入金に相当する金額を控除した金額）に達するまでの金額を、予算で定めるところにより、港湾整備勘定から産業投資特別会計社会資本整備勘定に繰り入れるものとする。

24 前項の規定により繰入れを行う場合においては、当該繰入金に相当する金額を、一般会計から港湾整備勘定に繰り入れるものとする。

25 日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法第七条第六項の規定による産業投資特別会計社会資本整備勘定からの繰入金額が、同項に規定する当該公共的建設事業であつて港湾整備勘定において経理されるものの当該年度において要した費用（当該年度において国が負担した費用に限る。）を超過する場合には、当該超過額に相当する金額は、翌々年度までに港湾整備勘定から産業投資特別会計社会資本整備勘定からの繰入金額から減額し、なお残余があるときは、翌々年度までに港湾整備勘定から産業投資特別会計社会資本整備勘定に繰り入れるものとする。

26 港湾整備緊急措置法の一部を改正する法律（平成三年法律第六十八号）による改正前の港湾整備緊急措置法第三条に規定する港湾整備五箇年計画に係る港湾整備事業で国が施行したもの（平成二年度以前の年度のこの会計の予算で平成三年度以後の年度に繰り越したものにより国が施行する港湾整備事業を含む。）は、第一条第一項に規定する港湾整備事業で国が施行するものに含まれるものとする。

27 港湾整備緊急措置法の一部を改正する法律（平成八年法律第五十六号）による改正前の港湾整備緊急措置法第三条に規定する港湾整備五箇年計画に係る港湾整備事業で国が施行したもの（平成七年度以前の年度のこの会計の予算で平成八年度以後の年度に繰り越したものにより国が施行する港湾整備事業を含む。）は、第一条第一項に規定する港湾整備事業で国が施行するものに含まれるものとする。

28 社会資本整備重点計画法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十五年法律第二十一号）第一条の規定による廃止前の港湾整備緊急措置法第三条に規定する港湾整備七箇年計画に係る港湾整備事業で国が施行したもの（平成十四年度以前の年度のこの会計の予算で平成十五年以後の年度に繰り越したものにより国が施行する港湾整備事業を含む。）は、第一条第一項に規定する港湾整備事業で国が施行するものに含まれるものとする。

○ 国民年金特別会計法（昭和三十六年法律第六十三号）

（設置）

第一条 国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号。以下「法」という。）による国民年金事業を經營するため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

（管理）

第二条 この会計は、厚生労働大臣が、法令の定めるところに従い、管理する。

(勘定区分)

第三条 この会計は、基礎年金勘定、国民年金勘定、福祉年金勘定及び業務勘定に区分する。

(基礎年金勘定の歳入及び歳出)

第三条の二 基礎年金勘定においては、国民年金勘定及び厚生保険特別会計年金勘定からの受入金、法第五条第十項に規定する年金保険者たる共済組合等（以下「年金保険者たる共済組合等」という。）からの拠出金、借入金並びに附属雑収入をもつてその歳入とし、基礎年金給付費、国民年金勘定及び厚生保険特別会計年金勘定への繰入金、年金保険者たる共済組合等への交付金、借入金の償還金及び利子、一時借入金の子その他の諸費をもつてその歳出とする。

2 前項に規定する国民年金勘定からの受入金は、次に掲げる額の合算額を、基礎年金勘定における経費の財源として、国民年金勘定から繰り入れるものとする。

一 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年法律第三十四号」という。）附則第三十

四 条第二項において読み替えて適用する法第八十五条第一項第一号に規定する保険料・拠出金算定対象額から当該額に厚生年金保険の管掌者たる政府又は各年金保険者たる共済組合等に係る法第九十四条の三第一項に規定する政令で定めるところにより算定した率を乗じて得た額を合算した額を控除した額

二 昭和六十年法律第三十四号附則第三十四条第二項において読み替えて適用する法第八十五条第一項第二号（国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第四百号。以下「平成十六年国民年金等改正法」という。）附則第十四条第二項において適用する場合を含む。）に掲げる額

三 昭和六十年法律第三十四号附則第三十四条第三項において読み替えて適用する法第八十五条第一項第三号に掲げる額

四 昭和六十年法律第三十四号附則第三十四条第一項各号（第一号、第六号及び第九号を除く。）に掲げる額（同項第四号に規定する者に係る寡婦年金の給付に要する費用の額に同号イに掲げる数を同号ロに掲げる数で除して得た数を乗じて得た額の合算額及び同項第五号に規定する老齢年金の給付に要する費用に係る同号ハに規定する額の三分の一に相当する額を除く。）

(国民年金勘定の歳入及び歳出)

第四条 国民年金勘定においては、国民年金事業に係る保険料、基礎年金勘定からの受入金、昭和六十年法律第三十四号附則第三十
四 条第二項及び第三項並びに平成十六年国民年金等改正法附則第十四条第一項において読み替えて適用する法第八十五条第一項（
平成十六年国民年金等改正法附則第十四条第二項において適用する場合を含む。）並びに昭和六十年法律第三十四号附則第三十四
条第一項（第九号を除く。）の規定に基づく一般会計からの受入金、積立金からの受入金、積立金から生ずる収入、年金積立金管
理運用独立行政法人からの国庫納付金並びに附属雑収入をもつてその歳入とし、国民年金事業に係る給付費（基礎年金給付費及び
福祉年金給付費を除く。）及び還付金、基礎年金勘定への繰入金、国民年金事業の福祉施設に要する経費、年金積立金管理運用独
立行政法人への出資金若しくは交付金又は独立行政法人福祉医療機構への補助金に充てるための業務勘定への繰入金その他の諸費
をもつてその歳出とする。

2 前項に規定する基礎年金勘定からの受入金は、昭和六十年法律第三十四号附則第三十五条第四項の規定により基礎年金の給付に
要する費用とみなされる費用に相当する額を、国民年金勘定における経費の財源として、基礎年金勘定から繰り入れるものとする。

(福祉年金勘定の歳入及び歳出)
第五条 福祉年金勘定においては、昭和六十年法律第三十四号附則第三十四条第一項第九号の規定に基づく一般会計からの受入金及び附属雑収入をもつてその歳入とし、福祉年金給付費及び附属諸費をもつてその歳出とする。

(業務勘定の歳入及び歳出)

第六条 業務勘定においては、法第八十五条第二項の規定に基づく一般会計からの受入金、国民年金事業の福祉施設に要する経費、年金積立金管理運用独立行政法人への出資金若しくは交付金又は独立行政法人福祉医療機構への補助金に充てるための国民年金勘定からの受入金及び附属雑収入をもつてその歳入とし、国民年金事業の業務取扱いに関する諸費、国民年金勘定への繰入金、国民年金事業の福祉施設に要する経費、年金積立金管理運用独立行政法人への出資金及び交付金並びに独立行政法人福祉医療機構への補助金をもつてその歳出とする。

(歳入歳出予定計算書等の作成及び送付)

第七条 厚生労働大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出予定計算書及び繰越明許費要求書（以下「歳入歳出予定計算書等」という。）を作成し、財務大臣に送付しなければならない。

- 2 前項の歳入歳出予定計算書等には、基礎年金勘定、国民年金勘定及び業務勘定に係る次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - 一 前々年度の貸借対照表及び損益計算書
 - 二 前年度及び当該年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書

(歳入歳出予算の区分)

第八条 この会計の歳入歳出予算は、基礎年金勘定、国民年金勘定、福祉年金勘定及び業務勘定に区分し、各勘定において、歳入にあつては、その性質に従つて款及び項に区分し、歳出にあつては、その目的に従つて項に区分する。

(予算の作成及び提出)

第九条 内閣は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、国会に提出しなければならない。
2 前項の予算には、第七条第一項に規定する歳入歳出予定計算書等及び同条第二項の書類を添付しなければならない。

(借入金)

第九条の二 基礎年金勘定において、同勘定に属する経費を支弁するため必要があるときは、同勘定の負担において、借入金を行うことができる。

2 前項の規定により借入金をすることができるときは、その借入れをする年度における国民年金勘定及び厚生保険特別会計年金勘定からの受入金並びに年金保険者たる共済組合等からの拠出金をもつて当該年度の基礎年金給付費、国民年金勘定及び厚生保険特別会計年金勘定への繰入金並びに年金保険者たる共済組合等への交付金を支弁するのに不足する金額を限度とする。

(一時借入金等)

第九条の三 基礎年金勘定において、支払上現金に不足があるときは、同勘定の負担において、一時借入金をし、又は国庫余裕金を繰り替えて使用することができる。

2 前項の規定による一時借入金及び繰替金は、当該年度の歳入をもつて償還しなければならない。

(借入金及び一時借入金の借入れ及び償還の事務)

第九条の四 第九条の二の規定による借入金及び前条の規定による一時借入金の借入れ及び償還に関する事務は、財務大臣が行う。

(国債整理基金特別会計への繰入れ)

第九条の五 第九条の二第一項の規定による借入金及び利子並びに第九条の三第一項の規定による一時借入金の利子の支出に必要な金額は、毎会計年度、国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

(歳入歳出決定計算書の作成及び送付)

第十条 厚生労働大臣は、毎会計年度、歳入歳出予定計算書と同一の区分により、この会計の歳入歳出決定計算書を作成し、財務大臣に送付しなければならない。

2 前項の歳入歳出決定計算書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 基礎年金勘定、国民年金勘定及び業務勘定の当該年度の貸借対照表及び損益計算書

二 当該年度末における積立金明細表

(歳入歳出決算の作成及び提出)

第十一条 内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算とともに、国会に提出しなければならない。

2 前項の歳入歳出決算には、前条第一項に規定する歳入歳出決定計算書及び同条第二項各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(国民年金勘定の積立金)

第十二条 国民年金勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上生ずる過剰は、同勘定の積立金として積み立てなければならない。ただし、同勘定の歳出の翌年度への繰越額及び第十六条第二項において準用する同条第一項第一号に規定する超過額に相当する金額は、同勘定の翌年度の歳入に繰り入れるものとする。

2 国民年金勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上不足を生じたときは、政令で定めるところにより、同勘定の積立金からこれを補足するものとする。

3 国民年金勘定の積立金は、国民年金事業の経営上の財源に充てるため必要がある場合には、予算で定める金額を限り、同勘定の歳入に繰り入れることができる。

(剰余金の処理)

第十三条 基礎年金勘定又は福祉年金勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じたときは、これを当該勘定の翌年

2 度の歳入に繰り入れるものとする。
業務勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じたときは、政令で定めるところにより、これを国民年金勘定の積立金に組み入れ、又は業務勘定の翌年度の歳入に繰り入れるものとする。

(積立金の運用)
第十四条 国民年金勘定の積立金は、法第五章の規定の定めるところにより運用することができる。

(余裕金の預託)
第十五条 各勘定において、支払上現金に余裕があるときは、これを財政融資資金に預託することができる。

(受入金等の過不足の調整)

第十六条 基礎年金勘定において、毎会計年度国民年金勘定、厚生保険特別会計年金勘定又は各年金保険者たる共済組合等(以下この項において「国民年金勘定等」という。)から受け入れた金額が、それぞれ、当該年度における第三条の二第二項、法第九十四条の二第一項又は同条第二項の規定により国民年金勘定等から受け入れるべき金額に対して超過し、又は不足する場合同様に定めるところによる。

一 当該超過額に相当する金額は、翌年度において第三条の二第二項、法第九十四条の二第一項又は同条第二項の規定により基礎年金勘定において国民年金勘定等から受け入れる金額から減額し、なお残余があるときは、翌々年度までに基礎年金勘定から国民年金勘定等に返還する。

二 当該不足額に相当する金額は、翌々年度までに国民年金勘定等から基礎年金勘定に繰り入れる。

2 前項の規定は、次に掲げる場合について準用する。
一 毎会計年度一般会計から国民年金勘定又は福祉年金勘定に繰り入れた金額が、当該年度における昭和六十年法律第三十四号附則第三十四条第二項及び第三項並びに平成十六年国民年金等改正法附則第十四条第一項において読み替えて適用する法第八十五条第一項(平成十六年国民年金等改正法附則第十四条第二項において適用する場合を含む。)並びに昭和六十年法律第三十四号附則第三十四条第一項(第九号を除く。)又は昭和六十年法律第三十四号附則第三十四条第一項第九号の規定による国庫負担金の額に対して超過し、又は不足する場合

二 第四条第二項の規定により毎会計年度基礎年金勘定から国民年金勘定に繰り入れた金額が、当該年度において昭和六十年法律第三十四号附則第三十五条第四項の規定により基礎年金の給付に要する費用とみなされる費用に相当する金額に対して超過し、又は不足する場合

(支出未済額の繰越し)

第十七条 この会計において、支払義務の生じた歳出金で、当該年度の出納の完結までに支出済みとならなかったものに係る歳出予算は、翌年度に繰り越して使用することができる。

2 厚生労働大臣は、前項の規定による繰越しをしたときは、財務大臣及び会計検査院に通知しなければならない。
3 第一項の規定による繰越しをしたときは、その経費については、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第三十一条第一項の規定による予算の配賦があつたものとみなす。この場合においては、同条第三項の規定による通知は、必要としない。

(実施規定)

第十八条 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

附 則

- 1 この法律は、公布の日から施行し、附則第四項及び附則第五項の規定を除き、昭和三十六年度の予算から適用する。
- 2 昭和三十六年四月一日において一般会計に所属する資産及び負債で国民年金事業に係るものは、政令で定めるところにより、この会計の業務勘定又は福祉年金勘定に帰属するものとする。
- 3 第七条第二項又は第九条第二項の規定によりこの会計の歳入歳出予定計算書等又は予算に添附すべき書類のうち、昭和三十六年度分にあつては第七条第二項第一号の書類及び同項第二号の書類で前年度に係るもの、昭和三十七年度分にあつては同項第一号の書類は、その添附を要しないものとする。
- 4 印紙をもつてする歳入金納付に関する法律（昭和二十三年法律第四百二十二号）の一部を次のように改正する。
第二条第一項中「又は日雇労働者健康保険法（昭和二十八年法律第二百七号）第三十一条第一項又は国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）第九十二条第一項若しくは（昭和二十八年法律第二百七号）第三十一条第一項又は国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）第九十二条第一項に規定する国民年金印紙」を加える。
第三条第一項中「郵便局において」の下に「、国民年金印紙は、都道府県又は市町村（特別区を含む。）の事務所のほか、厚生大臣の委託する者が設ける国民年金印紙売りさばき所において」を加えて、同条第二項中「郵政大臣が」の下に「、国民年金印紙の売りさばきの管理及び手続に関する事項は、厚生大臣が」を加える。
- 5 厚生省設置法（昭和二十四年法律第五百一十一号）の一部を次のように改正する。
第十四条の二第二号の次に次の一号を加える。
二の二 国民年金特別会計の経理を行なうこと。
- 6 退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律（昭和二十五年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。
第一条中「あへん特別会計」の下に「、国民年金特別会計」を加える。
- 7 平成十年年度から平成十五年年度までの各年度における第四条第一項及び第六条の規定の適用については、同項中「国民年金事業の福祉施設に要する経費」とあるのは「国民年金事業の業務取扱いに関する諸費若しくは同事業の福祉施設に要する経費又は」とする。
- 8 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第六十六号）による特別障害給付金の支給に関する政府の経理は、当分の間、第一条の規定にかかわらず、この会計において行うものとする。この場合において、第五条中「附則第三十四条第一項第九号」とあるのは「附則第三十四条第一項第九号及び特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第六十六号）以下「特別障害給付金法」という。」第十九条第一項」と、「及び附属雑収入」とあるのは「並びに附属雑収入」と、「及び附属諸費」とあるのは「及び特別障害給付金給付費並びに附属諸費」と、第六条中「第八十五条第二項

「とあるのは「第八十五条第二項及び特別障害給付金法第十九条第二項」と、「とし、国民年金事業」とあるのは「とし、国民年金事業及び特別障害給付金」と、第十六条第二項第一号中「附則第三十四条第一項第九号」とあるのは「附則第三十四条第一項第九号若しくは特別障害給付金法第十九条第一項」とする。

○ 自動車検査登録特別会計法（昭和三十九年法律第四十八号）

（設置）

第一条 道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）の規定による自動車の検査及び登録並びに指定自動車整備事業の指定並びに自動車重量税法（昭和四十六年法律第八十九号）の規定による自動車重量税の納付の確認及び税額の認定の事務に関する政府の経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

（管理）

第二条 この会計は、国土交通大臣が、法令で定めるところに従い、管理する。

（歳入及び歳出）

第三条 この会計においては、自動車検査登録印紙売渡収入、道路運送車両法第二百二条第二項ただし書の規定による手数料、一般会計からの繰入金、独立行政法人交通安全環境研究所法（平成十一年法律第二百七号）第十六条第三項及び自動車検査独立行政法人法（平成十一年法律第二百十八号）第十五条第三項の規定による納付金並びに附属雑収入をもつてその歳入とし、事務取扱費、施設費、独立行政法人交通安全環境研究所及び自動車検査独立行政法人に対する出資金、交付金及び施設の整備のための補助金、一般会計への繰入金並びに一時借入金の利子その他の諸費をもつてその歳出とする。

2 前項に規定する一般会計からの繰入金は、自動車重量税の納付の確認及び税額の認定の事務に要する経費の財源に充てるため、予算で定めるところにより、繰り入れるものとする。

3 第一項に規定する一般会計への繰入金は、第一条に規定する事務で沖縄県の区域内に置かれる国の行政機関が行うものに要する事務取扱費の財源に充てるため、予算で定めるところにより、繰り入れるものとする。

（歳入歳出予定計算書の作成及び送付）

第四条 国土交通大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出予定計算書を作成し、財務大臣に送付しなければならない。

（歳入歳出予算の区分）

第五条 この会計の歳入歳出予算は、歳入にあつては、その性質に従つて款及び項に、歳出にあつては、その目的に従つて項に区分する。

（予算の作成及び提出）

第六条 内閣は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、国会に提出しなければならない。

2 前項の予算には、第四条に規定する歳入歳出予定計算書を添附しなければならない。

(歳入歳出決定計算書の作成及び送付)
第七条 国土交通大臣は、毎会計年度、歳入歳出予定計算書と同一の区分により、この会計の歳入歳出決定計算書を作成し、財務大臣に送付しなければならない。

(歳入歳出決算の作成及び提出)
第八条 内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算とともに、国会に提出しなければならない。

2 前項の歳入歳出決算には、前条に規定する歳入歳出決定計算書を添附しなければならない。

(剰余金の繰入れ)
第九条 この会計において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じたときは、これを翌年度の歳入に繰り入れるものとする。

(余裕金の預託)
第十条 この会計において、支払上現金に余裕があるときは、これを財政融資資金に預託することができる。

(一時借入金等)
第十一条 この会計において、支払上現金に不足があるときは、この会計の負担において、一時借入金をし、又は国庫余裕金を繰り替えて使用することができる。

2 前項の規定による一時借入金及び繰替金は、当該年度の歳入をもつて償還しなければならない。
3 第一項の規定による一時借入金及び繰替金の限度額については、予算をもつて、国会の議決を経なければならない。

(一時借入金の借入れ及び償還の事務)
第十二条 前条の規定による一時借入金の借入れ及び償還に関する事務は、財務大臣が行なう。

(国債整理基金特別会計への繰入れ)
第十三条 第十一条第一項の規定による一時借入金の利子に相当する金額は、毎会計年度、国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

(支出未済額の繰越し)
第十四条 この会計において、支払義務の生じた歳出金で、当該年度の出納の完結までに支出済みとならなかったものに係る歳出予算は、翌年度に繰り越して使用することができる。

2 国土交通大臣は、前項の規定による繰越しをしたときは、財務大臣及び会計検査院に通知しなければならない。
3 第一項の規定による繰越しをしたときは、当該経費については、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第三十一条第一項の規定による予算の配賦があつたものとみなす。この場合においては、同条第三項の規定による通知は、必要としない。

(実施規定)

第十五条 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

附 則

- 1 この法律は、昭和三十九年四月一日から施行し、昭和三十九年度の予算から適用する。
- 2 この法律施行の際一般会計に所属する資産及び負債で自動車の検査及び登録に関する事務に係るものは、政令で定めるところにより、この会計に帰属するものとする。
- 3 船舶安全法及び道路運送車両法の一部を改正する法律（昭和六十二年法律第四十号）附則第五条において準用する同法附則第三条の規定による軽自動車検査協会からの納付金は、この会計の歳入とする。

○ 都市開発資金融通特別会計法（昭和四十一年法律第五十号）

(設置)

第一条 都市開発資金の貸付けに関する法律（昭和四十一年法律第二十号）第一条第一項から第五項までの規定による地方公共団体に対する貸付け、同条第六項の規定による独立行政法人都市再生機構に対する貸付け、同条第七項の規定による土地開発公社に対する貸付け及び同条第八項の規定による民間都市開発推進機構に対する貸付けに関する政府の経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

(管理)

第二条 この会計は、国土交通大臣が、法令で定めるところに従い、管理する。

(歳入及び歳出)

第三条 この会計においては、貸付金の償還金及び利子、一般会計からの繰入金、借入金並びに附属雑収入をもつてその歳入とし、貸付金、借入金の償還金及び利子、一時借入金の利子、事務取扱費並びに附属諸費をもつてその歳出とする。

2 前項に規定する一般会計からの繰入金は、予算の定めるところにより、繰り入れるものとする。

(歳入歳出予定計算書の作成及び送付)

第四条 国土交通大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出予定計算書を作成し、財務大臣に送付しなければならない。

(歳入歳出予算の区分)

第五条 この会計の歳入歳出予算は、歳入にあつては、その性質に従つて款及び項に、歳出にあつては、その目的に従つて項に区分する。

(予算の作成及び提出)

第六条 内閣は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、国会に提出しなければならない。

2 前項の予算には、次の書類を添附しなければならない。

一 歳入歳出予定計算書

二 前年度の貸借対照表及び損益計算書

三 前年度及び当該年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書

(損益の処理)

第七条 この会計において、毎会計年度の損益計算上生じた利益又は損失は、翌年度に繰り越して整理するものとする。

(剰余金の繰入れ)

第八条 この会計において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じたときは、これを翌年度の歳入に繰り入れるものとする。

(歳入歳出決定計算書の作成及び送付)

第九条 国土交通大臣は、毎会計年度、歳入歳出予定計算書と同一の区分により、この会計の歳入歳出決定計算書を作成し、財務大臣に送付しなければならない。

(歳入歳出決算の作成及び提出)

第十条 内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算とともに、国会に提出しなければならない。

2 前項の歳入歳出決算には、前条に規定する歳入歳出決定計算書並びに当該年度の貸借対照表及び損益計算書を添附しなければならない。

(余裕金の預託)

第十一条 この会計において、支払上現金に余裕があるときは、これを財政融資資金に預託することができる。

(借入金)

第十二条 この会計において、貸付金を支弁し、又は貸付金の償還金を再貸付けに充てたことにより一時的に不足する借入金の償還金を支弁するため必要があるときは、この会計の負担において、借入金をすることができ、

2 前項の規定による借入金の限度額については、予算をもつて、国会の議決を経なければならない。

(一時借入金)

第十三条 この会計において、支払上現金に不足があるときは、この会計の負担において、一時借入金をし、又は国庫余裕金を繰替使用することができる。

2 前項の規定による一時借入金及び繰替金は、当該年度の歳入をもつて償還しなければならない。

3 第一項の規定による一時借入金及び繰替金の限度額については、予算をもつて、国会の議決を経なければならない。

第十四条 第十二条の規定による借入金及び前条の規定による一時借入金の借入れ及び償還に関する事務は、財務大臣が行なう。

(国債整理基金特別会計への繰入れ)
第十五条 第十二条第一項の規定による借入金の償還金及び利子並びに第十三条第一項の規定による一時借入金の利子の支出に必要な金額は、毎会計年度、国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

(実施規定)

第十六条 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和四十一年度の予算から適用する。

2 都市開発資金の貸付けに関する法律附則第二項、第三項又は第六項の規定による無利子の貸付けに関する政府の経理は、当分の間、第一条の規定にかかわらず、この会計において行うものとする。

3 前項の規定により、同項に規定する政府の経理をこの会計において行う場合におけるこの会計の歳入及び歳出については、第三条第一項中「一般会計からの繰入金」とあるのは「一般会計からの繰入金、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）第七条第五項の規定による産業投資特別会計社会資本整備勘定からの繰入金」と、「借入金の償還金及び利子」とあるのは「借入金の償還金及び利子、附則第四項の規定による産業投資特別会計社会資本整備勘定への繰入金」とする。

4 都市開発資金の貸付けに関する法律附則第二項又は第三項の規定による無利子の貸付けの償還を受けた場合においては、当該償還の日の属する年度に、当該貸付けの償還金に相当する金額をこの会計から産業投資特別会計社会資本整備勘定に繰り入れるものとする。

5 日本電信電話株式会社株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法第七条第五項の規定による産業投資特別会計社会資本整備勘定からの繰入金の場合、当該年度における都市開発資金の貸付けに関する法律附則第二項又は第三項の規定による無利子の貸付けの合計額を超過する場合には、当該超過額に相当する金額は、翌年度において日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法第七条第五項の規定による同勘定からの繰入金額から減額し、なお残余があるときは、翌々年度までにこの会計から同勘定に繰り入れるものとする。

6 都市開発資金の貸付けに関する法律附則第四項の規定による無利子の貸付けに関する政府の経理は、第一条の規定にかかわらず、この会計において行うものとする。

○ 地震再保険特別会計法（昭和四十一年法律第七十四号）

(設置)

第一条 地震保険に関する法律（昭和四十一年法律第七十三号）による地震再保険事業に関する政府の経理を明確にするため、地震再保険特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

(管理)

第二条 この会計は、財務大臣が、法令で定めるところに従い、管理する。

(歳入及び歳出)

第三条 この会計においては、再保険料、次条第一項又は第二項の規定による一般会計からの繰入金、積立金からの受入金、積立金から生ずる収入、借入金、第十四条第二項ただし書の規定による一時借入金の借換えによる収入金及び附属雑収入をもつてその歳入とし、再保険金、借入金償還金及び利子、同項ただし書の規定により借り換えた一時借入金の償還金、一時借入金の利子、次条第三項の規定による一般会計への繰入金、事務取扱費並びにその他の諸費をもつてその歳出とする。

(一般会計からの繰入れ)

第四条 政府は、この会計の事務取扱費の財源に充てるため必要な金額を、毎会計年度、予算で定めるところにより、一般会計からこの会計に繰り入れるものとする。

2 政府は、再保険金、この会計の負担に属する借入金償還金及び利子、第十四条第二項ただし書の規定により借り換えた一時借入金償還金又は一時借入金の利子の財源に充てるため、必要があるときは、予算で定めるところにより、一般会計からこの会計に繰り入れることができる。

3 前項の規定による繰入金については、後日、この会計からその繰入金に相当する金額に達するまでの金額を、予算で定めるところにより、一般会計に繰り入れなければならない。

(歳入歳出予定計算書の作成)

第五条 財務大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出予定計算書を作成しなければならない。

(歳入歳出予算の区分)

第六条 この会計の歳入歳出予算は、歳入にあつては、その性質に従つて款及び項に、歳出にあつては、その目的に従つて項に区分する。

(予算の作成及び提出)

第七条 内閣は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、国会に提出しなければならない。

2 前項の予算には、次の書類を添附しなければならない。

- 一 歳入歳出予定計算書
- 二 前年度の貸借対照表及び損益計算書
- 三 前年度及び当該年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書

(責任準備金の積立て等)

- 第八条 この会計において、毎会計年度の利益の額が当該年度の損失及び第三項の規定により繰り越された損失の合計額をこえるときは、そのこえる額に相当する金額を責任準備金として積み立てなければならぬ。
- 2 この会計において、毎会計年度の利益の額が当該年度の損失の額に不足するときは、責任準備金をもつて補足するものとする。
- 3 前項の規定により責任準備金をもつて補足することができない損失の額は、損失の繰越しとして整理するものとする。

(剰余金の積立て等)

- 第九条 この会計において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じたときは、これを積立金として積み立てなければならぬ。ただし、当該剰余金のうち、歳出予算の翌年度繰越額その他政令で定める額に相当する金額は、翌年度の歳入に繰り入れるものとする。

- 2 前項の積立金は、この会計の歳出の財源に充てるため必要があるときは、この会計の歳入に繰り入れるものとする。
- 3 この会計の積立金は、財政融資資金に預託して運用することができる。

(歳入歳出決定計算書の作成)

- 第十条 財務大臣は、毎会計年度、歳入歳出予定計算書と同一の区分により、この会計の歳入歳出決定計算書を作成しなければならない。

(歳入歳出決算の作成及び提出)

- 第十一条 内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算とともに、国会に提出しなければならない。

- 2 前項の歳入歳出決算には、歳入歳出決定計算書並びに当該年度の貸借対照表及び損益計算書を添附しなければならない。

(余裕金の預託)

- 第十二条 この会計において、支払上現金に余裕があるときは、これを財政融資資金に預託することができる。

(借入金)

- 第十三条 この会計において、再保険金(次条第二項ただし書の規定により借り換えた一時借入金でその年度における再保険料、積立金からの受入金及び積立金から生ずる収入(次項において「再保険料等」という。)をもつて当該年度における再保険金を支弁するのに不足するためその借換えが行なわれたものの償還金を含む。)を支弁するため必要があるときは、この会計の負担において、借入金をすることができる。

- 2 前項の規定により借入金をすることができる金額は、その借入れをする年度における再保険料等をもつて当該年度における再保険金を支弁するのに不足する金額を限度とする。

(一時借入金)

第十四条 この会計において、支払上現金に不足があるときは、その不足する額を限度として、この会計の負担において、一時借入金をし、又は国庫余裕金を繰替使用することができる。

2 前項の規定による一時借入金及び繰替金は、当該年度の歳入をもつて償還しなければならない。ただし、歳入不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額を限り、一時借入金の借換えをすることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた一時借入金は、その借換えをしたときから一年内に償還しなければならない。

(国債整理基金特別会計への繰入れ)

第十五条 この会計の負担に属する借入金及び一時借入金の償還金（前条第一項の規定による一時借入金の償還金を除く。）及び利子の支出に必要な金額は、毎会計年度、国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

(支出未済額の繰越し)

第十六条 この会計において、支払義務を生じた歳出金で、当該年度の出納の完結までに支出済みとならなかったものに係る歳出予算は、翌年度に繰り越して使用することができる。

2 財務大臣は、前項の規定による繰越しをしたときは、会計検査院に通知しなければならない。

3 第一項の規定による繰越しをしたときは、当該経費については、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第三十一条第一項の規定による予算の配賦があつたものとみなす。この場合においては、同条第三項の規定による通知は、必要としない。

(実施規定)

第十七条 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

附 則

1 この法律は、地震保険に関する法律の施行の日から施行し、昭和四十一年度の予算から適用する。

(一般会計からの繰入れの特例)

2 第四条第一項の規定は、当分の間、第十三条第一項の規定による借入金のある年度を除き、適用しない。

3 前項の場合においては、第三条中「次条第一項又は第二項」とあるのは、「次条第二項」とする。

○ 石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法（昭和四十二年法律第十二号）

(設置)

第一条 石油及びエネルギー需給構造高度化対策に関する政府の経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

2 この法律において「石油及びエネルギー需給構造高度化対策」とは、石油及び可燃性天然ガスの安定的かつ低廉な供給の確保を図ること並びに内外の経済的社会的環境に応じた安定的かつ適切なエネルギーの需給構造の構築を図ることが緊要であることにかんがみ講じられる措置であつて、次に掲げるものをいう。

- 一 石油の備蓄の増強のために経済産業大臣が行う措置であつて、次に掲げるもの
- イ 国家備蓄石油（石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和五十年法律第九十六号。以下「備蓄法」という。）第二条第十項に規定する国家備蓄石油をいう。以下同じ。）の取得、管理及び譲渡し
- ロ 国家備蓄施設（備蓄法第三十一条に規定する国家備蓄施設をいう。以下同じ。）の設置及び管理
- 二 石油及び可燃性天然ガス資源の開発の促進並びに石油の備蓄の増強のためにとられる施策並びに石油の生産及び流通の合理化、エネルギーで石油に代替するものとして政令で定めるもの（以下「石油代替エネルギー」という。）の開発及び利用（発電の合理的政令で定める石油代替エネルギーの開発及び利用を除く。以下この号において同じ。）の促進並びにエネルギーの使用の合理化の促進のためにとられる施策であつて経済産業大臣が行うもの並びに内外におけるエネルギー起源二酸化炭素（エネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素をいう。）の排出の抑制（石油代替エネルギーの開発及び利用又はエネルギーの使用の合理化により行ふもの）に限り、かつ、海外で行う場合にあつては我が国のエネルギーの利用の制約の緩和に資するものに限る。）
- イ 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構に対する出資金の出資又は交付金若しくは施設の整備のための補助金の交付
- ロ 石油及び可燃性天然ガス資源開発法（昭和二十七年法律第六十二号）に基づき、又は予算の範囲内において行う補助（交付金、補給金、補償金その他の給付金の交付を含む。以下この号及び次号において同じ。）で次の事業に係るもの
- (1) 石油及び可燃性天然ガスの探鉱及びこれに必要な地質構造の調査
- (2) 石油及び可燃性天然ガス資源の開発に係る技術の振興を図るために行う事業
- ハ 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法（平成十四年法律第九十四号）第十一条第一項第十二号の規定に基づき行う事業（石油の備蓄の増強に必要な資金の貸付けに限る。）に係る補助
- ニ 備蓄法第三十四条第一項の規定に基づく日本政策投資銀行、沖縄振興開発金融公庫又は独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構に対する補助
- ホ 石油貯蔵施設の設置の円滑化に資するため予算の範囲内において行う石油貯蔵施設の周辺の地域における公共用の施設の整備に係る経費に充てるための地方公共団体に対する補助で政令で定めるもの
- ヘ 石油の生産及び流通の合理化を図るために行う事業に係る予算の範囲内において行う補助
- ト 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構に対する出資金の出資（石油代替エネルギーの開発及び利用の促進に関する業務で政令で定めるもの並びにエネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法（平成五年法律第十八号）第十条第一号に掲げる業務（同法第二条第七項第一号から第四号までに掲げる特定事業活動又は同条第八項第一号若しくは第二号に掲げる特定設備の設置若しくは改善に係るものに限る。）に係る出資に限る。）又は交付金の交付
- チ 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成十四年法律第四百四十五号）第十五条第一項第一号、第四号及び第五号並びに石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律（昭和五十五年法律第七十一号）第十一条第一号、第四号及び第五号の規定に基づき行う事業に係る補助
- リ 石油代替エネルギーを利用する設備の設置又はエネルギーの使用の合理化を図るための調査に係る予算の範囲内において行う補助で政令で定めるもの
- ヌ 石油代替エネルギーを製造し、若しくは発生させ、若しくは利用するための技術又はエネルギーの使用の合理化のための技術

術の開発でその円滑な実施が困難なもののために行う事業に係る予算の範囲内において行う補助で政令で定めるもの
ル 石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律附則第二条の規定に基づく日本政策投資銀行に対する貸付け
三 我が国のエネルギーの利用に対する著しい制約を回避しつつ気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書（以下「京都議
定書」という。）第三条の規定に基づく約束を履行するためにとられる施策（京都議定書第六条1に規定する排出削減単位の取
得、京都議定書第十二条3(b)に規定する認証された排出削減量の取得及び京都議定書第十七条に規定する排出量取引への参加に
係るものに限る。）で経済産業大臣又は環境大臣が行うものに関する財政上の措置であつて、独立行政法人新エネルギー・産業
技術総合開発機構法第十五条第二項の規定に基づき行う事業に係る補助
四 前三号に掲げる措置に附帯し、又は密接に関連する措置で政令で定めるもの（以下「石油及びエネルギー需給構造高度化対策
に係る附帯事務等に関する措置」という。）

（管理）
第二条 この会計は、財務大臣、経済産業大臣及び環境大臣（以下「所管大臣」という。）が、法令で定めるところに従い、管理す
る。

2 この会計の管理に関する事務は、政令で定めるところにより、会計全体の計算整理に関するものについては経済産業大臣が、そ
の他のものについては、所掌事務の区分に応じ、所管大臣の全部又は一部が行うものとする。

（歳入及び歳出）
第三条 この会計においては、次に掲げる収入及び附属雑収入をもつて、その歳入とする。

一 次条の規定による一般会計からの繰入金

二 第十二条第一項の規定による借入金及び同条第二項の規定による証券の発行収入金

三 国家備蓄石油の譲渡代金

四 第一条第二項第二号の貸付金の償還金

五 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法第十三条第三項の規定による納付金であつて、この会計に帰属するもの

六 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法第十九条第三項の規定による納付金であつて、この会計に帰属するもの

七 石油及び可燃性天然ガス資源開発法第十九条第一項の規定による納付金であつて、この会計から支出した補助金（交付金、補
給金、補償金その他の給付金を含む。次項第四号及び第五号の二において同じ。）に係るもの

八 石油及びエネルギー需給構造高度化対策に係る附帯事務等に関する措置に基づく収入金
2 この会計においては、次に掲げる費用及び附属諸費をもつて、その歳出とする。

一 国家備蓄石油の取得、管理及び譲渡し並びに国家備蓄施設の設置及び管理に要する費用

二 第一条第二項第二号イの出資金、交付金及び補助金

三 第一条第二項第二号ロの出資金及び交付金

四 第一条第二項第二号ハの出資金及び交付金

五 第一条第二項第二号ニの出資金

六 石油及びエネルギー需給構造高度化対策に係る附帯事務等に関する措置に要する費用

七 第十二条第一項の規定による借入金及び同条第二項の規定による証券の償還金

八 第十二条第一項の規定による借入金、同条第二項及び第十三条第一項の規定による証券並びに同項の規定による一時借入金の
利子

九 第十二条第二項及び第十三条第一項の規定による証券の発行及び償還に関する経費

十 石油及びエネルギー需給構造高度化対策に係る事務取扱費

(一般会計からの繰入れ)
第四条 政府は、石油及びエネルギー需給構造高度化対策に要する費用の財源に充てるため、毎会計年度、当該年度の石油石炭税の
収入額の予算額及び当該年度の前年度以前の各年度の石油石炭税(所得税法等の一部を改正する法律(平成十五年法律第八号)第
九条の規定による改正前の石油税法(昭和五十三年法律第二十五号)の規定による石油税を含む。)の収入額の決算額(当該年度
の前年度については、予算額。以下この条において同じ。)を合算した額から当該年度の前年度以前の各年度の一般会計からこの
会計への繰入金^(一)の決算額を合算した額を控除した額に相当する金額を、予算で定めるところにより、一般会計からこの会計に繰り
入れるものとする。ただし、当該年度における石油及びエネルギー需給構造高度化対策に要する費用に照らしてその金額の一部に
つき繰り入れる必要がないと認められるときは、当該年度においては、当該一部の金額につき繰り入れないことができる。

(歳入歳出予算計算書の作成及び送付)
第五条 所管大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出予算計算書を作成し、財務大臣に送付しなければならない。

(歳入歳出予算の区分)
第六条 この会計の歳入歳出予算は、歳入にあつては、その性質に従つて款及び項に、歳出にあつては、その目的に従つて項に区分
する。

(予算の作成及び提出)
第七条 内閣は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、国会に提出しなければならない。
2 前項の予算には、第五条に規定する歳入歳出予算計算書を添附しなければならない。

(剰余金の繰入れ)
第八条 この会計において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じたときは、これを翌年度の歳入に繰り入れるものとする。

(歳入歳出決定計算書の作成及び送付)
第九条 所管大臣は、毎会計年度、歳入歳出予算計算書と同一の区分により、この会計の歳入歳出決定計算書を作成し、財務大臣に
送付しなければならない。

(歳入歳出決算の作成及び提出)
第十条 内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算とともに、国会に提出しなければならない。

い。

2 前項の歳入歳出決算には、前条に規定する歳入歳出決定計算書を添附しなければならない。

(余裕金の預託)

第十一条 この会計において、支払上現金に余裕があるときは、これを財政融資資金に預託することができる。

(借入金等)

第十二条 この会計において、国家備蓄石油の購入及び国家備蓄施設の設置に要する費用の財源に充てるため必要があるときは、この会計の負担において、借入金をすることができる。

2 この会計において、国家備蓄石油の購入に要する費用の財源に充てるため必要があるときは、この会計の負担において、一年内に償還すべき証券を発行することができる。

3 前二項の規定による借入金及び証券の限度額については、予算をもつて、国会の議決を経なければならない。

(一時借入金等)

第十三条 この会計において、支払上現金に不足があるときは、この会計の負担において、一時借入金をし、若しくは国庫余裕金を繰り替えて使用し、又は当該年度内に償還すべき証券を発行することができる。

2 前項の規定による一時借入金及び繰替金並びに証券の限度額については、予算をもつて、国会の議決を経なければならない。

3 第一項の規定による一時借入金及び繰替金は、当該年度の歳入をもつて償還しなければならない。

(借入金等の借入れ、償還等の事務)

第十四条 この会計の負担に属する借入金、証券及び一時借入金の借入れ、起債、償還等に関する事務は、財務大臣が行う。

(国債整理基金特別会計への繰入れ)

第十五条 この会計の負担に属する借入金及び証券の償還金（第十三条第一項の規定による証券に係るものを除く。）及び利子、一時借入金の利子並びに証券の発行及び償還に関する諸費の支出に必要な金額は、毎会計年度、国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

(支出残額の繰越し)

第十六条 この会計において、毎会計年度の歳出予算における支出残額は、翌年度に繰り越して使用することができる。

2 所管大臣は、前項の規定による繰越しをしたときは、財務大臣及び会計検査院に通知しなければならない。

3 第一項の規定による繰越しをしたときは、当該経費については、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第三十一条第一項の規定による予算の配賦があつたものとみなす。この場合においては、同条第三項の規定による通知は、必要としない。

(実施規定)

第十七条 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

附 則

- 1 この法律は、公布の日から施行し、昭和四十二年年度の予算から適用する。
- 2 財政法第三十条第二項の規定により昭和四十二年年度の一般会計の暫定予算が失効することとなつた場合には、当該予算に基づいてした支出又は債務の負担で石炭対策に要する費用に係るものは、同年度のこの会計の予算に基づいてしたもののみならず、この法律の施行の日の前日までに収入した昭和四十二年年度の第四条の関税収入は、この会計の歳入とみなす。
- 3 関税率法等の一部を改正する法律（昭和四十二年法律第十一号）附則第四条又は同法による改正前の関税暫定措置法第七条の適用については、同法中「同法第七条の五第一項」とあるのは「同法第七条の五第一項若しくは関税率法等の一部を改正する法律（昭和四十二年法律第十一号）附則第四条又は同法による改正前の関税暫定措置法（以下この号において「改正前の法」という。）第七条の五第一項若しくは第七条の六第一項若しくは第七条の七第一項の規定により還付すべき金額がある年度における第四条第一号の規定の適用については、同法中「同法第七条の六第一項若しくは第七条の七第一項」と、「相当する額」とあるのは「相当する額から改正前の法（昭和四十二年法律第十一号）附則第四条又は同法による改正前の関税暫定措置法（以下この号において「改正前の法」という。）第七条の五第一項若しくは第七条の六第一項若しくは第七条の七第一項の規定又はその例により還付すべき金額を控除した額」とする。
- 4 昭和三十九年度において一般会計からこの会計に繰り入れた繰入金については、当該繰入金に相当する金額に達するまでの金額を、予算で定めるところにより、この会計から一般会計に繰り入れなければならない。
- 5 平成九年度から平成十三年までの各年度に限り、石炭勘定において、石炭勘定に要する費用の財源に充てるため必要があるときは、同勘定の負担において、借入金を行うことができる。
- 6 前項の規定による借入金の限度額については、予算をもつて、国会の議決を経なければならぬ。
- 7 附則第六項の規定による借入金のうち、平成十二年又は平成十三年に借り入れた借入金にあつては平成十九年三月三十一日までに、その他の借入金にあつてはその借入れをしたときから四年（平成十年に借り入れた借入金にあつては三年、平成十一年度に借り入れた借入金にあつては二年）内に償還しなければならない。
- 8 平成四年度から平成十二年までに限り、各年度の石炭勘定の当初予算に見込まれた石炭鉱業構造調整臨時措置法第三十五条の規定に基づく石炭鉱山整理促進交付金、同法第三十五条の五の二の規定に基づく石炭鉱山規模縮小交付金、同法第三十五条の十三の規定に基づく支払金その他石炭鉱山における鉱業の廃止又は規模の縮小に伴う支払金の財源として新エネルギー・産業技術総合開発機構に交付する補助金及び炭鉱労働者等の雇用の安定等に関する臨時措置法第十六条第一項の規定に基づき炭鉱離職者に支給するものとされる給付金（雇用に係る給付金等の整備充実を図るための関係法律の整備に関する法律第四条の規定による改正前の炭鉱離職者臨時措置法第十六条第一項の規定によりその支給がされていた就職促進手当に相当するものに限る。）（以下「炭鉱整理促進費補助金等」という。）の額が、当該年度における炭鉱整理促進費補助金等の交付又は支給に要する経費の額に不足するときは、当該不足する金額を限度として、同勘定の負担において、借入金を行うことができる。
- 9 前項の規定による借入金は、その借入れをしたときから四年（平成十年に借り入れた借入金にあつては一年）内に償還しなければならない。
- 10 附則第六項の規定により旧石炭勘定（石炭鉱業の構造調整の完了等に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十二年法律第十号））第二号の規定による改正する石炭勘定をいう。以下同じ。）の負担において借り入れた借入金の償還及び旧特別会計法第三条第二項第四号に規定する旧石炭勘定からの出資金の回収に関する政府の経理は、平成十九年三月三十一日までの間、第一条の規定にかか

- 12 わらず、この会計において行うものとする。
- 13 エネルギー需給構造高度化勘定及び石炭勘定に区分する。
- 14 前項の規定により借入金及び出資金の回収に関する政府の経理をこの会計で行う場合においては、この会計は、石油及び石炭勘定に規定する石炭勘定においては、次に掲げる物品（平成十八年三月三十一日までに関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二条第一項第一号に規定する輸入がされるものに限る。）に係る関税の毎年度の収納済額から当該年度におけるその関税についての還付すべき金額を控除した金額に相当するものに限る。）に係る関税の毎年度の収納済額から当該年度におけるその関税についての借入金及び借換えによる収入金、出資の回収金、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法附則第十三条第一項の規定による納付金であつて石炭勘定に帰属するもの及び附属雑収入をもつてその歳入とし、附則第六項の規定による借入金の償還金及び利子、次項の規定により読み替えて適用する第十三条第一項の規定による一時借入金の利子、同条第三項ただし書の規定により借り換えた一時借入金の償還金及び利子並びに附則第五項の規定による一般会計への繰入金、事務取扱費並びに附属諸費をもつてその歳出とする。
- 一 関税法（明治四十三年法律第五十四号）別表第二七〇九・〇〇号に掲げる石油及び歴青油（原油に限る。）
- 二 関税法別表第二七〇一〇号の（一）のCに掲げる揮発油
- 三 関税法別表第二七〇一〇号の（二）のB及び第二七〇一〇号の（一）のBに掲げる灯油
- 四 関税法別表第二七〇一〇号の（三）及び第二七〇一九号の（二）に掲げる軽油
- 五 関税法別表第二七〇一九号の（三）に掲げる重油及び粗油
- 15 附則第十一項の規定により借入金の償還及び出資金の回収に関する政府の経理をこの会計で行う場合においては、第三条及び第四条中「この会計」とあるのは「石油及びエネルギー需給構造高度化勘定」と、第六条中「歳入にあつては」とあるのは「石油及びエネルギー需給構造高度化勘定及び石炭勘定に区分し、各勘定において、歳入にあつては」と、第八条中「この会計」とあるのは「各勘定」と、「各勘定」と、「翌年度の歳入」とあるのは「当該各勘定の翌年度の歳入」と、第十一条中「この会計」とあるのは「各勘定」と、第十三条第一項中「この会計」とあるのは「各勘定」と、「この会計の」とあるのは「当該各勘定の」と、同条第三項中「償還しなければならない」とあるのは「償還しなければならない。ただし、歳入不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額を限り、一時借入金の借換えをすることができる」と、第十五条中「一時借入金」とあるのは「一時借入金」と、第十六条第一項中「この会計」とあるのは「各勘定」と、附則第五項中「この会計から」とあるのは「附則第十二項に規定する石炭勘定から」と読み替えて適用するものとする。
- 16 前項の規定により読み替えて適用する第十三条第三項の規定により借り換えた一時借入金は、その借換えをしたときから一年内（平成十八年度に借換えをした一時借入金にあつては、平成十九年三月三十一日まで）に償還しなければならない。
- 17 附則第六項及び第九項の規定による借入金の借入れ及び償還に関する事務は、財務大臣が行う。
- 18 附則第六項及び第九項の規定による借入金の償還及び利子の支出に必要な金額は、毎会計年度、附則第十二項に規定する石炭勘定から国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。
- 19 昭和四十七年度及び昭和四十八年度においては、第四条の規定により石炭勘定及び石油勘定の歳入に組み入れる関税収入の額は、同条の規定にかかわらず、石炭勘定にあつては第一号及び第二号に掲げる金額、石油勘定にあつては第三号に掲げる金額に相当する額とする。
- 一 原油及び関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の第二七・一〇号の（四）に掲げる製油の原料として使用する額とする。

される重油等に係る関税収入にあつては、その関税の毎年度の収納済額から、当該年度におけるその関税についての還付すべき金額（同法第七条の五第一項の規定により還付すべき金額を除く。）と払い戻すべき金額として政令で定めるところにより算定した額との合計額を控除した金額の六百四十分の五百三十に相当する額。

二 重油等（前号に規定するものを除く。）に係る関税収入のうち、関税暫定措置法別表第一の第二七・一〇号の一の（四）のAの（2）に掲げる重油等に係るものにあつては、その全額、同号の一の（四）のBの（2）に掲げる重油等に係るものにあつては、その七百三十分の三百二十に相当する額、同号の一の（四）のCの（2）に掲げる重油等に係るものにあつては、その六百六十分の二百九十に相当する額。

三 第四条の関税収入の額から前二号に掲げる金額を控除した金額。

19 関税率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律（昭和五十三年法律第五号）による改正前の関税率法第十九条第五項に規定する燃料（第四条に規定する原油及び重油等に該当するものに限る。）について関税率法第十九条第一項の規定により払い戻すべき金額がある年度における第四条の規定の適用については、なお従前の例による。

20 平成十二年度及び平成十三年度においては、第三条第一項の規定にかかわらず、石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律附則第二十二條の規定による納付金であつて石炭勘定に帰属するものは、石炭勘定の歳入とする。

21 平成十九年三月三十一日における附則第十二項に規定する石油及びエネルギー需給構造高度化勘定及び石炭勘定に所屬する権利及び義務は、政令で定めるところにより、この会計の権利及び義務となるものとする。この場合において、同項に規定する石油及びエネルギー需給構造高度化勘定又は石炭勘定の平成十九年度の歳入に繰り入れるべき金額があるときは、この会計の歳入に繰り入れるものとする。

22 附則第十二項に規定する石油及びエネルギー需給構造高度化勘定の平成十八年度の歳出予算の経費の金額のうち、附則第十四項の規定により読み替えて適用する第十六條第一項の規定により繰越しをするものは、この会計に繰り越して使用することができる。

23 石油公団法及び金属鋳業事業団法の廃止等に関する法律（平成十四年法律第九十三号）以下「廃止法」という。附則第二條第一項の規定により石油公団が解散するまでの間は、第三條第一項の規定にかかわらず、廃止法附則第九條第一項の規定による納付金であつてこの会計に帰属するものは、この会計の歳入とする。

24 廃止法附則第十條第二項（廃止法附則第十二條第二項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定により承継する債務の償還に関する政府の経理をこの会計で行う場合においては、第三條第二項第六号中「証券」とあるのは「証券並びに石油公団法及び金属鋳業事業団法の廃止等に関する法律（平成十四年法律第九十三号）附則第十條第二項（同法附則第十二條第二項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定によりこの会計において承継する債務（以下「承継債務」という。）」と、同項第七号中「一時借入金」とあるのは「一時借入金並びに承継債務」と、同項第八号中「償還」とあるのは「償還並びに承継債務の償還等」と、第十四條中「一時借入金」とあるのは「一時借入金並びに承継債務」と、第十五條中「及び証券」とあるのは「及び証券並びに承継債務」と、「及び償還」とあるのは「及び償還並びに承継債務の償還等」と読み替えて適用するものとする。

25 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構が石炭経過業務を行う間、第三條第一項の規定にかかわらず、同法附則第十三條第二項の規定による納付金であつてこの会計に帰属するものは、この会計の歳入とする。

26 附則第二十一項に規定する石炭勘定の平成十九年度の歳入に繰り入れるべき金額があると見込まれるときは、当該見込まれる金額を限度として、平成十八年度に限り、附則第十三條の規定にかかわらず、独立行政法人中小企業基盤整備機構に対する補助金（独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第四百七十七号）次項において「中小機構法」という。）附則第六條第一項から第四項までの業務に係るものに限る。）は、附則第十二項に規定する石炭勘定の歳出とする。

- 27 中小機構法附則第六条第五項に規定する特別の勘定が廃止されるまでの間、第三条第一項の規定にかかわらず、中小機構法附則第十四条の規定により読み替えて適用される中小機構法第十九条第三項及び中小機構法附則第六条第六項の規定による納付金であつてこの会計に帰属するものは、この会計の歳入とする。
- 28 廃止法附則第二条第一項の規定により国がこの会計において石油公団の貸付金を承継する場合には、当分の間、第三条第一項の規定にかかわらず、当該貸付金の償還金及び利子は、この会計の歳入とする。
- 29 第一条第二項第三号及び第三条第二項第五号の二の規定は、平成二十八年三月三十一日までに廃止するものとする。

○ 空港整備特別会計法（昭和四十五年法律第二十五号）

（設置）

第一条 空港整備事業（空港整備法（昭和三十一年法律第八十号）第二条第一項に規定する空港その他の飛行場で公共の用に供されるもの（これらと併せて設置すべき政令で定める施設を含む。以下「空港」という。）の設置、改良、災害復旧及び維持その他の管理に関する事業並びに空港の周辺における航空機の騒音により生ずる障害の防止等に関する事業並びにこれらの事業についての国の出資金、負担金その他の経費の交付及び資金の貸付けで国土交通大臣が行うものをいう。以下同じ。）、「国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第四条第百二十六号の政令で定める文教研修施設のうち航空保安業務に従事する職員に対しその業務を行うのに必要な研修を行う施設（以下「航空保安職員研修施設」という。）の管理及び運営並びに航空機を使用して行う航空保安施設（航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第四項に規定する航空保安施設をいう。）の検査その他航空交通の安全の確保のための検査及び調査に関する業務（以下「飛行検査業務等」という。）で国土交通大臣が行うものに関する政府の経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

2 この会計においては、前項に定めるもののほか、次の事項に関する経理を行うものとする。

- 一 空港整備事業に属する工事に密接な関連のある工事で国土交通大臣が施行するもの（以下「関連工事」という。）
- 二 空港整備事業に属する工事に密接な関連のある工事で国土交通大臣が委託に基づき施行するもの（以下「受託工事」という。）及び飛行検査業務等で国土交通大臣が委託に基づき行うもの（以下「受託業務」という。）
- 三 前二号に掲げるもののほか、空港整備事業を行う地方航空局の事務所（国土交通省設置法第三十九条第一項に規定する地方航空局の事務所）で空港に所在するものをいう。以下同じ。）の所掌する事務（以下「地方航空局事務所所掌事務」という。）

（管理）

第二条 この会計は、国土交通大臣が、法令で定めるところに従い、管理する。

（歳入及び歳出）

第三条 この会計においては、国の空港（地方航空局の事務所が設置されているものに限る。）の使用料収入、空港整備法第六条第一項及び第二項（同法第十条第二項（同法附則第四項において準用する場合を含む。）及び附則第四項において準用する場合を含む。）、「第十条第一項（同法附則第四項において準用する場合を含む。）並びに附則第二項の規定による負担金、一般会計からの繰入金、第七条第一項の規定による借入金、受託工事及び受託業務に係る納付金、貸付金の償還金、出資に対する配当金、この会計に帰属する国庫納付金、この会計に所属する株式の処分による収入並びに附属雑収入をもつてその歳入とし、空港整備事業に要

する費用、関連工事に要する費用及び受託工事に要する費用（これらの事業及び工事で国が北海道又は沖縄県において行うものに係る職員の給与に要する費用その他の工事事務費については、地方航空局の事務所に係るものに限る。）、航空保安職員研修施設の管理及び運営に要する費用、飛行検査業務等に要する費用、受託業務に要する費用、地方航空局事務所所掌事務の実施に要する費用、第七条第一項の規定による借入金償還金及び利子、第九条第一項の規定による一時借入金の利子、第十一条第一項又は第二項の規定による港湾整備特別会計又は一般会計への繰入金並びに附属諸費をもつてその歳出とする。

2 前項の規定する一般会計からの繰入金は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、繰り入れるものとする。

（歳入歳出予定計算書等の作成及び送付）

第四条 国土交通大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出予定計算書、繰越明許費要求書及び国庫債務負担行為要求書（以下「歳入歳出予定計算書等」という。）を作成し、財務大臣に送付しなければならない。

2 前項の歳入歳出予定計算書等には、次に掲げる書類を添附しなければならない。

- 一 前年度の事業実績表並びに前年度及び当該年度の事業計画表
- 二 国庫債務負担行為で翌年度以後にわたるものについてはその前年度末までの支出額及び支出額の見込み、当該年度以後の支出予定額並びに数会計年度にわたる事業に伴うものについてはその全体の計画及びその進行状況等に関する調書

（歳入歳出予算の区分）

第五条 この会計の歳入歳出予算は、歳入にあつては、その性質に従つて款及び項に、歳出にあつては、その目的に従つて項に区分する。

（予算の作成及び提出）

第六条 内閣は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、国会に提出しなければならない。

2 前項の予算には、第四条第一項に規定する歳入歳出予定計算書等及び同条第二項各号に掲げる書類を添附しなければならない。

（借入金）

第七条 この会計において、空港整備事業に係る施設の整備に要する費用の財源に充てるため必要があるときは、政令で定めるところにより、この会計の負担において、借入金をすることができる。

2 前項の規定による借入金の限度額については、予算をもつて、国会の議決を経なければならない。

（借入限度の繰越し）

第八条 この会計において、借入金の借入れについて国会の議決を経た金額のうち、当該年度において借入れをしなかつた金額があるときは、当該金額を限度として、かつ、歳出予算の繰越額の財源として必要な金額の範囲内で、翌年度において、前条第一項の規定による借入金をすることができる。

（一時借入金等）

第九条 この会計において、支払上現金に不足があるときは、この会計の負担において、一時借入金をし、又は国庫余裕金を繰り替

えて使用することができる。

- 2 前項の規定による一時借入金及び繰替金の限度額については、予算をもつて、国会の議決を経なければならない。
- 3 第一項の規定による一時借入金及び繰替金は、当該年度の歳入をもつて償還しなければならない。

(借入金及び一時借入金の借入れ及び償還の事務)

- 第十条 第七条第一項の規定による借入金及び前条第一項の規定による一時借入金の借入れ及び償還に関する事務は、財務大臣が行なう。

(他会計への繰入れ)

- 第十一条 港湾整備特別会計において行なう港湾整備特別会計法(昭和三十六年法律第二十五号)第一条第二項第四号に規定する空港整備特別会計所属空港関係工事の管理に要する事務費に相当する金額(政令で定める額に相当する金額を除く。)は、毎会計年度、政令で定めるところにより、この会計から港湾整備特別会計の港湾整備勘定に繰り入れるものとする。

- 2 受託工事に係る納付金のうち、当該工事について、一般会計において支弁した政令で定める経費の額に相当する金額は、当該納付金を収納した年度内において、この会計から一般会計に繰り入れるものとする。

- 3 第七条第一項の規定による借入金の償還金及び利子並びに第九条第一項の規定による一時借入金の利子の支出に必要な金額は、毎会計年度、この会計から国債整理基金特別会計に繰り入れるものとする。

(歳入歳出決定計算書の作成及び送付)

- 第十二条 国土交通大臣は、毎会計年度、歳入歳出予定計算書と同一の区分により、この会計の歳入歳出決定計算書を作成し、財務大臣に送付しなければならない。

- 2 前項の歳入歳出決定計算書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 当該年度の事業実績表
- 二 債務に関する計算書

(歳入歳出決算の作成及び提出)

- 第十三条 内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算とともに、国会に提出しなければならない。

- 2 前項の歳入歳出決算には、前条第一項に規定する歳入歳出決定計算書及び同条第二項各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(剰余金の繰入れ)

- 第十四条 この会計において、毎会計年度における歳入歳出の決算上剰余を生じたときは、これを翌年度の歳入に繰り入れるものとする。

(余裕金の預託)

第十五条 この会計において、支払上現金に余裕があるときは、これを財政融資資金に預託することができる。

(政令への委任)
第十六条 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

附 則

- 1 この法律は、公布の日から施行し、昭和四十五年度の予算から適用する。
- 2 この法律の施行の日の前日までに昭和四十五年度の一般会計又は港湾整備特別会計の港湾整備勘定の予算に基づいてした債務の負担又は支出で第一条に規定する事務又は事業に要する費用に係るものがあるときは、政令で定めるところにより、同年度の一般会計又はこの会計の予算に基づいてしたもののみならず、同日までに一般会計において収入した同年度分の第三条に規定する空港の使用料その他の収入は、この会計の歳入とみなす。
- 3 昭和四十四年度の一般会計の歳出予算のうち、第一条に規定する事務又は事業に係る経費で財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第十四条の三第一項又は第四十二条ただし書の規定により繰り越されたもの及び当該繰り越された予算に基づいてこの法律の施行前に同会計においてした債務の負担又は支出は、それぞれ、この会計に繰り越されたもの及びこの会計においてした債務の負担又は支出とみなす。
- 4 前項の規定によりこの会計に繰り越されたものがあるときは、財政法第四十一条の規定により昭和四十五年度の一般会計の歳入に繰り入れるべき昭和四十四年度の同会計の歳入歳出の決算上の剰余金のうち、同項の繰越しの額に相当する金額から政令で定める額を控除した額に相当する金額は、この会計の昭和四十五年度の歳入に繰り入れるものとする。
- 5 この法律の施行の際一般会計、特定国有財産整備特別会計又は港湾整備特別会計の港湾整備勘定に所属する権利義務で第一条に規定する事務又は事業に係るものは、政令で定めるところにより、この会計に帰属するものとする。
- 6 第四条第二項又は第六条第二項の規定によりこの会計の歳入歳出予定計算書等又は予算に添附すべき前年度の事業実績表及び前年度の事業計画表は、昭和四十五年（前前年度の事業実績表については、昭和四十六年度を含む。）の予算に限り、これらの規定にかかわらず、その添附を要しないものとする。
- 7 この会計に所属する国有財産で、空港における関税法（昭和二十九年法律第六十一号）その他の関税法規による関税の賦課徴収並びに輸出入貨物、航空機及び旅客の取締り並びに検疫法（昭和二十六年法律第二百一十一号）の規定による検疫のために使用する必要があるものその他政令で定めるものは、当分の間、政令で定めるところにより、各省各庁の長（国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第四条第二項に規定する各省各庁の長をいう。）の所管に属する国有財産とするため、一般会計に所管換又は所属替をするものとする。
- 8 次に掲げる場合には、当分の間、この会計と一般会計との間において無償として整理することができる。
 - 一 前項の規定により所管換又は所属替をする場合
 - 二 前項の規定によりこの会計から一般会計に所管換又は所属替をした国有財産で同会計において使用する必要がなくなつたもの
 - 三 前項に規定する事務のために使用する場合その他政令で定める場合において、この会計に所属する国有財産を一般会計において

- て使用させるとき。
- 四 この会計の業務のために使用する必要がある場合において、一般会計に所属する国有財産を、政令で定めるところにより、この会計において使用させるとき。
- 五 この会計に所属する株式でこの会計において保有する必要がなくなつたものについて、政令で定めるところにより、一般会計に所管換をする場合
- 九 この会計と一般会計との間において、附則第七項に規定する所管換又は所属替をする場合には、国有財産法第十二条及び第十四条の規定は、適用しない。
- 十 特定国有財産整備特別会計及び港湾整備特別会計の昭和四十四年度の収入及び支出並びに決算に関しては、なお従前の例による。政府は、当分の間、毎年度、空港の緊急な整備等に資するため、第三条第二項に規定する一般会計からの繰入金に、次の各号に掲げる額の合算額（当該年度の前前年度の航空機燃料税の収入見込額の十一に相当する額として同年度の一般会計の歳入予算に計上された金額（以下「航空機燃料税の収入額」という。）が、同年度の航空機燃料税の収入額の決算額の十三分の十一に相当する金額（以下「航空機燃料税の収入額の決算額」という。）をこえるときは、第一号に掲げる額から当該こえる額を控除した額）に相当する額を含め、当該繰入金をするものとする。
- 一 当該年度の航空機燃料税の収入額の予算額
- 二 当該年度の前前年度の航空機燃料税の収入額の予算額が同年度の航空機燃料税の収入額の決算額に不足するときは、当該不足額
- 十二 当分の間、離島における空港の効率的な利用及び整備に資するため国が当該離島への旅客の運送の用に供される飛行機（短い離着陸距離で発着することができると政令で定める特別の性能を有するものに限り。）の購入に要する費用の一部を補助する場合における当該補助金は、この会計の歳出とする。
- 十三 当分の間、沖縄県が同県宮古郡伊良部村の下地島に設置する訓練用の飛行場の設置に要する費用に係る国の補助金は、この会計の歳出とする。
- 十四 空港整備法附則第八項から第十一項まで若しくは中部国際空港の設置及び管理に関する法律（平成十年法律第三十六号）附則第二条第一項の規定による無利子の貸付けに関する政府の経理をこの会計において行う場合又は日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）第七条第六項の規定により産業投資特別会計社会資本整備勘定からこの会計に繰入れを行う場合における第三条第一項の適用については、同項中「一般会計からの繰入金」とあるのは、「一般会計からの繰入金、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）第七条第五項及び第六項の規定による産業投資特別会計社会資本整備勘定からの繰入金」と、「一般会計への繰入金」とあるのは、「一般会計への繰入金、附則第十五項、第十六項、第十七項及び第十九項の規定による産業投資特別会計社会資本整備勘定への繰入金」とする。
- 十五 空港整備法附則第八項から第十一項まで又は中部国際空港の設置及び管理に関する法律附則第二条第一項の規定による無利子の貸付金の償還（返還を含む。）以下この項において同じ。）を受けた場合においては、当該償還の日の属する年度に、当該貸付金の償還金（返還金を含む。）に相当する金額をこの会計から産業投資特別会計社会資本整備勘定に繰り入れるものとする。
- 十六 日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法第七条第五項の規定による産業投資特別会計社会資本整備勘定からの繰入金の額が、当該年度における空港整備法附則第八項から第十一項まで又は中部国際空港の設置及び管理に関する法律附則第二条第一項の規定による無利子の貸付金の合計額を超過する場合には、当該超過額に相

当する金額は、翌年度において日本電信電話株式会社株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法第七条第五項の規定による同勘定からの繰入金額から減額し、なお残余があるときは、翌々年度までにこの会計から同勘定に繰り入れるものとする。

17 日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法第七条第六項の規定により産業投資特別会計社会資本整備勘定からこの会計に繰入れを行った場合においては、当該繰入金をこの会計に繰り入れた会計年度及びこれに続く五箇年度以内に、当該繰入金に相当する金額（附則第十九項の規定により繰入れを行った場合においては、当該繰入金に相当する金額を控除した金額）に達するまでの金額を、予算で定めるところにより、この会計から同勘定に繰り入れるものとする。

18 前項の規定により繰入れを行う場合においては、当該繰入金に相当する金額を、一般会計からこの会計に繰り入れるものとする。19 日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法第七条第六項の規定による産業投資特別会計社会資本整備勘定からの繰入金額が、同項に規定する当該公共的建設事業であつてこの会計において経理されるものの当該年度において要した費用（当該年度において国が負担した費用に限る。）を超過する場合においては、当該超過額に相当する金額は、翌年度において同項の規定による同勘定からの繰入金額から減額し、なお残余があるときは、翌々年度までにこの会計から同勘定に繰り入れるものとする。

○ 労働保険特別会計法（昭和四十七年法律第十八号）

（設置）

第一条 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）による労働者災害補償保険事業（以下「労災保険事業」という。）及び雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）による雇用保険事業（以下「雇用保険事業」という。）に関する政府の経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

（管理）

第二条 この会計は、厚生労働大臣が、法令で定めるところに従い、管理する。

（勘定区分）

第三条 この会計は、労災勘定、雇用勘定及び徴収勘定に区分する。

（労災勘定の歳入及び歳出）

第四条 労災勘定においては、次に掲げる収入及び附属雑収入をもつて、その歳入とする。

- 一 第七条第一項の規定による徴収勘定からの受入金
- 二 労働者災害補償保険法第三十二条の規定に基づく一般会計からの受入金
- 三 積立金からの受入金
- 四 積立金から生ずる収入金
- 五 借入金

六 独立行政法人労働安全衛生総合研究所法（平成十一年法律第八十一号）第十三条第三項、独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第六十六号）第十六条第四項、独立行政法人労働政策研究・研修機構法（平成十四年法律第六十九号）第十四条第三項及び独立行政法人労働者健康福祉機構法（平成十四年法律第七十一号）第十三条第三項の規定による納付金

2 この勘定においては、次に掲げる費用及び附属諸費をもつて、その歳出とする。

- 一 労災保険事業の保険給付費及び労働福祉事業費
- 二 独立行政法人労働安全衛生総合研究所、独立行政法人労働政策研究・研修機構及び独立行政法人労働者健康福祉機構への出資金、交付金及び施設の整備のための補助金
- 三 独立行政法人福祉医療機構への出資金及び交付金
- 四 第八条の規定による徴収勘定への繰入金
- 五 借入金償還金及び利子
- 六 一時借入金の利子
- 七 労災保険事業の業務取扱費（第六条の規定により徴収勘定の歳出とされる業務取扱費を除く。）

（雇用勘定の歳入及び歳出）

第五条 雇用勘定においては、次に掲げる収入及び附属雑収入をもつて、その歳入とする。

- 一 第七条第二項の規定による徴収勘定からの受入金
- 二 雇用保険法第六十六条及び第六十七条の規定に基づく一般会計からの受入金
- 三 雇用安定資金からの受入金
- 四 積立金からの受入金
- 五 雇用安定資金から生ずる収入金
- 六 積立金から生ずる収入金
- 七 借入金
- 八 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法（平成十四年法律第六十五号）第十四条第三項、独立行政法人労働政策研究・研修機構法第十四条第三項及び独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第七十号）第十四条第三項の規定による納付金

2 この勘定においては、次に掲げる費用及び附属諸費をもつて、その歳出とする。

- 一 雇用保険事業の失業等給付費、雇用安定事業費、能力開発事業費及び雇用福祉事業費
- 二 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構、独立行政法人労働政策研究・研修機構及び独立行政法人雇用・能力開発機構への出資金、交付金及び施設の整備のための補助金
- 三 雇用・能力開発機構への出資金及び交付金
- 四 第八条の規定による徴収勘定への繰入金
- 五 第八条の二第一項の規定による雇用安定資金への繰入金
- 六 借入金償還金及び利子
- 七 一時借入金の利子
- 八 雇用保険事業の業務取扱費（次条の規定により徴収勘定の歳出とされる業務取扱費を除く。）

(徴収勘定の歳入及び歳出)

第六条 徴収勘定においては、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号。以下「徴収法」という。）第十条第二項の労働保険料（失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和四十四年法律第八十五号。以下「整備法」という。）第十九条第一項の特別保険料（以下「労災保険の特別保険料」という。）を含む。以下「労働保険料」という。）、「印紙をもつてする歳入金納付に関する法律（昭和二十三年法律第四百二十二号。次条第二項において「印紙納付法」という。）第三条第三項の規定による納付金、第八条の規定による労災勘定及び雇用勘定からの受入金並びに附属雑収入をもつてその歳入とし、次条第一項の規定による労災勘定への繰入金、同条第二項の規定による雇用勘定への繰入金、労働保険料の返還金、労働保険料の徴収及び労働保険事務組合に関する事務に係る業務取扱費その他の諸費をもつてその歳出とする。

(徴収勘定からの労災勘定及び雇用勘定への繰入れ)

第七条 徴収法第十条第二項第一号の一般保険料（以下「一般保険料」という。）の額のうち徴収法第十二条第二項の労災保険率に
応ずる部分の額、徴収法第十条第二項第二号の第一種特別加入保険料の額、同項第三号の第二種特別加入保険料の額、同項第三号
の二の第三種特別加入保険料の額及び労災保険の特別保険料の額（以下「労災保険に係る労働保険料の額」という。）並びに徴収
勘定の附属雑収入の額のうち政令で定める額の合計額に相当する金額は、毎会計年度、徴収勘定から労災勘定に繰り入れるものと
する。

2 一般保険料の額のうち徴収法第十二条第四項の雇用保険率（その率が徴収法第十二条第五項又は第七項の規定により変更された
ときは、その変更された率）に
応ずる部分の額、徴収法第二十三条第三項及び第二十五条第一項の規定に基づく印紙保険料の額、
前条の印紙納付法第三条第三項の規定による納付金の額並びに徴収勘定の附属雑収入の額のうち政令で定める額の合計額に相当す
る金額は、毎会計年度、徴収勘定から雇用勘定に繰り入れるものとする。

(労災勘定及び雇用勘定からの徴収勘定への繰入れ)

第八条 徴収勘定の歳出に係る労働保険料の返還金、業務取扱費その他の諸費の額のうち労災保険事業又は雇用保険事業に係るもの
として政令で定めるところにより算定した額に相当する金額は、毎会計年度、それぞれ労災勘定又は雇用勘定から徴収勘定に繰り
入れるものとする。

(雇用安定資金の設置)

第八条の二 雇用勘定に雇用安定資金を置き、同勘定からの繰入金及び第十八条第三項の規定による組入金をもつてこれに充てる。
2 前項に規定する雇用勘定からの繰入金は、予算の定めるところにより、繰り入れるものとする。

3 雇用安定資金は、雇用安定事業費及び前条の規定による雇用勘定からの徴収勘定への繰入金（労働保険料の返還金の財源に充て
るための額に相当する額の繰入金に限る。）を支弁するため必要があるときは、予算の定めるところにより、使用することができ
る。

(雇用安定資金の経理方法)

第八条の三 雇用安定資金の受払は、財務大臣の定めるところにより、雇用勘定の歳入歳出外として経理するものとする。

(歳入歳出予定計算書の作成及び送付)

第九条 厚生労働大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出予定計算書を作成し、財務大臣に送付しなければならない。

2 前項の歳入歳出予定計算書には、各勘定に係る次に掲げる書類(徴収勘定にあつては、積立金明細表を除く。)を添附しなければならない。

一 前年度の損益計算書及び貸借対照表並びに前前年度末における積立金明細表

二 前年度及び当該年度の予定損益計算書及び予定貸借対照表

3 雇用勘定にあつては、前項の書類のほか、当該年度の雇用安定資金の増減に関する計画表を添付しなければならない。

(歳入歳出予算の区分)

第十条 この会計の歳入歳出予算は、労災勘定、雇用勘定及び徴収勘定に区分し、各勘定において、歳入にあつては、その性質に従つて款及び項に区分し、歳出にあつては、その目的に従つて項に区分する。

(予算の作成及び提出)

第十一条 内閣は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、国会に提出しなければならない。

2 前項の予算には、第九条第一項に規定する歳入歳出予定計算書並びに同条第二項及び第三項の書類を添付しなければならない。

(借入金)

第十二条 労災勘定において、同勘定に属する経費を支弁するため必要があるときは、労災保険に係る労働保険料の額(純保険料の額に限る。)及び労働者災害補償保険法第三十二条の規定に基づく一般会計からの受入金をもつて、労災保険事業の保険給付費及び第八条の規定による同勘定からの徴収勘定への繰入金(労働保険料の返還金の財源に充てるための額に相当する額の繰入金に限る。)を支弁するに不足する金額を限度として、労災勘定の負担において、借入金をすることができる。

2 雇用勘定において、雇用保険事業の失業等給付費及び第八条の規定による同勘定からの徴収勘定への繰入金(労働保険料の返還金の財源に充てるための額に相当する額の繰入金に限る。)を支弁するため必要があるときは、雇用勘定の負担において、借入金をすることができる。

(一時借入金等)

第十三条 労災勘定又は雇用勘定において、支払上現金に不足があるときは、当該各勘定の負担において、一時借入金をし、又は国庫余裕金を繰り替えて使用することができる。

2 前項の規定による一時借入金及び繰替金は、当該年度の歳入をもつて償還しなければならない。

(借入金等の借入れ及び償還の事務)

第十四条 第十二条の規定による借入金及び前条第一項の規定による一時借入金の借入れ及び償還に関する事務は、財務大臣が行なう。

(国債整理基金特別会計への繰入れ)
第十五条 第十二条の規定による借入金、償還金及び利子並びに第十三条第一項の規定による一時借入金の利子の支出に必要な金額は、毎会計年度、国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

(歳入歳出決定計算書の作成及び送付)

第十六条 厚生労働大臣は、毎会計年度、歳入歳出予定計算書と同一の区分により、この会計の歳入歳出決定計算書を作成し、財務大臣に送付しなければならない。

2 前項の歳入歳出決定計算書には、各勘定に係る次に掲げる書類（徴収勘定にあつては、積立金明細表を除く。）を添付しなければならない。

- 一 当該年度の損益計算書及び貸借対照表並びに当該年度末における積立金明細表
- 二 債務に関する計算書

3 雇用勘定にあつては、前項の書類のほか、当該年度の雇用安定資金の増減に関する実績表を添付しなければならない。

(歳入歳出決算の作成及び提出)

第十七条 内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算とともに、国会に提出しなければならない。

2 前項の歳入歳出決算には、前条第一項に規定する歳入歳出決定計算書並びに同条第二項及び第三項の書類を添付しなければならない。

(剰余金等の処理)

第十八条 労災勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じたときはこれを同勘定の積立金として積み立て、不足を生じたときは同勘定の積立金からこれを補足するものとする。

2 雇用勘定において、毎会計年度の歳入額（雇用安定事業、能力開発事業及び雇用福祉事業に係る歳入額（次項において「三事業費充当歳入額」という。）を控除した残りの額とする。）から当該年度の歳出額（雇用安定事業、能力開発事業及び雇用福祉事業に係る歳出額（次項において「三事業費充当歳出額」という。）を控除した残りの額とする。）を控除して剰余があるときはこれを同勘定の積立金として積み立て、不足があるときは同勘定の積立金からこれを補足するものとする。

3 雇用勘定において、毎会計年度の三事業費充当歳入額から当該年度の三事業費充当歳出額を控除して剰余があるときはこれを雇用安定資金に組み入れ、不足があるときは雇用安定資金からこれを補足するものとする。

4 徴収勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じたときは、これを同勘定の翌年度の歳入に繰り入れるものとする。

(積立金の歳入への繰入れ)

第十九条 労災勘定又は雇用勘定の積立金は、労災保険事業の保険給付費又は雇用保険事業の失業等給付費及び第八条の規定による当該各勘定からの徴収勘定への繰入金（労働保険料の返還金の財源に充てるための額に相当する額の繰入金に限る。）を支弁する

る徴収法第十二条第五項又は徴収法第十二条第七項の規定により変更されたときは、その変更されたときは、「徴収法附則第九條において読み替えて適用する第七條第二項の規定の適用については、同項中「徴収法第十二條第四項」とあるのは「徴収法第十二條第五項又は第七項」とあるのは「徴収法附則第九條において読み替えて適用する徴収法第十二條第五項又は徴収法第十二條第七項」とする。

5 雇用安定資金は、政令で定める日までの間、第八條の二第三項に定めるもののほか、失業等給付費を支弁するため必要があるときは、予算の定めるところにより、使用することができる。

6 前項の政令で定める日までの間は、雇用勘定において、毎会計年度の第十八條第二項に規定する歳入額から当該年度の同項に規定する歳出額を控除して不足があるときは、同項の規定により同勘定の積立金からこれを補足してなお不足があるときは、雇用安定資金から当該不足分を補足することができる。

7 第四項の規定により使用した金額及び前項の規定により雇用安定資金から補足した金額については、後日、雇用勘定において、毎会計年度の第十八條第二項に規定する歳入額から当該年度の同項に規定する歳出額を控除して残余があるときは、同項の規定にかかわらず、これらの金額に相当する金額に達するまでの金額を雇用安定資金に繰り入れなければならない。この場合において、第八條の二第一項中「同勘定からの繰入金及び第十八條第三項の規定による繰入金」とあるのは、「同勘定からの繰入金、第十八條第三項の規定による繰入金及び附則第七項の規定による繰入金」とする。

8 石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）の規定による第一項一般拠出金の徴収に関する政府の経理は、当分の間、第一条の規定にかかわらず、この会計において行うものとする。この場合において、第六條中「並びに附属雑収入」とあるのは、「石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）第三十四條の規定に基づく一般会計からの受入金、同法第三十五條第一項の一般拠出金（以下この条において「一般拠出金」という。）並びに附属雑収入」と、「労働保険料の徴収及び」とあるのは、「一般拠出金の返還金、同法第三十六條の規定による独立行政法人環境再生保全機構への交付金、労働保険料及び一般拠出金の徴収並びに」とする。

○ 電源開発促進対策特別会計法（昭和四十九年法律第八十号）

（設置）

第一条 電源開発促進税の収入を財源として行う電源立地対策及び電源利用対策に関する政府の経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

2 前項の「電源立地対策」とは、発電用施設周辺地域整備法（昭和四十九年法律第七十八号）第七條（同法第十條第四項において準用する場合を含む。）の規定に基づく交付金（第三條の四第三項及び第七條第一項において「周辺地域整備交付金」という。）の交付及び同法第二條に規定する発電用施設（以下単に「発電用施設」という。）の周辺の地域における安全対策のための財政上の措置その他の発電の用に供する施設の設置及び運轉の円滑化に資するための財政上の措置（独立行政法人原子力安全基盤機構に對する交付金の交付を含み、当該財政上の措置に該当するものであつて発電の用に供する施設の設置又は改造及び技術の開発を主たる目的とするものを除く。）で政令で定めるものをいう。

3 第一項の「電源利用対策」とは、発電用施設（これと密接な関連を有する施設を含む。以下同じ。）の利用の促進及び安全の確保並びに発電用施設による電気の供給の円滑化を図るための措置（前項の財政上の措置に該当するものを除く。）であつて、次に掲げるものをいう。

- 一 次に掲げる財政上の措置
- イ 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構に対する交付金の交付
- ロ 独立行政法人日本原子力研究開発機構に対する出資（高速増殖炉の開発、核燃料物質の再処理技術の開発その他の業務で政令で定めるものに係る出資に限る。）又は交付金の交付
- ハ 独立行政法人原子力安全基盤機構に対する交付金の交付
- ニ 発電用施設の設置又は改造に係る予算の範囲内において行う補助（交付金、委託費その他の給付金の交付を含む。以下この号において同じ。）で政令で定めるもの
- ホ 発電用施設の設置又は改造を促進するための技術の開発に係る予算の範囲内において行う補助で政令で定めるもの
- 二 発電用施設の安全を確保するために経済産業大臣が行う措置であつて、政令で定めるもの
- 三 前二号に掲げる措置に附帯し、又は密接に関連する措置で政令で定めるもの（第三条の二において「電源利用対策に係る附帯事務等に関する措置」という。）

（管理）

第二条 この会計は、財務大臣、文部科学大臣及び経済産業大臣（以下「所管大臣」という。）が、法令で定めるところに従い、管理する。

2 この会計の管理に関する事務は、政令で定めるところにより、会計全体の計算整理に関するものについては経済産業大臣が、その他のものについては、電源立地勘定又は電源利用勘定及び所掌事務の区分に応じ、所管大臣の全部又は一部が行うものとする。

（勘定区分）

第二条の二 この会計は、電源立地勘定及び電源利用勘定に区分する。

（電源立地勘定の歳入及び歳出）

第三条 電源立地勘定においては、第三条の三の規定により電源立地対策に要する費用の財源に充てられる電源開発促進税の収入、第三条の四第三項の規定による周辺地域整備資金からの受入金、周辺地域整備資金から生ずる収入、第十一条第三項ただし書の規定による一時借入金、貸換えによる収入、独立行政法人原子力安全基盤機構法（平成十四年法律第七十九号）第十五条第三項の規定による納付金であつてこの勘定に帰属するもの及び附属雑収入をもつてその歳入とし、第一条第二項の交付金及び同項の財政上の措置に要する費用、第三条の四第一項の規定による周辺地域整備資金への繰入金、第十一条第一項の規定による一時借入金の利子、同条第三項ただし書の規定により借り換えた一時借入金の償還金及び利子、事務取扱費並びに附属諸費をもつてその歳出とする。

（電源利用勘定の歳入及び歳出）

第三条の二 電源利用勘定においては、次条の規定により電源利用対策に要する費用の財源に充てられる電源開発促進税の収入、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法第十九条第三項、独立行政法人日本原子力研究開発機構法（平成十六年法律第百五十五号）第十九条第三項及び独立行政法人原子力安全基盤機構法第十五条第三項の規定による納付金であつてこの勘定に帰属するもの並びに附属雑収入をもつてその歳入とし、第一条第三項第一号イからハまでの交付金、同号ロの出資金、同号ニ及びホの

補助金（交付金、委託費その他の給付金を含む。）、同項第二号の措置に要する費用、電源利用対策に係る附帯事務等に関する措置に要する費用、第十一条第一項の規定による一時借入金の子、事務取扱費並びに附属諸費をもつてその歳出とする。

（電源開発促進税の収入の帰属）
第三条の三 電源開発促進税の収入は、電源立地対策及び電源利用対策に要する費用の財源に充てるため、毎会計年度、これらの方策に必要な費用を勘案して、予算で定めるところにより、電源立地勘定及び電源利用勘定の歳入に組み入れるものとする。

（周辺地域整備資金の設置）
第三条の四 電源立地勘定に周辺地域整備資金を置き、同勘定からの繰入金及び第七条第一項の規定による組入金をもつてこれに充てる。

2 前項に規定する電源立地勘定からの繰入金は、予算で定めるところにより、繰り入れるものとする。
3 周辺地域整備資金は、周辺地域整備交付金及び第一条第二項の財政上の措置（政令で定めるものに限る。）に要する費用を支弁するため必要があるときは、予算で定めるところにより、電源立地勘定の歳入に繰り入れることができる。

（周辺地域整備資金の経理方法）
第三条の五 周辺地域整備資金の受払は、財務大臣の定めるところにより、電源立地勘定の歳入歳出外として経理するものとする。

（歳入歳出予定計算書及び国庫債務負担行為要求書の作成及び送付）

第四条 所管大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出予定計算書及び国庫債務負担行為要求書を作成し、財務大臣に送付しなければならない。
2 電源立地勘定にあつては、前項の歳入歳出予定計算書に、当該年度の周辺地域整備資金の増減に関する計画表を添付しなければならない。

（歳入歳出予算の区分）

第五条 この会計の歳入歳出予算は、電源立地勘定及び電源利用勘定に区分し、各勘定において、歳入にあつては、その性質に従つて款及び項に、歳出にあつては、その目的に従つて項に区分する。

（予算の作成及び提出）

第六条 内閣は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、国会に提出しなければならない。
2 前項の予算には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 歳入歳出予定計算書及び第四条第二項に規定する計画表

二 国庫債務負担行為要求書

三 国庫債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額及び支出額の見込み、当該年度以降の支出予定額並びに数会計年度にわたる事業に伴うものについてはその全体の計画及びその進行状況等に関する調書

(剰余金の処理)

第七条 電源立地勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じたときは、当該剰余金のうち、周辺地域整備交付金及び第三条の四第三項に規定する財政上の措置に係る歳出予算における支出残額(第十四条第一項の規定により繰り越して使用されるものを除く。)に相当する金額を限度として政令で定める金額は、周辺地域整備資金に組み入れ、なお剰余があるときは、同勘定の翌年度の歳入に繰り入れるものとする。

2 電源利用勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じたときは、これを同勘定の翌年度の歳入に繰り入れるものとする。

(歳入歳出決定計算書の作成及び送付)

第八条 所管大臣は、毎会計年度、歳入歳出予定計算書と同一の区分により、この会計の歳入歳出決定計算書を作成し、財務大臣に送付しなければならない。

2 電源立地勘定にあつては、前項の歳入歳出決定計算書に、当該年度の周辺地域整備資金の増減に関する実績表を添付しなければならない。

(歳入歳出決算の作成及び提出)

第九条 内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算とともに、国会に提出しなければならない。

2 前項の歳入歳出決算には、前条第一項に規定する歳入歳出決定計算書及び同条第二項に規定する実績表を添付しなければならない。

(周辺地域整備資金の運用)

第九条の二 周辺地域整備資金は、財政融資資金に預託して運用することができる。

(余裕金の預託)

第十条 各勘定において、支払上現金に余裕があるときは、これを財政融資資金に預託することができる。

(一時借入金等)

第十一条 各勘定において、支払上現金に不足があるときは、当該各勘定の負担において、一時借入金をし、又は国庫余裕金を繰り替えて使用することができる。

2 前項の規定による一時借入金及び繰替金の限度額については、予算をもつて、国会の議決を経なければならぬ。

3 第一項の規定による一時借入金及び繰替金は、当該年度の歳入をもつて償還しなければならない。ただし、電源立地勘定において、歳入不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額を限り、一時借入金の借換えをすることができる。

4 前項ただし書の規定により借り換えた一時借入金は、その借換えをしたときから一年内に償還しなければならない。

(一時借入金の借入れ及び償還の事務)
第十二条 前条の規定による一時借入金の借入れ及び償還に関する事務は、財務大臣が行う。

(国債整理基金特別会計への繰入れ)
第十三条 第十一条第一項の規定による一時借入金の利子並びに同条第三項ただし書の規定により借り換えた一時借入金の償還金及び利子の支出に必要な金額は、毎会計年度、国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

(支出残額の繰越し)

第十四条 各勘定において、毎会計年度の歳出予算における支出残額は、翌年度に繰り越して使用することができる。

2 所管大臣は、前項の規定による繰越しをしたときは、財務大臣及び会計検査院に通知しなければならない。
3 第一項の規定による繰越しをしたときは、当該経費については、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第三十一条第一項の規定による予算の配賦があつたものとみなす。この場合においては、同条第三項の規定による通知は、必要としない。

(実施規定)

第十五条 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

附 則

1 この法律は、昭和四十九年十月一日から施行する。

2 退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律(昭和二十五年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「外国為替資金特別会計」を「電源開発促進対策特別会計、外国為替資金特別会計」に改める。

3 国税収納金整理資金に関する法律(昭和二十九年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

4 第六条第二項中「一般会計又は」の下に「電源開発促進対策特別会計、」を加える。
科学技術庁設置法(昭和三十一年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

5 第九条第十三号の次に次の一号を加える。
十三の二 電源開発促進対策特別会計の経理を行うこと。

通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。
第三十六条の六第五号中「及び石炭及び石油対策特別会計」を「、石炭及び石油対策特別会計及び電源開発促進対策特別会計」に改める。

○ 特許特別会計法(昭和五十九年法律第二十四号)

(設置)

第一条 特許等工業所有権に関する事務の遂行に資するとともに、その経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分

して経理する。

第二条 (管理) この会計は、経済産業大臣が、法令で定めるところに従い、管理する。

第三条 (歳入及び歳出) この会計においては、印紙をもつてする歳入金納付に関する法律(昭和二十三年法律第四百二十二号)第三条第三項の規定による納付金、特許法(昭和三十四年法律第二百一十一号)第一百七条第一項の規定による特許料(現金をもつて納付されたものに限る。)、及び同法第二百二条第二項の規定による割増特許料(現金をもつて納付されたものに限る。)、その他工業所有権に関する登録料(現金をもつて納付されたものに限る。)、及び割増登録料(現金をもつて納付されたものに限る。)、同法第九十五条第一項から第三項までの規定による手数料(現金をもつて納付されたものに限る。)、その他工業所有権に関する事務に係る手数料(現金をもつて納付されたものに限る。)、第七条の規定による一般会計からの繰入金、第十一条第一項の規定による借入金、第十二条第三項ただし書の規定による一時借入金の借換えによる収入金、独立行政法人工業所有権情報・研修館法(平成十一年法律第二百一十一号)第十二条第三項の規定による納付金並びに附属雑収入をもつてその歳入とし、事務取扱費、施設費、独立行政法人工業所有権情報・研修館への出資金、交付金及び施設の整備のための補助金、第十一条第一項の規定による借入金の償還金及び利子、第十二条第一項の規定による一時借入金の利子、同条第三項ただし書の規定により借り換えた一時借入金の償還金及び利子その他の諸費をもつてその歳出とする。

(歳入歳出予定計算書の作成及び送付)

第四条 経済産業大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出予定計算書を作成し、財務大臣に送付しなければならない。

第五条 (歳入歳出予算の区分) この会計の歳入歳出予算は、歳入にあつては、その性質に従つて款及び項に、歳出にあつては、その目的に従つて項に区分する。

(予算の作成及び提出)

第六条 内閣は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、国会に提出しなければならない。

2 前項の予算には、第四条に規定する歳入歳出予定計算書を添付しなければならない。

(一般会計からの繰入れ)

第七条 政府は、登録免許税の納付の確認並びに課税標準及び税額の認定の事務に要する経費の財源に充てるため、毎会計年度、予算で定めるところにより、一般会計からこの会計に繰入金をするものとする。

2 政府は、この会計の収入支出の状況により必要があると認めるときは、予算で定めるところにより、一般会計からこの会計に繰入金をすることができる。

(剰余金の繰入れ)

第八条 この会計において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じたときは、これを翌年度の歳入に繰り入れるものとする。ただし、当該剰余金から政令で定める金額を控除した金額は、予算で定めるところにより、一般会計の歳入に繰り入れることができる。

(歳入歳出決定計算書の作成及び送付)

第九条 経済産業大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出予定計算書と同一の区分により、この会計の歳入歳出決定計算書を作成し、財務大臣に送付しなければならない。

(歳入歳出決算の作成及び提出)

第十条 内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算とともに、国会に提出しなければならない。

2 前項の歳入歳出決算には、前条に規定する歳入歳出決定計算書を添付しなければならない。

(借入金)

第十一条 この会計において、経費を支弁するため必要があるときは、この会計の負担において、借入金をすることができる。

(一時借入金等)

第十二条 この会計において、支払上現金に不足があるときは、この会計の負担において、一時借入金をし、又は国庫余裕金を繰り替えて使用することができる。

2 前項の規定による一時借入金及び繰替金の限度額については、予算をもつて、国会の議決を経なければならない。

3 第一項の規定による一時借入金及び繰替金は、当該年度の歳入をもつて償還しなければならない。ただし、歳入不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額を限り、一時借入金の借換えをすることができない。

4 前項ただし書の規定により借り換えた一時借入金は、その借換えをしたときから一年内に償還しなければならない。

(借入金及び一時借入金の借入れ及び償還の事務)

第十三条 第十一条の規定による借入金及び前条の規定による一時借入金の借入れ及び償還に関する事務は、財務大臣が行う。

(国債整理基金特別会計への繰入れ)

第十四条 第十一条第一項の規定による借入金の償還金及び利子、第十二条第一項の規定による一時借入金の利子並びに同条第三項ただし書の規定により借り換えた一時借入金の償還金及び利子の支出に必要な金額は、毎会計年度、国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

(余裕金の預託)

第十五条 この会計において、支払上現金に余裕があるときは、これを財政融資資金に預託することができる。

(実施規定)

第十六条 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和五十九年七月一日から施行する。

(権利義務の帰属等に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の際一般会計に所属する権利義務で工業所有権に関する事務に係るものは、政令で定めるところにより、この会計に帰属するものとする。

2 次に掲げる場合には、当分の間、この会計と一般会計との間において無償として整理することができる。

一 前項の規定によりこの会計に帰属することとなつた国有財産でこの会計において使用する必要がなくなつたものについて、政令で定めるところにより、一般会計に所管換又は所属替をする場合

二 この会計に所管換又は所属替をするうち、この会計の事務の用に供するため必要があるものについて、政令で定めるところにより、この会計の事務のために使用する必要がある場合において、一般会計に所属する国有財産を、政令で定めるところにより、この会計において使用させるとき。

(特許法の一部改正)

第三条 特許法(昭和三十四年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

第七十七条に次の一項を加える。

3 第一項の特許料の納付は、通商産業省令で定めるところにより、特許印紙をもつてしなければならない。

3 前項の割増特許料の納付は、通商産業省令で定めるところにより、特許印紙をもつてしなければならない。

4 第一項又は第二項の手数料の納付は、通商産業省令で定めるところにより、特許印紙をもつてしなければならない。

(実用新案法の一部改正)

第四条 実用新案法(昭和三十四年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

3 第三十一条に次の一項を加える。

3 第一項の登録料の納付は、通商産業省令で定めるところにより、特許印紙をもつてしなければならない。

第三十三条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前項の割増登録料の納付は、通商産業省令で定めるところにより、特許印紙をもつてしなければならない。

3 第五十四条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項の手数料の納付は、通商産業省令で定めるところにより、特許印紙をもつてしなければならない。

(意匠法の一部改正)

第五条 意匠法（昭和三十四年法律第二百二十五号）の一部を次のように改正する。

第四十二条に次の一項を加える。

4 第一項又は第二項の登録料の納付は、通商産業省令で定めるところにより、特許印紙をもつてしなければならない。

4 第四十四条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前項の割増登録料の納付は、通商産業省令で定めるところにより、特許印紙をもつてしなければならない。

3 第六十七条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項の手数料の納付は、通商産業省令で定めるところにより、特許印紙をもつてしなければならない。

(商標法の一部改正)

第六条 商標法（昭和三十四年法律第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

第四十条に次の一項を加える。

4 第一項又は第二項の登録料の納付は、通商産業省令で定めるところにより、特許印紙をもつてしなければならない。

4 第七十六条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項の手数料の納付は、通商産業省令で定めるところにより、特許印紙をもつてしなければならない。

(特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律の一部改正)

第七条 特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律（昭和五十三年法律第三十号）の一部を次のように改正する。

第十八条第三項中「第五項」を「第六項」に改める。

(特許印紙による納付の開始に伴う経過措置)

第八条 附則第三条から前条までの規定による改正後の特許法、実用新案法、意匠法、商標法又は特許協力条約に基づく国際出願等

に関する法律の規定にかかわらず、この法律の施行の日から二週間以内に特許料、割増特許料、手数料、登録料又は割増登録料を

納付するときは、収入印紙又は特許印紙をもつてすることができる。

(印紙をもつてする歳入金納付に関する法律の一部改正)

第九条 印紙をもつてする歳入金納付に関する法律（昭和二十三年法律第四百二十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項に次の一号を加える。

七 特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）第一百七条第一項の規定により特許料を、同法第一百二十二条第二項の規定により割増

特許料を、同法第九十五条第一項若しくは第二項の規定により手数料を、実用新案法（昭和三十四年法律第二百二十三号）第三十一条第一項の規定により登録料を、同法第三十三条第二項の規定により割増登録料を、同法第五十四条第一項の規定により手数料を、意匠法（昭和三十四年法律第二百二十五号）第四十二条第一項若しくは第二項の規定により登録料を、同法第四十条第二項の規定により割増登録料を、同法第六十七条第一項の規定により手数料を、商標法（昭和三十四年法律第二百二十七号）第四十条第一項若しくは第二項の規定により登録料を、同法第七十六条第一項の規定により手数料を、特許協力条約に基づき国際出願等に関する法律（昭和五十三年法律第三十号）第八条第四項、第十二条第三項若しくは第十八条第一項の規定により手数料を又はその他工業所有権に関する事務に係る手数料を納付するとき。

第二条第二項中「及び自動車重量税法に規定する自動車重量税印紙」を「、自動車重量税法に規定する自動車重量税印紙並びに特許法、実用新案法、意匠法及び商標法に規定する特許印紙」に改める。

第三条第一項に次の一号を加える。
八 特許印紙 郵便局のうち郵政大臣が通商産業大臣に協議して指定するもの又は郵便切手類売りさばき所若しくは印紙売りさばき所

第三条第二項中「及び第七号」を「、第七号及び第八号」に改める。

（郵便切手類売りさばき所及び印紙売りさばき所に関する法律の一部改正）

第十条 郵便切手類売りさばき所及び印紙売りさばき所に関する法律（昭和二十四年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。
第一条中「及び自動車重量税印紙」を「、自動車重量税印紙及び特許印紙」に改める。

（郵政事業特別会計法の一部改正）

第十一条 郵政事業特別会計法（昭和二十四年法律第九号）の一部を次のように改正する。
第四十条中「国税収納金整理資金に」の下に「、特許印紙に係るものは特許特別会計に」を加える。

（退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律の一部改正）

第十二条 退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律（昭和二十五年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。
第一条中「機械類信用保険特別会計」の下に「、特許特別会計」を加える。

○ 登記特別会計法（昭和六十年法律第五十四号）

（設置）

第一条 登記に関する事務その他の登記所に係る事務の遂行に資するとともに、その経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

（管理）

第二条 この会計は、法務大臣が、法令で定めるところに従い、管理する。

(歳入及び歳出)

第三条 この会計においては、印紙をもつてする歳入金納付に関する法律（昭和二十三年法律第四百十二号）第三条第三項の規定による納付金、商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第十三条第二項ただし書及び不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）第十九条第四項ただし書の規定（他の法令において準用する場合を含む。）並びに電子情報処理組織による登記事務処理の円滑化のための措置等に関する法律（昭和六十年法律第三十三号）第三条第四項ただし書、動産及び債権の譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成十年法律第四百四号）第二十一条第二項ただし書、後見登記等に関する法律（平成十一年法律第五百五十二号）第十一条第二項ただし書及び電気通信回線による登記情報の提供に関する法律（平成十一年法律第二百二十六号）第四条第三項の規定による手数料、一般会計からの繰入金、第十条第一項の規定による借入金、第十一条第三項ただし書の規定による一時借入金の借換えによる収入金並びに附属雑収入をもつてその歳入とし、事務取扱費、施設費、第十条第一項の規定による借入金の償還金及び利子、第十一条第一項の規定による一時借入金の利子、同条第三項ただし書の規定により借り換えた一時借入金金の償還金及び利子その他の諸費をもつてその歳出とする。

2 前項に規定する一般会計からの繰入金は、予算で定めるところにより、繰り入れるものとする。

(歳入歳出予定計算書の作成及び送付)

第四条 法務大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出予定計算書を作成し、財務大臣に送付しなければならない。

(歳入歳出予算の区分)

第五条 この会計の歳入歳出予算は、歳入にあつては、その性質に従つて款及び項に、歳出にあつては、その目的に従つて項に区分する。

(予算の作成及び提出)

第六条 内閣は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、国会に提出しなければならない。

2 前項の予算には、第四条に規定する歳入歳出予定計算書を添付しなければならない。

(剰余金の繰入れ)

第七条 この会計において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じたときは、これを翌年度の歳入に繰り入れるものとする。ただし、当該剰余金から政令で定める金額を控除した金額は、予算で定めるところにより、一般会計の歳入に繰り入れることができる。

(歳入歳出決定計算書の作成及び送付)

第八条 法務大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出予定計算書と同一の区分により、この会計の歳入歳出決定計算書を作成し、財務大臣に送付しなければならない。

(歳入歳出決算の作成及び提出)

第九条 内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算とともに、国会に提出しなければならない。

2 前項の歳入歳出決算には、前条に規定する歳入歳出決定計算書を添付しなければならない。

(借入金)

第十条 この会計において、施設費を支弁するため必要があるときは、この会計の負担において、借入金をすることができる。

2 前項の規定による借入金の限度額については、予算をもつて、国会の議決を経なければならない。

(一時借入金等)

第十一条 この会計において、支払上現金に不足があるときは、この会計の負担において、一時借入金をし、又は国庫余裕金を繰り替えて使用することができる。

2 前項の規定による一時借入金及び繰替金の限度額については、予算をもつて、国会の議決を経なければならない。

3 第一項の規定による一時借入金及び繰替金は、当該年度の歳入をもつて償還しなければならない。ただし、歳入不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額を限り、一時借入金の借換えをすることができる。

4 前項ただし書の規定により借り換えた一時借入金は、その借換えをしたときから一年内に償還しなければならない。

(借入金及び一時借入金の借入れ及び償還の事務)

第十二条 第十条の規定による借入金及び前条の規定による一時借入金の借入れ及び償還に関する事務は、財務大臣が行う。

(国債整理基金特別会計への繰入れ)

第十三条 第十条第一項の規定による借入金の償還金及び利子、第十一条第一項の規定による一時借入金の利子並びに同条第三項ただし書の規定により借り換えた一時借入金の償還金及び利子の支出に必要な金額は、毎会計年度、国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

(余裕金の預託)

第十四条 この会計において、支払上現金に余裕があるときは、これを財政融資資金に預託することができる。

(実施規定)

第十五条 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和六十年七月一日から施行する。

(権利義務の帰属等に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の際一般会計に所属する権利義務で第一条に規定する事務に係るものは、政令で定めるところにより、この会計に帰属するものとする。

2 次に掲げる場合には、当分の間、この会計と一般会計との間において無償として整理することができる。

一 前項の規定によりこの会計に帰属することとなつた国有財産でこの会計において使用する必要がなくなつたものについて、政令で定めるところにより、一般会計に所管換又は所属替をする場合

二 一般会計に所属する国有財産のうち、この会計の事務の用に供するため必要があるものについて、政令で定めるところにより、この会計に所管換又は所属替をする場合

三 法務局若しくは地方法務局若しくはこれらの支局又はこれらの出張所の事務（第一条に規定する事務を除く。）のために使用する場合その他政令で定める場合において、この会計に所属する国有財産を一般会計において使用させるとき。

四 この会計の事務のために使用する必要がある場合において、一般会計に所属する国有財産を、政令で定めるところにより、この会計において使用させるとき。

(民法施行法の一部改正)

第三条 民法施行法（明治三十一年法律第十一号）の一部を次のように改正する。

第八条に次の一項を加える。
前項ノ規定ニ依リ登記所ニ為ス請求ニ係ル手数料ノ納付ハ登記印紙ヲ以テ之ヲ為スコトヲ要ス

(不動産登記法の一部改正)

第四条 不動産登記法（明治三十二年法律第二十四号）の一部を次のように改正する。

第二十一条に次の一項を加える。
第一項ノ手数料ノ納付ハ登記印紙ヲ以テ之ヲ為スコトヲ要ス

(抵当証券法の一部改正)

第五条 抵当証券法（昭和六年法律第十五号）の一部を次のように改正する。

第三条に次の一項を加える。
前項ノ手数料ノ納付ハ登記印紙ヲ以テ之ヲ為スコトヲ要ス

(商業登記法の一部改正)

第六条 商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）の一部を次のように改正する。

第十三条に次の一項を加える。
2 前二条の手数料の納付は、登記印紙をもつてしなければならない。

(電子情報処理組織による登記事務処理の円滑化のための措置等に関する法律の一部改正)

第七条 電子情報処理組織による登記事務処理の円滑化のための措置等に関する法律（昭和六十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

第三条に次の一項を加える。

4 第一項の手数料の納付は、法務省令で定めるところにより、登記印紙をもつてしなければならない。

（登記印紙による納付の開始に伴う経過措置）

第八条 附則第三条の規定による改正後の民法施行法第八条第二項、附則第四条の規定による改正後の不動産登記法第二十一条第四項（同法第二十四条ノ二第三項及び他の法令の規定において準用する場合を含む。）、附則第五条の規定による改正後の抵当証券法第三条第五項（同法第二十二条において準用する場合を含む。）、附則第六条の規定による改正後の商業登記法第十三条第二項（他の法令の規定において準用する場合を含む。）又は附則第七条の規定による改正後の電子情報処理組織による登記事務処理の円滑化のための措置等に関する法律第三条第四項の規定にかかわらず、この法律の施行の日から二週間以内に手数料を納付するときは、収入印紙又は登記印紙をもつてすることができる。

（印紙をもつてする歳入金納付に関する法律の一部改正）

第九条 印紙をもつてする歳入金納付に関する法律（昭和二十三年法律第四百二十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項に次の一号を加える。

八 民法施行法（明治三十一年法律第十一号）第八条第一項の規定により登記所にする請求につき手数料を、不動産登記法（明治三十二年法律第二十四号）第二十一条第一項（同法第二十四条ノ二第三項及び他の法律の規定において準用する場合を含む。）、抵当証券法（昭和六年法律第十五号）第三条第四項（同法第二十二条において準用する場合を含む。）、商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第十一条第一項若しくは第十二条第一項（これらの規定を他の法律の規定において準用する場合を含む。）若しくは電子情報処理組織による登記事務処理の円滑化のための措置等に関する法律（昭和六十年法律第三十三号）第三条第一項の規定により手数料を又はその他登記所における事務に係る手数料を納付するとき。

九 登記印紙 郵便局のうち郵政大臣が法務大臣に協議して指定するもの又は郵便切手類売りさばき所若しくは印紙売りさばき所

第三条第二項中「及び第八号」を「、第八号及び第九号」に改める。

（郵便切手類売りさばき所及び印紙売りさばき所に関する法律の一部改正）

第十条 郵便切手類売りさばき所及び印紙売りさばき所に関する法律（昭和二十四年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。
第一条中「及び特許印紙」を「、特許印紙及び登記印紙」に改める。

（郵政事業特別会計法の一部改正）

第十一条 郵政事業特別会計法（昭和二十四年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

第四十条中「特許特別会計に」の下に「、登記印紙に係るものは登記特別会計に」を加える。

（退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律の一部改正）
第十二条 退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律（昭和二十五年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。
第一条中「電源開発促進対策特別会計」の下に「、登記特別会計」を加える。

○ 地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号）（抄）

（用語の意義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 地方交付税 第六条の規定により算定した所得税、法人税、酒税、消費税及びたばこ税のそれぞれの一定割合の額で地方団体がひとしくその行うべき事務を遂行することができるように国が交付する税をいう。
- 二 六（略）

（交付税の総額）

第六条 所得税及び酒税の収入額のそれぞれ百分の三十二、法人税の収入額の百分の三十四、消費税の収入額の百分の二十九・五並びにたばこ税の収入額の百分の二十五をもつて交付税とする。

2 毎年度分として交付すべき交付税の総額は、当該年度における所得税及び酒税の収入見込額のそれぞれ百分の三十二、法人税の収入見込額の百分の三十四、消費税の収入見込額の百分の二十九・五並びにたばこ税の収入見込額の百分の二十五に相当する額の合算額に当該年度の前年度以前の年度における交付税で、まだ交付していない額を加算し、又は当該前年度以前の年度において交付すべきであつた額を超えて交付した額を当該合算額から減額した額とする。

附 則

（平成十八年度分の交付税の総額の特例）

第四条 平成十八年度分に限り、同年度分として交付すべき交付税の総額は、第一号から第十号までに掲げる額の合算額に四千七百億円を加算した額から第十一号から第十五号までに掲げる額の合算額を減額した額とする。

- 一 第六条第二項の規定により算定した額
- 二 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八号）第一条の規定による改正前の地方交付税法（以下この条において「旧法」という。）附則第四条の二第八項の規定において平成十八年度分の交付税の総額に加算することとされていた額二千七百四十七億円

三 第十五号に掲げる額に相当する額のうち次条第五項の規定に基づき平成十九年度から平成三十三年度までの各年度分の交付税の総額に加算する額の合算額に相当する額の借入金及び当該借入金に係る債務の弁済に起因する一時借入金に係るものとして一

- 三 当該各年度の前年度における借入金の額に相当する額
- 四 当該各年度における交付税及び譲与税配付金特別会計法第十三条第一項の規定による一時借入金に係る利子及び同法附則第五条第一項の規定による借入金に係る利子の支払に充てるため必要な額
- 2 平成十九年度から平成三十三年度までの各年度分の交付税の総額については、前項の額に、当該各年度において交付税及び譲与税配付金特別会計法附則第六条の二の規定に基づき、一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計の交付税及び譲与税配付金勘定に繰り入れられる額を加算する。
- 3 平成十九年度から平成三十三年度までの各年度分の交付税の総額については、第一項の額に、当該各年度において交付税及び譲与税配付金特別会計法附則第六条の三の規定に基づき、一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計の交付税及び譲与税配付金勘定に繰り入れられる額を加算する。
- 4 平成十九年度から平成三十年度までの各年度分の交付税の総額については、第一項の額に、当該各年度において交付税及び譲与税配付金特別会計法附則第六条の四の規定に基づき、一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計の交付税及び譲与税配付金勘定に繰り入れられる額を加算する。
- 5 平成十九年度から平成三十三年度までの各年度分の交付税の総額については、過去における交付税の総額を確保するための借入金償還財源として、第一項の額に、次の表の上欄に掲げる当該各年度に应ずる同表の下欄に定める金額を加算する。

年 度	金 額
平成十九年度	一兆二千五百六十九億円
平成二十年度	一兆三千四百五十五億円
平成二十一年度	一兆五千三百五十一億円
平成二十二年度	六千七百五十万円
平成二十三年度	六千五百七十七億円
平成二十四年度	七千六百五十七億円
平成二十五年	七千六百五十七億円
平成二十六年	八千三百七十六億円
平成二十七年	九千二百七十六億円
平成二十八年	九千二百七十六億円
平成二十九年	九千二百七十六億円
平成三十年	七千五百九十三億三千五百九十九万円
平成三十一年	五千二百九十八億八千九百八十八円
平成三十二年	四千二百八十八億八千九百八十八円
平成三十三年	三千四百四十四億四千九百八十八円

6 平成十九年度から平成三十三年度までの各年度分の交付税の総額については、平成十一年度の税制改正に関する国税の減少による交付税の総額の減少を補うための借入金の償還財源として、第一項の額に、次の表の上欄に掲げる当該各年度に应ずる同表の下欄に定める金額を加算する。

8

平成十九年度から平成二十一年度までの各年度分の交付税の総額については、平成十九年度における国から地方団体への税源の

年 度	金 額
平成二十一年度	五十五億円
平成二十二年	六十一億円
平成二十三年	六十七億円
平成二十四年	七十三億円
平成二十五年	八十一億円
平成二十六年	八十九億円
平成二十七年	九十八億円
平成二十八年	百零七億円
平成二十九年	百一十八億円
平成三十年	百三十三億円

7

担金の見直しに伴う地方団体の減収額を補うための借入金償還財源として、第一項の額に、次の表の上欄に掲げる当該各年度に
 応ずる同表の下欄に定める金額を加算する。

年 度	金 額
平成二十九年	二千三百九十一億円
平成三十年	二千九百五十七億円
平成三十一年	三千七百四十九億円
平成三十二年	四千六百五十一億円
平成三十三年	三千九百五十八億円
平成三十四年	三千九百五十八億円
平成三十五年	四千三百八十八億円
平成三十六年	四千七百三十七億円
平成三十七年	五千二百八十八億円
平成三十八年	五千七百二十九億円
平成三十九年	四千九百七十一億八千八百九十九円
平成四十年	四千二百二十二億四千四百九十九円
平成四十一年	三千二百五十二億三千四百九十九円
平成四十二年	二千二百五十二億三千四百九十九円
平成四十三年	二千二百六十六億六千五百九十九円

11 第一項第二号及び第三号の借入金の額は、交付税及び譲与税配付金特別会計法附則第五条第一項の規定による借入金の額としてそれぞれ当該各年度及び当該各年度の前年度の予算で定める額とする。

第四条の三 平成十九年度以降の各年度において、交付税及び譲与税配付金特別会計法の定めるところにより交付税及び譲与税配付金特別会計の交付税及び譲与税配付金勘定において借入金をした場合において、当該各年度における借入金の増加額があるときは、当分の間、当該借入金に相当する額の範囲内の額で借入金をした年度後の年度において一般会計から同勘定に繰り入れることが必要なものとして法律で定める額を、法律の定めるところにより、加算するものとする。

2 (略)

○ 地方道路譲与税法（昭和三十年法律第百十三号）（抄）

（地方道路譲与税）

第一条 地方道路譲与税は、地方道路税法（昭和三十年法律第百四号）の規定による地方道路税の収入額に相当する額とし、都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対して譲与するものとする。

○ 石油ガス譲与税法（昭和四十年法律第百五十七号）（抄）

（石油ガス譲与税）

第一条 石油ガス譲与税は、石油ガス税法（昭和四十年法律第百五十六号）の規定による石油ガス税の収入額の二分の一に相当する額とし、都道府県及び道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第七条第三項に規定する指定市（以下「指定市」という。）に対して譲与するものとする。

○ 自動車重量譲与税法（昭和四十六年法律第九十号）（抄）

（自動車重量譲与税）

第一条 自動車重量譲与税は、自動車重量税法（昭和四十六年法律第八十九号）の規定による自動車重量税の収入額の三分の一に相当する額とし、市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対して譲与するものとする。

○ 航空機燃料譲与税法（昭和四十七年法律第十三号）（抄）

（航空機燃料譲与税）

第一条 航空機燃料譲与税は、航空機燃料税法（昭和四十七年法律第七号）の規定による航空機燃料税の収入額の十三分の二に相当する額とし、空港関係市町村及び空港関係都道府県に対して譲与するものとする。

2 前項の「空港関係市町村」とは、空港（空港整備法（昭和三十一年法律第八十号）第二条第一項に規定する空港又は国内航空に従事する航空機が使用する公共の飛行場として政令で定める飛行場をいう。以下同じ。）の所在する市町村（特別区を含む。以下

同じ。)及びこれに隣接する市町村並びにその区域外に空港を設置している市町村で、総務大臣が指定するものをいい、前項の「空港関係都道府県」とは、当該市町村を包括する都道府県をいう。

○ 特別とん譲与税法（昭和三十二年法律第七十七号）（抄）

（特別とん譲与税）

- 第一条 特別とん譲与税は、特別とん税法（昭和三十二年法律第三十八号）の規定による特別とん税の収入額に相当する額とし、同法第二条の開港（以下「開港」という。）に係る港湾施設が設置されている市町村で総務大臣が指定するもの（以下「開港所在市町村」という。）に対して譲与するものとする。
- 2 前項の港湾施設の種類は、総務省令で定める。

○ 地震保険に関する法律（昭和四十一年法律第七十三号）（抄）

（目的）

- 第一条 この法律は、保険会社等が負う地震保険責任を政府が再保険することにより、地震保険の普及を図り、もつて地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的とする。

（政府の再保険）

- 第三条 政府は、地震保険契約によつて保険会社等が負う保険責任を再保険する保険会社等を相手方として、再保険契約を締結することができる。
- 2 前項の再保険契約は、契約の相手方ごとに、一回の地震等によりその相手方に係るすべての地震保険契約によつて支払われるべき保険金の合計額が政令で定める金額をこえる場合に、そのこえる金額につき政令で定める区分ごとの割合により支払うべきことを約するものとする。
- 3 一回の地震等により政府が支払うべき再保険金の総額は、毎年度、国会の議決を経た金額をこえない範囲内のものでなければならぬ。
- 4 七十二時間以内に生じた二以上の地震等は、一括して一回の地震等とみなす。ただし、被災地域が全く重複しない場合は、この限りでない。

（保険料率及び再保険料率）

- 第五条 政府の再保険に係る地震保険契約の保険料率は、収支の償う範囲内においてできる限り低いものでなければならぬ。
- 2 政府の再保険事業に係る再保険料率は、長期的に再保険料収入が再保険金を償うように合理的に定めなければならない。

○ 財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）（抄）

（目的）

第一条 この法律は、財政融資資金を設置し、政府の特別会計の積立金及び余裕金その他の資金で法律又は政令の規定により財政融資資金に預託されたもの、財政融資資金特別会計の積立金及び余裕金並びに財政融資資金特別会計からの繰入金を統合管理し、その資金をもつて国、地方公共団体又は特別の法律により設立された法人に対して確実かつ有利な運用となる融資を行うことにより、公共の利益の増進に寄与することを目的とする。

(財政融資資金に充てる財源)

第四条 財政融資資金は、次条若しくは第六条第一項又は他の法律若しくは政令の規定により預託された資金（以下「財政融資資金預託金」という。）を、財政融資資金特別会計の積立金及び余裕金並びに財政融資資金特別会計法（昭和二十六年法律第一百号）第十四条第一項の規定による繰入金をもつて充てる。

(財政融資資金への預託の義務)

第五条 政府の特別会計の歳入歳出の決算上の剰余金を積み立てた積立金（財政融資資金特別会計、厚生保険特別会計の年金勘定及び国民年金特別会計の国民年金勘定に係る積立金を除く。）は、すべて財政融資資金に預託しなければならない。

(国庫余裕金及び特別会計の余裕金の運用)

第六条 国庫余裕金は、財政融資資金に預託することができる。
2 政府の特別会計（財政融資資金特別会計を除く。）の余裕金は、財政融資資金への預託の方法によるほか、運用してはならない。ただし、国債整理基金特別会計において国債を保有する場合は、この限りでない。

(財政融資資金補足のための一時借入金及び融通証券)

第九条 財政融資資金に属する現金に不足があるときは、財政融資資金特別会計の負担において、一時借入金をし、又は融通証券を発行して、一時これを補足することができる。
2 前項の規定による一時借入金及び融通証券の限度額については、予算をもつて、国会の議決を経なければならない。
3 第一項の規定による一時借入金及び融通証券は、一年以内に償還しなければならない。

(財政融資資金の運用)

第十条 財政融資資金は、次に掲げるものに運用することができる。

- 一 国債
- 二 国に対する貸付け
- 三 法律の定めるところにより、予算について国会の議決を経、又は承認を得なければならない法人の発行する債券
- 四 前号に規定する法人に対する貸付け
- 五 地方債
- 六 地方公共団体に対する貸付け
- 七 特別の法律により設立された法人（第三号に規定する法人を除く。）で国、第三号に規定する法人及び地方公共団体以外の者の出資のないもののうち、特別の法律により債券を発行し得るものの発行する債券

- 八 前号に規定する法人に対する貸付け
- 九 外国政府、国際機関及び外国の特別の法令により設立された外国法人の発行する債券（次項において「外国債」という。）
- 十 財政融資資金をもつて引受け、応募又は買入れを行った債券であつて政令で定めるものの金融機関その他政令で定める法人に対する貸付け
- 2 前項の規定により外国債に運用する財政融資資金の額は、財政融資資金の総額の十分の一を超えてはならない。
- （財政融資資金運用報告書）
- 第十二条 財務大臣は、毎年度財政融資資金運用報告書を作成し、当該年度経過後四月以内に、審議会に提出しなければならない。
- 2 前項の報告書には、当該年度の財政融資資金の運用の状況及び運用資産の異動に関する重要な事項を記載するとともに、当該年度の財政融資資金特別会計の貸借対照表及び損益計算書を添付しなければならない。
- 3 （略）

附 則

- 1 11 （略）
- 12 厚生保険特別会計法（昭和十九年法律第十号）第十二条第一項及び国民年金特別会計法（昭和三十六年法律第六十三号）第十五条の規定により財政融資資金に預託された資金（厚生保険特別会計に係る資金にあつては年金勘定に係るもの（厚生年金保険法（昭和二十九年法律第十五号）第七十九条の三第二項の規定による預託金となつたものを含む。）に、国民年金特別会計に係る資金にあつては国民年金勘定に係るもの（国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）第七十六条第二項の規定による預託金となつたものを含む。）に限り、約定期間が一年未満のものを除く。）に対しては、第七条第三項及び第四項の規定にかかわらず、当分の間、政令で定めるところにより、同条第三項の利率（同条第二項の規定により約定期間満了前に払戻しを行った金額については、同条第四項の利率）を超える利率により利子を付することができる。
- 13
- 15 （略）

○ 外貨公債の発行に関する法律（昭和三十八年法律第六十三号）（抄）

（外貨公債の発行）

- 第一条 政府は、産業投資特別会計の貸付けの財源に充てるため、同会計の負担において、外国通貨をもつて表示する公債（以下「外貨債」という。）を発行することができる。
- 2 前項の規定による外貨債の限度額については、予算をもつて、国会の議決を経なければならない。
- 3 第一項に定めるもののほか、政府は、外貨債を失つた者に対し交付するため必要があるときは、外貨債を発行することができる。

（準用）

第四条 第一条第三項及び前二条の規定は、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項ただし書の規定により発行する外貨債、国債整理基金特別会計法（明治三十九年法律第六号）第五条第一項及び第五条ノ二の規定により外貨債の整理又は償還のた

め発行する外貨債並びに財政融資資金特別会計法（昭和二十六年法律第一百一号）第十一条第一項及び第十二条の規定により発行する外貨債について準用する。

附 則

- 1 (略)
- 2 当分の間、第一条第一項の規定の適用については、同項中「産業投資特別会計」とあるのは「産業投資特別会計産業投資勘定」と、「同会計」とあるのは「同勘定」とする。
- 3 当分の間、第二条第一項本文（第四条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、同項及び第四条に規定する外貨債が国外において行われるものに限る。）の利子に係る所得税の課税については、同法及び租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の定めるところによる。

- 【郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第二百二号）施行前】
財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律（昭和四十八年法律第七号）（抄）

（長期運用予定額の繰越し）
第三条 前条の規定により運用対象区分ごとに国会の議決を経た長期運用予定額に係る財政融資資金のうちに当該年度において運用しなかつたものがあるときは、これを翌年度において当該運用対象区分に従い運用することができる。

第六条 (財政融資計画)

- 2 財政投融资計画は、次に掲げるもの予定額について、対象区分（国、法人（地方公共団体を除く。）及び地方公共団体に区分し、更に、国に係るものにあつては会計別に、法人（地方公共団体を除く。）に係るものにあつては法人別に細分したものをいう。）ごとの内訳及び各対象区分ごとの総額を明らかにするものとする。
- 一 (略)
- 二 産業投資特別会計法（昭和二十八年法律第二百二十二号）第一条第二項の規定による投資（同法第十五条第一項の規定により使用することができるものを除き、貸付けにあつては、貸付けの期間が五年以上にわたる場合に限る。）
- 三 (略)
- 3 (略)

- 【郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律施行後】
財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律（昭和四十八年法律第七号）（抄）

（運用実績の報告）

第四条 (略)

2 内閣は、財政融資資金特別会計の歳入歳出決算を会計検査院に送付し、及び会計検査院の検査を経た当該歳入歳出決算を国会に提出する場合には、当該歳入歳出決算に財政融資資金に係る運用実績報告書を添付しなければならない。

第五条 (財政投融资計画)
(略)

2 財政投融资計画は、次に掲げるものの予定額について、対象区分(国、法人(地方公共団体を除く。))及び地方公共団体に区分し、更に、国に係るものにあつては会計別に、法人(地方公共団体を除く。)に係るものにあつては法人別に細分したものをいう。
。ごとの内訳及び各対象区分ごとの総額を明らかにするものとする。

一 (略)

二 特別会計に関する法律(平成十九年法律第 号)附則第八十五条の投資(産業投資特別会計における毎会計年度の歳出予算の金額のうち財政法第十四条の三第一項又は第四十二条ただし書の規定により使用することができものを除き、貸付けにあつては、貸付けの期間が五年以上にわたる場合に限る。)

三 (略)

3 (略)

○ 信託法(平成十八年法律第百八号)(抄)

(信託の方法)

第三条 信託は、次に掲げる方法のいずれかによつてする。

一 特定の者との間で、当該特定の者に対し財産の譲渡、担保権の設定その他の財産の処分をする旨並びに当該特定の者が一定の目的に従い財産の管理又は処分及びその他の当該目的の達成のために必要な行為をすべき旨の契約(以下「信託契約」という。)

二 (略)

三 特定の者が一定の目的に従い自己の有する一定の財産の管理又は処分及びその他の当該目的の達成のために必要な行為を自らすべき旨の意思表示を公正証書その他の書面又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして法務省令で定めるもの)をいう。
以下同じ。)で当該目的、当該財産の特定に必要な事項その他の法務省令で定める事項を記載し又は記録したもによつてする方法

○ 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)(抄)

第一条 銀行其ノ他ノ金融機関(政令ヲ以テ定ムルモノニ限ル以下金融機関ト称ス)ハ他ノ法律ニ拘ラズ内閣総理大臣ノ認可ヲ受ケ信託業法(平成十六年法律第百五十四号)第二条第一項ニ規定スル信託業及次ニ掲グル業務(政令ヲ以テ定ムルモノヲ除ク以下信託業務ト称ス)ヲ営ムコトヲ得

- 一 信託業法第二条第八項ニ規定スル信託契約代理業
- 二 信託業法第二条第十項ニ規定スル信託受益権販売業（第四条第三項ニ於テ信託受益権販売業ト称ス）
- 三 財産ノ管理（受託スル信託財産ト同ジ種類ノ財産ニ付次項ノ信託業務ノ種類及方法ニ規定スル信託財産ノ管理ノ方法ト同ジ方法ニ依リ管理ヲ行フモノニ限ル）
- 四 財産ニ関スル遺言ノ執行
- 五 会計ノ検査
- 六 財産ノ取得、処分又ハ貸借ニ関スル代理又ハ媒介
- 七 次ニ掲グル事項ニ関スル代理事務
- イ 第三号ニ掲グル財産ノ管理
- ロ 財産ノ整理又ハ清算
- ハ 債権ノ取立
- ニ 債務ノ履行
- ② 金融機関ハ内閣府令ノ定ムル所ニ依リ信託業務ノ種類及方法ヲ定メ前項ノ認可ヲ受クベシ
- ③ 内閣総理大臣第一項ノ認可ノ申請アリタルトキハ左ニ掲グル基準ニ適合スルカ否カヲ審査スベシ
- 一 申請者ガ信託業務ヲ健全ニ遂行シ得ル財産的基礎ヲ有シ且信託業務ヲ的確ニ遂行シ得ルコト
- 二 申請者ニ依ル信託業務ノ遂行ガ金融秩序ヲ乱ス虞ナキコト

○ 信託業法（平成十六年法律第百五十四号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「信託業」とは、信託の引受けを行う営業をいう。

2 5 7 （略）

8 この法律において「信託契約代理業」とは、信託契約（当該信託契約に基づく信託の受益権が証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項に規定する有価証券に表示され、又は同条第二項の規定により有価証券とみなされる場合であつて、受託者がその発行者（同条第五項に規定する発行者をいう。）とされる場合を除く。）の締結の代理（信託会社又は外国信託会社を代理する場合に限る。）又は媒介を行う営業をいう。

9 （略）

10 この法律において「信託受益権販売業」とは、信託の受益権（証券取引法第二条第一項に規定する有価証券に表示される権利及び同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利を除く。）の販売又はその代理若しくは媒介を行う営業をいう。

11 （略）

○ 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）（抄）

（定義）

2 第二条 （略）

- 3 この法律において「特定目的会社」とは、次編第二章第二節の規定に基づき設立された社団をいう。
- 4 〃 (略)
- 11 この法律において「資産対応証券」とは、優先出資、特定社債及び特定約束手形をいう。
- 12 〃 (略)

(定款)

- 第十六条 特定目的会社を設立するには、発起人が定款を作成し、その全員がこれに署名し、又は記名押印しなければならない。
- 2 〃 (略)
- 6 〃 (略)

○ 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）（抄）

(定義)

- 第六条 この法律又はこの法律に基づく命令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- 一 「本邦」とは、本州、北海道、四国、九州及び財務省令・経済産業省令で定めるその附属の島をいう。
- 二 「外国」とは、本邦以外の地域をいう。
- 三 「本邦通貨」とは、日本円を単位とする通貨をいう。
- 四 「外国通貨」とは、本邦通貨以外の通貨をいう。
- 五・六 (略)
- 七 「支払手段」とは、次に掲げるものをいう。
- イ 銀行券、政府紙幣、小額紙幣及び硬貨
- ロ 小切手（旅行小切手を含む。）
- ハ 証券、電子機器その他の物（第十九条第一項において「証券等」という。）に電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。）により入力されている財産的価値であつて、不特定又は多数の者相互間の支払のために使用することができるもの（その使用の状況が通貨のそれと近似しているものとして政令で定めるものに限る。）
- ニ イ又はロに掲げるものに準ずるものとして政令で定めるもの
- 八 「対外支払手段」とは、外国通貨その他通貨の単位のかんにかかわらず、外国通貨をもつて表示され、又は外国において支払のために使用することのできる支払手段（本邦通貨を除く。）をいう。
- 九・十 (略)
- 十一 「証券」とは、券面が発行されていると否とを問わず、公債、社債、株式、出資の持分、公債又は株式に関する権利を与える証券、債券、国庫証券、抵当証券、利潤証券、利札、配当金受領証、利札引換券その他これらに類する証券又は証券として政令で定めるものをいう。
- 十二 「外貨証券」とは、外国において支払を受けることができる証券又は外国通貨をもつて表示される証券をいう。
- 十三 「債権」とは、定期預金、当座預金、特別当座預金、通知預金、保険証券及び当座勘定残高並びに貸借、入札その他に因り生ずる金銭債権で前各号に掲げられていないものをいう。

2 十四、十六 (略)

(外国為替相場)
第七条 財務大臣は、本邦通貨の基準外国為替相場及び外国通貨の本邦通貨に対する裁定外国為替相場を定め、これを告示するものとする。
2・3 (略)

(支払等の制限)
第十六条の二 主務大臣は、前条第一項の規定により許可を受ける義務を課した場合において、当該許可を受ける義務が課された支払等を当該許可を受けないで行うおそれがあると認めるときは、その者に対し、一年以内の期間を限り、本邦から外国へ向けた支払(銀行(銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二条第一項に規定する銀行をいう。以下同じ。))その他の政令で定める金融機関及び日本郵政公社(以下「銀行等」という。))が行う為替取引によつてされるものを除く。及び居住者(居住者)と非居住者との間で支払等(銀行等が行う為替取引によつてされるものその他政令で定めるものを除く。)について、その全部若しくは一部を禁止し、又は政令で定めるところにより許可を受ける義務を課することができる。

○ 国際通貨基金協定(昭和二十七年条約第十三号) (抄)

第五項 基金の操作及び取引
第九項 報酬 (略)

(a) 基金は、(b)又は(c)の規定に基づいて定められる割当額の百分率に相当する額が一般資金勘定において保有する加盟国通貨の毎日の残高(第三十条(c)の規定に基づいて除外の対象となる政策に基づいて取得されたものを除く。))の平均を上回る場合には、その上回る額について報酬を支払う。報酬の率は、基金が総投票権数の七十パーセントの多数により定めるものとし、全ての加盟国について同一とする。この率は、第二十条第三項の規定に基づく利子の率よりも高くなつてはならず、また、その五分の四よりも低くなつてはならない。基金は、報酬の率を定めるに当たつては、前項(b)の規定に基づく手数料の率を考慮する。
(b) (i) この協定の適用上、割当額の百分率に相当する額は、
額が七十五パーセントに相当する額に、また、この協定の第二次改正の日以後に加盟国となつた各加盟国について、当該加盟国の割当額となつた日以後に当該加盟国が第三条第三項(a)の規定に基づいて通貨又は特別引出権で基金に払い込んだ額を加えて、(ii) 加盟国の割当額の合計額を除いて得られた割当額の百分率に相当する額に、それぞれ、(iii) (i)にいう日以後に当該加盟国が第三条第三項(c)の規定に基づいて通貨又は特別引出権で基金から受領した額を減じた額とする。

(c) 基金は、総投票権数の七十パーセントの多数により、(a)の規定の適用上各加盟国に現に適用されている割当額の百分率に相当する額を次の率に相当する額に引き上げることができる。

(i) 全加盟国についての同一の基準に基づいて各加盟国ごとに決定する百パーセントを超えない百分率

(ii) 全加盟国について百パーセント

(d) 報酬は、特別引出権で支払う。ただし、基金又は加盟国は、当該加盟国への支払が当該加盟国の通貨で行われることを決定することができる。

第十項 第十二項 (略)

第七條 補充及び不足通貨

第一項 通貨の基金保有額を補充する措置

基金は、その取引に関して必要とされるいずれかの加盟国の通貨の一般資金勘定における保有額を補充するため適当と認めるときは、次の措置の一方又は双方をとることができる。

(i) その加盟国が基金との間で合意する条件で基金に自国通貨を貸し付けること又は基金がその加盟国の同意を得てその通貨をその加盟国の領域の内外を問わず他の源泉から借り入れることを、その加盟国に提議すること。

(ii) (略)

第二項 第五項 (略)

第十五條 特別引出権

第一項 特別引出権を配分する権限

基金は、既存の準備資産を補充する必要があるときにこれに応ずるため、特別引出権会計の参加国である加盟国に対して特別引出権を配分する権限を与えられる。

第二項 特別引出権の評価

基金は、総投票権数の七十パーセントの多数により、特別引出権の評価方法を決定する。ただし、評価の原則の変更又は実施されている評価の原則の適用における基本的な変更には、総投票権数の八十五パーセントの多数を必要とする。

○ 国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律（昭和二十七年法律第九十一号）（抄）

（基金への出資額）

第二條 政府は、基金に対し、国際通貨基金協定第三條第一項に規定する特別引出権による百三十三億千二百八十万特別引出権に相当する金額の範囲内において、出資することができる。

（証券による基金への出資）

第五條 政府は、第三條第一項の規定により基金に出資する本邦通貨に代えて、その一部を基金通貨代用証券（国際通貨基金協定第三條第四項の規定に基づき、本邦通貨に代えて基金に交付する国債（日本銀行が買い取つたものを含む。）をいう。以下同じ。）で出資することができる。

(国債整理基金特別会計法の適用)
第九条 第五条第二項の規定により発行する基金通貨代用証券は、国債整理基金特別会計法（明治三十九年法律第六号）第二条第二項、第三条、第五条第一項及び第五条ノ二の規定の適用については、国債とみなさない。

(国債による銀行への出資等)

第十条 (略)

2 5 6 (略)

7 第二項の規定により発行する国債は、国債整理基金特別会計法第二条第二項の規定の適用については、国債とみなさない。

(基金との取引等)

第十一条 財務大臣は、外国為替資金特別会計の負担において、基金との間に次に掲げる取引を行うことができる。

一 5 四 (略)

五 その他国際通貨基金協定に基づく取引

2 財務大臣は、前項第五号の規定により、基金に対し、国際通貨基金協定第七条第一項(i)に規定する貸付けを行った場合には、外国為替資金特別会計の負担において、日本銀行に対し当該貸付けに係る債権を譲り渡し、及びこれを日本銀行から譲り受けることができる。

(参加国等との特別引出権に係る取引等)

第十七条 財務大臣は、外国為替資金特別会計の負担において、国際通貨基金協定第十七条第一項に規定する参加国（同協定第二十条第二項(a)に規定する参加終了国を含む。）又は同協定第十七条第三項に規定する保有者（以下この条において「参加国等」という。）との間に次に掲げる取引を行い、並びに日本銀行に対し特別引出権を譲り渡し、及びこれを日本銀行から譲り受けることができる。

一 参加国等への通貨の提供による特別引出権の取得

二 参加国等から通貨を取得するための特別引出権の使用

三 その他国際通貨基金協定に基づく取引

○ 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和五十年法律第九十六号）（抄）

(定義)

第二条 この法律において「石油」とは、原油、指定石油製品及び石油ガスをいう。

2 5 9 (略)

10 この法律において「国家備蓄石油」とは、国が所有する石油（経済産業大臣の所管に属するものに限る。）であつて、我が国への石油の供給が不足する事態に備えて備蓄を行うものをいう。

(国家備蓄石油及び国家備蓄施設の管理の委託)
第三十一条 経済産業大臣は、国家備蓄石油及び国家備蓄施設（国家備蓄石油の備蓄に必要な石油の貯蔵施設その他の施設（これらの用に供する土地を含む。）であつて国が所有するものをいう。）の管理を機構に委託することができる。

(利子補給金の支給)

第三十四条 政府は、日本政策投資銀行、沖縄振興開発金融公庫又は機構（以下「日本政策投資銀行等」という。）が石油の貯蔵施設その他の施設であつて石油の備蓄の増強に必要なものの設置に必要な資金を貸し付けたときは、当該貸付けにつき、予算の範囲内において、日本政策投資銀行等に対して利子補給金を支給することができる。

2 前項の利子補給金の額は、経済産業省令で定める期間（以下「単位期間」という。）ごとに、経済産業省令で定めるところにより、当該単位期間における当該貸付契約に係る貸付残高に当該貸付けの利率と年利五・五パーセントとの差の範囲内において経済産業大臣が財務大臣と協議して定める利子補給率を乗じて計算するものとする。

3 日本政策投資銀行等は、第一項の規定により政府から利子補給金の支給を受けたときは、当該利子補給金に係る貸付契約による利子で当該単位期間において生ずるものの額を、当該貸付契約により定まる利子の額から当該利子補給金の額に相当する金額だけ差し引いた金額としなければならない。

○ 石油及び可燃性天然ガス資源開発法（昭和二十七年法律第百六十二号）（抄）

(補助金の交付)

第十四条 国は、ガスの探鉱を実施する鉱業権者又は租鉱権者に対し、予算の範囲内において、その実施に必要な費用の一部を補助金として交付することができる。

(納付金)

第十九条 第十六条の規定により補助金を交付すべきものと決定したガスの探鉱（掘さく工事を伴うものに限る。以下本条において同じ。）により発見された油層に属するものと経済産業大臣が認定した地下の部分からガスを採取する鉱業権者又は租鉱権者（補助金を交付すべきものと決定された者及びその承継人に限り、これらの者のその油層に存するガスの鉱区に租鉱権を設定したときは、その租鉱権者及びその承継人を含む。）は、ガスの時価をこえない範囲内において経済産業省令で定める額にその油層からガスの採取を開始した日から五年を経過するまでの各一年間にその地下の部分から採取したガスの量を乗じて得た金額に、百分の三をこえない範囲内において政令で定める割合を乗じて得た金額を毎年国庫に納付しなければならない。但し、その油層からガスの採取を開始した日以後の各一年間にその地下の部分から採取したガスの量が政令で定める数量に達しない各年については、この限りでない。

2・3 (略)

○ 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法（平成十四年法律第九十四号）（抄）

(機構の目的)

第三条 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（以下「機構」という。）は、石油及び可燃性天然ガス（以下「石油等」という。）の探鉱等並びに金属鉱物の探鉱に必要な資金の供給その他石油及び可燃性天然ガス資源並びに金属鉱物資源の開発を促進するために必要な業務並びに石油及び金属鉱産物の備蓄に必要な業務を行い、もって石油等及び金属鉱産物の安定的かつ低廉な供給に資するとともに、金属鉱業等による鉱害の防止に必要な資金の貸付けその他の業務を行い、もって国民の健康の保護及び生活環境の保全並びに金属鉱業等の健全な発展に寄与することを目的とする。

（業務の範囲）

第十一条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 〇十一（略）

十二 石油の備蓄の増強に必要な資金（石油の購入に必要な資金に限る。）の貸付け並びに石油の備蓄の増強に必要な施設の設置（二以上の石油精製業者その他の経済産業省令で定める者の出資に係る法人が行うもの）に限り、国家備蓄石油の貯蔵を主たる目的として行うものを除く。）に必要な資金の出資及び貸付けを行うこと。

十三 〇二十（略）

2 〇五（略）

（利益及び損失の処理の特例等）

第十三条 機構は、前条第一号から第三号までに掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項及び第七項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち経済産業大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十一条に規定する業務の財源に充てることができる。

2（略）

3 機構は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4 〇八（略）

〇 石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律（昭和五十五年法律第七十一号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「石油代替エネルギー」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 石油（原油及び揮発油、重油その他の経済産業省令で定める石油製品をいう。以下同じ。）に代えて燃焼の用に供される物
- 二 石油を熱源とする熱に代えて使用される熱（前号に掲げる物の燃焼によるもの及び電気を変換して得られるものを除く。）
- 三 石油を熱源とする熱を交換して得られる動力（以下「石油に係る動力」という。）に代えて使用される動力（熱又は電気を交換して得られるものを除く。）

四 石油に係る動力を変換して得られる電気に代えて使用される電気（動力を変換して得られるものを除く。）

（独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務）

第十一条 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構は、石油代替エネルギーの開発及び導入を促進するため、次の業務を行う。

一 次に掲げる技術（原子力に係るものを除く。以下「石油代替エネルギー技術」という。）であつて、その普及を図ることが特に必要なものの導入に要する資金に充てるための補助金の交付を行うこと。

イ 第二条第一号から第三号までに掲げる石油代替エネルギーを発電に利用し、若しくは同条第四号に掲げる石油代替エネルギーを発生させる技術又はこれらの技術に係る電気を利用するための技術

ロ 石油代替エネルギーを製造し、若しくは発生させ、又は利用するための技術（イに掲げるものを除く。）

二・三 （略）
四 海外における石炭の探鉱又は海外における石炭資源の開発に必要な調査に要する資金に充てるための補助金の交付を行うこと。

五 海外における石炭の探鉱に必要な地質構造の調査及び石炭の生産に必要な技術に関する指導を行うこと。
六 （略）

○ エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法（平成五年法律第十八号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「エネルギーの使用の合理化」とは、エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第二条第一項に規定するエネルギーの使用の合理化（石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律（昭和五十五年法律第七十一号）第二条に規定する石油代替エネルギーの利用を含む。）をいう。

2 6 （略）

7 この法律において「特定事業活動」とは、次に掲げるものをいう。

一 工場又は事業場において事業者が行うエネルギーの使用の合理化に資する設備の設置又は改善によるエネルギーの使用の合理化に関する法律第五條第一項各号に掲げる事項の適確な実施その他の当該工場又は事業場におけるエネルギーの使用の合理化のために必要な措置の実施

二 建築物（住宅を除く。以下同じ。）の建築をしようとする者が行うエネルギーの使用の合理化に資する建築材料の使用又は設備の設置若しくは改善によるエネルギーの使用の合理化に関する法律第七十二条に規定する措置の適確な実施その他の当該建築物に係るエネルギーの使用の合理化のために必要な措置の実施

三 事業者が行うエネルギーの使用の合理化に資する工業製品の製造に係る技術のうち、政令で定めるものに関する研究開発

四 海外の工場又は事業場において事業者が行うエネルギーの使用の合理化に関する設備の設置又は改善によりエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出を抑制するために必要な措置（気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書第六条又は第十二条に規定する制度の利用その他の方法を通じ、我が国におけるエネルギーの利用の制約を緩和することに資するものに限る。）の実施

五〇八 (略)

8 この法律において「特定設備」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 熱供給事業法（昭和四十七年法律第八十八号）第二条第四項に規定する熱供給施設（これと併せて設置される発電用の電気工作物を含む。）のうち、特にエネルギーの使用の合理化に資するものとして経済産業省令で定めるもの
- 二 一の工場又は事業場（政令で定める業種に属する事業の用に供するものに限る。）以下この号において更に利用される場合における工場又は事業場において利用され、かつ、これらの工場又は事業場以外の工場又は事業場において更に利用される場合における当該廃熱の利用に必要な設備のうち、政令で定めるもの

9 〃 10 (略)

（独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の行う特定事業活動等促進業務）

第十条 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「機構」という。）は、事業者等が行う特定事業活動（第二条第七項第八号に掲げる特定事業活動にあつては、政令で定めるものを除く。第一号から第三号までにおいて同じ。）及び特定設備（同条第八項第三号に掲げる特定設備にあつては、政令で定めるものを除く。以下この条において同じ。）の設置又は改善を促進するため、次に掲げる業務を行う。

- 一 承認事業者等が承認事業計画に従つて行う特定事業活動（第二条第七項第七号に掲げるものを除く。）に必要な資金（同項第一号に掲げる特定事業活動に係る資金にあつては設備の設置又は改善、同項第二号に掲げる特定事業活動に係る資金にあつては建築材料の使用又は設備の設置若しくは改善に必要な資金に限る。）及び事業者が行う特定設備の設置又は改善に必要な資金の借入れに係る債務の保証を行うこと。
- 二 〃 四 (略)

〇 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成十四年法律第四百十五号）（抄）

（機構の目的）

第四条 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「機構」という。）は、石油代替エネルギーに関する技術及びエネルギー使用合理化のための技術並びに鉱工業の技術に関し、民間の能力を活用して行う研究開発（研究及び開発をいう。以下同じ。）を、民間において行われる研究開発の促進、これらの技術の利用の促進等の業務を国際的に協調しつつ総合的に行うことにより、産業技術の向上及びその企業化の促進を図り、もつて内外の経済的社会的環境に応じたエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保並びに経済及び産業の発展に資することを目的とする。

2 機構は、前項に規定するもののほか、気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書（以下「京都議定書」という。）第六条に規定する排出削減単位の取得に通ずる行動に参加すること、京都議定書第十二条9に規定する認証された排出削減量の取得に参加すること及び京都議定書第十七条に規定する排出量取引に参加すること等により、我が国のエネルギーの利用及び産業活動に対する著しい制約を回避しつつ京都議定書第三条の規定に基づく約束を履行することに寄与することを目的とする。

（業務の範囲）

第十五条 機構は、第四条第一項の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 次に掲げる技術（原子力に係るものを除く。）であつて、民間の能力を活用することによりその開発の効果的な実施を図ることができ、かつ、その企業化の促進を図ることが国民経済上特に必要なものの開発を行うこと。

イ 石油代替エネルギー法第二条第一号から第三号までに掲げる石油代替エネルギーを発電に利用し、若しくは同条第四号に掲げる石油代替エネルギーを発生させる技術又はこれらの技術に係る電気を利用するための技術

ロ 石油代替エネルギーを製造し、若しくは発生させ、又は利用するための技術（イに掲げるものを除く。）

二・三 （略）

四 第一号に掲げる技術の有効性の海外における実証（その技術の普及を図ることが我が国への石油代替エネルギーの安定的な供給の確保のために特に必要である地域において行われる当該技術の実証に限る。）を行うこと。

五 第一号八に掲げる技術であつて、その普及を図ることが特に必要なものの導入に要する資金に充てるための補助金の交付を行うこと。

六・十二 （略）

2 機構は、第四条第二項の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 京都議定書第六条3に規定する排出削減単位の取得に通ずる行動に参加すること、京都議定書第十二条9に規定する認証された排出削減量の取得に参加すること及び京都議定書第十七条に規定する排出量取引に参加すること。

二 前号に掲げる業務の実施に必要な場合において、地球温暖化（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第一百七号）第二条第一項に規定する地球温暖化をいう。）の防止に寄与する事業を行う者に対して、石油代替エネルギーに関する技術及びエネルギー使用合理化のための技術並びに鉱工業の技術に関する指導を行うこと。

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

（区分経理）

第十七条 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一 第十五条第一項各号（第一号ロ及びハ、第四号から第六号まで並びに第十号から第十二号までを除く。）に掲げる業務のうち、電源開発促進対策特別会計法（昭和四十九年法律第八十号）第一条第三項に規定する電源利用対策に関する業務

二 第十五条第一項各号（第十号及び第十一号を除く。）及び第二項各号に掲げる業務のうち、石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法（昭和四十二年法律第十二号）第一条第二項に規定する石油及びエネルギー需給構造高度化対策に関する業務

三・四 （略）

（利益及び損失の処理の特例等）

第十九条 機構は、第十七条第一号、第二号及び第四号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち経済産業大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十五条に規定す

る業務の財源に充てることができる。

2 (略)

3 機構は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4 (略)

附 則

(石炭経過業務)

第十二条 機構は、当分の間、第十五条に規定する業務のほか、石炭鉱業の構造調整の完了等に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十二年法律第十六号。以下「整備法」という。)附則第三条第一項から第三項まで及び第五項から第七項までの規定によりなお従前の例によることとされる場合又は同条第四項の規定によりなおその効力を有することとされる場合における整備法第二条の規定による廃止前の石炭鉱業構造調整臨時措置法(昭和三十年法律第五十六号。以下「旧構造調整法」という。)第二十五条第一項に規定する業務並びに整備法附則第五条第一項及び第三項から第五項までの規定によりなおその効力を有することとされる場合における整備法第二条の規定による廃止前の石炭鉱害賠償等臨時措置法(昭和三十八年法律第九十七号。以下「旧賠償法」という。)第十二条第一項に規定する業務(以下「石炭経過業務」という。)を行うことができる。

2 機構は、石炭経過業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定(以下「石炭経過勘定」という。)を設けて整理しなければならない。

3 第一項の規定により機構が石炭経過業務を行う場合には、第十六条第一項中「前条第一項第十二号に掲げる業務」とあるのは「前条第一項第十二号に掲げる業務及び附則第十二条第一項に規定する石炭経過業務(石炭鉱業の構造調整の完了等に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十二年法律第十六号。以下「整備法」という。)附則第五条第一項及び第三項の規定によりなおその効力を有することとされる整備法第二条の規定による廃止前の石炭鉱害賠償等臨時措置法(昭和三十八年法律第九十七号。以下「旧賠償法」という。))第十二条第一項から第三号までに掲げる業務(これらの業務に附帯する業務を含む。))に限る。」と、第十六条第四項中「前条第一項第十二号に掲げる業務」とあるのは「前条第一項第十二号に掲げる業務及び附則第十二条第一項に規定する石炭経過業務(整備法附則第三条第四項の規定によりなおその効力を有することとされる整備法第二条の規定による廃止前の石炭鉱業構造調整臨時措置法(昭和三十年法律第五十六号。以下「旧構造調整法」という。))第三十六条の十九第一項に規定する求償権の行使の業務並びに整備法附則第五条第一項及び第三項の規定によりなおその効力を有することとされる旧賠償法第十二条第一項第一号から第三号までに掲げる業務(これらの業務に附帯する業務を含む。))と、「受託金融機関等に対し」とあるのは「受託金融機関等若しくは整備法附則第三条第四項の規定によりなおその効力を有することとされる旧構造調整法第三十六条の十九第一項の規定により業務の委託を受けた銀行(以下「受託銀行」という。))に対し」と、「受託金融機関等」とあるのは「受託金融機関等若しくは受託銀行の」と、第十八条中「第十一号(福祉用具法第二十条第一号に係る部分に限る。))並びに附則第十二条第一項(整備法附則第五条第五項の規定によりなおその効力を有することとされる旧賠償法第十二条第一項第五号に係る部分に限る。))と、第二十六条中「受託金融機関等」とあるのは「受託金融機関等又は受託銀行」と、第二十七条第一号中「第十五条に規定する業務」とあるのは「第十五条に規定する業務並びに附則第十二条第一項に規定する石炭経過業務」と、通則法第五十条中「及びこれに基づく政令」

とあるのは、「石炭鉱業の構造調整の完了等に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十二年法律第十六号。以下「整備法」という。）第二条の規定による廃止前の石炭鉱業構造調整臨時措置法（昭和三十年法律第五十六号。整備法附則第三条の規定によりなおその効力を有することとされる部分に限る。）及び整備法第二条の規定による廃止前の石炭鉱害賠償等臨時措置法（昭和三十一年法律第九十七号。整備法附則第五条の規定によりなおその効力を有することとされる部分に限る。）並びにこれらに基づく命令」とする。

（石炭経過勘定における納付金等）

第十三条 機構は、石炭経過勘定において、平成十七事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、経済産業大臣が、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額のうち、石炭経過業務に必要な資金に充てらるべき金額を勘案して機構が国庫に納付すべき金額を定めたときは、政令で定めるところにより、当該金額を国庫に納付しななければならない。

一 通則法第四十四条第一項の規定による積立金がある場合 整備法附則第三条第四項の規定によりその償還についてなおその効力を有することとされる旧構造調整法第二十五条第一項第八号、第九号、第十一号から第十三号まで、第十六号の二及び第十六号の四の規定による貸付金並びに整備法附則第五条第三項の規定によりその償還についてなおその効力を有することとされる旧賠償法第十二条第一項第二号及び第三号の規定による貸付金（以下この条において「貸付金」と総称する。）の償還金で平成十七事業年度から平成十七事業年度までに償還されたもの合計額に当該積立金の額に相当する金額を加えた金額

二 通則法第四十四条第二項の規定による繰越欠損金がある場合（同条第一項の規定による積立金及び同条第二項の規定による繰越欠損金のいずれもない場合を含む。） 貸付金の償還金で平成十七事業年度から平成十七事業年度までに償還されたもの合計額

2 機構は、石炭経過勘定において、中期目標の期間の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、経済産業大臣が、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額のうち、石炭経過業務に必要な資金に充てるべき金額を勘案して機構が国庫に納付すべき金額を定めたときは、政令で定めるところにより、当該金額を国庫に納付しななければならない。

一 通則法第四十四条第一項の規定による積立金がある場合 貸付金の償還金で当該中期目標の期間中に償還されたもの合計額（機構の成立後最初の中期目標の期間にあっては、平成十五事業年度から平成十七事業年度までに償還された金額を除く。）に当該積立金に相当する金額を加えた金額

二 通則法第四十四条第二項の規定による繰越欠損金がある場合（同条第一項の規定による積立金及び同条第二項の規定による繰越欠損金のいずれもない場合を含む。） 貸付金の償還金で当該中期目標の期間中に償還されたもの合計額（機構の成立後最初の中期目標の期間にあっては、平成十五事業年度から平成十七事業年度までに償還された金額を除く。）

3 経済産業大臣は、前二項の規定により金額を定めようとするときは、あらかじめ、経済産業省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しななければならない。

4 機構は、第一項又は第二項の規定により納付金を納付したときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額により、それぞれ資本金を減少するものとする。

一 第一項第一号又は第二項第一号に掲げる場合 納付金の納付額から第一項第一号又は第二項第一号の積立金の額に相当する金額を差し引いた金額

- 二 第一項第二号又は第二項第二号に掲げる場合、納付金の納付額に第一項第二号又は第二項第二号の繰越欠損金の額に相当する金額を加えた金額（繰越欠損金がない場合にあつては、納付金の納付額）
- 5 前各項に定めるもののほか、納付金の納付の手續その他積立金及び貸付金の償還金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

（特定事業活動等促進経過業務）

第十五条（略）

- 2 機構は、特定事業活動等促進経過業務（中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律（平成十四年法律第百四十六号）附則第四条第十五項の規定により機構に対し出資されたものとされた同項第二号に掲げる産業投資特別会計からの出資金の額に相当する金額をこれに必要な費用に充てるものに限る。次条第一項において同じ。）に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定（以下「特定事業活動等促進経過勘定」という。）を設けて整理しなければならない。
- 3 第一項の規定により機構が特定事業活動等促進経過業務を行う場合には、第十六条第一項及び第四項中「前条第一項第十二号に掲げる業務」とあるのは「前条第一項第十二号に掲げる業務及び附則第十五条第一項に規定する特定事業活動等促進経過業務」とあり、第十七条第二号中「第十五条第一項各号（第十号及び第十一号を除く。）及び第二項各号に掲げる業務並びに附則第十五条第二項に規定する特定事業活動等促進経過勘定」と、「第十五条に規定する業務」とあるのは「第十五条に規定する業務及び附則第十五条第一項に規定する特定事業活動等促進経過業務」と、第二十七条第一号中「第十五条に規定する業務」とあるのは「第十五条に規定する業務並びに附則第十五条第一項に規定する特定事業活動等促進経過業務」とする。

○ 気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書（平成十七年条約第一号）（抄）

第三条

- 1 附属書Iに掲げる締約国は、附属書Iに掲げる締約国により排出される附属書Aに掲げる温室効果ガスの全体の量を二千八十年から二千十二年までの約束期間中に千九百九十年の水準より少なくとも五パーセント削減することを目的として、個別に又は共同して、当該温室効果ガスの二酸化炭素に換算した人為的な排出量の合計が、附属書Bに記載する排出の抑制及び削減に関する数量化された約束に従って並びにこの条の規定に従って算定される割当量を超えないことを確保する。
- 2 附属書Iに掲げる締約国は、二千五年までに、この議定書に基づく約束の達成について明らか前進を示す。
- 3 土地利用の変化及び林業に直接関係する人の活動（千九百九十年以降の新規植林、再植林及び森林を減少させることに限る。）に起因する温室効果ガスの発生源による排出量及び吸収源による除去量の純変化（各約束期間における炭素蓄積の検証可能な変化量として計測されるもの）は、附属書Iに掲げる締約国がこの条の規定に基づく約束を履行するために用いられる。これらの活動に関連する温室効果ガスの発生源による排出及び吸収源による除去については、透明性のあるかつ検証可能な方法により報告し、第七条及び第八条の規定に従って検討する。
- 4 附属書Iに掲げる締約国は、この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議の第一回会合に先立ち、科学上及び技術上の助言に関する補助機関による検討のため、千九百九十年における炭素蓄積の水準を設定し及びその後の年における炭素蓄積の変化量に関する推計を可能とするための資料を提供する。この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議は、第一

回会合において又はその後できる限り速やかに、不確実性、報告の透明性、検証可能性、気候変動に関する政府間パネルによる方法論に関する作業、第五条の規定に従い科学上及び技術上の助言に関する補助機関により提供される助言並びに締約国会議の決定を考慮に入れて、農用地の土壌並びに土地利用の変化及び林業の区分における温室効果ガスの発生源による排出量及び吸収源による除去量の変化に関連する追加的な人の活動のいずれに基づき、附属書 I に掲げる締約国の割当量をどのように増加させ又は減ずるかについての方法、規則及び指針を決定する。この決定は、二回目及びその後の約束期間について適用する。締約国は、当該決定の対象となる追加的な人の活動が千九百九十年以降に行われたものである場合には、当該決定を一回目の約束期間について適用することを選択することができる。

5 附属書 I に掲げる締約国のうち市場経済への移行の過程にある国であつて、当該国の基準となる年又は期間が締約国会議の第二回会合の決定第九号（第二回会合）に従つて定められているものは、この条の規定に基づく約束の履行のために当該基準となる年又は期間を用いる。附属書 I に掲げる締約国のうち市場経済への移行の過程にある他の締約国であつて、条約第十二条の規定に基づく一回目の自国の情報を送付していなかったものも、この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議に對して、この条の規定に基づく約束の履行のために千九百九十年以外の過去の基準となる年又は期間を用いる意図を有する旨を通告することができる。この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議は、当該通告の受諾について決定する。

6 この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議は、条約第四条 6 の規定を考慮して、附属書 I に掲げる締約国のうち市場経済への移行の過程にある国によるこの議定書に基づく約束（この条の規定に基づくものを除く。）の履行については、ある程度の弾力的適用を認める。

7 附属書 I に掲げる締約国の割当量は、排出の抑制及び削減に関する数量化された約束に係る一回目の期間（二千八年から二千十二年まで）においては、千九百九十年又は五年の規定に従つて決定される基準となる年若しくは期間における附属書 A に掲げる温室効果ガスの二酸化炭素に換算した人為的な排出量の合計に附属書 B に記載する百分率を乗じたものに五を乗じて得た値に等しいものとする。土地利用の変化及び林業が千九百九十年において温室効果ガスの排出の純発生源を成す附属書 I に掲げる締約国は、自国の割当量を算定するため、千九百九十年又は基準となる年若しくは期間における排出量に、土地利用の変化に起因する千九百九十年における二酸化炭素に換算した発生源による人為的な排出量の合計であつて吸収源による除去量を減じたものを含める。

8 附属書 I に掲げる締約国は、7 に規定する算定のため、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン及び六ふつ化硫黄について基準となる年として千九百九十五年を用いることができる。

9 附属書 I に掲げる締約国のその後の期間に係る約束については、第二十一条 7 の規定に従つて採択される附属書 B の改正において決定する。この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議は、1 に定める一回目の約束期間が満了する少なくとも七年前に当該約束の検討を開始する。

10 第六条又は第十七条の規定に基づいて一の締約国が他の締約国から取得する排出削減単位又は割当量の一部は、取得する締約国の割当量に加える。

11 第六条又は第十七条の規定に基づいて一の締約国が他の締約国に移転する排出削減単位又は割当量の一部は、移転する締約国の割当量から減ずる。

12 第十二条の規定に基づいて一の締約国が他の締約国から取得する認証された排出削減量は、取得する締約国の割当量に加える。

13 一の附属書 I に掲げる締約国の約束期間における排出量がこの条の規定に基づく割当量より少ない場合には、その量の差は、当該附属書 I に掲げる締約国の要請により、その後の約束期間における当該附属書 I に掲げる締約国の割当量に加える。

14 該附属書 I に掲げる締約国は、開発途上締約国（特に条約第四条 8 及び 9 に規定する国）に対する社会上、環境上及び経済上の悪

影響を最小限にするような方法で、1に規定する約束を履行するよう努力する。条約第四条8及び9の規定の実施に関する締約国会議の関連する決定に従い、この議定書の締約国会合としての役割を果たす締約国会議は、第一回会合において、条約第四条8及び9に規定する締約国に対する気候変動の悪影響又は対応措置の実施による影響を最小限にするためにとるべき措置について検討する。検討すべき問題には、資金供与、保険及び技術移転の実施を含める。

第六条

- 1 附属書Iに掲げる締約国は、第三条の規定に基づく約束を履行するため、次のことを条件として、経済のいずれかの部門において温室効果ガスの発生源による人為的な排出を削減し又は吸収源による人為的な除去を強化することを目的とする事業から生ずる排出削減単位を他の附属書Iに掲げる締約国に移転し又は他の附属書Iに掲げる締約国から取得することができる。
- (a) 当該事業が関係締約国の承認を得ていること。
- (b) 当該事業が発生源による排出の削減又は吸収源による除去の強化をもたらすこと。ただし、この削減又は強化が当該事業を行わなかった場合に生ずるものに対して追加的なものである場合に限る。
- (c) 当該附属書Iに掲げる締約国が前条及び次条の規定に基づく義務を遵守していない場合には、排出削減単位を取得しないこと。
- (d) 排出削減単位の取得が第三条の規定に基づく約束を履行するための国内の行動に対して補足的なものであること。

2 (略)

3 (略)

4 (略)

第十二条

1 (略)

2 (略)

3 低排出型の開発の制度の下で、

(a) 附属書Iに掲げる締約国以外の締約国は、認証された排出削減量を生ずる事業活動から利益を得る。

(b) 附属書Iに掲げる締約国は、第三条の規定に基づく排出の抑制及び削減に関する数量化された約束の一部の遵守に資するため、(a)の事業活動から生ずる認証された排出削減量をこの議定書の締約国会合としての役割を果たす締約国会議が決定するところに従って用いることができる。

4 (略)

5 (略)

6 (略)

7 (略)

8 (略)

9 (略)

10 (略)

第十七条

締約国会議は、排出量取引（特にその検証、報告及び責任）に関する原則、方法、規則及び指針を定める。附属書Bに掲げる締約国は、第三条の規定に基づく約束を履行するため、排出量取引に参加することができる。排出量取引は、同条の規定に基づく排出の抑制及び削減に関する数量化された約束を履行するための国内の行動に対して補足的なものとする。

○ 発電用施設周辺地域整備法（昭和四十九年法律第七十八号）（抄）

(定義)

第二条 この法律において「発電用施設」とは、原子力発電施設、水力発電施設若しくは地熱発電施設又は火力発電施設（沖縄県の区域に設置されるものに限る。）で、政令で定める者が設置する政令で定める規模以上のもの及び原子力発電に使用される核燃料

物質の再処理施設その他の原子力発電と密接な関連を有する施設で、政令で定めるものをいう。

(交付金)

第七条 国は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、地方公共団体（港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四条第一項の規定による港務局を含む。次条において同じ。）に対し、同意公共用施設整備計画に基づく事業に係る経費に充てるため、交付金を交付することができる。

(利便性向上等事業計画)

第十条 (略)

2・3 (略)

4 第四条第一項後段、第二項、第四項から第六項まで、第八項及び第九項、第五条から第七項まで並びに第九条の規定は、利便性向上等事業計画に準用する。この場合において、第四条第二項中「前条第一項」とあるのは「第三条第一項」と、「前項後段」とあるのは「第十条第四項において準用する第四条第一項後段」と、「公共用施設の整備」とあるのは「住民の生活の利便性の向上及び産業の振興に寄与する事業」と、同条第四項中「第一項に規定する市町村の長」とあるのは「当該周辺地域に含まれる区域を管轄する市町村長」と、同条第八項中「前項」とあるのは「第十条第三項」と、同条第九項中「第一項及び第三項から前項まで」とあるのは「第十条第一項から第三項まで並びに同条第四項において準用する第四条第一項後段、第四項から第六項まで及び第八項」と、第五条中「前条第七項」とあり、及び「同条第七項」とあるのは「第十条第三項」と、「同条第九項」とあるのは「第十条第四項において準用する第四条第九項」と、「同意利便性向上等事業計画」とあるのは「地方公共団体、民間事業者」と、第六条中「同意公共用施設整備計画」とあるのは「同意利便性向上等事業計画」と、第七条中「を含む。次条において同じ。」とあるのは「を含む。」と、「同意公共用施設整備計画」とあるのは「同意利便性向上等事業計画」と、第九条中「前二条」とあるのは「第十条第四項において準用する第七条」と、「同意公共用施設整備計画」とあるのは「同意利便性向上等事業計画」と読み替えるものとする。

○ 独立行政法人日本原子力研究開発機構法（平成十六年法律第百五十五号）（抄）

(区分経理)

第十八条 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一 前条第一項第二号から第四号（同号中同項第一号に掲げる業務に係るものを除く。）まで、第六号及び第七号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務のうち、電源開発促進対策特別会計法（昭和四十九年法律第八十号）第一条第三項に規定する電源利用対策に関する業務

二 (略)

(積立金の処分)

第十九条 機構は、中期目標の期間の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち主務大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次

の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十七条第一項に規定する業務の財源に充てることができる。

- 2 (略)
- 3 機構は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。
- 4 (略)

○ 独立行政法人原子力安全基盤機構法（平成十四年法律第七十九号）（抄）

(区分経理)

第十四条 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

- 一 前条に規定する業務のうち、電源開発促進対策特別会計法（昭和四十九年法律第八十号）第二条の二に規定する電源立地勘定からの交付金等を財源とするもの
- 二 前条に規定する業務のうち、電源開発促進対策特別会計法第二条の二に規定する電源利用勘定からの交付金等を財源とするもの
- 三 (略)

(積立金の処分)

第十五条 機構は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち経済産業大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十三条に規定する業務の財源に充てることができる。

- 2 (略)
- 3 機構は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。
- 4 (略)

○ 所得税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第八号）第九条の規定による改正前の石油税法（昭和五十三年法律第二十五号）（抄）

(課税物件)

第三条 原油及び石油製品並びにガス状炭化水素には、この法律により、石油税を課する。

(課税標準)
第八条 石油税の課税標準は、その採取場から移出した原油若しくはガス状炭化水素又は保税地域から引き取る原油等の数量とする。
2 (略)

(税率)
第九条 石油税の税率は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

- 一 原油及び石油製品 一キロリットルにつき二千四十円
- 二 ガス状炭化水素のうち関稅定率法別表第二七一・一一号及び第二七一・二一号に掲げる天然ガス 一トンにつき七百二十円
- 三 ガス状炭化水素（前号に掲げるものを除く。） 一トンにつき六百七十円

○ 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）（抄）

第三十二条 国庫は、予算の範囲内において、労働者災害補償保険事業に要する費用の一部を補助することができる。

○ 雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）（抄）

(国庫の負担)

第六十六条 国庫は、次に掲げる区分によつて、求職者給付（高年齢求職者給付金を除く。第一号において同じ。）及び雇用継続給付に要する費用の一部を負担する。

- 一 日雇労働求職者給付金以外の求職者給付については、当該求職者給付に要する費用の四分の一
 - 二 日雇労働求職者給付金については、当該日雇労働求職者給付に要する費用の三分の一
 - 三 雇用継続給付については、当該雇用継続給付に要する費用の八分の一
- 2 前項第一号に掲げる求職者給付については、国庫は、毎会計年度において、支給した当該求職者給付の総額の四分の三に相当する額が徴収法の規定により徴収した一般保険料の額を超える場合には、同号の規定にかかわらず、当該超過額について、同号の規定による国庫の負担額を加えて国庫の負担が当該会計年度において支給した当該求職者給付の総額の三分の一に相当する額に達する額までを負担する。

3 前項に規定する一般保険料の額は、第一号に掲げる額から第二号及び第三号に掲げる額の合計額を減じた額とする。

一 次に掲げる額の合計額（以下この条及び第六十八条第二項において「一般保険料徴収額」という。）

イ 徴収法の規定により徴収した徴収法第十二条第一項第一号に掲げる事業に係る一般保険料の額のうち雇用保険率（その率が徴収法第十二条第五項又は第七項の規定により変更されたときは、その変更された率。以下この条において同じ。）に相当する部分の額（徴収法第十一条の二の規定により高年齢労働者を使用する事業の一般保険料の額を同条の規定による額とすることとする場合には、当該一般保険料の額に徴収法第十二条第六項に規定する高年齢者免除額（徴収法第十二条第一項第一号に掲げる事業に係るものに限る。以下この号において同じ。）を加えた額のうち雇用保険率に應ずる部分の額から高年齢者免除額を減じた額）

ロ 徴収法第十二条第一項第三号に掲げる事業に係る一般保険料の額

二 徴収法の規定により徴収した印紙保険料の額に相当する額に厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める率を乗じて得た額

三 一般保険料徴収額から前号に掲げる額を減じた額に千分の三・五の率（徴収法第十二条第四項第三号に掲げる事業については、千分の五の率）を雇用保険率で除して得た率（第五項及び第六十八条第二項において「三事業率」という。）を乗じて得た額

4 徴収法第十二条第七項の規定により雇用保険率の変更されている場合においては、前項第三号中「千分の三・五」とあるのは「千分の三」と、「千分の四・五」とあるのは「千分の四」とする。

5 日雇労働求職者給付金については、国庫は、毎会計年度において第一号に掲げる額が第二号に掲げる額を超える場合には、第一項第二号の規定にかかわらず、同号の規定による国庫の負担額から当該超過額に相当する額を減じた額（その額が当該会計年度において支給した日雇労働求職者給付金の総額の四分の一に相当する額を下回る場合には、その四分の一に相当する額）を負担する。

一 次に掲げる額を合計した額

イ 徴収法の規定により徴収した印紙保険料の額

ロ イの額に相当する額に第三項第二号に掲げる厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める率を乗じて得た額から、その額に三

二 支給した日雇労働求職者給付金の総額の三分の二に相当する額

6 国庫は、前各項に規定するもののほか、毎年度、予算の範囲内において、雇用保険事業の事務の執行に要する経費を負担する。

第六十七条 第二十五条第一項の措置が決定された場合には、前条第一項第一号の規定にかかわらず、国庫は、広域延長給付を受けらるる者に係る求職者給付に要する費用の三分の一を負担する。この場合において、同条第二項中「支給した当該求職者給付の総額」とあるのは「支給した当該求職者給付の総額から広域延長給付を受ける者に係る求職者給付の総額を控除した額」と、「一般保険料の額を超える場合には」とあるのは「一般保険料の額から広域延長給付を受ける者に係る求職者給付の総額の三分の二に相当する額を控除した額を超える場合には」と読み替えるものとする。

○ 独立行政法人労働安全衛生総合研究所法（平成十一年法律第百八十一号）（抄）

（積立金の処分）

第十三条 研究所は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち厚生労働大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十一条に規定する業務の財源に充てることができる。

2 （略）

3 研究所は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4 （略）

○ 独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第百六十六号）（抄）

（業務の範囲）

第十二条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 社会福祉事業施設（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条に規定する社会福祉事業に係る施設その他これに準ずる施設で政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）を設置し、又は経営する社会福祉法人その他政令で定める者（第四号において「社会福祉事業施設の設置者等」という。）に対し、社会福祉事業施設の設置、整備又は経営に必要な資金を貸し付けること。

二 病院、診療所、薬局その他政令で定める施設（以下この項において「病院等」という。）を開設する個人又は医療法人、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立した法人その他政令で定める法人（第四号において「病院等の開設者」という。）に対し、病院等（病院等の経営に関し必要な附属施設を含むものとし、薬局にあつては、調剤のために必要な施設に限る。）の設置、整備又は経営に必要な資金を貸し付けること。

三 指定訪問看護事業（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の指定に係る同法第八条第一項に規定する居宅サービス事業（同法第四項に規定する訪問看護を行う事業に限る。）及び同法第五十三条第一項本文の指定に係る同法第八条の二第一項に規定する介護予防サービス事業（同法第四項に規定する介護予防訪問看護を行う事業に限る。）をいう。）を行う医療法人その他政令で定める者に対し、必要な資金を貸し付けること。

四 社会福祉事業施設の設置者等又は病院等の開設者に対し、社会福祉事業施設又は病院等の経営の診断又は指導を行うこと。
五 身体上又は精神上的の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につきその者の居宅において入浴、排せつ、食事等の介護を行う事業その他のその者が居宅において日常生活を営むのに必要な便宜を供与する事業であつて政令で定めるものを行う者に対し、必要な資金を貸し付けること。

六 社会福祉事業施設の職員等社会福祉事業に関する事務に従事する者の研修、福利厚生その他社会福祉事業の振興上必要と認められる事業（次号において「社会福祉振興事業」という。）を行う者に対し、必要な資金を貸し付けること。
七 社会福祉振興事業を行う者に対し、助成を行うこと。
八 社会福祉事業に関する調査研究、知識の普及及び研修を行うこと。

九・十 （略）
十一 福祉及び保健医療に関する情報システムの整備及び管理を行うこと。
十二 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）又は国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）に基づく年金たる給付の受給権者（第二十四条第一項において「厚生年金等受給権者」という。）に対し、その受給権を担保として小口の資金の貸付けを行うこと。

十三 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）に基づく年金たる給付の受給権者（第二十四条第一項において「労働者災害補償権者」という。）に対し、その受給権を担保として小口の資金の貸付けを行うこと。
十四 （略）
十五 （略）

（区分経理）

第十五条 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一 第十二条第一項第一号から第六号まで及び第十一号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務

二 第十二条第一項第七号及び第八号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務

三・四 (略)

五 第十二条第一項第十二号に掲げる業務及びこれに附帯する業務

六 第十二条第一項第十三号に掲げる業務及びこれに附帯する業務

(積立金の処分)

第十六条 (略)

二・三 (略)

4 機構は、前条第一号に掲げる業務に係る勘定、第二号勘定、同条第五号に掲げる業務に係る勘定(附則第二条第八項において「第五号勘定」という。)及び前条第六号に掲げる業務に係る勘定において、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項及び第二項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

5・6 (略)

附 則

(業務の特例)

第五条の二 (略)

2・5 (略)

6 機構は、承継債権管理回収勘定において、毎事業年度、通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、政令で定めるところにより、当該各号に定める金額をそれぞれ厚生保険特別会計、船員保険特別会計及び国民年金特別会計に納付しなければならない。

一・二 (略)

7・8 (略)

9 機構は、承継債権管理回収業務又は承継教育資金貸付けあっせん業務を終えたときは、それぞれ承継債権管理回収勘定又は承継教育資金貸付けあっせん勘定を廃止するものとし、政令で定めるところにより、それぞれの廃止の際承継債権管理回収勘定又は承継教育資金貸付けあっせん勘定に属する資産及び負債を厚生保険特別会計、船員保険特別会計及び国民年金特別会計に帰属させるものとする。

1310 (略)

14 第一項から第三項までの規定により機構が承継債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあっせん業務を行う場合には、厚生保険特別会計法(昭和十九年法律第十号)第五条中「国庫納付金」とあるのは「国庫納付金、独立行政法人福祉医療機構法(平成十四年法律第六十六号)附則第五条の二第六項ノ規定ニ依ル納付金」と、第六条中「第十六条第四項」とあるのは「附則第五条の二第十一項ノ規定ニ依リ読替テ適用スル同法第十六条第四項」とする。

第一項から第三項までの規定により機構が承継債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあっせん業務を行う場合には、船員保

- 15 険特別会計法（昭和二十二年法律第二百三十六号）第三条中「生ずる収入」とあるのは、「生ずる収入、独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第六十六号）附則第五条の二第六項の規定による納付金」とする。
- 16 金特別会計法（昭和三十六年法律第六十三号）第四条第一項中「国庫納付金」とあるのは、「国庫納付金、独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第六十六号）附則第五条の二第六項の規定による納付金」とする。

○ 独立行政法人労働政策研究・研修機構法（平成十四年法律第六十九号）（抄）

（積立金の処分）

- 第十四条 機構は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち厚生労働大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十二条に規定する業務の財源に充てることができる。

2 （略）

- 3 機構は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4 （略）

○ 独立行政法人労働者健康福祉機構法（平成十四年法律第七十一号）（抄）

（積立金の処分）

- 第十三条 機構は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち厚生労働大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における前条第一項に規定する業務の財源に充てることができる。

2 （略）

- 3 機構は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4 （略）

○ 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法（平成十四年法律第六十五号）（抄）

(利益及び損失の処理の特例等)

- 第十四条 機構は、前条第一号及び第二号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項及び第五項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち厚生労働大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十条第一項に規定する業務の財源に充てることができる。
- 2 厚生労働大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。
- 3 機構は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。
- 4 5 6 (略)

○ 独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第七十号）（抄）

(積立金の処分)

- 第十四条 機構は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち厚生労働大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十一条第一項、第三項及び第五項に規定する業務の財源に充てることができる。
- 2 (略)
- 3 機構は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。
- 4 (略)

附 則

(業務の特例等)

第四条 (略)

- 2 機構は、第四項の規定により宿舍等勘定を廃止するまでの間の各事業年度において、宿舍等勘定に属する承継資産のうち前条第六項第三号の厚生労働省令で定めるもの（次項において「対象資産」という。）を処分した場合には、当該処分を行った事業年度の終了の日（宿舍等勘定を廃止する事業年度にあつては、当該廃止の日。次項において同じ。）において、それぞれ当該事業年度に行った当該処分により生じた収入の総額を国庫に納付しなければならない。
- 3 機構が前項の処分を行った場合には、各事業年度に処分した対象資産に係る前条第六項第三号の価額（処分した対象資産が複数

- 4 機構は、宿舍等業務を終えたときは、宿舍等勘定を廃止するものとし、その廃止の際当該勘定についてその債務を弁済してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならぬ。
- 5 前三項の規定は、炭鉱援護勘定について準用する。この場合において、第二項中「前条第六項第三号の厚生労働省令」とあるのは「前条第六項第四号の厚生労働省令・経済産業省令」と、第三項中「前条第六項第三号」とあるのは「前条第六項第四号」と読み替えるものとする。
- 6・7 (略)

○ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）（抄）

（労働保険料）

第十条 政府は、労働保険の事業に要する費用にあてるため保険料を徴収する。

2 前項の規定により徴収する保険料（以下「労働保険料」という。）は、次のとおりとする。

- 一 一般保険料
- 二 第一種特別加入保険料
- 三 第二種特別加入保険料
- 三の二 第三種特別加入保険料
- 四 印紙保険料

（一般保険料に係る保険料率）

第十二条 一般保険料に係る保険料率は、次のとおりとする。

一 労災保険及び雇用保険に係る保険料率は、次のとおりとする。

二 労災保険に係る保険料率のみが成立している事業にあつては、労災保険率

三 雇用保険に係る保険料率のみが成立している事業にあつては、雇用保険率

2 労災保険率は、労災保険法の規定による保険給付及び労働福祉事業に要する費用の予想額に照らし、将来にわたつて、労災保険の事業に係る財政の均衡を保つことができるものでなければならぬものとし、政令で定めるところにより、労災保険法の適用を受けるすべての事業の過去三年間の業務災害（労災保険法第七条第一号の業務災害をいう。以下同じ。）及び通勤災害（同項第二号の通勤災害をいう。以下同じ。）に係る災害率並びに二次健康診断等給付（同項第三号の二次健康診断等給付をいう。次項及び第十三条において同じ。）に要した費用の額、労働福祉事業として行う事業の種類及び内容その他の事情を考慮して厚生労働大臣が定める。

3 (略)

4 雇用保険率は、千分の十九・五とする。ただし、次の各号（第三号を除く。）に掲げる事業（第一号及び第二号に掲げる事業のうち、季節的に休業し、又は事業の規模が縮小することのない事業として厚生労働大臣が指定する事業を除く。）については千分の二十一・五とし、第三号に掲げる事業については千分の二十二・五とする。

一 土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽植、栽培、採取若しくは伐採の事業その他農林の事業

二 動物の飼育又は水産動物の採捕若しくは養殖の事業その他畜産、養蚕又は水産の事業

三 土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊若しくは解体又はその準備の事業

四 清酒の製造の事業

五 前各号に掲げるもののほか、雇用保険法第三十八条第一項に規定する短期雇用特例被保険者の雇用の状況等を考慮して政令で定める事業

5 厚生労働大臣は、毎会計年度において、徴収保険料額並びに雇用保険法第六十六条第一項、第二項及び第五項並びに第六十七条の規定による国庫の負担額の合計額と同法の規定による失業等給付の額（以下この項において「失業等給付額」という。）との差額を当該会計年度末における労働保険特別会計の雇用勘定の積立金に加減した額が、当該会計年度における失業等給付額の二倍に相当する額を超え、又は当該失業等給付額に相当する額を下るに至つた場合において、必要があると認めるときは、労働政策審議会の意見を聴いて、雇用保険率を千分の十七・五から千分の二十一・五まで（前項ただし書に規定する事業（同項第三号に掲げる事業を除く。）については千分の十九・五から千分の二十三・五まで、同号に掲げる事業については千分の二十・五から千分の二十四・五まで）の範囲内において変更することができる。

6 前項の「徴収保険料額」とは、第一項第一号の事業に係る一般保険料の額のうち雇用保険率に應ずる部分の額（前条の規定により高年齢労働者を使用する事業の一般保険料の額を同条の規定による額とする場合には、当該一般保険料の額に第一項第一号に掲げる事業に係る高年齢者免除額（前条の規定により第十一項の規定による額から減ずることとする額をいう。以下この項及び第三十条において同じ。）を加えた額のうち雇用保険率に應ずる部分の額から当該高年齢者免除額を減じた額）の総額と第一項第三号の事業に係る一般保険料の額の総額とを合計した額（以下次項までにおいて「一般保険料徴収額」という。）から当該一般保険料徴収額に三事業率（千分の三・五の率）（第四項第三号に掲げる事業については、千分の四・五の率）を雇用保険率で除して得た率をいう。同条第一項において同じ。）を乗じて得た額（次項において「三事業費充当徴収保険料額」という。）を減じた額及び印紙保険料の額の総額の合計額をいう。

7 厚生労働大臣は、毎会計年度において、三事業費充当徴収保険料額と雇用保険法の規定による雇用安定事業、能力開発事業及び雇用福祉事業に要する費用に充てられた額（予算の定めるところにより、労働保険特別会計の雇用勘定に置かれる雇用安定資金に繰り入れられた額を含む。）との差額を当該会計年度末における当該雇用安定資金に加減した額が、当該会計年度における一般保険料徴収額に千分の三・五の率（第四項第三号に掲げる事業については、千分の四・五の率）を雇用保険率で除して得た率を乗じて得た額の一・五倍に相当する額を超えるに至つた場合には、雇用保険率を一年間その率から千分の〇・五の率を控除した率に変更するものとする。ただし、雇用保険率がこの項の規定により変更されている期間内については、この限りでない。

8 (略)

(確定保険料)

第十九条 事業主は、保険年度ごとに、次に掲げる労働保険料の額その他厚生労働省令で定める事項を記載した申告書を、次の保険年度の初日（保険年度中途に保険関係が消滅したものについては、当該保険関係が消滅した日（保険年度中途に労災保険法第三十四條第一項の承認が取り消された事業に係る第三種特別加入保険料に關しては、それぞれ当該承認が取り消された日））。第三項において同じ。）から五十日以内に提出しなければならない。

- 一 第十五条第一項第一号の事業にあつては、その保険年度に使用したすべての労働者（保険年度の中途に保険関係が成立し、又は消滅したものに就いては、その保険年度において、当該保険関係が成立していた期間に使用したすべての労働者）に係る賃金総額に当該事業についての一般保険料率を乗じて算定した一般保険料
- 二 第十五条第一項第二号の事業にあつては、次に掲げる労働保険料
 - イ 第十五条第一項第二号イの事業にあつては、その使用したすべての労働者に係る賃金総額について前号の規定の例により算定した一般保険料及びその保険年度における第十三条の厚生労働省令で定める額の総額に当該事業についての第一種特別加入保険料率を乗じて算定した第一種特別加入保険料
 - ロ 第十五条第一項第二号ロの事業にあつては、その使用したすべての労働者に係る賃金総額について前号の規定の例により算定した一般保険料及びその保険年度における第十四条の二第一項の厚生労働省令で定める額の総額について前号の規定の例により算定した第一種特別加入保険料率を乗じて算定した第三種特別加入保険料
 - ハ 第十五条第一項第二号ハの事業にあつては、その使用したすべての労働者に係る賃金総額について前号の規定の例により算定した一般保険料並びにその保険年度における第十三条の厚生労働省令で定める額の総額についてイの規定の例により算定した第一種特別加入保険料及びその保険年度における第十四条の二第一項の厚生労働省令で定める額の総額についてロの規定の例により算定した第三種特別加入保険料
- 三 第十五条第一項第三号の事業にあつては、その保険年度における第十四条第一項の厚生労働省令で定める額の総額に当該事業についての第二種特別加入保険料率を乗じて算定した第二種特別加入保険料
- 2 有期事業については、その事業主は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる労働保険料の額その他厚生労働省令で定める事項を記載した申告書を、保険関係が消滅した日（当該保険関係が消滅した日前に労災保険法第三十四条第一項の承認が取り消された事業に係る第一種特別加入保険料に關しては、当該承認が取り消された日。次項において同じ。）から五十日以内に提出しなければならぬ。
- 一 第十五条第一項第一号の事業にあつては、当該保険関係に係る全期間に使用したすべての労働者に係る賃金総額に当該事業についての一般保険料率を乗じて算定した一般保険料
- 二 第十五条第一項第二号イの事業にあつては、その使用したすべての労働者に係る賃金総額について前号の規定の例により算定した一般保険料及び労災保険法第三十四条第一項の承認に係る全期間における第十三条の厚生労働省令で定める額の総額に当該事業についての第一種特別加入保険料率を乗じて算定した第一種特別加入保険料
- 三 第十五条第一項第三号の事業にあつては、当該保険関係に係る全期間における第十四条第一項の厚生労働省令で定める額の総額に当該事業についての第二種特別加入保険料率を乗じて算定した第二種特別加入保険料

3 6 (略)

(印紙保険料の納付)

- 第二十三条 事業主（第八条第一項又は第二項の規定により元請負人が事業主とされる場合にあつては、当該事業に係る労働者のうち元請負人が使用する労働者以外の日雇労働被保険者に係る印紙保険料については、当該日雇労働被保険者を使用する下請負人。以下この条から第二十五条まで、第三十条、第三十一条、第四十二条、第四十三条及び第四十六条において同じ。）は、日雇労働被保険者に賃金を支払うつどその者に係る印紙保険料を納付しなければならぬ。
- 2 前項の規定による印紙保険料の納付は、事業主が、雇用保険法第四十四条の規定により当該日雇労働被保険者に交付された日雇

- 3 労働被保険者手帳（以下「日雇労働被保険者手帳」という。）に雇用保険印紙をはり、これに消印して行わなければならない。事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、印紙保険料納付計器（印紙保険料の保全上支障がないことにつき、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣の指定を受けた計器で、厚生労働省令で定める形式の印影を生ずべき印（以下「納付印」という。）を付したものをいう。以下同じ。）を、厚生労働大臣の承認を受けて設置した場合には、前項の規定にかかわらず、当該印紙保険料納付計器により、日雇労働被保険者が所持する日雇労働被保険者手帳に納付すべき印紙保険料の額に相当する金額を表示して納付印を押すことによつて印紙保険料を納付することができる。
- 4 厚生労働大臣は、前項の承認を受けた事業主が、この法律若しくは雇用保険法又はこれらの法律に基づく厚生労働省令の規定に違反した場合には、同項の承認を取り消すことができる。
- 5 第三項の規定による印紙保険料の納付の方法について必要な事項は、厚生労働省令で定める。
- 6 （略）

（印紙保険料の決定及び追徴金）
第二十五条 事業主が印紙保険料の納付を怠つた場合には、政府は、その納付すべき印紙保険料の額を決定し、これを事業主に通知する。

- 2・3 （略）

○ 失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和四十四年法律第八十五号）（抄）

（労災保険の保険給付の特例に関する経過措置）

- 第十八条 政府は、当分の間、事業主の申請により、その者が労災保険に係る保険関係の成立前に発生した業務上の負傷又は疾病につき労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第七十五条の療養補償を行なつている労働者に関して、当該負傷又は疾病が労災保険に係る保険関係の成立後に発生したものとみなして、新労災保険法第三章の規定により、保険給付を行なうことができる。
- 2 政府は、当分の間、事業主の申請により、その者が労災保険に係る保険関係の成立前に発生した業務上の負傷又は疾病につき労働基準法第七十五条の療養補償を行なつている労働者に対しても、当該療養補償を新労災保険法の規定による療養補償給付とみなして、同法第三章の規定により、長期傷病補償給付を行なうことができる。
- 3 （略）

第十九条 政府は、前条第一項又は第二項の規定により保険給付を行なうこととなつた場合には、労働省令で定める期間、当該事業主から、労働保険料のほか、特別保険料を徴収する。

- 2 前項の特別保険料の額は、賃金総額に当該保険給付に要する費用その他の事情を考慮して労働大臣の定める率を乗じて得た額とする。
- 3 徴収法第十一条第二項及び第三項、第十五条（第一項第二号及び第三号並びに第二項第二号及び第三号を除く。）、第二十六条、第十七条、第十八条、第十九条（第一項第二号及び第三号並びに第二項第二号及び第三号を除く。）、第二十一条、第二十六条から第二十九条まで、第三十六条の二から第三十八条まで並びに第四十一条から第四十三条までの規定は、第一項の特別保険料につ

いて準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる徴収法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

<p>第十一条第二項</p>	<p>前項の「賃金総額」</p>	<p>失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和四十四年法律第八十五号。以下「整備法」という。）第十九条第二項の「賃金総額」</p>
<p>第十五条第一項</p>	<p>保険関係が成立したものであるが、当該保険関係が成立した日（保険年度の中途に労災保険法第三十条第一項の承認があつた事業に係る第一種特別加入保険料及び保険年度の中途に労災保険法第三十六条第一項の承認があつた事業に係る第三種特別加入保険料に關しては、それぞれ当該承認があつた日）</p>	<p>整備法第十九条第一項の厚生労働省令で定める期間（以下「徴収期間」という。）が始まつたものについては、その始まつた日</p>
<p>第十五条第二項</p>	<p>保険関係が成立したものであるが、当該保険関係が成立した日の翌日以後に労災保険法第三十四条第一項の承認があつた事業に係る第一種特別加入保険料に關しては、当該承認があつた日</p>	<p>徴収期間が始まつた日から</p>
<p>第十九条第一項</p>	<p>前項第一号の事業にあつては、当該保険関係に係る全期間</p>	<p>徴収期間</p>
<p>第十五条第一項第一号の事業にあつては、その保険年度</p>	<p>保険関係が消滅したものであるが、当該保険関係が消滅した日（保険年度の中途に労災保険法第三十条第一項の承認を取り消された事業に係る第一種特別加入保険料及び保険年度の中途に労災保険法第三十六条第一項の承認を取り消された事業に係る第三種特別加入保険料に關しては、それぞれ当該承認を取り消された日）</p>	<p>徴収期間が経過したものであるが、その経過した日</p>
<p>その保険年度において、当該保険関係が成立して</p>	<p>徴収期間が始まり、又は徴収期間が経過したものであるが、当該徴収期間に係る期間</p>	

第十九条第二項	た期間 保険関係が消滅した日（当該保険関係が消滅した日 前に労災保険法第三十四条第一項の承認が取り消さ れた事業に係る第一種特別加入保険料に関しては、 当該承認が取り消された日。次項において同じ。）	徴収期間が経過した日
第十九条第三項	第十五条第一項第一号の事業にあつては、当該保険 関係に係る全期間 保険関係が消滅した日	徴収期間 徴収期間が経過した日
第四十二条	この法律	整備法第十八条、第十八条の二及び第十九条の規定
第四十三条第一項		

○【郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律施行前】
印紙をもつてする歳入金納付に関する法律（昭和二十三年法律第四百二十二号）（抄）

- 第三条 次の各号に掲げる印紙は、その売りさばきに関する事務を日本郵政公社（以下「公社」という。）に委託し、それぞれ、当該各号に定める所において売り渡すものとする。
- 一 収入印紙 郵便局、郵便切手類販売所（郵便切手類販売所等に関する法律（昭和二十四年法律第九十一号）第三条に規定する郵便切手類販売所をいう。以下同じ。）又は印紙売りさばき所（同法第三条に規定する印紙売りさばき所をいう。以下同じ。）
 - 二 雇用保険印紙 公社が厚生労働大臣の承認を得て指定する郵便局
 - 三 健康保険印紙 公社が厚生労働大臣の承認を得て指定する郵便局
 - 四 自動車重量税印紙 郵便局又は郵便切手類販売所若しくは印紙売りさばき所のうち、公社が財務大臣の承認を得て指定するもの
 - 五 特許印紙 郵便局又は郵便切手類販売所若しくは印紙売りさばき所のうち、公社が経済産業大臣の承認を得て指定するもの
 - 六 登記印紙 郵便局又は郵便切手類販売所若しくは印紙売りさばき所のうち、公社が法務大臣の承認を得て指定するもの
- （略）
- 3 公社は、第一項の規定により印紙を売りさばいた金額から印紙の売りさばきに関する事務の取扱いに要する経費を控除した金額に相当する金額を、同項第一号の印紙に係るものは一般会計に、同項第二号の印紙に係るものは労働保険特別会計の徴収勘定に、同項第三号の印紙に係るものは厚生保険特別会計の健康勘定に、同項第四号の印紙に係るものは国税収納金整理資金に、同項第五号の印紙に係るものは特許特別会計に、同項第六号の印紙に係るものは登記特別会計に、それぞれ納付しなければならない。
- 4・5 （略）

○【郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律施行後】
印紙をもつてする歳入金納付に関する法律（昭和二十三年法律第四百二十二号）（抄）

第二条 前条又は他の法令の規定により印紙をもつて租税及び国の歳入金を納付するときは、収入印紙を用いなければならない。た

(管掌)

第三条 国民年金事業は、政府が、管掌する。

2・3 (略)

第五条 (用語の定義)

2・9 (略)

10 この法律において、「年金保険者たる共済組合等」とは、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会又は日本私立学校振興・共済事業団をいう。

(調整期間)

第十六条の二 政府は、第四条の三第一項の規定により財政の現況及び見通しを作成するに当たり、国民年金事業の財政が、財政均衡期間の終了時に給付の支給に支障が生じないようにするために必要な積立金(国民年金特別会計の国民年金勘定に係る積立金をいう。第五章において同じ。)を保有しつつ当該財政均衡期間にわたつてその均衡を保つことができないと見込まれる場合には、年金たる給付(付加年金を除く。)の額(以下この項において「給付額」という。)を調整するものとし、政令で、給付額を調整する期間(以下「調整期間」という。)の開始年度を定めるものとする。

2・3 (略)

第四章 福祉施設

第七十四条 政府は、第一号被保険者及び第一号被保険者であつた者の福祉を増進するため、必要な施設をすることができる。

第五章 積立金の運用

(運用の目的)

第七十五条 積立金の運用は、積立金が国民年金の被保険者から徴収された保険料の一部であり、かつ、将来の給付の貴重な財源となるものであることに特に留意し、専ら国民年金の被保険者の利益のために、長期的な観点から、安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたつて、国民年金事業の運営の安定に資することを目的として行うものとする。

(積立金の運用)

第七十六条 積立金の運用は、厚生労働大臣が、前条の目的に沿つた運用に基づく納付金の納付を目的として、年金積立金管理運用独立行政法人に対し、積立金を寄託することにより行うものとする。

2 厚生労働大臣は、前項の規定にかかわらず、同項の規定に基づく寄託をするまでの間、財政融資資金に積立金を預託することができる。

(運用職員の責務)
第七十七条 積立金の運用に係る行政事務に従事する厚生労働省の職員（政令で定める者に限る。以下「運用職員」という。）は、積立金の運用の目的に沿って、慎重かつ細心の注意を払い、全力を挙げてその職務を遂行しなければならない。

(秘密保持義務)
第七十八条 運用職員は、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

(懲戒処分)
第七十九条 運用職員が前条の規定に違反したと認めるときは、厚生労働大臣は、その職員に対し国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）に基づく懲戒処分をしなければならない。

(年金積立金管理運用独立行政法人法との関係)
第八十条 積立金の運用については、この法律に定めるもののほか、年金積立金管理運用独立行政法人法（平成十六年法律第五号）の定めるところによる。

(国庫負担)
第八十五条 国庫は、毎年度、国民年金事業に要する費用（次項に規定する費用を除く。以下同じ。）に充てるため、次に掲げる額を負担する。

- 一 当該年度における基礎年金（老齢基礎年金、障害基礎年金及び遺族基礎年金をいう。以下同じ。）の給付に要する費用の総額に規定する月数を基礎として計算したものを控除して得た額に、一から各被用者年金保険者に係る第九十四条の三第一項に規定する政令で定めるところにより算定した率を合算した率を控除して得た率を乗じて得た額の二分の一に相当する額
- 二 当該年度における保険料免除期間を有する者に係る老齢基礎年金（第二十七条ただし書の規定によつてその額が計算されるものに限る。）の給付に要する費用の額に、イに掲げる数を口に掲げる数で除して得た数を乗じて得た額の合算額
- イ 次に掲げる数を合算した数
 - (1) 当該保険料四分の一免除期間の月数（四百八十から当該保険料納付済期間の月数を控除して得た月数を限度とする。）に八分の一を乗じて得た数
 - (2) 当該保険料半額免除期間の月数（四百八十から当該保険料納付済期間の月数及び当該保険料四分の一免除期間の月数を合算した月数を控除して得た月数を限度とする。）に四分の一を乗じて得た数
 - (3) 当該保険料四分の三免除期間の月数（四百八十から当該保険料納付済期間の月数、当該保険料四分の一免除期間の月数及び当該保険料半額免除期間の月数を合算した月数を控除して得た月数を限度とする。）に八分の三を乗じて得た数
 - (4) 当該保険料全額免除期間（第九十条の三第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係るものを除く。）の月数（四百八十から当該保険料納付済期間の月数、当該保険料四分の一免除期間の月数、当該保険料半額免除期間の月数及び当該保険料四分の三免除期間の月数を合算した月数を控除して得た月数を限度とする。）に二分の一を乗じて得

た数

ロ 第二十七条各号に掲げる月数を合算した数

三 当該年度における第三十条の四の規定による障害基礎年金の給付に要する費用の百分の二十に相当する額

二 国庫は、毎年度、予算の範囲内で、国民年金事業の事務の執行に要する費用を負担する。

（保険料）

第八十七条 政府は、国民年金事業に要する費用に充てるため、保険料を徴収する。

（基礎年金拠出金）

第九十四条の二 厚生年金保険の管掌者たる政府は、毎年度、基礎年金の給付に要する費用に充てるため、基礎年金拠出金を負担する。

二 年金保険者たる共済組合等は、毎年度、基礎年金の給付に要する費用に充てるため、基礎年金拠出金を納付する。

（略）

第九十四条の三 基礎年金拠出金の額は、保険料・拠出金算定対象額に当該年度における被保険者の総数に対する当該年度における当該被保険者年金保険者に係る被保険者（厚生年金保険の管掌者たる政府にあつては、厚生年金保険の被保険者である第二号被保険者及びその被扶養配偶者である第三号被保険者とし、年金保険者たる共済組合等にあつては、当該年金保険者たる共済組合等に係る被保険者（国家公務員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会にあつては、当該連合会を組織する共済組合の組合員である第二号被保険者及びその被扶養配偶者である第三号被保険者とし、日本私立学校振興・共済事業団にあつては、私学教職員共済制度の加入者である第二号被保険者及びその被扶養配偶者である第三号被保険者とする。以下同じ。）とする。）の総数の比率に相当するものとして毎年度政令で定めるところにより算定した率を乗じて得た額とする。

二・三 （略）

○ 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）（抄）

（調整期間）

第三十四条

政府は、第二条の四第一項の規定により財政の現況及び見通しを作成するに当たり、厚生年金保険事業の財政が、財政均衡期間の終了時に保険給付の支給に支障が生じないようにするために必要な積立金（厚生年金特別会計の年金勘定に係る積立金並びに第八十五条の二及び第六十一条第一項に規定する責任準備金をいう。）を保有しつつ当該財政均衡期間にわたつてその均衡を保つことができなると見込まれる場合には、保険給付の額を調整するものとし、政令で、保険給付の額を調整する期間（以下「調整期間」という。）の開始年度を定めるものとする。

二・三 （略）

（略）

第七十九条 政府は、被保険者、被保険者であつた者及び受給権者の福祉を増進するため、必要な施設をすることができる。

第四章の二 積立金の運用

(運用の目的)

第七十九条の二 厚生保険特別会計の年金勘定に係る積立金（以下この章において「積立金」という。）の運用は、積立金が厚生年金保険の被保険者から徴収された保険料の一部であり、かつ、将来の保険給付の貴重な財源となるものであることに特に留意し、専ら厚生年金保険の被保険者の利益のために、長期的な観点から、安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたつて、厚生年金保険事業の運営の安定に資することを目的として行うものとする。

(積立金の運用)

第七十九条の三 積立金の運用は、厚生労働大臣が、前条の目的に沿つた運用に基づく納付金の納付を目的として、年金積立金管理運用独立行政法人に対し、積立金を寄託することにより行うものとする。

2 厚生労働大臣は、前項の規定にかかわらず、同項の規定に基づく寄託をするまでの間、財政融資資金に積立金を預託することができる。

(運用職員の責務)

第七十九条の四 積立金の運用に係る行政事務に従事する厚生労働省の職員（政令で定める者に限る。以下「運用職員」という。）は、積立金の運用の目的に沿つて、慎重かつ細心の注意を払い、全力を挙げてその職務を遂行しなければならない。

(秘密保持義務)

第七十九条の五 運用職員は、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

(懲戒処分)

第七十九条の六 運用職員が前条の規定に違反したと認めるときは、厚生労働大臣は、その職員に対し国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）に基づく懲戒処分をしなければならない。

(年金積立金管理運用独立行政法人法との関係)

第七十九条の七 積立金の運用については、この法律に定めるもののほか、年金積立金管理運用独立行政法人法（平成十六年法律第百五号）の定めるところによる。

第五章 費用の負担

5 附則第十八条第二項の規定により同項の予想額の算定が行われるときは、厚生労働大臣は、当該予想額の算定の基礎となつた拠出金算定対象予想額及び標準報酬合計予想額に基づき、積立金（厚生保険特別会計の年金勘定に係る積立金をいう。）の運用の実績を考慮して平準化期間及び補正拠出金算定対象額を変更するものとする。

6 (略)

(特定基金が解散する場合における責任準備金相当額の特例)

第三十三条 (略)

3 政府は、第一項の申出を行つた特定基金であつて、当該申出の日まで業務の運営について相当の努力をし、かつ、当該申出の日以後の事業の継続が困難であると見込まれるものとして政令で定める要件に適合すると厚生労働大臣が認めたものが解散したときは、第六十一条第一項の規定にかかわらず、責任準備金相当額に代えて、当該特定基金の加入員及び加入員であつた者が加入員でなかつたとしたときに厚生保険特別会計の年金勘定に係る積立金が増加する額として政令で定めるところにより算定した額又は当該特定基金の年金給付等積立金の額のうちいずれか大きい方の額（附則第三十七条及び第三十八条において「減額責任準備金相当額」という。）を、当該解散した特定基金から徴収する。この場合において、第四百四十七条第四項、第六十一条第二項から第八項まで及び第六十二条の規定は適用せず、第三十八条第六項の規定の適用については、同項中「政令で定める額」とあるのは、「附則第三十三条第三項に規定する減額責任準備金相当額」とする。

4 (略)

5 厚生保険特別会計法（昭和十九年法律第十号）第五条の規定にかかわらず、第三項の規定により政府が特定基金から徴収する徴収金は、同条の年金勘定の歳入とする。

(納付の猶予の場合の加算金)

第三十六条 (略)

2 前項の利率は、各年について、当該年の初日の属する年度の前年度における厚生保険特別会計の年金勘定に係る積立金の運用の実績を勘案して厚生労働大臣が定める率とする。

3 (略)

(特定基金に係る責任準備金相当額等の一部の物納)

第三十八条 (略)

2 前項の規定により確定給付企業年金法第百十四条第五項の規定を準用する場合において、同項に規定する有価証券の価額として算定した額は、政令で定めるところにより、厚生保険特別会計法第八条第一項の年金勘定の積立金として積み立てられたものとみなす。

3 (略)

(報告)

第百条の三 年金保険者たる共済組合等（国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会及び日本私立学校振興・共済事業

団をいう。以下同じ。)は、厚生労働省令で定めるところにより、当該年金保険者たる共済組合等を所管する大臣を経由して、第四十三条の二第一項第二号イに規定する標準報酬額等平均額の算定のために必要な事項として厚生労働省令で定める事項について厚生労働大臣に報告を行うものとする。

○ 健康保険法 (大正十一年法律第七十号) (抄)

第二百五十条 保険者は、健康教育、健康相談、健康診査その他の被保険者及びその被扶養者(以下この条において「被保険者等」という。)の健康の保持増進のために必要な事業を行うように努めなければならない。

2 保険者は、被保険者等の療養のために必要な費用に係る資金若しくは用具の貸付けその他の被保険者等の療養若しくは療養環境の向上又は被保険者等の出産のために必要な費用に係る資金の貸付けその他の被保険者等の福祉の増進のために必要な事業を行うことができる。

3 5 6 (略)

(国庫負担)

第五十一条 国庫は、毎年度、予算の範囲内において、健康保険事業の事務(老人保健法の規定による拠出金(以下「老人保健拠出金」という。)、第七十三条の規定による拠出金及び国民健康保険法の規定による拠出金(以下「退職者給付拠出金」という。))並びに介護保険法の規定による納付金(以下「介護納付金」という。)の納付に関する事務を含む。)の執行に要する費用を負担する。

(国庫補助)

第五十三条 国庫は、第五十一条に規定する費用のほか、政府が管掌する健康保険事業の執行に要する費用のうち、被保険者に係る療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、傷病手当金、出産手当金、家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費及び高額療養費の支給に要する費用(療養の給付については、一部負担金に相当する額を控除するものとする。)に千分の百六十四から千分の二百までの範囲内において政令で定める割合を乗じて得た額を補助する。

2 国庫は、第五十一条及び前項に規定する費用のほか、健康保険の保険者である政府が拠出すべき老人保健法の規定による医療費拠出金(日雇特例被保険者に係るものを除く。)及び介護納付金(日雇特例被保険者に係るものを除く。)の納付に要する費用に同項の政令で定める割合を乗じて得た額を補助する。

第五十四条 国庫は、第五十一条及び前条に規定する費用のほか、毎年度、健康保険事業の執行に要する費用のうち、日雇特例被保険者に係る療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、傷病手当金、出産手当金、家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費、特別療養費及び高額療養費の支給に要する費用(療養の給付については、一部負担金に相当する額を控除するものとする。)に健康保険組合(第三条第一項第七号の承認を受けた者の国民健康保険を行う国民健康保険の保険者を含む。第七十一条第二項及び第三項において同じ。)を設立する事業主以外の事業主から当該年度に納付された日雇特例被保険者に関する保険料の総延べ納付日数を当該年度に納付された日雇特例被保険者に関する

る保険料の総延べ納付日数で除して得た率を乗じて得た額に前条第一項に規定する政令で定める割合を乗じて得た額を補助する。
2 国庫は、第五十一条、前条及び前項に規定する費用のほか、健康保険の保険者である政府が拠出すべき老人保健法の規定による医療費拠出金及び介護納付金のうち日雇特例被保険者に係るものの納付に要する費用に同項に規定する率を乗じて得た額に同条第一項に規定する政令で定める割合を乗じて得た額を補助する。

(保険料)
第百五十五条 保険者は、健康保険事業に要する費用（老人保健拠出金及び退職者給付拠出金並びに介護納付金並びに健康保険組合においては、第百七十三条の規定による拠出金の納付に要する費用を含む。）に充てるため、保険料を徴収する。

(保険料率)
第百六十条 (略)

2 政府が管掌する健康保険の被保険者に関する一般保険料率は、保険給付、老人保健拠出金及び退職者給付拠出金に要する費用の予想額、保健事業及び福祉事業に要する費用（社会保険庁長官が必要があると認めるときは、厚生保険特別会計の健康勘定に置かれる事業運営安定資金への繰入金に充てる費用を含む。）の予定額並びに第百七十三条の規定による拠出金、国庫補助及び当該事業運営安定資金の予定運用収入の額に照らし、おおむね五年を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならない。
3 (略)

(日雇拠出金の徴収及び納付義務)
第百七十三条 日雇特例被保険者の保険の保険者は、日雇特例被保険者に係る健康保険事業に要する費用（老人保健拠出金及び介護納付金の納付に要する費用を含む。第百七十五条において同じ。）に充てるため、第百五十五条の規定により保険料を徴収するほか、毎年度、日雇特例被保険者を使用する事業主の設立する健康保険組合（以下「日雇関係組合」という。）から拠出金を徴収する。
2 日雇関係組合は、前項に規定する拠出金（以下「日雇拠出金」という。）を納付する義務を負う。

○ 老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）（抄）

(拠出金の徴収及び納付義務)
第五十三条 基金は、第六十四条第一項に規定する業務及び当該業務に関する事務の処理に要する費用に充てるため、年度（毎年四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下同じ。）ごとに、保険者から、医療費拠出金及び事務費拠出金（以下「拠出金」という。）を徴収する。
2 保険者は、拠出金を納付する義務を負う。

(基金の業務)
第六十四条 基金は、社会保険診療報酬支払基金法第十五条に規定する業務のほか、第一条に規定する目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 保険者から拠出金を徴収すること。
 - 二 市町村に対し第四十八条第一項の交付金を交付すること。
 - 三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
- 2 基金は、前項の業務に支障のない限りにおいて、厚生労働大臣の認可を受けて、第一条に規定する目的の達成に資する事業を行うことができる。
 - 3 前二項に規定する業務は、老人保健関係業務という。

○ 国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）（抄）

（拠出金の徴収及び納付義務）

- 1 第八十一条の二 基金は、第八十一条の十第一項に規定する業務及び当該業務に関する事務の処理に要する費用に充てるため、年度（毎年四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下同じ。）ごとに、健康保険法の規定による保険者、船員保険法の規定による保険者、第六条第三号に規定する共済組合、日本私立学校振興・共済事業団及び健康保険法第三条第一項第七号の規定による承認を受けて同法の被保険者とならない者を組合員とする組合であつて厚生労働大臣が定めるもの（以下「被用者保険等保険者」という。）から、療養給付費等拠出金及び事務費拠出金（以下本則において「拠出金」という。）を徴収する。
- 2 被用者保険等保険者は、拠出金を納付する義務を負う。

○ 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）（抄）

（納付金の徴収及び納付義務）

- 1 第五十条 支払基金は、第六十条第一項に規定する業務に要する費用に充てるため、年度（毎年四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下この節及び次章において同じ。）ごとに、医療保険者から、介護給付費・地域支援事業支援納付金（以下「納付金」という。）を徴収する。
- 2 医療保険者は、納付金の納付に充てるため医療保険各法又は地方税法の規定により保険料若しくは掛金又は国民健康保険税を徴収し、納付金を納付する義務を負う。

○ 児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）（抄）

（児童手当に要する費用の負担）

- 1 第十八条 被用者（第二十条第一項各号に掲げる者が保険料又は掛金を負担し、又は納付する義務を負う被保険者、加入者、組合員又は団体組合員をいう。以下同じ。）に対する児童手当の支給に要する費用は、その十分の七に相当する額を同項に規定する拠出金をもつて充て、その十分の一に相当する額を国庫、都道府県及び市町村がそれぞれ負担する。
- 2 被用者等でない者（被用者又は公務員でない者をいう。以下同じ。）に対する児童手当の支給に要する費用は、その三分の一に相当する額を国庫、都道府県及び市町村がそれぞれ負担する。
- 3 次に掲げる児童手当の支給に要する費用は、それぞれ当該各号に定める者が負担する。

- 一 各省各庁の長又はその委任を受けた者が前条第一項の規定によつて読み替えられる第七条の認定（以下この項において単に「認定」という。）をした国家公務員に対する児童手当の支給に要する費用
- 二 都道府県知事又はその委任を受けた者が認定をした地方公務員に対する児童手当の支給に要する費用
- 三 市町村長又はその委任を受けた者が認定をした地方公務員に対する児童手当の支給に要する費用
- 四 国庫は、毎年度、予算の範囲内で、児童手当に関する事務の執行に要する費用（市町村長が第八条第一項の規定により支給する児童手当の事務の処理に必要な費用を除く。）を負担する。
- 5 (略)

第十九条 (市町村に対する交付)
 政府は、政令で定めるところにより、市町村に対し、市町村長が第八条第一項の規定により支給する児童手当の支給に要する費用のうち、被用者に対する費用についてはその十分の人に相当する額を、被用者等でない者に対する費用についてはその三分の一に相当する額を、それぞれ交付する。

(抛出金の徴収及び納付義務)

第二十条 政府は、被用者に対する児童手当の支給に要する費用及び第二十九条の二に規定する児童育成事業に要する費用に充てるため、次に掲げる者（以下「一般事業主」という。）から、抛出金を徴収する。

- 一 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第八十二条第一項に規定する事業主
- 二 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第二十八条第一項に規定する学校法人等
- 三 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百四十四条の三第一項に規定する団体その他同法に規定する団
 体で政令で定めるもの
- 四 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第百二十六条第一項に規定する連合会その他同法に規定する団体で
 政令で定めるもの

2 一般事業主は、抛出金を納付する義務を負う。

(児童育成事業)

第二十九条の二 政府は、児童手当の支給に支障がない限りにおいて、児童育成事業（育児に関し必要な援助を行い、又は児童の健康を増進し、若しくは情操を豊かにする事業を行う者に対し、助成及び援助を行う事業その他の事業であつて、第一条の目的の達成に資するものをいう。）を行うことができる。

附 則

(特例給付)

第六条 当分の間、第十八条第一項の規定する被用者又は第十七条第一項に規定する公務員であつて、第四条に規定する要件に該当するもの（第五条第一項の規定により児童手当が支給されない者に限る。）に対し、第二十条第一項に規定する一般事業主又は第十八条第三項各号に定める者の負担による給付を行う。

- 2 (略)
- 3 第一項の給付については、当該給付を児童手当とみなして、厚生保険特別会計法（昭和十九年法律第十号）その他の政令で定める法律の規定を適用する。
- 4 6 (略)

(三歳以上小学校修了前の児童に係る特例給付)

- 第七条 当分の間、次の各号のいずれかに該当する者であつて日本国内に住所を有するものに対し、児童手当に相当する給付を行う。
- 一 次のイ又はロに掲げる児童（以下「小学校修了前特例給付支給要件児童」という。）を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母
- イ 三歳以上の児童であつて十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者（以下「三歳以上小学校修了前の児童」という。）
- ロ 三歳以上小学校修了前の児童を含む二人以上の児童
- 二 父母に監護されず又はこれと生計を同じくしない小学校修了前特例給付支給要件児童を監護し、かつ、その生計を維持する者
- 三 児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母であつて、父母に監護されず又はこれと生計を同じくしない児童を監護し、かつ、その生計を維持するもの。ただし、これらの児童が小学校修了前特例給付支給要件児童であるときに限る。
- 2 4 (略)
- 5 第一項の給付については、当該給付を児童手当とみなして、厚生保険特別会計法その他の政令で定める法律の規定を適用する。
- 6 8 (略)

- 第八条 当分の間、第十八条第一項に規定する被用者又は第十七条第一項に規定する公務員であつて、前条第一項に規定する要件に該当するもの（同条第二項の規定により同条第一項の給付が支給されない者に限る。）に対し、同項の給付に準じた給付を行う。
- 2 4 (略)
- 5 第一項の給付については、当該給付を児童手当とみなして、厚生保険特別会計法その他の政令で定める法律の規定を適用する。
- 6 8 (略)

○ 確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）（抄）

（解散厚生年金基金等からの責任準備金相当額の徴収等）

- 第百十三条 政府は、厚生年金基金が第百十一条第三項の規定により解散の認可があつたものとみなされたとき、又は前条第四項の規定により消滅したときは、その解散の認可があつたものとみなされた日又は消滅した日において当該厚生年金基金が年金たる給付（厚生年金代行給付に限る。）の支給に関する義務を負っている者に係る厚生年金保険法第百六十一条第一項に規定する責任準備金に相当する額を当該解散した厚生年金基金又は当該消滅した厚生年金基金の権利義務を承継した基金（以下「解散厚生年金基金等」という。）から徴収する。
- 2 前項の場合において、政府が解散厚生年金基金等から徴収する徴収金は、厚生年金保険法第八十五条の二の規定により政府が解散した連合会から徴収する徴収金とみなして、同法第八十六条第一項、第二項及び第四項から第六項まで、第八十七条第六項、第

八十八条、第八十九条、第九十一条から第九十一条の三まで、第九十二条第一項及び第三項、第二百二条第二項、第二百三条の二並びに第二百四条の規定を適用する。

(解散厚生年金基金等に係る責任準備金相当額の一部の物納)

第百十四条 前条第一項の規定に基づき、政府が解散厚生年金基金等から同項に規定する責任準備金に相当する額を徴収する場合に
おいては、解散厚生年金基金等は、政令で定めるところにより、厚生労働大臣の許可を得て、当該責任準備金に相当する額の一部
について、国債、株式その他の有価証券であつて政令で定めるものによる物納（以下この条において「物納」という。）をするこ
とができる。

2 前項の厚生労働大臣の許可の申請は、第百十一条第二項の厚生労働大臣の承認又は第百十二条第一項の厚生労働大臣の認可の申
請と同時に行わなければならない。

3 物納に充てることができる有価証券は、当該有価証券の種類に依じて、政令で定める単位ごとに、証券取引法第二条第二十一項
に規定する有価証券指数の変動と一致するように運用することができるように組み合わされたものであることその他の厚生年金保
険法第七十九条の二に規定する積立金の安全かつ効率的な運用に資するものとして厚生労働省令で定める要件を満たすものでな
ければならない。

4 第一項の許可に係る解散厚生年金基金等は、政令で定めるところにより、当該物納に係る有価証券を年金積立金管理運用独立行
政法人又は年金積立金管理運用独立行政法人と資金の管理及び運用に関する契約を締結する者（以下この項において「年金積立金
管理運用独立行政法人等」という。）に移換するものとする。この場合において、当該有価証券は、年金積立金管理運用独立行政
法人等が年金積立金管理運用独立行政法人法（平成十六年法律第百五号）第三条に規定する年金積立金の管理及び運用のために取
得したものとみなす。

5 前項の場合において、当該有価証券の価額として政令で定めるところにより算定した額は、政令で定めるところにより、厚生年
金保険法第七十九条の三第一項の規定により厚生労働大臣が年金積立金管理運用独立行政法人に対し寄託したものとみなす。

6 第四項の規定による有価証券の移換に伴う手数料その他の費用については、解散厚生年金基金等が負担するものとする。

○ 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）（抄）

附 則

(国民年金事業に要する費用の負担の特例)

第三十四条 国庫は、当分の間、毎年度、国民年金事業に要する費用に充てるため、国民年金法第八十五条第一項各号及び第二項に
規定する額のほか、同法による年金たる給付及び旧国民年金法による年金たる給付に要する費用のうち、次の各号に掲げる額を負
担する。

- 一 当該年度における国民年金法による付加年金の給付に要する費用及び同法による死亡一時金の給付に要する費用（同法第五十
二条の四第一項に定める額に相当する部分の給付に要する費用を除く。）の総額の四分の一に相当する額
- 二 当該年度における附則第二十五条の規定により支給される障害基礎年金及び附則第二十八条の規定により支給される遺族基礎
年金の給付に要する費用の総額に障害基礎年金の額又は遺族基礎年金の額に対する旧国民年金法第五十八条に規定する額又は同

- 法第六十二条及び第六十三条第一項に規定する額の割合を参酌して政令で定める割合を乗じて得た額
- 三 当該年度における老齢基礎年金の給付に要する費用のうち、附則第十七条の規定による加算額の総額
- 四 当該年度における旧国民年金法第五条第四項に規定する保険料免除期間（他の法令により当該保険料免除期間とみなされるものを含む。）を有する者に係る同法による年金たる給付（同法附則第九条の三第一項の規定に該当することにより支給される老齢年金及び老齢福祉年金を除く。）に要する費用（同法第七十七条第一項又は第二項の規定によつてその額が計算される老齢年金の給付に要する費用及び第六号に掲げる費用を除く。）の額に、イに掲げる数をロに掲げる数で除して得た数を乗じて得た額の合算額
- イ 当該保険料免除期間の月数を三で除して得た額
- ロ イに掲げる数と当該保険料納付済期間の月数とを合算した数
- 五 当該年度における旧国民年金法第七十七条第一項又は第二項の規定によつてその額が計算される老齢年金の給付に要する費用（次に掲げる額に相当する部分の給付に要する費用を除く。）の総額
- イ 旧国民年金法第二十七条第一項第一号に掲げる額
- ロ 旧国民年金法第七十七条第一項第一号に掲げる額に同号の被保険者期間に係る保険料納付済期間の月数を当該被保険者期間の月数で除して得た数を乗じて得た額の四分の三に相当する額
- ハ 二百円に旧国民年金法第八十七条の二第一項の規定による保険料に係る保険料納付済期間の月数を乗じて得た額の四分の三に相当する額
- 六 当該年度における旧国民年金法による老齢年金（前号に掲げる老齢年金及び老齢福祉年金を除く。）及び通算老齢年金の給付に要する費用（同法第二十七条第一項（同法第二十九条の四第一項においてその例による場合を含む。）に定める額に相当する部分の給付に要する費用を除く。）の総額の四分の一に相当する額
- 七 当該年度における改正前の法律第八十六号附則第十六条第一項又は改正前の法律第九十二号附則第二十条第一項の規定により支給する老齢年金の給付に要する費用の総額の八分の一に相当する額
- 八 当該年度における改正前の法律第九十二号附則第十二条第二項の規定によつてその額が計算される年金の給付に要する費用のうち、八百四十円に当該年金の額の計算の基礎となつた保険料納付済期間の月数を乗じて得た額に相当する部分の給付に要する費用の総額の四分の一に相当する額
- 九 当該年度における旧国民年金法による老齢福祉年金の給付に要する費用の総額
- 二 国民年金法第八十五条第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「次号及び第三号に掲げる額」とあるのは「次号及び第三号に掲げる額並びに国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）、「昭和六十年改正法」という。）附則第三十四条第一項各号（第一号、第六号及び第九号を除く。）に掲げる費用（同項第五号に規定する老齢年金の給付に要する費用に係る同号ハに規定する額の三分の一相当する額に相当する部分の費用を除く。）の額」と、「四百八十」とあるのは「四百八十（昭和六十年改正法附則別表第四の上欄に掲げる者については、同項第三号中「障害基礎年金」とあるのは「障害基礎年金（国民年金法（昭和六十年改正法附則別表第四の上欄に掲げる者については、同項第三号中「障害基礎年金」とあるのは「障害基礎年金（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第二十五条の規定による障害基礎年金を除く。））」とする。
- 三 国民年金法第八十五条第一項の規定の適用については、同項第三号中「障害基礎年金」とあるのは「障害基礎年金（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第二十五条の規定による障害基礎年金を除く。））」とする。
- 四・五 （略）

第三十五条 旧厚生年金保険法による年金たる保険給付（附則第六十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同

の三第一項の規定に該当することにより支給される老齢年金の給付に要する費用を除く。）は、附則第三十八条の二第一項並びに国民年金法第八十五条第一項及び第九十四条の二の規定の適用については、基礎年金の給付に要する費用とみなす。

第三十八条の二 施行日の前日における国民年金特別会計国民年金勘定の積立金（旧国民年金法第八十七条の二第一項に規定する保険料に係る部分を除く。）のうち同法第七条第二項第一号に掲げる者の配偶者であつて同時に同法附則第六条第一項の規定による被保険者であつた期間を有する者の当該期間に係る保険料納付済期間に係る部分として政令で定めるところにより算定した部分（当該部分から生じる運用収入を含み、政令で定める部分を除く。）については、政令で定めるところにより、各年度における基礎年金の給付に要する費用に充てることができる。

2 (略)
3 第一項に規定する国民年金特別会計国民年金勘定の積立金の額の計算については、政令で定める。

2 (厚生年金保険事業に要する費用の負担の特例)

第七十九条 国庫は、毎年度、新厚生年金保険法第八十条の規定によるほか、同法による保険給付、旧厚生年金保険法による保険給付及び附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた保険給付に要する費用のうち、次の各号に掲げる額を負担する。

- 一 昭和三十六年四月一日前の厚生年金保険の被保険者期間（附則第四十七条第一項の規定又は他の法令の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされた期間に係るものを含む。以下この条において同じ。）を計算の基礎とする費用に相当するものとして政令で定める部分に相当する額の百分の二十（同月前の附則第五十二条に規定する旧第三種被保険者等であつた期間に係る厚生年金保険の被保険者期間を計算の基礎とする費用に相当するものとして政令で定める部分（他の法令の規定により国庫の負担すべき費用が定められた部分を除く。）に相当する額については、その額の百分の二十五）に相当する額
- 二 附則第三十五条第一項第一号に規定する旧国民年金法による老齢年金の額に相当する部分（同法第二十七条第一項及び第二項に規定する額に相当する部分を除く。）として政令で定める部分に相当する額の四分の一

2 (厚生年金基金の老齢年金給付の費用の負担に関する経過措置)

第八十四条 (略)
2 厚生年金保険の管掌者たる政府は、基金が支給する老齢年金給付に要する費用の一部を負担する。
3 (略)

(企業年金連合会への準用)

第八十五条 附則第八十二条から前条までの規定は、企業年金連合会が支給する老齢年金給付について準用する。

第八十九条 施行日前に支給事由の生じた旧船員保険法の規定による職務上の事由による年金たる保険給付に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用については、政令で定めるところにより、船員保険の管掌者たる政府が負担する。
一 障害年金の給付に要する費用のうち、当該障害年金の額から旧船員保険法第四十一条第一項第一号口の額の二倍に相当する額（その額が当該年金額を超えるときは、当該年金額）を控除した額に相当する部分

二 遺族年金の給付に要する費用のうち、当該遺族年金の額から旧船員保険法第五十条ノ二第一項第三号ロ及びハの額並びに同法第五十条ノ三ノ二の規定による加給金の額を合算した額の二倍に相当する額（その額が当該年金額を超えるときは、当該年金額）を控除した額に相当する部分

（船員保険の厚生年金保険への統合に伴う費用負担の特例等）

第九十条 新厚生年金保険法附則第二十八条の規定によりなお従前の例によることとされた者に対する年金たる給付のうち政令で定めるものについては、施行日以後、旧厚生年金保険法の規定による年金たる保険給付（同法附則第十六条の規定によりなお従前の例によることとされた保険給付を含む。）として支給する。

2 前項の措置に伴い必要な事項は、政令で定める。

○ 国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第四百号）（抄）

附 則

第十三条（略）

第十四条（略）

5 平成十八年度（附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日の属する月の前月までの期間に限る。）における第一条の規定による改正後の国民年金法第八十五条第一項の規定の適用については、同項第一号中「第二十七条第三号に規定する月数」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第四百号）附則第九条第一項の規定により読み替えられた第二十七条第三号に規定する月数」と、「の二分の一に相当する額」とあるのは「に、三分の一に千分の二十五を加えた率を乗じて得た額」と、同項第二号中「四で除して」とあるのは「六で除して」と、「二で除して」とあるのは「三で除して」と、同項第三号中「百分の二十」とあるのは「百分の三十八」とする。

6 平成十八年度（附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日の属する月以後の期間に限る。）から別に法律で定める年度（次条第一項及び第二項、附則第十六条第一項、第三十二条第五項並びに第五十六条において「特定年度」という。）の前年度までの各年度における第四条の規定による改正後の国民年金法第八十五条第一項の規定の適用については、同項第一号中「第二十七条第三号、第五号及び第七号に規定する月数」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第四百号）附則第九条第二項の規定により読み替えられた第二十七条第三号、第五号及び第七号に規定する月数」と、「の二分の一に相当する額」とあるのは「に、三分の一に千分の二十五を加えた率を乗じて得た額」と、同項第二号イ(1)中「八分の一を乗じて」とあるのは「十二分の一を乗じて」と、同号イ(2)中「四分の一を乗じて」とあるのは「六分の一を乗じて」と、同号イ(3)中「八分の三を乗じて」とあるのは「四分の一を乗じて」と、同号イ(4)中「二分の一を乗じて」とあるのは「三分の一を乗じて」と、同項第三号中「百分の二十」とあるのは「百分の三十八」とする。

第十四条 特定年度以後の各年度における第四条の規定による改正後の国民年金法第八十五条第一項第一号の規定の適用については、当分の間、同号中「第七号」とあるのは、「第七号並びに国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第四百号）附則

第十條第一項第三号、第五号、第七号、第九号、第十一号及び第十三号」とする。

2 特定年度以後の各年度における第四條の規定による改正後の国民年金法第八十五條第一項第二号に掲げる額は、当分の間、同号の規定にかかわらず、当該年度における保険料免除期間を有する者に係る国民年金法による老齡基礎年金（同法第二十七條ただし書（附則第十條第一項において適用する場合を含む。）の規定によってその額が計算されるものに限る。）の給付に要する費用の額に、第一号に掲げる数を第二号に掲げる数で除して得た数を乗じて得た額の合算額とする。

一 次に掲げる数を合算した数

イ 当該特定月以後の期間に係る保険料四分の一免除期間の月数（四百八十から当該保険料納付済期間の月数を控除して得た月数を限度とする。）に八分の一を乗じて得た数

ロ 当該特定月の前月以前の期間に係る保険料四分の一免除期間の月数を合算した月数を控除して得た月数を限度とする。）に十二分の一を乗じて得た数

ハ 当該特定月以後の期間に係る保険料半額免除期間の月数（四百八十から当該保険料納付済期間の月数及び当該保険料四分の一免除期間の月数を合算した月数を控除して得た月数を限度とする。）に四分の一を乗じて得た数

ニ 当該特定月の前月以前の期間に係る保険料半額免除期間の月数（四百八十から当該保険料納付済期間の月数、当該保険料四分の一免除期間の月数及び当該特定月以後の期間に係る保険料半額免除期間の月数を合算した月数を控除して得た月数を限度とする。）に六分の一を乗じて得た数

ホ 当該特定月以後の期間に係る保険料四分の三免除期間の月数（四百八十から当該保険料納付済期間の月数、当該保険料四分の一免除期間の月数及び当該保険料半額免除期間の月数を合算した月数を控除して得た月数を限度とする。）に八分の三を乗じて得た数

ヘ 当該特定月の前月以前の期間に係る保険料四分の三免除期間の月数（四百八十から当該保険料納付済期間の月数、当該保険料四分の一免除期間の月数、当該保険料半額免除期間の月数及び当該特定月以後の期間に係る保険料四分の三免除期間の月数を合算した月数を控除して得た月数を限度とする。）に四分の一を乗じて得た数

ト 当該特定月以後の期間に係る保険料全額免除期間（国民年金法第九十條の三第一項又は附則第十九條第一項若しくは第二項の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係るものを除く。）の月数（四百八十から当該保険料納付済期間の月数、当該保険料四分の一免除期間の月数、当該保険料半額免除期間の月数及び当該保険料四分の三免除期間の月数を合算した月数を控除して得た月数を限度とする。）に二分の一を乗じて得た数

チ 当該特定月の前月以前の期間に係る保険料全額免除期間の月数（四百八十から当該保険料納付済期間の月数、当該保険料四分の一免除期間の月数、当該保険料半額免除期間の月数、当該保険料全額免除期間の月数、当該保険料半額免除期間の月数、当該保険料四分の三免除期間の月数及び当該特定月以後の期間に係る保険料全額免除期間の月数を合算した月数を控除して得た月数を限度とする。）に三分の一を乗じて得た数

二 附則第十條第一項各号に掲げる月数を合算した数

昭 前項の規定の適用については、当分の間、同項中「四百八十」とあるのは、「四百八十（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則別表第四の上欄に掲げる者については、それぞれ同表の下欄に掲げる数）」と読み替えるものと

3 厚生年金保険の基礎年金拠出金の国庫負担に関する経過措置）

（厚生年金保険の基礎年金拠出金の国庫負担に関する経過措置）

第三十二条 (略)

2 (略)

5 平成十八年度から特定年度の前年度までの各年度における第七条の規定による改正後の厚生年金保険法第八十条第一項の規定の適用については、同項中「の二分の一に相当する額」とあるのは、「に、三分の一に千分の二十五を加えた率を乗じて得た額」とする。

(国民年金特別会計法の適用に関する経過措置)

第五十六条 平成十六年度から特定年度の前年度までの各年度における国民年金特別会計法の規定の適用については、次の表の第一欄に掲げる年度の区分に応じ、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

平成十八年度(附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日の属する月以後の期間に限る。)	(略)	(略)	(略)
から特定年度の前年度までの各年度	(略)	(略)	(略)

○ 農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)(抄)

(定義)

第四条 この法律において「農用地等」とは、次に掲げる土地をいう。

- 一 農地(耕作の目的に供される土地をいう。以下同じ。)
- 二 若しくは家畜の放牧の目的に供される土地(以下「農用地」と総称する。)
- 三 木竹の生育に供され、併せて耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供される土地
- 四 農業用施設の用に供される土地
- 五 開発して農用地又は農業用施設の用に供される土地とすることが適当な土地
- 六 この法律において「農地保有合理化事業」とは、農業経営の規模の拡大、農地の集団化その他農地保有の合理化を促進するため、この法律で定めるところにより、第七条第一項の承認を受けた法人(以下「農地保有合理化法人」という。)
- 七 が行う次に掲げる事業をいう。
 - 一 農用地等を買入れ、又は借り受けて、当該農用地等を売り渡し、交換し、又は貸し付ける事業(第四項に規定する特定法人貸付事業を除く。以下「農地売買等事業」という。)
 - 二 農用地等を売り渡すことを目的とする信託の引受けを行い、及び当該信託の委託者に対し当該農用地等の価格の一部に相当する金額の貸付けを行う事業

二の二 農用地等を貸付けの方法により運用することを目的とする信託の引受けを行う事業

三 第十二条第一項の認定に係る農業経営改善計画（第十二条の二第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。第七条第四項第二号において同じ。）に従つて設立され、又は資本を増加しようとする農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第七項に規定する農業生産法人（以下「農業生産法人」という。）に対し次に掲げるいずれかの出資を行い、及びその出資に伴い付与される持分又は株式を当該農業生産法人の組合員、社員又は株主に計画的に分割して譲渡する事業

イ 農地売買等事業により買い入れた農用地等の現物出資

ロ 前三号に掲げる事業により売り渡し、交換し、若しくは貸し付けた農用地等又はイの現物出資に係る農用地等を利用して当該農業生産法人が行う農業経営の改善に必要な資金の出資

四 農地売買等事業により買い入れ、又は借り受けた農用地等を利用して行う、新たに農業経営を営もうとする者が農業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修その他の事業

3・4 (略)

○ 農業改良資金助成法（昭和三十一年法律第二百二号）（抄）

（政府の助成）

第三条 政府は、都道府県がこの法律の定めるところにより農業者又はその組織する団体（以下「農業者等」という。）に対する農業改良資金の貸付けの事業を行うときは、当該都道府県に対し、予算の範囲内において、当該事業に必要な資金の一部を貸し付けることができる。

2 政府は、前項に規定する場合のほか、都道府県が、この法律の定めるところにより農業者等に対する農業改良資金の貸付けの業務を行う融資機関（農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百二十二号）第十条第一項第二号及び第三号の事業を併せ行う農業協同組合若しくは農業協同組合連合会又は銀行その他の金融機関で政令で定めるものをいう。第十七条において同じ。）に対し、当該業務に必要な資金の全部を貸し付ける事業を行うときは、当該都道府県に対し、予算の範囲内において、当該都道府県が行う事業に必要な資金の一部を貸し付けることができる。

（政府貸付金の額等）

第十四条 政府が第三条の規定により貸し付ける資金（以下この条において「政府貸付金」という。）の額は、各年度において、都道府県が行う同条に規定する事業の貸付財源として必要な資金の額に三分の二を乗じて得た額から、昭和五十九年度までの国からの補助金及び前年度までの政府貸付金の額を基礎として農林水産大臣が算定する額を控除して得た額以内の額とする。

2 政府貸付金は、無利子とし、その償還方法は、政令で定める。

（納付金）

第十六条 都道府県は、第三条に規定する事業の全部を廃止したときは、政令で定めるところにより、その廃止の際における貸付金等の未貸付額及びその後において支払を受けた貸付金等の償還金の額の合計額から第十四条第二項の規定により政府へ償還すべき額及び前条の規定により一般会計に繰り入れることができる額を控除して得た額の一部を、昭和五十九年度までの国からの補助金の額（次項の規定による納付金の額を除く。以下この項において「補助金残高」という。）及び都道府県が貸付金等の財源に充て

るため一般会計から特別会計に繰り入れた資金の額（前条及び第三項の規定により特別会計から一般会計に繰り入れた金額並びに当該事業の全部の廃止後に同条の規定により特別会計から一般会計に繰り入れることができる金額を除く。）の合計額に対する補助金残高の割合に応じて政府に納付しななければならない。

- 2 前項の規定は、都道府県が、第三条に規定する事業の全部を廃止する前に、貸付金等の未貸付額の一部を政府に納付することを妨げるものではない。
- 3 都道府県は、前項の規定により政府に納付金を納付したときは、当該納付金の額に対応する一般会計からの繰入金の額として算定される額以内の額を特別会計から一般会計に繰り入れることができる。

○ 青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成七年法律第二号）（抄）

（都道府県の貸付け）

第十八条 都道府県は、センターが貸付業務を行うときはセンターに対し、融資機関が就農支援資金の貸付けの業務を行うときは当該融資機関に対し、これらの業務に必要な資金を貸し付けることができる。

- 2 都道府県が前項の規定により貸し付ける資金は、無利子とし、その償還方法その他必要な貸付けの条件の基準は、政令で定める。

（国の貸付け）

第十九条 国は、都道府県が前条第一項に規定する資金を貸し付ける事業（以下「貸付事業」という。）を行うときは、当該都道府県に対し、予算の範囲内において、当該事業に必要な資金の一部を貸し付けることができる。

- 2 国が前項の規定により貸し付ける資金（以下この条において「国の貸付金」という。）の額は、各年度において、都道府県が行う貸付事業の貸付財源として必要な資金の額に三分の二を乗じて得た額から、前年度までの国の貸付金の額を基礎として農林水産大臣が算定する額を控除して得た額以内の額とする。
- 3 国の貸付金は、無利子とし、その償還方法は、政令で定める。

○ 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）（抄）

（生産条件に関する不利を補正するための交付金の交付）

第三条 政府は、毎年度、予算の範囲内において、特定対象農産物（対象農産物のうち、我が国における標準的な生産費が標準的な販売価格を超えると認められるものとして政令で定めるものをいう。以下同じ。）の我が国における生産条件と外国における生産条件の格差から生ずる不利を補正するため、対象農産物に対し、次に掲げる交付金を交付するものとする。

- 一 当該年度の前年度以前の農林水産省令で定める期間における対象農産物の期間平均生産面積（当該期間におけるその者の特定対象農産物の生産量をそれぞれ農林水産省令で定めるところにより生産面積に換算したものを基準として、農林水産省令で定めるところにより算出した面積をいう。以下同じ。）に応じて交付する交付金
 - 二 当該年度において対象農産物が生産した特定対象農産物の品質及び生産量に応じて交付する交付金
- 2（8）（略）

（収入の減少が農業経営に及ぼす影響を緩和するための交付金の交付）

第四条 政府は、毎年度、予算の範囲内において、当該年度の前年度における対象農産物に係る収入の額として農林水産省令で定めるところにより対象農業者ごとに算出した額（以下「前年度収入額」という。）が、対象農産物に係る標準的な収入の額として農林水産省令で定めるところにより対象農業者ごとに算出した額（以下「標準的収入額」という。）を下回った場合には、これによる対象農業者の農業経営に及ぼす影響を緩和するため、対象農業者（収入の減少がその経営に及ぼす影響を緩和するための積立金であつてその額その他の事項が農林水産省令で定める基準に適合するものを積み立てているものに限る。）に対し、交付金を交付するものとする。

2・3 （略）

○ 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号）（抄）

（定義）

第三条 この法律において「主要食糧」とは、米穀、麦（小麦、大麦及びはだか麦をいう。以下同じ。）その他政令で定める食糧（これらを加工し、又は調製したものであつて政令で定めるものを含む。）をいう。

2・3 （略）

（資金の貸付け）

第十七条 政府は、機構に対し、第九条第一号に掲げる業務に要する資金の一部を無利子で貸し付けることができる。

2 前項の規定による貸付金の償還方法は、政令で定める。

第三十条 政府は、米穀等（米穀及び米穀を加工し、又は調製したものであつて政令で定めるものをいう。以下この章において同じ。）の輸入を目的とする買入れを行い、及び買受資格者に対し当該米穀の売渡しを行うことができる。

2・3 （略）

（麦等の輸入を目的とする買入れ及び当該麦の売渡し）

第四十二条 政府は、麦等（麦その他政令で定めるもの及びこれらを加工し、又は調製したものであつて政令で定めるものをいう。以下この章において同じ。）の輸入を目的とする買入れを行うことができる。

2・3 （略）

○ 飼料需給安定法（昭和二十七年法律第三百五十六号）（抄）

（飼料需給計画）

第三条 農林水産大臣は、毎年、輸入飼料の買入、保管及び売渡に関する計画（以下「飼料需給計画」という。）を定める。

○ 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）（抄）

（定義）

第二条（略）

2・3（略）

4 この法律で「自作農」とは、農地又は採草放牧地につき所有権に基いて耕作又は養畜の事業を行う個人をいい、「小作農」とは、農地又は採草放牧地につき所有権以外の権原に基いて耕作又は養畜の事業を行う個人をいう。

5（略）

（補償金の交付）

第五十三条 国は、前条第二項の規定により消滅した権利（先取特権、質権及び抵当権を除く。）でその土地等に係る第四十八条第一項の公示の時に存したものをその権利の消滅の時に有していた者に対し、政令で定めるところにより算出した額の補償金を交付する。

2 前項の規定による補償金の交付の手續は、農林水産省令で定める。

○ 独立行政法人農畜産業振興機構法（平成十四年法律第二百二十六号）（抄）

（国庫納付金）

第十一条 機構は、毎事業年度、政令で定めるところにより、次の各号に掲げる業務により生ずる利益の額のうち、それぞれ当該各号に定める交付金の交付に要する経費の財源に充てるものとして農林水産大臣が定めて通知する金額を国庫に納付しなければならない。

一 前条第一項第五号イ及びロの業務 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第十八号）第三条第一項各号に掲げる交付金（てん菜の期間平均生産面積（同項第一号に規定する期間平均生産面積をいう。次号において同じ。）又は品質及び生産量に基づいて算定される部分に限る。）

二 前条第一項第五号ニの業務 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第三条第一項各号に掲げる交付金（でん粉の製造の用に供するばれいしよの期間平均生産面積又は品質及び生産量に基づいて算定される部分に限る。）

○ 農業災害補償法（昭和二十二年法律第八十五号）（抄）

第十三条 前条第一項又は第二項の規定による負担金は、組合員等が組合等に支払うべき共済掛金の一部に充てるため、政令で定めるところにより当該組合等にこれを交付する。

② 前項の規定により組合等（第五十三条の二第四項の特定組合を除く。以下この項において同じ。）に交付すべき交付金は、組合等に交付するのに代えて、当該組合等がその属する農業共済組合連合会に支払うべき保険料の全部若しくは一部に充てるため、当該農業共済組合連合会にこれを交付し、又は当該農業共済組合連合会が支払うべき再保険料の全部若しくは一部に充てて、農業共済再保険特別会計の再保険料収入にこれを計上することができる。

③ 第一項の規定により第五十三條の二第四項の特定組合に交付すべき交付金は、当該特定組合に交付するのに代えて、当該特定組合が支払うべき保険料の全部又は一部に充てて、農業共済再保険特別会計の保険料収入にこれを計上することができる。

第十三條の六 第十三條の二から前条までの負担金には、第十二條第四項及び第十三條の規定を準用する。この場合において、当該負担金が第十三條の二及び前條の負担金であるときは、第十三條第一項中「政令で定めるところにより当該組合等に」とあるのは、「当該組合等に」と読み替えるものとする。

第八十三條 農業共済組合の行う共済事業は、次のとおりとする。

- 一 農作物共済
 - 二 削除
 - 三 家畜共済
 - 四 果樹共済
 - 五 畑作物共済
 - 六 園芸施設共済
 - 七 任意共済
- ② 果樹共済は、收穫共済及び樹体共済とする。

第三百三十四條 農業共済組合連合会とその組合員との間に農作物共済に係る保険事業の保険関係が存するときは、共済目的の種類ごと及び農作物共済の共済事故等による種別ごとに、政府と当該農業共済組合連合会との間に、当該保険関係に係る保険責任を一体としてこれにつき当該保険事業に係る再保険事業の再保険関係が存するものとする。

② 農業共済組合連合会とその組合員との間に家畜共済、果樹共済又は園芸施設共済に係る保険事業の保険関係が存するときは、政府と当該農業共済組合連合会との間に当該保険関係につき当該保険事業に係る再保険事業の再保険関係が存するものとする。

③ 農業共済組合連合会とその組合員との間に畑作物共済に係る保険事業の保険関係が存するときは、農林水産大臣が都道府県の区域ごとに定める畑作物共済の共済目的の区分（以下畑作物共済再保険区分という。）ごとに、政府と当該農業共済組合連合会との間に、当該保険関係に係る保険責任を一体としてこれにつき当該保険事業に係る再保険事業の再保険関係が存するものとする。

④ 農業共済組合連合会とその組合員との間に園芸施設共済に係る保険事業の保険関係が存するときは、第二項に規定するもののほか、当該農業共済組合連合会の事業年度ごとに、政府と当該農業共済組合連合会との間に、当該保険関係に係る保険責任を一体としてこれにつき当該保険事業に係る再保険事業の再保険関係が存するものとする。

第三百三十六條 政府の農作物共済に係る再保険料は、共済目的の種類ごと、農作物共済の共済事故等による種別ごと及び農業共済組合連合会ごとに、その連合会異常責任保険金額に農作物再保険料率（第八十五條第四項（第八十五條の七において準用する場合を含む。）の規定により水稻につき病虫害を共済事故としない農作物共済に係る再保険料については、農作物再保険料率から、その率に病虫害に対応する部分の割合として農林水産大臣が定める割合を乗じて得た率を差し引いて得た率）を乗じて得た金額に相当する金額とする。

② 前項の農作物再保険料率は、共済目的の種類ごと、農作物共済の共済事故等による種別ごと及び農業共済組合連合会ごとに、異

- 常部分被害率のうち、農作物異常標準被害率を超えるものその超える部分の率を基礎として、農林水産大臣が定める。
- ③ 政府の家畜共済に係る再保険料は、次の金額を合計したもの（第百二十二条第二項ただし書の規定により共済規程等で別段の定めをした共済掛金期間に係るものにあつては、その合計したものに第百二十四条第三項の農林水産大臣の定める係数を乗じて得た金額）とする。
- 一 再保険金額に、第百二十五条第一項第三号イの金額の保険金を支払う保険関係に係る再保険関係にあつては第百十五条第一項第一号及び第二号の率を合計した率（同条第三項、第六項、第七項又は第八項の規定により共済掛金率が定められる共済関係に係る再保険関係については、家畜異常事故に該当しない共済事故による損害に対応するものとして農林水産省令の定めるところにより算定される率）、第百二十五条第一項第三号ロの金額の保険金を支払う保険関係に係る再保険関係にあつては第百十五条第一項第一号の率（同条第三項、第六項、第七項又は第八項の規定により共済掛金率が定められる共済関係に係る再保険関係については、家畜異常事故に該当しない共済事故による損害で診療技術料等以外のものに対応するものとして農林水産省令の定めるところにより算定される率）を乗じて得た金額
- 二 共済金額に第百十五条第一項第三号の率（同条第六項、第七項又は第八項の規定により共済掛金率が定められる共済関係に係る再保険関係については、家畜異常事故による損害に対応するものとして農林水産省令の定めるところにより算定される率）を乗じて得た金額
- ④ 政府の果樹共済に係る再保険料は、収穫共済に係るものにあつては第一号、樹体共済に係るものにあつては第二号に掲げる金額とする。
- 一 共済目的の種類ごと、収穫共済区分ごと及び農業共済組合連合会の組合員たる組合等ごとに、収穫異常共済掛金の百分の九十に相当する金額
- 二 共済目的の種類ごと及び農業共済組合連合会の組合員たる組合等ごとに、樹体異常共済掛金の百分の九十に相当する金額
- ⑤ 政府の畑作物共済に係る再保険料は、畑作物共済再保険区分ごと及び農業共済組合連合会ごとに、その総保険金額に畑作物再保険料基礎率を乗じて得た金額の百分の九十五に相当する金額とする。
- ⑥ 前項の畑作物再保険料基礎率は、畑作物共済再保険区分ごと及び農業共済組合連合会ごとに、農林水産省令で定める一定年間に於ける各年の被害率のうち、畑作物通常標準被害率を超えるものその超える部分の率を基礎として、農林水産大臣が定める。
- ⑦ 政府の園芸施設共済に係る再保険料は、第百三十四条第二項に規定する再保険関係に係るものにあつては第一号の金額、同条第四項に規定する再保険関係に係るものにあつては第二号の金額とする。
- 一 保険金額に園芸施設再保険料基礎率甲を乗じて得た金額の百分の九十五に相当する金額（第百二十条の二十一ただし書の規定により共済規程等で別段の定めをした共済責任期間に係るものにあつては、その金額に第百二十四条第五項の農林水産大臣の定める係数を乗じて得た金額）
- 二 経過総保険金額に園芸施設再保険料基礎率乙を乗じて得た金額の百分の九十五に相当する金額
- ⑧ 前項第一号の園芸施設再保険料基礎率甲は、特定園芸施設等の共済事故による損害のうち共済金額に前条第六号イの農林水産大臣が定める率を乗じて得た金額を超えるものその超える部分に対応するものとして、施設区分ごと及び園芸施設共済の共済目的等による種別ごとに、農林水産省令で定める一定年間に於ける地域別の被害率を基礎として、農林水産大臣が当該地域別に定める。
- ⑨ 第七項第二号の園芸施設再保険料基礎率乙は、農業共済組合連合会ごとに、農林水産省令で定める一定年間に於ける各年度の連合会責任被害率（農業共済組合連合会が支払うべき保険金の額（その金額が保険金額に前条第六号イの農林水産大臣が定める率を乗じて得た金額を超える場合にあつては、保険金額に同号イの農林水産大臣が定める率を乗じて得た金額）の合計額を経過総保険

金額で除して得た率をいう。)のうち、園芸施設通常標準被害率を超えるものその超える部分の率を基礎として、農林水産大臣が定める。

第三百三十七条 政府の支払うべき再保険金は、次の金額とする。

一 農作物共済に係るものにあつては、共済目的の種類ごと、農作物共済の共済事故等による種別ごと及び農業共済組合連合会ごとに、当該農業共済組合連合会の組合員たる組合等ごとの農作物異常部分保険金を合計して得た金額から、当該農作物に係る連合会異常責任保険金額に農作物異常標準被害率を乗じて得た金額を差し引いて得た金額

二 削除

三 家畜共済に係るもののうち、家畜異常事故に該当しない共済事故により支払うものにあつては農業共済組合連合会が支払うべき保険金に再保険金額の保険金額に対する割合を乗じて得た金額、家畜異常事故により支払うものにあつては農業共済組合連合会が支払うべき保険金に相当する金額

四 果樹共済のうち、収穫共済に係るものにあつてはイの金額、樹体共済に係るものにあつてはロの金額

イ 共済目的の種類ごと、収穫共済区分ごと及び農業共済組合連合会の組合員たる組合等ごとに、その組合員たる組合等が支払うべき共済金の総額から、当該果樹に係る収穫通常責任共済金額を差し引いて得た金額の百分の九十に相当する金額(特定収穫共済にあつては、その金額が農林水産大臣が定める金額を超えるときは、農林水産大臣が定める金額)

ロ 共済目的の種類ごと及び農業共済組合連合会の組合員たる組合等ごとに、その組合員たる組合等が支払うべき共済金の総額から、当該果樹に係る樹体通常責任共済金額を差し引いて得た金額の百分の九十に相当する金額

五 畑作物共済に係るものにあつては、畑作物共済再保険区分ごと及び農業共済組合連合会ごとに、農業共済組合連合会が支払うべき保険金の総額から、畑作物共済再保険区分に係る総保険金額に畑作物通常標準被害率を乗じて得た金額を差し引いて得た金額の百分の九十五に相当する金額

六 園芸施設共済に係るもののうち、第三百三十四条第二項に規定する再保険関係に係るものにあつてはイの金額、同条第四項に規定する再保険関係に係るものにあつてはロの金額

イ 農業共済組合連合会が支払うべき保険金の額から、保険金額に第三百三十五条第六号イの農林水産大臣が定める率を乗じて得た金額を差し引いて得た金額の百分の九十五に相当する金額

ロ 農業共済組合連合会ごと及びその事業年度ごとに、農業共済組合連合会が支払うべき保険金の額(その金額が保険金額に第三百三十五条第六号イの農林水産大臣が定める率を乗じて得た金額を超える場合にあつては、保険金額に同号イの農林水産大臣が定める率を乗じて得た金額)の合計額から、経過総保険金額に園芸施設通常標準被害率を乗じて得た金額を差し引いて得た金額の百分の九十五に相当する金額

第四百四十一条の四 特定組合とその組合員との間に農作物共済の共済関係が存するときは、共済目的の種類ごと及び農作物共済の共済事故等による種別ごとに、政府と当該特定組合との間に、当該共済関係に係る共済責任を一体としてこれにつき当該共済事業に係る保険事業の保険関係が存するものとする。

② 特定組合とその組合員との間に家畜共済又は園芸施設共済の共済関係が存するときは、政府と当該特定組合との間に当該共済関係につき当該共済事業に係る保険事業の保険関係が存するものとする。

③ 特定組合とその組合員との間に果樹共済の共済関係が存するときは、収穫共済にあつてはその共済目的の種類ごと及び収穫共済

区分ごと、樹体共済にあつてはその共済目的の種類ごとに、政府と当該特定組合との間に、当該共済関係に係る共済責任を一体としてこれにつき当該共済事業に係る保険事業の保険関係が存するものとする。

④ 特定組合とその組合員との間に畑作物共済の共済関係が存するときは、農林水産大臣が都道府県の区域ごとに定める畑作物共済の共済目的の区分（以下畑作物共済保険区分という。）ごとに、政府と当該特定組合との間に、当該共済関係に係る共済責任を一体としてこれにつき当該共済事業に係る保険事業の保険関係が存するものとする。

⑤ 特定組合とその組合員との間に園芸施設共済の共済関係が存するときは、第二項に規定するもののほか、当該特定組合の事業年度ごとに、政府と当該特定組合との間に、当該共済関係に係る共済責任を一体としてこれにつき当該共済事業に係る保険事業の保険関係が存するものとする。

第四百四十一条の六 政府の農作物共済に係る保険料は、共済目的の種類ごと、農作物共済の共済事故等による種別ごと及び特定組合ごとに、その総共済金額に農作物異常共済掛金標準率（第八十五条第四項（第八十五条の七において準用する場合を含む。）の規定により水稻につき病虫害を共済事故としない農作物共済に係る保険料については、農作物異常共済掛金標準率から、その率に病虫害に対応する部分の割合として農林水産大臣が定める割合を乗じて得た率を差し引いて得た率）を乗じて得た金額に相当する金額とする。

② 政府の家畜共済に係る保険料は、次の金額を合計したものの（第二百十二条第二項ただし書の規定により共済規程で別段の定めをした共済掛金期間に係るものにあつては、その合計したものに第二百二十四条第三項の農林水産大臣の定める係数を乗じて得た金額）とする。

一 保険金額に、次条第一項第二号イの金額の保険金を支払う保険関係にあつては第一百五十一条第一号及び第二号の率を合計した率（同条第三項、第六項、第七項又は第八項の規定により共済掛金率が定められる共済関係に係る保険関係については、家畜異常事故に該当しない共済事故による損害に対応するものとして農林水産省令で定めるところにより算定される率）、次条第一項第二号ロの金額の保険金を支払う保険関係にあつては第一百五十一条第一号の率（同条第三項、第六項、第七項又は第八項の規定により共済掛金率が定められる共済関係に係る保険関係については、家畜異常事故に該当しない共済事故による損害で診療技術料等以外のものに対応するものとして農林水産省令で定めるところにより算定される率）を乗じて得た金額

二 共済金額に第一百五十一条第三号の率（同条第六項、第七項又は第八項の規定により共済掛金率が定められる共済関係に係る保険関係については、家畜異常事故による損害に対応するものとして農林水産省令で定めるところにより算定される率）を乗じて得た金額

③ 政府の果樹共済に係る保険料は、収穫共済に係るものにあつては第一号、樹体共済に係るものにあつては第二号に掲げる金額とする。

一 共済目的の種類ごと、収穫共済区分ごと及び特定組合ごとに、収穫異常共済掛金の百分の九十に相当する金額

④ 政府の畑作物共済に係る保険料は、畑作物共済保険区分ごと及び特定組合ごとに、その総共済金額に畑作物保険料基礎率を乗じて得た金額の百分の八十五に相当する金額とする。

⑤ 前項の畑作物保険料基礎率は、畑作物共済保険区分ごと及び特定組合ごとに、農林水産省令で定める一定年間に於ける各年の被害率のうち、畑作物通常標準被害率を超えるもののその超える部分の率を基礎として、農林水産大臣が定める。

⑥ 政府の園芸施設共済に係る保険料は、第四百四十一条の四第二項に規定する保険関係に係るものにあつては第一号の金額、同条第

五項に規定する保険関係に係るものにあつては第二号の金額とする。

一 共済金額に園芸施設保険料基礎率甲を乗じて得た金額の千分の八百五十五に相当する金額（第二百二十条の二十一ただし書の規定により共済規程で別段の定めをした共済責任期間に係るものにあつては、その金額に第二百二十四条第五項の農林水産大臣の定める係数を乗じて得た金額）

二 経過総共済金額に園芸施設保険料基礎率乙を乗じて得た金額の千分の八百五十五に相当する金額

⑦ 前項第一号の園芸施設保険料基礎率甲は、特定園芸施設等の共済事故による損害のうち共済金額に前条第五号イの農林水産大臣が定める率を乗じて得た金額を超えるものその超える部分に対応するものとして、施設区分ごと及び園芸施設共済の共済目的等による種別ごとに、農林水産省令で定める一定年間における地域別の被害率を基礎として、農林水産大臣が当該地域別に定める。

⑧ 第六項第二号の園芸施設保険料基礎率乙は、特定組合ごとに、農林水産省令で定める一定年間における各年度の特定組合責任被害率（特定組合が支払うべき共済金の額（その金額が共済金額に前条第五号イの農林水産大臣が定める率を乗じて得た金額）を超過する率を超えない場合）のうち、園芸施設通常標準被害率を超えるものその超える部分の率を基礎として、農林水産大臣が定める。

第四百四十一条の七 政府の支払うべき保険金は、次の金額とする。

一 農作物共済に係るものにあつては、共済目的の種類ごと、農作物共済の共済事故等による種別ごと及び特定組合ごとに、特定組合が支払うべき共済金の総額から、当該農作物に係る総共済金額に農作物通常標準被害率を乗じて得た金額を差し引いて得た金額

二 家畜共済に係るものにあつては、イ又はロの金額

イ 家畜異常事故に該当しない共済事故により支払うものにあつては特定組合が支払うべき共済金の百分の五十に相当する金額

ロ 家畜異常事故により支払うものにあつては特定組合が支払うべき共済金の百分の五十に相当する金額

イ 死亡又は廃用（これらのうち家畜異常事故に該当するものを除く。）により支払うものにあつては特定組合が支払うべき共済金の百分の五十に相当する金額、疾病（家畜異常事故に該当するものを除く。第三項において同じ。）又は傷害により支払うものにあつては特定組合が支払うべき共済金の百分の五十に相当する金額、家畜異常事故により支払うものにあつては特定組合が支払うべき共済金に相当する金額

三 果樹共済のうち、収穫共済に係るものにあつてはイの金額、樹体共済に係るものにあつてはロの金額

イ 共済目的の種類ごと、収穫共済区分ごと及び特定組合ごとに、特定組合が支払うべき共済金の総額から、当該果樹に係る収穫通常責任共済金額を差し引いて得た金額の百分の九十に相当する金額（特定収穫共済にあつては、その金額が農林水産大臣が定める金額を超えるときは、農林水産大臣が定める金額）

ロ 共済目的の種類ごと及び特定組合ごとに、特定組合が支払うべき共済金の総額から、当該果樹に係る樹体通常責任共済金額を差し引いて得た金額の百分の九十に相当する金額

四 畑作物共済に係るものにあつては、畑作物共済保険区分ごと及び特定組合ごとに、特定組合が支払うべき共済金の総額から、畑作物共済保険区分に係る総共済金額に畑作物通常標準被害率を乗じて得た金額を差し引いて得た金額の千分の八百五十五に相当する金額

五 園芸施設共済に係るもののうち、第四百四十一条の四第二項に規定する保険関係に係るものにあつてはイの金額、同条第五項に

規定する保険関係に係るものにあつては口の金額

イ 特定組合が支払うべき共済金の額から、共済金額に第四百一条の五第五号イの農林水産大臣が定める率を乗じて得た金額を差し引いて得た金額の千分の八百五十五に相当する金額

ロ 特定組合ごと及びその事業年度ごとに、特定組合が支払うべき共済金の額（その金額が共済金額に第四百一条の五第五号イの農林水産大臣が定める率を乗じて得た金額を超える場合にあつては、共済金額に同号イの農林水産大臣が定める率を乗じて得た金額）の合計額から、経過総共済金額に園芸施設通常標準被害率を乗じて得た金額を差し引いて得た金額の千分の八百五十五に相当する金額

- ② 家畜共済に係る保険関係において、政府が支払うべき保険金の額を前項第二号イの金額又は同号ロの金額のどちらの額とするかは、特定組合がその保険関係の成立の時までに定めるものとする。
- ③ 第一項第二号ロの金額の保険金を支払う保険関係において政府が支払うべき保険金には、第一百六条第一項ただし書の規定を準用する。

第五十条の三 国庫は、当分の間、家畜共済の共済目的たる家畜の共済事故による損害を防止し、この法律の規定による共済事業、保険事業及び再保険事業の収支の安定を図るため、毎会計年度予算の範囲内において、政令の定めるところにより、主務大臣の定める特定の疾病による家畜の損害につき第九十五条の規定による指示をした特定組合及び第三百三十二条第一項において準用する第九十五条の規定による指示をした農業共済組合連合会に対し、これらの規定により負担する費用の一部に相当する金額の交付金を交付することができる。

- ② 前項の交付金の交付を受けようとする特定組合及び農業共済組合連合会は、省令の定めるところにより、当該指示に係る処置の内容及び家畜の頭数に関する計画を定め、これにつき主務大臣の承認を得なければならぬ。
- ③ 第一項の交付金に相当する金額は、毎会計年度予算で定めるところにより、一般会計から農業共済再保険特別会計に繰り入れる。

○ 森林国営保険法（昭和十二年法律第二十五号）（抄）

第一条 政府ハ本法ニ依リ森林保険ヲ行フ

○ 国有林野の管理経営に関する法律（昭和二十六年法律第二百四十六号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「国有林野」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 国の所有に属する森林原野であつて、国において森林経営の用に供し、又は供するものと決定し、国有財産法第三条第二項第四号の企業用財産となつてゐるもの
- 二 国の所有に属する森林原野であつて、国民の福祉のための考慮に基づき森林経営の用に供されなくなり、国有財産法第三条第三項の普通財産となつてゐるもの（同法第四条第二項の所管換又は同条第三項の所属替をされたものを除く。）

○ 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）（抄）

(国有林の地域別の森林計画)

第七条の二 森林管理局長は、全国森林計画に即して、森林計画区別に、その管理経営する国有林で当該森林計画区に係るもの(その自然的経済的社会的諸条件及びその周辺の地域における土地の利用の動向からみて、森林として利用することが相当でない)と認められる国有林を除く。)につき、五年ごとに、その計画をたてる年の翌年四月一日以降十年を一期とする森林計画をたてなければならぬ。

2 前項の森林計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 第五条第二項第一号から第四号の二まで、第五号及び第六号から第八号までに掲げる事項
二 公益的機能別施業森林区域及び当該公益的機能別施業森林区域内における施業の方法その他公益的機能別施業森林の整備に関する事項

3 森林施業の合理化に関する事項

6 森林管理局長は、第一項の森林計画をたて、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、関係都道府県知事及び関係市町村長に通知しなければならない。この場合においては、第四項において準用する第六条第二項の規定により申立てがあつた意見の要旨及び当該意見の処理の結果を併せて公表しなければならない。

(指定)

第二十五条 農林水産大臣は、次の各号(指定しようとする森林が民有林である場合にあつては、第一号から第三号まで)に掲げる目的を達成するため必要があるときは、森林(民有林にあつては、重要流域(二以上の都府県の区域にわたる流域その他の国土保全上又は国民経済上特に重要な流域で農林水産大臣が指定するものをいう。以下同じ。)内に存するものに限る。)を保安林として指定することができる。ただし、海岸法第三条の規定により指定される海岸保全区域及び自然環境保全法(昭和四十七年法律第八十五号)第十四条第一項の規定により指定される原生自然環境保全地域については、指定することができない。

- 一 水源のかん養
- 二 土砂の流出の防備
- 三 土砂の崩壊の防備
- 四 飛砂の防備
- 五 風害、水害、潮害、干害、雪害又は霧害の防備
- 六 なだれ又は落石の危険の防止
- 七 火災の防備
- 八 魚つき
- 九 航行の目標の保存
- 十 公衆の保健
- 十一 名所又は旧跡の風致の保存

2 前項但書の規定にかかわらず、農林水産大臣は、特別の必要があると認めるときは、海岸管理者に協議して海岸保全区域内の森林を保安林として指定することができる。

3・4 (略)

(指定)

第四十一条 農林水産大臣は、第二十五条第一項第一号から第七号までに掲げる目的を達成するため、国が森林の造成事業又は森林の造成若しくは維持に必要な事業を行う必要があると認めるときは、その事業を行うのに必要な限度において森林又は原野その他の土地を保安施設地区として指定することができる。

2 (略)

3 農林水産大臣は、第一項の事業（以下「保安施設事業」という。）を都道府県が行う必要があると認めて都道府県知事から申請があつた場合において、その申請を相当と認めるときは、その事業を行うのに必要な限度において森林又は原野その他の土地を保安施設地区として指定することができる。

4 (略)

○ 地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）（抄）

(地すべり防止区域の指定)

第三条 主務大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係都道府県知事の意見をきいて、地すべり区域（地すべりしている区域又は地すべりするおそれのきわめて大きい区域をいう。以下同じ。）及びこれに隣接する地域のうち地すべり区域の地すべりを助長し、若しくは誘発し、又は助長し、若しくは誘発するおそれのきわめて大きいもの（以下これを「地すべり地域」と総称する。）であつて、公共の利害に密接な関連を有するものを地すべり防止区域として指定することができる。

2 前項の指定は、この法律の目的を達成するため必要な最小限度のものでなければならぬ。

3 主務大臣は、第一項の指定をするときは、主務省令で定めるところにより、当該地すべり防止区域を告示するとともに、その旨を関係都道府県知事に通知しなければならない。これを廃止するときも、同様とする。

4 地すべり防止区域の指定又は廃止は、前項の告示によつてその効力を生ずる。

(ぼた山崩壊防止区域の指定)

第四条 主務大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係都道府県知事の意見をきいて、ぼた山の存する区域であつて、公共の利害に密接な関連を有するものをぼた山崩壊防止区域として指定することができる。

2 前条第二項から第四項までの規定は、前項の指定について準用する。この場合において、同条第三項中「当該地すべり防止区域」とあるのは「当該ぼた山崩壊防止区域」と、同条第四項中「地すべり防止区域」とあるのは「ぼた山崩壊防止区域」と読み替へるものとする。

(主務大臣の直轄工事に要する費用の負担)

第二十八条 第十条第一項の規定により主務大臣が施行する地すべり防止工事で、溪流（山間部におけるその直下流を含む。以下同じ。）において施行するもの及びこれと一体となつて直接溪流に土砂を排出することを防止するために施行するものに要する費用は、国がその三分の二を、都道府県がその三分の一を負担する。

- 2 第十条第一項の規定により主務大臣が施行する地すべり防止工事で前項に規定するもの以外のものに要する費用は、国及び都道府県がそれぞれその二分の一を負担する。
- 3 前二項の場合において、当該地すべり防止工事によつて他の都府県も著しく利益を受けるときは、主務大臣は、政令で定めるところにより、その利益を受ける他の都府県において、当該地すべり防止区域を管理する都府県知事の統括する都府県の負担すべき負担金の一部を著しく利益を受ける他の都府県に分担させることができる。
- 4 前項の規定により著しく利益を受ける他の都府県に負担金の一部を分担させようとする場合においては、主務大臣は、あらかじめ当該都府県の意見をきかなければならない。

(主務大臣等)

第五十一条 地すべり防止区域又はぼた山崩壊防止区域の指定及び管理についての主務大臣は、次のとおりとする。

- 一 (略)
- 二 森林法第二十五条第一項若しくは第二十五条の二第一項若しくは第二項(同法第二十五条の二第一項後段又は第二項後段において準用する同法第二十五条第二項を除く。)の規定により指定された保安林(これに準ずべき森林を含む。)又は同法第四十条の規定により指定された保安施設地区(これに準ずべき森林又は原野その他の土地を含む。)の存する地すべり地域又はぼた山に關しては、農林水産大臣
- 三 前二号に該当しない地すべり地域又はぼた山のうち、
 - イ 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第二条第二項に規定する土地改良事業が施行されている地域又は同法の規定により土地改良事業計画の決定されている地域(これらの地域に準ずべき地域を含む。)(の存する地すべり地域又はぼた山に關しては、農林水産大臣
 - ロ イに該当しない地すべり地域又はぼた山に關しては、国土交通大臣
- 2・3 (略)

附 則

第四条の二 地すべり防止工事でこれに要する費用を国有林野事業特別会計又は治水特別会計において支弁するものについては、第三十二条中国費のみをもつてする施行に關する部分の規定は、適用しないものとする。

(国の無利子貸付け等)

- 第八条 国は、当分の間、都道府県に対し、第二十九条の規定により国がその費用について負担する地すべり防止工事で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に關する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号)第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第二十九条の規定(この規定による国の負担の割合について、この規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ)により国が負担する金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。
- 3 2 前項の国の貸付金の償還期間は、五年(二年以内の据置期間を含む。)以内で政令で定める期間とする。
- 3 前項に定めるもののほか、第一項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に關し必要な事項は、政令で定

める。

4 国は、第一項の規定により、都道府県に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である地すべり防止工事に係る第二十九条の規定による国の負担については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

5 都道府県が、第一項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、第二項及び第三項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合（政令で定める場合を除く。）における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

○ 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和二十五年法律第六十九号）（抄）

（補助の対象及び補助率）

第三条 国は、予算の範囲内で、都道府県に対し、次に掲げる経費を補助することができる。

一 都道府県が行う災害復旧の事業費の一部

二 都道府県以外の者の行う災害復旧事業につき、都道府県が、次項各号（第三項の区域内の農地、農業用施設、林道及び漁業用施設の災害復旧事業の事業費のうち同項の政令で定める額に相当する部分については、同項各号）の区分に従い、それぞれ当該各号に定める比率を下らない比率による補助をする場合におけるその補助に要する経費（当該各号に定める比率を超えて補助する場合）には、その超える部分の補助に要する経費を除いた経費）の全部

2・3 （略）

○ 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）（抄）

（国庫負担）

第三条 国は、法令により地方公共団体（港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）に基づく港務局を含む。以下第四条、第四条の二及び第六条第一項を除き同じ。）又はその機関の維持管理に属する次に掲げる施設のうち政令で定める公共土木施設に関する災害の災害復旧事業で、当該地方公共団体又はその機関が施行するものについては、その事業費の一部を負担する。

- 一 河川
- 二 海岸
- 三 砂防設備
- 四 林地荒廃防止施設
- 五 地すべり防止施設
- 六 急傾斜地崩壊防止施設
- 七 道路
- 八 港湾
- 九 漁港
- 十 下水道

○ 漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）（抄）

（漁船損害等補償）

第二条 漁船損害等補償は、次の事業により行う。

- 一 漁船保険組合が行う漁船保険事業、漁船船主責任保険事業、漁船乗組船主保険事業及び漁船積荷保険事業等」という。）
- 二 漁船保険中央会が行う普通保険再保険事業、漁船船主責任保険再保険事業、漁船乗組船主保険再保険事業及び漁船積荷保険再保険事業（以下「普通保険再保険事業等」という。）
- 三 政府が行う特殊保険再保険事業並びに前号の普通保険再保険事業、漁船船主責任保険再保険事業及び漁船積荷保険再保険事業（以下「特殊保険再保険事業等」という。）

（保険料の負担）

第三百三十九条 国庫は、第一百二十二条第一項の規定により保険に付した漁船（政令で定めるものを除く。）及び同条第七項の規定によつて同条第一項の規定により普通損害保険に付されたものとみなされた漁船（政令で定めるものを除く。）並びにこれらの漁船以外の漁船のうち無動力漁船及び総トン数百トン未満の動力漁船で政令で定めるもの（以下「対象漁船」という。）については、組合員が支払うべき普通損害保険及び満期保険の純保険料（満期保険については、積立保険料に該当する部分を除く。）のうち、次の各号に掲げる額を合計した額に相当する額を負担する。

- 一 対象漁船に係る保険金額に、対象漁船が保険に付されている組合についての対象漁船のトン数に応ずる第三百三十八条の五第一項第一号に規定する一定率（次号において「異常部分の率」という。）を乗じて得た額
- 二 対象漁船に係る保険金額（政令で定めるものを除く。）に、対象漁船に係る保険料率のうち純保険料（満期保険については、積立保険料に該当する部分を除く。）に対応する部分の率から異常部分の率を控除した率を乗じて得た額に、別表の第一欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の第二欄に掲げる割合を乗じて得た額
- 三 国庫は、対象漁船に係る漁船船主責任保険について、組合員が支払うべき当該保険の純保険料のうち、第三百三十八条の十三第二項の政令で定める補区分を除く補区分に係る対象漁船の保険金額に、対象漁船に係る当該補区分に規定する漁船船主責任保険の純保険料率（第二百二十一条の規定により読み替えられた同条において準用する第十三条の四第二号に規定する漁船船主責任保険の純保険料率をいう。）を乗じて得た額に、別表の第一欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の第三欄に掲げる割合を乗じて得た額に相当する額を負担する。
- 四 国庫は、対象漁船に積載した漁船積荷を保険の目的とする漁船積荷保険について、組合員が支払うべき当該保険の純保険料のうち、当該純保険料に、別表の第一欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の第四欄に掲げる割合を乗じて得た額に相当する額を負担する。
- 五 前三項の規定による負担金に相当する金額は、毎会計年度予算の定めるところにより、一般会計から漁船再保険及漁業共済保険特別会計に繰り入れる。

第三百三十九条の二 国庫は、加入区ごとに、その区域内に住所を有する者が所有する総トン数二十トン未満の指定漁船のうち、その総数の二分の一以上の隻数のものが政令で定める金額を下らない額を保険金額として普通損害保険若しくは満期保険に付されており、かつ、その隻数が政令で定める一定数以上である加入区の区域内に住所を有する者が所有する漁船又は当該区域内に主たる根拠地を有する漁船で当該政令で定める金額を下らない額を保険金額として普通損害保険又は満期保険に付されている次に掲げるもの（対象漁船を除く。）について、組合員が支払うべき普通損害保険、満期保険、漁船船主責任保険又は漁船積荷保険の純保険料（満期保険にあつては、積立保険料に該当する部分を除く。）のうち、当該漁船が対象漁船であつたとした場合に前条の規定により負担すべき額の二分の一に相当する額を負担する。

一 無動力漁船

二 総トン数二十トン未満の動力漁船
前条第四項の規定は、前項の規定による負担金に相当する金額について準用する。

第四百四十条 第三百三十九条第一項から第三項まで及び前条第一項の規定による負担金は、組合員が組合に支払うべき保険料の一部に充てるため、当該組合に交付する。

2 前項の規定によつて組合に交付すべき交付金は、組合に交付するのに代えて、当該組合が中央会に支払うべき再保険料の一部に充てるべきものとして中央会に交付し、又は当該組合若しくは中央会が政府に支払うべき再保険料の全部若しくは一部に充てて、漁船再保険及漁業共済保険特別会計の再保険料収入に計上することができる。

（漁業協同組合事務費交付金の補助）

第四百四十一条 政府は、予算の範囲内において政令の定めるところにより、組合が第十三条第四項（第二百二十一条及び第二百二十六条の六において準用する場合を含む。）の規定により漁業協同組合に対し交付する事務費交付金の一部を補助することができる。
2 前項の規定による補助金に相当する金額は、毎会計年度予算の定めるところにより、一般会計から漁船再保険及漁業共済保険特別会計に繰り入れられる。

（特殊保険再保険事業等に関する事務費の繰入）

第四百四十三条 政府は、特殊保険再保険事業等の業務の執行に要する経費に相当する金額を、毎会計年度予算の定めるところにより、一般会計から漁船再保険及漁業共済保険特別会計に繰り入れるものとする。

○ 漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）（抄）

（漁業災害補償の制度）

第二条 漁業災害補償の制度は、漁業共済組合が行う漁業共済事業、漁業共済組合連合会が行う漁業再共済事業又は漁業共済事業及び政府が行う漁業共済保険事業により、中小漁業者の相互救済の精神を基調として、その漁獲金額若しくは養殖に係る生産金額の減少又は養殖水産動植物、養殖施設若しくは漁具に係る損害に関して必要な給付を行う制度とする。

（共済掛金及び事務費の補助等）

第九十五条 国は、毎会計年度予算の範囲内において、政令で定めるところにより、次に掲げる共済契約者に対し、当該共済契約に基づき支払うべき共済掛金のうち純共済掛金に相当する部分（第二百二十三条第二項ただし書に規定する特約があるときは、当該特約に係る部分を除く。）の一部及び当該共済契約者が当該共済契約に係る漁業の用に供する養殖施設又は漁具を共済目的として漁業施設共済に係る共済契約を締結している場合（当該漁業施設共済の適切な実施を図るため必要と認められるものとして政令で定める一定の要件に適合する場合に限る。）には当該漁業施設共済に係る共済契約に基づき支払うべき共済掛金のうち純共済掛金に相当する部分の一部を補助するものとする。

一 第四百四条第一号に掲げる漁業に属する漁業に係る漁獲共済の共済契約者

二 第四百四条第二号に掲げる漁業に属する漁業に係る漁獲共済、第四百十四条第二号若しくは第三号に掲げる養殖業に属する養殖業に係る養殖共済又は特定養殖共済の共済契約者のうち、その営む漁業の規模（その者が第二百五条第一項第二号又は第二百五条第三項第一項第二号又は第二百五条第三項第二号に掲げる組合員であるときは第二百五条第一項第二号又は第二百五条第三項第一項第二号又は第二百五条第三項第二号に掲げる組合員であるときは第二百五条第一項第二号又は第二百五条第三項第一項第二号又は第二百五条第三項第二号に掲げる平均規模、その者が第二百五条第一項第二号ハ又は第二百五条第一項第二号ロに掲げる平均規模）が政令で定める一定の規模以下であり、かつ、当該漁獲共済、養殖共済又は特定養殖共済への加入の円滑化等を図るため必要と認められる政令で定める一定の要件に適合するもの

2 前項の規定による共済契約者に対する補助金に相当する金額は、毎会計年度予算の定めるところにより、一般会計から漁船再保険及漁業共済保険特別会計に繰り入れる。

3 4 (略)

第九十五条の二 国は、毎会計年度予算の範囲内において、政令で定めるところにより、第二百二十三条第二項ただし書に規定する特約がある養殖共済の共済契約者に対し、当該共済契約に基づき支払うべき共済掛金のうち純共済掛金に相当する部分で当該特約に係るものの一部を補助するものとする。

2 3 (略)

(共済掛金に係る補助金の交付の方法)

第九十六条 第九十五条第一項及び前条第一項の規定による共済契約者に対する補助金は、当該共済契約者が組合に支払うべき共済掛金の一部に充てるため、当該組合に交付する。

2 前項の規定により組合に交付すべき金額は、当該組合に交付するのに代えて、当該組合が連合会に支払うべき再共済掛金の一部に充てるため、連合会に交付し、又は連合会が支払うべき保険料の全部若しくは一部に充てて、漁船再保険及漁業共済保険特別会計の保険料収入に計上することができる。

(漁業共済保険事業に関する事務費の繰入れ)

第九十六条の二 政府は、漁業共済保険事業の業務の執行に要する経費に相当する金額を、毎会計年度予算の定めるところにより、一般会計から漁船再保険及漁業共済保険特別会計に繰り入れるものとする。

○ 貿易保険法（昭和二十五年法律第六十七号）（抄）

(利益及び損失の処理の特例等)

第十六条 日本貿易保険は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項本文又は第二項の規定による整理（以下この項において「整理」という。）を行つた後、同条第一項の規定による積立金（以下この項において「積立金」という。）がある場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める金額について経済産業省令で定める基準により計算した額を国庫に納付しなければならない。

- 一 当該中期目標の期間（以下この項において「当該期間」という。）の直前の中期目標の期間（次号において「前期間」という。）の最後の事業年度に係る整理を行つた後積立金がなかつたとき 当該期間の最後の事業年度に係る整理を行つた後の積立金の額に相当する金額
- 二 前期間の最後の事業年度に係る整理を行つた後積立金があつた場合であつて、当該期間の最後の事業年度に係る整理を行つた後の積立金の額に相当する金額が前期間の最後の事業年度に係る整理を行つた後の積立金の額（当該前期間の最後の事業年度においてこの項の規定により国庫に納付した場合にあつては、その納付した額を控除した残額）に相当する金額を超えるとき その超える額に相当する金額

(再保険の契約)

第五十七条 政府は、会計年度ごとに、日本貿易保険を相手方として、日本貿易保険が輸出手形保険以外の貿易保険を引き受けることにより、当該貿易保険の種類ごとにその保険金額の総額が一定の金額に達するまで、当該引受けによつて日本貿易保険が負う保険責任について、政府と日本貿易保険との間に再保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

- 2 政府は、会計年度又はその半期ごとに、日本貿易保険を相手方として、輸出手形保険の保険関係が成立することにより、当該保険関係の保険金額の総額が一定の金額に達するまで、当該保険関係によつて日本貿易保険が負う保険責任について、政府と日本貿易保険との間に再保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。
- 3 政府は、第十三条第二項に規定する再保険の引受けによつて日本貿易保険が負う再保険責任について、再保険を引き受けることができる。

(回収金の納付)

- 第六十一条 日本貿易保険は、第五十七条の再保険の再保険金の支払の請求をした後回収した金額に支払を受けた再保険金の額の第五十九条に規定する残額に対する割合を乗じて得た金額を政府に納付しなければならない。
- 2 日本貿易保険は、第三十六条の規定による納付を受けたときは、当該納付を受けた金額に第五十九条の経済産業大臣が定める割合を乗じて得た金額を政府に納付しなければならない。

○ 貿易保険法の一部を改正する法律（平成十一年法律第二百二号）による改正前の貿易保険法（抄）

(目的)

第一条 この法律は、外国貿易その他の対外取引において生ずる為替取引の制限その他通常の保険によつて救済することができない

危険を保険する制度を確立することによつて、外国貿易その他の対外取引の健全な発達を図ることを目的とする。

(貿易保険の種類)

第四条 貿易保険は、普通輸出保険、輸出代金保険、為替変動保険、輸出手形保険、輸出保証保険、前払輸入保険、仲介貿易保険、海外投資保険及び海外事業資金貸付保険とする。

(保険契約)

第九条 政府は、普通輸出保険を引き受けることができる。

2 (略)

(保険金)

第十条 輸出者を被保険者とする普通輸出保険において政府がてん補すべき額は、輸出者が前条第二項各号の一に該当する事由により輸出することができなくなつた貨物(同項第一号から第五号までの一に該当する事由が生じたためその輸出が著しく困難となつたと認められる場合において、輸出契約で定める船積期日から二月を経過した日まで輸出することができなかつた貨物を含む。)の輸出契約に基づく代金の額若しくは輸出契約に基づく輸出貨物の代金の額のうち輸出者が同項第一号から第七号までの一に該当する事由により回収することができなくなつた金額から次の各号に掲げる金額を控除した残額又は輸出者が同項第一号から第七号までの一に該当する事由による航海若しくは航路の変更により新たに負担すべきこととなつた運賃若しくは保険料の増加額に、百分の九十五の範囲内において政令で定める割合を乗じて得た額とする。

一 輸出貨物の処分その他損失を軽減するため必要な処置を講じて回収した金額又は回収し得べき金額

二 当該事由の発生により支出を要しなくなつた金額

2 (略) 三 貨物の輸出によつて取得すべきであつた利益(当該貨物に係る部分に限る。)の額

(回収金の納付)

第十二条 保険金の支払を受けた輸出者又は生産者は、その支払の請求をした後回収した金額から第十条第一項第一号(同条第二項において準用する場合を含む。)の回収し得べき金額として控除された金額及び決済期限以後保険金の支払を受けた日の前日までその回収した輸出貨物又は引渡しに係る貨物の代金の利息を控除した残額に支払を受けた保険金の額と同条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)に規定する残額に対する割合を乗じて得た金額を政府に納付しなければならない。

(保険契約)

第十四条 政府は、輸出代金保険を引き受けることができる。

2 (略)

(保険金)

第十六条 輸出代金保険において政府がてん補すべき額は、保険価額のうち第十四条第二項各号の一に該当する事由により輸出者若

しくは技術提供者又は輸出代金貸付者がそれぞれ決済期限又は償還期限（同項第五号に該当する事由によるときは、決済期限又は償還期限後六月を経過した時。以下この章において同じ。）までに回収することができない代金若しくは賃貸料若しくは対価又は貸付金の額から次の各号に掲げる金額を控除した残額に、保険金額の保険価額に対する割合を乗じて得た金額とする。

- 一 当該事由の発生により支出を要しなくなつた金額
- 二 決済期限又は償還期限後に回収した金額

（回収金の納付）

第十八条 保険金の支払を受けた輸出者若しくは技術提供者又は輸出代金貸付者は、その支払の請求をした後回収した金額から決済期限又は償還期限以後保険金の支払を受けた日の前日までの利息を控除した残額に支払を受けた保険金の額の第十六条に規定する残額に対する割合を乗じて得た金額を政府に納付しなければならぬ。

（保険契約）

第二十条 政府は、為替変動保険を引き受けることができる。

2 （略）

（保険金）

第二十一条 為替変動保険において政府がてん補すべき額は、輸出者又は技術提供者が回収した代金等の当該特定外国通貨をもつて表示された額（以下「外国通貨表示額」という。）を前条第二号に掲げる特定外国為替相場で本邦通貨に換算して得た金額（以下「本邦通貨表示額」という。）から、当該代金等の外国通貨表示額を同項第一号に掲げる特定外国為替相場で本邦通貨に換算して得た金額及び当該代金等の本邦通貨表示額に百分の三を乗じて得た金額の合計額を控除した残額（当該代金等の本邦通貨表示額に政令で定める割合を乗じて得た金額を超えるときは、その額）とする。

（為替差益の納付）

第二十二条 保険契約者は、代金等が回収された日の特定外国為替相場が第二十条第二号に掲げる特定外国為替相場に対してその百分の三を超えて高騰したときは、回収された代金等の外国通貨表示額を代金等が回収された日の特定外国為替相場で本邦通貨に換算して得た金額から、当該代金等の本邦通貨表示額に百分の百三を乗じて得た金額を控除した残額（当該代金等の本邦通貨表示額に前条の政令で定める割合を乗じて得た金額を超えるときは、その額）を政府に納付しなければならない。

（保険契約）

第二十三条 政府は、会計年度又はその半期ごとに、銀行（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行をいう。以下同じ。）その他政令で定める者（以下この章において「銀行等」という。）を相手方として、輸出手形保険の保険契約を締結することができる。

2 （略）

（保険金）

第二十五条 輸出手形保険の保険関係に基づいて政府がてん補すべき額は、保険価額のうち銀行等が荷為替手形の満期において支払を受けることができなかつた金額又は荷為替手形につきそ求を受けて支払った金額から次に掲げる金額を控除した残額に、保険金額の保険価額に対する割合を乗じて得た金額とする。

- 一 満期後に支払を受けた金額
- 二 附属貨物の処分その他附属貨物に関する権利の行使により回収した金額
- 三 そ求権を行使して回収した金額

(回収金の納付)

第二十七条 保険金の支払を受けた銀行等は、その支払の請求をした後回収した金額（前条第二項に規定する場合にそ求権を行使して回収した金額を除く。）から荷為替手形の満期以後保険金の支払を受けた日の前日までの利息を控除した残額に支払を受けた保険金の額の第二十五条に規定する残額に対する割合を乗じて得た金額を政府に納付しなければならない。

(保険契約)

第二十八条 政府は、輸出保証保険を引き受けることができる。

2 (略)

(保険金)

第三十条 輸出保証保険において政府がてん補すべき額は、保険価額のうち第二十八条第二項各号の一に該当する場合において保証者が輸出保証の相手方から請求を受けて保証の条件に従い支払った金額（当該輸出保証が第二条第九項第一号又は第二号の保証である場合において、違約金その他これに類する金銭の支払に代えて主たる債務の全部又は一部を主たる債務者に代わつて履行し、又は第三者に履行させたときは、そのために要した費用の額と違約金その他これに類する金銭の額とのいずれか少ない金額）から輸出保証の相手方から回収した金額を控除した残額に、保険金額の保険価額に対する割合を乗じて得た金額とする。

(回収金の納付)

第三十二条 保険金の支払を受けた保証者は、その支払の請求をした後前条第一項に規定する権利を行使して回収した金額から輸出保証の保証の条件に従い保証債務を履行した日以後保険金の支払を受けた日の前日までの利息を控除した残額に支払を受けた保険金の額の第三十条に規定する残額に対する割合を乗じて得た金額を政府に納付しなければならない。

(保険契約)

第三十三条 政府は、前払輸入保険を引き受けることができる。

2 (略)

(保険金)

第三十五条 前払輸入保険において政府がてん補すべき額は、保険価額のうち第三十三条第二項各号の一に該当する事由により前払輸入者が前払金の返還の期限（同項第五号に該当する事由によるときは、前払金の返還の期限後六月を経過した時。以下この章に

において同じ。)までに返還を受けることができないう前払金の額から次の各号に掲げる金額を控除した残額に、保険金額の保険価額に対する割合を乗じて得た金額とする。

- 一 当該事由の発生により支出を要しなくなった金額
- 二 前払金の返還の期限後に回収した金額

(回収金の納付)

第三十七条 保険金の支払を受けた前払輸入者は、その支払の請求をした後回収した金額から前払金の返還の期限以後保険金の支払を受けた日の前日までの利息を控除した残額に支払を受けた保険金の額の第三十五条に規定する残額に対する割合を乗じて得た金額を政府に納付しなければならない。

(保険契約)

第三十八条 政府は、仲介貿易保険を引き受けすることができる。

2 (略)

(保険金)

第四十条 仲介貿易保険において政府がてん補すべき額は、保険価額のうち第三十八条第二項各号の一に該当する事由により仲介貿易者又は仲介貿易代金貸付者がそれぞれ決済期限又は償還期限(同項第五号に該当する事由によるときは、決済期限又は償還期限後六月を経過した時。以下この章において同じ。)までに回収することができない代金若しくは賃貸料又は貸付金の額から次の各号に掲げる金額を控除した残額に、保険金額の保険価額に対する割合を乗じて得た金額とする。

- 一 当該事由の発生により支出を要しなくなった金額
- 二 決済期限又は償還期限後に回収した金額

(回収金の納付)

第四十二条 保険金の支払を受けた仲介貿易者又は仲介貿易代金貸付者は、その支払の請求をした後回収した金額から決済期限又は償還期限以後保険金の支払を受けた日の前日までの利息を控除した残額に支払を受けた保険金の額の第四十条に規定する残額に対する割合を乗じて得た金額を政府に納付しなければならない。

(保険契約)

第四十三条 政府は、海外投資保険を引き受けすることができる。

2・3 (略)

(保険金)

第四十四条 前条第二項第一号から第四号までのいずれかに該当する事由により受けた損失に係る海外投資保険において政府がてん補すべき額は、元本に係る損失にあつては当該事由に係る元本(以下「非常事故元本」という。)について同項第一号の事由又は同項第三号の損害の発生の直前に評価した額と当該非常事故元本の取得のための対価の額とのいずれか少ない金額から、配当金請

求権等に係る損失にあつては当該事由に係る配当金請求権等（以下「非常事故配当金請求権等」という。）について同項第一号の事由又は同項第三号の損害の発生の前直前に評価した額から、保証債務に係る損失にあつては当該事由に係る保証債務の履行により取得する求償権（以下「非常事故求償権」という。）について同項第二号の強制措置又は同項第三号の損害の発生の前直前に評価した額と当該保証債務の履行として支払った額とのいづれか少ない金額から、不動産に関する権利等に係る損失にあつては当該事由に係る不動産に関する権利等（以下「事故権利等」という。）について同項第一号の事由又は同項第四号の損害の発生の前直前に評価した額と当該事故権利等の取得のための対価の額とのいづれか少ない金額から、次の各号に掲げる金額を控除した残額に、百分の九十五の範囲内において政令で定める割合を乗じて得た金額とする。

- 一 非常事故元本、非常事故配当金請求権等、非常事故求償権又は事故権利等についてそれぞれ当該事由の発生の前直後に評価した額
- 二 当該事由の発生により取得した金額又は取得し得べき金額
- 三 損失を軽減するために必要な処置を講じて回収した金額
- 2 5 （略）

（回収金の納付）

第四十六条 保険金の支払を受けた者は、その支払の請求をした後回収した金額に支払を受けた保険金の額の第四十四条第一項から第三項までに規定する残額に対する割合を乗じて得た金額（支払を受けた保険金の額を超えるときは、その額）を政府に納付しなければならぬ。

（保険契約）

第四十七条 政府は、海外事業資金貸付保険を引き受けることができる。

（保険金）

第四十九条 海外事業資金貸付保険において政府がてん補すべき額は、保険価額のうち海外事業資金貸付を行った者が第四十七条第二項各号の一に該当する事由により償還期限（同項第五号に該当する事由によるときは、償還期限後六月を経過した時。以下同じ。）までに回収することができない貸付金等の額又は同項第一号から第四号までの一に該当する事由により保証債務に係る主たる債務者の債務の不履行債務者の債務の不履行が生じたことにより保証債務の履行として支払った額若しくは保証債務に係る主たる債務者の債務の不履行（同項第一号から第四号までの一に該当する事由によるものを除く。）が生じたことによつて保証債務を履行したことにより取得した求償権に基づき取得し得べき金額について当該求償権の取得の日から六月を経過する日までに回収することができない金額（保証債務を負担した者の責めに帰すべき事由により回収することができない金額を除く。）から、次の各号に掲げる金額を控除した残額に、保険金額の保険価額に対する割合を乗じて得た金額とする。

- 一 当該事由の発生により支出を要しなくなつた金額
- 二 償還期限後又は保証債務を履行した後若しくは求償権の取得の日から六月を経過した日後に回収した金額

（回収金の納付）

第五十一条 保険金の支払を受けた者は、その支払の請求をした後回収した金額から償還期限又は保証債務を履行した日若しくは求償権の取得の日から六月を経過した日以後保険金の支払を受けた日の前日までの利息を控除した残額に支払を受けた保険金の額の第四十九条に規定する残額に対する割合を乗じて得た金額を政府に納付しなければならない。

(再保険)

第五十二条 政府は、この法律によりてん補される損失と同種の損失についての保険（再保険を含む。）の事業を行う国際機関、外国政府等又は外国法人を相手方として、これらの者が負う保険責任につき再保険を引き受け、又はこの法律により政府が負う保険責任につき再保険を行うことができる。

2・3 (略)

○ 特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）（抄）

(特許料)

第七十条 特許権の設定の登録を受ける者又は特許権者は、特許料として、特許権の設定の登録の日から第六十七条第一項に規定する存続期間（同条第二項の規定により延長されたときは、その延長の期間を加えたもの）の満了までの各年について、一件ごとに、次の表の上欄に掲げる区分に従い同表の下欄に掲げる金額を納付しなければならない。

各年の区分		金額
第一年から第三年まで	毎年二千六百円に一請求項につき二百円を加えた額	
第四年から第六年まで	毎年八千円に一請求項につき六百円を加えた額	
第七年から第九年まで	毎年二万四千三百円に一請求項につき千九百円を加えた額	
第十年から第二十五年まで	毎年八万二千二百円に一請求項につき六千四百円を加えた額	

2・5 (略)

(特許料の追納)

第七十二条 特許権者は、第八十二条第二項に規定する期間又は第九十二条の規定による納付の猶予後の期間内に特許料を納付することができないときは、その期間が経過した後であっても、その期間の経過後六月以内にその特許料を追納することができる。

2 前項の規定により特許料を追納する特許権者は、第七十条第一項の規定により納付すべき特許料のほか、その特許料と同額の割増特許料を納付しなければならない。

3・6 (略)

(手数料)

第九十五条 次に掲げる者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。
 一 第四条、第五条第一項若しくは第八十二条第三項の規定による期間の延長又は第五条第二項の規定による期日の変更を請求する

- 者
- 二 特許証の再交付を請求する者
- 三 第三十四条第四項の規定により承継の届出をする者
- 四 第八十六条第一項の規定により証明を請求する者
- 五 第八十六条第一項の規定により書類の謄本又は抄本の交付を請求する者
- 六 第八十六条第一項の規定により書類の閲覧又は謄写を請求する者
- 七 第八十六条第一項の規定により特許原簿のうち磁気テープをもって調製した部分に記録されている事項を記載した書類の交付を請求する者
- 八 別表の中欄に掲げる者は、それぞれ同表の下欄に掲げる金額の範囲内において政令で定める額の手数料を納付しなければならない
- 九 特許出願人でない者が出願審査の請求をした後において、当該特許出願の願書に添付した特許請求の範囲についてした特許請求の範囲が増加したときは、その増加した請求項について前項の規定により納付すべき出願審査の請求の手数料は、同項の規定にかかわらず、特許出願人が納付しなければならない。
- 一〇 特許出願人が納付しなければならない。
- 一一 特許出願人が納付しなければならない。
- 一二 特許出願人が納付しなければならない。

別表 (第九十五条関係)

一	納付しなければならない者	金額
二	特許出願(次号に掲げるものを除く。)をする者	一件につき一万六千円
三	外国語書面出願をする者	一件につき二万六千円
四	第八十四条の五第一項の規定により手続をすべき者	一件につき一万六千円
五	第八十四条の二十第一項の規定により申出をする者	一件につき七万四千円
六	特許権の存続期間の延長登録の出願をする者	一件につき十六万八千六百円に一請求項につき四千元を加えた額
七	出願審査の請求をする者	一件につき四万九千円
八	誤訂正書を提出して明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をする者	一件につき四万五千円
九	第七十一条第一項の規定により判定を求めめる者	一件につき二万七千五百円
十	裁定の取消しを請求する者	一件につき四万九千五百円に一請求項につき五千五百円を加えた額
十一	審判又は再審(次号に掲げるものを除く。)を請求する者	一件につき五万五千円
十二	特許権の存続期間の延長登録の拒絶査定若しくは無効に係る審判又はこれらの審判の確定審決に対する再審を請求する者	一件につき四万九千五百円に一請求項につき五千五百円を加えた額
十三	明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正の請求をする者(その訂正の請求が取り	一件につき四万九千五百円に一請求項につき五千五百円を加えた額

十四 下げられたものとみなされる場合を除く。)

審判又は再審への参加を申請する者

一件につき五万五千円

○ 実用新案法（昭和三十四年法律第二百二十三号）（抄）

（登録料）

第三十一条 実用新案権の設定の登録を受ける者又は実用新案権者は、登録料として、実用新案権の設定の登録の日から第十五条に規定する存続期間の満了の日までの各年について、一件ごとに、次の表の上欄に掲げる区分に従い同表の下欄に掲げる金額を納付しなければならない。

各年の区分	金額
第一年から第三年まで	毎年二千百円に一請求項につき百円を加えた額
第四年から第六年まで	毎年六千百円に一請求項につき三百円を加えた額
第七年から第十年まで	毎年一万八千百円に一請求項につき九百円を加えた額

2 5 （略）

（登録料の追納）

第三十三条 実用新案権者は、第三十二条第二項に規定する期間又は前条の規定による納付の猶予後の期間内に登録料を納付することができないときは、その期間が経過した後であっても、その期間の経過後六月以内にその登録料を追納することができる。

2 前項の規定により登録料を追納する実用新案権者は、第三十一条第一項の規定により納付すべき登録料のほか、その登録料と同額の割増登録料を納付しなければならない。

3 5 （略）

○ 独立行政法人工業所有権情報・研修館法（平成十一年法律第二百一号）（抄）

（積立金の処分）

第十二条 情報・研修館は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち経済産業大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における前条に規定する業務の財源に充てることができる。

2 経済産業大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、経済産業省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。

3 情報・研修館は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があ

4 (略)
るときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

○ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）（抄）

（無利子貸付け）

第十三条 国は、予算の範囲内において、選定事業者に対し、選定事業のうち特に公共性が高いと認めるものに係る資金について無利子で貸付けを行うことができる。
2 国は、前項の規定により無利子で貸付けを行う場合には、日本政策投資銀行、沖縄振興開発金融公庫その他の政府系金融機関等の審査機能又は貸付け機能を活用することができる。

○ 河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）（抄）

（河川及び河川管理施設）

第三条 この法律において「河川」とは、一級河川及び二級河川をいい、これらの河川に係る河川管理施設を含むものとする。
2 この法律において「河川管理施設」とは、ダム、堰、水門、堤防、護岸、床止め、樹林帯（堤防又はダム貯水池に沿って設置された国土交通省令で定める帯状の樹林で堤防又はダム貯水池の治水上又は利水上の機能を維持し、又は増進する効用を有するものをいう。）その他河川の流水によつて生ずる公益を増進し、又は公害を除却し、若しくは軽減する効用を有する施設をいう。ただし、河川管理者以外の者が設置した施設については、当該施設を河川管理施設とすることについて河川管理者が権原に基づき当該施設を管理する者の同意を得たものに限る。

（一級河川の管理）

第九条 一級河川の管理は、国土交通大臣が行なう。
2（略）

（河川の管理に要する費用の負担原則）

第五十九条 河川の管理に要する費用は、この法律及び他の法律に特別の定めがある場合を除き、一級河川に係るものにあつては国、二級河川に係るものにあつては当該二級河川の存する都道府県の負担とする。

（一級河川の管理に要する費用の都道府県の負担）

第六十条 都道府県は、その区域内における一級河川の管理に要する費用（指定区間内における管理で第九条第二項の規定により都道府県知事が行うものとされたものに係る費用を除く。）については、政令で定めるところにより、その二分の一（改良工事のうち政令で定める大規模な工事（次項において「大規模改良工事」という。）に要する費用にあつてはその十分の三、その他の改良工事に要する費用にあつてはその十分の四・五）を負担する。
2（略）

(他の都府県の費用の負担)

- 第六十三条 国土交通大臣が行なう河川の管理により、第六十条第一項の規定により当該管理に要する費用の一部を負担する都府県以外の都府県が著しく利益を受ける場合においては、国土交通大臣は、その受益の限度において、同項の規定により当該都府県が負担すべき費用の一部を当該利益を受ける都府県に負担させることができる。
- 2 国土交通大臣は、前項の規定により当該利益を受ける都府県に河川の管理に要する費用の一部を負担させようとするときは、あらかじめ、当該都府県を統轄する都府県知事の意見をきかなければならない。
- 3・4 (略)

(兼用工作物の費用)

- 第六十六条 河川管理施設が他の工作物の効用を兼ねる場合においては、当該河川管理施設の管理に要する費用の負担については、河川管理者(第五十九条及び第六十条第二項前段の規定により当該費用を負担する者が、国であるときは国土交通大臣、都道府県であるときは当該都道府県を統轄する都道府県知事とする。以下次条、第六十八条、第七十条及び第七十条の二において同じ。)と当該他の工作物の管理者とが協議して定めるものとする。

(原因者負担金)

- 第六十七条 河川管理者は、他の工事又は他の行為により必要を生じた河川工事又は河川の維持に要する費用については、その必要を生じた限度において、当該他の工事又は他の行為につき費用を負担する者にその全部又は一部を負担させるものとする。

(附帯工事に要する費用)

- 第六十八条 河川工事により必要を生じた他の工事又は河川工事を施行するために必要を生じた他の工事に要する費用は、第二十六条第一項の許可に付した条件に特別の定めがある場合及び第九十五条の規定による協議において特別の定めをした場合を除き、その必要を生じた限度において、第五十九条、第六十条第二項前段及び第六十五条の二第一項前段の規定に基づいて当該河川工事について費用を負担すべき者がその全部又は一部を負担しなければならない。
- 2 河川管理者は、前項の河川工事が他の工事又は他の行為のため必要を生じたものである場合においては、その必要を生じた限度において、同項の他の工事に要する費用の全部又は一部をその原因となつた他の工事又は他の行為につき費用を負担する者に負担させることができる。

(受益者負担金)

- 第七十条 河川管理者は、河川工事により著しく利益を受ける者がある場合においては、その利益を受ける限度において、その者に、当該河川工事に要する費用の一部を負担させることができる。
- 2 前項の場合において、負担金の徴収を受ける者の範囲及びその徴収方法については、国土交通大臣が負担させるものにあつては政令で、都道府県知事が負担させるものにあつては当該都道府県知事が統轄する都道府県の条例で定める。

(特別水利使用者負担金)

第七十条の二 河川管理者は、河川の流水の状況を改善するため二以上の河川を連絡する河川工事で、流水によつて生ずる公害を除却し、又は軽減することのほか、専用の施設を新設し、又は拡張して流水を占用する者（以下この条において「特別水利使用者」という。）に対する水の供給を確保することをその目的に含むもの（河川の流水を貯留するための河川管理施設の設置を伴うものを除く。）に要する費用及び当該河川工事により設置する河川管理施設の管理に要する費用については、当該特別水利使用者が受けることとなることを認められる利益の限度において、その者に、その一部を負担させることができる。

2 河川管理者は、前項の河川工事を施行しようとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、関係行政機関の長に協議し、及び一級河川に係るものにあつては関係都道府県知事、二級河川に係るものにあつては関係市町村長の意見をきくとともに、当該工事に要する費用及び当該工事により設置する河川管理施設の管理に要する費用の負担について特別水利使用者の同意を得なければならぬ。

3 第一項の場合において、負担金の額の算出方法及び負担金の還付に関する事項については、政令で、負担金の徴収方法については、国土交通大臣が負担させるものにあつては政令で、都道府県知事が負担させるものにあつては当該都道府県知事が統轄する都道府県の条例で定める。

4 第一項の河川工事は、関係河川における流水の正常な機能の維持に支障のない範囲内において施行するものとする。

（この法律の規定を準用する河川）

第百条 一級河川及び二級河川以外の河川で市町村長が指定したもの（以下「準用河川」という。）については、この法律中二級河川に関する規定（政令で定める規定を除く。）を準用する。この場合において、これらの規定中「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と、「都道府県」とあるのは「市町村」と、「国土交通大臣」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。

2 前項に規定するもののほか、この法律の規定の準用についての必要な技術的読替えは、政令で定める。

附 則

1 4 (略)

5 国は、当分の間、地方公共団体に対し、第六十条第二項後段、第六十二条、第六十五条の二第一項後段又は第九十六条の規定により国がその費用について負担する改良工事で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号。以下「社会資本整備特別措置法」という。）第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第六十条第二項後段、第六十二条、第六十五条の二第一項後段又は第九十六条の規定（これらの規定による国の負担の割合について、これらの規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ。）により国が負担する金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。当国は、当分の間、地方公共団体に対し、一級河川又は二級河川（第百条の規定によりこの法律の二級河川に関する規定が準用される河川を含む。）に関する事業（前項の改良工事を除く。）で社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

7 前二項の国の貸付金の償還期間は、五年（二年以内の据置期間を含む。）以内で政令で定める期間とする。

8 前項に定めるもののほか、附則第五項又は第六項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

9 国は、附則第五項の規定により、地方公共団体に対し貸付けを行つた場合には、当該貸付けの対象である改良工事に係る第六十条第二項後段、第六十二条、第六十五条の二第一項後段又は第九十六条の規定による国の負担については、当該貸付けの償還時において、当該貸付け金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

10 国は、附則第六項の規定により、地方公共団体に対し貸付けを行つた場合には、当該貸付けの対象である事業について、当該貸付けに相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付けの償還時において、当該貸付け金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

11 地方公共団体が、附則第五項又は第六項の規定による貸付けを受けた無利子貸付け金について、附則第七項及び第八項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行つた場合（政令で定める場合を除く。）における前二項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

○ 砂防法（明治三十年法律第二十九号）（抄）

第一条 此ノ法律ニ於テ砂防設備ト称スルハ国土交通大臣ノ指定シタル土地ニ於テ治水上砂防ノ為施設スルモノヲ謂ヒ砂防工事ト称スルハ砂防設備ノ為ニ施行スル作業ヲ謂フ

第三条ノ二 此ノ法律ニ規定シタル事項ニシテ砂防設備ニ関スルモノハ政令ノ定ムル所ニ從ヒ第二条ニ依リ国土交通大臣ノ指定シタル土地ニ存スル政令ヲ以テ定ムル天然ノ河岸ニシテ災害ニ因リ治水上砂防ノ為復旧ヲ必要トスルモノ（著シキ欠壊又ハ埋没ニ係ルモノニ限ル）ニ準用ス

第十四条 第六条ニ依リ国土交通大臣ニ於テ砂防設備ノ管理及維持ヲナシ又ハ砂防工事ヲ施行スル場合ニ於テハ其ノ費用ハ国庫ノ負担トス

②前項ノ場合ニ於テハ国土交通大臣ハ都道府県ヲシテ前項費用ノ三分ノ一ヲ負担セシム

第十六条 砂防工事ニシテ他ノ工事、作業其ノ他ノ行為ニ因リ必要ヲ生スルモノナルトキハ其ノ費用ハ工事ノ必要ヲ生スル程度ニ於テ其ノ原因タル工事、作業其ノ他ノ行為ニ関シ費用ヲ負担スル者ヲシテ之ヲ負担セシムルコトヲ得但シ河川法第六十八条ノ場合ハ此ノ限ニ在ラス

第十七条 砂防工事ニシテ他ノ都道府県若ハ他ノ都道府県内ノ公共団体ニ於テ著シク利益ヲ受クルモノナルトキハ其ノ都道府県若ハ其ノ都道府県内ノ公共団体ヲシテ其ノ費用ノ一部ヲ負担セシムルコトヲ得

第五十二条 国庫ハ当分ノ間公共団体ニ対シ第十三条第一項ニ依リ国庫ニ於テ其ノ費用ニ付テ負担スル砂防工事ニシテ日本電信電話株式会社ノ株式ノ売払収入ノ活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）以下社会資本整備特別措置法ト称ス）第二条第一項第二号ニ該当スルモノニ要スル費用ニ充用スル資金ニ付テ予算ノ範囲内ニ於テ第十三条第一項ニ依リ国庫ニ於テ負担スル金額ニ相当スル金額ノ貸付ヲナスコトヲ得此ノ場合ニ於テ同項ニ依リ国庫ノ負担ノ割合ニ付テ同項ニ異ナリタル規程ヲ設ケタル法令アルトキハ国庫ニ於テナス貸付ノ金額ハ同項及其ノ法令ニ依リ国庫ニ於テ負担スル金額ニ相当スル金

額トス

- ② 国庫ハ当分ノ間公共団体ニ対シ予算ノ範囲内ニ於テ第二条ニ依リ国土交通大臣ノ指定シタル土地ニ於テナス砂防設備ニ関スル事業
（前項ノ砂防工事ヲ除ク）ニシテ社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号ニ該当スルモノニ要スル費用ニ充用スル資金ノ一部
ヲ貸付スルコトヲ得
- ③ 前二項ノ貸付金ニハ利子ヲ付セズ其ノ償還期間ハ五年（二年以内ノ据置期間ヲ含ム）以内ニ於テ政令ヲ以テ定ムル期間トス
- ④ 前項ニ定ムルモノノ外第一項又ハ第二項ニ依ル貸付金ノ償還方法、償還期限ノ繰上其ノ他償還ニ関シ必要ナル事項ハ政令ヲ以テ之
ヲ定ム
- ⑤ 第一項ニ依リ国庫ニ於テ公共団体ニ対シ貸付ヲナシタル場合ニ於テハ第十三条第一項ニ依ル国庫ノ負担若シ第一項後段ノ法令アル
トキハ同条第一項及其ノ法令ニ依ル国庫ノ負担ニシテ其ノ貸付ノ対象タル砂防工事ニ係ルモノニ付テハ其ノ貸付金ノ償還時ニ於テ
其ノ貸付金ノ償還金ニ相当スル金額ヲ交付スルニ依リテ之ヲナスモノトス
- ⑥ 第二項ニ依リ国庫ニ於テ公共団体ニ対シ貸付ヲナシタル場合ニ於テハ国庫ハ其ノ貸付ノ対象タル事業ニ付テ其ノ貸付金ニ相当スル
金額ノ補助ヲナスモノトシ其ノ補助ニ付テハ其ノ貸付金ノ償還時ニ於テ其ノ貸付金ノ償還金ニ相当スル金額ヲ交付スルニ依リテ之
ヲナスモノトス
- ⑦ 第一項又ハ第二項ニ依ル貸付ヲ受ケタル公共団体ニ於テ其ノ貸付金ニ付キ第三項及第四項ニ基キテ定マリタル償還期限ヲ繰上ゲ償
還ヲナシタル場合ニ於テハ政令ヲ以テ定ムル場合ヲ除クノ外其ノ償還ハ前二項ノ適用ニ付テハ其ノ償還期限ノ到来時ニ於テ之ヲナ
シタルモノト看做ス

○ 特定多目的ダム法（昭和三十二年法律第三十五号）（抄）

（定義）

- 第二条 この法律において「多目的ダム」とは、国土交通大臣が河川法第九条第一項の規定により自ら新築するダムで、これによる
流水の貯留を利用して流水が発電、水道又は工業用水道之用（以下「特定用途」という。）に供されるものをいい、余水路、副ダ
ムその他ダムと一体となつてその効用を全うする施設又は工作物（もつぱら特定用途に供されるものを除く。）を含むものとする。
- 2 （略）

（建設費の負担）

- 第七条 ダム使用権の設定予定者は、多目的ダムの建設に要する費用のうち、建設の目的である各用途について、多目的ダムによる
流水の貯留を利用して流水を当該用途に供することによつて得られる効用から算定される推定の投資額及び当該用途のみに供され
る工作物でその効用と同等の効用を有するものの設置に要する推定の費用の額並びに多目的ダムの建設に要する費用の財源の一部
に借入金が充てられる場合においては、支払うべき利息の額を勘案して、政令で定めるところにより算出した額の費用を負担しな
ければならない。
- 2 多目的ダムの建設に要する費用の範囲、負担金の納付の方法及び期限その他前項の負担金に関し必要な事項は、政令で定める。

（受益者負担金）

- 第九条 多目的ダムの建設によつて著しく利益を受ける者がある場合において、その者が流水を政令で定める用途に供する者である

ときは国土交通大臣、その他の者であるときは都道府県知事は、その利益を受ける限度において、多目的ダムの建設に要する費用の一部を負担させることができる。

2 前項の負担金を徴収する場合における負担金の徴収を受ける者の範囲及び徴収の方法については、国土交通大臣が負担させる場合にあっては政令で、都道府県知事が負担させる場合にあっては都道府県の条例で定める。

(建設費負担金の還付)

第十二条 ダム使用権の設定予定者のダム使用権の設定の申請が却下され、又は取り下げられたときは、その者がすでに納付した第七条第一項の負担金を還付するものとする。ただし、国土交通大臣は、基本計画を廃止する場合を除き、新たにダム使用権の設定予定者が定められるまでその還付を停止することができる。

(管理費用の負担)

第三十三条 ダム使用権者(流水占用権を有しない者を除く。)は、政令で定めるところにより、多目的ダムの維持、修繕その他の管理に要する費用の一部を負担しなければならない。

○ 沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)(抄)

第二百五条 (略)

257 (略)

8 沖縄における農用地の保全又は利用上必要な施設の災害復旧で国が行うものにつき土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十条第一項の規定により沖縄県に負担させる負担金の額は、政令で定めるところにより、当該事業に要する費用の額の百分の十に相当する額以内の額(以下この項において「負担額」という。)とする。ただし、同法第八十八条の二第一項の規定によりその工事に係る事業費の一部につき借入金をもってその財源とする場合その他の政令で定める場合にあつては、負担額に当該借入金についての利息の額その他の政令で定める額を加えた額とする。

(沖縄の道路に係る特例)

第六十六条 沖縄振興計画に基づいて行う県道又は市町村道の新設又は改築で、沖縄の振興のため特に必要があるものとして国土交通大臣が内閣総理大臣に協議して指定した区間に係るものは、道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十五条及び第十六条の規定にかかわらず、国土交通大臣が行うことができる。

2 前項の指定は、当該道路の道路管理者(道路法第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。以下この条において同じ。)の申請に基づいて行うものとする。

3 国土交通大臣は、第一項の規定により道路の新設又は改築を行う場合においては、政令で定めるところにより、当該道路管理者に代わってその権限を行うものとする。

4 第一項の規定により国土交通大臣が行う道路の新設又は改築に要する費用については、国は、政令で定めるところにより、道路法に規定する負担割合以上の負担を行うことができる。

5 前項の規定により国がその費用の一部を負担することとなる場合においては、第一項の規定により国土交通大臣がその新設又は改築を行う道路の道路管理者は、政令で定めるところにより、その残額を負担する。

(沖繩の河川に係る特例)

第七百七条 沖繩振興計画に基づいて行う二級河川の改良工事、維持又は修繕で、沖繩の振興のため特に必要があるものとして国土交通大臣が内閣総理大臣に協議して指定した区間に係るものは、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第十条の規定にかかわらず、国土交通大臣が行うことができる。

2 5 4 (略)

5 前項の規定により国がその費用の一部を負担することとなる場合においては、沖繩県は、政令で定めるところにより、その残額を負担する。

6 第一項の規定により国土交通大臣が自ら新築するダムについては、特定多目的ダム法（昭和三十二年法律第三十五号）第二条第一項中「河川法第九条第一項」とあるのは「沖繩振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第七百七条第一項」と、同法第八条中「河川法第六十条第一項」とあるのは「沖繩振興特別措置法第七百七条第五項」と、「同法第六十条第一項に定める都道府県の負担割合」とあるのは「一から同法第七百七条第四項の政令で定める国の負担割合を控除した割合」と読み替えて、同法の規定を適用する。

7 国土交通大臣は、河川法第十条の規定にかかわらず、前項の規定により特定多目的ダム法の適用を受けるダムの管理を行うことができる。

8 前項の規定により国土交通大臣が管理するダムの管理に要する費用のうち、河川法第五十九条の規定により沖繩県が負担すべきものについては、国は、同条の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、その一部を負担することができる。

9 第五項の規定は、前項の場合について準用する。

(沖繩の港湾に係る特例)

第八百八条 沖繩振興計画に基づいて行う港湾工事（港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三条の規定により同法の適用を受けないこととなる港湾に係るものを除く。）で、沖繩の振興のため特に必要があるものとして国土交通大臣が内閣総理大臣に協議して指定したものは、同法第五十二条第一項の規定にかかわらず、国土交通大臣が行うことができる。

2 前項の指定は、当該港湾の港湾管理者の申請に基づいて行うものとする。

3 第一項の規定により国土交通大臣が行う港湾工事に要する費用のうち、水域施設、外郭施設、係留施設、臨港交通施設、港湾公害防止施設、廃棄物埋立護岸、海洋性廃棄物処理施設、港湾環境整備施設又は公共の用に供する港湾施設用地の建設又は改良に係るものについては、国は、政令で定めるところにより、港湾法に規定する負担割合以上の負担を行うことができる。

4 前項の規定により、国がその費用の一部を負担することとなる場合においては、第一項の規定により国土交通大臣がその港湾工事をを行う港湾の港湾管理者は、政令で定めるところにより、その残額を負担する。

5 5 9 (略)

10 この条における「港湾工事」、「港湾管理者」、「水域施設」、「外郭施設」、「係留施設」、「臨港交通施設」、「港湾公害防止施設」、「廃棄物埋立護岸」、「海洋性廃棄物処理施設」、「港湾環境整備施設」、「港湾施設用地」、「港湾施設」及び「航行補助施設」の意義は、港湾法に定めるところによる。

附 則

(国の無利子貸付け等)

- 6 国は、当分の間、港湾管理者（港湾法第二条第一項に規定する港湾管理者をいう。以下同じ。）に対し、第二百五条第一項の規定により国がその費用について補助する同法第二条第五項第十一号に掲げる港湾施設用地の建設又は改良の工事で日本電信電話株式会社株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号。以下この条において「社会資本整備特別措置法」という。）第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第二百五条第一項の規定（この規定による国の補助の割合について、この規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ。）により国が補助する金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。
- 2 国は、当分の間、地方公共団体に対し、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律（昭和四十一年法律第四十五号）第二条第三項第二号に掲げる交通安全施設等整備事業で第二百五条第三項の規定により国がその費用について補助することができるものうち社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第二百五条第三項の規定により国が補助することができる金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。
- 3 国は、当分の間、地方公共団体に対し、水道法第三条第二項に規定する水道事業の用に供する水道施設の新設又は増設に関する事業で第二百五条第三項の規定により国がその費用について補助することができるものうち社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第二百五条第三項の規定により国が補助することができる金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。
- 4 国は、当分の間、地方公共団体に対し、沖縄振興計画に基づく事業であつて、情報通信産業に係る事業場として相当数の企業に利用させるための施設（これと一体的に設置される共同利用施設を含む。）及び健康の保持増進に資することを目的として主として生物工学的的方法を用いた研究開発を行うための施設を整備するもので社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。
- 5 前各項の国の貸付け金の償還期間は、五年（二年以内の据置期間を含む。）以内で政令で定める期間とする。
- 6 前項に定めるもののほか、第一項から第四項までの規定による貸付け金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。
- 7 国は、第一項の規定により、港湾管理者に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である工事に係る第二百五条第一項の規定による国の補助については、当該貸付け金の償還時において、当該貸付け金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。
- 8 国は、第二項及び第三項の規定により地方公共団体に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である事業について、第二百五条第三項の規定による当該貸付けに相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付け金の償還時において、当該貸付け金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。
- 9 国は、第四項の規定により地方公共団体に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である事業について、当該貸付けに相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付け金の償還時において、当該貸付け金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

10 港湾管理者又は地方公共団体が、第一項から第四項までの規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、第五項及び第六項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合（政令で定める場合を除く。）における前三項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

○ 独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第百八十二号）（抄）

第十二条 機構は、第四条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 水資源開発基本計画に基づいて、次に掲げる施設（当該施設のうち発電に係る部分を除く。以下この号において同じ。）の新

築（イに掲げる施設の新築にあつては、水の供給量を増大させないものに限る。）又は改築を行うこと。

イ ダム、河口堰、湖沼水位調節施設、多目的用水路、専用用水路その他の水資源の開発又は利用のための施設

ロ イに掲げる施設と密接な関連を有する施設

二 次に掲げる施設の操作、維持、修繕その他の管理（ハに掲げる施設の管理にあつては、委託に基づくものに限る。）を行うこと。

イ 水資源開発施設

ロ 愛知豊川用水施設

ハ 水資源開発促進法第三条第一項に規定する水資源開発水系における水資源の開発又は利用のための施設であつて、イ又はロ

に掲げる施設と一体的な管理を行うことが当該水資源開発水系における水資源の利用の合理化に資すると認められるもの

三 水資源開発施設又は愛知豊川用水施設についての災害復旧工事を行うこと。

四 前三号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 (略)

(事業の承継等)

第十四条 (略)

2 (略)

5 前項の規定により機構が国の水資源開発事業をその業務として行うこととなつた時において当該国の水資源開発事業に関し国が

有する権利及び義務（当該国の水資源開発事業に関する治水特別会計の特定多目的ダム建設工事勘定又は国営土地改良事業特別会

計の財政融資資金からの負債を含み、政令で定める権利又は義務を除く。）は、その時において機構が承継する。

6 (略)

(特定施設に係る国の交付金等)

第二十一条 国は、特定施設の新築又は改築に要する費用（特定施設の新築又は改築に関する事業が廃止されたときは、その廃止に

伴い追加的に必要となる費用を含む。）のうち、洪水調節に係る費用その他政令で定める費用を機構に交付するものとする。

2 前項の費用の範囲、同項の交付金の額の算出方法その他同項の交付金に關し必要な事項は、政令で定める。

3 都道府県は、第一項の規定により国が機構に交付する金額の一部を負担しなければならない。

4 前項の規定による都道府県の負担の割合その他同項の規定による都道府県の負担金に關し必要な事項は、政令で定める。

第二十二條 国は、特定施設の操作、維持、修繕その他の管理に要する費用及び特定施設についての災害復旧工事に要する費用のうち、洪水調節に係る費用その他政令で定める費用を機構に交付するものとする。

2 前項の費用の範囲、同項の交付金の額の算出方法その他同項の交付金に關し必要な事項は、政令で定める。

3 都道府県は、第一項の規定により国が機構に交付する金額の一部を負担しなければならない。

4 前条第四項の規定は、前項の都道府県の負担金について準用する。

5 (略)

(費用の負担)

第二十四條 特定施設の新築又は改築に係る第二十一條第一項の規定による国の交付金にかんがいに係るものが含まれている場合において、専用の施設を新設し、又は拡張することにより、当該特定施設を利用して流水をかながいの用に供する者は、政令で定めるところにより、当該特定施設の新築又は改築に要する費用の一部を負担しなければならない。

2 前項の規定による負担金は、政令で定めるところにより、都道府県知事が徴収して、これを国に納付するものとする。

附 則

(業務の特例)

第四條 機構は、当分の間、第十二條の業務のほか、旧水公団法第十八條第一項第一号の業務（第十二條の業務に該当するものを除く。）のうち次に掲げる業務及びこれらに附帯する業務を行うことができる。

一 附則第六條の規定の施行前に公団が開始していた業務（実施計画調査中のものにあつては、開発される水資源の利用が確実にあるものとして同條の規定の施行前に主務大臣が指定するものに限る。）

二 附則第六條の規定の施行前に水資源開発基本計画に基づき国土交通大臣が河川法による河川工事として開始していた事業又は国が土地改良事業として開始していた事業のうち、国土交通大臣又は農林水産大臣が、水資源開発基本計画に基づき機構が引き継いで行うべきであると認めるものに関する業務

2 (略)

(国の無利子貸付け等)

第五條 国は、当分の間、機構に対し、第二十一條第一項の規定により国がその費用についてその一部を交付する特定施設の新築又は改築で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に關する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号。以下「社会資本整備特別措置法」という。）第二条第一項第二号に該当するものに要する費用のうち、洪水調節に係る費用その他第二十一條第一項の政令で定める費用に充てる資金について、予算の範囲内において、同項の規定により国が交付する金額（第二十四條第一項の規定により同項に規定する者が負担する金額があるときは、当該金額を控除した金額）から第二十一條第三項の規定（この規定による都道府県の負担の割合について、この規定と異なる定めをした法令の規定がある場合）から第二十一條第三項の定めをした法令の規定を含む。）により都道府県が負担する金額を控除した金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

- 2 国は、当分の間、機構に対し、第三十五条の規定により政府がその経費について補助することができる第十二条第一項第一号に掲げる業務で社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第三十五条の規定により政府が補助することができる金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。
- 3 前二項の国の貸付金の償還期間は、五年（二年以内の据置期間を含む。）以内で政令で定める期間とする。
- 4 前項に定めるもののほか、第一項及び第二項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。
- 5 国は、第一項の規定により機構に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である業務に係る第二十一条第一項の規定により国が行う費用の交付は、当該貸付金に相当する金額に係る部分については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。
- 6 国は、第二項の規定により機構に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である業務について、第三十五条の規定による当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。
- 7 機構が、第一項又は第二項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、第三項及び第四項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合（政令で定める場合を除く。）における前二項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

○ 道路整備費の財源等の特例に関する法律（昭和三十三年法律第三十四号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「道路整備費」とは、高速自動車国道及び一般国道並びに政令で定める都道府県道その他の道路の新設、改築、維持及び修繕に関する事業（これに密接に関連する環境対策事業その他の政令で定める事業を含む。以下「道路の整備に関する事業」という。）の実施に要する国が支弁する経費をいう。

（道路整備費の財源）

- 第三条 政府は、平成十五年度以降五箇年間は、毎年度、次に掲げる額の合算額（当該年度の前々年度の揮発油税の収入額の予算額の全額及び石油ガス税の収入額の予算額の二分の一に相当する金額の合算額（以下「揮発油税等の収入額の予算額」という。）が同年度の揮発油税の収入額の決算額の全額及び石油ガス税の収入額の決算額の二分の一に相当する金額の合算額（以下「揮発油税等の収入額の決算額」という。）を超えるときは、第一号に掲げる額から当該超える額を控除した額）に相当する金額を道路整備費の財源に充てなければならない。
 - 一 当該年度の揮発油税等の収入額の予算額
 - 二 当該年度の前々年度の揮発油税等の収入額の予算額が同年度の揮発油税等の収入額の決算額に不足するときは、当該不足額
- 2 政府は、前項に定めるもののほか、平成十五年度以降五箇年間は、財政の許す範囲内において、道路整備費の財源につき必要な措置を講ずるものとする。
- 3 国土交通大臣は、前二項の規定による措置を講じて平成十五年度以降五箇年間に進行すべき道路の整備に関する事業の量の案を作成して閣議の決定を求めなければならない。

- 4 前項の事業の量は、社会資本整備重点計画法（平成十五年法律第二十号）第二条第一項に規定する社会資本整備重点計画に即したものでなければならぬ。
- 5 国土交通大臣は、第三項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、同項の事業の量を都道府県知事に通知しなければならない。
- 6 前三項の規定は、第三項の事業の量を変更しようとする場合について準用する。

（地方道路整備臨時交付金）

- 5 国は、地方公共団体に対し、平成十五年以降五箇年間は、毎年度、第二条の政令で定める都道府県道その他の道路の舗装その他の改築又は修繕のうちその規模について国土交通大臣が定める基準を超えないものであつて、公共施設等の整備等に関連して、又は地域の自然的若しくは社会的特性に即して地域住民の日常生活の安全性若しくは利便性の向上又は快適な生活環境の確保を図るため一定の地域において一体として行われるべきものに関する事業のうち、当該五箇年間に重点的、効果的かつ効率的に行われる必要があると認められる事業（以下「対象事業」という。）に要する経費の財源に充てるため、交付金を交付する。
- 2 前項の交付金（以下「地方道路整備臨時交付金」という。）の総額は、当該年度の揮発油税の収入額の予算額（当該年度の前々年度の揮発油税の収入額の予算額が同年度の揮発油税の収入額の決算額に不足するときは、当該不足額を加算し、当該予算額が当該決算額を超えるときは、当該超える額を控除した額）の四分の一に相当する額を限度とする。
- 3 地方道路整備臨時交付金をその費用の財源に充てて対象事業を実施しようとする道路管理者は、毎年度の当該対象事業の実施に關する計画を国土交通大臣に提出するものとする。この場合において、当該対象事業が道路管理者を異にする二以上の道路に係るものであるときは、関係道路管理者が協議して当該計画を作成するものとする。
- 4 地方道路整備臨時交付金は、前項の規定により提出された計画に基づき、地方公共団体ごとに交付するものとし、その額は、第二項の規定による地方道路整備臨時交付金の限度額に配分割合（当該地方公共団体が前項に規定する計画に基づき実施する対象事業に要する費用の額を当該年度において提出された同項に規定する計画に基づき実施されるすべての対象事業に要する費用の合計額で除した割合をいう。）を乗じた額を基礎とし、当該地方公共団体における道路の整備の状況その他の事情を勘案して国土交通省令で定める基準に従い補正した額とする。ただし、その額は、当該地方公共団体が同項に規定する計画に基づき実施する対象事業に要する費用の額を超えることができない。
- 5 対象事業に要する費用については、道路法、道路の修繕に関する法律（昭和二十三年法律第二百八十二号）その他の法令の規定に基づく国の補助は、当該規定にかかわらず、行わないものとする。
- 6 前各項に定めるもののほか、地方道路整備臨時交付金の交付に關し必要な事項は、国土交通省令で定める。

○ 特定外貿埠頭の管理運営に関する法律（昭和五十六年法律第二十八号）（抄）

（特定外貿埠頭の管理運営を行う者の指定）

- 第三条 国土交通大臣は、次の要件を備える法人の申請があつた場合において、東京港、横浜港、大阪港又は神戸港ごとに、その特定外貿埠頭の管理運営を行う者として指定することができる。
- 一 申請者が港湾法第二条第一項に規定する港湾管理者（以下「港湾管理者」という。）がその発行済株式の総数の二分の一以上に当たる株式を保有している株式会社であつて、外貿埠頭の建設並びに貸付け及び改良、維持、災害復旧その他の管理を行うこと

とを目的とするものであること。

二 申請者が次の業務を実施することについて適正かつ確実な計画を有すると認められる者であること。

イ 外貿埠頭の施設のうち、前条第一項第一号に規定する岸壁及び同項第二号に規定する施設（以下「岸壁等」という。）を有償で貸し付けること。

ロ 外貿埠頭の建設を行うこと。

ハ イに掲げるもののほか、外貿埠頭の改良、維持、災害復旧その他の管理を行うこと。

三 申請者が前号イからハまでに掲げる業務（以下「外貿埠頭業務」という。）を実施することについて十分な経理的基礎を有すると認められる者であること。

四 申請者の取締役及び監査役（委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役。以下「役員」という。）のうちに、成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないものがないこと。

五 申請者の役員のうち、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から五年を経過していない者がいないこと。

2
5
(略)

○ (外貿埠頭の建設等に係る資金の貸付け)

第六条 政府は、港湾管理者が指定会社に対し港湾法第三条の三第九項の規定により公示された港湾計画においてその建設又は改良に関する計画が定められた外貿埠頭の建設又は改良に要する費用に充てる資金を無利子で貸し付ける場合において、その貸付けの条件が次項の政令で定める基準に適合しているときは、その貸付けに充てるため、その貸付金額の範囲内で政令で定める金額を無利子で当該港湾管理者に貸し付けることができる。

2 前項の政府の貸付金及び政府の貸付けに係る港湾管理者の貸付金に関する償還方法その他必要な貸付けの条件の基準については、政令で定める。

○ 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）（抄）

(定義)

第二条 (略)

3 この法律で「港湾区域」とは、第四条第四項（第九条第二項及び第三十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定により認可があつた水域をいう。

4 (略)

5 この法律で「港湾施設」とは、港湾区域及び臨港地区内における第一号から第十一号までに掲げる施設並びに港湾の利用又は管理に必要な第十二号から第十四号までに掲げる施設をいう。

一 水域施設 航路、泊地及び船だまり

二 外郭施設 防波堤、防砂堤、防潮堤、導流堤、水門、閘門、護岸、堤防、突堤及び胸壁

三 係留施設 岸壁、係船浮標、係船くい、栈橋、浮栈橋、物揚場及び船揚場

- 四 臨港交通施設 道路、駐車場、橋梁、鉄道、軌道、運河及びヘリポート
 - 五 航行補助施設 航路標識並びに船舶の入出港のための信号施設、照明施設及び港務通信施設
 - 六 荷さばき施設 固定式荷役機械、軌道走行式荷役機械、荷さばき地及び上屋
 - 七 旅客施設 旅客乗降用固定施設、手荷物取扱所、待合所及び宿泊所
 - 八 保管施設 倉庫、野積場、貯木場、貯炭場、危険物置場及び貯油施設
 - 八の二 船舶役務用施設 船舶のための給水施設、給油施設及び給炭施設（第十三号に掲げる施設を除く。）、船舶修理施設並びに船舶保管施設
 - 九 港湾公害防止施設 汚濁水の浄化のための導水施設、公害防止用緩衝地帯その他の港湾における公害の防止のための施設
 - 九の二 廃棄物処理施設 廃棄物物理立護岸、廃棄物焼却施設、廃棄物破碎施設、廃油処理施設その他の廃棄物の処理のための施設（第十三号に掲げる施設を除く。）
 - 九の三 港湾環境整備施設 海浜、緑地、広場、植栽、休憩所その他の港湾の環境の整備のための施設
 - 十 港湾厚生施設 船舶乗組員及び港湾における労働者の休泊所、診療所その他の福利厚生施設
 - 十の二 港湾管理施設 港湾管理事務所、港湾管理用資材倉庫その他の港湾の管理のための施設（第十四号に掲げる施設を除く。）
 - 十一 港湾施設用地 前各号の施設の敷地
 - 十二 移動式施設 移動式荷役機械及び移動式旅客乗降用施設
 - 十三 港湾役務提供用移動施設 船舶の離着岸を補助するための船舶、船舶のための給水、給油及び給炭の用に供する船舶及び車両並びに廃棄物の処理の用に供する船舶及び車両
 - 十四 港湾管理用移動施設 清掃船、通船その他の港湾の管理のための移動施設
- 6 9 (略)
- 2 6 (略)
- 一 4 (略)

(港湾区域内の工事等の許可)

第三十七条 港湾区域内において又は港湾区域に隣接する地域であつて港湾管理者が指定する区域（以下「港湾隣接地域」という。）内において、左の各号の一に掲げる行為をしようとする者は、港湾管理者の許可を受けなければならない。但し、公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定による免許を受けた者が免許に係る水域についてこれらの行為をする場合は、この限りでない。

(他の工作物と効用を兼ねる港湾施設の港湾工事の施行及び費用の負担)

第四十三条の二 港湾施設で他の工作物と効用を兼ねるものの港湾工事の施行及び費用の負担については、港湾管理者と当該工作物の管理者とが、協議して定めるものとする。

(原因者の負担)

第四十三条の三 港湾管理者は、港湾管理者以外の者の行う工事又は行為により必要を生じた港湾工事の費用については、その必要

を生じさせた限度において、その必要を生じさせた者に費用の全部又は一部を負担させることができる。

2 前項の場合において、負担金の徴収を受ける者の範囲及びその徴収の方法については、港湾管理者としての地方公共団体（港湾管理者が港務局である場合には港務局を組織する地方公共団体のうち定款で定めるもの）の条例で定める。

（受益者の負担）

第四十三条の四 港湾工事によつて著しく利益を受ける者があるときは、港湾管理者は、その者に、その利益を受ける限度において、その港湾工事の費用の一部を負担させることができる。

2 前条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

（港湾環境整備負担金）

第四十三条の五 国土交通大臣又は港湾管理者は、その実施する港湾工事（国土交通大臣の実施する港湾工事にあつては、港湾施設を建設し、又は改良するものに限る。）で、港湾の環境を整備し、又は保全することを目的とするもの（公害防止事業費事業者負担法（昭和四十五年法律第百三十三号）第二条第二項に規定する公害防止事業であるものを除く。）が、港湾区域又は臨港地区内にある工場又は事業場についてその環境を保全し、又はその立地若しくはその事業活動に伴う当該工場若しくは事業場の周辺地域の生活環境の悪化を防止し、若しくは軽減することに資するときは、政令で定める基準に従い、国土交通大臣にあつては国土交通省令で、港湾管理者にあつては条例で、当該工場又は事業場に係る事業者に、当該港湾工事に要する費用の一部を負担させることができる。

2 国土交通大臣又は港湾管理者は、前項の規定により負担させようとするときは、あらかじめ、国土交通大臣にあつては交通政策審議会、港湾管理者にあつては地方港湾審議会の意見を聴かなければならない。

3 国土交通大臣は、第一項の規定により納付された負担金の額に第五十二条第二項に規定する負担割合を乗じて得た金額に相当する額の同項の規定による負担金を、同項の規定により費用を負担した港湾管理者に還付するものとする。

（開発及び保全）

第四十三条の六 開発保全航路の開発及び保全は、国土交通大臣が行なう。

（費用の負担）

第四十三条の九 開発保全航路の開発及び保全に要する費用は、次項及び次条の規定による場合を除き、国が負担する。

2 第四十三条の二、第四十三条の三第一項及び第四十三条の四第一項の規定は、開発保全航路に関する工事の費用について準用する。

3 前項において準用する第四十三条の三第一項又は第四十三条の四第一項の規定により負担金の徴収を受ける者の範囲及びその徴収方法は、国土交通省令で定める。

（事業者の申請による工事の施行）

第四十三条の十 企業合理化促進法（昭和二十七年法律第五号）第八条第一項及び第二項の規定は、開発保全航路に関する工事について準用する。

(電子情報処理組織の設置及び管理等)

第五十条の二 国土交通大臣は、次に掲げる電子情報処理組織を設置し、及び管理することができる。

一 申請等であつて国土交通省令で定めるもの及び当該申請等に対する処分等の通知、受理の通知その他の港湾管理者が行う通知であつて国土交通省令で定めるもの(以下この条において「処分通知等」という。)
二 波浪に関する情報その他国土交通省令で定める情報(以下この条において「波浪情報等」という。)
の収集、分析及び提供に
より港湾工事を効率的に実施するためのもの

2 前項第一号の電子情報処理組織を使用する港湾管理者又は同項第二号の電子情報処理組織による波浪情報等の提供を受ける者(国及び港湾管理者を除く。)

3 国土交通大臣は、前項の港湾管理者を官報で告示するものとする。
4 電子情報処理組織を使用してする申請等及び処分通知等の様式については、第十二条第二項の規定にかかわらず、国土交通省令で定める。

5 前各項に定めるもののほか、電子情報処理組織の設置及び管理に關し必要な事項は、国土交通省令で定める。
6 前各項(第三項を除く。)

の電子情報処理組織とは、国土交通大臣の指定する電子計算機(入出力装置を含む。以下この項において同じ。)

(直轄工事)

第五十二条 重要港湾において一般交通の利便の増進、公害の防止又は環境の整備を図り、避難港において一般交通の利便の増進を図るため必要がある場合には、国土交通大臣は、予算の範囲内で次に掲げる港湾工事を自らすることができる。

一 重要港湾が国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な水域施設、外郭施設、係留施設又は臨港交通施設として国土交通省令で定めるものの港湾工事

二 重要港湾が前号の拠点としての機能を發揮するために必要な港湾公害防止施設、港湾環境整備施設、廃棄物埋立護岸又は海洋性廃棄物処理施設のうち国土交通省令で定める大規模なもの

三 避難港における水域施設又は外郭施設のうち国土交通省令で定める大規模なもの

四 前三号に掲げる港湾工事以外の港湾工事であつて高度の技術を必要とするもの

その他港湾管理者が自らすることが困難である
2 前項の規定により国土交通大臣がする港湾工事に係る費用のうち次の各号に掲げる施設の建設又は改良に係るものは、当該港湾の港湾管理者が当該各号に掲げる割合で負担する。

一 特定重要港湾における水域施設、外郭施設若しくは係留施設(これらの施設のうちの、国際海上輸送網の拠点として機能するた
めに必要な施設であつて国土交通省令で定めるものに限る。)

二 重要港湾における水域施設、外郭施設、係留施設又は臨港交通施設(第六号に掲げる施設を除く。)

三 重要港湾における港湾公害防止施設又は港湾環境整備施設(前号及び第六号に掲げる施設を除く。)

四 重要港湾における廃棄物埋立護岸又は海洋性廃棄物処理施設(十分の五・五)

- 五 避難港における水域施設又は外郭施設（次号に掲げる施設を除く。） 三分の一
 - 六 水域施設、外郭施設、係留施設又は臨港交通施設（前項第四号に掲げる港湾工事に係るものに限る。） 十分の五
- 3 (略)

（事業者の負担金を徴収する港湾工事に係る国庫負担等の特例）

第五十五条の六 国土交通大臣又は港湾管理者のする港湾工事が、企業合理化促進法第八条第一項の規定による事業者の申請に係るものである場合においては、その工事に要する費用の額から当該事業者が同条第二項若しくは第四項の規定に基づく処分により納付すべき負担金の額を控除した額について、公害防止事業費事業者負担法第二条第二項に規定する公害防止事業である場合においては、その工事に要する費用の額から事業者が同法の規定により納付すべき負担金の額を控除した額について、この法律又は港湾工事に關する他の法令に規定する港湾工事に要する費用の負担又は補助の割合により、国と港湾管理者がそれぞれ負担し、又は国が補助する。

（特定用途港湾施設の建設等に係る資金の貸付け）

第五十五条の七 国は、重要港湾の港湾管理者が港湾管理者以外の者（国を除く。）で国土交通大臣が政令で定める基準に適合すると認める者に対し、特定用途港湾施設の建設又は改良に要する費用に充てる資金を無利子で貸し付ける場合において、その貸付けの条件が第三項の規定によるほか第五項の政令で定める基準に適合しているときは、その貸付けに充てるため、その貸付け額の範囲内で政令で定める金額を無利子で当該港湾管理者に貸し付けることができる。

2 前項の特定用途港湾施設は、次に掲げる港湾管理者に貸し付けることができる。

- 一 改良に関する計画が定められたものをいう。
- 二 政令で定める用途に供する岸壁又は棧橋及びこれに附帯する政令で定める荷さばき施設その他の港湾施設
- 三 政令で定める用途に供する荷さばき施設であつて埠頭の近傍に立地するもの及びこれに附帯する政令で定める道路その他の港湾施設

3 港湾管理者は、第一項の国の貸付けに係る貸付けをしようとする場合においては、政令で定めるところにより、その貸付けを受ける者がその貸付けを貸付けの目的以外の目的に使用したとき、その他貸付けの条件に違反したときに、当該貸付けを受ける者から加算金を徴収することができる旨をその貸付けの条件に定めるものとする。

4 港湾管理者は、前項の規定により貸付けの条件に定めたとおりに加算金を徴収したときは、その徴収した加算金の全部又は一部に相当する金額を、政令で定めるところにより、国に納付するものとする。

5 前二項に定めるもののほか、第一項の国の貸付け及び同項の国の貸付けに係る港湾管理者の貸付けに関する償還方法、償還期限の繰上げ及び延長、延滞金の徴収その他必要な貸付けの条件の基準については、政令で定める。

（特定国際コンテナ埠頭を構成する港湾施設の建設等に係る資金の貸付け）

第五十五条の八 国は、特定港湾管理者が認定運営者に対し、特定国際コンテナ埠頭を構成する荷さばき施設その他の国土交通省令で定める港湾施設の建設又は改良に要する費用に充てる資金を無利子で貸し付ける場合において、その貸付けの条件が次項において準用する前条第三項の規定によるほか次項において準用する同条第五項の政令で定める基準に適合しているときは、その貸付けに充てるため、その貸付け額の範囲内で政令で定める金額を無利子で当該特定港湾管理者に貸し付けることができる。

2 前条第三項から第五項までの規定は、前項の国の貸付け及び同項の国の貸付けに係る特定港湾管理者の貸付けについて準用する。
この場合において、これらの規定中「港湾管理者」とあるのは「特定港湾管理者」と、同条第三項中「貸付けを受ける者」とあるのは「貸付けを受ける認定運営者」と読み替えるものとする。

(港湾区域の定めない港湾)

第五十六条 港湾区域の定めない港湾において予定する水域を地先水面とする地域を区域とする都道府県を管轄する都道府県知事が、水域を定めて公告した場合において、その水域（開発保全航路の区域を除く。）において、水域施設、外郭施設若しくは係留施設を建設し、その他水域の一部を占用し（公有水面の埋立による場合を除く。）、土砂を採取し、又はその他の港湾の利用若しくは保全に支障を与えるおそれのある政令で定める行為をしようとする者は、当該都道府県知事の許可を受けなければならない。

附 則

1 14 (略)

(国の無利子貸付け等)

15 国は、当分の間、港湾管理者に対し、第四十二条第一項又は第二項の規定により国がその費用について負担する港湾施設の建設又は改良の工事で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号。以下「社会資本整備特別措置法」という。）第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、予算の範囲内において、第四十二条第一項又は第二項の規定（これらの規定による国の負担の割合について、これらの規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ。）により国が負担する金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

16 国は、当分の間、港湾管理者に対し、第四十三条の規定により国がその費用について補助することができる港湾施設の建設又は改良の工事で社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第四十三条の規定（この規定による国の補助の割合について、この規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ。）により国が補助することができる金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

17 国は、当分の間、港湾管理者に対し、前二項に規定する港湾工事以外の港湾施設の建設又は改良の工事で社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

18 前三項の国の貸付金の償還期間は、五年（二年以内の据置期間を含む。）以内で政令で定める期間とする。

19 前項に定めるもののほか、附則第十五項から第十七項までの規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に關し必要な事項は、政令で定める。

20 附則第十五項の規定により国が港湾管理者に対し貸付けを行う場合における第四十二条第三項の規定の適用については、同項中「これによつて国が負担することとなる金額」とあるのは、「附則第十五項の規定により国が貸し付けることとなる金額」とする。
21 国は、附則第十五項の規定により、港湾管理者に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である工事に係る第四十二条

30 国は、附則第二十七項の規定による貸付けを受けた者が、前項の規定による報告若しくは資料提出の要求、調査若しくは質問に応じなかつたとき又は同項の規定による勧告に従わなかつたときは、当該貸付けに係る貸付金の全部又は一部について償還期限を繰り上げることができる。

31 前三項に定めるもののほか、附則第二十七項の国の貸付金に関する償還方法その他貸付けの条件の基準については、政令で定める。

32 (債券発行に関する経過措置)
平成十七年度までの間、第三十条第二項の規定の適用については、同項中「第五条の三第一項、第二項及び第六項(許可をするかどうかを判断するために必要とされる基準に係る部分に限る。)」並びに第五条の四第一項(第一号及び第二号を除く。)、第二項及び第六項(同法第五条の三第一項ただし書に係る部分に限る。)」とあるのは、「第三十三条の七第四項」とし、同項後段の規定は、適用しない。

○ 民間都市開発の推進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第六十二号)(抄)

(資金の貸付け)

第五条 政府は、機構に対し、都市開発資金の貸付けに関する法律(昭和四十一年法律第二十号)第一条第八項の規定によるものほか、前条第一項第一号及び第二号に掲げる業務に要する資金のうち、政令で定める道路又は港湾施設の整備に関する費用に充てべきものの一部を無利子で貸し付けることができる。

2 (略)

附 則

(附則第十四条第一項第一号若しくは第二号、第二項第一号若しくは第四号又は第三項第一号から第四号までに掲げる業務に要する資金の貸付け)

第十五条 政府は、機構に対し、都市開発資金の貸付けに関する法律附則第二項、第四項及び第六項の規定によるものほか、前条第一項第一号又は第二号に掲げる業務に要する資金のうち、政令で定める道路、河川、砂防設備又は地すべり防止施設の整備に関する費用に充てるべきものを無利子で貸し付けることができる。

2 政府は、機構に対し、都市開発資金の貸付けに関する法律附則第二項、第四項及び第六項並びに前項の規定によるものほか、前条第二項第一号又は第四号に掲げる業務に要する資金のうち、政令で定める道路の整備に関する費用に充てるべきものを無利子で貸し付けることができる。

3 政府は、機構に対し、都市開発資金の貸付けに関する法律附則第二項、第四項及び第六項並びに前二項の規定によるものほか、前条第三項第一号に掲げる業務に要する資金のうち、政令で定める道路、河川、砂防設備又は地すべり防止施設の整備に関する費用に充てるべきものの全部又は一部及び同項第二号から第四号までに掲げる業務に要する資金のうち、政令で定める道路、河川、砂防設備又は地すべり防止施設の整備に関する費用に充てるべきものを無利子で貸し付けることができる。

4 第一項又は前項の規定による貸付金の償還期間は二十年(五年以内の据置期間を含む。)以内とし、第二項の規定による貸付金の償還期間は十年(五年以内の据置期間を含む。)以内とする。

5 前項に定めるもののほか、第一項から第三項までの規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

○ 都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）（抄）

（資金の貸付け）

第三十条 政府は、民間都市機構に対し、都市開発資金の貸付けに関する法律（昭和四十一年法律第二十号）第一条第八項及び民間都市開発法第五条第一項の規定によるもののほか、前条第一項第一号に掲げる業務に要する資金のうち、政令で定める道路又は港湾施設の整備に関する費用に充てるべきものの一部を無利子で貸し付けることができる。

○ 空港整備法（昭和三十一年法律第八十号）（抄）

（空港の定義及び種類）

第二条 この法律で「空港」とは、主として航空運送の用に供する公共用飛行場であつて、次に掲げるものをいう。

- 一 第一種空港 成田国際空港、中部国際空港、関西国際空港及び国際航空路線に必要な飛行場であつて政令で定めるもの
 - 二 第二種空港 主要な国内航空路線に必要な飛行場であつて、政令で定めるもの
 - 三 第三種空港 地方的な航空運送を確保するため必要な飛行場であつて、政令で定めるもの
- 2 (略)

（第二種空港における工事費用の負担等）

第六条 国土交通大臣がその設置し、又は管理する第二種空港において、一般公衆の利用に供する目的で滑走路、着陸帯、誘導路、エプロン若しくは照明施設（以下「滑走路等」という。）の新設若しくは改良又は政令で定める空港用地（以下単に「空港用地」という。）の造成若しくは整備の工事を施行する場合には、その工事に要する費用は、国がその三分の二を、当該空港の存する都道府県がその三分の一をそれぞれ負担する。

2 前項の場合において、当該空港の設置により他の都道府県も著しく利益を受けるときは、国土交通大臣は、その利益を受ける限度において、当該空港の存する都道府県の負担すべき負担金の一部を著しく利益を受ける他の都道府県に分担させることができる。

3 国土交通大臣は、第一項の工事を施行しようとするときは、あらかじめ、前二項の規定により費用を負担すべき都道府県と協議しなければならない。

（災害復旧工事の費用の負担等）

第十条 国土交通大臣がその設置し、又は管理する第二種空港において、滑走路等又は空港用地の災害復旧工事（地震、高潮その他
の異常な天然現象により生じた災害によつて必要となつた工事であつて、政令で定めるものをいう。以下同じ。）を施行する場合には、その工事に要する費用は、国がその百分の八十を、当該空港の存する都道府県がその百分の二十をそれぞれ負担する。

2 第六条第二項及び第七条の規定は、前項の場合について準用する。

3 国土交通大臣は、第一項の災害復旧工事を施行しようとするときは、あらかじめ、その旨を同項及び前項において準用する第六条第二項の規定により費用を負担すべき都道府県に通知しなければならない。

附 則

1 (略)

(共用飛行場における工事費用の負担等)

2 国土交通大臣が自衛隊の設置する飛行場(空港の機能を果たすものとして政令で定めるものに限る。以下「共用飛行場」という。)において、一般公衆の利用に供する目的で滑走路等の新設若しくは改良又は空港用地の造成若しくは整備の工事を施行する場合には、当分の間、その工事に要する費用は、国がその三分の二を、当該共用飛行場の存する都道府県がその三分の一をそれぞれ負担する。

3 前項の規定により国及び都道府県が費用を負担した工事のために取得した土地、工作物その他の物件は、国に帰属する。当該工事に よつて生じた土地、工作物その他の物件についても同様とする。

4 この場合において、第二条第二項中「前項各号」とあるのは「附則第二項」と、第六条第二項中「前項」とあるのは「附則第二項」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「附則第二項」と、「前二項」とあるのは「同項の規定及び附則第四項において準用する第六条第二項」と、第七条第一項中「設置」とあるのは「一般公衆への供用」と、「前条第一項又は第二項」とあるのは「附則第二項の規定又は附則第四項において準用する第六条第二項」と、第十六条中「供用」とあるのは「一般公衆への供用」と、「第六条第一項若しくは第二項、第八条第一項若しくは第九条第一項の規定により費用を負担し、又は第八条第四項若しくは第九条第三項の規定する工事の費用を負担した地方公共団体」とあるのは「附則第二項の規定又は附則第四項において準用する第六条第一項、第八条第一項、第九条第一項、第十条第一項、第十一条第一項に規定する負担割合以上の負担又は附則第四項、第九条第三項若しくは第十一条第三項に規定する補助率以上の補助」とあるのは「附則第二項の規定又は附則第四項において準用する第十条第一項に規定する負担割合以上の負担」と読み替えるものとする。

5 (略)

(国の無利子貸付け等)

8 国は、当分の間、地方公共団体に対し、第八条第一項又は第九条第一項の規定により国がその費用について負担する空港の施設の新設又は改良の工事で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号。以下「社会資本整備特別措置法」という。)第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第八条第一項又は第九条第一項の規定(これらの規定による国の負担の割合について、これらの規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ。)により国が負担する金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

9 国は、当分の間、地方公共団体に対し、第八条第四項又は第九条第三項の規定により国がその費用について補助することができ、空港の新設、改良等の工事で社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第八条第四項又は第九条第三項の規定(これらの規定による国の補助の割合について、これらの規

定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ。）により国が補助することができ、当該金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

10 国は、当分の間、地方公共団体に対し、附則第六項の規定により国がその費用について補助することができる空港の施設の改良の工事で社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、附則第六項の規定により国が補助することができる金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

11 国は、当分の間、地方公共団体に対し、公用飛行場その他の航空運送に係る施設（空港の機能の増進又は利用者の利便の向上に資するもの及び空港によつては満たされない航空運送の需要に応ずることにより空港の機能を補完することとなるものに限る。）の新設又は改良の工事（前三項に規定するものを除く。）で社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

12 附則第八項から前項までの国の貸付金の償還期間は、五年（二年以内の据置期間を含む。）以内で政令で定める期間とする。

13 前項に定めるもののほか、附則第八項から第十一項までの規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に關し必要な事項は、政令で定める。

14 附則第八項の規定により国が地方公共団体に対し貸付けを行う場合における第八条第三項（第九条第二項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第八条第三項中「第一項の規定により国が負担することとなる金額」とあるのは、「附則第八項の規定により国が貸し付けることとなる金額」とする。

15 国は、附則第八項の規定により、地方公共団体に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である工事に係る第八条第一項又は第九条第一項の規定による国の負担については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

16 国は、附則第九項又は第十項の規定により、地方公共団体に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である工事に關して、第八条第四項若しくは第九条第三項又は附則第六項の規定による当該貸付金の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

17 国は、附則第十一項の規定により、地方公共団体に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である工事に關して、当該貸付金の相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

18 地方公共団体が、附則第八項から第十一項までの規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、附則第十二項及び第十三項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合（政令で定める場合を除く。）における前三項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

19 附則第八項又は第九項の規定により国がその費用に充てる資金を無利子で貸し付けた工事に取得した土地、工作物その他の物件は、第二種空港にあつては国に、第三種空港にあつては当該空港を設置し、又は管理する地方公共団体に帰属する。当該工事によつて生じた土地、工作物その他の物件については同様とする。

20 附則第十項の規定により国がその費用に充てる資金を無利子で貸し付けた工事に取得した土地、工作物その他の物件は、第二種空港にあつては当該空港を管理する地方公共団体に、第三種空港にあつては当該空港を設置し、又は管理する地方公共団体に帰属する。当該工事に關しては同様とする。

21 第十三条又は附則第七項の規定は、前二項に規定する工事のために取得した土地、工作物その他の物件又は当該工事によつて生じた土地、工作物その他の物件については、適用しない。

○ 都市開発資金の貸付けに関する法律（昭和四十一年法律第二十号）（抄）

（都市開発資金の貸付け）

第一条 国は、地方公共団体に対し、次に掲げる土地の買取りに必要な資金を貸し付けることができる。

一 人口の集中の著しい政令で定める大都市（その周辺の地域を含む。）又は地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平成四年法律第七十六号）第四条第一項の規定により指定された地方拠点都市地域の中心となる都市で政令で定めるもの（その周辺の地域を含む。）の秩序ある発展を図るために整備されるべき主要な道路、公園、緑地、広場その他の政令で定める公共施設で、都市計画において定められたものの区域内の土地

二 次に掲げる土地（イからニまでに掲げる土地にあつては都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十二条の四第一項第二号に規定する防災街区整備地区計画の区域で政令で定めるもの及び同法第八条第一項第三号に規定する高度利用地区の区域その他の政令で定める区域の内にあるものに限る。）で、都市の機能を維持し、及び増進するため計画的に整備改善を図る必要がある重要な市街地の区域内にあり、その計画的な整備改善を促進するために有効に利用できるもの

イ 首都圏整備法（昭和三十一年法律第八十三号）第二条第三項に規定する既成市街地及びこれに接続して既に市街地を形成している区域内の土地

ロ 近畿圏整備法（昭和三十八年法律第二百二十九号）第二条第三項に規定する既成都市区域及びこれに接続して既に市街地を形成している区域内の土地

ハ 人口の集中の著しい政令で定める大都市の既に市街地を形成している区域内の土地

ニ 前号の地方拠点都市地域の中心となる都市で政令で定めるものの既に市街地を形成している区域内の土地

ホ 現に地域社会の中心となつていて都市（その中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第二条の中心市街地について同法第九条第一項に規定する基本計画が同条第六項の認定を受けたものに限る。）で政令で定めるものの既に市街地を形成している区域内の土地（同法第十六条第一項に規定する認定中心市街地の区域で政令で定めるものの区域内にあるものに限る。）

ヘ 大規模な災害を受けた都市で政令で定めるものの既に市街地を形成している区域内の土地（被災市街地復興特別措置法（平成七法律第十四号）第五条第一項の規定により都市計画に定められた被災市街地復興推進地域内にあるものに限る。）

2 国は、地方公共団体が次に掲げる資金の貸付けを行うときは、当該地方公共団体に対し、当該貸付けに必要な資金を貸し付けることができる。

一 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第二百八十九条第一項の規定により指定された防災街区整備推進機構で政令で定めるものに対する同法第二百九十条第三号に規定する土地で政令で定めるもののうち前

二 中心市街地の活性化に関する法律第五十一条第一項の規定により指定された中心市街地整備推進機構で政令で定めるものに対する同法第五十二条第三号に規定する土地のうち前項第二号に掲げる土地に該当するものの買取りに要する費用に充てる資金の貸付け

貸付け

3 国は、市街地再開発事業（都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）による市街地再開発事業をいう。以下同じ。）による土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新に資するため、地方公共団体が次に掲げる貸付けを行う場合において、特に必

- 要があると認めるときは、当該地方公共団体に対し、当該貸付けに必要な資金の二分の一以内を貸し付けることができる。
- 一 市街地再開発事業を施行する個人施行者（都市再開発法第七条の十五第二項に規定する個人施行者をいう。）で政令で定めるもの、市街地再開発組合又は再開発会社（同法第五十条の二第三項に規定する再開発会社をいう。次号において同じ。）に対する当該市街地再開発事業に要する費用で政令で定める範囲内のものに充てるための無利子の資金の貸付け
 - 二 市街地再開発事業の施行者（都市再開発法第二条第二号に規定する施行者をいう。以下この号及び次条第四項において同じ。）が、施設建築物又は施設建築敷地（同法第二条第六号又は第七号に規定する施設建築物又は施設建築敷地をいう。以下この号において同じ。）に関する権利（施行地区（同法第三条に規定する施行地区をいう。以下この号において同じ。）内に宅地（同法第五条に規定する宅地をいう。以下この号において同じ。））、借地権（同法第十一条に規定する借地権をいう。以下この号において同じ。）又は権原に基づき建築物を有する者（施行者を除く。）が当該権利に対応して与えられることを除く。以下この号及び次条第四項において「施設に関する権利」という。）の全部又は一部を、国土交通省令で定めるところにより公募して譲渡しようとしたにもかかわらず譲渡することができなかつた場合において、次のいずれかに該当する者が出資している法人で政令で定めるものに取得させるときの当該法人に対する当該施設に関する権利の全部又は一部の取得に必要な費用で政令で定める範囲内のものに充てるための無利子の資金の貸付け
 - イ 施行者
 - ロ 市街地再開発組合の組合員
 - ハ 再開発会社の株主（当該再開発会社の施行する市街地再開発事業の施行地区内に宅地又は借地権を有する者で当該権利に對応して施設建築物又は施設建築敷地に関する権利を与えられることとなるものに限る。）
- 四 国は、土地区画整理事業（土地区画整理法（昭和二十九年法律第十九号）による土地区画整理事業をいう。以下同じ。）に關し地方公共団体が次に掲げる貸付けを行う場合において、特に必要があると認めるときは、当該地方公共団体に対し、当該貸付けに必要な資金の二分の一以内を貸し付けることができる。
- 一 公共施設（土地区画整理法第二条第五項に規定する公共施設をいう。以下この条において同じ。）のうち都市計画において定められた街路その他の重要な公共施設の新設又は改良に關する事業を含む土地区画整理事業で、施行地区（同法第二条第四項に規定する施行地区をいう。以下この条において同じ。）の面積、公共施設の種類及び規模等が政令で定める基準に適合するものを施行する個人施行者（同法第九条第五項に規定する個人施行者をいう。以下この項において同じ。））、土地区画整理組合又は区画整理会社（同法第五十一条の九第五項に規定する区画整理会社をいう。以下この項において同じ。）に對する当該土地区画整理事業に要する費用で政令で定める範囲内のものに充てるための無利子の資金の貸付け
 - 二 土地の合理的かつ健全な高度利用に資する次に掲げる土地区画整理事業で、施行地区の面積、公共施設の種類及び規模等が政令で定める基準に適合するものを施行する個人施行者、土地区画整理組合又は区画整理会社に對する当該土地区画整理事業に要する費用で政令で定める範囲内のものに充てるための無利子の資金の貸付け
 - イ 土地区画整理法第六条第四項（同法第十六条第一項及び第五十一条の四において準用する場合を含む。）の規定による市街地再開発事業区が事業計画において定められている土地区画整理事業
 - ロ 土地区画整理法第六条第六項（同法第十六条第一項及び第五十一条の四において準用する場合を含む。）の規定による高度利用推進区が事業計画において定められている土地区画整理事業
 - 三 施行地区の全部又は一部が景観計画区域（景観法（平成十六年法律第十号）第八条第二項第一号に規定する景観計画区域をいう。以下この号において同じ。）に含まれる土地区画整理事業で、施行地区の面積（施行地区の一部が景観計画区域に含まれ

るものにあつては、施行地区の面積及び施行地区内の景観計画区域の面積。以下この条において同じ。）、公共施設の種類及び規模等が政令で定める基準に適合するものを施行する個人施行者、土地区画整理組合又は区画整理会社に対する当該土地区画整理事業に要する費用で政令で定める範囲内のものに充てるための無利子の資金の貸付け

四 土地区画整理事業（前三号に規定する土地区画整理事業で、施行地区の面積、公共施設の種類及び規模等がそれぞれ当該各号の政令で定める基準に適合するものに限る。）の施行者（土地区画整理法第二条第三項に規定する施行者をいう。以下この条及び次条第五項において同じ。）が、保留地（同法第九十六条第一項又は第二項の規定により換地として定められない土地をいう。以下この号及び次条第五項において同じ。）の全部又は一部を、国土交通省令で定めるところにより公募して譲渡しようとしたにもかかわらず譲渡することができなかつた場合において、次のいずれかに該当する者が出資している法人で政令で定めるもの取得させるときの当該法人に対する当該保留地の全部又は一部の取得に必要な費用で政令で定める範囲内のものに充てるための無利子の資金の貸付け

イ 施行者

ロ 土地区画整理組合の組合員

ハ 区画整理会社の株主（当該区画整理会社の施行する土地区画整理事業の施行地区内の宅地（土地区画整理法第二条第六項に規定する宅地をいい、保留地を除く。）について所有権又は借地権（同条第七項に規定する借地権をいう。）を有する者に限る。）

5 国は、地方公共団体に対し、土地区画整理組合が国土交通省令で定める土地区画整理事業の施行の推進を図るための措置を講じたにもかかわらず、その施行する土地区画整理事業を遂行することができないと認められるに至つた場合において、当該地方公共団体が、その施行地区となつて区域について新たに施行者となり、土地区画整理法第二百二十八条第二項の規定により当該土地区画整理組合から引き継いで施行することとなつた土地区画整理事業（前項第一号から第三号までに規定する土地区画整理事業で、施行地区の面積、公共施設の種類及び規模等がそれぞれ当該各号の政令で定める基準に適合するものに限る。）に要する費用で政令で定める範囲内のものに充てる資金を貸し付けることができる。

6 国は、独立行政法人都市再生機構に対し、独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）第十一条第一項第一号から第五号まで、第七号、第九号及び第十号に掲げる業務（委託に基づき行うものを除く。）に要する資金の一部を貸し付けることができる。

7 国は、土地開発公社に対し、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）第六条第一項の手続による土地の買取りに必要な資金を貸し付けることができる。

8 国は、民間都市開発の推進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第六十二号。以下「民間都市開発法」という。）第三条第一項の規定により指定された民間都市開発推進機構（以下「民間都市機構」という。）に対し、同法第四条第一項第一号及び第二号並びに都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第二十九条第一項第一号及び第二号に掲げる業務に要する資金の一部を貸し付けることができる。

（利率、償還方法等）

第二条 前条第一項、第二項又は第七項の規定による貸付金に係るものの利率は、当該貸付金を支弁するための都市開発資金融通特別会計（以下「都市会計」という。）における借入金（当該貸付金の償還期間、据置期間若しくは償還方法（以下この項において「償還期間等」という。）が当該借入金の償還期間等と異なり、又は当該貸付金を支弁するため都市会計において借入金をしない

場合にあつては、当該貸付金を支弁するために都市会計において当該貸付金と同一の償還期間等による借入れ（国土交通大臣が財務大臣と協議して定めるものに限る。）をしたとした場合における当該借入金）の利率を超えず、かつ、前条第一項第二号の土地（同号イからニまでに掲げる土地で防災街区整備地区計画の区域内のもの、同号ニに掲げる土地の区域内の土地で政令で定めるもの並びに同号ホ及びヘに掲げる土地に限る。）に係る貸付金又は同条第二項若しくは第七項の規定による貸付金にあつては、特にこれらの貸付金に係る土地の買取りが促進されるよう配慮し、国土交通大臣が財務大臣と協議して定める。

附 則

- 1 (略)
- 2 国は、当分の間、民間都市機構に対し、民間都市開発法附則第十四条第一項第一号又は第二号に掲げる業務に要する資金を無利子で貸し付けることができる。
- 3 国は、当分の間、独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社に対し、土地区画整理事業として行われる政令で定める公園、下水道その他の公共施設の整備に関する事業のうち、日本電信電話株式会社の株式の売却収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）第二条第一項第一号に該当するものに要する費用に充てる資金の一部を無利子で貸し付けることができる。
- 4 国は、民間都市機構に対し、民間都市開発法附則第十四条第三項第一号に掲げる業務に要する資金の全部又は一部及び同項第二号から第四号までに掲げる業務に要する資金を無利子で貸し付けることができる。
- 5 前三項の規定による貸付金の償還期間は、二十年（五年以内の据置期間を含む。）以内とする。
- 6 国は、当分の間、民間都市機構に対し、附則第二項の規定によるもののほか、次に掲げる業務に係る事務の管理及び運営に要する費用の財源をその運用によつて得るための資金を無利子で貸し付けることができる。
- 一 民間都市開発法附則第十四条第二項各号に掲げる業務
- 二 民間都市開発法附則第十四条第十項（同条第十二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第十一項及び第十四項の規定に基づき行う業務
- 三 民間都市開発法附則第十七条第一項の規定により国土交通大臣の指示を受けて行う業務
- 7 民間都市機構は、前項に規定する業務を廃止したときは、同項の規定による貸付金を国に償還しなければならない。
- 8 附則第五項及び前項に定めるもののほか、附則第二項から第四項まで及び第六項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。
- 9 (略)
- 10 (略)

○ 海岸法（昭和三十一年法律第一百号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「海岸保全施設」とは、第三条の規定により指定される海岸保全区域内にある堤防、突堤、護岸、胸壁、離岸堤、砂浜（海岸管理者が、消波等の海岸を防護する機能を維持するために設けたもので、指定したものに限る。）その他海水

2 の侵入又は海水による侵食を防止するための施設をいう。
3 (略)

(海岸保全区域の指定)

第三条 都道府県知事は、海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護するため海岸保全施設の設置その他第二章に規定する管理を行う必要があると認めるときは、防護すべき海岸に係る一定の区域を海岸保全区域として指定することができる。ただし、河川法(昭和三十九年法律第六十七号)第三条第一項に規定する河川の河川区域、砂防法(明治三十年法律第二十九号)第二条の規定により指定された土地又は森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項若しくは第二十五条の二第一項若しくは第二項の規定による保安林(同法第二十五条の二第一項後段又は第二項後段において準用する同法第二十五条第二項の規定による保安林を除く。以下次項において「保安林」という。)若しくは同法第四十一条の規定による保安施設地区(以下次項において「保安施設地区」という。)については、指定することができない。

2 都道府県知事は、前項ただし書の規定にかかわらず、海岸の防護上特別の必要があると認めるときは、保安林又は保安施設地区の全部又は一部を、農林水産大臣(森林法第二十五条の二の規定により都道府県知事が指定した保安林については、当該保安林を指定した都道府県知事)に協議して、海岸保全区域として指定することができる。

3 前二項の規定による指定は、この法律の目的を達成するため必要な最小限度の区域に限つてするものとし、陸地においては満潮時(指定の日の属する年の春分の日における満潮時をいう。)の水際線から、水面においては干潮時(指定の日の属する年の春分の日における干潮時をいう。)の水際線からそれぞれ五十メートルをこえてしてはならない。ただし、地形、地質、潮位、潮流等の状況により必要やむを得ないと認められるときは、それぞれ五十メートルをこえて指定することができる。

4 都道府県知事は、第一項又は第二項の規定により海岸保全区域を指定するときは、主務省令で定めるところにより、当該海岸保全区域を公示するとともに、その旨を主務大臣に報告しなければならない。これを廃止するときも、同様とする。

5 海岸保全区域の指定又は廃止は、前項の公示によつてその効力を生ずる。

(主務大臣による管理)

第三十七条の二 国土保全上極めて重要であり、かつ、地理的条件及び社会的状況により都道府県知事が管理することが著しく困難又は不適當な海岸で政令で指定したものに係る海岸保全区域の管理は、第五条第一項から第四項までの規定にかかわらず、主務大臣が行うものとする。

2 主務大臣は、前項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、あらかじめ関係都道府県知事の意見を聴かなければならない。

3 第一項の規定により指定された海岸に係る第三条の規定による海岸保全区域の指定又は廃止は、主務大臣が行うものとする。

4 第一項の海岸保全区域を管理するために要する費用は、第二十五条の規定にかかわらず、国が負担するものとする。

5 第一項の規定により主務大臣が海岸保全区域の管理を行う場合における第三条第四項、第三十二条第一項、第三十三条第二項及び第三十六条の規定の適用については、第三条第四項中「都道府県知事」とあるのは「主務大臣」と、第三十二条第一項及び第三十六条中「当該海岸管理者の属する地方公共団体」とあるのは「国」と、第三十三条第二項中「海岸管理者の属する地方公共団体の条例」とあるのは「政令」とする。

附 則

- 1 (略)
- 2 (経過規定)
- 3 (略)
- 4 海岸保全施設の施設の新設、改良又は災害復旧に関する工事で治水特別会計又は日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号。以下「社会資本整備特別措置法」という。）第六條第二項第四号に規定する特別事業関係会計の負担において行うものについては、第二十九條中国費のみをもつてする施行に関する部分の規定は、適用しないものとする。
- 5 (略)
- 6 (略)
- 16 (略)

○ 道路法（昭和二十七年法律第八十号）（抄）

（道路と鉄道との交差）

第三十一條 道路と独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構又は鉄道事業者の鉄道とが相互に交差する場合（当該道路が国道であり、かつ、国土交通大臣が自らその新設又は改築を行う場合を除く。）においては、当該道路の道路管理者は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構又は当該鉄道事業者と当該交差の方式、その構造、工事の施行方法及び費用負担について、あらかじめ協議し、これを成立させなければならない。ただし、当該道路の交通量又は当該鉄道の運転回数が少ない場合、地形上やむを得ない場合その他政令で定める場合を除くほか、当該交差の方式は、立体交差としなければならない。

2 (略)

5 国道と独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構又は鉄道事業者の鉄道とが相互に交差する場合において、国土交通大臣が自らその新設又は改築を行うときは、国土交通大臣は、あらかじめ、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構又は当該鉄道事業者の意見を聴いて、当該交差の方式、その構造、工事の施行方法及び費用負担を決定するものとする。ただし、国土交通大臣の決定前に、国土交通大臣とこれらの者との間にこれらの事項について協議が成立したときは、この限りでない。

6 (略)

7 (略)

（道路管理者の道路の占用に関する工事の施行）

第三十八條 道路管理者は、道路の構造を保全するために必要があると認める場合又は道路占用者の委託があつた場合においては、道路の占用に関する工事で道路の構造に係るものを自ら行うことができる。

2 前項の場合において、道路の構造を保全するために必要があると認めて道路管理者が自ら工事を行うべき時期を通知しなければならぬ。管理者は、道路占用者に対して、あらかじめ自ら当該工事を行うべき旨及び当該工事を行うべき時期を通知しなければならない。

（道路の管理に関する費用負担の原則）

第四十九条 道路の管理に関する費用は、この法律及び公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法並びに他の法律に特別の規定がある場合を除くほか、当該道路の道路管理者の負担とする。

(国道の管理に関する費用)

第五十条 国道の新設又は改築に要する費用は、国土交通大臣が当該新設又は改築を行う場合においては国がその三分の二を、都道府県がその三分の一を負担し、都道府県が当該新設又は改築を行う場合においては国及び当該都道府県がそれぞれその二分の一を負担するものとする。

2 国道の維持、修繕その他の管理に要する費用は、指定区間内の国道に係るものにあつては国がその十分の五・五を、都道府県がその十分の四・五を負担し、指定区間外の国道に係るものにあつては都道府県の負担とする。ただし、第十三条第二項の規定による指定区間内の国道の維持、修繕及び災害復旧以外の管理に要する費用は、当該都道府県又は指定市の負担とする。

3 第一項の場合において、国道の新設又は改築に因つて他の都道府県も著しく利益を受けるときは、国土交通大臣は、政令で定める基準により、その利益を受けられる限度において、当該国道の所在する都道府県の負担すべき負担金の一部を著しく利益を受ける他の都道府県に分担させることができる。

4 前項の規定により国土交通大臣が著しく利益を受ける他の都道府県に国道の所在する都道府県の負担すべき負担金の一部を分担させようとする場合においては、国土交通大臣は、関係都道府県の意見を聞かなければならない。

(共用管理施設の管理に要する費用)

第五十四条の二 第四十九条又は第五十条の規定により国又は地方公共団体の負担すべき道路の管理に関する費用で共用管理施設に関するものについては、共用管理施設関係道路管理者は、協議してその分担すべき金額及びその分担の方法を定めることができる。

2 4 (略)

(兼用工作物の費用)

第五十五条 第四十九条又は第五十条の規定により国又は地方公共団体の負担すべき道路の管理に関する費用で、当該道路が他の工作物と効用を兼ねるものに関するものについては、国土交通大臣又は当該道路の道路管理者は、他の工作物の管理者と協議してその分担すべき金額及び分担の方法を定めることができる。

2 4 (略)

(原因者負担金)

第五十八条 道路管理者は、他の工事又は他の行為により必要を生じた道路に関する工事又は道路の維持の費用については、その必要を生じた限度において、他の工事又は他の行為につき費用を負担する者にその全部又は一部を負担させるものとする。

2 前項の場合において、他の工事が河川工事であるときは、道路に関する工事の費用については、河川法第六十八条の規定は、適用しない。

(附帯工事に要する費用)

第五十九条 道路に関する工事に因り必要を生じた他の工事又は道路に関する工事を施行するために必要を生じた他の工事に要する

費用は、第三十二条第一項及び第三項の規定による許可に附した条件に特別の定がある場合並びに第三十五条の規定による協議による場合を除く外、その必要を生じた限度において、この法律の規定に基いて道路に関する工事について費用を負担すべき者がその全部又は一部を負担しなければならない。

2 前項の場合において、他の工事が河川工事であるときは、他の工事に要する費用については、同項の規定は、適用しない。

3 道路管理者は、第一項の道路に関する工事が他の工事又は他の行為のために必要となつたものである場合においては、同項の他の工事に要する費用の全部又は一部を、その必要を生じた限度において、その原因となつた工事又は行為につき費用を負担する者に負担させることができる。

(受益者負担金)

第六十一条 道路管理者は、道路に関する工事に因つて著しく利益を受ける者がある場合においては、その利益を受ける限度において、当該工事に要する費用の一部を負担させることができる。

2 前項の場合において、負担金の徴収を受ける者の範囲及びその徴収方法については、道路管理者である地方公共団体の条例(指定区間内の国道にあつては、政令)で定める。

(道路の占用に関する工事の費用)

第六十二条 道路の占用に関する工事に要する費用は、第五十九条の規定の適用がある場合を除き、道路の占用につき道路管理者の許可を受けた者が負担しなければならない。第三十八条第一項の規定により道路管理者が自ら道路の占用に関する工事を行う場合も、同様とする。

附 則

1 3 (略)

4 国は、当分の間、都道府県に対し、第五十条第一項の規定により国がその費用について負担する都道府県が行う国道の新設又は改築で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号。以下「社会資本整備特別措置法」という。)第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第五十条第一項の規定(この規定に異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ。)により国が負担する金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

5 国は、当分の間、道路管理者である地方公共団体に対し、第五十六条又は第八十八条第一項の規定により国がその費用について補助し、又は負担することができる道路の新設若しくは改築又は指定区間外の国道の修繕で社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第五十六条又は第八十八条第一項の規定(これらの規定による国の補助又は負担の割合について、これらの規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ。)により国が補助し、又は負担することができる金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

6 7 (略)

- 8 国は、附則第四項の規定により、都道府県に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である国道の新設又は改築に係る第五十条第一項の規定による国の負担については、当該貸付け金の償還時において、当該貸付け金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。
- 9 国は、附則第五項の規定により、地方公共団体に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である道路の新設若しくは改築又は指定区間外の国道の修繕について、第五十六条又は第八十八条第一項の規定による当該貸付け金に相当する金額の補助又は負担を行うものとし、当該補助又は負担については、当該貸付け金の償還時において、当該貸付け金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。
- 10 (略)

○ 国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）（抄）

（所掌事務）

第四条 国土交通省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一 百二十五（略）

百二十六 政令で定める文教研修施設において所掌事務に関する養成及び研修を行うこと。

百二十七・百二十八（略）

（地方航空局の事務所）

第三十九条 国土交通大臣は、地方航空局の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に、地方航空局の事務所を置くことができる。

2 (略)

○ 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「航空機」とは、人が乗つて航空の用に供することができる飛行機、回転翼航空機、滑空機及び飛行船その他政令で定める航空の用に供することができる機器をいう。

2・3 (略)

4 この法律において「航空保安施設」とは、電波、灯光、色彩又は形象により航空機の航行を援助するための施設で、国土交通省令で定めるものをいう。

5 20 (略)

○ 公害防止事業費事業者負担法（昭和四十五年法律第百三十三号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「公害」とは、環境基本法（平成五年法律第九十一号）第二条第三項に規定する公害をいう。

2 この法律において「公害防止事業」とは、次に掲げる事業であつて、事業者の事業活動による公害を防止するために事業者による費用の全部又は一部を負担させるものとして国又は地方公共団体が実施するものをいう。

一 工場又は事業場が設置されており、又は設置されることが確実である地域の周辺において実施される緑地その他の政令で定める施設の設置及び管理の事業

二 汚れている他の公害の原因となる物質がたい積し、又は水質が汚濁している河川、湖沼、港湾その他の公共の用に供される水域において実施されるしゅんせつ事業、導水事業その他の政令で定める事業

三 公害の原因となる物質により被害が生じている農用地若しくは農業用施設又はダイオキシン類（ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）第二条第一項に規定するダイオキシン類をいう。）により土壌が汚染されている土地について実施される客土事業、施設改築事業その他の政令で定める事業

四 下水道その他の施設で特定の事業者の事業活動に主として利用される政令で定めるものの設置の事業

五 工場又は事業場の周辺にある住宅の移転の事業その他の事業であつて第一号から第三号までに掲げる事業に類するものとして政令で定めるもの

3 （略）

（事業者負担金の額）

第五条 公害防止事業につき各事業者負担させる負担金（以下「事業者負担金」という。）の額は、各事業者について、公害防止事業の種類に応じて事業活動の規模、公害の原因となる施設の種類及び規模、事業活動に伴い排出される公害の原因となる物質の量及び質その他の事項を基準とし、各事業者の事業活動が当該公害防止事業に係る公害についてその原因となると認められる程度に応じて、負担総額を配分した額とする。

○ 水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律（平成六年法律第八号）（抄）

（定義）

第二条 （略）

2・3 （略）

4 この法律において「水道原水水質保全事業」とは、次に掲げる事業をいう。

一 六 （略）

七 治水特別会計法（昭和三十五年法律第四十号）第一条第三項第一号に掲げる河川に関する事業のうち、しゅんせつ事業、導水事業その他の水道原水の水質の保全に資するもの（以下「河川水道原水水質保全事業」という。）

八 （略）

（費用の負担等）

第十四条 第五条第五項の地方公共団体又は河川管理者事業計画に定められた河川水道原水水質保全事業を実施する国の行政機関の長若しくは地方公共団体の長は、計画水道事業者に対し、同条第四項第四号又は第七条第五項第四号に掲げる額を負担させること

ができる。

2 地方公共団体である計画水道事業者は、前項の規定により負担するときは、計画取水地点に係る第二条第一項の水道事業又は水道用水供給事業の特別会計において負担するものとする。

3 第一項の規定による負担金の徴収方法については、国の行政機関の長が負担させるものにあつては政令で、地方公共団体の長又は地方公共団体が負担させるものにあつてはこれらの地方公共団体の条例で定める。

○ 道路の修繕に関する法律（昭和二十三年法律第二百八十二号）（抄）

第二条 国土交通大臣は、当分の間、必要があると認めるときは、道路法第十三条第一項の規定にかかわらず、同項に規定する指定区間外の一般国道の修繕をすることができる。

2 前項の場合においては、道路管理者の権限は、政令の定めるところにより、道路管理者に代わつて国土交通大臣が行う。この場合において、道路法第一百七十条の規定の適用については、同条中「第二十七条」とあるのは、「道路の修繕に関する法律（昭和二十三年法律第二百八十二号）第二条第二項前段」と読み替えるものとする。

3 第一項の修繕に要する費用は、国の負担とする。但し、地方公共団体は、政令の定めるところにより、その一部を負担しなければならない。

第三条 国は、当分の間、地方公共団体に対し、第一条第一項の規定により国がその費用について補助することができる道路の修繕で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第一条の規定（この規定による国の補助の割合について、この規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ。）により国が補助することができる金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

2 前項の国の貸付金の償還期間は、五年（二年以内の据置期間を含む。）以内で政令で定める期間とする。

3 前項に定めるもののほか、第一項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

4 国は、第一項の規定により地方公共団体に対し貸付けを行つた場合には、当該貸付けの対象である道路の修繕について、第一条の規定による当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

5 地方公共団体が、第一項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、第二項及び第三項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行つた場合（政令で定める場合を除く。）における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

○ 高速自動車国道法（昭和三十三年法律第七十九号）（抄）

（費用の負担）

第二十条 高速自動車国道の管理に要する費用は、この法律及び他の法律に特別の規定がある場合を除くほか、国がその四分の三以

上で政令で定める割合を、都道府県（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の区域内における高速自動車国道にあつては、当該指定都市。以下この章において同じ。）がその余の割合を負担する。

2 前項の規定により都道府県が負担すべき高速自動車国道の管理に要する費用は、政令で定めるところにより、国庫に納付しなければならない。

（共用高速自動車国道管理施設の管理に要する費用）

第二十条の二 前条第一項の規定により国及び都道府県の負担すべき高速自動車国道の管理に要する費用で共用高速自動車国道管理施設に関するものについては、国土交通大臣及び他の道路の道路管理者は、協議してその分担すべき金額及びその分担の方法を定めることができる。

（兼用工作物の費用）

第二十一条 第二十条第一項の規定により国及び都道府県の負担すべき高速自動車国道の管理に要する費用で当該道路が他の工作物と効用を兼ねるものに関するものについては、国土交通大臣は、他の工作物の管理者と協議してその分担すべき金額及び分担の方法を定めることができる。

2・3（略）

○ 共同溝の整備等に関する特別措置法（昭和三十八年法律第八十一号）（抄）

（建設費の負担）

第二十条 共同溝の占用予定者は、共同溝の建設に要する費用のうち、共同溝の建設によつて受ける効用から算定される推定の投資額等を勘案して、政令で定めるところにより算出した額の費用を負担しなければならない。

2 共同溝の建設に要する費用の範囲、負担金の納付の方法及び期限その他前項の負担金に関し必要な事項は、政令で定める。

（管理費用の負担）

第二十一条 第十四条第一項の許可に基づき共同溝を占用する者は、当該共同溝の改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理に要する費用のうち、政令で定める費用を政令で定めるところにより負担しなければならない。

（国の負担又は補助）

第二十二条 指定区間内の一般国道に附属する共同溝の建設若しくは改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理又は指定区間外の一般国道に附属する共同溝の建設若しくは改築で国土交通大臣が当該道路の新設若しくは改築に伴つて行うものに要する費用（第二十条第一項又は前条の規定により当該共同溝の占用予定者又は当該共同溝を占用する者が負担すべき費用を除く。）は、指定区間内の一般国道に係るものにあつては国及び都道府県又は指定市が、その他のものにあつては国及び当該道路の道路管理者である地方公共団体がそれぞれその二分の一を負担する。

2 国は、前項の場合を除くほか、共同溝の建設又は改築に要する費用（第二十条第一項又は前条の規定により当該共同溝の占用予定者又は当該共同溝を占用する者が負担すべき費用を除く。）の二分の一以内を、予算の範囲内において、政令で定めるところに

より、その費用を負担する地方公共団体に対して、補助することができる。

3 (略)

附 則

1 (略)

2 国は、当分の間、地方公共団体に対し、第二十二条第二項の規定により国がその費用について補助することができる共同溝の建設又は改築で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第二十二条第二項の規定（この規定による国の補助の割合について、この規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ。）により国が補助することができる金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

3 前項の国の貸付金の償還期間は、五年（二年以内の据置期間を含む。）以内で政令で定める期間とする。

4 前項に定めるもののほか、附則第二項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

5 国は、附則第二項の規定により、地方公共団体に対し貸付けを行つた場合には、当該貸付けの対象である共同溝の建設又は改築について、第二十二条第二項の規定による当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

6 地方公共団体が、附則第二項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、附則第三項及び第四項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行つた場合（政令で定める場合を除く。）における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

○ 交通安全施設等整備事業の推進に関する法律（昭和四十一年法律第四十五号）（抄）

（費用の負担又は補助の特例）

第六条 道路管理者が道路法第十三条第一項に規定する指定区間（以下「指定区間」という。）内の一般国道について実施する特定交通安全施設等整備事業のうち、第二条第三項第二号に掲げる事業に要する費用については、政令で定めるところにより、国及び都道府県又は同法第七条第三項に規定する指定市が、それぞれその二分の一を負担するものとする。ただし、道の区域内の指定区間内の一般国道に係る国の負担割合については、政令で、二分の一をこえる特別の割合を定めることができる。

2 道路管理者が指定区間外の一般国道については、実施する特定交通安全施設等整備事業のうち、第二条第三項第二号に掲げる事業で政令で定めるものに要する費用については、政令で定めるところにより、国及び当該道路の道路管理者である地方公共団体が、それぞれその二分の一を負担するものとする。

3 国は、道路管理者が都道府県道及び市町村道について実施する特定交通安全施設等整備事業のうち、第二条第三項第二号に掲げる事業及び同号に掲げる事業で政令で定めるものについて、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その二分の一（道路管理者が政令で定める通学路に該当する市町村道について実施する同号イに掲げる事業に要する費用については、その十分の五・五）をその費用を負担する地方公共団体に対して補助する。

- 4 前二項の規定は、当該各項に規定する事業に要する費用を、道路法第八十八条第一項の規定により国が負担し、又は補助する道路については、適用しない。
- 5 第一項から第三項までに規定する費用については、道路法第五十条第二項本文、第五十六条及び第八十五条第三項の規定は、適用しない。

附 則

- 1 4 (略)
- (国の無利子貸付け等)
- 5 国は、当分の間、道路管理者に対し、第六条第二項又は第三項の規定により国がその費用について負担し、又は補助する事業で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号)第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第六条第二項又は第三項の規定(これらの規定による国の負担又は補助の割合について、これらの規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ。)により国が負担し、又は補助する金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。
- 6 前項の国の貸付金の償還期間は、五年(二年以内の据置期間を含む。)以内で政令で定める期間とする。
- 7 前項に定めるもののほか、附則第五項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。
- 8 国は、附則第五項の規定により、道路管理者に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である事業に係る第六条第二項又は第三項の規定による国の負担又は補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。
- 9 道路管理者が、附則第五項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、附則第六項及び第七項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合(政令で定める場合を除く。)における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

○ 電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)(抄)

(電線共同溝の占用予定者の建設負担金)

- 7 電線共同溝の占用予定者は、電線共同溝の建設に要する費用のうち、電線共同溝の建設によって支出を免れることとなる推定の投資額等を勘案して政令で定めるところにより算出した額の費用を負担しなければならない。
- 2 電線共同溝の建設に要する費用の範囲、負担金の納付の方法及び期限その他前項の負担金に関し必要な事項は、政令で定める。

(電線共同溝の増設)

- 8 道路管理者は、第五条に規定するところにより電線共同溝が建設された電線共同溝整備道路について、既設の電線共同溝の収容能力に不足を生じたとき、この条に定めるところにより、電線共同溝を増設することができる。

2 道路管理者は、前項の規定により電線共同溝を増設しようとするときは、その旨を公示しなければならない。

3 第四条、第五条第二項から第四項まで、第六条及び前条の規定は、第一項の規定による電線共同溝の増設について準用する。この増設の公示」と、同条第一項及び第二項中「前条第一項の規定による指定」とあるのは「第八條第二項の規定による電線共同溝の増設の公示」と、同条第一項及び第三項中「建設完了後」とあるのは「増設完了後」と、同条第二項中「当該指定」とあるのは「当該公示」と、同条第四項第二号、第五条第二項及び前条中「建設」とあるのは「増設」とあるのは「第八條第三項において準用する前条第一項」と、同条第四項とあるのは「第八條第三項において準用する前条第四項」と、同項及び同条第三項、第六條並びに前条第一項中「電線共同溝の占用予定者」とあるのは「増設に係る電線共同溝の占用予定者」と、第五條第二項及び第三項中「電線共同溝整備計画」とあるのは「電線共同溝増設計画」と、同条第四項中「建設する」とあるのは「増設する」と読み替えるものとする。

(占用予定者であつた者以外の者等の占用負担金)

第十三條 第十一條第一項又は前條第一項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る電線共同溝の建設又は増設に要した費用の占用予定者が負担した費用を除く。のうちに、当該電線共同溝の占用により電線共同溝の占用予定者又は増設に係る電線共同溝の費用で定めるところにより算出した額の占用負担金を負担しなければならぬ。

2 負担金の納付の方法及び期限その他前項の負担金に関し必要な事項は、政令で定める。

(管理負担金)

第十九條 この法律の規定に基づき電線共同溝を占用する者は、当該電線共同溝の改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理に要する費用のうち、政令で定める費用を政令で定めるところにより負担しなければならない。

(国の負担又は補助)

第二十二條 道路法第十三條第一項に規定する指定区間（以下「指定区間」という。）内の一般国道に附属する電線共同溝の建設（第八條の規定による増設を含む。以下この条及び次条において同じ。）又は改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理に要する費用（第七條第一項（第八條第三項において準用する場合を含む。）、第十三條第一項又は第十九條の規定により電線共同溝の占用予定者若しくは増設に係る電線共同溝の占用予定者又は電線共同溝を占用する者が負担すべき費用（以下この条において「建設負担金等」という。）を除く。）は、政令で定めるところにより、国及び都道府県又は同法第七條第三項に規定する指定市（以下「指定市」という。）がそれぞれ二分の一を負担する。ただし、道の区域内の指定区間内の一般国道に係る国の負担割合については、政令で、二分の一を超える特別の負担割合を定めることができる。

2 国は、前項の場合を除き、電線共同溝の建設又は改築に要する費用（建設負担金等を除く。）の二分の一以内を、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、その費用を負担する地方公共団体に対して補助することができる。

3 前二項の規定にかかわらず、電線共同溝の建設又は改築が道路（道路の附属物を除く。以下この項において同じ。）の新設又は改築に伴うものであり、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合においては、前二項の規定による負担又は補助は、当該各号に定める負担又は補助とする。

一 当該道路が国道である場合 当該国道の新設又は改築に要する費用を負担する者によるその負担の割合（道の区域内の指定区

- 間内の一般国道に係る国の負担割合については、第一項ただし書の政令で定める割合を下回るときは、当該政令で定める割合に
に
二 当該道路の新設又は改築が道路法その他の法律の規定による国の補助の対象となる都道府県道又は市町村道である場合 当該
都道府県道又は市町村道の新設又は改築に要する費用に
関し補助することのできる割合以内での補助
(略)

附 則

第二條 (国の無利子貸付け等)

- 二 国は、当分の間、地方公共団体に対し、第二十二條第二項又は第三項第二号の規定により国がその費用について補助するこ
とができる電線共同溝の建設又は改築で日本電信電話株式会社の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別
措置法(昭和六十二年法律第八十六号。以下「社会資本整備特別措置法」という。)第二條第一項第二号に該当するものに要する特別
費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第二十二條第二項又は第三項第二号の規定(これらの規定による国の補助の
割合について、これらの規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ
。)により国が補助することができる金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。
二 国は、当分の間、地方公共団体に対し、第二十二條第三項第一号の規定により国がその費用について負担する地方公共団体が行
う電線共同溝の建設又は改築で社会資本整備特別措置法第二條第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、
予算の範囲内において、第二十二條第三項第一号の規定(この規定による国の負担の割合について、この規定と異なる定めをした
法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ。)により国が負担する金額に相当する金額を無
利子で貸し付けることができる。
三 前二項の国の貸付け金の償還期間は、五年(二年以内の据置期間を含む。)以内で政令で定める期間とする。
四 前項に定めるもののほか、第一項及び第二項の規定による貸付け金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に
関し必要な事項は、政令で定める。
五 国は、第一項の規定により地方公共団体に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である電線共同溝の建設又は改築に
ついて、第二十二條第二項又は第三項第二号の規定による当該貸付けに相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については
、当該貸付け金の償還時において、当該貸付け金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。
六 国は、第二項の規定により地方公共団体に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である電線共同溝の建設又は改築に
係る第二十二條第三項第一号の規定による国の負担については、当該貸付け金の償還時において、当該貸付け金の償還金に相当する金
額を交付することにより行うものとする。
七 地方公共団体が、第一項又は第二項の規定による貸付けを受けた無利子貸付け金について、第三項及び第四項の規定に基づき定め
られる償還期限を繰り上げて償還を行った場合(政令で定める場合を除く。)における前二項の規定の適用については、当該償還
は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

○ 道路整備特別措置法(昭和三十一年法律第七号)(抄)

（資金の貸付け）

第二十条 国は、第十条第一項の許可又は第十二条第一項の許可を受けた地方道路公社に対し当該許可に係る道路の新設又は改築に要する費用に充てる資金の一部及び当該許可に係る道路の災害復旧に要する費用に充てる資金の一部又は一部を、第十八条第一項の許可を受けた有料道路管理者である地方公共団体に対し当該許可に係る道路の新設又は改築に要する費用に充てる資金の一部を、無利子で、貸し付けることができる。

2 前項の規定による貸付金の償還方法は、政令で定める。

附 則

（資金の貸付けの特例）

第七条 国は、当分の間、会社に対し、当該会社が第三条第一項の許可を受けて行う高速道路の新設又は改築のうち、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号。以下「社会資本整備特別措置法」という。）第二条第一項第一号に該当するものであつて政令で定めるものに要する費用に充てる資金の一部を無利子で貸し付けることができる。

2 前項の規定による貸付金の償還期間は、二十年（五年以内の据置期間を含む。）以内とする。

3 前項に定めるもののほか、第一項の規定による貸付金の償還方法は、政令で定める。

（第二十条第一項の貸付金の償還方法の特例）

第八条 第二十条第一項の規定による貸付金のうち、社会資本整備特別措置法第二条第一項第一号に該当する道路の新設又は改築（政令で定めるものに限る。）であつて、同項の規定により、国が、当分の間、それに要する費用に充てる資金を無利子で貸し付けることができることとされているものに係る貸付金の償還期間は、二十年（五年以内の据置期間を含む。）以内とする。

○ 踏切道改良促進法（昭和三十六年法律第九十五号）（抄）

（資金の貸付け）

第九条 国は、都道府県又は市町村が立体交差化工事施行者（鉄道事業者及び道路管理者の同意を得て立体交差化計画に係る踏切道の改良の工事（政令で定めるものに限る。）を行おうとする者であつて国土交通大臣が政令で定める要件に適合すると認めるものをいう。）に対し当該工事に要する費用に充てる資金を無利子で貸し付ける場合において、その貸付けの条件が次項の政令で定める基準に適合しているときは、当該貸付けに必要な資金の一部を無利子で当該都道府県又は市町村に貸し付けることができる。

2 前項の国の貸付金及び同項の国の貸付けに係る都道府県又は市町村の貸付金に関する償還方法その他必要な貸付けの条件の基準については、政令で定める。

○ 幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和五十五年法律第三十四号）（抄）

（土地の買入れに関する資金の貸付け）

第十一条 国は、市町村が沿道地区計画の区域内の土地のうち道路交通騒音により生ずる障害の防止又は軽減と当該区域の計画的な整備を図るために有効に利用できる土地で政令で定めるものを買い入れる場合には、当該市町村に対し、その土地の取得に要する費用に充てる資金の額の三分の二以内の金額を無利子で貸し付けることができる。

2 前項の規定による貸付金の償還期間及び償還方法については、政令で定める。

3 市町村は、第一項の規定による貸付けに係る土地をこの法律の目的に従つて適切に管理しなければならない。

(資金の貸付け等)

第十三条の四 国は、市町村が機構に対し第十一条第一項に規定する土地の取得に要する費用に充てる資金を無利子で貸し付ける事業を行うときは、当該市町村に対し、当該事業に必要な資金の額の三分の二以内の金額を無利子で貸し付けることができる。

2 前項の規定による国の貸付金の償還期間及び償還方法については、政令で定める。

3 機構は、買い入れた土地で第一項の規定による国の貸付けに係るものをこの法律の目的に従つて適切に管理し、又は譲渡しなければならない。

○ 独立行政法人土木研究所法（平成十一年法律第二百五号）（抄）

(区分経理)

第十三条 研究所は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一 前条第一号及び第二号の業務のうち、治水特別会計法（昭和三十五年法律第四十号）第一条第二項第六号に規定する調査、試験、研究及び開発並びに指導及び成果の普及に係るもの

二 前条第一号及び第二号の業務のうち、道路整備費の財源等の特例に関する法律（昭和三十三年法律第三十四号）第二条に規定する道路の新設、改築、維持及び修繕に必要な土木に係る建設技術に関する調査、試験、研究及び開発並びに指導及び成果の普及であつて、これに要する費用を国が出資し、交付し、又は補助するものに係るもの

三 前二号に掲げる業務以外の業務

(積立金の処分)

第十四条 研究所は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち国土交通大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十二条に規定する業務の財源に充てることができる。

2 国土交通大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、国土交通省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。

3 研究所は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、納付金の納付の手續その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

○ 北海道開発のためにする港湾工事に関する法律（昭和二十六年法律第七十三号）（抄）

（港湾管理者のする港湾工事に関する費用の負担）

- 第二条 港湾管理者のする港湾工事に関する費用は、北海道開発のため必要であると認められるものの費用は、水域施設又は外郭施設の建設又は改良に係るものについては、国がその十分の七・五を、港湾管理者がその十分の二・五をそれぞれ負担し、係留施設、臨港交通施設又は公共の用に供する港湾施設用地の建設又は改良に係るものについては、国がその十分の六を、港湾管理者がその十分の四をそれぞれ負担し、港湾公害防止施設又は港湾環境整備施設の建設又は改良に係るものについては、国と港湾管理者とがその十分の五をそれぞれ負担し、廃棄物埋立護岸又は海洋性廃棄物処理施設の建設又は改良に係るものについては、国がその十分の二・五を、港湾管理者がその十分の七・五をそれぞれ負担する。
- 2 港湾法第四十二条第三項及び第四項（費用の負担）の規定は、前項の場合に準用する。

（直轄工事）

- 第三条 北海道開発のため必要がある場合において、国と港湾管理者の協議が調ったときは、国土交通大臣は、予算の範囲内で港湾工事を自らすることができ、
- 2 前条の規定は、前項の規定により国土交通大臣がする港湾工事の費用について準用する。この場合において、同条第一項中「国の十分の七・五」とあるのは「国がその十分の八・五」と、「港湾管理者がその十分の二・五」とあるのは「港湾管理者がその十分の一・五」と、「十分の六」とあるのは「三分の二」と、「十分の四」とあるのは「三分の一」と、同条第二項において準用する港湾法第四十二条第四項中「第十七条及び第十九条第一項」とあるのは「第十七条の二第一項及び第十九条第二項」と読み替えるものとする。

附 則

- 1 6 （略）
- 7 国は、当分の間、港湾管理者に対し、第二条第一項の規定により国がその費用について負担する港湾施設の建設又は改良の工事で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第二条第一項の規定（この規定による国の負担の割合について、この規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ。）により国が負担する金額を無利子で貸し付けることができる。
- 8 前項の国の貸付金の償還期間は、五年（二年以内の据置期間を含む。）以内で政令で定める期間とする。
- 9 前項に定めるもののほか、附則第七項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。
- 10 附則第七項の規定により国が港湾管理者に対し貸付けを行う場合における第二条第二項において準用する港湾法第四十二条第三項の規定の適用については、同項中「これによつて国が負担することとなる金額」とあるのは、「北海道開発のためにする港湾工事に關する法律附則第七項の規定により国が貸し付けることとなる金額」とする。

11 国は、附則第七項の規定により、港湾管理者に対し貸し付けを行った場合には、当該貸付けの対象である工事に係る第二条第一項の規定による国の負担については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

12 港湾管理者が、附則第七項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、附則第八項及び第九項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合（政令で定める場合を除く。）における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

○ 特定港湾施設整備特別措置法（昭和三十四年法律第六十七号）（抄）

（定義）

第二条 この法律で「特定港湾施設工事」とは、政令で定める港湾の水域施設、外郭施設又は係留施設で政令で定めるものの建設又は改良の工事であつて、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第五十二条第一項、北海道開発のためとする港湾工事に關する法律（昭和二十六年法律第七十三号）第三条第一項又は沖繩振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第百八条第一項の規定により国土交通大臣が施行するものをいう。

（港湾管理者の負担割合の特例）

第四条 国土交通大臣は、特定港湾施設工事については、港湾管理者との協議が調つたときは、港湾法第五十二条第二項、北海道開発のためとする港湾工事に關する法律第三条第二項において準用する同法第二条第一項又は沖繩振興特別措置法第百八条第三項の規定にかかわらず、その工事に要する費用について、次の各号の区分に従い、それぞれ当該各号に掲げる負担割合までを港湾管理者に負担させることができる。

- 一 特定重要港湾（北海道及び沖繩県の特定重要港湾を除く。）において施行する工事（港湾法第五十二条第二項第一号に規定する施設に係る工事に限る。） 十五分の七
- 二 重要港湾（北海道及び沖繩県の重要港湾を除く。）において施行する工事（前号に掲げる工事を除く。） 十分の五・六
- 三 北海道の港湾の水域施設又は外郭施設に係る工事 十分の二・三五
- 四 北海道の港湾の係留施設に係る工事 十分の四
- 五 沖繩県の港湾の水域施設、外郭施設又は係留施設に係る工事 十分の一・四五

○ 企業合理化促進法（昭和二十七年法律第五号）（抄）

第八条 事業者は、主務省令の定めるところにより、企業の合理化に資するため必要な道路、港湾施設又は漁港施設の建設、改良、維持又は復旧を道路、港湾又は漁港の管理者に對して申請することができる。

2 道路、港湾又は漁港の管理者は、前項の規定により申請を受けた場合において、必要があると認めるときは、予算の範囲内において、道路法（昭和二十七年法律第八十号）、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）又は漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三十七号）の定めるところにより、その工事を行うことができる。この場合においては、事業者にその受益の限度において工事に要する費用の一部を負担させることができる。

3 国は、前項の規定による工事に要する費用については、道路法、港湾法、漁港漁場整備法又は沖繩振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）の定めるところにより、予算の範囲内において、その全部若しくは一部を負担し又は補助することができる。

4 国は、必要があると認めるときは、第二項の規定による工事を道路法、港湾法若しくは北海道開発のために行うことができる法律（昭和二十六年法律第七十三号）、漁港漁場整備法又は沖繩振興特別措置法の定めるところにより、自ら行うことができる。この場合においては、事業者によるその受益の限度においてその工事に要する費用の一部を負担させることができる。

○ 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和四十二年法律第一百十号）（抄）

（利益及び損失の処理の特例等）

第二十九条 機構は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち国土交通大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における前条に規定する業務の財源に充てることができる。

2 国土交通大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、国土交通省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

3 機構は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を出資者の出資に対しそれぞれの出資額に応じて納付しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、納付金の納付の手續その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

（政府からの資金の貸付け）

第三十三条 政府は、予算の範囲内において、機構に対し、第二十八条第一項第二号及び第三号に掲げる業務に要する資金を無利子で貸し付けることができる。

○ 関西国際空港株式会社法（昭和五十九年法律第五十三号）（抄）

（事業の実施の特例に係る出資等）

第七条の四 会社及び地方公共団体は、特定用地造成事業を行うことを目的とする法人に対して出資することができる。

2 政府は、予算の範囲内において、会社に対し、前項の規定による出資に充てる資金を無利子で貸し付けることができる。

（資金の貸付け）

第十条 政府は、予算の範囲内において、会社に対し、第七条の四第二項の規定によるもののほか、第六条第一項第一号から第五号までの事業に要する経費に充てる資金を無利子で貸し付けることができる。

（国庫納付金）

第十三条 会社は、毎事業年度の決算において計上した剰余金のうち政令で定める範囲のものの額が、次の各号に掲げる金額を合計した金額を超えるときは、その超える金額を毎事業年度終了後三月以内に国庫に納付するものとする。

- 一 第十一条の政令で定める割合で剰余金の配当をするために必要な金額に相当する金額
 - 二 会社法第四百四十五条第四項の規定により積み立てる利益準備金の額
 - 三 次条に規定する関西国際空港整備準備金を積み立てる場合には、その金額
 - 四 その他剰余金について政令で定める処分をするために必要な金額
- 2 前項の規定による国庫納付金に関し、納付の手續その他必要な事項は、政令で定める。

○ 中部国際空港の設置及び管理に関する法律（平成十年法律第三十六号）（抄）

（資金の貸付け）

第九条 政府は、予算の範囲内において、指定会社に対し、第六条第一項第一号から第四号までの事業に要する経費に充てる資金を無利子で貸し付けることができる。

附 則

（資金の貸付けの特例）

第二条 政府は、当分の間、指定会社に対し、第六条第一項第一号の事業で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）第二条第一項第一号に該当するものに要する費用に充てる資金の一部を無利子で貸し付けることができる。

- 2 前項の規定による貸付金の償還期間は、二十年（五年以内の据置期間を含む。）以内とする。
- 3 前項に定めるもののほか、第一項の規定による貸付金の償還方法は、政令で定める。

○ 成田国際空港株式会社法（平成十五年法律第二百二十四号）（抄）

（資金の貸付け）

第八条 政府は、予算の範囲内において、会社に対し、第五条第一項第一号及び第二号の事業に要する経費に充てる資金を無利子で貸し付けることができる。

附 則

（公団の解散）

第十二条 公団は、会社の成立の時に對して解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時において会社が承継する。
2 公団の解散の時に對ける政府の公団に対する出資金のうち政令で定める金額は、公団の解散の時に對して、政府の会社に対する無利子貸付金となつたものとする。

- 3 前項の無利子貸付金に係る権利は、政令で定めるところにより、一般会計又は空港整備特別会計に帰属するものとする。
- 4 公団の平成十五年四月一日に始まる事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、新東京国際空港公団法第二十七条第二項及び第三項（監事の意見書に係る部分に限る。）に係る部分を除き、なお従前の例による。
- 5 第一項の規定により公団が解散した場合における解散の登記及び第二項の無利子貸付金の償還に関し必要な事項は、政令で定める。

○ 独立行政法人電子航法研究所法（平成十一年法律第二百十号）（抄）

（区分経理）

第十二条 研究所は、前条に規定する業務のうち空港整備特別会計法（昭和四十五年法律第二十五号）第一条第一項に規定する空港整備事業に関するものに係る経理とその他の業務に係る経理とを区分して整理しなければならない。

（積立金の処分）

第十三条 研究所は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち国土交通大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十一条に規定する業務の財源に充てることができる。

- 2 国土交通大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、国土交通省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。
- 3 研究所は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。
- 4 前三項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

○ 独立行政法人航空大学校法（平成十一年法律第二百十五号）（抄）

（区分経理）

第十二条 大学校は、前条に規定する業務のうち空港整備特別会計法（昭和四十五年法律第二十五号）第一条第一項に規定する空港整備事業に関するものに係る経理とその他の業務に係る経理とを区分して整理しなければならない。

（積立金の処分）

第十三条 大学校は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち国土交通大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めると

ころにより、当該次の中期目標の期間における第十一条に規定する業務の財源に充てることができる。

2 国土交通大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、国土交通省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。

3 大学校は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

○ 自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）（抄）

（自動車損害賠償保障事業）

第七十一条 政府は、この法律の規定により、自動車損害賠償保障事業を行う。

（業務）

第七十二条 政府は、自動車の運行によつて生命又は身体を害された者がある場合において、その自動車の保有者が明らかでないため被害者が第三条の規定による損害賠償の請求をすることができないときは、被害者の請求により、政令で定める金額の限度において、その受けた損害をてん補する。責任保険の被保険者及び責任共済の被共済者以外の者が、第三条の規定によつて損害賠償の責に任ずる場合（その責任が第十条に規定する自動車の運行によつて生ずる場合を除く。）も、被害者の請求により、政令で定める金額の限度において、その受けた損害をてん補する。

2 政府は、第十六条第四項又は第十七条第四項（これらの規定を第二十三条の三第一項において準用する場合を含む。）の規定による請求により、これらの規定による補償を行う。

3 前二項の請求の手続は、国土交通省令で定める。

（代位等）

第七十六条 政府は、第七十二条第一項の規定による損害のてん補をしたときは、その支払金額の限度において、被害者が損害賠償の責任を有する者に対して有する権利を取得する。

2 政府は、保険契約者若しくは被保険者又は共済契約者若しくは被害者の悪意によつて損害が生じた場合において、保険会社又は組合が第十六条第一項（第二十三条の三第一項において準用する場合を含む。）の規定により被害者に対して損害賠償額の支払をしたときは、その支払金額の限度において、被害者が保険契約者若しくは被保険者又は共済契約者若しくは被害者に対して有する権利を取得する。

3 政府は、保有者の損害賠償の責任が発生しなかつた場合において、保険会社又は組合が第十七条第一項（第二十三条の三第一項において準用する場合を含む。）の規定により被害者に対して仮渡金の支払をしたときは、被害者に対してその返還を請求することができる。

（自動車損害賠償保障事業賦課金）

第七十八条 保険会社、組合及び第十条に規定する自動車のうち政令で定めるものを運行の用に供する者は、国土交通省令で定める

ところにより、政令で定める金額を、自動車損害賠償保障事業賦課金として政府に納付しなければならない。

(過怠金)

第七十九条 政府は、第七十二条第一項後段の規定による損害のてん補をしたときは、損害賠償の責に任ずる者に対して、政令で定める金額を過怠金として徴収することができる。

(自動車損害賠償保障事業に関する費用の繰入)

第八十二条 政府は、第十条に規定する自動車(第七十八条の政令で定めるもの及び道路以外の場所のみにおいて運行の用に供するものを除く。)について、第七十八条の自動車損害賠償保障事業賦課金に相当する金額を、毎会計年度、予算で定めるところにより、国の他の会計から自動車損害賠償保障事業特別会計に繰り入れるものとする。

2 政府は、この法律に規定する自動車損害賠償保障事業の業務の執行に要する経費の一部を、毎会計年度、予算で定めるところにより、一般会計から自動車損害賠償保障事業特別会計に繰り入れるものとする。

附 則

1 (略)

(一般会計からの繰入れの特例)

2 第八十二条第二項の規定は、当分の間、適用しない。

3 前項の場合においては、自動車損害賠償保障事業特別会計法(昭和三十年法律第三百三十四号。以下「特別会計法」という。)第三条中「同条第二項の規定による一般会計からの繰入金、法第七十六条」とあるのは、「法第七十六条」とする。

(自動車事故対策計画)

4 国土交通大臣は、被害者の保護の増進を図るとともに、自動車事故の防止に資するため、当分の間、自動車損害賠償保障法及び自動車損害賠償責任再保険特別会計法の一部を改正する法律(平成十三年法律第八十三号)附則第四条第四項の規定により特別会計法附則第十五項の規定による読替え後の特別会計法附則第三項に規定する自動車事故対策勘定に帰属した資産を充てて行う被害者の保護の増進又は自動車事故の発生防止の対策に関する事業に関する計画(以下「自動車事故対策計画」という。)を作成し、又は変更するものとする。

5 政府は、自動車事故対策計画に基づき、独立行政法人自動車事故対策機構に対する独立行政法人通則法(平成十一年法律第三百三十三号)第四十六条の交付並びに独立行政法人自動車事故対策機構法(平成十四年法律第八十三号)第五条第三項の出資及び同法第十八条第一項の貸付け並びに独立行政法人自動車事故対策機構その他の自動車事故対策計画に規定する事業を実施する者に対する補助を安定的に行うものとする。

6 国土交通大臣は、自動車事故対策計画を作成し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、財務大臣及び国家公安委員会に協議しなければならない。

(保険料等充当交付金)

7 政府は、平成十四年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に効力が生じた責任保険又は責任共済の契約について、保険契約者又は共済契約者が保健会社又は組合に支払うべき当該責任保険の保険料又は当該責任共済の契約の共済掛金の一部に

8 充てさせるため、その充てさせるべき額に相当する額の交付金（以下「保険料等充当交付金」という。）を、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、保険会社又は組合に交付するものとする。

8 保険料等充当交付金は、遅くとも責任保険又は責任共済の効力が生じた日の属する年度の翌年度までに交付しなければならない。

○ 道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）（抄）

第六條（自動車登録ファイル等）
自動車登録ファイル及び前項の電子情報処理組織は、政令で定めるところにより、電子情報処理組織によつて行なう。

2 自動車登録ファイル及び前項の電子情報処理組織は、国土交通大臣が管理する。

（手数料の納付）

第二百二條 次に掲げる者（国及び独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人であつて当該独立行政法人の業務の内容その他の事情を勘案して政令で定めるものに限る。）を除く。）は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国（第四号又は第九号から第十一号までに掲げる者が協会にその申請をする場合には、協会）に納めなければならない。

- 一 新規登録を申請する者
- 二 変更登録、移転登録、輸出抹消仮登録又は一時抹消登録を申請する者
- 三 第十五条の二第五項又は第十六条第八項の規定による一時抹消登録証明書の交付を受ける者
- 四 輸出予定届出証明書の交付を申請する者
- 五 地方運輸局長が行う臨時運行の許可を申請する者
- 六 回送運行許可証の交付を申請する者
- 七 登録事項等証明書の交付を請求する者
- 八 自動車整備士の技能検定を申請する者
- 九 新規検査、継続検査、構造等変更検査又は予備検査を申請する者
- 十 自動車検査証返納証明書又は第七十二条の三の規定による証明書の交付を申請する者
- 十一 自動車検査証、臨時検査合格標章、検査標章、自動車予備検査証又は限定自動車検査証の再交付を申請する者
- 十二 自動車又は特定装置の型式について指定を申請する者
- 十三 指定自動車整備事業の指定を申請する者
- 2 前項第一号から第四号まで、第七号又は第九号から第十三号までに掲げる者の同項の手数料の納付は、協会に納める場合を除き、国土交通省令で定めるところにより、自動車検査登録印紙をもつてしなければならない。ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用し、前項第一号から第四号まで、第七号又は第九号から第十三号までの申請等をする場合には、国土交通省令で定めるところにより、現金をもつてすることができる。
- 3 略
- 4 略

○ 自動車重量税法（昭和四十六年法律第八十九号）（抄）

（納付の確認）

第十一条 国土交通大臣等は、自動車検査証の交付等又は車両番号の指定を行なうときは、当該検査自動車又は届出軽自動車につき課されるべき自動車重量税の額の納付の事実を確認しなければならない。この場合において、当該納付が第八条、第九条又は次条第二項の規定により自動車重量税印紙をもつてされたものであるときは、これらの規定に規定する書類の紙面と自動車重量税印紙の彩紋とにかけて判明に消さなければならない。

（税額の認定）

第十二条 国土交通大臣等は、第八条若しくは第九条に規定する書類にはり付けられた自動車重量税印紙又は第十条に規定する書類に添付された自動車重量税の納付に係る領収証書の金額若しくは第十条の二に規定する財務省令で定める方法により納付された自動車重量税の額がその調査したところの金額に不足するときは、その調査したところにより認定した自動車重量税の額及び当該不足額を当該自動車検査証の交付等又は車両番号の指定を受けようとする者に通知するものとする。

2 前項の通知を受けた者は、当該自動車検査証の交付等又は車両番号の指定を受けることをやめる場合を除き、遅滞なく、同項の不足額に相当する金額の自動車重量税印紙を当該通知をした国土交通大臣等に提出することにより、当該不足額に相当する自動車重量税を国に納付しなければならない。

3 前項の場合において、当該通知をした国土交通大臣等が認めるときは、第一項の通知を受けた者は、遅滞なく、同項の不足額に相当する自動車重量税を国に納付し、その納付に係る領収証書を当該国土交通大臣等に提出することができる。

4 第二項の場合において、第一項の通知を受けた者は、当該通知に係る自動車重量税を第十条の二に規定する財務省令で定める方法により納付しているときは、第一項の不足額に相当する自動車重量税を当該方法により国に納付することができる。

○ 独立行政法人交通安全環境研究所法（平成十一年法律第二百七号）（抄）

（積立金の処分）

第十六条 研究所は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち国土交通大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十二条に規定する業務の財源に充てることができる。

2 国土交通大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、国土交通省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。

3 研究所は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

○ 自動車検査独立行政法人法（平成十一年法律第二百十八号）（抄）

（積立金の処分）

第十五条 検査法人は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち国土交通大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十一条に規定する業務の財源に充てることができる。

2 国土交通大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、国土交通省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。

3 検査法人は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があると

4 前三項に定めるもののほか、納付金の納付の納付の手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

○ 道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）（抄）

（告知）

第二百六条 警察官は、反則者があると認めるときは、次に掲げる場合を除き、その者に対し、速やかに、反則行為となるべき事

実の要旨及び当該反則行為が属する反則行為の種類並びにその者が次条第一項前段の規定による通告を受けるための出頭の期日及び場所を書面で告知するものとする。ただし、出頭の期日及び場所の告知は、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

一 その者の居所又は氏名が明らかでないとき。
二 その者が逃亡するおそれがあるとき。

2 (略)

3 警察官は、第一項の規定による告知をしたときは、当該告知に係る反則行為が行われた地を管轄する都道府県警察の警察本部長に速やかにその旨を報告しなければならない。ただし、警察法第六十条の二又は第六十六条第二項の規定に基づいて、当該警察官の所属する都道府県警察の管轄区域以外の区域において反則行為をしたと認められた者に対し告知をしたときは、当該警察官の所属する都道府県警察の警察本部長に報告しなければならない。

4 第二百四十四条の四第一項に規定する交通巡視員は、第一百九条の三又は第一百九条の四第一項第一号から第四号まで若しくは第二項の罪に当たたる行為をした反則者があると認めるときは、第一項の例により告知するものとし、当該告知をしたときは、前項の例により報告しなければならない。

（通告）

第二百七条 警察本部長は、前条第三項又は第四項の報告を受けた場合において、当該報告に係る告知を受けた者が当該告知に係る種別に属する反則行為をした反則者であると認めるときは、その者に対し、理由を明示して当該反則行為が属する種別に係る反則金の納付を書面で通告するものとする。この場合においては、その者が当該告知に係る出頭の期日及び場所に出頭した場合並び

にその者が第二百二十九条第一項の規定による仮納付をしている場合を除き、当該通告書の送付に要する費用の納付をあわせて通告するものとする。

2 警察本部長は、前条第三項又は第四項の報告を受けた場合において、当該報告に係る告知を受けた者が当該告知に係る種別に属する反則行為をした反則者でないと認めるときは、その者に対し、すみやかに理由を明示してその旨を書面で通知するものとする。この場合において、その者が当該告知に係る種別以外の種別に属する反則行為をした反則者であると認めるときは、その者に対し、理由を明示して当該反則行為が属する種別に係る反則金の納付を書面で通告するものとする。

3 (略)

(反則金の納付)

第二百二十八条 前条第一項又は第二項後段の規定による通告に係る反則金（同条第一項後段の規定による通告を受けた者にあつては、反則金及び通告書の送付に要する費用。以下この条において同じ。）の納付は、当該通告を受けた日の翌日から起算して十日以内（政令で定めるやむを得ない理由のため当該期間内に反則金を納付することができなかった者にあつては、当該事情がやんだ日の翌日から起算して十日以内）に、政令で定めるところにより、国に対してしなければならない。

2 (略)

(仮納付)

第二百二十九条 第二百二十六条第一項又は第四項の規定による告知を受けた者は、当該告知を受けた日の翌日から起算して七日以内に、政令で定めるところにより、当該告知された反則行為の種別に係る反則金に相当する金額を仮に納付することができる。ただし、第二百二十七条第二項前段の規定による通知を受けた後は、この限りでない。

2 (略)

3 第一項の規定による仮納付をした者について当該告知に係る第二百二十七条第一項前段の規定による通告があつたときは、当該仮納付をした者は、前条第一項の規定により当該通告に係る反則金を納付した者とみなし、当該反則金に相当する金額の仮納付は、同項の規定による反則金の納付とみなす。

4 警察本部長は、第一項の規定による仮納付をした者に対し、第二百二十七条第二項前段の規定による通知をしたときは、当該仮納付に係る金額を速やかにその者に返還しなければならない。

(反則者に係る刑事事件)

第三百三十条 反則者は、当該反則行為についてその者が第二百二十七条第一項又は第二項後段の規定により当該反則行為が属する種別に係る反則金の納付の通告を受け、かつ、第二百二十八条第一項に規定する期間が経過した後でなければ、当該反則行為に係る事件について、公訴を提起されず、又は家庭裁判所の審判に付されない。ただし、次の各号に掲げる場合においては、この限りでない。
一・二 (略)

(反則者に係る保護事件)

第三百三十条の二 家庭裁判所は、前条本文に規定する通告があつた事件について審判を開始した場合において、相当と認めるときは、期限を定めて反則金の納付を指示することができる。この場合において、その反則金の額は、第二百五条第三項の規定にかか

ならず、別表第二に定める金額の範囲内において家庭裁判所が定める額とする。

2 (略)

3 第二百二十八条の規定は、第一項の規定による指示に係る反則金の納付について準用する。この場合において、同条第一項中「当該通告を受けた日の翌日から起算して十日以内」とあるのは、「第三百十条の二第一項の規定により定められた期限まで」と読み替えるものとする。

附 則

(交通安全対策特別交付金)

第十六条 国は、当分の間、交通安全対策の一環として、道路交通安全施設の設置及び管理に要する費用で政令で定めるものに充てるため、都道府県及び市町村(特別区を含む。以下同じ。)に対し、交通安全対策特別交付金(以下「交付金」という。)を交付する。

2 交付金の額は、第二百二十八条第一項(第三百十条の二第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定により納付された反則金(第二百二十九条第三項の規定により反則金の納付とみなされる同条第一項の規定による仮納付に係るものを含む。)に係る収入額に相当する金額に当該金額に係る余裕金の運用により生じた利子に相当する金額を加えた額(附則第十八条第一項において「反則金収入相当額等」という。)から第二百七条第一項後段に規定する通告書の送付に要する費用に係る収入額に相当する額として政令で定めるところにより算定した額(附則第十八条第一項及び附則第十九条において「通告書送付費支出金相当額」という。)を控除した額とする。

○ 地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律(平成十一年法律第十七号)(抄)

(地方特例交付金の額)

第三条 毎年度分として交付すべき地方特例交付金の総額は、児童手当法等改正法の施行により増大した地方公共団体の児童手当に要する費用の状況を勘案して予算で定める額(次項及び第四項において「地方特例交付金総額」という。)とする。

2 毎年度分として各都道府県に対して交付すべき地方特例交付金の総額は、地方特例交付金総額の二分の一に相当する額(次項において「都道府県交付金総額」という。)とする。

3 毎年度分として各都道府県に対して交付すべき地方特例交付金の額は、都道府県交付金総額を、総務省令で定めるところにより、各都道府県の児童手当対象児童(児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)附則第七条第一項第一号に規定する小学校修了前、各都道府県の児童手当対象児童(児童手当法等改正法第一条による改正前の児童手当法附則第七条第一項第一号に規定する小学校第三学年特例給付支給要件児童(児童手当法等改正法第一条による改正前の児童手当法附則第七条第一項第一号に規定する小学校第三学年修了前特例給付支給要件児童を除く。))で総務省令で定めるものをいう。第五項において同じ。)の数であん分した額とする。

4 毎年度分として各市町村に対して交付すべき地方特例交付金の総額は、地方特例交付金総額の二分の一に相当する額(次項において「市町村交付金総額」という。)とする。

5 毎年度分として各市町村に対して交付すべき地方特例交付金の額は、市町村交付金総額を、総務省令で定めるところにより、各市町村の児童手当対象児童の数であん分した額とする。

附 則

（平成十九年度及び平成二十年度における交付税及び譲与税配付金特別会計法附則第七条の二の規定の適用に関する読替え）
第八条 平成十九年度及び平成二十年度における交付税及び譲与税配付金特別会計法（昭和二十九年法律第百三十三号）附則第七条の二の規定の適用については、同条中「地方特例交付金の総額」とあるのは、「地方特例交付金の総額と同法附則第四条第二項に規定する特別交付金の総額の合算額」とする。

○ 日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）（抄）

（繰入規定）

第六条 政府は、当分の間、次条第二項に規定する産業投資特別会計社会資本整備勘定への繰入れの財源に充てるため、各会計年度における国債の償還等国債整理基金の運営に支障の生じない範囲内で、日本電信電話株式会社の売払収入金に相当する金額の一部を、予算で定めるところにより、国債整理基金特別会計から一般会計に繰り入れることができる。

2 政府は、前項の規定により繰入れを行う場合においては、次に掲げる財源に充てるため、当該繰入金に相当する金額を、一般会計から産業投資特別会計社会資本整備勘定に繰り入れるものとする。

一 別に法律で定めるところにより第二条第一項又は第二条の二第一項の規定による貸付けに関する経理を行う産業投資特別会計以外の特別会計（次号及び次条において「特別融資関係特別会計」という。）への繰入れの財源

二 第二条第一項又は第二条の二第一項の規定による貸付け（特別融資関係特別会計において経理されるものを除く。）の財源

三 第三条第一項又は第二項の規定による日本政策投資銀行等への貸付けの財源

四 次条第六項に規定する当該公共的建設事業に関する経理を行う場合の一般会計又は特別会計（次条において「特別事業関係会計」という。）への同項の規定による繰入れの財源

3 政府は、前項の規定による一般会計からの繰入金については、後日、当該繰入金に相当する金額に達するまでの金額を、予算で定めるところにより、産業投資特別会計社会資本整備勘定から一般会計に繰り入れるものとする。

4 政府は、前項の規定による繰入れに支障が生じると認める場合には、当該繰入れに支障を生じないようにするために必要な額を、一般会計から産業投資特別会計社会資本整備勘定に繰り入れるものとする。

5 政府は、第三項の規定により繰入れを行う場合においては、当該繰入金に相当する金額を、一般会計から国債整理基金特別会計に繰り入れるものとする。

（産業投資特別会計法の特例）

第七条 特別融資関係特別会計への繰入れ、第二条第一項又は第二条の二第一項の規定による貸付け（特別融資関係特別会計において経理されるものを除く。）、第三条第一項又は第二項の規定による日本政策投資銀行等への貸付け及び特別事業関係会計への繰入れに関する政府の経理は、当分の間、産業投資特別会計法（昭和二十八年法律第百二十二号）第一条の規定にかかわらず、産業投資特別会計において行うものとする。

2 前項の規定により、同項に規定する政府の経理を産業投資特別会計で行う場合においては、同特別会計は、産業投資勘定及び社

- 会資本整備勘定に区分する。
- 3 第一項の規定により、同項に規定する政府の経理を産業投資特別会計で行う場合においては、産業投資特別会計法第一条第二項、第三条、第三条の二第一項、第三条の三並びに第四条第一項及び第二項中「この会計」とあるのは、「産業投資勘定」とする。
- 4 産業投資特別会計社会資本整備勘定においては、一般会計からの繰入金、特別融資関係特別会計からの繰入金、特別事業関係会計からの繰入金、第二条第一項又は第二条の二第一項の規定による貸付金の償還金並びに附属雑収入をもつてその歳入とし、一般会計への繰入金、特別融資関係特別会計への繰入金、特別事業関係会計への繰入金、第二条第一項又は第二条の二第一項の規定による貸付金、一時借入金の利子及びその他の諸費をもつてその歳出とする。
- 5 前項に規定する特別融資関係特別会計への繰入金は、第二条第一項又は第二条の二第一項の規定による貸付けの財源に充てられたり、特別融資関係特別会計の当該貸付金に相当する金額を特別融資関係特別会計に、予算で定めるところにより、繰り入れるものとする。
- 6 第四項に規定する特別事業関係会計への繰入金は、国が実施する公共的建設事業であつて民間投資の拡大又は地域における就業機会の増大に寄与すると認められる社会資本を整備するものうち緊急に実施する必要があるものの財源に充てられるため、当該公共的建設事業に要する費用（国が負担すべき費用に限る。）に相当する金額を特別事業関係会計に、予算で定めるところにより、繰り入れるものとする。
- 7 政府は、前項の規定により一般会計に繰入れを行った場合においては、当該繰入金を繰り入れた会計年度及びこれに続く五箇年度以内に、当該繰入金に相当する金額（次項の規定により繰入れを行った場合においては、当該繰入金に相当する金額を控除した金額）に達するまでの金額を、予算で定めるところにより、一般会計から産業投資特別会計社会資本整備勘定に繰り入れるものとする。
- 8 政府は、第六項の規定による産業投資特別会計社会資本整備勘定から一般会計への繰入金の額が、同項に規定する当該公共的建設事業であつて一般会計において経理されるもの当該年度において要した費用（当該年度において国が負担した費用に限る。）を超過する場合においては、当該超過額に相当する金額は、翌年度において同項の規定による同勘定からの繰入金額から減額し、なお残余があるときは、翌々年度までに一般会計から同勘定に繰り入れるものとする。
- 9 政府は、前条第二項及び第四項並びに前二項の規定による繰入金のほか、一時借入金の利子及びその他の諸費に相当する金額を限度として、予算で定める金額を、一般会計から産業投資特別会計社会資本整備勘定に繰り入れることができる。
- 10 第一項の規定により、同項に規定する政府の経理を産業投資特別会計で行う場合においては、産業投資特別会計法第六条中「歳入歳出予算は」とあるのは「歳入歳出予算は、産業投資勘定及び社会資本整備勘定に区分し、各勘定において」と、同法第七条中「二項第一号中「歳入歳出予算計算書」とあるのは「各勘定の歳入歳出予算計算書」と、同項第二号中「前年度の」とあるのは「各勘定の前々年度の」と、同項第三号中「前年度」とあるのは「各勘定の前年度」と、同項第四号中「前年度」とあるのは「産業投資勘定の前年度」と、同法第八条中「この会計」とあるのは「各勘定」と、「翌年度の歳入」とあるのは「当該各勘定の翌年度の歳入」と、同法第十二条中「この会計」とあるのは「各勘定」と、同法第十三条第一項中「この会計」とあるのは「各勘定」とする。
- 11 あるのは「当該各勘定の」と、同法第十五条第一項中「この会計」とあるのは「各勘定」とする。
- 財務大臣は、他の各省各庁の長の同意を得て、当該各省各庁に置かれた官職を指定することにより、その官職にある者に第二条

第一項又は第二条の二第一項の規定による貸付金（特別融資関係特別会計において経理されるものを除く。）に係る支出負担行為に関する事務を委任するものとする。

○ 石油公団法及び金属鉱業事業団法の廃止等に関する法律（平成十四年法律第九十三号）（抄）

附 則

（石油公団の解散等）

第二条 石油公団（以下「公団」という。）は、この法律の施行の時にいて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時において、政令で定めるところにより、国及び次条に規定する株式会社が承継する。

2 公団の解散の日の前日を含む事業年度は、その日に終わるものとする。

3 公団の解散の日の前日を含む事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。

4 第一項の規定により公団が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

（公団備蓄石油の承継等）

第十条 国は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の時にいて、公団が所有する石油であつて備蓄に係るもの（以下この条において「公団備蓄石油」という。）を、石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計において承継する。

2 国は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の時にいて、その時における公団の長期借入金及び石油債券に係る債務のうち、公団備蓄石油に係る部分として経済産業大臣が財務大臣と協議して定めるものを、石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計において承継する。

3 国は、第一項の規定による公団備蓄石油の承継の時にいて、公団備蓄石油に係る公団のその他の権利及び義務を、石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計において承継する。

4 公団は、第一項の規定により公団備蓄石油を国が承継した時にいて、公団の資本金のうち公団備蓄石油に係る部分として経済産業大臣が財務大臣と協議して定める金額により資本金を減少するものとする。

（国債に関する法律の適用等）

第十一条 前条第二項の規定により国が承継する債務に係る石油債券については、国債整理基金特別会計法（明治三十九年法律第六号。第二条第二項を除く。）、国債に関する法律（明治三十九年法律第三十四号。第六条及び第八条を除く。）その他の法令中国債に関する規定を適用する。

2
5
（略）

（公団備蓄施設の承継等）

第十二条 国は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の時にいて、国家備蓄石油（石油の備蓄の確保等に関する法律第二条第十項に規定する国家備蓄石油をいう。）の備蓄に必要な石油の貯蔵施設その他の施設（これらの用に供する土地を含む。）であつて公団が所有するもの（附則第一条第三号に掲げる規定の施行の時にいて現に建設中の石油ガスの貯蔵施設その他の施設を除く。）

次項において「公団備蓄施設」という。）を、石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計において承継する。
2 附則第十条第二項から第四項まで及び前条の規定は、公団備蓄施設の承継について準用する。この場合において、附則第十二条第二項中「附則第一条第二号」とあるのは「附則第一条第三号」と、同条第三項及び第四項中「第一項」とあるのは「附則第十二条第二項」と、同条第五項中「第一項」とあるのは「附則第十二条第二項において読み替えて準用する附則第十条第二項」と、同条第五項中「第二項」とあるのは「附則第十二条第二項において読み替えて準用する附則第十条第二項」と、同条第五項中「第一項」とあるのは「附則第十二条第二項において読み替えて準用する附則第十条第二項」と、同条第五項中「第二項」とあるのは「附則第十二条第二項において読み替えて準用する附則第十条第二項」と読み替えるものとする。

○ 独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第四百十七号）（抄）

（区分経理）

第十八条 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一・二 （略）

三 第十五条第一項第九号及び第十号に掲げる業務のうち産業投資特別会計法（昭和二十八年法律第二百二十二号）第一条第一項の規定による産業の開発のために国の財政資金をもって行う出資に関するもの並びにこれらに関連する第十五条第一項第十四号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務並びに第十五条第二項第四号及び第五号に掲げる業務

2 （略）

（利益及び損失の処理の特例等）

第十九条 機構は、それぞれ前条第一項第一号に掲げる業務に係る勘定（以下「一般勘定」という。）、同項第二号に掲げる業務に係る勘定、小規模企業共済勘定及び同項第五号に掲げる業務に係る勘定において、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち主務大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十五条第一項及び第二項の業務の財源に充てることができる。

2 主務大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、経済産業省（前条第一項第二号に掲げる業務に係るもの）については、経済産業省及び財務省）の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

3 機構は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4 前条第一項第三号に掲げる業務に係る勘定（以下「施設整備等勘定」という。）における通則法第四十四条第一項ただし書の適用については、同項中「第三項の規定により同項の用途に充てる場合」とあるのは、「政令で定めるところにより計算した額を国庫に納付する場合又は第三項の規定により同項の用途に充てる場合」とする。

5 第一項から第三項までの規定は、施設整備等勘定について準用する。この場合において、第一項中「通則法第四十四条第一項」とあるのは、「第四項の規定により読み替えられた通則法第四十四条第一項」と読み替えるものとする。

6 前各項に定めるもののほか、納付金の納付の手續その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(公団の工業再配置等業務に係る業務の特例)
第五条 機構は、政令で定める日までの間、第十五条第一項及び第二項並びに前条の業務のほか、次に掲げる業務を行う。

一 六 (略)

二 四 (略)

5 前項の規定にかかわらず、機構が第一項及び第二項の業務を終えた際に、第三項に規定する特別の勘定に属する資産の価額が負債の金額を上回る場合において、経済産業大臣が財務大臣と協議してその差額に相当する金額のうち産業投資特別会計に納付すべき金額を定めたときは、機構は、政令で定めるところにより、当該金額を産業投資特別会計に納付しなければならない。

6 (略)

(公団の産炭地域経過業務に係る業務の特例)

第六条 機構は、平成二十二年度の終了の日までの間に限り、第十五条第一項及び第二項、附則第四条並びに前条第一項及び第二項の業務のほか、旧産炭地域振興臨時措置法(昭和三十六年法律第二百十九号)附則第二項本文の規定にかかわらず、同項ただし書に規定する地方債に係る利子補給金を支給する業務を行う。

2 機構は、政令で定める日までの間、第十五条第一項及び第二項、附則第四条、前条第一項及び第二項並びに前項の業務のほか、日本政策投資銀行が石炭鉱業の構造調整の完了等に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十二年法律第十六号)第六条の規定の施行の日前に同条の規定による改正前の地域振興整備公団法(以下「平成十二年改正前の公団法」という。)第十九条第一項第十四号において規定する地域において当該地域の振興に必要な鉱工業等を営む者に対して日本政策投資銀行法(平成十一年法律第七十三号)第二十条第一項第一号の規定により行った貸付けについて、日本政策投資銀行に対し、利子補給金を支給する業務を行うことができる。

3 機構は、前項の政令で定める日までの間、第十五条第一項及び第二項、附則第四条、前条第一項及び第二項並びに前二項の業務のほか、次に掲げる業務を行う。

一 機構の成立の際現に旧公団法附則第十条第二項第一号の規定により公団が管理を行っている平成十二年改正前の公団法第十九条第一項第四号の規定により公団が造成又は建設を行った土地及び工作物につき、管理及び譲渡を行うこと。

二 機構の成立の際現に旧公団法附則第十条第二項第二号の規定により公団が管理を行っている平成十二年改正前の公団法第十九条第一項第六号の規定により工業用水の供給の用に供した工業用水道につき、管理及び譲渡を行うこと。

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

4 機構は、前項の業務の円滑な実施を図るため、第十五条第一項及び第二項、附則第四条、前条第一項及び第二項並びに前三項の業務のほか、第十五条第一項、附則第四条第一項、前条第一項及び前三項の業務の遂行に支障のない範囲内で、委託を受けて、平成十二年改正前の公団法第十九条第二項各号に掲げる業務(同条第一項第四号に規定する地域における鉱工業等の振興に係るものに限る。)を行うことができる。

5 機構は、前各項の業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。

6 機構は、第一項から第四項までの業務を終えた場合において、その際前項に規定する特別の勘定に属する資産の価額が負債の金額を上回るときは、その差額に相当する金額の全部又は一部を、政令で定めるところにより国庫に納付しなければならない。

7 機構は、前項の規定により国庫納付をしたときは（同項に規定する場合において同項に規定する資産の価額が負債の金額を下回るときは、第一項から第四項までの業務を終えた後遅滞なく）、第五項に規定する特別の勘定を廃止するものとし、その廃止の際現に当該勘定に所属する権利及び義務を一般勘定に帰属させるものとする。

8 前項の規定による第五項に規定する特別の勘定の廃止の時において、改正法附則第三条第六項の規定により政府から機構に対し出資されたものとされた額については、機構に対する政府からの出資はなかつたものとし、機構は、その額により資本金を減少するものとする。

第九條 (出資承継勘定)
(略)

2 (略)

3 機構は、第一項に規定するすべての株式の処分を終えたときは、出資承継勘定を廃止するものとし、その廃止の際出資承継勘定に属する資産の価額に相当する金額を、政府又は政府以外の者に対し、それぞれ廃止法附則第四条第十二項の規定により政府又は政府以外の者から出資があつたものとされた金額に応じて分配するものとする。この場合において、政府に対し分配するものとされた金額は、産業投資特別会計に帰属するものとする。

4 (略)

5 第三項の規定による分配の結果なお残余財産があるときは、その財産は、産業投資特別会計に帰属する。

6 (略)

(業務の特例に係る予算等の特例)

第十四條 附則第四条、第五条第一項及び第二項、第六条第一項から第四項まで並びに第七条から第八条の三までの規定により機構が業務を行う場合には、次の表の上欄に掲げるこの法律の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第十五条第一項第十四号	前各号に掲げる業務	前各号に掲げる業務及び附則第四条第一項の業務
第十五条第五項	限る。) については、	限る。) 並びに附則第四条第一項の業務については、
第十六条	の規定により機構が交付する助成金	及び附則第八条第二項(旧纖維法第四十条第一項第四号及び第五号に係る部分に限る。) の規定により機構が交付する助成金並びに附則第六条第一項の規定により機構が支給する利子補給金
第十七条第一項第三号	含む。)	含む。) 並びに附則第七条の業務及び第八条の三第一号から第三号までに掲げる業務
第十八条第一項第一号	限る。) 並びに	限る。) 並びに附則第四条第一項及び第八条の二の業務(そ

第十八条第一項第二号	関連する同項 第三号までに掲げる業務 附帯する業務	それぞれ第三号に掲げるものを除く。）並びに 関連する第十五条第一項 第三号までに掲げる業務並びに附則第八条の業務 附帯する業務並びに附則第七条及び第八条の三の業務
第十八条第一項第三号	業務のうち もの並びに	業務並びに附則第四条第一項及び第八条の二の業務のうち もの並びに附則第四条第一項の業務（特定産業集積の活性化 に関する臨時措置法第十一条第一項第二号に掲げるものに限 る。）及び附則第八条の二の業務（旧新事業創出促進法第三 十二条第一項第二号に掲げるものに限る。）並びに
第十九条第一項	第五号に掲げる業務 及び同項第五号に掲げる業務に係る勘定 第二項の業務	第五号に掲げる業務並びに附則第四条第二項の業務 、同項第五号に掲げる業務に係る勘定、附則第五条第三項に 規定する特別の勘定、附則第六条第五項に規定する特別の勘 定及び出資承継勘定 第二項並びに附則第四条、第五条第一項及び第二項、第六条 第一項から第四項まで並びに第七条から第八条の三までの業 務
第二十条第一項	及びこれに	及び附則第八条の三第二号に掲げる業務並びにこれらに
第二十一条第一項	第十一号 附帯する業務	第十一号並びに附則第八条の三第一号及び第三号 附帯する業務並びに附則第七条の業務
第二十二条第一項	第十三号に掲げる業務	第十三号に掲げる業務並びに附則第四条第一項、第五条第一 項、第六条第一項から第三項まで、第八条及び第八条の二の 業務
第三十五条第二号	第二項	第二項並びに附則第四条、第五条第一項及び第二項、第六条 第一項から第四項まで並びに第七条から第八条の三まで

○ 電源開発促進対策特別会計法及び石炭及び石油対策特別会計法の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第六十八号）による改正
前の石炭及び石油対策特別会計法（抄）

（一般会計からの繰入れ）

第四条の二 政府は、石油対策に要する費用の財源に充てるため、毎会計年度、当該年度の石油税の収入額の予算額及び当該年度の
前年度以前の各年度の石油税の収入額の決算額（当該年度の前年度については、予算額。以下この条において同じ。）を合算した
額から当該年度の前年度以前の各年度の一般会計から石油勘定へ繰入金金の決算額を合算した額を控除した額に相当する金額を、
予算で定めるところにより、一般会計から石油勘定に繰り入れるものとする。ただし、当該年度における石油対策に要する費用に
照らしてその金額の一部につき繰り入れる必要がないと認められるときは、当該年度においては、当該一部の金額につき繰り入れ

ないことができる。

○ エネルギー需給構造高度化のための関係法律の整備に関する法律（平成五年法律第十七号）による改正前の石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計法（抄）

（一般会計からの繰入れ）

第四条の二 政府は、石油及び石油代替エネルギー対策に要する費用の財源に充てるため、毎会計年度、当該年度の石油税の収入額の予算額及び当該年度の前年度以前の各年度の石油税の収入額の決算額（当該年度の前年度については、予算額。以下この条において同じ。）を合算した額から当該年度の前年度以前の各年度の一般会計から石油及び石油代替エネルギー勘定への繰入金の決算額を合算した額を控除した額に相当する金額を、予算で定めるところにより、一般会計から石油及び石油代替エネルギー勘定に繰り入れるものとする。ただし、当該年度における石油及び石油代替エネルギー対策に要する費用に照らしてその金額の一部につき繰り入れる必要がないと認められるときは、当該年度においては、当該一部の金額につき繰り入れないことができる。

○ 厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）（抄）

附 則

（旧適用法人共済組合の厚生年金保険への統合に伴う費用負担の特例等）

第十九条 附則第三十二条第二項に規定する存続組合は、附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた年金たる給付に要する費用（厚生年金相当給付費用に限る。）及び附則第五条第一項の規定により厚生年金保険の被保険者であった期間とみなされた旧適用法人共済組合員期間を計算の基礎とする厚生年金保険法による年金たる給付に要する費用（当該旧適用法人共済組合員期間のみに基づく部分の額に限る。）に係る積立金に相当する額として、政令で定めるところにより算定した額を厚生年金保険の管掌者たる政府に納付するものとする。

第二十条 附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた年金たる給付に要する費用（厚生年金相当給付費用を除く。）及び同条第七項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた年金たる給付に要する費用については、政令で定めるところにより、毎年度、附則第三十二条第二項に規定する存続組合が納付する。

（存続組合の業務等）

第三十二条 旧適用法人共済組合は、次項各号に掲げる業務を行うため、この法律の施行後も、改正前国共済法第三条第一項に規定する国家公務員等共済組合としてなお存続するものとする。この場合において、同項並びに改正前国共済法第八条第二項及び第一百一条の二の規定は、旧適用法人共済組合については、なおその効力を有する。

2 前項の規定によりなお存続するものとされる旧適用法人共済組合（以下「存続組合」という。）の業務は、次に掲げるものとする。

一（略）

3 9 (略)

○ 石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）（抄）

（国庫の負担）

第三十四条 国庫は、毎年度、予算の範囲内において、次条第一項の一般拠出金の徴収に要する費用の一部を負担する。

（一般拠出金の徴収及び納付義務）

第三十五条 厚生労働大臣は、救済給付の支給に要する費用に充てるため、労災保険の保険関係が成立している事業の事業主（徴収法第八条第一項又は第二項の規定により元請負人が事業主とされる場合にあつては、当該元請負人。以下「労災保険適用事業主」という。）から、毎年度、一般拠出金を徴収する。

2 機構は、救済給付の支給に要する費用に充てるため、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第六十条第一項に規定する船舶所有者（以下「船舶所有者」という。）から、毎年度、一般拠出金を徴収する。

3 労災保険適用事業主及び船舶所有者は、一般拠出金を納付する義務を負う。

（機構に対する交付）

第三十六条 厚生労働大臣は、前条第一項の規定により一般拠出金を徴収したときは、機構に対し、徴収した額から当該一般拠出金の徴収に要する費用の額として政令で定めるところにより算定した額を控除した額に相当する金額を交付するものとする。

第六十九条 (略)

2 (略)

3 特別遺族給付金の支給に要する費用については、労災保険法による労働者災害補償保険事業の保険給付費とみなして、労働保険特別会計法（昭和四十七年法律第十八号）の規定を適用する。この場合において、同法第四条第二項第一号中「労災保険事業の保険給付費」とあるのは、「労災保険事業の保険給付費（石綿による健康被害の救済に関する法律第六十九条第三項の規定により労災保険事業の保険給付費とみなされた同法第五十九条第一項の特別遺族給付金の支給に要する費用を含む。）」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

○ 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第百六十六号）（抄）

（特別障害給付金の支給）

第三条 国は、特定障害者に対し、特別障害給付金を支給する。

2 (略)

（費用の負担）

第十九条 特別障害給付金の支給に要する費用は、その全額を国庫が負担する。

2 国庫は、毎年度、予算の範囲内で、特別障害給付金に関する事務の執行に要する費用を負担する。

○ 健康保険法等の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第七十七号）（抄）

附 則

（日雇労働者健康保険法の廃止）

第十八条 日雇労働者健康保険法（昭和二十八年法律第二百七号）は、廃止する。

（厚生保険特別会計法の一部改正）

第三十二条 厚生保険特別会計法（昭和十九年法律第十号）の一部を次のように改正する。
（次のよう略）

（厚生保険特別会計法の一部改正に伴う経過措置）

第三十三条 厚生保険特別会計の日雇健康勘定の昭和五十九年四月一日に始まる会計年度は、施行日の前日に終わるものとする。

2 （略）

3 附則第二十条第二項及び第三項の規定によりなお従前の例によることとされた旧保険給付に要する費用及び旧日雇労働者健康保険法第十条第五項第一号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局の請求に対する支払に要する費用は、厚生保険特別会計の健康勘定の歳出とし、附則第二十三条、第二十四条及び第二十七条の規定によりなお従前の例によることとされた費用の徴収、納付の命令並びに返還及び支払に係る金額、保険料、追徴金、徴収金及び延滞金並びに国庫負担金は、同勘定の歳入とする。

4 （略）

5 この法律の施行の際厚生保険特別会計の日雇健康勘定に所属する権利義務は、同会計の健康勘定に帰属するものとする。

6 （略）

○ 健康保険法等の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第七十七号）附則第三十二条の規定による改正前の厚生保険特別会計法（抄）

第二条 本会計ハ之ヲ健康勘定、日雇勘定、年金勘定、児童手当勘定及業務勘定ニ区分ス

○ 旧日雇労働者健康保険法（昭和二十八年法律第二百七号）（抄）

（国庫の負担）

第二十八条 国庫は、毎年度予算の範囲内において、日雇労働者健康保険事業の執行に要する費用を負担する。

○ 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）（抄）

1 給付費の負担の特例)

17 第十三項の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間をこの法律による加入者期間とみなして退職共済年金又は遺族共済年金の給付が行われた場合において、そのみなされた期間がその給付の計算の基礎となつたときは、その給付に要する費用は、事業団と厚生保険特別会計とが負担する。ただし、当該加入者を厚生年金保険の被保険者とみなし、加入者期間を厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなした場合において、厚生年金保険法に照らし、当該給付に相当する保険給付を行うことができなるときは、この限りでない。

18 33 (略)

○ 国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）（抄）

（総括、所管換及び所屬替の意義）

第四条（略）

2 この法律において「国有財産の所管換」とは、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、各省大臣、最高裁判所長官及び会計検査院長（以下「各省各庁の長」という。）の間において、国有財産の所管を移すことをいう。

3 (略)

第十二条 各省各庁の長が、国有財産の所管換を受けようとするときは、当該財産を所管する各省各庁の長及び財務大臣に協議しなければならぬ。ただし、次条の規定により国会の議決を経なければならぬ場合又は政令で定める場合に該当するときは、財務大臣への協議は、要しないものとする。

第十四条 次に掲げる場合においては、当該国有財産を所管する各省各庁の長は、財務大臣に協議しなければならない。ただし、前条の規定により国会の議決を経なければならぬ場合又は政令で定める場合に該当するときは、この限りでない。

- 一 行政財産とする目的で土地又は建物を取戻しようとするとき。
- 二 普通財産を行政財産としようとするとき。
- 三 行政財産の種類を変更しようとするとき。
- 四 行政財産である土地又は建物について、所屬替をし、又は用途を変更しようとするとき。
- 五 行政財産である建物を移築し、又は改築しようとするとき。
- 六 行政財産を他の各省各庁の長に使用させようとするとき。
- 七 国以外の者に行政財産を使用させ、又は収益させようとするとき。
- 八 特別会計に属する普通財産である土地又は建物又は建物を貸し付け、若しくは貸付け以外の方法により使用させ若しくは収益させ、又は当該土地又は建物の売払いをしようとするとき。

九 普通財産である土地（その土地の定着物を含む。）を信託しようとするとき。

○ 独立行政法人緑資源機構法（平成十四年法律第三百三十号）（抄）

（業務の範囲）

第十一条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一（四）（略）

五 豊富な森林資源を有する国有林（森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二条第三項に規定する国有林をいう。）と民有林（同項に規定する民有林をいう。）とが相接して所在しており、かつ、これらの森林の開発が十分に行われていない地域のうち政令で定める区域内の当該森林を開発するために必要な奥地幹線林道の開設又は改良の事業及びその開設又は改良に係る林道で政令で定めるものの災害復旧の事業であつて、国有林野事業（国有林野事業特別会計法（昭和二十二年法律第三十八号）第一条第二項に規定する国有林野事業をいう。）として行われるものを国の委託により行うこと。

六 水源をかん養するため急速かつ計画的に森林の造成を行う必要がある地域内の土地につき、分収林特別措置法（昭和三十三年法律第五十七号）第二条第一項に規定する造林者又は造林費負担者として同項に規定する分収造林契約の当事者となり、当該契約に基づき森林の造成に係る事業を行うこと。

七（十）（略）

2（略）

3 機構は、前二項に規定する業務を行うに当たつては、環境の保全について配慮しなければならない。

4 農林水産大臣は、第一項第一号の基本計画を定めようとするときは、財務大臣、総務大臣及び国土交通大臣の同意を得なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

5（略）

6 第一項第六号の契約においては、分収林特別措置法第二条第一項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 当該契約の存続期間に関する事項

二 植栽の期間に関する事項

三 伐採の時期及び方法に関する事項

四 収益分収の方法に関する事項

五 その他農林水産省令で定める事項

7（略）

（積立金の処分）

第三十条 機構は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち農林水産大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの。以下同じ。）の定めるところ

により、当該次の中期目標の期間における第十一条第一項及び第二項に規定する業務の財源に充てることができる。

2 農林水産大臣は、前項の承認をしようとするときは、あらかじめ、農林水産省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

3 機構は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、納付金の納付の手續その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

○ 公有林野等官行造林法を廃止する法律（昭和三十六年法律第八十八号）（抄）

附 則

1 （略）

2 この法律の施行前に公有林野等官行造林法に基づき締結された契約については、同法は、なおその効力を有する。

3 （略）

○ 旧公有林野等官行造林法（大正九年法律第七号）（抄）

第一条 国ハ政令ノ定ムル所ニ依リ左ニ掲グル土地ニ付其所有者ヲ相手方トシ収益ヲ分収スルノ条件ヲ以テ国ガ造林ヲ為ス旨ノ契約ヲ締結スルコトヲ得

一 地方公共団体ノ所有ニ属スル森林又ハ原野

二 前号ニ掲グルモノノ外市町村ノ住民又ハ市町村内ノ一定ノ区域ニ住所ヲ有スル者ガ旧来ノ慣行ニ依リ共同利用ニ供スル森林又ハ原野

三 水源涵養ノ為森林ノ造成ヲ行フ必要ナル土地ニシテ前二号ノ森林又ハ原野ト併セテ造林ヲ為ス要アルモノ

○ 国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律（平成十八年法律第九号）による改正前の国有林野事業の改革のための特別措置法（平成十年法律第百三十四号）（抄）

（退職手当等に係る借入金）

第十八条 事業勘定においては、集中改革期間において、国有林野事業特別会計法の規定による借入金のほか、政令で定めるところにより、国有林野事業職員が退職した場合に国家公務員退職手当法の規定に基づき支給する退職手当及び第十二条第二項の規定により支給する特別給付金の財源に充てるため、この勘定の負担において、借入金をすることができ。

2 前項の規定による借入金については、国有林野事業特別会計法第五条第一項の規定による借入金とみなして、同条第二項並びに同法第七条及び第八条の規定を適用する。

(借入金の償還金に係る借入金)

- 第十九条 事業勘定においては、第十六条第一項に規定する年度までの間において、国有林野事業特別会計法の規定による借入金のほか、この勘定の負担に属する借入金の償還金の財源に不足を生ずると認められるときは、その財源に充てるため、この勘定の負担において、借入金を行うことができる。
- 2 前項の規定による借入金については、前条第二項の規定を準用する。

○ 国有林野事業の改革のための特別措置法（平成十年法律第三百三十四号）（抄）

(目的)

- 第一条 この法律は、国有林野事業（国有林野事業特別会計法（昭和二十二年法律第三十八号）第一条第二項に規定する国有林野事業をいう。以下同じ。）の危機的な財務状況に対処するため、その抜本的な改革の趣旨及び全体像を明らかにすることにより、国有林野事業の改革についての国民の理解を深めるとともに、あわせて、特定の債務の一般会計への帰属その他国有林野事業の改革のために必要な特別措置について定めることを目的とする。

(職員数の適正化)

- 第十条 政府は、国有林野事業（国有林野事業特別会計法第一条第三項第一号に規定する直轄治山事業を含む。以下この節において同じ。）の効率的な実施体制を整備するため、集中改革期間において、国有林野事業に係る職員数の適正化を緊急に推進し、集中改革期間終了後できるだけ早い時期に、その職員数を業務に応じた必要かつ最小限のものとする。
- 2 (略)

(借入金的一般会計への帰属等)

- 第十五条 政府は、この法律の施行の時にあって、その時における事業勘定（国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律（平成十八年法律第九号）による改正前の国有林野事業特別会計法に基づく国有林野事業特別会計の国有林野事業勘定をいう。次条第一項において同じ。）の負担に属する次に掲げる債務を、一般会計に帰属させる。
- 一・二 (略)
- 2 (略)

(借入金 of 償還金に係る借入金)

- 第十八条 国有林野事業特別会計においては、第十六条第一項に規定する年度までの間において、国有林野事業特別会計法の規定による借入金のほか、同特別会計の負担に属する借入金の償還金の財源に不足を生ずると認められるときは、その財源に充てるため、同特別会計の負担において、借入金を行うことができる。
- 2 前項の規定による借入金については、国有林野事業特別会計法第五条第一項の規定による借入金とみなして、同条第二項並びに同法第七条及び第八条の規定を適用する。

(損失の処理の特例)

第二十条 国有林野事業特別会計においては、第十六条第一項に規定する年度までの間において、国有林野事業特別会計法第十四条第二項の規定により繰り越した損失を、資本剰余金を減額して整理することができるものとする。

○ 漁船乗組員給与保険法（昭和二十七年法律第二百十二号）（抄）

(漁船乗組員給与保険)

第二条 漁船乗組員給与保険は、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）の規定による漁船保険組合が行う漁船乗組員給与保険事業及び政府が行う再保険事業により行う。

(剰余金の納付)

第二十九条 組合は、前二条の場合に、給与保険の会計において生じた剰余金を漁船再保険及漁業共済保険特別会計に納付しなければならぬ。

(再保険金の前渡等)

第三十三条 (略)
2 政府は、再保険金の支出を円滑にするために、政令の定めるところにより、漁船再保険及漁業共済保険特別会計に基金を設けることができる。

○ 旧水資源開発公団法（昭和三十六年法律第二百八十号）（抄）

(業務)

第十八条 公団は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

- 一 水資源開発基本計画に基づいて、次に掲げる施設（当該施設のうち発電に係る部分を除く。）の新築又は改築を行なうこと。
- イ ダム、河口堰、湖沼水位調節施設、多目的用水路、専用用水路その他の水資源の開発又は利用のための施設
- ロ イに掲げる施設と密接な関連を有する施設
- 二 前号の業務を行なうことにより生じた施設（以下「水資源開発施設」という。）の操作、維持、修繕その他の管理を行なうこと。

三 水資源開発施設についての災害復旧工事を行なうこと。

四 前三号の業務に附帯する業務を行なうこと。

2・3 (略)

(主務大臣)

第五十五条 この法律において主務大臣は、次のとおりとする。
一 役員及び職員並びに財務及び会計その他管理業務に関する事項については、国土交通大臣

二 洪水（高潮を含む。）防禦の機能又は流水の正常な機能の維持と増進をその設置の目的に含む多目的ダム、河口堰、湖沼水位調節施設その他の水資源の開発又は利用のための施設であつて政令で定めるものの新築、改築、管理その他の業務に関する事項については、国土交通大臣

三 前号の多目的ダムの利用に係る多目的用水路で政令で定めるものの新築、改築、管理その他の業務に関する事項については、国土交通大臣

四 愛知豊川用水施設の管理その他の業務に関する事項については、農林水産大臣

五 前三号に掲げる施設以外のダム、堰、水路その他の水資源の開発又は利用のための施設（多目的のものを含む。）の新築、改築、管理その他の業務に関する事項については、政令で定めるところにより、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣

附 則

（国の無利子貸付け等）

第九條 国は、当分の間、公団に対し、第十八條第一項第一号及び第二号並びに第二項第一号の業務で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号。以下「社会資本整備特別措置法」という。）第二条第一項第一号に該当するものに要する費用に充てる資金の一部を無利子で貸し付けることができる。

3 2 前項の国の貸付金の償還期間は、二十年（五年以内の据置期間を含む。）以内とする。

3 前項に定めるもののほか、第一項の規定による貸付金の償還方法は、政令で定める。

○ 土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）（抄）

附 則

2 1 （略）

のほかに、第三条の二又は第三条の三の規定により施行する土地区画整理事業として行われる政令で定める道路、河川、砂防設備又は地すべり防止施設の整備に関する事業のうち、日本電信電話株式会社の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号。以下「社会資本整備特別措置法」という。）第二条第一項第一号に該当するものに要する費用に充てる資金の一部を無利子で貸し付けることができる。

5 3 ・ 4 （略）

6 国は、当分の間、都道府県又は市町村に対し、第百十八条第三項の規定により国がその費用について負担する土地区画整理事業で社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第百十八条第三項の規定（この規定による国の負担の割合について、この規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ。）により国が負担する金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

4 前項の国の貸付金の償還期間は、五年（二年以内の据置期間を含む。）以内で政令で定める期間とする。

5 前項に定めるもののほか、附則第三項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

6 国は、附則第三項の規定により、道路管理者に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である事業に係る第六条の規定による国の補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

7 道路管理者が、附則第三項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、附則第四項及び第五項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合（政令で定める場合を除く。）における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

○ 旧本州四国連絡橋公団法（昭和四十五年法律第八十一号）（抄）

附 則

（資金の貸付け）

第十四条 政府は、当分の間、予算の範囲内において、公団に対し、第二十九条第一項第一号の業務に要する経費に充てる資金の一部を無利子で貸し付けることができる。

2 前項の規定による貸付金の償還方法は、政令で定める。

○ 日本道路公団等民営化関係法施行法（平成十六年法律第二百二号）による改正前の東京湾横断道路の建設に関する特別措置法（昭和六十一年法律第四十五号）（抄）

（資金の貸付け）

第三条 政府は、公団と締結した建設協定に従い事業を行う会社（以下「東京湾横断道路建設事業者」という。）に対し、その行う建設工事に要する費用に充てる資金の一部を無利子で貸し付けることができる。

2 前項の規定による貸付金の償還方法は、政令で定める。

○ 海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第三十八号）（抄）

附 則

（外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第三条 この法律の施行の際現に存する第二条の規定による改正前の外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律（以下「旧外貿法」という。）第二条第一項の規定により指定された法人（以下「指定法人」という。）については、第一条の規定による改正

前の港湾法第五十五条第五項及び第六項並びに旧外貿法第二条第四項、第三条第四項及び第五項並びに第四条から第十八条までの規定は、次条第四項の規定により指定法人が解散するまでの間は、なおその効力を有する。

2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧外貿法第六条の規定による政府の貸付けについては、附則第十八条の規定による改正前の港湾整備特別会計法（昭和三十六年法律第二十五号）第四条第一項第五号及び第二項第五号、第七条第一項並びに附則第十八項の規定は、次条第四項の規定により指定法人が解散するまでの間は、なおその効力を有する。

3 この法律の施行の際現に存する旧外貿法第二条第一項の規定により神戸港につき指定された法人（以下この項において「神戸港指定法人」という。）については、附則第二十一条の規定による改正前の阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成七年法律第十六号）第七十一条第一項、第七十二条第一項及び第七十三条の規定は、次条第四項の規定により神戸港指定法人が解散するまでの間は、なおその効力を有する。

第五条 前条第四項の規定により指定会社が承継した旧外貿法第二条第三項及び第六条（附則第三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる場合を含む。）の規定による貸付金の償還に関し必要な事項は、政令で定める。

○ 奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）（抄）

附 則

1 6（略）

7 国は、当分の間、港湾管理者（港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第一項に規定する港湾管理者をいう。以下同じ。）に対し、第六条第一項の規定により国がその費用について補助する同法第五条第十一号に掲げる港湾施設用地の建設又は改良の工事で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第六条第一項の規定（この規定による国の補助の割合について、この規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ。）により国が補助する金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

8 前項の国の貸付金の償還期間は、五年（二年以内の据置期間を含む。）以内で政令で定める期間とする。

9 前項に定めるもののほか、附則第七項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

10 国は、附則第七項の規定により、港湾管理者に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である工事に係る第六条第一項の規定による国の補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

11 港湾管理者が、附則第七項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、附則第八項及び第九項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合（政令で定める場合を除く。）における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

12 基金は、平成十八年三月三十一日までの間、第十七条に規定する業務のほか、国土交通大臣及び財務大臣の認可を受けて、農林水産物の加工度の高い工業、産業の振興開発に係る交通運輸業その他の奄美群島における産業の振興開発のために必要な事業で政

13 令で定めるものを行ふ事業者に対する当該事業に必要な資金の出資の業務及びこれに附帯する業務を行ふことができる。
前項の規定により基金が同項に規定する業務を行ふ場合には、第二十九条第二号中「第十七条」とあるのは、「第十七条及び附則第十二項」とする。

○ 関税法（昭和二十九年法律第六十一号）（抄）

第三条（課税物件）
輸入貨物（信書を除く。）には、この法律及び関税定率法その他関税に関する法律により、関税を課する。ただし、条約中に関税について特別の規定があるときは、当該規定による。

○ 検疫法（昭和二十六年法律第二百一十号）（抄）

（入港等の禁止）

第四条 次に掲げる船舶又は航空機（以下それぞれ「外国から来航した船舶」又は「外国から来航した航空機」という。）の長（長に代つてその職務を行う者を含む。以下同じ。）は、検疫済証又は仮検疫済証の交付（第十七条第二項の通知を含む。第九条を除き、以下同じ。）を受けた後でなければ、当該船舶を国内（本州、北海道、四国及び九州並びに厚生労働省令で定めるこれらに附属する島の区域内をいう。以下同じ。）の港に入れ、又は当該航空機を検疫飛行場以外の国内の場所（港の水面を含む。）に着陸させ、若しくは着水させてはならない。ただし、外国から来航した船舶の長が、検疫を受けるため当該船舶を第八條第一項に規定する検疫区域若しくは同条第三項の規定により指示された場所に入れる場合若しくは次条ただし書第一号の確認を受けた者の上陸若しくは同号の確認を受けた物若しくは第十三条の二の指示に係る貨物の陸揚のため当該船舶を港（第八條第一項に規定する検疫区域又は同条第三項の規定により指示された場所を除く。）に入れる場合又は外国から来航した航空機の長が、検疫所長（検疫所の支所又は出張所の長を含む。以下同じ。）の許可を受けて当該航空機を着陸させ、若しくは着水させる場合は、この限りでない。

一 外国を発航し、又は外国に寄航して来航した船舶又は航空機

二 航行中に、外国を発航し又は外国に寄航した他の船舶又は航空機（検疫済証又は仮検疫済証の交付を受けている船舶又は航空機を除く。）から人を乗り移らせ、又は物を運び込んだ船舶又は航空機

（交通等の制限）

第五条 外国から来航した船舶又は外国から来航した航空機（以下「船舶等」という。）については、その長が検疫済証又は仮検疫済証の交付を受けた後でなければ、何人も、当該船舶から上陸し、若しくは物を陸揚げし、又は当該航空機及び検疫飛行場ごとに検疫所長が指定する場所から離れ、若しくは物を運び出してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 検疫感染症の病原体に汚染していないことが明らかである旨の検疫所長の確認を受けて、当該船舶から上陸し、若しくは物を陸揚げし、又は当該航空機及び検疫飛行場ごとに検疫所長が指定する場所から離れ、若しくは物を運び出すとき。

二 第十三条の二の指示に従つて、当該貨物を陸揚げし、又は運び出すとき。

三 緊急やむを得ないと認められる場合において、検疫所長の許可を受けたとき。

第五十一条 政府は、自動車損害賠償責任再保険事業（第四十条第一項の規定による再保険に関する事業をいう。以下同じ。）及び自動車損害賠償責任共済保険事業の業務の執行に要する経費に相当する金額を、毎会計年度、予算で定めるところにより、一般会計から自動車損害賠償責任再保険特別会計に繰り入れるものとする。

（業務の管掌）

第八十三条 政府の自動車損害賠償責任再保険事業、自動車損害賠償責任共済保険事業及び自動車損害賠償保障事業の業務は、国土交通大臣が管掌する。

○ 独立行政法人自動車事故対策機構法（平成十四年法律第百八十三号）（抄）

（利益及び損失の処理の特例等）

第十五条 機構は、中期目標の期間の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち国土交通大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十三条に規定する業務の財源に充てることができ

る。

2 国土交通大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、国土交通省の独立行政法人評価委員会の意見を聴

かなければならない。

3 機構は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、納付金の納付の手續その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

○ 砂糖の価格調整に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第八十九号）（抄）

附 則

（食糧管理特別会計法の一部改正に伴う経過措置）

第十三条 前条の規定による改正後の食糧管理特別会計法（以下この条において「新特別会計法」という。）の規定は、平成十九年度の予算から適用し、平成十八年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。

2 新特別会計法第六条ノ八第二項の規定により食糧管理特別会計の予算に添付すべき前々年度又は前年度に係る書類については、平成十九年度分（前々年度に係る当該書類については、平成二十年年度分を含む。）の予算に限り、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この法律の施行の際前条の規定による改正前の食糧管理特別会計法に基づく食糧管理特別会計の農産物等安定勘定（次項において「旧農産物等安定勘定」という。）に所属する積立金は、新特別会計法に基づく食糧管理特別会計の調整資金に帰属するものとする。

4 前項に定めるもののほか、この法律の施行の際旧農産物等安定勘定に所属する権利義務は、新特別会計法に基づく食糧管理特別会計の調整勘定に帰属するものとする。

○ 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「農用地」とは、耕作の目的又は主として家畜の放牧の目的若しくは養畜の業務のための採草の目的に供される土地をいう。

2 この法律において「土地改良事業」とは、この法律により行なう次に掲げる事業をいう。

一 農業用排水施設、農業用道路その他農用地の保全又は利用上必要な施設（以下「土地改良施設」という。）の新設、管理、廃止又は変更（あわせて一の土地改良事業として施行することを相当とするものとして政令で定める要件に適合する二以上の土地改良施設の新設又は変更を一体とした事業として施行することを含む。）とこれにあわせて一の土地改良事業として施行することを相当とするものとして政令で定める要件に適合する次号の区画整理、第三号の農用地の造成その他農用地の改良又は保全のため必要な事業とを一体とした事業を含む。）

二 区画整理（土地の区画形質の変更の事業及び当該事業とこれに附帯して施行することを相当とする次号の農用地の造成の工事又は農用地の改良若しくは保全のため必要な工事の施行とを一体とした事業をいう。）

三 農用地の造成（農用地以外の土地の農用地への地目変換又は農用地間における地目変換の事業（埋立て及び干拓を除く。）及び当該事業とこれに附帯して施行することを相当とする土地の区画形質の変更の工事その他農用地の改良又は保全のため必要な工事の施行とを一体とした事業をいう。）

四 埋立て又は干拓

五 農用地又は土地改良施設の災害復旧

六 農用地に関する権利並びにその農用地の利用上必要な土地に関する権利、農業用施設に関する権利及び水の使用に関する権利の交換分合

七 その他農用地の改良又は保全のため必要な事業

（国営土地改良事業についての借入金）

第八十八条の二 国は、土地改良事業の工事を行う場合において、その工事の完了を促進するため必要があるときは、別に法律で定めるところにより、その工事に係る事業費のうち第九十条第一項の規定により都道府県に負担させる費用の全部又は一部につき、借入金をもつてその財源とすることができる。

2 国は、第八十五条第一項、第八十五条の二第一項、第八十五条の三第一項若しくは第六項又は第八十五条の四第一項の規定による申請によつて行う土地改良事業及び第八十七条の二第一項の規定により行う同項第三号の土地改良事業について、その工事に係る事業費のうち第一号又は第二号に掲げる費用につき前項の規定により借入金をもつてその財源とするには、政令の定めるところにより、当該事業の施行を申請した者又は当該事業の施行に係る地域内にある土地につき第三条に規定する資格を有する十五人以上の者の申請に基づいてしなければならない。

- 一 都道府県が第九十条第二項、第四項又は第八項の規定による徴収を行う場合におけるその徴収すべき金額に應ずる費用
- 二 都道府県が第九十条第五項の規定による負担をさせる場合におけるその負担させるべき金額に應ずる費用

(国営土地改良事業の負担金)

第九十条 国は、政令の定めるところにより(国営土地改良事業が廃止された場合にあつては、農林水産大臣が当該廃止に係る国営土地改良事業の施行に係る地域の全部又は一部をその区域の全部又は一部とする都道府県の知事と協議して定めるところにより)、国営土地改良事業の施行に係る地域の全部又は一部をその区域の全部又は一部とする都道府県に、その事業に要する費用の一部を負担させることができる。

2 前項の都道府県は、政令の定めるところにより、条例で、国営土地改良事業(市町村特別申請事業を除く。)によつて利益を受ける者でその事業の施行に係る地域内にある土地につき第三条に規定する資格を有するものその他農林水産省令で定めるものから、その者の受ける利益を限度として、同項の規定による負担金の全部又は一部を徴収することができる。

3 第八十七条の二第一項の規定により国が行う同項第二号の事業(公有水面埋立法により行うものその他国の所有に属する土地について行うものに限る。以下同じ。)に係る第一項の規定による負担金については、前項の規定によるほか、都道府県は、政令の定めるところにより、条例で、第九十四条の八第五項(第九十四条の八の二第六項において準用する場合を含む。)の規定により土地を取得した者から当該負担金の全部又は一部を徴収することができる。

4 前二項に掲げる者が国営土地改良事業の施行に係る地域の全部又は一部を地区とする土地改良区の組合員である場合には、都道府県は、その者に対する負担金に代えて、その土地改良区からこれに相当する額の金銭を徴収することができる。

5 第一項の都道府県は、第二項及び第三項の規定による負担金の全部又は一部を徴収に代えて、政令の定めるところにより、国営土地改良事業(市町村特別申請事業を除く。)の施行に係る地域の全部又は一部をその区域の全部又は一部とする市町村に対し、当該市町村の区域内にある土地に係る第二項及び第三項に掲げる者に対する負担金に相当する部分の負担金を負担させることができる。この場合においては、都道府県は、あらかじめ、当該市町村の同意を得なければならぬ。

6 前項の市町村は、政令の定めるところにより、条例で、同項に規定する部分の負担金を徴収することができる。

7 第二項、第四項又は前項の場合において、第八十八条第一項の規定により国が行う土地改良事業に係る負担金の徴収については、都道府県又は市町村は、その徴収を受けるべき者の三分の二以上の同意を得なければならぬ。

8 第一項の都道府県は、政令の定めるところにより、条例で、土地改良施設の新設若しくは変更を内容とし、若しくは内容の一部を含む土地改良事業で国が行う市町村特別申請事業(以下「国営市町村特別申請事業」という。)と一体となつてその効果が生じ、若しくは増大するもの(以下この項において「関連土地改良事業」という。)又は土地改良施設の管理を内容とする土地改良事業で国営市町村特別申請事業と一体となつてその効果が増大するもの(政令で定める要件に適合するものに限る。以下この項において「関連管理事業」という。)を行う者その他国営市町村特別申請事業によつて利益を受ける農林水産省令で定める者から、その者の受ける利益(関連土地改良事業又は関連管理事業を行う者にあつては、それぞれその行う関連土地改良事業又は関連管理事業の施行に係る地域内にある土地につき第三条に規定する資格を有する者が当該国営市町村特別申請事業によつて受ける利益の合計)を限度として、同項の規定による負担金の全部又は一部を徴収することができる。

9 第一項の都道府県は、第二項から第五項まで及び前項の規定によるほか、政令の定めるところにより、国営土地改良事業によつて利益を受ける市町村に対し、その市町村の受ける利益を限度として、第一項の規定による負担金の一部を負担させることができる。

る。
10 第一項の規定による負担金について前項の規定により市町村が負担すべき金額は、当該市町村の意見を聴いた上、当該都道府県の議会の議決を経て定めなければならない。
11 第二項から第四項まで、第六項又は第八項の規定による処分についての異議申立てに関する行政不服審査法第四十五条の期間は、その処分があつたことを知つた日の翌日から起算して三十日以内とする。
12 都道府県知事又は市町村長は、前項の異議申立てを受けたときは、同項に規定する期間満了後五十日以内にこれを決定しなければならない。

(国営土地改良事業に係る特別徴収金)

第九十条の二 国、都道府県又は市町村は、国営土地改良事業（第八十七条の二第一項の規定により国が行なう同項第二号の事業、国営市町村特別申請事業及び第八十八条第一項の規定により国が行なう土地改良事業を除く。以下この項及び第三項において同じ。）の施行に係る地域内にある土地につき第三条に規定する資格を有する者が、当該国営土地改良事業の工事の完了につき第一百三十条の二第三項の規定による公告があつた日（その日前に、農林水産大臣が、当該土地を含む一定の地域について当該事業によつて受ける利益のすべてが発生したと認めてその旨を公告したときは、その公告した日）以後八年を経過する日までの間に、当該土地を当該国営土地改良事業の計画において予定した用途以外の用途（政令で定める用途を除く。以下この項において「目的外用途」という。）に供するため所有権の移転等をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合（当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。）には、一時的に目的外用途に供するため所有権の移転等をした場合、目的外用途に供するため所有権の移転等をする際にすでに当該土地が災害等により当該国営土地改良事業による利益を受けていないものとなつている場合その他政令で定める場合を除き、その者から、政令の定めるところにより、（都道府県及び市町村にあつては、条例で、）特別徴収金を徴収することができる。

2 前項の場合（市町村が特別徴収金を徴収する場合を除く。）には、前条第四項の規定を準用する。

3 第一項の特別徴収金の額は、国が徴収するものにあつては、国営土地改良事業に要した費用のうちその徴収に係る土地に係る部分の額として政令の定めるところにより算定される額から当該国営土地改良事業につき前条第一項の規定により都道府県が負担する負担金のうち当該土地に係る部分の額として政令の定めるところにより算定される額を差し引いて得た額を限度とし、都道府県が徴収するものにあつては、国営土地改良事業につき同項の規定により都道府県が負担する負担金のうちその徴収に係る土地に係る部分の額として政令の定めるところにより算定される額から当該国営土地改良事業につき同条第二項、第四項、第五項又は第九項の規定により都道府県が徴収する負担金のうち当該土地に係る部分の額として政令の定めるところにより算定される額と、国営土地改良事業につき同項の規定により市町村が負担する負担金のうちその徴収に係る土地に係る部分の額とし、市町村が徴収するものにあつては、国営土地改良事業につき同項の規定により市町村が負担する負担金のうちその徴収に係る土地に係る部分の額として政令の定めるところにより算定される額を限度とする。

4 国、都道府県又は市町村は、第八十七条の二第一項の規定により国が行なう同項第二号の事業により造成された土地を第九十四条の八第五項（第九十四条の八の二第六項において準用する場合を含む。）の規定により取得した者又はその承継人が、これらの規定による土地の取得があつた日以後八年を経過する日までの間に、当該土地を第九十四条の八の二第六項において準用する場合を含む。）の規定により公告されたその土地の用途以外の用途（政令で定める用途を除く。以下この項において「目的外用途」という。）に供するため所有権の移転等をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合（当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。）には、一時的に目的外用途に供するため

所有権の移転等をした場合その他政令で定める場合を除き、その者から、政令の定めるところにより、（都道府県及び市町村にあつては、条例で、）特別徴収金を徴収することができる。）

5 前項の場合（市町村が特別徴収金を徴収する場合を除く。）には前条第四項の規定を、前項の特別徴収金の額については第三項の規定を準用する。この場合において、同項中「同条第二項、第四項、第五項」とあるのは、「同条第三項から第五項まで」と読み替えるものとする。

6 国、都道府県又は市町村は、土地改良施設の新設若しくは変更を内容とし、若しくは内容の一部を含む土地改良事業で、国営市町村特別申請事業と一体となつてその効果が生じ若しくは増大するもの（以下この項において「関連土地改良事業」という。）又は土地改良施設の管理を内容とする土地改良事業で、国営市町村特別申請事業と一体となつてその効果が増大するもの（政令で定める要件に適合するものに限る。以下この項において「関連管理事業」という。）の施行に係る地域内にある土地（当該国営市町村特別申請事業の施行に係る地域内にあるものに限る。）につき第三条に規定する資格を有する者が、当該関連土地改良事業にあつてはその工事の完了につき第百十三条の第二項又は第三項の規定による公告があつた日、関連管理事業にあつては国営市町村特別申請事業の工事の完了につき第百十三条の第三項の規定による公告があつた日以後八年を経過する日までの間に、当該土地を当該関連土地改良事業若しくは当該関連管理事業の計画において予定した用途以外の用途（政令で定める用途を除く。以下この項において「目的外用途」という。）に供するため所有権の移転等をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合（当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。）には、一時的に目的外用途に供するため所有権の移転等をした場合、目的外用途に供するため所有権の移転等をする際に既に当該土地が災害等により当該関連土地改良事業又は当該関連管理事業による利益を受けていないものとなつている場合その他政令で定める場合を除き、その者から、政令の定めるところにより、（都道府県及び市町村にあつては、条例で、）特別徴収金を徴収することができる。）

7 前項の場合（市町村が特別徴収金を徴収する場合を除く。）には前条第四項の規定を、前項の特別徴収金の額については第三項の規定を準用する。この場合において、同項中「国営土地改良事業」とあるのは「国営市町村特別申請事業」と、「同条第二項、第四項、第五項」とあるのは「同条第八項」と読み替えるものとする。

8 第一項、第四項、第六項又は第二項、第五項若しくは前項において準用する前条第四項の規定による処分についての異議申立てについては、同条第十一項及び第十二項の規定を準用する。

9 国が徴収する第一項、第四項又は第六項の特別徴収金（これらの特別徴収金に代えて第二項、第五項又は第七項において準用する前条第四項の規定により徴収する金銭を含む。）の徴収については、第八十九条の三の規定を準用する。

（国有土地物件の管理及び処分）

第九十四条 左に掲げるものであつて公共用財産又は普通財産であるもの（以下「土地改良財産」という。）は、農林水産大臣が管理し、又は処分する。

- 一 国営土地改良事業によつて生じた工作物その他の物件又は水の使用に関する権利
- 二 第八十七条の二第一項の規定により国が行う同項第二号の事業によつて生じた土地
- 三 国営土地改良事業のために取得した土地、権利又は立木、工作物その他の物件（農地法によつて買収した土地、権利及び物件を除く。）
- 四 国有の土地、権利又は立木、工作物その他の物件で、政令の定めるところにより、国営土地改良事業の用に供すべきものと決定されたもの

- 第九十四条の四の二 農林水産大臣は、その管理する土地改良施設を構成する土地改良財産たる土地又は工作物その他の物件をその本来の用途又は目的を妨げない限度において、他の用途又は目的に使用させ、又は収益させることができる。
- 2 農林水産大臣は、第九十四条の三第一項の政令で定める基幹的な土地改良施設で国営土地改良事業によつて生じたものを発電事業、水道事業その他の公共の利益となる事業の用に兼ねて供するため特別の必要がある場合には、その本来の用途又は目的を妨げない限度において、これらの事業を行なう者に対し、その土地改良施設を構成する土地改良財産たる土地又は工作物その他の物件の共有持分を与えることができる。この場合には、農林水産大臣は、あらかじめ、これらの事業を行なう者と協議して、その者に与えるべき共有持分、その対価の額及び支払方法、その土地改良施設の管理の方法、その管理に要する費用の分担その他必要な事項を定めなければならない。
- 3 前項の規定により共有持分を与えた土地又は工作物その他の物件が、第九十条第一項の規定により都道府県に費用の一部を負担させた国営土地改良事業によつて生じた土地改良施設を構成する土地改良財産である場合には、国は、政令の定めるところにより、当該都道府県に対し、当該土地又は工作物その他の物件につき前項後段の協議により定められた共有持分の対価の一部を交付金として交付することができる。
- 4 第二項の規定により共有持分を与えた土地又は工作物その他の物件については、その用途が廃止されるまでの間は、分割を請求することができない。

○ 広域臨海環境整備センター法（昭和五十六年法律第七十六号）（抄）

（業務）

- 第十九条 センターは、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。
- 一 港湾管理者の委託を受けて、次の業務を行うこと。
- イ 第二条第一項第一号に掲げる施設の建設及び改良、維持その他の管理
- ロ イに掲げる施設における廃棄物による海面埋立てにより行う土地の造成
- 二 地方公共団体の委託を受けて、次の業務を行うこと。
- イ 第二条第一項第二号に掲げる施設及び同項第三号に掲げる施設（政令で定める部分に限る。）の建設及び改良、維持その他の管理
- ロ イに掲げる施設における一般廃棄物及び政令で定める産業廃棄物による海面埋立て
- ハ 第二条第一項第四号に掲げる施設の建設及び改良、維持その他の管理
- 三 第二条第一項第三号に掲げる施設（前号イの政令で定める部分を除く。）の建設及び改良、維持その他の管理並びに当該施設における産業廃棄物（同号ロの政令で定める産業廃棄物を除く。）による海面埋立てを行うこと。
- 四 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

（補助金の交付等）

第二十六条 センターが第十九条の規定により地方公共団体又は港湾管理者の委託を受けて広域処理場の建設又は改良の工事を行う場合におけるその工事に要する費用に関する国の補助については、地方公共団体又は港湾管理者に対し交付すべき補助金は、セン

タ―に対し交付することができる。
2 前項の規定により補助金がセンタ―に交付された場合には、センタ―は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）の適用については、補助事業者等とみなす。

○ 国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法（昭和三十二年法律第十五号）（抄）

（特定国有財産整備計画）

第五条 財務大臣は、庁舎等その他の施設の用に供する国有財産（特定国有財産整備特別会計以外の特別会計に所属するもの、公用財産その他政令で定める国有財産を除く。）について、その使用の効率化及び配置の適正化を図るため、次に掲げる取得及び処分をすることが適当であると認めるときは、政令で定めるところにより、関係の各省各庁の長の意見を聴いて、当該取得及び処分の基本的事項に関する計画（以下「特定国有財産整備計画」という。）を定めるものとする。

一 庁舎等とする目的をもつて政令で定める耐火構造の高層な建物若しくはその附帯施設又はこれらの敷地を取得し、これに伴つて不用となる庁舎等の処分（国の内部において有償で行う所管換及び所屬替を含む。以下同じ。）をするための当該国有財産の取得及び処分

二 庁舎等その他の施設で、市街地又はこれに隣接する地域に設置することが必ずしも必要でない認められるものその他その位置、環境、規模又は形態等からみて他の用途に供することが適当であると認められるものこの号において「建物等」という。）を取得する目的をもつて建物若しくはその附帯施設若しくは工作物又はこれらの敷地（以下この号において「建物等」という。）を取得する目的の当該国有財産の取得及び処分（当該取得に係る建物等と併せて取得することを必要とする他の施設の用に供する建物等の取得及びこれに伴つて不用となる建物等の処分を含む。）

三 庁舎等とする目的をもつて政令で定める地震防災機能を發揮するために必要な建物若しくはその附帯施設又はこれらの敷地を取得し、これに伴つて不用となる庁舎等（使用調整又は国有財産法第十条の規定による国有財産の総括を行うことにより不用となる庁舎等であつて、当該取得に要する費用に充てる必要があると認められる国有財産を含む。）の処分をするための当該国有財産の取得及び処分

（特定国有財産整備計画に係る事業の実施）

第六条 特定国有財産整備計画による庁舎等その他の施設の用に供する国有財産の取得に関する事業として行う建築物の営繕及びその附帯施設の建設は、官公庁施設の建設等に関する法律（昭和二十六年法律第八十一号）第十条第一項の規定の適用については、同項第三号に掲げる特別会計に係る建築物の営繕及びその附帯施設の建設に該当しないものとする。
2 前項の国有財産の取得に関する事業のうち、官公庁施設の建設等に関する法律第十条の規定により国土交通大臣が行うもの以外のものは、政令で定めるところにより、財務大臣が行う。

○ 国有財産の効率的な活用を推進するための国有財産法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第三十五号）（抄）

附 則

第三条 第四条の規定の施行の際現に特定国有財産整備計画に基づき実施されている国有財産の取得及び処分に関する事業で政令で定めるものに係る費用の財源に充てるための一般会計からの繰入金については、同条の規定による改正後の特定国有財産整備特別会計法第三条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

○ 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）（抄）

第五十七条ノ二 政府ハ健康教育、健康相談、健康診査其ノ他ノ被保険者、被保険者タリシ者及被扶養者（以下本条ニ於テ被保険者等ト称ス）ノ健康ノ保持増進ノ為必要ナル事業ヲ為スコトニ努ムベシ
② 政府ハ被保険者等ノ療養ノ為必要ナル費用ニ係ル資金又ハ用具ノ貸付其ノ他ノ被保険者等ノ療養又ハ療養環境ノ向上ノ為必要ナル事業ヲ為スコトヲ得
③ 政府ハ前二項ニ掲グル事業ノ外被保険者等ノ分娩ノ為必要ナル費用ニ係ル資金ノ貸付其ノ他ノ被保険者等及保険給付ヲ受クル者ノ福祉ヲ増進スル為必要ナル事業（次条ノ規定ニ依ル給付ヲ含ム）ヲ為スコトヲ得

第五十八条 国庫ハ求職者等給付（就業促進手当及高齢求職者給付金ヲ除ク次項ニ於テ同ジ）ノ支給ニ要スル費用ノ四分ノ一及雇用継続給付ノ支給ニ要スル費用ノ八分ノ一ヲ負担ス

② 国庫ハ毎會計年度ニ於テ支給シタル求職者等給付ノ総額ノ四分ノ三ニ相当スル額ガ徴収シタル保険料ノ総額ノ中求職者等給付ノ支給ニ要スル費用ニ充テラレベキ額ヲ超ユル場合ニハ該超過額ニ付求職者等給付ノ給付ニ係ル前項ノ規定ニ依ル国庫ノ負担額ヲ加ヘ国庫ノ負担ガ該會計年度ニ於テ支給シタル求職者等給付ノ総額ノ三分ノ一ニ相当スル額ニ達スル額迄ヲ負担スルモノトシ徴収シタル保険料ノ総額ノ中求職者等給付ノ支給ニ要スル費用ニ充テラルベキ額ノ計算方法ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

③ 国庫ハ前二項ニ規定スル費用ノ外政令ノ定ムル所ニ依リ職務上ノ事由又ハ通勤ニ因ル疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ノ内政令ノ定ムルモノニ付療養ノ給付、保険外併用療養費ニ係ル療養又ハ訪問看護療養費ニ係ル療養ヲ受ケタル日より起算シ三年ヲ経過スルモ治癒セザル場合ニ於ケル療養ノ給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、訪問看護療養費、移送費及傷病手当金ニ要スル費用並ニ障害年金（政令ヲ以テ定ムル障害等級ニ該当スルモノニ限ル）ニ要スル費用ニシテ船員法第九十二条ニ規定スル障害手当ニ相当スルモノヲ超ユルモノニ要スル費用ノ一部ヲ負担ス

④ 国庫ハ前三項ニ規定スル費用ノ外毎年度予算ノ範囲内ニ於テ船員保険事業ノ事務（老人保健法ノ規定ニ依ル拠出金（以下老人保健拠出金ト称ス）及国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）ノ規定ニ依ル拠出金（以下退職者給付拠出金ト称ス）並ニ介護保険法ノ規定ニ依ル納付金（以下介護納付金ト称ス）ノ納付ニ関スル事務ヲ含ム）ノ執行ニ要スル費用ヲ負担ス

第五十八条ノ二 国庫ハ前条ニ規定スル費用ノ外予算ノ範囲内ニ於テ船員保険事業ノ執行ニ要スル費用（船員法ニ規定スル災害補償ニ相当スル保険給付ニ要スル費用ヲ除ク）ノ一部ヲ補助ス

○ 船員保険法の一部を改正する法律（昭和二十二年法律第三百三号）（抄）

附 則

第三条 従前の第七十三条乃至第七十六条の規定による加算、保険給付及び国庫の負担すべき費用については、なお従前の例による。

○ 商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）（抄）

（登記事項証明書の交付等）

第十条 何人も、手数料を納付して、登記簿に記録されている事項を証明した書面（以下「登記事項証明書」という。）の交付を請求することができる。

2 前項の交付の請求は、法務省令で定める場合を除き、他の登記所の登記官に対してもすることができる。

3 （略）

（登記事項の概要を記載した書面の交付）

第十一条 何人も、手数料を納付して、登記簿に記録されている事項の概要を記載した書面の交付を請求することができる。

（附属書類の閲覧）

第十一条の二 登記簿の附属書類の閲覧について利害関係を有する者は、手数料を納付して、その閲覧を請求することができる。この場合において、第十七条第四項に規定する電磁的記録又は第十九条の二に規定する電磁的記録に記録された情報の閲覧は、その情報の内容を法務省令で定める方法により表示したものを閲覧する方法により行う。

（印鑑証明）

第十二条 第二十条の規定により印鑑を登記所に提出した者又は支配人、破産法（平成十六年法律第七十五号）の規定により会社につき選任された破産管財人若しくは保全管理人、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）の規定により選任された管財人若しくは外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成十二年法律第二百二十九号）の規定により会社につき選任された承認管財人若しくは保全管理人でその印鑑を登記所に提出した者は、手数料を納付して、その印鑑の証明書の交付を請求することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の証明書に準用する。

（電磁的記録の作成者を示す措置の確認に必要な事項等の証明）

第十二条の二 前条第一項に規定する者（以下この条において「印鑑提出者」という。）は、印鑑を提出した登記所が法務大臣の指定するものであるときは、この条に規定するところにより次の事項（第二号の期間については、法務省令で定めるものに限る。）の証明を請求することができる。ただし、代表権の制限その他の事項でこの項の規定による証明に適しないものとして法務省令で定めるものがあるときは、この限りでない。

一 電磁的記録に記録することができ、その情報が印鑑提出者の作成に係るものであることを示すために講ずる措置であつて、当該情報（電磁的記録）が他の情報に改変されているかどうかを確認することができるものとして法務省令で定めるものについて、当該印鑑提出者が当該措置を講じたものであることを確認するために必要な事項

- 二 この項及び第三項の規定により証明した事項について、第八項の規定による証明の請求をすることができる期間
- 2・3 (略)
- 4 第一項の規定により証明を請求する印鑑提出者は、政令で定める場合を除くほか、手数料を納付しなければならない。
- 5 (略)

(手数料)

第十三条 (略)

2 第十条から前条までの手数料の納付は、登記印紙をもつてしなければならない。ただし、法務省令で定める方法で登記事項証明書又は印鑑の証明書の交付を請求するときは、法務省令で定めるところにより、現金をもつてすることができる。

(印鑑の提出)

第二十条 登記の申請書に押印すべき者は、あらかじめ、その印鑑を登記所に提出しなければならない。改印したときも、同様とする。

2 前項の規定は、委任による代理人によつて登記の申請をする場合には、委任をした者又はその代表者について適用する。

3 前二項の規定は、会社の支店の所在地においてする登記の申請については、適用しない。

○ 不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）（抄）

(登記事項証明書の交付等)

第十九条 何人も、登記官に対し、手数料を納付して、登記記録に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面（以下「登記事項証明書」という。）の交付を請求することができる。

2 何人も、登記官に対し、手数料を納付して、登記記録に記録されている事項の概要を記載した書面の交付を請求することができる。

3 (略)

4 第一項及び第二項の手数料の納付は、登記印紙をもつてしなければならない。ただし、法務省令で定める方法で登記事項証明書の交付を請求するときは、法務省令で定めるところにより、現金をもつてすることができる。

5 (略)

○ 電子情報処理組織による登記事務処理の円滑化のための措置等に関する法律（昭和六十年法律第三十三号）（抄）

(登記ファイルへの記録)

第二条 法務大臣が指定する登記所においては、登記簿に記載されている事項を、法務省令で定めるところにより、登記ファイルに記録することができる。

2・3 (略)

(登記ファイルに記録されている事項を証明した書面)

第三条 何人でも、手数料を納付して、登記官に対し、前条第一項の登記ファイルに記録されている事項の全部又は一部を証明した書面の交付を請求することができる。

2 何人でも、法務省令で定めるところにより、手数料のほか送付に要する費用を納付して、前項の書面の送付を請求することができる。

3 (略)

4 第一項の手数料の納付は、法務省令で定めるところにより、登記印紙をもつてしなければならない。ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第五十一号)第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して第一項又は第二項の請求をするときは、法務省令で定めるところにより、現金をもつてすることができる。

○ 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第五十一号)(抄)

(電子情報処理組織による申請等)

第三条 行政機関等は、申請等のうち当該申請等に関する他の法令の規定により書面等により行うこととしてしているものについては、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、電子情報処理組織(行政機関等の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して行わせることができる。

2 4 (略)

○ 動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律(平成十年法律第四百号)(抄)

(手数料の納付)

第二十一条 登記事項概要証明書、登記事項証明書又は概要記録事項証明書の交付を請求する者は、物価の状況及び登記事項証明書の交付等に要する実費その他一切の事情を考慮して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

2 前項の手数料の納付は、登記印紙をもつてしなければならない。ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第五十一号)第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して前項の請求をするときは、法務省令で定めるところにより、現金をもつてすることができる。

○ 後見登記等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)(抄)

(手数料)

第十一条 次に掲げる者は、物価の状況、登記に要する実費、登記事項証明書の交付等に要する実費その他一切の事情を考慮して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

- 一 登記を嘱託する者
- 二 登記を申請する者

三 登記事項証明書又は閉鎖登記事項証明書の交付を請求する者
2 前項の手数料の納付は、登記印紙をもってしなければならない。ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して前項各号の嘱託、申請又は請求をするときは、法務省令で定めるところにより、現金をもってすることができる。

○ 電気通信回線による登記情報の提供に関する法律（平成十一年法律第二百二十六号）（抄）

（業務等）

第四条 指定法人は、登記情報の電気通信回線による閲覧をしようとする者の委託を受けて、その者に対し、次項の規定により提供を受けた登記情報を電気通信回線を使用して送信することを業務とする。
2 指定法人は、前項の業務を行うため、当該委託に係る登記情報の提供を電気通信回線を使用して請求することができる。
3 指定法人は、前項の規定による請求に係る登記情報の提供を受けたときは、法務省令で定めるところにより、手数料を納付しな
4 ければならない。
（略）

○ 民法施行法（明治三十一年法律第十一号）（抄）

第八条 私署証書ニ確定日附ヲ附スルコトヲ登記所又ハ公証人役場ニ請求スル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ手数料ヲ納ムルコトヲ要ス
② 前項ノ規定ニ依リ登記所ニ為ス請求ニ係ル手数料ノ納付ハ登記印紙ヲ以テ之ヲ為スコトヲ要ス
③ （略）

○ 抵当証券法（昭和六年法律第十五号）（抄）

第三条 （略）

一 五 （略）

②・③ （略）

④ 抵当証券ノ交付ヲ申請スルニハ命令ノ定ムル所ニ依リ手数料ヲ納付スルコトヲ要ス
⑤ 前項ノ手数料ノ納付ハ登記印紙ヲ以テ之ヲ為スコトヲ要ス

○ 【郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律施行後】
郵便切手類販売所等に関する法律（昭和二十四年法律第九十一号）（抄）

（定義）

第一条 この法律において「郵便切手類」とは、郵便切手その他郵便に関する料金を表す証票及び郵便切手を保存用の冊子に収めた物その他郵便に関する料金を表す証票に関し周知し、又は啓発を図るための物をいい、「印紙」とは、収入印紙、自動車重量税印

紙、特許印紙及び登記印紙をいう。

- 【郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律施行前】
退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入れ及び納付に関する法律（昭和二十五年法律第六十二号）（抄）

（各特別会計からの繰入れ）

第一条 政府は、その退職した職員で失業しているものに対し国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）第十条に規定する差額に相当する退職手当の支給に要する費用の財源に充てるため、電源開発促進対策特別会計、登記特別会計、外国為替資金特別会計、国債整理基金特別会計、財政融資資金特別会計、地震再保険特別会計、石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計、厚生保険特別会計、船員保険特別会計、国立高度専門医療センター特別会計、国民年金特別会計、食糧管理特別会計、農業共済再保険特別会計、森林保険特別会計、漁船再保険及漁業共済保険特別会計、国営林野事業特別会計、自動車損害賠償保障事業特別会計、貿易再保険特別会計、特許特別会計、自動車損害賠償保障事業特別会計、港湾整備特別会計、自動車検査登録特別会計、空港整備特別会計、労働保険特別会計、治水特別会計及び道路整備特別会計（以下「各特別会計」という。）から、当該各特別会計の負担すべき金額を、予算の定めるところにより、一般会計に繰り入れなければならない。

- 【郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律施行後】
退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計からする一般会計への繰入れに関する法律（昭和二十五年法律第六十二号）（抄）

（各特別会計からの繰入れ）

第一条 政府は、その退職した職員で失業しているものに対し国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）第十条に規定する差額に相当する退職手当の支給に要する費用の財源に充てるため、登記特別会計、外国為替資金特別会計、国債整理基金特別会計、財政融資資金特別会計、地震再保険特別会計、エネルギー対策特別会計、年金特別会計、船員保険特別会計、国立高度専門医療センター特別会計、食料安定供給特別会計、農業共済再保険特別会計、森林保険特別会計、漁船再保険及び漁業共済保険特別会計、国営林野事業特別会計、国営土地改良事業特別会計、貿易再保険特別会計、自動車損害賠償保障事業特別会計、港湾整備特別会計、自動車検査登録特別会計、空港整備特別会計、治水特別会計及び道路整備特別会計（以下「各特別会計」という。）から、当該各特別会計の負担すべき金額を、予算の定めるところにより、一般会計に繰り入れなければならない。

- 旧外貨債処理法による借換済外貨債の証券の一部の有効化等に関する法律（昭和二十六年法律第二百八十九号）（抄）

（国債整理基金特別会計への繰入等）
第八条（略）

- 2 政府は、第六条第一項若しくは第五項（前条第五項において準用する場合を含む。）若しくは前条第一項の規定による納付が現

- 金でされたとき、第六条第一項の規定による納付が同条第二項の規定により国債の利札でされたとき、又は前条第一項の規定により国債の利札（当該国債について利札が附されていないときは、当該国債に係る利子債権）が譲渡されたときは、当該現金、当該利札の第六条第三項に規定する収納価額及び当該利子債権の債権金額からその百分の三十に相当する金額を控除した金額に相当する金額を、一般会計から国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。
- 3 政府は、第六条第一項の規定による納付が同条第二項の規定により地方債、社債若しくはこれらの利札でされた場合又は前条第一項の規定により地方債、社債若しくはこれらの利札（当該地方債又は社債について利札が附されていないときは、これらのものに係る利子債権）が譲渡された場合において、当該地方債、社債、利札又は利子債権を処分したときは、当該処分による収入金額に相当する金額を、一般会計から国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。
- 4 前二項の規定による繰入があつた場合においては、その繰り入れられた金額について、国債整理基金特別会計法（明治三十九年法律第六号）第二条第一項の規定による一般会計からの繰入があつたものとみなす。
- 5 (略)

○ 道路法施行法（昭和二十七年法律第八十一号）（抄）

第四条の二 道路の新設、改築、維持又は修繕に関する工事でこれに要する費用を道路整備特別会計の昭和三十五年度以後の年度の予算（昭和三十四年度から繰り越したものを除く。）により支弁するものについては、新法第五十三条第一項中国費のみをもつてする施行に関する部分の規定は、適用しない。

○ 中小企業金融公庫法（昭和二十八年法律第三百三十八号）（抄）

- (資本金)
- 第五条 公庫の資本金は、政府の一般会計からの出資金百六十億円及び政府の産業投資特別会計からの出資金九十二億千万円の合計額とする。
- 2・3 (略)

○ 国税收納金整理資金に関する法律（昭和二十九年法律第三十六号）（抄）

- (資金からの支払及び組入)
- 第六条 過誤納金の還付金等及び償還金は、この法律で定めるところにより、資金から支払うものとする。
- 2 資金に属する現金は、前項の規定により支払に充てるべき金額を除き、この法律で定めるところにより、一般会計又は電源開発促進対策特別会計、交付税及び譲与税配付金特別会計、石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計若しくは道路整備特別会計（以下「特別会計」という。）の歳入に組み入れるものとする。

○ 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律（昭和三十一年法律第八十二号）（抄）

1 附 則
2 (略)

3 (国有林野に係る特例)

4 当分の間、国有林野事業特別会計法（昭和二十二年法律第三十八号）の規定による国有林野事業特別会計において、第二十条第一
5 項第三号の土地につき第三条第一項の規定によつて算定した交付金額の財源に不足を生ずる場合における交付金額の算定について
6 は、同項の規定にかかわらず、政令で特例を定めることができる。
7 (略)

8 ○ 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）（抄）

9 (償還差益等に係る分離課税等)

10 第四十一条の十二 (略)

11 2 (略)

12 9 (略)

13 一 国債整理基金特別会計法（明治三十九年法律第六号）第五条第一項又は第五条ノ二の規定により発行される国債

14 二 食糧管理特別会計法（大正十年法律第三十七号）第三条又は第四条の規定により発行される国債

15 三 (略)

16 四 国有林野事業特別会計法（昭和二十二年法律第三十八号）第六条第一項又は第二項ただし書の規定により発行される国債

17 五 外国為替資金特別会計法（昭和二十六年法律第五十六号）第四条第一項又は第十八条第一項若しくは第二項ただし書の規定に
18 より発行される国債

19 六 (略)

20 七 財政融資資金特別会計法（昭和二十六年法律第一百一号）第十一条第一項又は第十二条の規定により発行される国債

21 八 石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法（昭和四十二年法律第十二号）第十二条第二項又は第十三条第一項の規定
22 により発行される国債

23 九 (略)

24 10 (略)

25 11 (略)

26 ○ 公営企業金融公庫法（昭和三十二年法律第八十三号）（抄）

27 (資本金)

28 第五条 公庫の資本金は、二十四億円とし、政府が産業投資特別会計からその全額を出資する。

29 2・3 (略)

30 ○ 経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律（昭和三十三年法律第六十九号）（抄）

(資金の使用)

第七条 資金は、将来における道路の整備、港湾の整備、科学技術の振興、異常災害の復旧又は産業投資特別会計への繰入に要する経費の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより、使用することができる。

2 (略)

○ 情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）（抄）

(区分経理)

第二十一条 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

- 一 前条第一項第一号及び第二号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務のうち、これに要する費用を政府が産業投資特別会計から出資するもの
- 二・三 (略)

(機構の解散時における残余財産の分配)

第二十五条 機構は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、当該残余財産の額のうち、第二十一条第一号に掲げる業務に係る勘定に属する額に相当する額を国庫に納付し、同条第三号に掲げる業務に係る勘定に属する額に相当する額を第二十条第一項第一号及び第二号に掲げる業務（これに要する費用を政府が産業投資特別会計から出資したものを除く。）に係る各出資者並びに第二十三条第一項の信用基金に係る各出資者に対し、それぞれ、その出資額に応じて分配するものとする。

2 (略)

○ 経済協力開発機構金融支援基金への加盟に伴う措置に関する法律（昭和五十一年法律第三十八号）（抄）

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 特別引出権 協定第三条第一項(a)に規定する特別引出権をいう。
- 二 実際上交換可能通貨 協定第七条第五項(b)に規定する実際上交換可能通貨をいう。
- 三 貸付予約 協定第七条第二項に規定する貸付予約をいう。

(基金との取引等)

第三条 政府は、当分の間、外国為替資金特別会計の負担において、次に掲げる取引を行うことができる。

- 一 二十三億四千万特別引出権に相当する金額の範囲内で行う実際上交換可能通貨による基金への貸付け（基金に対する貸付予約を含む。）又は他の加盟国（基金の加盟国をいう。以下同じ。）が基金に対して有する貸付債権の当該他の加盟国からの実際上交換可能通貨による譲受け
- 二 基金からの実際上交換可能通貨による借入れ又は我が国が基金に対して有する貸付債権の他の加盟国への実際上交換可能通貨による譲渡し

(基金への貸付け等のための資金の借入れ等)
第四条 政府は、前条第一号に掲げる貸付け(同号に規定する貸付予約の履行を含む。)又は譲受けのため必要がある場合には、外国為替資金特別会計の負担において、同号に規定する金額の範囲内で、日本銀行、外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第十六条の二に規定する銀行等又は外国にある外国銀行から、実際上交換可能通貨により預入を受け、又は借入れを行うことができる。

附 則

2 1 (略)

外国為替資金特別会計法(昭和二十六年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。

- 15 附則中第十七項を第二十一項とし、第十六項を第二十項とし、第十五項を第十九項とし、第十四項の次に次の四項を加える。
16 外国為替資金に属する実際上交換可能通貨(経済協力開発機構金融支援基金への加盟に伴う措置に関する法律(昭和五十一年法律第三十八号)以下「加盟措置法」という。)第二条第二号に規定する実際上交換可能通貨をいう。以下同じ。)は、加盟措置法第三条第一号に掲げる貸付け(同号に規定する貸付予約の履行を含む。)及び譲受けのために充てることができるものとし、同条第二号に掲げる取引並びに加盟措置法第四条の規定による預入の受入れ及び借入れに係る実際上交換可能通貨は、外国為替資金に受け入れられるものとする。
17 加盟措置法第三条各号に掲げる取引並びに加盟措置法第四条の規定による預入の受入れ及び借入れに係る利子又は手数料の収入又は支出は、この会計の歳入又は歳出とし、当該収入又は支出は、第十三条及び第十四条に規定する収納済額の合計額又は支出済額の合計額に含めるものとする。
18 この会計の負担に属する加盟措置法第三条第二号に掲げる借入れ及び加盟措置法第四条の規定による借入れに係る利子の支出に必要な金額は、毎会計年度、国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。
19 加盟措置法第三条各号に掲げる取引並びに加盟措置法第四条の規定による預入の受入れ及び借入れにより発生する加盟措置法第二条第一号に規定する特別引出権をもつて表示される債権又は債務の価額並びに当該価額の改定及びこれに伴う損益の処理については、政令で定める。

○ 農業共済再保険特別会計における農作物共済及び果樹共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計から繰入金等に関する法律(昭和五十二年法律第一号)(抄)

2 第一条 (一般会計からの繰入れ)

2 政府は、前項の規定による繰入金については、後日、農業共済再保険特別会計の農業勘定又は果樹勘定において決算上の剰余を生じた場合において、農業共済再保険特別会計法(昭和十九年法律第十一号)第六条第二項(同条第三項の規定により果樹勘定について準用する場合を含む。)の規定により同特別会計の再保険金支払基金勘定へ繰り入れるべき金額を控除して、なお剰余があるときは、それぞれ当該繰入金に相当する金額に達するまでの金額を一般会計に繰り入れなければならない。

○ 農業共済再保険特別会計における果樹共済に係る再保険金及び漁船再保険及漁業共済保険特別会計における漁業共済に係る保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律（昭和五十五年法律第三号）（抄）

1 （略）

2 政府は、前項の規定による農業共済再保険特別会計の果樹勘定への繰入金については、後日、同勘定において決算上の剰余を生じた場合において、農業共済再保険特別会計法（昭和十九年法律第十一号）第六条第三項において準用する同条第二項の規定により同特別会計の再保険金支払基金勘定へ繰り入れるべき金額を控除して、なお剰余があるときは、同項の規定にかかわらず、当該繰入金に相当する金額に達するまでの金額を一般会計に繰り入れなければならない。

3 政府は、第一項の規定による漁船再保険及漁業共済保険特別会計の漁業共済保険勘定への繰入金については、後日、同勘定において決算上の剰余を生じた場合には、漁船再保険及漁業共済保険特別会計法（昭和十二年法律第二十四号）第三条ノ五第一項の規定にかかわらず、当該繰入金に相当する金額に達するまでの金額を一般会計に繰り入れなければならない。

○ 農業共済再保険特別会計における農作物共済、畑作物共済及び果樹共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計からする繰入金等に関する法律（昭和五十六年法律第一号）（抄）

（一般会計からの繰入れ）
第一条 （略）

2 政府は、前項の規定による繰入金については、後日、農業共済再保険特別会計の農業勘定又は果樹勘定において決算上の剰余を生じた場合において、農業共済再保険特別会計法（昭和十九年法律第十一号）次条において「法」という。）第六条第二項（同条第三項の規定により果樹勘定について準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により同特別会計の再保険金支払基金勘定へ繰り入れるべき金額を控除して、なお剰余があるときは、同条第二項の規定にかかわらず、それぞれ当該繰入金に相当する金額に達するまでの金額を一般会計に繰り入れなければならない。

（農業勘定における積立金の歳入への繰入れ）

第二条 政府は、農業共済再保険特別会計の農業勘定における農作物共済及び畑作物共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるため、昭和五十五年度において、同勘定における法第六条第二項の規定による積立金を同勘定の歳入に繰り入れることができる。

○ 農業共済再保険特別会計における農作物共済、畑作物共済及び果樹共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律（昭和五十七年法律第二号）（抄）

1 （略）

2 政府は、前項の規定による繰入金については、後日、農業共済再保険特別会計の農業勘定又は果樹勘定において決算上の剰余を生じた場合において、農業共済再保険特別会計法（昭和十九年法律第十一号）第六条第二項（同条第三項の規定により果樹勘定について準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により同特別会計の再保険金支払基金勘定へ繰り入れるべき金額を控除して、な

お残余があるときは、同条第二項の規定にかかわらず、それぞれ当該繰入金に相当する金額に達するまでの金額を一般会計に繰り入れなければならない。

○ 国民年金特別会計への国庫負担金の繰入れの平準化を図るための一般会計から繰入れの特例に関する法律（昭和五十八年法律第四十六号）（抄）

（国民年金特別会計への運用収入相当額の繰入れ）

第四条 政府は、第二条の規定による国庫負担金の繰入れの平準化のための措置がとられたことにより国民年金特別会計において生じないこととなったと見込まれる運用収入に相当する金額を、平成九年度以降において、当該措置に係る平準化の趣旨のつとり、予算の定めるところにより、一般会計から同特別会計に繰り入れるものとする。

2 前項の規定による一般会計からの繰入金は、国民年金特別会計国民年金勘定の歳入とする。

（国民年金特別会計法の規定の読替え）

第五条 国民年金特別会計の国民年金勘定又は福祉年金勘定において次の表の上欄に掲げる各年度に一般会計から受け入れた金額に係る国民年金特別会計法（昭和三十六年法律第六十三号）第十六条第二項第一号の規定の適用については、同欄に掲げる年度の区分に応じ、同号の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

年度	読み替えられる字句	読み替える字句
昭和六十一年度から平成八年度までの各年度	昭和六十年法律第三十四号附則第三十四条第二項及び第三項において読み替えて適用する法第二十五号第一項並びに昭和六十年法律第三十四号附則第三十四号第一項（第九号を除く。）又は昭和六十年法律第三十四号附則第三十四号第一項第九号の規定による国庫負担金の額	国民年金特別会計への国庫負担金の繰入れの平準化を図るための一般会計から繰入れの特例に関する法律（昭和五十八年法律第四十六号）第二条（同法第三條第三項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定により一般会計から受け入れるべき金額
平成九年度	一般会計から国民年金勘定又は福祉年金勘定に繰り入れた金額	一般会計から国民年金勘定又は福祉年金勘定に繰り入れた金額（国民年金特別会計への国庫負担金の繰入れの平準化を図るための一般会計から繰入れの特例に関する法律（昭和五十八年法律第四十六号）以下この号において「繰入特例法」という。）第四条第一項の規定により繰り入れた金額を除く。）

昭和六十年法律第三十四号附則第三十四条第二項及び第三項において読み替えて適用する法第二

繰入特例法第二条（繰入特例法第三条第三項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定により一般

平成十年年度以降において前条第一項の規定による繰入れがされた年度		一般会計から国民年金勘定又は福祉年金勘定に繰り入れた金額	八十五条第一項並びに昭和六十年法律第三十四号附則第三十四条第一項（第九号を除く。）又は昭和六十年法律第三十四号附則第三十四条第一項第九号の規定による国庫負担金の額	一般会計から国民年金勘定又は福祉年金勘定に繰り入れた金額（国民年金特別会計への国庫負担金の繰入れの平準化を図るための一般会計から繰入れの特例に関する法律（昭和五十八年法律第四十六号）第四條第一項の規定により繰り入れた金額を除く。）	会計から受け入れるべき金額
----------------------------------	--	------------------------------	---	---	---------------

2 前項の規定により国民年金特別会計法第十六条第二項第一号の規定が読み替えられた場合における同法第十二条第一項の規定の適用については、同項中「第十六条第二項」とあるのは、「国民年金特別会計への国庫負担金の繰入れの平準化を図るための一般会計から繰入れの特例に関する法律（昭和五十八年法律第四十六号）第五條第一項において読み替えて適用する第十六条第二項」とする。

○ 昭和五十九年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置等に関する法律（昭和五十九年法律第五十二号）（抄）

（特例公債の償還のための起債の特例）

第六條 政府は、第二条第一項の規定及び次の各号に掲げる規定により発行した公債については、国債整理基金特別会計法第五条第一項及び第五条ノ二の規定による償還のための起債は、国の財政状況を勘案しつつ、できる限り行わないよう努めるものとする。

一 九（略）

2 政府は、第二条第一項の規定及び前項各号に掲げる規定により発行した公債について国債整理基金特別会計法第五条第一項又は第五条ノ二の規定による償還のための起債を行つた場合においては、その速やかな減債に努めるものとする。

○ 昭和六十年年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律（昭和六十年法律第八十四号）（抄）

（特例公債の発行等）

第二条 政府は、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項ただし書の規定により発行する公債のほか、昭和六十年年度の一般会計の歳出の財源に充てるため、予算をもつて国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行することができる。

2・3（略）

4 政府は、第一項の規定により発行した公債については、国債整理基金特別会計法（明治三十九年法律第六号）第五条第一項及び第五条ノ二の規定による償還のための起債は、国の財政状況を勘案しつつ、できる限り行わないよう努めるものとする。

5 政府は、第一項の規定により発行した公債について国債整理基金特別会計法第五条第一項又は第五条ノ二の規定による償還のための起債を行つた場合においては、その速やかな減債に努めるものとする。

○ 昭和六十一年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律（昭和六十一年法律第六十一号）（抄）

（特例公債の発行等）

第二条 政府は、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項ただし書の規定により発行する公債のほか、昭和六十一年度の一般会計の歳出の財源に充てるため、予算をもつて国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行することができる。

2・3 （略）

4 政府は、第一項の規定により発行した公債については、国債整理基金特別会計法（明治三十九年法律第六号）第五条第一項及び第五条ノ二の規定による償還のための起債は、国の財政状況を勘案しつつ、できる限り行わないよう努めるものとする。

5 政府は、第一項の規定により発行した公債について国債整理基金特別会計法第五条第一項又は第五条ノ二の規定による償還のため、起債を行った場合においては、その速やかな減債に努めるものとする。

○ 昭和六十二年年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律（昭和六十二年法律第五十一号）（抄）

（特例公債の発行等）

第二条 政府は、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項ただし書の規定により発行する公債のほか、昭和六十二年年度の一般会計の歳出の財源に充てるため、予算をもつて国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行することができる。

2・3 （略）

4 政府は、第一項の規定により発行した公債については、国債整理基金特別会計法（明治三十九年法律第六号）第五条第一項及び第五条ノ二の規定による償還のための起債は、国の財政状況を勘案しつつ、できる限り行わないよう努めるものとする。

5 政府は、第一項の規定により発行した公債について国債整理基金特別会計法第五条第一項又は第五条ノ二の規定による償還のため、起債を行った場合においては、その速やかな減債に努めるものとする。

○ 漁船再保険及漁業共済保険特別会計における漁業共済に係る保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計から繰入金に関する法律（昭和六十三年法律第三号）（抄）

1 （略）

2 政府は、前項の規定による繰入金については、後日、漁船再保険及漁業共済保険特別会計の漁業共済保険勘定において決算上の剰余を生じた場合には、漁船再保険及漁業共済保険特別会計法（昭和二十二年法律第二十四号）第三条ノ五第一項の規定にかかわらず、当該繰入金に相当する金額に達するまでの金額を一般会計に繰り入れなければならない。

○ 昭和六十三年年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律（昭和六十三年法律第五十二号）（抄）

（特例公債の発行等）

第二条 政府は、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項ただし書の規定により発行する公債のほか、昭和六十三年年度

の一般会計の歳出の財源に充てるため、予算をもつて国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行することができる。

2・3 (略)

- 4 政府は、第一項の規定により発行した公債については、国債整理基金特別会計法（明治三十九年法律第六号）第五条第一項及び第五条ノ二の規定による償還のため発行した公債は、国の財政状況を勘案しつつ、できる限り行わないよう努めるものとする。
- 5 政府は、第一項の規定により発行した公債について国債整理基金特別会計法第五条第一項又は第五条ノ二の規定による償還のため発行した公債については、その速やかな減債に努めるものとする。

○ 平成元年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律（平成元年法律第四十二号）（抄）

（特例公債の発行等）

第二条 政府は、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項ただし書の規定により発行する公債のほか、平成元年度の一般会計の歳出の財源に充てるため、予算をもつて国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行することができる。

2・3 (略)

- 4 政府は、第一項の規定により発行した公債については、国債整理基金特別会計法（明治三十九年法律第六号）第五条第一項及び第五条ノ二の規定による償還のため発行した公債は、国の財政状況を勘案しつつ、できる限り行わないよう努めるものとする。
- 5 政府は、第一項の規定により発行した公債について国債整理基金特別会計法第五条第一項又は第五条ノ二の規定による償還のため発行した公債については、その速やかな減債に努めるものとする。

○ 平成六年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例等に関する法律（平成六年法律第四十三号）（抄）

（一般会計からの国民年金特別会計国民年金勘定への繰入れの特例）
第三条 (略)

- 2 政府は、後日、将来にわたる国民年金事業の財政の安定が損なわれることのないよう、予算の定めるところにより、前項の規定により繰入金額の算定において加算しなかった金額に相当する額及び同項の規定による特例措置がとられなかったとした場合に国民年金特別会計国民年金勘定において生じていたと見込まれる運用収入に相当する額を合算した額に達するまでの金額を、一般会計から当該勘定に繰り入れるものとする。
- 3 前項の規定による一般会計からの国民年金特別会計国民年金勘定への繰入金は、当該勘定の歳入とする。
- 4 平成六年度及び第二項の規定による繰入れがされた年度における繰入特例法第二条第二項及び第五条の規定の適用に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

（自動車損害賠償責任再保険特別会計からの一般会計への繰入れ）
第七条 (略)

- 2 政府は、前項の規定による自動車損害賠償責任再保険特別会計の保険勘定又は保障勘定からの繰入金については、後日、予算の定めるところにより、その繰入金に相当する額及び同項の規定による繰入れがなかったとした場合に当該勘定又は自動車損害賠償

ず、当該繰入金に相当する金額に達するまでの金額を一般会計に繰り入れなければならない。

○ 平成七年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例等に関する法律（平成七年法律第六十号）
（抄）

（社会資本整備特別措置法による貸付金の償還の特例等）

第三条（略）

2 4（略）

5 政府は、前項の規定による一般会計からの繰入金については、後日、予算の定めるところにより、当該繰入金に相当する金額に達するまでの金額を、産業投資特別会計社会資本整備勘定から一般会計に繰り入れるものとする。

6 償還時貸付金の貸付けに係る国の会計間の繰入れ及び償還時貸付金の貸付けに関する政府の経理については、当該償還時貸付金の貸付けに係る国の会計間の繰入れ及び償還時貸付金の貸付けに関する法律（社会資本整備特別措置法第六条第二項第一号に規定する法律に限る。）の規定及び社会資本整備特別措置法第七条の規定を適用する。

（一般会計からの厚生保険特別会計年金勘定への繰入れの特例）

第六条（略）

2 政府は、後日、将来にわたる厚生年金保険事業の財政の安定が損なわれることのないよう、予算の定めるところにより、平成七年度に係る六十年改正法附則第七十九条の規定による国庫負担金の額と前項の規定による繰入金との差額に相当する額及び同項の規定による繰入れの特例措置がとられなかったとした場合に厚生保険特別会計年金勘定において生じていたと見込まれる運用収入に相当する額を合算した額に達するまでの金額を、一般会計から当該勘定に繰り入れるものとする。

（一般会計からの国民年金特別会計国民年金勘定への繰入れの特例）

第七条（略）

2 政府は、後日、将来にわたる国民年金事業の財政の安定が損なわれることのないよう、予算の定めるところにより、前項の規定により繰入金額の算定において加算しなかった金額に相当する額及び同項の規定による特例措置がとられなかったとした場合に国民年金特別会計国民年金勘定において生じていたと見込まれる運用収入に相当する額を合算した額に達するまでの金額を、一般会計から当該勘定に繰り入れるものとする。

3 前項の規定による一般会計からの国民年金特別会計国民年金勘定への繰入金は、当該勘定の歳入とする。
4 平成七年度及び第二項の規定による繰入れがされた年度における繰入特例法第二条第二項及び第五条の規定の適用に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

（自動車損害賠償責任再保険特別会計からの一般会計への繰入れ）

第十条（略）

2 政府は、前項の規定による自動車損害賠償責任再保険特別会計の保険勘定又は保障勘定からの繰入金については、後日、予算の

定めるところにより、その繰入金に相当する額及び同項の規定による繰入れがなかったとした場合に当該勘定又は自動車損害賠償保障事業特別会計において生じていたと見込まれる運用収入に相当する額を合算した額に達するまでの金額を、一般会計から同特別会計に繰り入れるものとする。

3 第一項の規定による自動車損害賠償責任再保険特別会計の保険勘定又は保障勘定からの繰入金は、それぞれ同特別会計の保険勘定又は保障勘定の歳出とし、前項の規定による一般会計からの自動車損害賠償保障事業特別会計への繰入金は、同特別会計の歳入とする。

附 則

1 (略)

2 自動車損害賠償保障事業特別会計法(昭和三十年法律第三百三十四号)附則第二項の規定により、自動車損害賠償保障法(昭和三十年法律第九十七号)附則第四項の自動車事故対策計画に基づく同法附則第五項の規定による交付並びに出資及び貸付け並びに補助に関する政府の経理を自動車損害賠償保障事業特別会計において行う場合においては、第十条第二項中「その繰入金」とあるのは「それぞれその繰入金」と、「自動車損害賠償保障事業特別会計」とあるのは「自動車損害賠償保障事業特別会計の自動車事故対策勘定若しくは保障勘定」と、「一般会計から同特別会計」とあるのは「自動車損害賠償保障事業特別会計の保険勘定からの繰入れに係るものにあつては一般会計から自動車損害賠償保障事業特別会計の自動車事故対策勘定に、自動車損害賠償責任再保険特別会計の保障勘定からの繰入れに係るものにあつては一般会計から自動車損害賠償保障事業特別会計の保障勘定」と、同条第三項中「への繰入金は、同特別会計」とあるのは「の自動車事故対策勘定又は保障勘定への繰入金は、それぞれ同特別会計の自動車事故対策勘定又は保障勘定」とする。

○ 平成八年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律(平成八年法律第四十一号)(抄)

(一般会計からの厚生保険特別会計年金勘定への繰入れの特例)
第三条 (略)

2 政府は、後日、将来にわたる厚生年金保険事業の財政の安定が損なわれることのないよう、予算の定めるところにより、八千億円及び前項の規定による繰入れの特例措置がとられなかったとした場合に厚生保険特別会計年金勘定において生じていたと見込まれる運用収入に相当する額を合算した額に達するまでの金額を、一般会計から当該勘定に繰り入れるものとする。

○ 林業労働力の確保の促進に関する法律(平成八年法律第四十五号)(抄)

(国有林野事業における配慮)

第九条 国は、国有林野事業(国有林野事業特別会計法(昭和二十二年法律第三十八号)第一条第二項の国有林野事業をいう。)に係る森林施業を他に委託して行う場合には、認定事業主に委託するよう配慮するものとする。

○ 木材の安定供給の確保に関する特別措置法(平成八年法律第四十七号)(抄)

(国有林野事業における配慮)
第十三条 国は、木材安定供給確保事業の円滑な推進のため、国有林野事業(国有林野事業特別会計法(昭和二十二年法律第三十八号)第一条第二項の国有林野事業をいう。)における木材の供給について適切な配慮をするものとする。

○ 平成九年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律(平成九年法律第二十七号)(抄)

(一般会計からの厚生保険特別会計年金勘定への繰入れの特例)
第三条 (略)

2 政府は、後日、将来にわたる厚生年金保険事業の財政の安定が損なわれることのないよう、予算の定めるところにより、七千二百億円及び前項の規定による繰入れの特例措置がとられなかったとした場合に厚生保険特別会計年金勘定において生じていたと見込まれる運用収入に相当する額を合算した額に達するまでの金額を、一般会計から当該勘定に繰り入れるものとする。

○ 財政構造改革の推進に関する特別措置法(平成九年法律第九号)(抄)

(国の財政運営の当面の方針)

第六条 国は、第四条に規定する財政構造改革の当面の目標の達成に資するよう、財政運営に当たり、一般歳出の額(一般会計の歳出の額から国債費(国債整理基金特別会計法(明治三十九年法律第六号)第二条第一項の規定その他政令で定める規定による一般会計から国債整理基金特別会計への繰入金をいう。)の額、交付税及び譲与税配付金特別会計法(昭和二十九法律第三百三号)第四条の規定による一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計への繰入金の額その他政令で定める経費の額を合算した額を控除した額をいう。以下同じ。)を抑制するとともに、次に掲げる観点等を踏まえ、特別会計を含むすべての歳出分野を対象とした改革を推進することを当面の方針とする。

一、六 (略)

2 (エネルギー対策に係る改革の基本方針)

第二十八条 政府は、中長期的に安定的なエネルギー施策を推進する観点に立ちつつ、石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計のすべての歳出を見直し、一般会計から同特別会計への繰入金の額を縮減するとともに、電源開発促進対策特別会計について、すべての歳出を見直し、電源立地対策及び電源利用対策の一層の効率化を行うものとする。

○ 平成十年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律(平成十年法律第三十五号)(抄)

(一般会計からの厚生保険特別会計年金勘定への繰入れの特例)
第三条 (略)

2 政府は、後日、将来にわたる厚生年金保険事業の財政の安定が損なわれることのないよう、予算の定めるところにより、七千億円及び前項の規定による繰入れの特例措置がとられなかったとした場合に厚生保険特別会計年金勘定において生じていたと見込ま

れる運用収入に相当する額を合算した額に達するまでの金額を、一般会計から当該勘定に繰り入れるものとする。

○ 日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成十年法律第三十六号）（抄）

（国債整理基金特別会計法の適用に関する特例）

第五条 次に掲げる債務に係る借入金については、国債整理基金特別会計法（明治三十九年法律第六号）第二条第四項の規定は、適用しない。

一 第二条第一項の規定により政府が承継する同項第一号から第四号までに掲げる債務

二 日本国有鉄道の経営する事業の運営の改善のために昭和六十一年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律第二条第一項の規定により政府が承継した債務

三 日本国有鉄道清算事業団の債務の負担の軽減を図るために平成二年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律（平成二年法律第四十五号）第二条第二項の規定により政府が承継した債務

（一般会計からの国債整理基金特別会計への繰入れ）

第六条 政府は、前条第二号及び第三号に掲げる債務並びに日本国有鉄道清算事業団の債務の負担の軽減を図るために平成九年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律第三条第一項の特定債券に係る債務の償還を確実に行うため、国債整理基金特別会計法の規定による繰入れを適切に行うものとする。

○ 日本国有鉄道の経営する事業の運営の改善のために昭和六十一年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律（昭和六十一年法律第七十六号）（抄）

（一般会計による未償還特定債務の承継等）

第二条 政府は、昭和六十二年三月三十一日において、日本国有鉄道経営再建促進特別措置法（昭和五十五年法律百十一号。以下「特別措置法」という。）第十八条に規定する特定債務（同日までに償還されたものを除く。以下「未償還特定債務」という。）

及び未償還特定債務に係る同日において支払うこととなつて利子に係る債務を、一般会計において承継する。この場合において、当該承継に係る未償還特定債務の償還条件のうち償還期限及び据置期限（以下「償還期限等」という。）については、政令で定めるところによる。

2 政府は、前項の規定により未償還特定債務を一般会計において承継したときは、その時において、日本国有鉄道に対し、未償還特定債務の額に相当する額の長期の資金を無利子で貸し付けたものとする。

4 3 前項の規定による貸付金の償還に必要事項は、政令で定める。

4 日本国有鉄道は、第二項の規定による貸付金に係る債務の処理に係る計理については、特別措置法第二十条に規定する特定債務の整理特別勘定において整理しなければならない。この場合において、同条中「第十八条の規定により貸付けを受けた長期の資金」とあるのは、「第十八条の規定により貸付けを受けた長期の資金及び日本国有鉄道の経営する事業の運営の改善のために昭和六十一年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律（昭和六十一年法律第七十六号）第二条第二項の規定により貸し付けたものとされた資金」とする。

○ 日本国有鉄道清算事業団の債務の負担の軽減を図るために平成二年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律（平成二年法律第四十五号）（抄）

（出資持分の全部の譲受け及び一般会計による特定債務等の承継）

第二条 政府は、平成二年度において、清算事業団の帝都高速度交通営団に対する持分（以下「出資持分」という。）の全部について、政令で定めるところにより、日本国有鉄道改革法等施行法（昭和六十一年法律第九十三号）附則第二十四条第一項の規定による譲渡を受けるものとする。

2 政府は、前項の場合において、当該譲渡を受ける出資持分の対価の支払に代えて、当該出資持分の適正な価額に相当する額の特定債務（政府が貸し付けた長期の資金に係る清算事業団の債務のうち政令で定めるものをいう。）及び当該特定債務に係る利子（当該出資持分の譲渡を受ける日以前に発生している利子のうち同日以後に支払われることとされているものに限る。）に係る債務を一般会計において承継するものとする。

○ 日本国有鉄道清算事業団の債務の負担の軽減を図るために平成九年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律（平成九年法律第七十三号）（抄）

（国債に関する法律及び日本国有鉄道清算事業団法の適用等）

第三条 前条第一項の規定により政府が承継した特定債務に係る日本国有鉄道清算事業団債券（以下「特定債券」という。）については、国債に関する法律（明治三十九年法律第三十四号）第六条及び第八条を除く。）その他の法令中国債に関する規定を適用する。

○ 一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成十年法律第三百三十七号）（抄）

（国税収納金整理資金に関する法律の適用に関する特例）

第二十五条 前条の規定によりたばこ特別税の収入を国債整理基金特別会計の歳入に組み入れる場合における国税収納金整理資金に関する法律（昭和二十九年法律第三十六号）第六条第二項の規定の適用については、同項中「石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計」とあるのは、「国債整理基金特別会計、石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計」とする。

（一般会計からの国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例）

第二十六条 第二十四条の規定によりたばこ特別税の収入を国債整理基金特別会計の歳入に組み入れる場合においては、当該組み入れられた金額に相当する金額が国債整理基金特別会計法（明治三十九年法律第六号）第二条第一項の規定により一般会計から国債整理基金特別会計に繰り入れられたものとみなす。

○ 貿易保険法の一部を改正する法律（平成十一年法律第二百二号）（抄）

附 則

(再保険に関する経過措置)

第十條 (略)

2 5 (略)

6 第一項の規定により政府の再保険事業が行われる場合には、貿易再保険特別会計法(昭和二十五年法律第六十八号)第一条中「再保険」とあるのは「再保険及び貿易保険法の一部を改正する法律(平成十一年法律第二百二号)附則第十條第一項の再保険」と、同法第四條第一項中「第六十一條第一項」とあるのは「第六十一條第一項及び貿易保険法の一部を改正する法律附則第十條第三項」と、「第六十一條第二項」とあるのは「第六十一條第二項並びに貿易保険法の一部を改正する法律附則第十條第四項」と、同法第十一條の第二項中「及び法第六十一條第二項」とあるのは「並びに法第六十一條第二項及び貿易保険法の一部を改正する法律附則第十條第四項」とする。

○ 国民年金法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第十八号) (抄)

附 則

(積立金の運用に関する経過措置)

第三十七條 厚生労働大臣は、平成十二年度末現在資金運用部に預託している年金積立金(国民年金特別会計の国民年金勘定及び厚生保険特別会計の年金勘定に係る積立金をいう。以下同じ。)については、第三條の規定による改正後の国民年金法第五章又は第七條の規定による改正後の厚生年金保険法第四章の二の規定(次項において「改正後の運用規定」という。)にかかわらず、年金積立金管理運用独立行政法人に対し、財政融資資金特別会計法(昭和二十六年法律第一百号)第十一條第一項又は第十二條の規定による公債を引き受けることを目的として寄託することができる。

2 前項に規定する年金積立金の運用については、国民年金事業及び厚生年金保険事業の財政の安定的運営に配慮しつつ、資金運用部の既往の貸付けの継続にかかわる資金繰り及び市場に与える影響に配慮して、同項の規定による寄託その他の所要の措置を講ずるものとする。この場合において、年金積立金管理運用独立行政法人に対し改正後の運用規定により寄託した各年度末の年金積立金の額が漸次増加するよう行うものとする。

○ 郵便貯金法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第九十八号) (抄)

附 則

(郵便貯金として受け入れた資金の運用に関する経過措置)

第二條 (略)

2 総務大臣は、郵便貯金預託金の払戻金を新郵便貯金法第六十八條の三の規定により運用する場合においては、新郵便貯金法第六十八條の二の目的を踏まえつつ、資金運用部の既往の貸付けの継続にかかわる資金繰り及び市場に与える影響に配慮して、適切に

財政融資資金特別会計法（昭和二十六年法律第一百号）第十一条第一項又は第十二条の規定による公債を引き受ける等所要の措置を講ずるものとする。

○ 郵便振替として受け入れた資金の運用に関する経過措置（第六条（略））

2 総務大臣は、郵便振替預託金の払戻金を新郵便振替法第七十条の二の規定により運用する場合においては、郵便振替事業の健全な運営を確保しつつ、資金運用部の既往の貸付けの継続にかかわる資金繰り及び市場に与える影響に配慮して、適切に財政融資資金特別会計法第十一条第一項又は第十二条の規定による公債を引き受ける等所要の措置を講ずるものとする。

○ 自動車損害賠償保障法及び自動車損害賠償責任再保険特別会計法の一部を改正する法律（平成十三年法律第八十三号）（抄）

附 則

（経過措置）

第二条（略）

2 前項の場合においては、同項の規定によりなおその効力を有することとされた旧自賠法第五十一条中「自動車損害賠償責任再保険特別会計」とあるのは「自動車損害賠償保障事業特別会計」と、第一条の規定による改正後の自動車損害賠償保障法（以下「新自賠法」という。）第二十八条の四第一項第一号中「第七十八条」とあるのは「第七十八条並びに自動車損害賠償保障法及び自動車損害賠償責任再保険特別会計法の一部を改正する法律（平成十三年法律第八十三号。以下「改正法」という。）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされた改正法第一条の規定による改正前の自動車損害賠償保障法（以下「なお効力を有する旧自賠法」という。）第四十条及び第四十六条（なお効力を有する旧自賠法第五十条第一項において準用する場合を含む。））と、同項第二号中「準用する場合を含む。」とあるのは「準用する場合を含む。」並びになお効力を有する旧自賠法第四十条及び第四十五条（なお効力を有する旧自賠法第五十条第一項において準用する場合を含む。））と、新自賠法附則第二項中「第八十二条第二項」とあるのは「第八十二条第二項及びなお効力を有する旧自賠法第五十一条」と、新自賠法附則第三項中「法第七十六条」とあるのは「法第七十六条」と、特別会計法附則第十三項中「納付金、なお効力を有する旧自賠法第五十一条の規定による一般会計からの繰入金」とあるのは「納付金」と、特別会計法附則第十六項中「、なお効力を有する旧自賠法第五十一条の規定による一般会計からの繰入金及び附属雑収入」とあるのは「及び附属雑収入」と、特別会計法附則第十八項中「納付金、なお効力を有する旧自賠法第五十一条の規定による一般会計からの繰入金及び附属雑収入」とあるのは「納付金」とする。

○ 平成十四年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律（平成十四年法律第二十号）（抄）

（国債整理基金特別会計法の適用の特例等）

第五条 地方交付税法等の一部を改正する法律附則第三項の規定により一般会計に帰属した借入金のうち、平成三年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例等に関する法律（平成四年法律第百二号）第二条、平成五年度における一般会計承継債務等の償還の特例等に関する法律（平成五年法律第九号）第一条、平成六年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰入れ

の特例等に関する法律（平成六年法律第四十三号）第六条及び平成七年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例等に関する法律（平成七年法律第六十号）第五条の規定によりその償還を延期した借入金であつて、平成十三年度の末日においてまだ償還されていないものについては、国債整理基金特別会計法第二条第四項の規定は、適用しない。

○ 日本郵政公社法施行法（平成十四年法律第九十八号）（抄）

第十五条（略）

2 総務大臣は、公社の郵便貯金預託金の払戻金の運用が財政融資資金の郵便貯金法等一部改正法の施行の日前の貸付けの継続にかかわる資金繰り及び市場に与える影響に配慮したものになるようにするため、公社が当該払戻金を運用する場合における財政融資資金債（財政融資資金特別会計法（昭和二十六年法律第一百一十号）第十一条第一項又は第十二条の規定により発行される公債をいう。）の引受けの方法による運用についての指針を定めなければならない。

3 5（略）

○ 中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律（平成十四年法律第四百十六号）（抄）

附 則

第四条（産業基盤整備基金の解散等）

2 14（略）

15 第一項の規定により開発機構が基金の権利及び義務を承継したときは、次の各号に掲げる金額は、それぞれ、その承継の際、政

府から開発機構に対して当該各号に定める業務に必要な資金に充てるべきものとして出資されたものとする。

一 次のイ及びロに掲げる額の合計額に相当する金額 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成十四年法律第

百四十五号）附則第十四条第一項及び附則第十五条第一項に掲げる業務

イ（略）

ロ 特定事業活動促進法等一部改正法附則第二条第二項の規定によりなおその効力を有することとされた旧特定事業活動促進法第十五条の規定する再生資源利用等特別勘定に属する資産（次号に規定する産業投資特別会計からの出資金に係るものを除く。）の金額を差し引いた額

16 17（略）

二 旧特定事業活動促進法第十条第一号に掲げる業務又は特定事業活動促進法等一部改正法附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされた旧特定事業活動促進法第十条第一号に掲げる業務に必要な資金に充てるべきものとして政府の産業投資特別会計から出資された額に相当する金額 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法附則第十五条第一項に掲

○ 社会資本整備重点計画法（平成十五年法律第二十号）（抄）

（重点計画）

第四条（略）

2 5（略）

6 主務大臣等は、第一項の規定により重点計画の案（第二条第二項第九号から第十一号までに掲げる事業（以下「治水事業」という。）に係る部分に限る。）を作成しようとするときは、治水事業と国有林野事業特別会計法（昭和二十二年法律第三十八号）第一条第四項に規定する治山事業との総合性を確保するため、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四条第五項に規定する森林整備保全事業計画又はその変更の案との調整を図らなければならない。

7・8（略）

○ 独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）（抄）

附 則

（都市開発資金の貸付けに関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第四十四条（略）

2 国が前項の規定により機構に対する貸付けを行う場合における都市開発資金融通特別会計法（昭和四十一年法律第五十号）第一条に規定する特別会計の経理については、同条中「に対する貸付けに関する」とあるのは、「に対する貸付け並びに独立行政法人都市再生機構法附則第四十四条第一項の規定による独立行政法人都市再生機構に対する貸付けに関する」とする。

○ 東京国際空港における緊急整備事業の円滑な推進に関する特別措置法（平成十六年法律第二十四号）（抄）

（地方公共団体の無利子貸付け）

第四条 地方公共団体は、総務大臣と協議の上、国に対し、東京国際空港における緊急整備事業に要する費用に充てる資金の一部を無利子で貸し付けることができる。

2 前項の規定による資金の貸付けに係る借入金は、空港整備特別会計に帰属するものとする。

○ 年金積立金管理運用独立行政法人法（平成十六年法律第百五号）（抄）

（利益及び損失の処理の特例等）

第二十五条 管理運用法人は、通則法第四十四条第一項の規定にかかわらず、総合勘定において、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、当該事業年度における厚生年金勘定及び国民年金勘定から受け入れた資金の額を基準として政令で定めるところにより按分した額を、それぞれこれらの勘定に帰属させるものとする。

- 2 管理運用法人は、通則法第四十四条第二項の規定にかかわらず、総合勘定において、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、当該事業年度における厚生年金勘定及び国民年金勘定から受け入れた資金の額を基準として政令で定めるところにより按分し、それぞれこれらの勘定から受け入れた資金を減額して整理するものとする。
- 3 厚生年金勘定及び国民年金勘定については、通則法第四十四条第一項ただし書、第三項及び第四項の規定は、適用しない。
- 4 管理運用法人は、厚生年金勘定又は国民年金勘定において、通則法第四十四条第一項及び第二項の規定により整理された積立金の額から政令で定めるところにより厚生労働大臣が定める額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を翌事業年度の三月三十一日までにそれぞれ厚生保険特別会計年金勘定又は国民年金特別会計国民年金勘定に納付しなければならない。
- 5 前項の規定による納付金の納付の手続については、政令で定める。

○ 独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法（平成十七年法律第七十一号）（抄）

（国庫納付金）

- 第十五条 機構は、前条各号に定める勘定において、毎事業年度、当該事業年度に行つた年金福祉施設等の譲渡により生じた収入の総額から政令で定めるところにより厚生労働大臣が定める額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を翌事業年度の三月三十一日までにそれぞれ厚生保険特別会計年金勘定、国民年金特別会計国民年金勘定又は厚生保険特別会計健康勘定に納付しなければならない。

2 （略）

- 3 機構が第一項の規定による納付金を厚生保険特別会計年金勘定に納付する場合には厚生保険特別会計法（昭和十九年法律第十号）第五条中「ヨリノ国庫納付金」とあるのは「及独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構ヨリノ国庫納付金」とし、厚生保険特別会計健康勘定に納付する場合には同法第三条中「借入金及」とあるのは「独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構ヨリノ国庫納付金、借入金及」とし、国民年金特別会計国民年金勘定に納付する場合には国民年金特別会計法（昭和三十六年法律第六十三号）第四条第一項中「からの国庫納付金」とあるのは「及び独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構からの国庫納付金」とする。
- 4 （略）

○ 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二号）（抄）

（国債整理基金特別会計法の一部改正）

- 第五条 国債整理基金特別会計法（明治三十九年法律第六号）の一部を次のように改正する。
- 第十四条 及び第十五条を削り、第十六条を第十四条とし、第十七条を第十五条とし、同条の次に次の一条を加える。
- 第十六条 郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第三十八条第五項ノ規定ニ依リ政府ニ無償譲渡セラレタル日本郵政株式会社ノ株式ノ総数ノ三分ノ二ニ当タル株式ハ国債ノ元金償還ニ充ツベキ資金ノ充実ニ資スル為一般会計ヨリ無償ニテ国債整理基金特別会計ニ所屬替ヲ為スモノトス
- 第十八条を第十七条とする。

第九條（厚生保険特別会計法の一部改正）
第九條 厚生保険特別会計法（昭和十九年法律第十号）の一部を次のように改正する。
第三條中「第三條第三項」を「第三條第五項」に改める。

（労働保険特別会計法の一部改正）
第八十五條 労働保険特別会計法（昭和四十七年法律第十八号）の一部を次のように改正する。
第六條及び第七條第二項中「第三條第三項」を「第三條第五項」に改める。

（特許特別会計法の一部改正）
第九十四條 特許特別会計法（昭和五十九年法律第二十四号）の一部を次のように改正する。
第三條中「第三條第三項」を「第三條第五項」に改める。

（登記特別会計法の一部改正）
第九十七條 登記特別会計法（昭和六十年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。
第三條第一項中「第三條第三項」を「第三條第五項」に改める。

○ 国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律（平成十八年法律第九号）（抄）

附 則

（国有林野事業の改革のための特別措置法の一部改正に伴う経過措置）
第四條 この法律の施行前に前條の規定による改正前の国有林野事業の改革のための特別措置法第十八條第一項又は第十九條第一項の規定により借り入れた借入金については、新法第五條第一項の規定による借入金とみなして、新法第七條の規定を適用する。

○ 平成十八年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律（平成十八年法律第十一号）（抄）

（電源開発促進対策特別会計からの一般会計への繰入れ）

第三條 政府は、平成十八年度において、電源開発促進対策特別会計の電源立地勘定から二百九十七億円、同特別会計の電源利用勘定から二百九十八億円を限り、それぞれ一般会計に繰り入れることができる。

2 政府は、前項の規定による電源開発促進対策特別会計の電源立地勘定又は電源利用勘定からの繰入金については、後日、予算の定めるところにより、それぞれその繰入金に相当する額に達するまでの金額を、一般会計から同特別会計の電源立地勘定又は電源利用勘定に繰り入れるものとする。

3 第一項の規定による電源開発促進対策特別会計の電源立地勘定又は電源利用勘定からの繰入金は、それぞれ同特別会計の電源立地勘定又は電源利用勘定の歳出とし、前項の規定による一般会計からの同特別会計の電源立地勘定又は電源利用勘定への繰入金は、それぞれ同特別会計の電源立地勘定又は電源利用勘定の歳入とする。

○ 健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）（抄）

附 則

（厚生保険特別会計法の一部改正）

第七十九条 厚生保険特別会計法（昭和十九年法律第十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「老人保健法」を「高齢者の医療の確保に関する法律」に、「拠出金及国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）ノ規定ニ依ル拠出金」を「前期高齢者納付金等及後期高齢者支援金等」に改める。

第三条中「老人保健法」を「高齢者の医療の確保に関する法律」に、「拠出金、国民健康保険法ノ規定ニ依ル拠出金」を「前期高齢者納付金等及後期高齢者支援金等」に改める。

第十条第二項中「老人保健法」を「高齢者の医療の確保に関する法律」に、「拠出金、国民健康保険法ノ規定ニ依ル拠出金及」を「前期高齢者納付金等及後期高齢者支援金等並ニ」に改める。

第十九条第二項中「老人福祉」を「高齢者ノ福祉」に、「老後」を「高齢期」に、「左ニ」を「次ニ」に改め、同項第一号中「老人保健法第六十四条第三項」を「高齢者の医療の確保に関する法律第三百三十九条第三項」に、「老人保健関係業務」を「高齢者医療制度関係業務」に改め、同項第二号中「老人保健法」を「高齢者の医療の確保に関する法律」に、「拠出金」を「前期高齢者納付金等及後期高齢者支援金等」に改め、同項第三号中「老人保健法」を「高齢者の医療の確保に関する法律」に、「拠出金ノ一部ニ充ツル為及」を「前期高齢者納付金等及後期高齢者支援金等」に改める。

第二十四条の次に次の二条を加える。

第二十五条 国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）附則第十条第一項ノ規定ニ依ル拠出金ヲ納付スル間第一条中「後期高齢者支援金等」トアルハ「後期高齢者支援金等、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）ノ規定ニ依ル拠出金」トス

ト第三条及第十条第二項中「後期高齢者支援金等」トアルハ「後期高齢者支援金等、国民健康保険法ノ規定ニ依ル拠出金」トス

第二十六条 高齢者の医療の確保に関する法律附則第二条ニ規定スル政令ヲ以テ定ムル日迄ノ間第一条、第三条、第十条第二項並ニ第十九条第二項第二号及第三号中「及後期高齢者支援金等」トアルハ「後期高齢者支援金等及病床転換支援金等」トス

第八十条 厚生保険特別会計法の一部を次のように改正する。

第一条中「健康保険事業（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）ノ規定ニ依ル前期高齢者納付金等及後期高齢者支援金等並ニ介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）ノ規定ニ依ル納付金ノ納付ヲ含ム以下之ニ同ジ）及」を「健康保険ニ関シ政府ガ行フ業務ノ經理ヲ明確ニスル為、」に、「並ニ児童手当」を「及児童手当」に改める。

第三条中「健康保険事業経営上ノ保険料、一般会計ヨリノ受入金」を「健康保険法（大正十一年法律第七十号）ノ」第五百五十五条ノ規定ニ依ル保険料（任意継続被保険者ニ係ル保険料ヲ除ク）に、「健康保険法（大正十一年法律第七十号）ノ」を「健康保険法ノ」に改め、「事業運営安定資金ヨリノ受入金、事業運営安定資金（昭和五十七年法律第八十号）ノ規定ニ依ル前期高齢者納付金等及後期高齢者支援金等、介護保険法ノ規定ニ依ル納付金、事業運営安定資金ヘノ繰入金、借入金ノ償還金及利子」を「全国健康保険協会ヘノ交付金」に、「並ニ同事業」を「及健康保険ニ関シ政府ガ行フ業務」に改め、「療養所費、保健事業費、福祉事業費又ハ営繕費」及び「及保健事業ニ関スル経費ニ充ツル為

ノ一般会計ヘノ繰入金」を削る。

第六条中「健康保険事業ノ業務取扱」を「健康保険ニ関シ政府ガ行フ業務ノ業務取扱」に改め、「療養所費、保健事業費、福祉事業費又ハ営繕費」を削り、「健康保険事業及厚生年金保険事業」を「此等ノ業務及事業」に、「此等ノ事業」を「此等ノ業務及事業」に改め、「健康保険事業ノ療養所費、保健事業費、福祉事業費及営繕費」を削る。

第七条を次のように改める。

第七条 健康勘定ニ於テ決算上剰余ヲ生ジタルトキハ同勘定ノ翌年度ノ歳入ニ繰入ルベシ

第七条ノ二及び第七条ノ三を削る。

第九条第一項中「勅令」を「政令」に改め、「事業運営安定資金並ニ」を削り、「又ハ」の下に「健康勘定及」を加え、同条第二項中「勅令」を「政令」に改め、「事業運営安定資金並ニ」を削る。

第十条を次のように改める。

第十条 削除

第十一条を削り、第十一条ノ二を第十一条とする。

第十三条第一項中「事業運営安定資金及」を削る。

第十八条ノ六を削り、第十八条ノ六ノ二を第十八条ノ六とし、第十八条ノ七を次のように改める。

第十八条ノ七 削除

第十八条ノ八第一項中「昭和四十九年度以降ニ於テハ当分ノ間第十条ノ規定ニ拘ラズ」を削り、「乃至第八項」を「及第三項」に改め、同条第三項及び第五項から第八項までを削り、同条に次の一項を加える。

前二項ノ規定ニ依リ借入金ヲ行フ場合ニ於テ健康勘定ニ於テハ第三条ノ規定ニ依ルモノノ外借入金ヲ以テ其ノ歳入トス

第十八条ノ九に次の一項を加える。

前項ノ規定ニ依リ借入金ノ償還及当該借入金ニ係ル経費トシテ一般会計ヨリ健康勘定ニ繰入ルル場合ニ於テ同勘定ニ於テハ第三条ノ規定ニ依ルモノノ外一般会計ヨリ受入金ヲ以テ其ノ歳入トシ借入金ノ償還金及利子ヲ以テ其ノ歳出トス

第十八条ノ十に次の一項を加える。

前項ノ規定ニ依リ借入金ノ償還及当該借入金ニ係ル経費トシテ一般会計ヨリ健康勘定ニ繰入ルル場合ニ於テ同勘定ニ於テハ第三条ノ規定ニ依ルモノノ外一般会計ヨリ受入金ヲ以テ其ノ歳入トシ借入金ノ償還金及利子ヲ以テ其ノ歳出トス

第十九条第二項第一号中「高齢者の医療の確保に関する法律」の下に「（昭和五十七年法律第八十号）」を加え、同項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同項第四号中「前三号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同条第五項を削る。

第二十五条及び第二十六条を削る。

（厚生保険特別会計法の一部改正に伴う経過措置）

第八十一条 附則第七十九条の規定による改正後の厚生保険特別会計法の規定は、平成二十年度の予算から適用し、平成十九年度の収入及び支出並びに同年度以前の各年度の決算に関しては、なお従前の例による。

第八十二条 附則第八十条の規定による改正後の厚生保険特別会計法第三条及び第六条の規定は、平成二十一年度の予算から適用し、平成二十年度の予算に関する附則第八十条の規定による改正前の厚生保険特別会計法第三条及び第六条の規定の適用については、同法第三条中「健康保険事業経営上ノ保険料」とあるのは「健康保険法（大正十一年法律第七十号）ノ規定ニ依ル社会保険庁長

「官ガ徴収スル保険料」と、「同事業経営上ノ保険給付費」とあるのは「健康保険事業経営上ノ保険給付費、全国健康保険協会ヘノ交付金」と、「同事業ノ」とあるのは「同事業及健康保険ニ関シ政府ガ行フ業務ノ」とし、同法第六条中「健康保険事業ノ業務取扱」とあるのは「健康保険事業及健康保険ニ関シ政府ガ行フ業務ノ業務取扱」と、「健康保険事業及厚生年金保険事業」及び「此等ノ事業」とあるのは「此等ノ事業及業務」とする。

（船員保険特別会計法の一部改正）

第八十四条 船員保険特別会計法（昭和二十二年法律第二百三十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「老人保健法」を「高齢者の医療の確保に関する法律」に、「拠出金及び国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）の規定による拠出金」を「前期高齢者納付金等及び後期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等」に改める。

第三条中「老人保健法」を「高齢者の医療の確保に関する法律」に、「拠出金、国民健康保険法の規定による拠出金」を「前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等」に改める。

第六条中「老人保健法」を「高齢者の医療の確保に関する法律」に、「拠出金、国民健康保険法の規定による拠出金及び」を「前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに」に改める。

第十九条ただし書中「但し」を「ただし」に改め、「並びに第二十四条及び第二十五条」を削り、同条を附則第一条とする。

第二十条から第二十六条までを削り、第二十七条を附則第二条とし、同条の次に次の二条を加える。

第三条 国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）附則第十条第一項の規定による拠出金を納付する間、第一条中「後期高齢者支援金等」とあるのは「後期高齢者支援金等、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）の規定による拠出金」と、第三条及び第六条中「後期高齢者支援金等」とあるのは「後期高齢者支援金等、国民健康保険法の規定による拠出金」とする。

第四条 高齢者の医療の確保に関する法律附則第二条に規定する政令で定める日までの間、第一条、第三条及び第六条中「及び後期高齢者支援金等」とあるのは、「後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等」とする。

（船員保険特別会計法の一部改正に伴う経過措置）

第八十五条 前条の規定による改正後の船員保険特別会計法の規定は、平成二十年度の予算から適用し、平成十九年度の収入及び支出並びに同年度以前の各年度の決算に関しては、なお従前の例による。

（独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部改正）

第七十条 独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法（平成十七年法律第七十一号）の一部を次のように改正する。

第三条中「（政府が管掌する）」を「（政府が管掌していた）」に、「供する」を「供していた」に、「及び政府」を「及び全国健康保険協会」に改める。

第十四条第三号中「供する」を「供していた」に改める。

第十五条第三項中「借入金」とあるのは「」を「拠出金、」に改め、「借入金」を削る。

（独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部改正に伴う経過措置）

第八十条 前条の規定による改正後の独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法第十五条第三項の規定は、平成二十一年度の

予算から適用する。

○ 簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成十八年法律第四十七号）（抄）

第三節 特別会計改革

（趣旨）

第十七条 特別会計の改革は、特別会計の廃止及び統合並びにその経理の明確化を図るとともに、特別会計において経理されている事務及び事業の合理化及び効率化を図ることにより行われるものとし、平成十八年度から平成二十二年度までの間を目的に計画的に推進されるものとする。

2 前項の改革に当たっては、平成十八年度から平成二十二年度までの間において、特別会計における資産及び負債並びに剰余金及び積立金の縮減その他の措置により、財政の健全化に総額二十兆円程度の寄与をすることを目標とするものとする。

（特別会計の取扱いの原則）

第十八条 特別会計の新設は、事務及び事業の合理化若しくは効率化又は財政の健全化に資する場合を除き、行わないものとする。政府は、平成二十三年四月一日において設置されている特別会計について、その存続の必要性を検討するものとし、その後においても、おおむね五年ごとに同様の検討を行うものとする。

（法制上の措置等）

第十九条 政府は、特別会計の廃止及び統合、一般会計と異なる取扱いの整理並びに企業会計の慣行を参考とした資産及び負債の開示その他の特別会計に係る情報の開示のため、この法律の施行後一年以内を目途として法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 前項に規定するもののほか、政府は、国全体の財政状況の一覧性を確保するため、特別会計歳入歳出予算の総計及び純計について所管及び主要な経費の別に区分した書類を参考資料として予算に添付する措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 政府は、特別会計において経理されている事務及び事業の必要性の有無及び実施主体の在り方について、事務及び事業の内容及び性質に応じた分類、整理等の仕分けを踏まえた検討を行うものとする。

（道路整備特別会計等の見直し）

第二十条 道路整備特別会計、治水特別会計、港湾整備特別会計、空港整備特別会計及び都市開発資金融通特別会計は、平成二十年まで統合するものとする。この場合において、これらの特別会計において経理されていた事務及び事業については、その合理化及び効率化を図るものとする。

2 空港整備特別会計において経理されている事務及び事業については、将来において、独立行政法人その他の国以外の者に行わせることについて検討するものとする。

3 特定の税の収入額（これに相当する額を含む。以下この項において同じ。）の全部又は一部を道路に関する費用の財源に充てる制度（以下この項において「特定財源制度」という。）については、国の財政状況の悪化をもたらさないよう十分に配慮しつつ、

特定財源制度に係る税の収入額の使途の在り方について、納税者の理解を得られるよう、次の基本方針により、見直しを行うものとする。

- 一 道路の整備は、これに対する需要を踏まえ、その必要性を見極めつつ、計画的に進めるものとする。この場合において、道路の整備に係る歳出については、一層の重点化及び効率化を図るものとする。
- 二 特定財源制度に係る税については、厳しい財政状況にかんがみ、及び環境への影響に配慮し、平成十七年十二月における税率の水準を維持するものとする。
- 三 特定財源制度に係る税の収入額については、一般財源化を図ることを前提とし、平成十九年度以降の歳出及び歳入の在り方に関する検討と併せて、納税者の理解を得つつ、具体的な改正の案を作成するものとする。
- 4 空港整備特別会計法（昭和四十五年法律第二十五号）附則第十一項の規定による措置については、第一項の統合の後においても、空港の整備に係る歳出及び借入金を抑制するよう努めつつ、これを実施するものとし、将来において、空港の整備の進捗状況を踏まえ、その廃止について検討するものとする。

（厚生保険特別会計及び国民年金特別会計の見直し）

第二十一条 厚生保険特別会計及び国民年金特別会計は、平成十九年度において統合するものとする。この場合において、これらの特別会計において経理されていた事務及び事業については、その合理化及び効率化を図るものとする。

（船員保険特別会計の見直し）

第二十二條 船員保険特別会計については、同特別会計において経理されている事務及び事業並びにこれらに係る制度の在り方を平成十八年度末までを目的に検討するものとし、その結果に基づき、当該事務及び事業のうち労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）次条第一項において「労災保険法」という。）による労働者災害補償保険事業又は雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）による雇用保険事業に相当する部分以外の部分の健康保険法（大正十一年法律第七十号）第七条の二第一項に規定する全国健康保険協会その他の公法人への移管その他の必要な措置を講じた上で、平成二十二年度までを目的に、労働保険特別会計に統合するものとする。

（労働保険特別会計に係る見直し）

第二十三條 労働保険特別会計において経理される事業は、労災保険法の規定による保険給付に係る事業及び雇用保険法の規定による失業等給付に係る事業に限ることを基本とし、労災保険法の規定による労働福祉事業並びに雇用保険法の規定による雇用安定事業、能力開発事業及び雇用福祉事業については、廃止を含めた見直しを行うものとする。

2 雇用保険法第六十六条の規定による国庫負担（失業等給付に係るものに限る。）の在り方については、廃止を含めて検討するものとする。

（地震再保険特別会計に係る見直し）

第二十四條 地震再保険特別会計において経理されている再保険の機能に係る事務及び事業については、その在り方を平成二十年度末までに検討するものとする。

(貿易再保険特別会計に係る見直し)

第二十五条 貿易再保険特別会計については、経済協力開発機構の加盟国への輸出に係る短期の貿易保険その他の貿易保険への民間事業者の参入の一層の促進を図り、民間にゆだねることが可能なものとはできる限りこれにゆだねることを通じて、同特別会計において経理される事務及び事業の見直しを行うものとし、関連する制度の改正について平成二十年度末までを目途に検討するものとする。

(農業共済再保険特別会計及び漁船再保険及漁業共済保険特別会計に係る見直し)

第二十六条 農業共済再保険特別会計及び漁船再保険及漁業共済保険特別会計において経理されている再保険の機能に係る事務及び事業については、積立金の管理の透明性の向上を図った上でこれらの特別会計を統合した特別会計において経理することを含め、その在り方を平成二十年度末までに検討するものとする。

(森林保険特別会計の見直し)

第二十七条 森林保険特別会計については、同特別会計において経理されている事務及び事業を独立行政法人に移管し、同特別会計を廃止することについて、平成二十年度末までに検討するものとする。

(国有林野事業特別会計の見直し)

第二十八条 国有林野事業特別会計については、同特別会計の設置の目的及び国有林野事業の改革のための特別措置法(平成十年法律第三十四号)に基づく改革の実施状況を踏まえ、同特別会計の負担に属する借入金に係る債務の着実な処理その他国有林野の適切な管理運営のため必要な措置を講じつつ、同特別会計において経理されている事務及び事業の性質に応じ、その一部を独立行政法人に移管した上で、同特別会計を一般会計に統合することについて、平成二十二年末までに検討するものとする。

(国営土地改良事業特別会計の見直し)

第二十九条 国営土地改良事業特別会計は、平成二十年度までに一般会計に統合するものとする。
2 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)による国営土地改良事業及び都道府県営土地改良事業については、食料・農業・農村基本法(平成十一年法律第六号)第十五条第二項第三号の施策の推進の状況を踏まえ、国と地方公共団体との適切な役割分担について、平成十八年度末までに検討するものとする。

(食糧管理特別会計及び農業経営基盤強化措置特別会計の見直し)

第三十条 食糧管理特別会計及び農業経営基盤強化措置特別会計は、平成十九年度において統合するものとする。この場合において、これらの特別会計において経理されていた事務及び事業については、その合理化及び効率化を図るものとする。
2 前項前段の統合の後の特別会計において経理される事務及び事業については、当該統合の後において、その性質に応じ、一般会計において経理される事務及び事業への移行又は独立行政法人への移管について検討するものとする。

(自動車損害賠償保障事業特別会計及び自動車検査登録特別会計の見直し)

第三十一条 自動車損害賠償保障事業特別会計及び自動車検査登録特別会計は、平成二十年度において統合するものとする。この場合において、これらの特別会計において経理されていた事務及び事業については、その合理化及び効率化を図るものとする。

2 前項前段の統合の後の特別会計において経理される事務及び事業については、当該統合の後において、その性質に応じ、一般会計において経理される事務及び事業への移行又は独立行政法人への移管について検討するものとする。

(特許特別会計に係る見直し)

第三十二条 特許特別会計において経理される特許出願の審査(以下この条において単に「審査」という。)に係る事務及び事業については、一層迅速かつ的確な審査を実現することの必要性にかんがみ、審査の件数、審査に要する経費及び先行技術の調査の間への委託の件数について中期的かつ定量的な目標を定め、業務の効率の向上及び委託の拡大を図るものとする。

(国立高度専門医療センター特別会計の見直し)

第三十三条 国立高度専門医療センター特別会計は、平成二十二年度において廃止するものとする。

2 国立がんセンター、国立循環器病センター、国立精神・神経センター、国立国際医療センター、国立成育医療センター及び国立長寿医療センターは、国立高度専門医療センター特別会計の負担に属する借入金に係る債務の処理その他これらの機関の事務及び事業の適切かつ安定的な運営を維持するために必要な措置を講じた上で、独立行政法人に移行させるものとする。

(登記特別会計の見直し)

第三十四条 登記特別会計は、同特別会計において経理されている事務及び事業の合理化及び効率化を図るとともに、不動産登記法(平成十六年法律第百二十三号)第十四条第一項の地図を整備するために必要な措置を講じつつ、平成二十二年度末において一般会計に統合するものとする。

(特定国有財産整備特別会計の見直し)

第三十五条 特定国有財産整備特別会計は、同特別会計において経理される事務及び事業に必要な範囲に限定するものとし、国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法(昭和三十二年法律第百十五号。以下「庁舎法」という。)第五条に基づく特定国有財産整備計画の策定の見直しを踏まえ、平成二十二年度を用途に、一般会計に統合するものとする。

(電源開発促進対策特別会計及び石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計の見直し)

第三十六条 電源開発促進対策特別会計及び石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計は、平成十九年度において統合するものとする。この場合において、これらの特別会計において経理されていた事務及び事業については、合理化及び効率化を図るとともに、勘定を区分して経理することによりその運営の透明性を確保するものとする。

2 前項前段の統合に当たっては、電源開発促進税の収入は、一般会計の歳入に組み入れた上で、電源開発促進税法(昭和四十九年法律第七十九号)第一条に規定する措置(以下この項において「電源開発促進対策」という。)に要する費用の財源に充てるため、毎会計年度、必要な金額を統合された特別会計に繰り入れるものとし、当該収入の一部について、電源開発促進税の課税の目的を踏まえ、電源開発促進対策に係る財政需要に照らして一般会計から当該特別会計に繰り入れることが必要となるまでの間、効果的な活用を図ることを可能とするものとする。

(産業投資特別会計の見直し)

第三十七条 産業投資特別会計の産業投資勘定は、同勘定において経理される投資の対象を必要な範囲に限定した上で、平成二十年度までに、財政融資資金特別会計に移管するものとする。

2 前項の移管の後の勘定の在り方については、将来において、民間投資その他の状況を勘案し、その廃止を含めて検討するものとする。

3 産業投資特別会計の社会資本整備勘定は、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）第二条第一項、第二条の二第一項、第三条第一項若しくは第二項又は附則第三条第一項の規定による貸付けに係る業務の終了に伴い、廃止するものとする。

（財政融資資金特別会計に係る見直し）

第三十八条 財政融資資金特別会計においてその運用に関する歳入歳出を経理される財政融資資金については、その規模を将来において適切に縮減されたものとするため、同特別会計の負担において発行される公債の発行額を着実に縮減するとともに、その償還の計画を作成するものとする。

2 財政融資資金の地方公共団体に対する貸付けについては、第七条第一項の移行の状況を見極めつつ、段階的に縮減するものとする。

（外国為替資金特別会計に係る見直し）

第三十九条 外国為替資金特別会計において経理される事務については、その執行に要する費用の節減その他の合理化及び効率化を図るものとする。

2 外国為替資金特別会計法（昭和二十六年法律第五十六号）第十三条の規定による一般会計の歳入への繰入れについては、同条に規定する残余のうち相当と認められる金額を繰り入れる措置を講ずるものとする。

（国債整理基金特別会計に係る見直し）

第四十条 国債整理基金特別会計において経理される事務については、その執行に要する費用の節減その他の合理化及び効率化を図るほか、日本銀行に取り扱わせる国債に関する事務の範囲について、平成十九年度末までに検討するものとする。

（交付税及び譲与税配付金特別会計に係る見直し）

第四十一条 交付税及び譲与税配付金特別会計については、交付税及び譲与税配付金特別会計法（昭和二十九年法律第三百三号）附則第五条第一項に基づく借入金に係る中期的な返済計画を公表するものとする。